

フランスにおける映画振興に対する
助成システム等に関する実態調査

報告書

独立行政法人 日本芸術文化振興会 委託事業

令和3年2月

特定非営利活動法人映像産業振興機構

はじめに

本調査は、独立行政法人日本芸術文化振興会から「フランスにおける映画振興に対する助成システム等に関する実態調査」コンソーシアム（特定非営利活動法人映像産業振興機構と公益財団法人川喜多記念映画文化財団により結成）が受託し、同コンソーシアム内の調査・報告書作成チームが中心となり、事務運営管理チームや外部の翻訳者らの協力を得て、実施したものである。

この調査は、「フランスについて、文化政策および文化関係予算の概要、文化政策、文化関係予算および税制における映画振興の位置づけ、映画振興を担当する組織の概要および映画振興への助成システム等の具体的な内容に関する実態調査を行うことにより、当振興会における助成システムの機能強化はもとより、我が国の映画振興に対する助成システムの充実および文化政策の企画・立案に資する」ことを目的としている。

また、本調査の公募時における仕様書では、「文化政策としての映画振興に関して参考にすべき諸外国の助成システム等として、映画を通じた文化発信を積極的に行っているフランスが挙げられるが、助成機関や助成事業の実態については、詳細な把握ができていない現状にある」との課題認識の提示があった。

これらを受けて、本調査においては、フランスにおける国の文化政策や文化関係予算を概観しつつ、映画振興の中心的な担い手であるフランス国立映画映像センター（Centre national du cinéma et de l'image animée。以下、CNC）の組織概要や法的地位、ミッションを明らかにするとともに、劇場公開を目的とした長篇映画に対する助成システムに焦点を絞りながら、創作、製作から公開、ビデオ販売、配信に至るまでのバリューチェーン全般にわたって設定されている支援プログラムの実態を詳細に調査し、併せてこれらのプログラムを運用するために必要となる登録制度や認定制度などの諸制度の内容を明らかにする作業を行った。また、CNCの映画振興策において特に重視されている多様性の推進や地方との連携、主に会計上の適合性や透明性を保証するために実施されているモニタリングや監査・統制の仕組み、プログラム設計の基礎となる統計資料の分析、近年発表された報告書に見る政策提言の論点を紹介するとともに、新型コロナウイルスによる感染拡大の影響に対する政府の対応およびCNCによる復興計画についても、調査対象とすることにした。

調査手法として当初想定していたのは、CNCによる定期刊行物や助成システムを支えている諸制度の法的裏づけとなる映画映像法典（Code du cinéma et de l'image animée）の条文、そして各支援プログラムを解説するマニュアル類の翻訳と調査によって、助成システムの構造と内容を把握しつつ、その運用実態を、助成する側から明らかにすることであり、そのためには現地調査によるヒアリングは欠かせないと考えていた。しかし、2020年2月以降本格化したコロナ禍により、繰り返しロックダウンが行われている状況下で、現地に赴くことがかなわず、またCNCの担当窓口も復興計画の立案と実行に追われ、オンラインによるヒアリングもほぼ不可能という現実突き当たった。そのため、関連する膨大な文書類の翻訳を丹念に行い、長篇映画のバリューチェーンという図式のなかに的確に落とし込めるよう再構成していくことで、助成システムの全体像とその構造を明確にするよう努めることにした。

CNCの支援プログラムを詳述した文書類は、そのほとんどが同機関の公式ウェブサイトに掲出されており、翻訳や再構成にあたっては、できるだけ最新のバージョンに依拠することを心がけたが、この間のコロナ禍対策により頻繁にプログラム内容の更新が行われているため、現時点においてサイトで公開されている内容と異なる場合があることはご了承ください。また、これらの文書類や関連する引用文献、参考文献については、全て節末に挙げているが、支援プログラムの内容を解説書に基づいて説明する第4章の各節では、節の冒頭でも文書の出典を明示している。

翻訳にあたっては、原語の意味やニュアンスが的確に伝わるよう訳語を充てることに努め、頻出語については、可能なかぎり訳語の統一を図っている。そのうえで、CNCによる助成システムの構造を明確に示すため、支援プログラムの基本的な分類である2種類の制度については、「自動支援」「選択支援」という訳語で統一し、バリューチェーンの各フェーズにおける支援プログラムを総体として表現する場合は、製作助成や海外プロモーション助成というように、「助成」という訳語を用いている。ただし、具体的なプログラム名称については、全てCNCのウェブサイトにおける表記に準拠している。

以上のような調査方法と執筆原則に基づいて作成された本報告書は、フランスにおける映画振興の中心的なプレイヤーであるCNCの助成システムとその運用実態について、これらを支えている諸制度に関する詳細情報を含め、巨視的な観点から明らかにすることができた、と考えている。ただし、上述したように、コロナ禍への緊急対応として実施されている復興計画により、今まさに多くの支援プログラムが更新されているさなかにあり、また本報告書でも触れたように、CNCと政府・議会、映画業界との間では、さまざまな課題を巡って緊張関係に置かれており、助成システムの今後の姿は予断を許さない状況にあるとも考えられる。とはいえ、日本における映画振興策の充実や今後の企画・立案を図るうえで、フランスの助成システムに関する参照可能なベースとなる情報は、できる限り網羅したつもりである。映画振興に関心を持つ多くの方々に読んでいただけることを期待している。

令和3年2月

「フランス映画振興策等実態調査」コンソーシアム
特定非営利活動法人映像産業振興機構 (VIPO)
公益財団法人川喜多記念映画文化財団

内容 (目次)

はじめに	2
内容 (目次)	4
第1章 政府の文化政策と映画政策、および映画支援機関との関係	6
第1節 政府における文化政策と文化関係予算の概要	6
第2節 文化政策における映画政策の位置づけと反映、ならびに映画関係予算の概要	11
第3節 政府と所管する映画支援機関 CNC との関係を規定する法、ならびに人事に対する権限	15
第4節 映画製作費の資金調達から見たフランス映画産業の概観と CNC の役割	19
第2章 フランス国立映画映像センター (CNC) について	26
第1節 CNC の歴史と概要	26
第2節 CNC のミッション	38
第3節 CNC の組織構成	43
第4節 CNC の職員構成	50
第3章 映画支援制度と制度の基盤となる事項	54
第1節 映画支援制度と関連する基盤事項との関係	54
第2節 支援の財源	56
第3節 映画テレビ登録制度 (Registres du cinéma et de l'audiovisuel, RCA)	66
第4節 投資認定 (Agrément des investissements) と製作認定 (Agrément de production)	69
第5節 自動支援と選択支援	73
第6節 法定納付 (Dépôt légal)	77
第7節 融資制度	80
第8節 税制優遇	86
第4章 長篇映画に対する支援制度とその運用	94
第1節 CNC による支援制度の概説と長篇映画支援に焦点を当てる理由	94
第2節 創作助成	96
第3節 製作助成	114
第4節 国際共同製作助成	138
第5節 配給助成	182
第6節 公開助成	200
第7節 ビデオ助成	234

第 8 節 海外プロモーション助成	263
第 9 節 映画遺産助成	268
第 10 節 地方行政との関係	279
第 11 節 多様性の推進	286
第 5 章 モニタリングと監査・統制	291
第 1 節 CNC の支援プログラムに対するモニタリングのありかた	291
第 2 節 監査・統制による会計の透明性の保証	296
第 6 章 政策提言、統計調査、復興施策	304
第 1 節 映画支援に対する政策提言	304
第 2 節 CNC の支援制度を支える統計調査	314
第 3 節 フランス映画界におけるコロナ禍復興施策	325
資料集 1 映画と映像に関する法典（目次）	342
資料集 2 CNC による支援プログラムならびに関連プログラムのタイトル一覧	368
資料集 3 CNC 年鑑 2019 年版 第 6 章第 1 節公的資金（全訳）（原文 p.251-273）	372
<用語集>	393
おわりに	408

凡例

・本報告書の本文（第 1 章～第 6 章）において登場する専門用語、技術用語、固有名詞で、頻出語やキーワードと思われるものは、「用語集」として巻末にまとめて解説しているが、当該の用語が本文の各節においてはじめて登場した場合に限り、用語を太字とし、赤字で〔用語集〕と注記した。

また、本文で紹介されている項目で、他の章や節において詳しい説明が与えられているものについては、該当項目のあとに赤字で、たとえば〔第 4 章第 3 節にて詳説〕と注記した。

・本報告書の本文、特に第 3 章と第 4 章は、CNC 公式ウェブサイト上のページや掲載文書を主たる典拠に作成されている。とりわけ、個々の支援プログラムを詳説している第 4 章第 2 節から第 9 節までは、典拠とした文書自体の記述スタイルにおいて相互にかなりの違いがあり、各プログラムの解説では読みやすさを考慮し、原文を再構成している箇所も多いが、プログラム相互の記述スタイルの統一はあえて行っていない。

・上記のように、第 3 章や第 4 章など節全体の内容が大きく特定の文献に依拠している場合は、節の冒頭で文献を明記するとともに、節末にも「参考文献」として挙げている。また、本文中に引用符を用いて文言を引用している文献については「引用文献」として、それ以外については「参考文献」として、それぞれ節末に列挙した。

ただし、映画映像法典（Code du cinéma et de l'image animée）については、さまざまな条文を多くの節で取り上げているので、本文中で明示するのに留め、節末の文献リストには挙げていない。

第1章

政府の文化政策と映画政策、 および映画支援機関との関係

本章では、フランスにおける映画振興に対する助成システムが、どのように設計され、機能しているのかを明らかにしていくうえで、その前提と考えられる国の政策や予算、実行主体となる映画支援機関との関係を見ていく。主に扱うテーマは、文化政策を中心的に担っている文化省の理念と予算、文化省以外の政府予算、文化事業者に割り当てられる特別税等の存在、そして映画支援機関や機関の総裁職、理事会の法的な地位や任務、権限などである。

第1節 政府における文化政策と文化関係予算の概要

本節では、フランスにおける文化政策の中心的な担い手として、1959年に設置された文化省（設置当初の省名は文化問題担当省。なお、文化担当省の名称は、政権によって、これまで何度も変更されてきたが、ここでは、特別な理由がない限り「文化省」に統一する）において、当初より文化政策の柱となってきた「文化遺産」「芸術支援」「文化の民主化」という3つの理念の存在を明らかにするとともに、現在においても、この理念が継承されていることを、2020年予算を通して確認する。また、文化省以外の省による予算を概観することにより、フランスの国家予算における文化関連予算の割合を明確にする。

◆ 3つの理念

フランスにおいて、国の文化政策を中心的に担っているのが文化省（ministère de la culture）である。フランスの政治制度では、政府を構成する各大臣の任命権は、直接選挙によって選ばれた大統領にある。そのため、各省が所掌する施策の範囲も、政権の方針によって異なることが多い。2017年5月に発足したエマニュエル・マクロン政権では、文化担当省の名称が20年ぶりに、文化通信省（ministère de la culture et de la communication）から文化省へと戻されることになった。

1959年2月3日、シャルル・ドゴール大統領は、国民教育省から独立した文化問題担当省（ministère des affaires culturelles）を新たに設置し、作家のアンドレ・マルローを大臣に指名した。同年7月24日の文化問題担当省の組織に関するデクレ〔用語集〕59-889では、この新しい省の責務は、以下のよう
に定義されている。「可能な限り多くのフランス人が、人類の、とりわけフランスの主要作品に触れられ、わが国の文化遺産を多くの人が鑑賞できるようにし、わが国の文化を豊かにするような芸術や精神の作品を創造することを奨励する」（小林1995：108）。文化問題担当省は、国民教育省から芸術、文学に関する業務を引き継ぐとともに、後述するように、産業商業省より国立映画センターを引き継ぐことになった。マルローは10年に及ぶ在任期間中に、歴史的記念物の修復や、文化遺産を地方において享受できるような文化機関として「文化の家」を設立するとともに、現代美術や建築といったあらたな芸術領域における創造活動への国の支援の制度化に努めた。こうした施策に反映された「文化

遺産」「芸術支援」「文化の民主化」という3つの理念は、その後、60年以上経過した現在においても、文化省における政策の一貫した支柱として堅持されている。

◆ミッションとプログラム

ところで、2006年から施行されているフランスの予算法では、ミッション (mission)、プログラム (programme)、アクション (action) という3つの段階で、予算額の提示が行われ、公金支出の透明性を保証する試みが行われている。文化省が担当しているミッションは3つで、それぞれのミッションのなかで、複数のプログラムが設定され、またプログラムごとに多くのアクションが位置づけられている。以下、2020年の当初予算法 (LFI) **〔用語集〕**における文化省のミッションとプログラムの項目、予算および全体予算に対する比率を表にする。

図表 1-1a：フランス 2020 年当初予算法における文化省予算と全体予算に対する比率

ミッション・プログラム名	百万€	比率 (%)
文化ミッション	2,961	81
プログラム番号 175 文化遺産	972	27
プログラム番号 131 創造	825	23
プログラム番号 224 知識の伝達と文化の民主化	1,164	32
(上記には、省全体で支援機能を果たすための人件費が含まれる)	661	18
メディア・書籍・文化産業ミッション	587	16
プログラム番号 180 出版およびメディア	280	8
プログラム番号 334 書籍および文化産業	306	8
研究及び高等教育ミッション	110	3
プログラム番号 186 文化研究および科学的文化	110	3
合計	3,658	100

出典：Tableau 1- Budget du ministère de la Culture, 2017-2020 in Ministère de la culture, *Chiffres clés, statistiques de la culture 2020*, p. 13.

上表より明らかなように、文化ミッションと呼ばれる費目が全体予算の81%を占めている。そのミッションを構成している3つのプログラム、「文化遺産」「創造」「知識の伝達と文化の民主化」が、上述した3つの理念に対応していることがわかるだろう。

また、2020年当初予算法における国家予算は4,785億3,500万ユーロとなっており、上表の合計にある文化省予算36億5,800万ユーロが占める割合は0.76%となっている。

◆アクション

つづいて、各プログラムにおけるアクションに関連して、助成執行の対象となっている公設法人 **〔用語集〕** や施設を一覧としてまとめておく。フランスにおける文化省の予算は、フランソワ・ミッテラン政権でジャック・ラングが文化相を務めた時期 (1981～86 および 1988～93) に大幅に拡大し、その対象領域が「民衆文化や生活文化、写真、ファッション、ロック音楽、サーカスや大道芸、漫画などにも及ぶ幅広いものになる」とともに、「学校教育と文化のプロフェッショナルを育成する高等専門教育がともに強化された」(長嶋 2019: 50) と言われている。国の振興対象とする文化領域の拡張や経済発展をけん引するための芸術文化を創造する人材の育成という課題が、現政権にまで引き継がれていることが、主たる助成対象となっている法人や施設のリストから理解できるだろう。

図表 1-1b：フランス 2020 年当初予算法において、文化省による公共サービスのための財政支援対象となる
公設法人（事業者）リスト

文化ミッション	
	プログラム番号 175 文化遺産
	ルーヴル美術館
	国立予防考古学研究所
	ジョルジュ・ポンピドゥー国立芸術文化センター
	フランス文化財センター
	ヴェルサイユ宮殿および博物館公設法人
	オルセー美術館およびオランジェリー美術館
	グラン・パレおよび国立美術館連合公設法人
	ケ・ブランリ美術館公設法人
	ヨーロッパ・地中海文明博物館
	建築遺産博物館
	他の法人・施設（フォンテーヌブロー宮殿、パリ装飾美術館、ギメ東洋美術館、ギュスターヴ・モロー美術館、ジャン＝ジャック・エンネル美術館、ピカソ美術館、ポルト・ドレ宮公設法人など）
	プログラム番号 131 創造
	パリ国立オペラ
	シテ・ド・ラ・ミュージク＝フィルハーモニー・ド・パリ
	コメディ・フランセーズ
	ラ・ヴィレット公園・旧大市場公設法人
	国立シャイヨー劇場
	オデオン座
	オペラ・コミック座
	国立デ・ラ・コリーヌ劇場
	国立造形芸術センター
	ストラスブール国立劇場
	国立ダンスセンター
	他の法人・施設（アンサンブル・アンテルコンタンポラン、陶磁器美術館など）
	プログラム番号 224 知識の伝達と文化の民主化
	文化遺産不動産事業者
	パリ国立高等音楽院舞踊学校
	リヨン国立高等音楽院舞踊学校
	国立高等装飾美術学校
	地域圏の国立高等美術学校（6 法人）
	国立高等建築学校
	パリ国立高等美術学校
	他の法人・施設（在ローマ・フランス・アカデミー、国立サーカス芸術センター、フランス国立高等演劇学校、エコール・ド・ルーヴル、フランス国立高等工業デザイン学院、フランス国立高等映像音響芸術学校、エコール・ポリテクニクなど）
	メディア・書籍・文化産業ミッション
	プログラム番号 334 書籍及び文化産業
	フランス国立図書館
	国立図書センター
	他の法人・施設（公共情報図書館、国立音楽センターなど）
	研究及び高等教育ミッション
	プログラム番号 186 文化研究及び科学的文化
	科学館

出典：Tableau 2- Financements du ministère de la Culture aux établissements publics culturels (opérateurs): subventions pour charge de service public et dotations en fonds propres inscrites au Projet de loi de finances pour 2020, *Chiffres clés, statistiques de la culture 2020*, p. 14.

◆文化省以外の省による予算

フランスにおける文化関連予算については、文化省以外の省における支出にも留意しておかなくてはならない。以下の表は、フランスの2020年財務法案（PLF）〔用語集〕における文化情報関連予算の一覧であるが、文化省以外の省による予算が合計で44億2,200万ユーロに達しており、文化省予算の36億6,000万ユーロを上回っていることに注目したい。

図表 1-1c：フランス 2020 年財務法案における他省の文化情報関連予算

省庁名	金額（百万 €）
合計（文化省を除く）	4,422
国民教育省	2,678
ヨーロッパ外務省	748
高等教育・研究・イノベーション省	583
財務省	113
内務省	104
軍事省	98
農業・食糧省	36
国土一体省	22
行動・公会計省	11
環境連帯移行省	9
海外県・海外領土省	9
司法省	5
首相府	4
スポーツ省	3
民間航空総局（付属予算）	0.3
文化省	3,660
省庁予算合計	8,082

出典：Tableau 3 – Crédits du budget general et budgets annexes des autres ministères, affectés à la culture et à la communication, 2017-2020 in Ministère de la culture, *Chiffres clés, statistiques de la culture 2020*, p. 15.

◆国家予算における文化関連予算の割合

以上から、政府予算全体で文化情報関連予算は80億8,200万ユーロとなり、全体予算4,785億3,500万ユーロに対して占める割合は、1.69%に達している。この数字を、フランス政府が文化の育成、普及、保護に対して充当している、国家予算に対する文化予算の比率と考えるべきだろう。

引用文献

小林真理「フランスにおける文化政策と法に関する研究(1)―文化政策における現代的課題―」、『早稲田大学人間科学研究』第8巻第1号、1995年、107～119ページ。

長嶋由紀子「第5章 フランス」、『平成30年度文化行政調査研究 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業 報告書〔概要版〕』文化庁地域文化創生本部総括・政策研究グループ、2019年、48～59ページ。

参考文献

Ministère de la Culture. (2020, October 14). *Chiffres clés 2020: Statistiques de la culture et de la communication*. Available at:

<https://www.culture.gouv.fr/Sites-thematiques/Etudes-et-statistiques/Publications/Collections-d-ouvrages/Chiffres-cles-statistiques-de-la-culture-et-de-la-communication-2012-2020/Chiffres-cles-2020>.

第2節 文化政策における映画政策の位置づけと反映、ならびに映画関係予算の概要

フランスにおける映画振興のための助成システムにおいて、その実行主体となる映画支援機関がフランス国立映画映像センター（Centre national du cinéma et de l'image animée, CNC）である。

本節では、本章第3節ならびに第2章全体で詳しく紹介する CNC と、所管官庁である文化省との関係を明確にし、CNC のような特別税など固有財源を予算に運営されている機関を、国の文化予算全体との関係で位置づける。また、フランスにおける映画政策が文化の振興や保護のための政策の枠を超えていることを、映画やテレビ番組に関する貿易自由化交渉を巡るヨーロッパ・レベルでの文化的例外や文化多様性の議論によって裏付けるとともに、議論の内容が映画支援の基盤となる諸制度や CNC の支援プログラムに反映されている背景を見ていく。

◆文化省と CNC との関係

フランス文化省公式ウェブサイト（<https://www.culture.gouv.fr/>）のトップページから、「テーマ別サイト」（Sites thématiques）のナビゲーションをクリックすると、文化省が対象とする文化・芸術関連の「部門と職種」（Secteurs & métier）と、「公共政策」（Politiques publiques）というメニューが出てくる。「部門と職種」には 18 のジャンルが、「公共政策」では 15 の項目が掲出されている。

図表 1-2a：文化省が対象とする「部門と職種」「公共政策」の項目

部門と職種	建築、アーカイブズ、考古学、造形芸術、オーディオビジュアル、映画、
	文化遺産の知識、ダンス、デザイン/ファッション、文化産業、
	書籍と読書、記念碑と遺跡、音楽、美術館、技術養成、写真、出版、
	演劇/見世物
公共政策	文化財の流通、保存・復元、文化の発展、芸術文化教育、
	メディア情報教育、平等と多様性、高等教育と研究、調査と統計、
	ヨーロッパと国際的、デジタルイノベーション、
	フランス語とフランスの言語、メセナ、無形文化財、民俗学的遺産、
	安全・公的安全

出典：Sites thématiques in Ministère de la culture at <https://www.culture.gouv.fr/>

以上に挙げた対象と活動領域が、文化省がミッションとプログラムという階層のなかで予算化している所掌業務の範囲と考えていだろうか。

「部門と職種」から映画（Cinéma）のページを開くと、そこに書かれているのは「文化省は、その権限に関するデクレ〔用語集〕に従って、フランス国立映画映像センター（CNC）の監督を行う」という一文のみで、あとは CNC のサイトへのリンクと、2016～17 年における映画関連の 3 つの統計数字（映画館動員数、映画関連会社および従業員数、認定作品数）、最新のニュースならびに出版物に関する情報だけである。2018 年 3 月時点での文化省ウェブサイトでも、文化省の施策テーマの 1 つである「映画」については、「CNC の監督。CNC は、映画支援の固有財源をもつ公設法人〔用語集〕」（長嶋 2019: 56）と記載されているのみであったことから、この間、国の映画政策を実行する法人としての CNC に対する文化省の関係は、基本的に監督という役割を超えるものではないということになる。

ここでの「固有財源」という意味は、権利料や特別税など、国庫に歳入されない財源を持っているということだが、文化省が2020年の当初予算法〔用語集〕に基づき、同年10月14日に発行した「文化ならびに情報に関する統計」には、「文化情報関連経費に配分される利用料および租税」として、受信料によって予算が賄われている公共放送や、CNCなど特別税を財源とする公設法人などが一覧になっている。

図表 1-2b：フランス 2020 年当初予算法において、文化情報関連経費として配分される利用料および租税

項目	金額 (百万€)	備考
財政支援のための口座		
公共放送への前払金	3789.0	
フランス・テレビジョン	2481.9	
ラジオ・フランス	599.6	
ARTE フランス	281.1	
フランス・メディア・モンド	260.5	
国立視聴覚研究所 (INA)	88.2	
TV5 モンド	77.7	
国以外の法人に配分される租税	692.4	
受益者		
CNC	684.4	
テレビ放送の広告および配給に対する税 (TST)	462.7	
映画館入場料に対する税 (TSA)	146.7	
ビデオおよびビデオオンデマンドに対する税 (TSV)	66.0	TSV の税率は 1993 年の創設以来 2% だったが、2020 年より 5.15% に増率された。経緯と内容については、第 3 章第 2 節「支援の財源」を参照のこと。
業界への付加価値税から配分される分担金	8.9	
ポルノと暴力を喚起する映画作品に対する特別課税	0.1	
国立図書センター (CNL)	0.0	2019 年 1 月 1 日をもって、これらの税は廃止。同日より国立図書センターの財源は、文化省「メディア・書籍・文化産業ミッション」におけるプログラム番号 334「書籍と文化産業」で予算化され、公共サービスへの助成金として支払われることになった。
複写・印刷に係る設備の輸入・販売・製造に対する税	0.0	
出版社の売上に対する税	0.0	
国立音楽センター (CNM)	50.0	2020 年 1 月 1 日より、国立シャンソン・ヴァラエティ・ジャズセンター (CNV) が国立音楽センターに改組された。
実演活動の主催者に対する税	50.0	
民間劇場支援協会 (ASTP)	8.0	
ASTP のための公演活動の主催者に対する税	8.0	

出典：Tableau 5 – Redevances et taxes fiscales affectées au financement de la culture et de la communication, 2017-2020 in Ministère de la culture, *Chiffres clés, statistiques de la culture 2020*, p. 17.

公共放送において最も多くの配分を受けているのは、フランス・テレビジョン（傘下の放送局として、フランス 2、フランス 3、フランス 4、フランス 5、ル・プルミエール、フランス Ô、フランス・アンフォなどを保有する）で、原資となっているのは視聴者による受信機利用料である。一方、特別税を財源としている公設法人のなかでは、CNC が得ている税額は、他に比べて圧倒的に大きな金額となっている。

ちなみに、この表に示した金額の合計は、52 億 2,380 万ユーロである。この予算は政府予算におけ

る文化関係予算には計上されないが、仮にこの金額を政府予算に組み込んでみると、総額は133億580万ユーロとなる。この数字を、フランスにおける文化予算と考えると、文化予算の政府予算全体に占める割合は、2.75%に達することになる。

◆「映画政策」の根本的考え方

CNCが主体となって立案・実施している国の映画政策は、決して文化・芸術としての映画の振興や保護を主眼とする文化政策の範囲に留まるものではない。フランスにおける映画政策が文化政策のなかに本格的に位置づけられるようになるのは、1959年の文化省創設からである。公設の映画支援機関であるCNCは、すでに1946年に設置されているが、当時は産業商業省の所管であり、機関の主たる目的は第二次世界大戦で疲弊したフランスの映画産業を復興させることにあった。もちろん、文化省創設による所管官庁の変更に至るまでの間、CNCは長篇映画、短篇映画について、自国映画の質的向上を図り、良質な作品の配給や公開を促進するための基金の創設や制度設計を重ねていた。これらの支援メカニズムは、CNC創設から10年を経過した1956年段階ですでに複雑なものになっており、デクレによって法典化（コード化）が行われたが、当時は「映画産業法典」（code de l'industrie cinématographique）と呼ばれていた。98条からなるこの法典は、映画の職務、映画の公的な登録制度、映画産業における資金調達を大きな柱としていた。

自国の映画産業の復興と発展のための政策は、輸入される外国映画の影響から自国の産業をどのように保護するかという課題を同時に抱えることになる。CNCの創設が、戦後に始まるハリウッド映画の大量流入に対する抑制装置として機能させることにあったという出自は、その後もCNCを主役とするフランスにおける映画政策の中心から失われることがない、と言ってよいだろう。つまり、映画政策の設計は、自国の文化やヨーロッパの文化的アイデンティティを防波堤にすることで、外交や貿易の場における交渉上のアドバンテージを確保することと無縁ではないということである。

◆「文化的例外」から「文化多様性」へ

その最も象徴的な事例が、1986年9月から7年余りを要して妥結した世界の貿易市場における新たな枠組みづくりの交渉の場であった、ウルグアイ・ラウンドにおける**文化的例外**〔用語集〕の議論である。「文化的例外」（exception culturelle）という言葉は、GATT（関税と貿易に関する一般協定）の更新と、これに関連する新たなフレームワークGATS（サービスの貿易に関する一般協定）とこれら2つの条約の施行を統括する新たな母体WTO（世界貿易機関）の創設に関する交渉が行われたウルグアイ・ラウンドにおいて、1990年頃からフランスをはじめとするECによって使われてきた言葉である。フランスが主張した文化的例外とは、文化的生産物は他の貿易品やサービスとは異なり、国際的な商取引を規定するルールからは除外されるべきだという考え方で、フランスはその主張の最も前衛に立った擁護者であった。結局、妥結した内容は、映画やテレビ番組などのオーディオビジュアル分野について、「ECはGATSに縛られず、域内のAV市場を自由化する義務を負わないものの、（AV自由化の議論は）GATSから除外されたわけではない」（三浦1996: 63-64）という、どっちつかずの結論に終わっている。

「文化的例外」というスローガンは、その後2000年代から議論が本格化してきた「文化多様性」の概念へと変容し（UNESCOによる「文化多様性に関する世界宣言」2001年、「文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約」〔用語集〕2005年が、議論を貿易自由化交渉の舞台であるWTOから、文化における国際協力の舞台であるUNESCOへと移す動力となった）、10年代にはこの概念は政策や支援制度において広範に定着することになった。「文化多様性」の促進を背景に、EUは対外政策の中

心に文化を位置づける戦略を採ることになるが、フランスの場合、映画やテレビ番組の分野においては、本報告書第4章第4節「国際共同製作助成」で解説するように、二国間における政府間協定の積極的な展開のなかに反映されていく。また、ウルグアイ・ラウンドが行われている最中の1989年に、欧州経済共同体（EEC）が採択した、加盟国のテレビ放映時間におけるヨーロッパ作品〔用語集〕のクォータ制を定めた「国境なきテレビ」指令〔用語集〕は、EUによる2010年のオーディオビジュアル・メディア・サービス指令（AVMSD）〔用語集〕に引き継がれるが、2018年の改正により、従来からの放送時間の50%をヨーロッパ作品の放映に充当するという従来の規定に加え、「EU域内のオンデマンド・サービスが提供する番組（カタログ）の30%以上を欧州作品（European works）とし、かつ欧州作品が目立つように確保する（ensure prominence of these works）ようにEU加盟国に義務付けた」（小寺2019:49）。また、「EU域外に拠点がある者から発信されるものであっても区別なく規制を課す」（井上2019:76）ことになった。

こうした競争条件の公平性と文化多様性を共に実現していくというEUの方針は、そのままフランスにおける映画政策の基盤として機能している諸制度や、CNCの自動支援、選択支援双方のプログラムにおける受益者の資格やプロジェクトの条件のなかに内在化されていることを、本報告書の中で頻繁に見ていくことになるだろう。

引用文献

- 長嶋由紀子「第5章 フランス」、『平成30年度文化行政調査研究 諸外国における文化等の比較調査研究事業 報告書〔概要版〕』文化庁地域文化創生本部総括・政策研究グループ、2019年、48～59ページ。
- 三浦信孝「GATTウルグアイ・ラウンドにおけるAV『文化特例』をめぐる攻防」、『日本EU学会年報』第16号、1996年、46-72ページ。
- 小寺智史「貿易自由化と文化をめぐる多角主義と地域主義の動態」、財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』令和元年第5号（通巻第140号）、2019年、48-60ページ。
- 井上淳「欧州連合におけるコンテンツ施策の考察～「欧州作品」のクォータ制の状況および余剰分析～」、『情報通信学会誌』第36巻第4号、2019年、75-82ページ。

参考文献

- Ministère de la Culture. (2020, October 14). *Chiffres clés 2020: Statistiques de la culture et de la communication*. Available at: <https://www.culture.gouv.fr/Sites-thematiques/Etudes-et-statistiques/Publications/Collections-d-ouvrages/Chiffres-cles-statistiques-de-la-culture-et-de-la-communication-2012-2020/Chiffres-cles-2020>.

第3節 政府と所管する映画支援機関 CNC との関係を規定する法、 ならびに人事に対する権限

1946年に設立された CNC は、文化省が設置された 1959年より産業商業省から文化省へと所管換えが行われ、現在に至るまでその監督下に置かれている。本節では、CNC と文化省ならびに国の諸機関との間の人事や組織体制などにおける関係を明らかにしながら、映画映像法典（Code du cinéma et de l'image animée。以下、Code〔用語集〕と略）の条文を基に、CNC の地位と任務、CNC 総裁の権限と任務、ならびに CNC 理事会の構成と役割を説明していく。

◆ CNC の地位と任務

Code L. 第 111 条 1 項において、CNC は文化省所管の公設法人〔用語集〕と規定されている。また、映画およびテレビ、ビデオ、ゲームを含むマルチメディアの映像に関連して、芸術と産業の両分野において、さまざまな任務を遂行する機関とされている。CNC 総裁（président）は、文化相の直接的な権限の下、上記の領域における国の方針を具体化し、実行する特権を有している。そのために、法人の人員やリソースを自由に用いることができる、とされている。

次に、Code L. 第 111 条 2 項において明記されている CNC の 6 つの任務について、概観していこう。

図表 1-3a : CNC の 6 つの任務

1	映画およびその他の映像の芸術ならびに産業（cinéma et des autres arts et industries de l'image animée）に関わる同業者の動きや活動状況を、技術や法律、経済、社会環境、職業訓練、雇用機会の面から、観察を行うこと。この任務を達成するために、特に商業や財務に関わる有益な情報を収集し、個人情報や企業秘密の保護に留意したうえで、経済・統計情報を公開する。また、この任務の範囲内におけるテーマに関連して、業界の代表者との協議を組織する。
2	映画およびその他の映像の芸術ならびに産業における資金調達と発展に貢献し、市場と技術の変化に適應できるよう取り計らうこと。この目的を達成するために、助成資金の割り当てを通じて、以下の活動等への支援を行う。 ・映画作品、テレビ番組、マルチメディア作品の創作、製作、配給、普及、プロモーション、ならびにこれらの表現形式と普及の多様性に対する保証。 ・映画上映施設の新設とリニューアル、ならびに映画およびその他の映像の芸術ならびに産業の分野における技術産業をテクノロジーの発展やイノベーションに適應させること。 ・映像教育と、映像を通じた文化普及のためのアクション。 ・映画およびその他の映像の芸術ならびに産業における職務と活動を対象としたアクション、ならびにフランス内外における映画およびその他の映像の芸術ならびに産業のプロモーションと発展の促進につながるアクション。 ・特に共同作業や交流プログラムを通じた、発展途上国における映画、テレビ、マルチメディアの創作と製作。 ・新人や社会人に対する職業訓練。 ・映画遺産の収集、保管、復元、公開、プロモーション。 ・ソーシャルワーク、職業団体、職能組合。
3	映画上映施設事業者および一般個人向けのビデオ販売業者による映画作品、テレビ番組ならびに関連資料の公開に伴う収益を管理する。
4	映画テレビ登録簿（RCA〔第3章第3節に詳説〕）を管理し、この範囲内で、映画作品およびテレビ番組の公開に伴う収益に関するあらゆる情報を集約し、権利者に伝達する。
5	映画遺産の収集、保管、復元、活用を行う。そのために、とりわけ遺産法典第1巻第3編において委託された法定納付に関する任務を遂行する。また、委託された映画に関連する資料や文化財も保管のために受け入れ、CNC 自身のために、あるいは国の代理として、保護されるコレクションの充実を図るための収集を行う。
6	映画作品、テレビ番組、マルチメディア作品の海賊版対策に関与する。 さらに、CNC は、映画作品、テレビ番組、マルチメディア作品の創作、製作ならびに公開を目的として、国、国による公設法人、ならびに会計院〔用語集〕の管理下に置かれている団体や組織との間で締結した協定の範囲内で、これらの組織に充当されている予算のすべて、ないしは一部を、集約させることができる。

◆ CNC 総裁の地位と特権

CNC 総裁は、フランス共和国大統領による大統領デクレ〔用語集〕により任命される。任期終了もデクレによって行われる。任期は3年で、2回更新をすることができるので、最大9年間の在任が可能である。在任中は、理事会の議長を務め、組織全体の指揮を執る。

CNC 総裁が国の名のもとに有している特権は、Code L. 第 111 条 3 項に列挙されているが、若干の説明を加えながら、以下に説明する。

1. 映画およびその他の映像の芸術ならびに産業に関する法令案を検討し、その推敲に参加する
2. 映画およびその他の映像の芸術ならびに産業に関する法令の適用が予想される場合は、それに関連する規則を決定する
3. 当該分野の発展と刷新に寄与すると思われる措置を提案する
4. オーディオビジュアル・メディア・サービスの提供会社が従わなくてはならない映画作品やテレビ番組の製作ならびに配給上の義務に関して、より一般的に言えば、オーディオビジュアルの普及に関するあらゆる問題、文学的および美術的所有権 (propriété littéraire et artistique。フランスにおいて著作権を意味する)、映画およびその他の映像の芸術と産業に関する職務や活動における社会制度や税制に関して、法規の準備や業界内での交渉のモニタリングに参加する
5. 映画およびその他の映像の芸術ならびに産業の分野における共同製作や交流に関する国際協定の交渉に参加する。また、これらの分野に関する国際協議において、フランスの立場の確立に関与する
6. 映画上映施設における営業活動の実施に先んじて、その許可を交付する
7. 映画上映施設を認可する
8. 映画の巡回上映に関し、映画上映施設事業者からの申告の登録を行う
9. 映画上映プログラム編成に関するグループの編成や協定の締結に対して、事前の許可を行い、プログラム編成への関与を承認する
10. 複数回入場を可能にする映画館へのアクセス方法の導入に対して、事前の認可を行う
11. 野外での映画上映会の実行に関して許可を与える
12. ビデオグラム販売者からの申告の登録を行う
13. ビデオグラム形式による映画作品の公開までの期限について、例外措置を公布する
14. 映画作品の製作、テレビ番組の制作、ビデオゲームの創作、海外の映画作品およびテレビ番組のフランスにおけるエグゼクティブ・プロダクションに対する税制優遇措置、ならびに映画作品ないしはテレビ番組への投資会社に適用される措置に関する事前の認可を行う
15. 税の申告に対する会計監査や、**国務院**〔用語集〕デクレによる条件のもと、Code の規定に基づく義務の遵守に対する必要な統制や違反行為の調査・確認を行う CNC 職員に資格を付与し、権限を委任する。また、知的財産法典の規定に対する違反の発見や、独立行政機関「インターネットにおける著作物の頒布および権利の保護のための高等機関」〔用語集〕への提訴を行う職員を、国務院デクレによる条件のもと、文化相の承認を得て、任命する
16. 上の 2. および 6. から 15. までの特権に関し、訴権を行使する

また、Code R. 第 112 条 23 項においては、CNC 総裁は、組織の指揮を執るうえで、以下の任務を遂行することが定められている。

1. 理事会における議事を準備し、議事を実行する
2. CNC の収入ならびに支出を命じる
3. CNC を統括する
4. CNC の任務と人員全体に対して権限を有する。人員を管理する。契約職員の募集を行う。さまざまな任務に人員を配置する
5. Code R. 第 112 条 4 項 5 に記載された、助成金の配分に関わる委員会の委員を任命する
6. 個々の助成金の配分について、決定を行う
7. Code L. 第 111 条 2 項 5 に記載された映画遺産の受け入れならびに保管について、Code R. 第 112 条 4 項 4 を適用することにより、理事会によって決められたガイドラインに従って、収集ならびに法定納付への意思決定を行う
8. 法廷ならびに市民生活のあらゆる場で、CNC の立場を代弁し、和解のための決断を行う
9. CNC に関連する協定に署名する。政府調達の契約締結に関する責任権者となる
10. 技術委員会や衛生安全委員会の議長を務める

◆ CNC 理事会（Conseil d'administration）の構成と役割

CNC 理事会の役割は、審議を通して、センターの諸問題について解決を図ることにある。とりわけ、助成金の配分に関する一般的な条件を審議し、予算の承認を行う。戦略や予算面での方針は、CNC 総裁の主導のもとで行われる、さまざまな関係業界との定期的な協議の対象とされる。特に助成金の配分についての個々の決定に関係する、理事会議長としての CNC 総裁の権限、ならびに Code R. 第 112 条 1 項 2 と 3 に記された理事の構成と任期、理事会の機能形態や権限については、国務院デクレにおいて明示されている。

理事会は、議長のほか、以下のメンバーによって構成されている。

1. 国民議会〔用語集〕および元老院〔用語集〕の文化担当委員会からそれぞれ指名された国会議員 2 名
2. 国を代表する以下のメンバー 8 名（この理事が理事会の過半数を占めるものとする）
 - ・文化省の事務総局長、ないしはその代理人
 - ・同省のメディアと文化産業総局長、ないしはその代理人
 - ・同省の芸術創造総局長、ないしはその代理人
 - ・同省の文化財総局長、ないしはその代理人
（なお、以上については、Code 上では、「文化担当省」となっている。）
 - ・財務省の財務総局長、ないしはその代理人
 - ・同省の予算局長、ないしはその代理人
 - ・同省の競争力・産業・サービス局長、ないしはその代理人
 - ・国民教育・青少年・スポーツ省の学校教育総局長、ないしはその代理人
（なお、以上については、Code 上では具体的な省名は記されていない。省名変更や局の所管換えが多いことからではないかと思われる。）
3. 国務院副長官から指名された国務院委員 1 名
4. 破毀院〔用語集〕長官より指名された破毀院委員 1 名
5. 会計院長官より指名された会計院委員 1 名（上記 3～5 までの委員については、任期 3 年、再任は可能とする）

6. CNC の代表者 2 名（3 年を任期とする。なお、代表者の選出については、Code D. 第 112 条 12 項から 22 項までにおいて、その詳細が明文化されている）

理事会は、少なくとも年に 2 回、CNC 総裁の召喚により招集される。また、文化省あるいは過半数の理事からの要請があった場合、CNC 総裁が招集を行う。議決は多数決によるものとし、賛否同数の場合は議長票が優先される。

Code R. 第 112 条 4 項に基づき、理事会では以下の内容について審議を行う。

1. CNC の戦略的方針
2. 当初予算、補正予算、および会計年度における財務諸表と予算割当
3. 助成金の配分における一般的な条件
4. 映画遺産、映画関連資料、ならびにコレクション充実のための作品の収集や納付に関する方針
5. CNC のミッションを実行するために作られる委員会、とりわけ助成金の配分に関して意見を求めるための特別な委員会の設置数や専門家、運営方法
6. 契約の性質や予算額によって、理事会からの承認が求められる契約の範疇
7. 国有財産法典に記された条件の下で、CNC のミッション遂行に必要な国有不動産の措置に関する協定
8. 12 か月未満の貸与および投資に際しての出資額、期間延長、停止
9. 不動産の購入、賃貸借、売却ならびにそれらの契約に関する計画
10. 法的措置
11. 寄贈ならびに遺贈の受け入れ、ないしは拒否
12. 年次収支報告書

予算に関する審議では、監督官庁が予算案を受けてから 15 日を期限として承認されたものとみなされる。また、助成金の配分に関する審議については、文化省および予算担当省が予算案を受けてから 15 日を期限として、その間に承認も行われず、明白な反対の表明もなされない場合、その原案は自動的に効力を持つことになる。

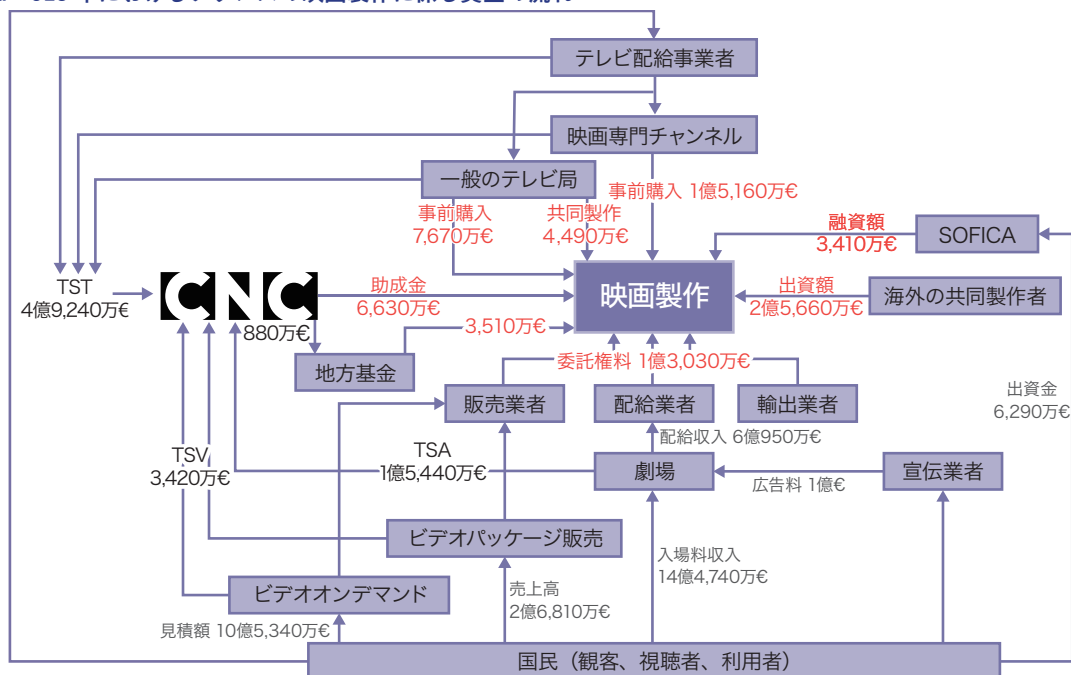
第4節 映画製作費の資金調達から見たフランス映画産業の概観とCNCの役割

本報告書では、第3章と第4章の2章にわたり、CNCによる支援プログラムの具体的な内容と、その実施を基盤として支えている制度や措置について、長篇映画作品に焦点を当てて詳述していくが、まず本節では、支援機関としてのCNCの機能が、フランスの映画産業にとって、どのような役割を果たしているのかをより明瞭にするために、映画作品製作における資金調達がどのように行われているのか、その概観を捉えておく。また、フランスにおける長篇映画製作において、自国資本と外国資本それぞれが占める割合を明らかにするとともに、法律によって義務化されているテレビ局による映画製作への出資の内容と現在の動向を詳細に検討する。

◆映画製作費の資金調達

図表 1-4a は、2019年におけるフランスの映画製作に係る資金の流れを表したものである。

図表 1-4a : 019年におけるフランスの映画製作に係る資金の流れ



出典：Principaux flux financiers de la production cinématographique en 2019, CNC Bilan 2019, p. 104.

上図において、赤字で示した数字は、2019年に投資認定〔第3章第4節に詳説〕された作品に対して、2019年から2020年1月までの間に投資された金額を表している。映画作品ならびにテレビ番組の製作に特化した民間資金調達による映画テレビ産業融資機構（SOFICA）〔第3章第7節に詳説〕については、投資された金額の90%は映画作品ないしはテレビ番組に融資しなくてはならない、という規則があり、赤字の数字は認定された映画作品に対して融資された額となる。

CNCの自動支援〔第3章第5節に詳説〕口座からの現金化と選択支援〔第3章第5節に詳説〕による助成金の総額は6,630万ユーロになっている。この額は、投資見積総額である7億9,560万ユーロに対して8.3%である。CNCが地方自治体との協定に基づき、地方からの基金として投資されている金額3,510万ユーロ（4.4%）を加えても、投資額に占める割合は12.7%に過ぎない（後掲するフレンチ・

イニシアティブ作品〔用語集〕の最終資金調達割合における公的助成の比率（12.0%）とは若干異なるが、これは後者が製作認定〔第3章第4節に詳説〕による最終報告書に基づいた数字から計算しており、税額控除〔第3章第8節に詳説〕やプロデューサー自身による出費などが項目として立てられていることに因る）。

しかし、CNCによる支援自体、投資認定や製作認定という作品の製作条件に関する審査に基づいたものであり、さまざまな法令や規則を遵守して製作されることを保証するものなので、認定により投資を促進するきっかけを与えることになっている。また、SOFICAによる融資には投資認定を受けていることが必要であり、税額控除の最終認定にも製作認定が交付されていることが条件となっている。つまり、作品製作の資金調達の網の目の中心にCNCは位置づけられており、CNCによる支援プログラムとそれを実施するために必要な基盤としての制度や措置は、多方面からの投資を促進させるための機能を果たしていると言えるだろう。

◆資金調達のシナリオ

フランス映画の資金調達というテーマに関連し、フランスの映画史や製作システムの研究者であるティム・パーマーは、著書 *Brutal Intimacy: Analyzing Contemporary French Cinema* (2011) のなかで、フランスのプロデューサーがどのようにして資金を集めているのかを、仮説のシナリオとして提示している。パーマーは、2000年以降のフランス映画に対する網羅的な調査に基づき、メインストリームの商業映画と実験色の強い作家映画とを1つの連続体として捉え、産業としての活力を持ちながら、分厚い助成に支えられた芸術形式というパラドクスを抱えながら、現代のフランス映画が世界でもまれに見る多様性の実現を果たしていることを検証しているが、その背景となる製作資金の調達を以下のような9つのステップを踏みながら行っていることをこのシナリオによって明らかにした。なお、ここでは2008年におけるフランス映画の平均製作費640万ユーロを試算上の前提としている。

ステップ1：CNCからの助成（自動支援／選択支援〔たとえば、前貸資金〕）

ステップ2：Canal+（初の民間放送局。後述するように映画製作への出資義務がある）

ステップ3：その他の地上波ないしは衛星放送チャンネル局（共同製作ないしは放映権料）

ステップ4：国内および海外での配給会社（劇場やビデオ等の配給権料）

ステップ5：SOFICAからの融資

ステップ6：地方自治体からの助成

ステップ7：税額控除

ステップ8：新たな共同製作者の募集

ステップ9：自己資金からの出資

パーマーの試算では、ステップ7までの段階を経ても、総製作費の20%から30%はまだ不足している、と見る。そのため、あとは更なる共同製作者を見つけるか、自腹を切らなくてはならなくなるという。こうした現状について、『ふたりの5つの分かれ路』（フランソワ・オゾン、2004年）や『女優』（ヴァレリア・ブルーニ・テデスキ、2007年）など斬新な作品のプロデューサーで、年平均で5本の作品を製作しているフィデリテ・フィルムズのオリヴィエ・デルボスは、「フランスで毎年製作されている200本の映画のうち、多くはそれを撮るために、自らの家庭や将来を棒に振る覚悟を持った情熱家たちによって、自主製作されているようなものだ」（Palmer 2011: 6）と語っている。

この仮説の行動パターンとして描かれた資金調達のシナリオを、調達先が資金全体に占める割合を通して、具体的に数字で示していると考えられるのが、**図表 1-4b** で示した 2019 年におけるフレンチ・イニシアティブ作品の最終資金調達割合である。この分析結果は、作品の製作認定の申請に際して、製作会社代表から提出された最終的な資金調達計画書に基づいている。これにより、公的支援や税額控除など、多様な資金調達の状況を把握することができる。なお、この比率は、撮影以前に申請される投資認定の資金調達予定の分析とは異なることを断っておく。

図表 1-4b : 2019 年におけるフレンチ・イニシアティブ作品の最終資金調達割合

資金源	比率 (%)
フランスのプロデューサーによる出資	15.8
税額控除	12.1
SOFICA	3.5
公的助成（自動支援、選択支援、地方機関からの助成）	12.0
テレビ局による出資	28.7
フランスにおける権利料	16.8
その他のフランスでの資金調達	0.7
海外での資金調達	10.5
合計	100.0

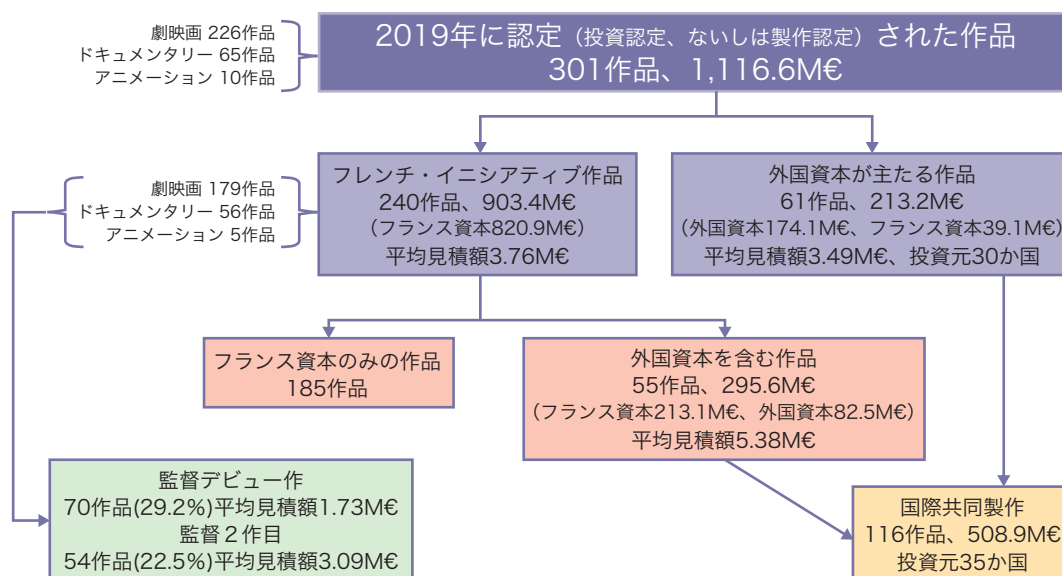
出典：Financement définitif des films d'initiative française, *CNC Bilan 2019*, p. 102.

フランスにおいては、長篇映画作品が性格の異なる複数の出資元からの資金によって製作されるのが常態であることを、この表は明らかにしている。ただし、パーマーが示した行動パターンは、2008 年時点の状況を基に仮説を立てたものなので、具体的な数字については、この間さまざまな変化が起きていることに留意しておく必要があるだろう。たとえば、上表の典拠である『CNC 年鑑 2019 年版(CNC Bilan 2019)』では、最終資金調達割合について、2015 年から 5 年間にわたる数字の変遷を追っているが、税額控除が 2015 年の 6.9% から 12.1% と大幅に伸びているのに比して、プロデューサーが配給契約などを通じて権利料として受け取る金額の比率が、2015 年の 21.0% から 16.8% に減少していることが最も顕著な変化として表れている。

◆一定割合を占める外国資本

先の表では、フレンチ・イニシアティブ作品における海外からの資金調達の割合は 10.5% となっているが、次にフランス映画全体に対して、外国資本がどのくらいの割合を占めているのか、確認しておこう。**図表 1-4c** は、2019 年に認定された長篇映画作品全体におけるフレンチ・イニシアティブ作品と外国資本が主となる作品について、その作品数、総見積額、1 作品の平均見積額を表したものである。また、ジャンル別の作品数と、CNC の支援プログラムにおいては重視されることが多い監督のデビュー作、2 作目の作品数も、併せて記している。

図表 1-4c : 2019 年に認定された長篇映画作品の資本別内訳



出典 : Nombre de films agréés; nombre de films agréés selon le genre; premières et deuxièmes films, *CNC Bilan 2019*, pp. 89-94.

◆放送事業と映画

ところで、**図表 1-4b**におけるフレンチ・イニシアティブ作品の資金調達割合でも、全体の30%近くを占めているように、テレビ局による出資は、フランスにおける映画製作の資金調達にとって欠かすことができないものになっている。テレビ局による映画への出資は、法律によって義務化されているのである。映画とテレビの関係は、1986年に初の民間放送局 Canal+ の設立とテレビ放送事業者ならびにテレビ配給事業者に対する特別税 (TST) の導入により、新たな段階を迎えることになったが、同年9月30日の法 86-1067によって、テレビ放送事業者による映画製作への貢献の義務が法制化され、その後デクレによって、規則の整備が行われてきた。

義務の内容は、放送局による放送方式によって異なっている。そこで、以下では、主に CNC ウェブサイトのページ Réglementer : réglementation des relations cinéma-télévision 29 décembre 2010 に基づいて、その内容を整理してみる。

1. ノンスランブルによる地上波アナログ放送

年に少なくとも52本の異なる映画作品を放映する(ないしは、104回の映画作品の初回放映と再放映を行う)事業者は、年間の売上高の3.2%を、その翌年に、ヨーロッパ作品〔用語集〕に投資しなくてはならない(このうち、少なくとも2.4%はフレンチ・オリジナル作品〔用語集〕に投資しなくてはならない)。投資は、放送権の事前購入、製作への直接投資、映画館への配給に係る経費補てんが、その対象となる。

また、1999年のデクレにより、作品の上映方法や、放送事業者と製作会社との資本形成に関する基準に基づいて、テレビ局の投資額の75%は、インディペンデント作品に向けなくてはならないとされている。なお、ここでいう「インディペンデント作品」とは、放送事業者からの独立性を意味するものとして、作品のテレビ放映や興行の方法と作品の製作会社という両面から定義されている。放映、興行に関する基準では、2社以上の放送事業者によって権利が取得されていないこと、独占的な放映権が18か月以上に及ばないこと、直接的、間接的を問わず、放送事業者がフランスにおける劇場公開、ビデオ販売、他の放送事業者による放映、国内外でのオンライン配信、海外での公開のうち、2つ以上

の公開方法について二次利用権や商品化権を有さないこと、などを原則としている。インディペンデントとしての作品資格は、CNCによる見解をもとに、視聴覚高等委員会（CSA）〔用語集〕が認定している。また、製作会社については、放送事業者が当該の製作会社のシェアキャピタルないしは投票権の15%以上を有しないこと、製作会社が当該放送事業者のシェアキャピタルないしは投票権の15%以上を有しないこと、などが基準になっている。

2. スクランプルによる地上波アナログ放送

これは視聴者から受信料を得て放送を行う事業者に適用される規則であるが、具体的には Canal + に対するものである。年間の売上高の12%をヨーロッパ作品の放送権購入に、9%をフレンチ・オリジナル作品の放送権購入に充てることが求められている。これらの投資額は、CSAによって定められた受信契約者による最低負担額の総額を超えるものでなくてはならない。また、フレンチ・オリジナル作品への投資額のうち、少なくとも80%は、作品の撮影前に独占的な権利を取得する事前購入に充てなくてはならない、とされている。

加えて、この事業者も、投資額の75%はインディペンデント作品の放送権購入に向けなくてはならない。

3. 地上波デジタル放送

3-1 従来アナログ放送を行ってきた事業者による地上波デジタル放送のチャンネル

公共および民間のデジタル放送で、従来アナログ放送を行ってきた事業者（France 2、France 3、France 5、TF1、M6、Canal+）については、2の規則に準じることとし、デジタル放送に特化した規則の影響は受けない。

3-2 地上波デジタル放送による一般チャンネル

無料チャンネル、ならびに映画専門チャンネルとペイ・パー・ビューを除く有料チャンネルで、年に少なくとも52本以上の映画を放送している場合、義務の内容は上記の1のケースに準じる。ただし、CSAとの協定に基づく方法や公共放送のミッションに応じて、売上高における比率やインディペンデント作品に対する投資の比率の達成に、猶予が設けられる場合がある。また、投資の目的として、放送権の事前購入と製作費への直接投資に加え、事後による放送権の購入も可能であるが、映画館への配給に係る経費補てんは対象とならない。

3-3 地上波デジタル放送による映画専門チャンネル

テレビ初放送を行う映画専門チャンネルの場合、売上高の26%はヨーロッパ作品の放送権取得に、22%はフレンチ・オリジナル作品の放送権取得に充てなくてはならない。また、これらの投資額は、CSAによって定められた受信契約者による最低負担額の総額を超えるものでなくてはならない。

他の映画専門チャンネルの場合、上記の比率は、ヨーロッパ作品21%、フレンチ・オリジナル作品17%になっている。ただし、CSAとの協定に基づく方法に応じて、上記の比率の達成に、猶予が設けられる場合がある。

全ての映画専門チャンネルでは、投資額の75%をインディペンデント作品の放送権購入に向けなくてはならない。

3-4 地上波デジタル放送によるペイ・パー・ビュー・チャンネル

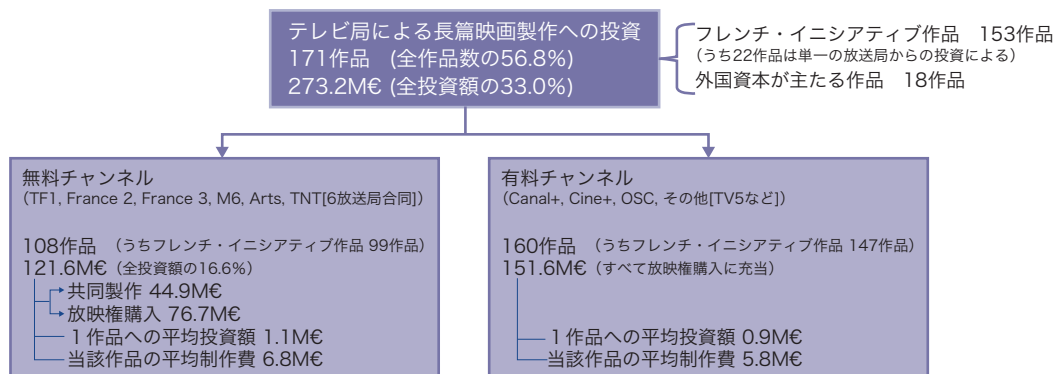
売上高におけるヨーロッパ作品やフレンチ・オリジナル作品の放送権購入の比率や、インディペンデント作品に充当される比率は、これらを明記した CSA との協定に基づく。

4. ケーブル放送、衛星放送

これらのチャンネルについては、上記 3 で列挙したチャンネルに準じた義務が定められている。ただし、映画遺産を専門とするチャンネルには、義務となっている映画製作への投資額のなかに、作品の安全保護や復元などに充てる経費を含めるという選択肢がある。

図表 1-4d は、2019 年のテレビ局による長篇映画製作への投資の動向を、無料チャンネルと有料チャンネルに分けて総括したものである。

図表 1-4d : 2019 年のテレビ局による長篇映画製作への投資動向



出典 : Participation des chaines en clair au financement des films agréés en 2019; Participation des chaines payantes au financement des films agréés en 2019, CNC Bilan 2019, pp. 96-99.

『CNC 年鑑 2019 年版』によれば、2019 年は、フレンチ・イニシアティブ作品のうち、全体の 1/3 以上に及ぶ 87 作品 (36.3%) について、テレビ局からの出資がなかったが、これは史上最も高い数字だという。テレビ局から資金を得られなかった作品のうち、41.4%が監督のデビュー作であり、また 93.1%が予算見積額 200 万ユーロ未満、77.0%が 100 万ユーロ未満の作品になっている。フレンチ・イニシアティブ作品の平均見積額が 376 万ユーロ (図表 1-4c を参照) であるのに対し、テレビ局からの出資がなかった作品の平均見積額は 76 万ユーロとなっている。以上の数字は、テレビ局による長篇映画作品への出資が、新進の映画監督に対し、低予算ながらもデビューする機会を与えるという、フランスの公的映画支援の根本的な目的から、やや離れてしまっているように映る。しかし、その一方で、アルテ・フランス・シネマ (仏独共同テレビ局のフランス側映画部門) のように、自由で奔放な映画作りを支援し、カンヌ映画祭など国際的な舞台に野心的なインディペンデント作品を多く送り出しているという動きもあり、今後ともフランス映画産業におけるテレビ局の映画作品製作への出資動向は注視していく必要があるだろう。

引用文献

Palmer, T. (2011). *Brutal Intimacy: Analyzing Contemporary French Cinema*, especially Introduction: The Contemporary French Film Ecosystem, pp. 1-13. Middletown, CT: Wesleyan University Press.

参考文献

CNC (2020, May). Bilan 2019. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/etudes-et-rapports/bilans/bilan-2019-du-cnc_1197070, especially 2.5 La production cinématographique, pp. 88-104.

CNC (2010, December 29). Réglementer: réglementation des relations cinéma-télévision. Available at: <https://www.cnc.fr/a-propos-du-cnc/missions/reglementer/reglementation-des-relations-cinema-television>.

第2章

フランス国立映画映像センター（CNC） について

1946年10月25日の法によって設立されたCNC（当初の組織名はCentre national de la cinématographie。2009年にCentre national du cinéma et de l'image animéeと改称）は、フランスにおける国の映画およびその他の視聴覚メディアに対する中心的な支援機関として、すでに75年の歴史を有している組織である。その歴史は、映画から始まり、次第に多様化してきた視聴覚メディアとその製作や公開に対する支援拡大の歴史であるとともに、映像文化と産業を取り巻く時代の要請にいち早く応える形で、常に新規の支援プログラムを創設し、それを支える基盤制度の改正や充実を図ってきた歴史でもある。

そこで、本章ではまず、CNCが取り組んできた活動の概要とそれを支える制度の創設を振り返ることで、CNCの歴史を概観し、つづいて現在のCNCの活動にとって重要な6つのミッションを説明する。そして、CNCの支援活動を担っている組織と職員の構成を明らかにするとともに、今回の調査でCNCの窓口役をさせていただいた欧州国際関係局長の経歴や現在の取り組みを紹介することで、CNCの幹部職員がどのような考えを持って映画支援の課題に取り組んでいるか、その一端を提示する。

第1節 CNCの歴史と概要

本節では、まずCNCの歴代総裁リストを、各総裁の経歴と在任中の主たる業績とともに、紹介する。その後CNC公式ウェブサイトのページLes dates-clés du CNC、およびフランス文化省公式ウェブサイトのページHistoire du ministèreに掲出されている60 ans d'action en 500 datesに基づきながら、CNCの歴史と概要をたどっていくことにする。

◆ CNCの歴代総裁

図表2-1aは、1946年の創設時から現在に至るまで、16代にわたる総裁について（初代総裁のミシェル・フーレ＝コルムレは後に再登板しているので、人数としては15名）、主にCNC公式ウェブサイトのページLes dates-clés du CNCの記述を基に、まとめたリストである。各総裁の主な業績からは、在任中の最重要課題が何であったのかを知ることができる。また、各人の経歴からは、政治エリートとしての教育を受け、行政機関やメディア業界との太いパイプを持つ人材が任命されてきたことがわかる。

なお、総裁（président）という呼称は、2009年におけるCNCの名称変更から使用されているが、それ以前はdirecteur-général（ゼネラル・マネージャーないしはセンター長）という呼称が使われていた。ここでは、便宜的に総裁で統一している。

図表 2-1a : CNC 歴代総裁リスト

	名前	任期	主な経歴	在任中の主な業績
1	ミシェル・フーレ＝コルムレ (Michel Fourré-Cormery)	1946 ～ 52	会計院監査官。 大戦中はレジスタンスに参加	支援制度の開始、国際共同製作協定の締結
2	ジャック・フロード (Jacques Flaud)	1952 ～ 59		ブロックバスター作品への対抗として、支援制度への選択的要素の取り込みや良質な短篇映画への助成金を導入
3	ミシェル・フーレ＝コルムレ (Michel Fourré-Cormery)	1959 ～ 65	(二期目)	
4	アンドレ・ホロー (André Holleaux)	1965 ～ 69	アンドレ・マルロー文化相の副大臣	映画館のリニューアルなどの公開助成
5	アンドレ・アストー (André Astoux)	1969 ～ 73	海軍士官、フランス放送協会 (ORTF) 会長補佐	フランス映画復興計画を立案したが、文化相と対立して更迭
6	ピエール・ヴィオット (Pierre Viot)	1973 ～ 84	フランス国立行政学院 (ENA) 出身、 フランス会計院最高顧問。カンヌ国際映画祭会長 (1984～2000)	ORTF 解体 (1974) 後のテレビ局と映画との関係を再構築
7	ジェローム・クレマン (Jérôme Clément)	1984 ～ 89	パリ政治学院、ENA 出身	映画観客動員数数の激減への対応策として、COSIP や SOFICA を創設
8	ドミニク・ワロン (Dominique Wallon)	1989 ～ 95	パリ政治学院、ENA 出身。財政監査総局監査官、文化省文化発展局長 (1982～86)	複数年に亘る映画遺産の安全保護・復元計画を実施
9	マルク・テシエ (Marc Tessier)	1995 ～ 99	エコール・ポリテクニーク、ENA 出身。財務監査総局に在職後、ハバ ス・グループに参加し、Canal+ の 創設に参画	認定制度などの改革を实行
10	ジャン＝ピエール・ホス (Jean-Pierre Hoss)	1999 ～ 2001	ENA、国務院出身。ラジオ・モンテ カルロ、映画製作会社 SFP に在職	衛星放送局との間で、映画の資金調達や事前購入を交渉
11	ダヴィッド・ケスレル (David Kessler)	2001 ～ 04	ENA 出身で、哲学の教員資格を持つ。 国務院に在職	映画への資金調達に関するワーキンググループ、映画館におけるデジタル上映やインターネット配信の送信、ヨーロッパとの連携強化
12	カトリーヌ・コロナ (Catherine Colonna)	2004 ～ 05	パリ政治学院、ENA 出身。外交官、 政治家	
13	ヴェロニク・ケイラ (Véronique Cayla)	2005 ～ 10	パリ政治学院出身。MK2 CEO、カ ンヌ国際映画祭エグゼクティブ・ ディレクター	デジタル配給への移行、映画遺産の価値づけの再活性化、ビデオオンデマンドによる合法的な提供などを推進
14	エリック・ガランドー (Eric Garandau)	2011 ～ 13	パリ政治学院、ENA 出身。CNC 財 務・法務局長	ワールドシネマ助成を開始。映画多様性のための会議を主催
15	フレデリック・ブレダン (Frédérique Bredin)	2013 ～ 19	ENA 出身。青少年・スポーツ相、 社会党中央事務局長 (文化情報担 当)、ラガルデル・メディア戦略 開発部長	税制優遇措置の拡大
16	ドミニク・ブトナ (Dominique Boutonnat)	2019 ～	パリ政治学院出身。保険金融グル ープ会社アクサ在職後、プロデュー サー、ファンドマネージャーとして、 約 250 本の映画作品・テレビ番組 のプロジェクトに関与	

出典：CNC。Les dates-clés du CNC を参考に構成。

◆公式ウェブサイトに見る CNC の歴史

以下は、CNC の歴史を、1946 年の創設以来取り組んできた活動の概要や、関係する諸制度の紹介を通して、年表風に綴ったものである。

ここで取り上げている項目は、CNC 公式ウェブサイトのページ *Les dates-clés du CNC* の全項目、およびフランス文化省公式ウェブサイトのページ *Historie du ministère* に掲出されている *60 ans d'action en 500 dates* において CNC ならびに映画支援に関連する項目であり、現時点で CNC および文化省が公式に認めている CNC の活動史であると考えられる。なお、説明部分においては適宜情報を補足している。

1946 年 CNC の創設

10 月 25 日、国民議会は、全会一致で、フランス映画の復興を目的とした既存組織の任務を包括する機関として、CNC の創設に関する法律を可決した。その最初のミッションは、占領と解放によって過酷な被害を受けた映画館の復興と、映画作品の創作と経済を支援することであった。

1948 年 映画への支援

CNC は製作と興行のための自動支援制度を確立するために、映画助成のシステムを作り出した。このメカニズムは、フランス国内のあらゆる映画館入場料に 10.9% の税を導入することによって、可能になった。

1953 年 映画産業のための発展基金の創設

創作への助成を目的に設けられた税制に支えられて創設されたこの基金（同年 8 月 6 日の法 53-684）は、フランスの映画人に質の高い作品を製作する手段を提供し、国内市場における成功や海外への輸出を保証することをめざしたものである。

1955 年 映画の登録の義務化

映画テレビ登録制度（RCA）〔第 3 章第 3 節に詳説〕は、1944 年 2 月 22 日の法において創設されたが、現在は CNC が業務を所轄している。映画テレビ登録とは、映画作品やテレビ番組の製作、配給、公開、興行に関する証書、契約書、裁判所命令の公開を保証するものである。RCA を通して、事業の安全を保証する独自のシステムが作られたことにより、業界関係者による信用貸しへのアクセスが促されることになった。保証金の支払いという意味合いを持つ RCA は、すでに 60 年以上も存在を続け、これまでに 15 万のタイトルと 70 万の証書類が登録されている。

1956 年 映画産業法典の公表

映画産業への支援メカニズムが複数生まれ、かなり複雑になってきたため、ある分野において規則が集積した際の例にならない、映画の諸権利を守るために映画産業法典（Code de l'industrie cinématographique）が公表されることになった。98 条の法文から成るデクレ〔用語集〕であり、フランス映画を規制する法規である。法典は 4 篇に分かれ、それぞれ CNC、職業としての映画、映画の公的登録、映画産業における資金調達に関するものであった。

1959年 CNCと文化問題担当省との結合

2月3日、シャルル・ドゴール大統領は、新しい省として文化問題担当省を設置し、アンドレ・マルローに大臣職を託した。省のミッションは、「可能な限り多くのフランス人が、人類の、とりわけフランスの主要作品に触れられ、わが国の文化遺産を多くの人々が鑑賞できるようにし、わが国の文化を豊かにするような芸術や精神の作品を創造することを奨励する」(同年7月24日のデクレ59-889)ことである。これまで産業省の所管であったCNCは以後、文化省の所管となった。

1959年 映画産業のための資金助成の確立

作品創作を発展させ、公開の質を高めることに関与する映画産業を後押しするため、国は資金助成のための口座を開設し、CNCがその管理に当たることになった。同年6月16日および12月30日のデクレにおいて、映画製作への助成金を配分するための基本原理とメカニズムが定められた——すなわち、選択支援と自動支援〔第3章第5節で詳説〕である。

1959年 前貸資金制度の創設

前貸資金〔第4章第3節に詳説〕とは、同年6月に発出された2つのデクレにより、アンドレ・マルローが創設した制度である。CNCにおける支援基金の目玉であり、フランスにおける文化的例外の象徴ともいえるこの制度は、映画分野における創作を促し、独創的で質の高いプロジェクトを支援するものである。創設以来、フランスにおいて作家映画を発展させ、ナショナルシネマとしての揺るぎない姿を維持するのに大きな貢献を果たしてきた。

1961年 新しい検閲コードの施行

国による検閲のための委員会が初めて招集されたのは、1916年のことである。その後、判断に影響を与えることになる監視としての役割や組織の構成を何度か変えながらも、制度は維持されてきた。1961年、アルジェリア戦争の真ただ中に、新たな検閲コードが施行されることになる(脚本やポスターへの検閲や13歳以下に対する制限)。1990年になって、この委員会は映画作品のレーティングを行う機関に移行した。ここで初めて、検閲における主な2つの武器を放棄することになった——すなわち、事前通告とフィルム切除の放棄である。委員会は行政官、業界関係者、専門家によって構成され、「青少年」の委員も認めている。

1962年 アール・エ・エッセイ映画館の認知

アンドレ・マルローによる推進のもと、アール・エ・エッセイ〔第4章第6節に詳説〕映画館が国により認知されることになった。世界に開かれた、革新的で質の高いプログラミング(現代の映画や名画)に基づいて、特別な助成を受けることになったのである。

この年、プログラミングを基準として——革新的で、映画的に創造性に富んだ作品、映画愛好者としての土台を作るような古典、無名にもかかわらず世界への視線を与えてくれる映画を扱う——映画館の分類が行われることになった、初のアール・エ・エッセイ分類委員会が1月9日に開催され、パリ24館、パリ郊外2館、地方23館を含む50館がアール・エ・エッセイ映画館として分類された。

1963年 質の高い短篇映画への支援

3月19日のデクレ63-322により、国による映画産業への資金支援に関するデクレ59-733第8条の書き換えが行われ、宣伝的な内容を有しない質の高い短篇映画の普及に対する助成の制度化が図られた。この助成は収益に応じて与えられるもので、フランスの短篇映画、ないしは年間のクォータ数の範囲内にある欧州共同体加盟国からの作品を対象とし、質の高さについて評価を得ているもの、ないしは受賞歴があるもので、CNCの助成を受けた長篇映画の前に上映されるか、質の高い複数の短篇映画からなるプログラムで上映されることが条件となる。

1967年 映画館の開館と近代化への資金支援

4月21日のデクレ67-355により、映画館の開館と近代化のための資金調達を可能にする前払金を含む、資金支援プログラムの改善が図られるとともに、1959年に廃止されていた映画興行への助成も復活した。その後、1969年1月18日のデクレと同日付のアレテ〔用語集〕により、小規模興行にとって利用しやすい制度としたうえで、前払金のシーリングが定められた。

1968年 フランス国立フィルムアーカイブの設置

1965年10月のアレテにより、一般からの信託という恩恵を受けたコレクションの目録作成が課せられ、CNCのもとに映画の安全保護のための委員会が設置された。この委員会では、信託を統制するとともに、映画を保護するための特別な施設の建設計画を立てる責任を負うことになった。折しも、1968年にはラングロワ事件（同年2月9日、シネマテーク・フランセーズ〔用語集〕の創立者アンリ・ラングロワが、国の代表者である理事から芸術監督の任を罷免され、これに抗議したフランソワ・トリュフォーらの理事や多くの映画人、知識人がシネマテーク擁護委員会を発足させ、4月22日に解任撤回に至った事件）が発生し、行政当局は、アメリカのメジャーをはじめ、プロデューサーたちがシネマテークにフィルムの寄託をしていたことから、国主導によるアーカイブ事業への取り組みという課題の解決が急がれることとなった。この年、国がナイトレート・ベースの古いフィルム（可燃性フィルム〔用語集〕）の目録作成と保存を引き受けるために、ボワ・ダルシーにある使用されなくなった軍事砲台において、CNCのフィルムアーカイブ局（フランス国立フィルムアーカイブ）が設置された。翌1969年6月19日のデクレ69-675により、フィルムアーカイブ事業は、CNCの任務に加えられることになった。

1971年 テレビによる映画産業への支援

テレビによる映画の放映により、歴史的な映画の公開様式であった映画館が弱体化していた映画産業を支援するため、ジャック・デュアメル文化相（在職1971～73年）は、フランス放送協会（Office de Radiodiffusion Télévision Française、ORTF）に対し、映画支援基金へ年間500万フランを拠出させることに成功した。ORTFは、1959年2月4日のオルドナンス59-273により創設され、1964年6月27日の法64-621によって地位が確立された公設法人で、テレビやラジオ番組の制作をフランス国営放送から引き継ぎ、放送権を独占しながら、番組視聴者から受信料を得ていた。当時の所管は、情報省である。

1976年 配給のための支援制度の創設

6月3日のデクレにより、配給のための選択支援が創設された。この新たな措置は、普及を図るのに

特別な困難にぶつかっているフランス映画や外国映画を助けることを目的とした。配給のための自動支援は、翌 1977 年 9 月 17 日のデクレにより導入されることになる。

1976 年 「X」指定制度の実施

ポルノ映画やエロチックフィルム——とりわけ、1970 年代に活況を呈した——に関する法制度の不在を改善するため、政府は現在 18 歳未満禁止となっている映画への「X」指定制度を実施した。「X」指定は、1975 年 10 月 31 日のデクレに規定されているが、このカテゴリーに属する映画のまん延の制限を目的とした特別な税体制を打ち立てることになった。1976 年 1 月 1 日以来、映画においては、「ポルノグラフィーないしは暴力を扇動するもの」（1975 年 12 月 30 日の法第 12 条）との分類が可能になっている。これらの映画のリストは、映画作品のレーティング委員会からの意見をうけたうえで、決定されている。

1977 年 映画の法定納付の創設

フランスで製作された映画フィルムの法定納付〔第 3 章第 6 節に詳説〕に関する 5 月 23 日のデクレ 77-535 が施行された。フィルムは国立図書館によって収集され、CNC のフランス国立フィルムアーカイブで保管されることになった。1993 年には、CNC がフィルムベースの映画の法定納付について、単独の管理者となる。収集は、公開ライセンスを得た全ての映画（フランス映画も外国映画も）が対象となった。

1982 年 メディアのタイムライン、シネマ・オンブズマン設置など

視聴覚コミュニケーションに関する 7 月 29 日の法 82-652 には、映画分野に関し、以下のような重要な条項が含まれていた。

- ・番組編成上の義務という手段を通して、公共テレビ局によるフランス映画の発展のため貢献原則を定める
- ・メディアのタイムライン〔用語集〕のための布石を敷く
- ・映画普及のため、ネットワークの集中化に対抗することを意図した映画興行者による団体設立に際しては、CNC の認定を受けることとする
- ・映画館での映画配給に関する係争の事前調停を任務とするシネマ・オンブズマン〔用語集〕を設置する

1983 年 地方映画館開発事務局の創設

ジャック・ガジョス（俳優、プロデューサーで、FEMIS 初代校長を務めた）による「映画館の開館と近代化、および不利な条件の地域における映画の配給」についての報告書（1982 年 12 月 23 日）での勧告に基づき、フランス全土における映画の提供手段の改善を図るため、2 月 11 日、CNC 主導の下、公益法人として、地方映画館開発事務局（ADRC）〔用語集〕が設立された。映画配給に関する分析や小都市における映画へのアクセスを向上させるための新たな普及方法の取り組み、映画館建築に関する建築家の協力の提供を行うとともに、ADRC を通して、CNC は映画作品の多様性を確保することを目的として、作品の追加コピー作成への選択支援を行っている〔第 4 章第 6 節 B-4 にて詳説〕。

1983年 映画文化産業融資院への資本参画

6月9日のデクレにより、国は有限会社映画文化産業融資院（Institut pour le financement du cinéma et des industries culturelles、IFCIC）〔第3章第7節にて詳説〕の資本のうち、20%を取得することが認められた。IFCICは、銀行への財政面での保証を通して、映画業界に対する貸付を促し、製作、配給、輸出への資金提供を助けることを任務としている。特に中小企業をその対象としている。同年6月20日、財務相と文化相のアレテにより、国の代表として、ピエール・ヴィオット（CNC第6代総裁）、ドミニク・ワロン（同第8代総裁）ら3名を理事に指名した。現在、IFCICの資本は、2014年8月20日のオルドナンス2014-948に準じて、国とフランス公的投資銀行（Bpifrance）〔用語集〕が49%、フランスの主要銀行が51%を保有している。

1983年 「テレビ番組産業支援会計」の創設

文化省が推し進めた厳しい交渉の結果、1984年財政法に関する12月29日の法83-1179第36条において、CNCによる利用のために、スクランブル放送（Canal+）の加入契約料と無料チャンネルの広告収入へ税を課すこととし、同法61条において、その徴税分をテレビ番組産業支援会計（COSIP）〔用語集〕に割り当てることとなった。1986年2月6日のデクレ86-175では、この基金から貸付を受けられる視聴覚作品のカテゴリーが特定され、フィクションによるテレビ番組と映画が指定された。この瞬間より、歴史的に映画への財源となってきた映画館入場料に対する税は、テレビから受ける税によって補われることとなり、1996年以降は後者が過半数をまかなう事態となっている。

1984年 「南の映画基金」の創設

1981年にジャック・ラング文化相によって発案され、1984年からスタートした「南の映画基金」（Fonds sud）は、CNCとヨーロッパ・外務省との共同出費により運用された省庁間メカニズムである。その目的は、南の映画作家とのコラボレーションを進め、世界における映画の多様性を推進することにある。「南の映画基金」は、70を超える国から500本以上の作品に対し、5,500万ユーロを拠出してきた。基金を通して、アピチャップン・ウィーラセタクン（タイ、『トロピカル・マラディ』2004年など）、ナディース・ラバキ（レバノン、『Caramel』2008年）、リティ・パン（カンボジア、『焼けた劇場の芸術家たち』2005年）、マハマト＝サレ・ハルーン（チャド、『Abouna Notre Père』2002年）など、多くの才能が発掘され、その効果を証明してきた。このシステムは、アフリカ、ラテンアメリカ、アジア、中近東において、また1997年からは東欧諸国において、映画製作が困難な国への支援となった。

本制度は、2012年に外国語映画支援プログラム（AFLE）と統合し、「ワールドシネマに対する助成」プログラム〔第4章第4節B-2にて詳説〕へと発展している。

1985年 映画テレビ産業融資機構の創設

経済・財政関連のさまざまな条項に関する7月11日の法85-695の第40条において、CNCが認定したフランスないしはヨーロッパ映画の製作へ、貯蓄からの投資を促すことを目的とした税制上の奨励策が定められた。映画テレビ産業融資機構（Société pour le financement du cinéma et de l'audiovisuel、SOFICA）〔第3章第7節にて詳説〕の株に投資する貯蓄家は、その投資分を課税所得から、ないしは法人税の場合は課税利益から控除することができるようになった。この措置は、ローラン・ファビウス首相の友人で、映画プロデューサー、UGCグループ社長のアラン・サスフェルドが首相に提言したも

のである。本措置はその後、一般税法典第 238 条 HE から HM までの中で成文化されている。

1986 年 テレビ番組の支援管理を開始

フランスのテレビ局における海外からの大量のテレビ番組やシリーズものの到来に直面し、文化省では CNC に対し、映画への支援と同様に、テレビ番組についてもその支援の管理運営の責任を担わせることになった。1986 年以來、フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー、ミュージックビデオ、舞台芸術の記録映像は、CNC の使命の一部となっている。

1989 年 「映画館で中学校」プログラムの実施

全国映画館連盟 (Le Fédération Nationale des Cinémas Français, FNCF) の発案に基づき、国民教育省との連携の下で実施されている「映画館で中学校」(Collège au cinéma) プログラムでは、教師の付き添いのもと、映画館において、生徒たちに映画という創造の多様性を発見してもらう機会を提供している。

映画におけるこの芸術教育上の施策は、その後、小学校や高校の生徒に対しても拡大され、映画と映画を巡る人たちの発見を通して、若年層への映画文化の伝承を可能にしている。

1990 年 放送クォータ制に準じた映画作品の定義を定める

テレビ局が 1986 年の法によって定められたクォータ制に応じるために、ヨーロッパ作品ならびにフレンチ・オリジナル作品〔用語集〕の定義が、この年の 1 月 17 日のデクレ 90-66 によって定められた。

1991 年 映画の安全保護と復元のための計画を設定

映画の保存と復元という課題の重要性に対する認識の上に立って、ジャック・ラング文化コミュニケーション相とドミニク・ワロン CNC 総裁は、映画の安全保護と復元のための複数年計画を実施した。そこで優先されたのは、ナイトレート・フィルムの目録作成と PET (ポリエチレンテレフタレート) という安定したフィルム支持体への複製である。

この計画は、結局 15 年にわたり予算計上され、長篇および短篇の劇映画ならびに記録映画 13,000 本の保護と復元が可能になった。

1991 年 「映画館で夏」プログラムの実施

都市政策の一環として、CNC では、都市に関する省庁間委員会、青年・スポーツ担当省、地域圏文化行政局 (DRAC)〔用語集〕、社会活動基金 (FAS)、関係地方自治体の支援により、「映画館で夏」プログラムをスタートさせた。「映画館で夏」は、野外上映や、参加映画館において 25 歳以下の観客への料金割引を行うことにより、映画の実体験や映像に関する教育へのアクセスがない人たちに対し、その促進を図ることを目的とした。コーディネートを委託された DRAC によって、各地域圏において実施されている。初年度はイル・ド・フランスのみで実施されたが、その後、他の地域圏へと広がった。2001 年以降、この年度行事は、ワークショップやテーマごとの上映会などとともに、「シネヴィル」というより大きなプログラムの一環として開催されている。

1993年 「文化的例外」の擁護

この年、GATTにおける国際貿易自由化交渉の一環として、文化のための特別なステイタスを見出すための議論が起きた。フランスは、文化を（交渉に組み入れるために）特殊なものとするヨーロッパ議会の選択に反対し、例外条項にすることを支持した。これが翌1994年に採用され、各国による文化のための支援システムの維持が認められることになった。

1994年 ビデオへの支援開始

CNCでは1994年以来、作品のジャンル、フォーマット、国籍にかかわらず、ビデオ販売への助成を発展させ——当初はVHSから始まり、現在ではDVDやブルーレイを対象としている——文化的意義に応じたプロジェクトへの支援を可能にしてきた。プロジェクトにおけるパッケージ化や技術面で質の高さ、ハンディキャップのある人たちへの普及やアクセシビリティに関する経済的条件も、選考における重要な基準となっている。技術の進歩に遅れないよう、2008年からはビデオオンデマンドへの助成も実施されている。

1996年 シネマコンプレックスのための特別承認

商業と職業に関する7月5日の法96-6014条により、シネマコンプレックス映画館の新設や拡張については、映画館整備県委員会〔用語集〕が委託を受けた特別な承認プロセスに委ねられることとなり、その決定に対して、CNCの陪席による映画館整備国家委員会〔用語集〕において疑義を申し立てることが可能とされている。2009年にCodeが制定された後は、シネマコンプレックスに対する措置は、L.第212条6項から10項9までで述べられている。

2003年 テレビゲームへの支援開始

1989年に、産業担当省とCNCの共同出資により創設されたマルチメディア販売助成基金（FAEM）は元来、インタラクティブ作品のラインナップを作ることを専門としているフランスの企業を支援するものだった。2003年からは、テレビゲームへの支援に方向を定め、とりわけ、グラフィック面でのコンセプトやデザインを構想するという点において、革新的なプロジェクトを支援することになった。2008年にはテレビゲーム助成基金（FAVJ）と名称変更をし、もっぱらテレビゲームに絞った貢献を行っている。

2004年 映画への税額控除の創設

2004年の財政に関する2003年12月31日の法2003-1311の第88条において、フランスで設立され、法人税の対象となっている製作会社が、CNC総裁の認定を受けた作品におけるフランス国内での製作費に対して、税額控除の恩恵を受けることができるようになった。2008年の財政法により、テレビゲームのクリエイターに対しても同様に、税額控除が認められることになった。

2004年 多様性の保証となる地方政策の充実

この年から始められた「CNC1ユーロに対し地方団体が2ユーロを拠出」という方式は、映画とテレビの発展に向けた地方政策を、共通原則の下に実行することを可能にし、全土において地方団体の関与を刺激するものになっている。地方政府による支援は、芸術面を含め、作家映画の発展や、製作に

おける多様性の保証にもなっている財源の多様性にとって、徐々に欠かせないものになってきている。

2006年 「テレビ番組の革新に対する助成基金」の創設

2006年の「テレビ番組の革新に対する助成基金」(FAIA)〔用語集〕の創設により、CNCは革新的でオリジナリティ豊かな創作に挑む作者やプロデューサーを支援する資金措置を施している。FAIAの存在は、フィクション、ドキュメンタリー、アニメーションへの支援を目的としている。

2007年 「映像における多様性基金」の創設

「映像における多様性基金」は、フランス社会とその構成要素をより忠実に表象することに貢献する映画やテレビ番組、マルチメディア、テレビゲームの創作と普及の支援を目的としている。新たなエクリチュールの形式と才能の登場を、とりわけ都市政策における優先地域において促進することをめざしている。

2009年 CNCの名称と地位の変更

7月24日のオルドナンス2009-901によって、CNCはフランス国立映画映像センター(Centre national du cinéma et de l'image animée)になったが、この名称変更は、1946年以来、その活動領域を映画だけでなく、テレビ番組制作やビデオ、ニューメディア、テレビゲームへと向かって拡張してきた、その進化の結果を確認するものである。以後、CNCは理事会と総裁を有する機関となった。

2009年 国際税額控除の導入

この年より導入された国際税額控除〔用語集〕は、製作作業の全て、ないしは一部がフランス国内で行われる海外イニシアティブ作品を対象としている。とりわけ、撮影や特殊効果、ポストプロダクション作業だけをフランスで行った作品を対象としている。この10年間で、210以上の映画作品、テレビ番組が、この税額控除の恩恵を受けている。

2010年 映画館のデジタル化のための直接助成措置の開始

この措置は、これまでCNCを導いてきた2つの目的、すなわち、映画館に関して全土における密度の高いネットワークを維持していくこと、および映画による映画館へのアクセスと映画館による映画へのアクセスという両面から、映画の多様性を保証していくこと、これらの目的をかなえるものである。CNCの支援により、2015年12月には、フランスの全ての映画館で、デジタル化が完了した。

2011年 インターネットにおけるテレビ番組への支援

CNCでは、自動支援プログラムを、テレビ局によらず、インターネットのプラットフォームから資金を受けた制作へも広げることになった。テレビ番組産業支援会計(COSIP)〔第3章第7節に詳説〕によるこの恩恵の拡張は、後に「web COSIP」とも呼ばれたが、インターネット上でのテレビ番組の遺産作品の企画開発や制作に繋がることをめざしたものである。

2012年 映画遺産のデジタル化のための支援

CNCでは、2012年に、映画遺産のデジタル化のための資金支援措置をスタートさせ、以下の3つの

目的を追求することとしている。

- ・ 20 世紀の映画作品を、最新の技術と普及方法によって、可能な限り多くの人々のアクセスを可能にする
- ・ インターネットを通じた、豊かな映像の合法的な提供を促進する
- ・ 未来の世代のために、映画遺産の保存と継承を保証する

2012 年 「ワールドシネマに対する助成」の創設

CNC と アンスティチュ・フランセ〔用語集〕の共同管理による「ワールドシネマに対する助成」(Aide aux cinémas du monde, ACM) とは、フランスとの共同製作という枠内において、国籍を問わず、映画作家によって作られた長篇映画に対して行われる選択支援である。この助成制度は、「南の映画基金」と外国語映画への助成が統合して生まれたものである。『裸足の季節』(デニズ・ガムゼ・エルギュヴェン、2015 年)、『雪の轍』(ヌリ・ビルゲ・ジェイラン、2014 年)、『シノニムズ』(ナダヴ・ラピド、2018 年) など、支援を受けた多くの作品が国際映画祭のコンペティション部門で受賞している。

2014 年 「14 歳以下は 4 ユーロ」キャンペーンの実施

CNC と 全国映画館連盟はこの年、14 歳以下の観客を対象に、1 回の上映につき一度限り入場料を 4 ユーロとする、というキャンペーンをスタートさせた。この措置は成功し、より多くの若年層を、映画館へと引き戻すことができた。

2014 年 CNC による助成の一般規則の創設

2009 年のオールドナンスでは、CNC 理事会に対し、助成に適用される法規上の案文を採用できる権限を与えているが、2015 年 2 月 10 日のフランス共和国官報で公表された CNC の 2014 年 11 月 27 日の決議 2014/CA/11 によって、これまで適用されてきた国务院デクレは全て廃止され、2016 年に出版された 700 以上の条文からなる助成の一般規則に置き換えられた。現在では、通常 1 年間に 4 回開かれ、2014 年 11 月から 2019 年 3 月にかけては 18 回開催された CNC 理事会の各会合において、調整や修正が図られている。CNC は国の公設法人として唯一、規則制定権を有している機関である。

2016 年 税額控除による再価値化

この税制措置は、フランスでの映画製作が海外へ流出することを食い止め、海外からの新たなプロジェクトを誘致することを目的としたものである。撮影やポストプロダクション作業、特殊効果によって、仕事が生まれ、重要な経済効果を生み出している。

2017 年 「特殊効果構想」の開始

CNC では、2017 年 1 月より、フランス企業の魅力を強化するために、特殊効果への優遇を図る大きな構想をスタートさせた。この構想は、アニメーションと同様に、当該分野とその修業の場を今後の発展分野と定め、フランスにおける活動と仕事を創り出し、復活させることを目的としている。

2018 年 若い世代のデジタル・クリエイションを振興する基金の開始

2018 年に創設された CNC タレント基金は、若いウェブアーティストたちによるプロジェクトや配

信を手助けしている。この支援基金には、2つの選択支援プログラムがあり、10名からなる委員会の意見を基に、助成金が割り当てられる。

2018年 フランス映画における男女の均等、平等、多様性への関与

50/50 コレクティブとの協力により開催された、映画における均等、平等、多様性のための第1回会議の最後に、映画における男女間の平等を推進するための一連の施策が発表された。そのなかで特筆されるのは、撮影チームにおける管理職（監督、製作主任、撮影監督など）に、男性と同数の女性が従事している映画に対して特典が与えられるよう、CNCがボーナス制度を創設することになっている点である。このボーナスは、CNCによって映画に提供される支援金の15%となる。

参考文献

CNC. Les dates-clés du CNC. Available at: https://www.cnc.fr/a-propos-du-cnc/les-datescles-du-cnc_1242898.

Ministère de la culture. Histoire du ministère, 60 ans d'action en 500 dates. Available at: <https://www.culture.gouv.fr/Nous-connaître/Decouvrir-le-ministère/Histoire-du-ministère>.

第2節 CNCのミッション

CNCの任務は、Code〔用語集〕L. 第111条2項において定義されており、本報告書でも第1章第3節「政府と所管する映画支援機関 CNC との関係を規定する法、ならびに人事に関する権限」において、その内容を説明している。一方、CNCが発行している活動報告書（Rapport d'activité 2019）や公式ウェブサイト（<https://www.cnc.fr/a-propos-du-cnc/missions>）では、CNCのミッションを、動詞を見出しとした6つの項目（Soutenir、Réglementer、Promouvoir-diffuser、Coopérer、Négocier、Protéger）によって分類し、より砕けた表現で分かりやすく伝えている。そこで、本節では、この6つのミッションを明らかにするとともに、それぞれのミッションに紐づく活動でありながら、本報告書の他の章節においては十分にカバーしきれない活動やその実態を特記することによって、国の映画政策を広範に担っているCNCが所掌する業務の幅と質を、より明確にしていきたい。

1. Soutenir（支える）

長篇、短篇映画の創作、製作、配給、公開を支えるとともに、技術産業や輸出を支援している。テレビ業界に対しては、番組制作や海外へプロモーション支援などを行っている。

本報告書では、後述する第4章において、CNCが実施している助成プログラムの内容を、長篇映画を対象を絞って詳述しているが、その際、作品の企画開発といった創作段階から公開ならびに海外でのプロモーションに至るまで、映画のバリューチェーン全般を、個々のフェーズに分けながらカバーしている。そこで、以下では、長篇・短篇の違いや、映画、テレビ、デジタル・クリエイション、ビデオゲームといったジャンルを超えて、映像製作の土台を支えている技術業界に対するCNCの支援について紹介する。

CNCが映画技術業界の発展のための支援を行う目的は、技術産業が映画作品やテレビ番組のプロジェクトの全ての面において、重要なインフラやサービスを提供するものであり、映像のバリューチェーンにおいて本質的な位置を占めているという認識に立っているがゆえである。CNCでは、直接支援や、国際税額控除〔用語集〕などの間接的なシステムを通して支援を行うとともに、視聴覚技術高等委員会（CST）〔用語集〕やフランス映画撮影監督協会（AFC）〔用語集〕、フランス・フィルムコミッション（Film France）〔用語集〕などの機関への助成を通して、その目的の実現を図っている。

直接支援は、競争力の強化や業界の組織化につながるプロジェクトに対して向けられ、助成金を通じて、投資への負担や技術的な実験をサポートしている。2019年の実績は、120の企画に対して、402万ユーロの支援を行っている。また、業界の国際的な認知度を向上させるために、約60社に対して、IBC（アムステルダム）、NAB（ラスベガス）、SIGGRAPH（ロサンゼルス）といった見本市への参加支援を行っている。

CNCによるイノベーションや新技術への支援は、2つの面から実現されている。1つは、革新的な企業への研究開発費の援助である。2001年に創設された「放送とマルチメディアにおける研究開発（RIAM）ネットワーク」によって、映画、テレビ、ビデオゲーム、マルチメディアに関わる会社は、研究開発に対する年間を通じた支援を申請することができる。2007年以降、本支援プログラムは、CNCとフランス公的投資銀行（Bpifrance）〔用語集〕の連携により、映像と音響の制作、データ処理、

配給、公開など幅広い領域をカバーすることになった。2019年は、22の企画に対し、212万ユーロの支援が行われ、そのうち CNC の助成分は 136 万ユーロだった。

もう 1 つは、「デジタル技術を用いた視覚および聴覚効果に対する助成 (CVS)」と呼ばれているものである。この支援措置は、2017 年に、デジタルによるビジュアルエフェクトへの支援の一環として生まれた。現在では、技術利用におけるクリエイティブな側面に、より大きな価値を置くようになっている。助成を受けたプロジェクトは、専門委員会の選考における主な基準として、「視覚領域におけるクオリティとオリジナリティ (例: VFX による実写映像の取り込み)」「技術上の洗練 (例: 制作工程の最適化)」「デジタル上の課題が作業のなかにうまく取り込んでいるか (例: デジタル作業における見積の一貫性)」が挙げられている。また、この選択支援は、大量のデジタル・ビジュアルエフェクトを使用する作品に対して与えられる自動支援と組み合わせることもできる。2019 年は、112 の企画が支援を受け、総額は 980 万ユーロに達している。また、2019 年には、新たに長篇アニメーション映画を対象とした支援も始まり、助成を受けた 4 作品のうち、2 作品が劇場公開を果たしている。

2. Réglementer (法規を作る)

CNC では、法令や規則としての性格を持つ法案を文化省に提出することにより、業界の現状に対して技術上、経済上の発展に大きな影響力を持つ資金調達や支援手続き、業界への規制の適用を図っている。これらの法案が採用・施行されたのちには、CNC 各局は、業務を通じて、法令や規則の適用についてのモニタリングを行うことになる。CNC は、個々の決定の法的な規制が、確実に映画会社、放送局、ビデオサービス提供者の利益になるように努めている。

CNC が映画作品やテレビ番組、デジタル・クリエイション、ビデオゲームを擁護するために行うさまざまな方向づけや決定は、助成ならびにその他の活動を進めるうえで、法令や規則において、具体的に翻訳される必要がある。こうした法務上の作業は、CNC の活動において大きな部分を占めている。2019 年における事例を挙げれば、RGA (用語集) を修正する 3 つの議決が理事会によって承認されたが、この議決を通して、トータルで 9 つの支援プログラムに対して変更が行われることになった。

3. Promouvoir-diffuser (促進させる・普及させる)

CNC では、映画館上映や非商業上映のための特別な支援スキームや、国内外のイベントへの援助を通して、作品のプロモーションと普及、ならびに広範な観客へのアクセスを保證する施策を実行している。CNC のミッションにはまた、他省庁の関係部署と連動しながら、フランスの映画・テレビ番組の輸出促進を図ることが盛り込まれており、特にユニフランス・フィルム・インターナショナルやフランス・テレビジョン・インターナショナルへの財政支援を通して、この任務を遂行している。

本報告書では、第 4 章において、長篇映画作品を対象にした映画館での上映 (第 6 節) や、海外プロモーションに対する助成プログラム (第 8 節) について説明している。また、非商業上映や国内外の映画祭における上映については、多様な作品の上映機会を推進するという観点から、同じく第 4 章第 11 節「多様性の推進」にて紹介を行っている。そのため、以下では、ユニフランス (用語集) やアン

スティチュ・フランセ〔用語集〕などとのパートナーシップの下で、海外におけるフランス映画のプレゼンスを引き上げるために推進されている文化的な上映にテーマを絞って解説する。

海外でのフランスの文化的ネットワークにおける劇場の存在は、フランス映画やヨーロッパの映画を配給するうえで、特に劇場数の少なさから商業配給が限られている国の場合や、スクリーン上での作品の多様性という意味で、重要な役割を持っている。そのため、劇場のデジタル化は、プログラミングを強化するうえでも、海外でのフランス映画をプロモーションするうえでも、大きな関心事となっている。

2014年に、文化省、外務・国際開発省（現在のヨーロッパ・外務省）、CNC、アンスティチュ・フランセ、ユニフランスの間でパートナーシップ協定が署名されて以来、フランスの文化的ネットワークにおいて、キューバの映画館ラ・ランパ、パレスチナの映画館アル・カサバなど、21の劇場がCNCの資金助成（170万ユーロ超）を得て、設備のデジタル化を行った。また、ボゴタ（コロンビア）、バンコク、タンジェ（モロッコ）、ワシントン、ラマラ（パレスチナ）では、新たに劇場を開館させている。ネットワーク全体で、56の劇場がデジタル化を終えているか、デジタル化の途上であり、劇場全体の席数は12,000を超え、39ヶ国に及んでいる。その内訳は、ヨーロッパ15館、サハラ以南のアフリカ11館、北アフリカおよび中東15館、アジア7館、アメリカ大陸8館である。

劇場におけるプログラミングとネットワークのプロフェッショナル化は、劇場のネットワーク化に責任を持つ、CNC、ヨーロッパ・外務省、アンスティチュ・フランセ、ユニフランスの代表者からなる運営委員会にとっては、核心と言える課題である。フランス映画の配給を促進するために、定期的ながらも野心的なプログラミングを作り出し、多様性を称揚して、新たな観客、特に若い観客の獲得に取り組むことが課題となっている。たとえば、アジアでは、アンスティチュ・フランセとヨーロッパ・外務省が主催するプログラミングのためのトレーニングが定期的に行われており、2018年を通じて、上映プログラムを実施した50の劇場では、上映回数1万回におよび、539,000人の動員、170万ユーロの売上を記録している。ヨーロッパ・シネマ・ネットワークと名付けられた4つの劇場（ロンドン、ベルリン、プラハ、ブカレスト）に加え、メキシコ、リーブルビル（ガボン）、カサブランカでは、観客数がこれまでで最高を記録するような劇場の仲間入りをしている。

4. Coopérer（協力する）

1989年にスタートしたCNCの地方政策は、地方団体と国との協力を通して、映画・テレビ業界が、地域の文化経済発展にとって真のハブになることを目的としている。

CNCと地方行政との関係は、文化省の地域圏文化行政局（DRAC）〔用語集〕と地方自治体との三者間の協定に基づき、地方における映画やテレビの振興政策の実現を目指すことを方針としている。この背景としての政府の地方分権政策や、現在の取り組みの実態については、本報告書第4章第10節「地方行政との関係」において詳述する。

5. Négociier (交渉する)

CNC は文化省と連動しながら、映画ならびにテレビ業界に関わるヨーロッパ (EU、欧州委員会) や国際機関 (WTO、OECD、UNESCO など) などとの間における多国間政策の明確化と実行の責務を負っている。

CNC における国際関係への関与は、共同製作に関する政府間協定の実行主体や、共同製作への助成やワールドシネマに対する助成〔第4章第4節に詳説〕による支援者としての役割を果たす一方、政府への協力を通して、ヨーロッパや国際機関を舞台としたフランスならびにヨーロッパの映画政策の擁護者としての役割を演じることも多い。前者については、第4章第4節「国際共同製作助成」で詳述するが、以下では後者に関連し、ヨーロッパ・レベルにおける政策の擁護と実施に向けた現時点での CNC の対応をまとめておく。

CNC は、文化省の担当局とともに、ヨーロッパ・レベルにおける相互主義の定義やその実現に対する責任を負っている。また、同省とともに、業界にとって大きな影響力をもつオーディオビジュアル・メディア・サービス指令〔用語集〕のような指令や規則を改善していく作業にも参加している。つまり、ヨーロッパの文化多様性やインディペンデント映画製作、一般観客からの作品に対する可能な限り幅広いアクセスを保証するために、あらゆる面において、規則を守ることに努めている。そして、以上の目的を実現するために、他の加盟国のパートナーや CNC 内の部局間で緊密に作業を行うとともに、職業団体との恒常的な協議、ヨーロッパの関係機関へのきめ細かなアプローチを心掛けている。CNC も加盟しているヨーロッパ・フィルム・エージェンシー・ディレクターズ協会 (EFAD)〔用語集〕は、その点において中継地点としての確立した機能を果たしている。CNC のヨーロッパ・国際関係局と法務・財務局は、あらゆるヨーロッパの機関との間で、恒常的な対話を続けている。

一方、CNC が実施している助成システムは、国による助成に関するヨーロッパ基準や恒常的なセキュリティの確保との関連から、各国による分析の対象になっている。

CNC ではまた、クリエイティブ・ヨーロッパ〔用語集〕2014～2020 の MEDIA 部門の実施内容について、積極的にモニタリングを行っている。クリエイティブ・ヨーロッパとは、文化とオーディオビジュアルの分野における欧州委員会の支援プログラムだが、CNC はそのうち MEDIA 部門の推進を監督し、業界関係者にとって、できるだけ効果的で、関与可能なものにしようと努めている。MEDIA 部門では、EU 内における映画、テレビシリーズ、ドキュメンタリー、ビデオゲーム、コンテンツへの製作支援を通して、ヨーロッパ域外への配給を後押ししているが、2021 年から新たな 6 年計画での事業がスタートしたところである。CNC は、文化省とともに、プログラム・マネジメントの委員会に属している。

加えて、CNC では、EU 主導の国際機関における貿易交渉の中で、加盟国より欧州委員会へ負託された交渉上の権限において保持している、オーディオビジュアル・メディア・サービスに関する「水平的排除」の方針を、関係省庁との間で確認している。EU が主導して締結している文化協定では、相手国ないしは地域との間で水平的な協力規定が盛り込まれることが多いが、その対極として、当該分野における外部からの競争相手の参入を阻止する論理を「水平的排除」と呼んでいる。2012 年、EU とカナダとの貿易交渉において、フランスがオーディオビジュアル製品について、「水平的排除」の方針を打ち出したことから、広く知られるようになったという。

6. Protéger (保護する)

1969年以來、CNCは映画遺産に関する政策の責務を負っている。CNCの映画遺産局は、「フィルム」ならびに「ノンフィルム」すなわち映画に関連するあらゆる資料について、その収集、保管、安全保護、物理的および記録上の管理、ならびに遺産の価値を高めるためのあらゆる活動を担当している。

CNC映画遺産局が運営するフランス国立映画アーカイブ (Archives françaises du film du CNC) は、国に委託されたフィルムコレクションに関するあらゆるミッションを実行する機関である。フィルムアーカイブ機関の国際的な連合体である国際フィルムアーカイブ連盟 (FIAP)〔用語集〕の加盟機関として、同アーカイブは、1969年の設立以来、寄託、寄贈、購入、法定納付を通して取得したフィルムの保管、復元、目録化、索引化などのアーカイブ活動を行っている。また、文化省の要請により、1991年より複数年に及ぶ可燃性フィルム〔用語集〕の不燃化によるバックアップと復元計画をスタートさせ、15年間で約15,000作品の保存を行ってきた。2012年からは、映画遺産の保護と活用を推進するため、フィルムコレクションのデジタル化を積極的に進めている。

映画フィルムやデジタルメディアの保管は、イル＝ド＝フランス地域圏イヴリーヌ県ボワ・ダルシーにある軍事砲台跡に、可燃性フィルム専用保存庫と、不燃性フィルムなどの保存棟3棟を設置して、行っている。また、イヴリーヌ県のコミューン、モンティニー＝ル＝ブルトンヌーのサン・シール砦跡にも、シネマテーク・フランセーズ〔用語集〕と共同で不燃性フィルムを保管管理している保存庫がある。

アーカイブによる収蔵数は、2019年7月16日現在の数字で、不燃性フィルム140,301作品(1,032,638缶 [boites])、可燃性フィルム40,340作品(233,500缶)。また、収蔵事由別では、法定納付による収蔵作品29,000作品、映画フィルムへの複製によって保存された作品15,300作品、デジタル作品9,000作品となっている。

また、2019年の実績は、法定納付による収蔵作品163作品(うち、長篇映画86作品、短篇映画77作品。映画フィルムによる納付14作品、デジタルデータによる納付149作品)。映画コレクション全体としては、10,885アイテム (articles) が増え、そのうち2,025アイテムは所蔵フィルムから復元した142作品の保存用ネガフィルムである。

引用文献

CNC. (2020, July). Rapport d'activité 2019. Available at: https://www.cnc.fr/a-propos-du-cnc/etudes-et-rapports/rapports-d-activite/rapport-dactivite-2018_1335089.

CNC. Les missions du CNC. Available at: <https://www.cnc.fr/a-propos-du-cnc/missions>.

参考文献

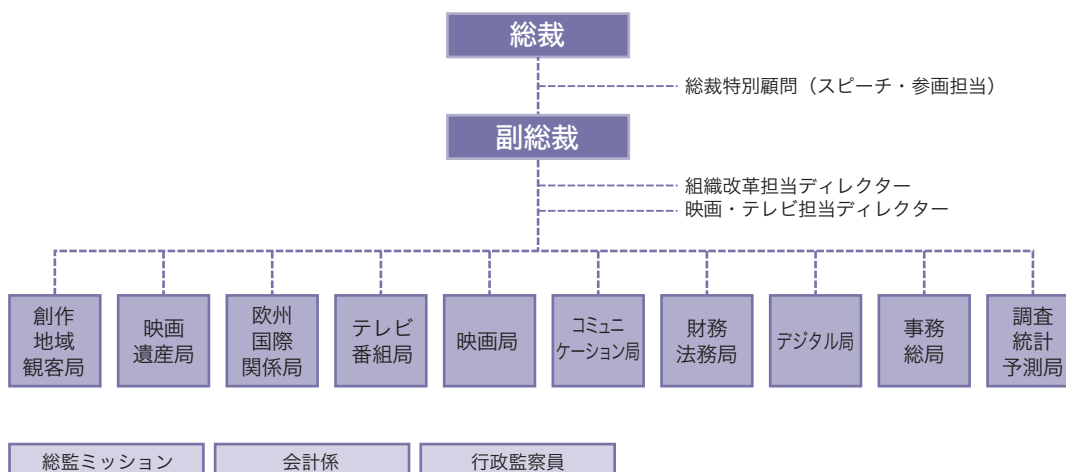
CNC. (2019, July). Les origines de Bois-d'Arcy. Available at: https://www.cnc.fr/cinema/actualites/les-origines-de-bois-darcy_1022051.

第3節 CNC の組織構成

本節では、CNC において映画支援のための助成プログラムを中心的に担っている映画局について、その活動と局内に置かれた部やミッションの業務所掌について概説するとともに、他局についても同様の説明をしていくことにより、組織全体としての CNC の活動内容を把握していく。なお、以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Directions et services における各局の解説を基に、内容を適宜補足しながら構成しているが、本報告書の他の章節において、より詳しい説明を行っている内容も多いので、その点については本文中で随時言及していく。

CNC の組織体制は、総裁、副総裁の下に、事務総局を含む 10 局 (Direction) と各局内に設置された部 (Service) やミッション (Mission) によって構成されている。その構成図は、以下の通りである。

図表 2-3a : CNC の組織構成図



出典：Organisation Chart, Centre national du cinéma et de l'image animée
(<https://www.cnc.fr/documents/71205/154050/organisation+chart.pdf/1b4b14c5-d87f-ac7b-1e8c-749f9a64067c>) を基に、情報を更新して作成。各局の並び順などのレイアウトは、出典の文書によって異なる。

1. 映画局 (Direction du cinéma)

映画の製作、配給、上映に関するあらゆる支援スキームに対して、責任を負っている部署である。映画製作と、上映や放映における多様性の促進を図ることを目的としている。また、作品が広範に普及され、さまざまな公開形態がバランスを保ちながら実施されることを確保するとともに、入場料の収益が確実に映画製作に係る業者間で公正に配分されるよう努めている。この業務に係る手続きを、財務・法務局の協力のもとで整備し、実行に移している。

同局は、以下に挙げるように、1つのミッションと5つの部より構成されている。

1-1 普及ミッション (Mission de la diffusion)

同ミッションでは、映画館での映画の上映と来館を促進させるために設けられたいくつかのスキームを着実に実行に移すため、そのサポート役を果たしている。

まず、映画館の新設、増設については、県単位で設置されている映画館整備県委員会〔用語集〕に提

出される書類をチェックし、映画館整備国家委員会〔用語集〕に持ち込まれる不服申し立ての調査を、同委員会の事務局として、確実にやっている。

デジタルシネマにおける適正な実践方法の勧告を行うために、2010年に設置された「映画館におけるデジタル普及のための協議会」〔用語集〕では、事務局として、委員会名で出される勧告文の作成の任務にあっている。

シネマコンプレックス経営者と業界団体との間で公開条件などを定める「上映プログラム編成への関与」〔用語集〕については、協定作りの責任を負い、関係団体が決められた条件を守っているかチェックを行っている。配給業者団体との協定により、映画館のスクリーン数や人口などの条件に応じてアール・エ・エッセイ映画の配給比率を求めた「普及活動への関与」〔用語集〕についても、その関与の度合いを注視する役割を担っている。また、映画館への制限のないアクセス推進に関しても、その方法の認可とモニタリングを担当している。

1-2 製作配給選択支援部 (Service des aides sélective à la production et à la distribution)

製作に対する選択支援による助成プログラムとなる、前貸資金、企画開発助成、脚本助成、映画音楽助成、外国語映画への支援などの手続きに関して、責任を負っている〔第4章第3節に詳説〕。

配給に対しては、一般的な配給への選択支援とともに、普及の機会に恵まれない作品への支援を行っている〔第4章第5節に詳説〕。

1-3 興行成績管理部 (Service des entrées en salles)

入場券発売の活用に対する統制を行い、興行申告の内容を確かめる業務を行っている。そのため、映画館での興行成績を証拠として残すことを務めとしている。また、上映者や配給者に対してオープンな、ITや電子技術による新たなサービスの動向を注視している。

1-4 上映部 (Service de l'exploitation)

映画館経営許可の発行、上映に関するさまざまな助成（自動支援、映画館の設置や近代化に対する選択支援）、アール・エ・エッセイ作品の分類、番組編成の困難な映画館への支援などを行うとともに、興行に関する経済状況の動向を調査する〔第4章第6節に詳説〕。

1-5 製作配給支援部 (Service du soutien à la production et à la distribution)

製作者や配給者への自動支援の管理運営、前貸資金の算定、長篇映画の認定（投資認定、製作認定）の交付に対するモニタリングについて、責任を負っている〔第3章第4章、同章第5節、ならびに第4章における各助成プログラムのうち自動支援に係る項目に詳説〕。

1-6 公開ライセンスならびにレーティング部 (Service des visas et de la classification)

レーティング委員会の実務を担当し、文化相の決定事項である公開ライセンス〔用語集〕とレーティングの付与について、その決定を準備し、（映画や広報資料に対する）ライセンス発行を行う。

2. 創作・地域・観客局 (Direction de la création, de territoires et des publics)

創作・地域・観客局の役割は、気鋭の作者や新たな創作方法の出現を促すことにある。局内は、地方行動部、創作部、文化普及部に分かれており、作品製作へと進むための創作段階への支援、短篇映画に配分されるあらゆる助成プログラムの管理運営、全ての観客を対象とした映画作品、テレビ番組のプロモーションと非商業形態による作品、番組の配給の促進、CNCの地方政策の実施、青少年を対象とした映像教育の実施などを所掌している。

なお、文化普及部には、国民教育・高等教育・研究を担当する省や映画館経営者、地方公共団体、その他連携機関と協力して、学校における活動を所掌する芸術教育課と、映画のプロモーションや配給に携わる団体や、文化から離れている人たちのために地域圏で実施されている活動や国の施策の範囲内での活動を行っている団体への支援を担当する観客開発課の2課がある。

3. 映画遺産局 (Direction du patrimoine cinématographique)

映画遺産局は、フランスの映画遺産について、収集、目録化、データベース化、国宝級作品の管理、保管、復元など、さまざまな活動を管理運営する責務を担っている。収集においては、映画作品の寄贈、寄託、法定納付を通して、あらゆるメディアによる映画を受け入れている〔助成プログラムにおける資格要件と関わりが大きい法定納付については、第3章第6節で詳説。またコレクションに関する最新の状況は、本章第2節を参照〕。また、映画保存の分野における法律や技術、規則の変更や改正に対する検討にも関与している。

以上の映画遺産に対する方針のもと、国内の主な同種機関（シネマテーク・フランセーズ〔用語集〕、シネマテーク・ド・ツールーズ、シネマテーク・ド・グルノーブル、ジャン・ヴィゴ研究所、リュミエール研究所など）との調整役を担っている。また、国際レベルでは、海外のアーカイブ、法律や映画保存、ドキュメンテーションの専門家、ヨーロッパ内や国際的な組織への参加や相互協力に努めている。

映画遺産局は、6つの部によって構成されている。コレクションアクセス・活用・強化部では、国内外においてコレクションの周知とアクセスの促進を図るとともに、2006年にフランス国立図書館フランソワ・ミッテラン図書館内にパリ分室を設置、また2014年からはフランス国立視聴覚研究所（INA）〔用語集〕によって開設された約50か所のマルチメディア・コンサルテーション・ステーション（PCM）において、デジタル化した映画作品の公開を行っている。コレクション・ドキュメンテーション部は、所蔵品の目録化とオンライン公開、所蔵フィルムに関する検査報告書の作成と提供、図書室の運営に携わっている。コレクション保管・ロジスティクス部は、ボワ・ダルシーとサン・シールにある保存庫で保管されている所蔵品の管理と移動の役割を担っている。衛生・安全・環境・メンテナンス部では、職員と所蔵品の安全を守ることを任務とし、ICPE（環境法に基づき、「汚染ないしは有害の結果をもたらす危険、とりわけ近隣住民の健康と安全を損なう危険がある」として指定された施設）の指定を受けているボワ・ダルシーの保存庫について、産業廃棄物の処理、劣化フィルムの取り扱いと廃棄

を含め、施設に対する要件を遵守する責務を負っている。ラボ・復元部では、メディア、フォーマット、技術の陳腐化、物理的、生物学的、化学的な劣化という、映画遺産の保存に特有な課題に対処している。そのため、写真化学的な復元とデジタル復元の両面から、歴史的な映像の特殊性に対応するとともに、パーフォレーションに拠らないスキャナーや 75 mm といった大型形状のフィルムにも対応できるスキャナーを開発している。総務部は、同局の業務、予算、調達管理運営を行うとともに、映画遺産のデジタル化に関する助成プログラムの実施をサポートしている〔プログラムは、第 4 章第 9 節に詳説〕。

4. 欧州・国際関係局 (Direction des affaires européennes et internationales)

欧州・国際関係局は、以下の 3 つを柱に、CNC による政策と戦略を作り上げ、実行に移す役割を果たしている。

4-1 映画・テレビの国際共同製作

国際共同製作協定、欧州評議会内の共同製作協定に伴う交渉実務、アンスティチュ・フランセ〔用語集〕とのパートナーシップによるワールドシネマに対する助成〔第 4 章第 4 節に詳説〕などのコーディネーション、欧州評議会による共同製作助成基金ユーリマージュ (Eurimages) でのフランス側窓口を務めている。

4-2 国際協力

大使館、領事館、在外機関との連携による海外のパートナーとの相互関係の維持、「フランス語圏若手作家の作品に対する基金」〔第 4 章第 4 節に詳説〕によるプロモーション、映画祭や専門職のためのワークショップなどを通じた世界の業界動向との共存、欧州委員会との共同出資によるアフリカ、カリブ海、太平洋圏での映画やテレビの創作活動への支援を目的とした DEENTAL-ACP 基金、映画テレビ産業のための公共政策分野における国際的な専門知識の提供など、幅広い国際協力業務を担っている。

4-3 フランス作品ならびにロケ地としてのフランスの魅力に関する海外プロモーション (ユニフランス、TV フランス・インターナショナル、フランス・フィルムコミッションとの連携事業)

海外における映画作品のプロモーションへの助成基金〔第 4 章第 8 節に詳説〕やテレビ番組のプロモーション、販売への助成基金の管理運営、欧州委員会との共同出資によるワールドシネマに対する配給助成〔第 4 章第 4 節に詳説〕、海外での作品の取得、プロモーション、観客開拓を目的とした映画文化産業融資院 (IFCIC)〔第 3 章第 7 節に詳説〕による貸付に対する部分的あるいは条件付きの負担軽減措置の管理運営、海外のフランス文化ネットワークにおける劇場のデジタル化や管理の支援〔海外のフランス文化ネットワークの最近の動向については、本章第 2 節に詳説〕などを担当している。

なお、同局は文化多様性の推進に関与し、WTO、OECD、UNESCO など多国間機構での文化的例外の原則と EU による自由貿易協定の遵守を、確実に遂行することが求められている。また、財務・法務局と連携し、映画テレビ分野における EU の政策を注視し、EU 内でこれらの分野を代表するフランスの諸機関との間の調整役を務めている。

第4節「CNCの職員構成」では、CNCの幹部職員を代表する形で、現在欧州・国際関係局長を務めているマチュー・フルネ氏の経歴と、氏が就任後より取り組んでいる課題について紹介する。

5. テレビ番組局 (Direction de l'audiovisuel)

テレビ番組局の役割は、2015年2月11日に設置された「テレビ番組支援基金」(Fonds de soutien audiovisuel, FSA)を通して、テレビ放送産業への資金助成のスキームを整備し、実行に移すことにある。資金助成でカバーしているのは、番組の制作、企画開発、脚本、パイロット版作成、海外へのプロモーションであり、対象ジャンルは、フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー、舞台芸術、主に文化を取り扱うシリーズものの番組である。自動支援、選択支援によるさまざまな助成プログラムについて責任を負っており、特にフィクション、アニメーション、ドキュメンタリーのジャンルを超え、革新的な番組の脚本執筆や企画開発には「テレビ番組の革新に対する助成基金」(FAIA)〔用語集〕を用意している。また、映画テレビ産業融資機構(SOFICA)によるテレビ番組制作への融資のための認定作業、テレビ番組の輸出に伴う吹替、字幕作成、カタログ制作、プロモーションのための支援、カナダやオーストラリアとの国際共同制作の管理運営なども行っている。

同局ではそのほか、文化省のメディア・文化産業総局(Direction générale des médias et des industries culturelles)や視聴覚高等委員会(CSA)〔用語集〕と協力して、テレビ局に対する規制の整備に従事している。具体的には、テレビによる映画の放映に関する規制などが対象になっていると思われる。

6. コミュニケーション局 (Direction de la communication)

コミュニケーション局は、CNCのコミュニケーション戦略を構想し実施する責務を担っている。組織内のコミュニケーションとともに、映画、テレビ、マルチメディア、技術産業の業界関係者とのコミュニケーションを所掌している。

外部への発信という観点から、同局が取り組んでいる任務には、CNCや文化省のためのイベントやPR、見本市への参加、各種出版物の作成と配布、デイリー・プレス・レビューの発行、インターネット上の発信、CNC自身の活動記録、業界関係者や研究者のための図書室の管理や対応、対象分野における報奨(芸術文化勲章、国家功労勲章、レジオンドヌール勲章)に係る業務、CNCのブランドイメージの保証などがある。

7. 財務・法務局 (Direction financière et juridique)

財務・法務局の役割は、予算案の作成と執行状況の監視と統制、CNCが実施するプロジェクトやアクションがもたらす財務上の影響に関する評価、CNCが関与する領域全般にわたる永続的な法規上の機能の確保、そして、経済分野における支援システム進化の追求などが考えられる。

同局は4つの部で構成されている。法務関係・法規部は、映画、テレビ、ビデオ、マルチメディア産業に関係する法規の原案作成、CNC内の委員会における委員の任命に係る準備、個々の決定や契約に際して他の部局に行うアドバイスや援助、係争や示談の調査や裁判前の訴訟手続きのチェック、CNCが介入する業界に関連する参考資料や法律情報の収集や普及業務を担当している。予算部では、CNC

の予算案作成と執行のチェック、映画テレビに対する自動支援のための口座における再配分メカニズムの確保、会計係との連携による税（TSA、TST）の徴収、他の収入の記帳、CNCのあらゆる購買における公共調達法典（code des marches publics）遵守の確認を行っている。財務部は、助成による成果の評価、IFCICやSOFICAなど信用貸付機関に対するチェック、対象分野の経済に影響を与える財務状況の評価、CNCの主たるパートナーの予算状況のチェック、そして、映画、テレビ、マルチメディア作品の創作、製作、配給に携わる他省や公設法人、諸機関の予算において利用できる融資額の全て、ないしは一部を集約する業務に携わっている。統制手続き部は、労働法と社会法制（réglementation sociale）の遵守について監督責任を負っている。その責務に基づき、CNCの各部へのアドバイスや予防措置、労働法典（code du travail）に基づく統制機関との情報交換や反不正行為のための委員会への参加、CNC一般規則への違反案件に対する制裁委員会の手続きの遵守などの業務を担っている。

8. デジタル局（Direction du numérique）

2019年8月1日に設置されたデジタル局は、デジタルとイノベーション技術に関するあらゆる支援措置を実行すると同時に、CNC内のデジタル・トランスフォーメーションの責任も担う新しい部署である。同局の設置は、CNCが支援対象としている分野でのデジタル・トランスフォーメーションへの取り組みを大胆に進め、公共事業としての一貫性をより高めるとともに、クリエイションとそれに携わる専門家たちへのサポートを、時代に即したものにすることを表明したものである。

同局は、4つの部により構成されている。技術産業・イノベーション部は、イノベーション技術を用いたクリエイターならびに研究開発への支援を行っている〔本章第2節に詳説〕。ビデオパッケージ・オンライン部では、ビデオパッケージならびにビデオオンデマンドへの助成、不法ダウンロードへの監視、ビデオオンデマンドに関する諸問題の分析と業界内での議論の注視や調整など、ビデオに関するあらゆるミッションを担当している。デジタル・クリエイション部は、「テレビゲーム助成基金（FAJV）」、「デジタル映像体験に対する助成基金」、「マルチメディアおよびデジタルアート制作への資金提供体制（DICRÉAM）」の管理運営を行っている。また、組織・情報システム部では、業務上の情報管理や自動化に必要なデジタル・アプリケーションの開発、実装、保守に責任を負うとともに、技術情報の業界への普及と新たな情報技術の取得や調査を担当している。

9. 事務総局（Secrétariat général）

事務総局は、人事、組織内での情報伝達、時代に即した行政機能の適応などに関する方針の作成と実務を担当するとともに、組織としての機能や施設への信用度を確保するために管理を行い、所有する不動産の取引を主導している。

同局は、以下の4つの部から成り立っている。総務部は、CNCが所有する動産や不動産、調達物や貯蔵品、あらゆるロジスティクス、ならびにCNC内の映写室の管理を行っている。調査部では、広範な調査権限をもって、Codeに基づく義務や知的財産法典に記載された違反事項に対するコンプライアンスの監視の一環として、映画館経営者からの興収申告の真正性や上映設備の適合性をチェックし、さまざまな助成申請の申告書類の調査にも関与している〔入場料への課税など、特別税の申告と徴収に関する監査については、第5章第2節「監査・統制による会計の透明性の保証」を参照のこと〕。人

事部は、人事方針の決定に関わり、給与の支払いだけでなく、職員への支援やスキルアップ、代表者機関の活性化などに努めている。また、RCA 部は、映画テレビ登録制度（RCA）に関するあらゆる業務を所掌している〔第3章第3節に詳説〕。

10. 調査・統計・予測局 (Direction des études, des statistiques et de la prospective)

調査・統計・予測局では、CNC の全ての活動領域をカバーする統計分析、CNC 内外からの要望に応じて行う調査研究、国内外の市場動向の情報を収集して行う予測を、3つの主たる業務として活動している〔活動内容は第6章第2節に詳説〕。

参考文献

CNC. Directions et services. Available at: <https://www.cnc.fr/a-propos-du-cnc/directions-et-services>.

第4節 CNCの職員構成

本節では、2019年12月31日現在のCNCにおける職員の構成を、2019年の活動報告書（Rapport d'Activité 2019）を基に、さまざまな指標に従って見ていく。また、CNCで働いているスタッフの実像を紹介するために、本報告書における調査に協力をしていただいた欧州国際関係局長のマチュー・フルネ氏について、これまでの職歴とともに、現在局長として取り組んでいる課題について、メディアやイベントでの発言を通して、紹介する。

図表 2-4a : CNCの職員構成比

職員数	479名（うち、フルタイムでの雇用は451名） 雇用者数は、年ごとにシーリングが設けられており、それに応じて、多少の増減が見られる。
性別構成	男性 38.2%、女性 61.8% 上級ならびに中間管理職（局長、副局長、部長）50名（うち女性26名、52%） 経営委員会（Le comité de direction）25名（うち女性9名）
年齢別構成	60歳以上 10.9% 50歳代 29.9% 40歳代 26.3% 30歳代 20.7% 20歳代 12.3%
職（les emplois）の カテゴリー別構成	カテゴリー A 58.2%（うち女性 57.3%） カテゴリー B 30.7%（同 68.1%） カテゴリー C 11.1%（同 64.2%） 公務員には、複数の等級を合わせた職群（cadre d'emplois）があり、採用時の段階で、この職群を大まかに区分した、AからCまでの3つのカテゴリーに属することが決められる。このカテゴリーは、学歴など採用時の資格要件、職務の難易度、責任の度合いを表現している。 カテゴリー A：一般的には、高等教育を少なくとも3年間受けた学歴を必要とし、政策の立案や部局の管理などを担当する。 カテゴリー B：バカロレア（大学進学に必要とされる高校卒業証明）以上の学歴を必要とし、政策の実施やカテゴリー Cの職員の指揮監督などを行う。 カテゴリー C：職業教育免状（職業高校で取得できる経理や秘書などの事務職の国家資格）程度の学歴を必要とし、実務に携わる。

CNCにおいては、2007年9月7日のデクレ〔用語集〕2007-1325「CNC職員の契約に適用される規則」によって、各カテゴリーの要件などが以下のように規定されている。

図表 2-4b : CNCのステイタス別構成比

法人との契約による職員	83.51%（うち女性 59.4%）
主に行政機関からの出向による公務員 (fonctionnaires affectés)	8.35%（うち女性 48.7%）
派遣職員 (titulaires détachés)	8.14%（うち女性 80%）

法人との契約による職員には、労働法典 L. 第 121 条 5 項により個別労働契約における締結の原則とされる「期限の定めのない労働契約」（contrat de travail à durée indéterminée）による職員と、「臨時業務に係る条件の契約」（contrat de mise à disposition dans le cadre de l'interim）による職員が存在する。

また、市民奉仕（service civique）として従事を希望する、16歳から25歳までの者は、資格による制限なく、全ての人を受け入れている。従事者への給与の支払いはないが、手当は支給される。

CNC が取り組んでいる男女共同参画という点から、各支援プログラムを審査する審査委員会の構成を見ると、2019年12月末日現在、53の審査委員会が存在しているが、委員総数1,028名に対し、女性は51%を占めている（2013年は40%）。

◆マチュー・フルネ欧州国際関係局長の取り組み

ところで、今回の調査事業では、コロナ禍による渡航制限により、現地での取材がまったく行えなかっただけでなく、CNC 職員へのオンライン取材も、先方のスタッフが支援体制の構築と実施に忙殺されていたこともあり、ままならない状態であった。そのため、実際に CNC で働いているスタッフの活動や声を直接聞く機会がほとんど持てなかったことにより、調査した内容に血が通った人間味を加えていくのが、とても難しくなった。

とはいえ、せめて一人でも、CNC で働いている方を紹介し、フランスの公的な映画支援の現場に携わっている人とはどんな人なのか、どのような考えを持っているのか、を伝えることができると考えた。そこで、今回の調査において準備段階から CNC の窓口役を務めていただいた欧州国際関係局(Direction des affaires européennes et internationales) のマチュー・フルネ(Mathieu Fournet) 局長について、その経歴や、現職としての発言を紹介し、多少なりとも、CNC 幹部の人となりを感じてもらうことができれば、幸いである。



欧州国際関係局
(Direction des affaires européennes et internationales)
マチュー・フルネ (Mathieu Fournet) 局長

2019年4月1日に CNC 総裁により局長に任命されたフルネ氏は、着任までの18年間を、映画や映像を専門とする外交官として、クリエイティブ産業の国際的な展開の現場に身を置いてきた。キャリアのスタートは、ドーハのフランス大使館勤務で、カタール国立ラジオ・テレビ局への協力を行った。その後、南アフリカのフランス大使館に赴任。2006年には、アルゼンチン、チリ、パラグアイ、ウルグアイを所掌するブエノスアイレスのフランス大使館の視聴覚専門官に任命された。その後アメリカ・ロサンゼルスに移り、ハリウッドの業界人へのフランス映画のプロモーションに尽力。国際関係の専門家として、2011年に帰国してから3年間、フランス国立視聴覚研究所 (INA)〔用語集〕の海外戦略を指導した。2014年に再度アメリカに渡り、ニューヨークのフランス領事館で、映画、テレビ、デジタル部門の責任を持つ視聴覚専門官を務めた。まさに、フランス政府による映画・映像の海外戦略を展開する前線で、長年仕事をしてきた人物である。

CNC に着任後も、カンヌ、ベルリン、ベネチア、ロカルノなど国際映画祭でのシンポジウムには常連として参加し、ヨーロッパ・レベルでのオーディオビジュアル戦略を議論する国際会議でフランスの立場を代弁する発言も多い。

着任早々の2019年5月、カンヌ映画祭において、オンライン映画サイト Cineuropa より受けたインタビューでは、CNC による国際関係への取り組みについて、主に3つの点に関し、これまでの成果や今後の見通しを、以下のように語っている。

国際税額控除〔用語集〕の控除額の引き上げ

フランスにおける映画技術者の能力の高さやロケーション撮影としての魅力から、海外作品に対する税制優遇措置は、国際的に高い競争力を持っている。2015年には22作品が対象だったが、2018年には51作品に増加し、国内で消費される予算は総額2億7,400万ユーロに達している。

海外プロモーション助成の試行

2017年におけるフランス映画輸出計画の枠組みのなかで導入された新たな助成プログラムだが、2019年末までの試行を経て、統計的なレビューを行う予定にしている。このプログラムによって、セールスエージェントが実際に、より高額なミニマム・ギャランティを必要とする作品を取り扱うことができるようになるか、海外での販売力向上につなげることができるかがカギとなる。フランス映画輸出業者協会(ADEF)〔用語集〕と共同で、プログラムの実施にあたっている〔第4章第8節に詳説〕。

その後、3年間で2,550万ユーロの予算を投下した施行期間を終え、ルネ・ボネルを委員長とする評価委員会が開かれたが、短期間でのプログラムの成果評価は難しいという判断から、2020年以降再び3年間の試行を実施している。

映画支援システムへのオンライン・プラットフォームの統合

オンライン・プラットフォームによる映画製作への貢献は、極めて重要である。EUのオーディオビジュアル・メディア・サービス指令〔用語集〕改正により、EU域内でのオンデマンド・サービスが提供する番組のうち、30%をヨーロッパ作品とすることが決められていること、カナダ・ケベック州においては、Netflixのサブスクリプション・サービスに対して9.75%の税を課していること、また、『禁じられた歌声』（アブデラマン・シサコ、2014年）、『湖の見知らぬ男』（アラン・ギロティ、2013年）、『アデル、ブルーは熱い色』（アブデラティフ・ケシシュ、2013年）などフランスの作家主義的な作品が、アメリカではNetflixによって劇場公開後にショーケースとして紹介され、相当数の視聴者を獲得していること、こうした事情を背景として、オンライン・プラットフォームを創作への支援のためのフランスのシステムにどのように組み込んでいくか、検討をしているところである。

ここでのフルネ氏の主張は、2020年の財政法により、フランスにおいてビデオオンデマンドにより有償のアクセスサービスを提供する者への税(TSV)が、テレビ放送事業者に対する特別税(TST-E)と同等の税率とし、5.15%に引き上げられたことにつながっている〔この改正については、第3章第2節「支援の財源」を参照のこと〕。

フルネ氏は、昨年(2020年)11月TIFFCOMで行われたオンラインセミナー「世界の映画産業はコロナ禍にどう立ち向かうのか?」にも参加し、ドイツならびにカナダ・ケベック州からのスピーカーとともに、パンデミック下における公的機関としての映画産業への支援のあり方について議論しているが、そこでも、国内の映画製作、海外との国際共同製作を活性化させるうえで、EUのオーディオビジュアル・メディア・サービス指令がカギになることを指摘し、そのうえで国際的なオンライン・プラットフォームを、どのようにフランスやヨーロッパのコンテンツ製作の推進に統合させていくかが課題であることを述べている。また、アート系映画(アール・エ・エッセイ作品〔第4章第6節に詳説〕)の配給や公開への支援という観点から、小規模な配信プラットフォームが今後果たすであろう役割についても言及している。

本イベントの主題となったコロナ禍での対応について、フルネ氏は映画館支援や撮影再開のための保険基金の創設を含め、映画産業の復興のための文化省予算について、具体的な説明を行っているが、この点については、本報告書第6章第3節「フランス映画界におけるコロナ禍復興施策」で詳しく紹介する。

参考文献

- CNC. (2020, July). Rapport d'activité 2019. Available at: https://www.cnc.fr/a-propos-du-cnc/etudes-et-rapports/rapports-d-activite/rapport-dactivite-2018_1335089, especially Chapitre huit, Le CNC, ses ressources, pp. 70-71.
- CNC (2020, May). Bilan 2019. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/etudes-et-rapports/bilans/bilan-2019-du-cnc_1197070, especially 6.2 Égalité femmes/hommes, pp. 274-279.
- Ganne, V. (2019, May 24). Cannes 2019: Mathieu Fournet, Head of European and International Affairs, CNC. Available at: <https://cineuropa.org/en/interview/373188/>.

第3章

映画支援制度と制度の基盤となる事項

本章では、第4章で詳しく紹介される映画支援プログラムを、CNCが設計・実施するにあたり、その実現を基盤として支えている制度や措置について、詳述していく。各節の内容は、CodeやRGAなどの法規、CNCなど関連機関発行の文書を基にしているが、読みやすさを考え、適宜情報を補いながら、再構成している。

第1節 映画支援制度と関連する基盤事項との関係

◆フランスの公的映画支援の全体像

CNCによる映画支援制度は、映画の製作、配給、公開、ビデオ（オンデマンド含む）、海外へのプロモーションから遺産としての普及に至るまで、一連のプロセスにおける各フェーズに対して、自動支援と選択支援〔本章第5節に詳説〕という2つの体系に基づいた支援プログラムが構築され、それらのプログラムが相互に補完しあいながら、全体として映画を持続可能な産業として、また多様性を尊重する文化芸術として支援していくという体制が作られている。

この幅広い支援プログラムを実施するためには、恒常的な財源の確保が必要であるとともに、支援への適格性の保証を目的として、CNCにおける作品の登録や、投資・製作のための認定〔本章第4節に詳説〕という前提条件をクリアすることが求められる。また、助成金の給付プロセスにおいて、中間段階、ないしは給付後におけるモニタリングや、事業実施後の会計上の透明性を確認するための監査や統制が制度化されている。

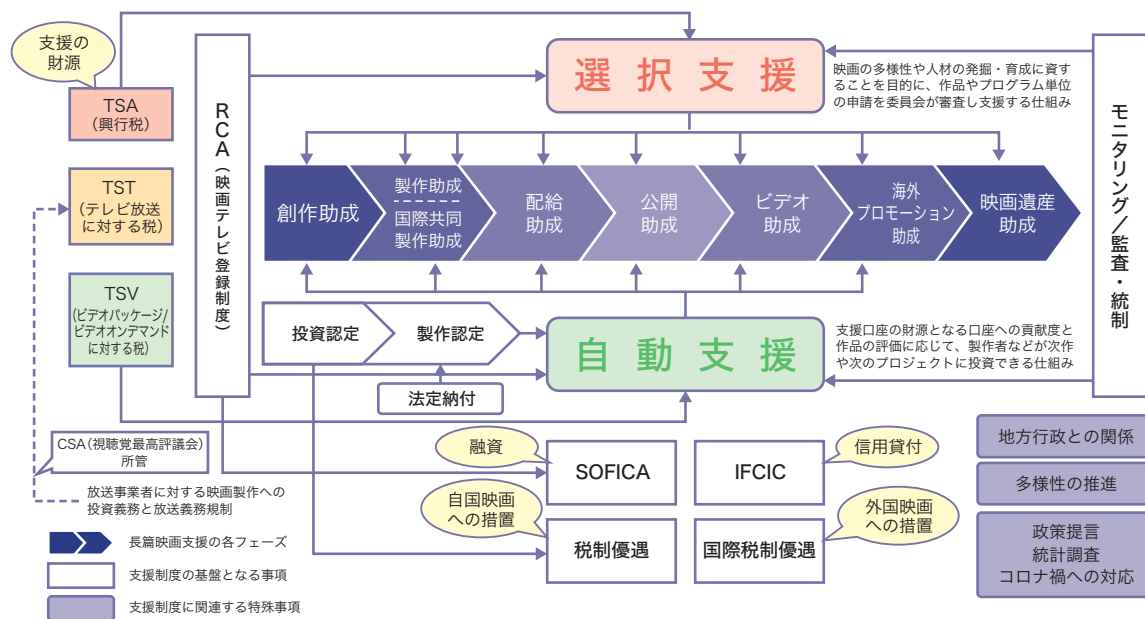
さらに近年、CNCの支援プログラムにおいては、文化省や地方自治体との連携による地方での諸事業への支援や、映画・テレビ・デジタル・クリエイションの領域を横断的に支援する「イメージの多様性」基金に代表されるような多様性の推進が重要なテーマとなっている。

また、CNCが提供する支援プログラムとは別に、資金調達のための融資や信用・貸付制度、税制優遇によって、フランスにおける映画製作への誘引が行われている。

以上のようなさまざまな基盤事項が具体的な支援プログラムの実施と関連しながら機能することによって、映画の全工程に対する支援の仕組みを作り上げているのが、フランスにおける公的映画支援の全体像と言えるだろう。

「映画に関するフランスの政策のもっとも偉大な価値のひとつは——製作、配給、公開という——産業としての全ての側面に向けて特化された支援と規則を持つシステムが存在しているという点であり、技術産業のことも、システム全体の最終地点にいる人たち、すなわち観客のことも、看過していないのである」(Creton 2015: 18)

図表 3-1a：フランスの公的映画支援制度の相互関係図



引用文献

Creton, L. (2015) The Political Economy of French Cinema: Attendance and Movie Theaters in Fox, A., Marie, M., Raphaelle, M., Hilary, R. (eds.), *A Companion to Contemporary French Cinema.*, West Sussex: Wiley Blackwell

第2節 支援の財源

フランスにおいて公的な映画支援を行う最も大きな存在は CNC であるが、その活動を支える財源は、CNC にのみ割り当てられている特別税である。この租税が課せられるのは、映画館経営者やテレビ放送事業者、ビデオグラム販売者など、映画の上映や放映、普及に携わる人たちであり、ここに映画の出口を運営することで利益を上げる側（下流）がコンテンツを創作する側（上流）を支えるという、フランスの映画支援の根本的な思想が明確に表われている。しかし、それゆえに、誰が税を負担するのか、どのような活動に課税するのか、その税率はどのくらいかは、映画テレビ産業全体のランドスケープの変化とともに、常に議論的となり、刷新されてきた。

本節では、まず CNC のすべての財源を明らかにしたうえで、主たる財源である3種類の特別税について、それぞれがどのような経緯で生まれたのか、その歴史を辿り、現在この税制はどのように運用されているのかを詳説する。また、特別税以外の財源である業界からの負担金についても、その内容に触れておく。

◆ CNC の財源

CNC の映画支援プログラムを財政面で支えているのは、主に以下の3種類の特別税である。

図表 3-2a : CNC の財源となる特別税

映画館入場料に対する税	一般的には TSA [Taxe spéciale additionnelle] と略称される	Taxes sur entrées en salle de cinéma:
テレビ放送の広告および配給に対する税	TST	Taxes sur les éditeurs et distributeurs de services de television
ビデオおよびビデオオンデマンドに対する税	TSV	Taxes sur l'édition video (physique) et la video à la demande (diffusion en ligne de contenus audiovisuels)

これらの税収に加え、以下についても、CNC の財源として含まれる（以下「Code [用語集] L. 第 114 条 1 項」を参照）。

- ・映画の製作、配給、公開、上映業務に課される付加価値税から、一定の割合で配分される分担金 (Cotisation des entreprises cinématographiques)
- ・映画テレビ登録制度 RCA [本章第3節に詳説] において徴収する登録料
- ・公開ライセンス [用語集] の発行において徴収する料金
- ・映画館興行ならびに巡回上映の認可において徴収する料金
- ・行政処分の内容を定めた Code L. 第 422 条 1 項適用により決定される罰則金
- ・Code L. 第 111 条 2 項 2 において列挙されている CNC の諸活動に伴う貸与および貸付の返済金
- ・Code L. 第 111 条 2 項の最終段落で言及されている、CNC が国、公的機関、会計院監督下にある組織との協定にもとづき、これらの機関団体に計上されている映画・テレビ・マルチメディアの創作・製作・公開に関する予算への貸付金
- ・国あるいは地方団体からの助成金

これらの収益、ならびにその用途について、CNCは毎年報告書を作成し、当該年の財務法案（*Projet de loi de finances*）〔用語集〕とともに、国民議会に提出する。CNCでは、以上の収入を、自動支援や選択支援など、全ての映画支援プログラムの財源にするとともに、管理費も全てこの収入で賄っており、現在は政府からの交付金は一切受けていないとされている。

1. 特別税の歴史

1-1 映画館入場料に対する税の歴史

フランスにおいて、映画館経営者に課された税の一部を、映画産業に還元するという措置が取られたのは、1930年代半ばからと言われている。フランスの映画産業は、その歴史が始まった当初より高額な娯楽税に苦しめられてきた。最大30%にも及んだ税金は、当初は戦争目的のために使われ、1918年以降は政府の一般会計に組み込まれていた。1930年代半ばに、大手映画会社であるパテやゴーモンをはじめ、映画産業は経営上の困難に陥り、その救済の手段として税の配当による支援が始まったとされるが、こうした状況は第二次大戦が終結するまで変わらなかった。

フランス映画産業の戦後復興は、アメリカとの貿易上の緊張関係のなかで取り組まれることになる。アメリカ映画の輸入規制は、戦前から自国の映画産業を保護するための重要なファクターであったが、1946年5月に締結されたワシントン協定の補遺として発効したブルム＝バーンズ協定〔用語集〕は、アメリカに対する戦時負債の一部を帳消しにするため、フランス国内の映画館において3か月ごとに4週間はフランス映画だけを上映することとし、残りの日はどの国の映画でも上映できる、というクォータ制を敷くことにより、実質的にはアメリカ映画への市場開放を大きく認める内容であった。同年10月25日に設立されたCNCは、その経緯から鑑み、創設以来「外国との競争に対する防火壁の役目」（Michael 2015: 79-80）を果たし続けることになったわけである。

自国の映画産業を防衛する一般的な方法は、2つあると言われている。1つは、「外国映画によって自国の映画が締め出されないようにするため、クォータ制を敷くこと」、もう1つは、「新作映画の製作を支援するための助成である」（Walkley 2018: 47）。生まれたばかりのCNCにとって、まず手掛けなければならなかった課題は、戦争によって疲弊した映画館の再建であったが、1948年に映画産業に対する3年間の暫定的な救済法（*loi d'aide temporaire à l'industrie cinématographique*）を制定することにより、映画製作への本格的な支援への取り組みを始めることになった。映画館入場料に10.9%の税金を課し、これを一時的な支援基金に拠出して映画製作への再投資に向けさせるもので、これによりCNCにおける「自動支援」の仕組みがスタートすることになったのである。この暫定法では、映画館における全ての興行が対象とされるので、外国映画の上映も含まれるのだが、外国映画の輸入に関わる措置ではないので、フランスが同年1月に加盟した関税および貿易に関する一般協定（GATT）の条項には左右されない、と理解された。この法的措置は、1951年に2年間延長され、1953年8月に恒久的な支援基金制度となる。

1-2 テレビ放送の広告および配給に対する税の歴史

政府が映画支援のための財源をテレビに求めることに本格的に動き始めたのは、1984年のことである。映画館の動員数は、1957年以来急激に落ち込み、入場税だけで映画産業を支えることはもはや不

可能になっていた。そこで、フランソワ・ミッテラン政権下の文化相ジャック・ラングは、映画産業への融資を促進させるために、映画文化産業融資院（IFCIC）〔本章第7節に詳説〕や映画テレビ産業融資機構（SOFICA）〔本章第7節に詳説〕を設立するとともに、放送界の変革に映画復活の可能性があると目を向けることになる。これまで国営放送しかなかったフランスで、ミッテラン政権は1982年に民間放送の設置許可を宣言し、1984年11月に初の民間放送局 Canal+（カナル・プリュス）がスタートする。Canal+ は、国からの支援を受けず、視聴者との受信契約料で運営された。放送コンテンツとして、映画とスポーツは、契約者を増やし、引き留めておくのに魅力のあるものだったため、従来、映画館経営者の団体によって極端に制限されてきた映画の放映を、認可条件の範囲内で増やすことができるようになった。その代わり、「Canal+ は年間収入のうち20%を新作映画の製作費に提供することに合意したのである」（Buchsbaum 2015: 50）。

Canal+ のスタートとともに、全てのテレビ放送業者に対して、「テレビ放送の広告および配給に対する税」（TST）が課せられることになった。フランス国営放送は、1960年代から CNC の支援口座に総予算の約8%を協力金として納めていたが、この税の導入により、放送界の負担額は大幅に増大する。導入時の税率は4.5%。その後、1987年には5.5%に増率したが、97年に1,100万ユーロの控除額を設定することにより、新たなケーブル局や衛星放送局が経営的に安定するまで、納税義務を負う必要がない措置が取られた。また、2007年にはモバイルサービスやハイビジョン放送に対する追加税率（それぞれ0.1%、0.2%。よって税率は5.6%、5.7%となった。後述するように、これらの税率の差は、2020年の最新の改正により、一律で5.15%に統一された）が実施されるとともに、放送局を運営しているか否かにかかわらず、テレビ番組の配給を行う会社に対しても、徴税を行うための課税ベースが設定されることになった。

テレビ放送への課税がスタートすると、すぐに CNC の収入にとって欠かせない財源となり、90年代初頭には TSA に匹敵する額を占めることになった。現在では TSA の3倍以上の額となり、2019年執行分で見ると、全体予算6億8,200万ユーロのうち、TST は4億9,240万ユーロとなっており、全体に占める割合は72.2%に達している。

1-3 ビデオおよびビデオオンデマンドに対する税の歴史

フランス上院においては、1980年代後半から、ビデオの販売やレンタルに対する課税についての議論が始まっていたが、1993年の財政法によって、「フランスにおける一般の私的利用のためのビデオグラムの販売とレンタルに対する税」として、税率2%の課税が行われることになった。2004年には、この課税措置をビデオオンデマンド・サービスへと拡張させるための法が成立したが、当時はまだ生まれたばかりの市場において税収の見込みが立たなかったため、さまざまな条文の修正や補足を経て、2009年のデクレ〔用語集〕によって、一般税法典に統合されることになった。

2013年、文化通信省の委託を受けた Canal+ 前代表ピエール・レスキュールが、関連する112の団体・企業・個人へのヒアリングを行ったレポート（Pierre Lescure, Mission 《Acte II de l'exception culturelle》 Contribution aux politiques culturelles à l'ère numérique -Tome 2- [Mai 2013]）では、ビデオオンデマンドへの課税適用の問題をはじめ、公衆送信サービスに関する幅広い課題が取り上げられたが、ビデオ税による収入が2004年から徐々に減少するなかで、ビデオオンデマンドへの課税は、法律上の欠陥により、限定的に留まっているとの指摘がなされた。そこで、国民議会では財政法の改正により、フランス国内の視聴者から契約料を受領している海外を拠点とした配信プラットフォーム者に対

し、上記の課税措置を援用することに着手。主たるターゲットは、Netflix、amazon ビデオ、iTunes、ディズニーなどであった。また、2016年にはYouTubeなど無料プラットフォームに対する広告料やスポンサー料への課税も、財政法改正により決められた。ただし、いずれの場合も、フランス人が視聴しているだけの時間に対して課税するのは計算上困難であり、放送業者も広告主もフランスにいないような場合、税を徴収できる可能性は極めて低いのではないかと懸念されるなか、2018年1月以降、改正法が施行されている（2020年における最新の改正については後述）。

1-4 近年の改正について

2020年の財政法による改正では、TST-EとTSVとを同一税率とする措置が取られることになった。TST-Eは現行の5.65%から5.15%に、TSVは現行の2%から5.15%へと大幅にアップした。文化省は、「映画作品やテレビ番組の創作に対する財政支援のフランス式モデルの優秀さを維持するために、フランスの会社であるか否かを問わず、放送であるかオンデマンド・サービスであるかを問わず、また、有料サービスであるか広告収入による無料サービスであるかを問わず、事業は異なるものの、お互いにとって公正な課税を行うことを意図した」（Ministère de la culture 2019: 29-30）と述べている。この措置による2020年の当初予算法〔用語集〕として提出された税収の予測は6,600万ユーロで、2019年の執行分3,420万ユーロに対し、2倍弱の増収が見込まれている。

2. 現状の特別税の運用

2-1 TSA（映画館入場料に対する税）

以下、TSAに関するテキストは、Code L. 第115条1項から5項までの条文を基に、構成している。

課税対象

TSAとは、フランス本土および海外県の映画上映施設事業者が設定する入場料に課される租税である。この場合の入場料とは、観客によって実際に支払われる料金を言い、複数回の入場を可能にする会員システムでは、一入場あたりの基準単価を言う。

税率は、入場料に対し、10.72%。ポルノグラフィや暴力を誘発する作品の場合、税率は1.5倍に引き上げられる。

TSAは、該当月の映画スケジュール〔用語集〕における最終週までに、少なくとも上映が2回行われている場合、月ごとに決済を行う。ただし、収益が月額80ユーロ以下の場合、納税義務は免除される。

映画上映施設事業者は、決定された課税ベースと徴税に必要な情報を記載する申告書を、課税対象月の翌月25日までに、CNCに電子送信にて提出し、その際にTSAをCNCの会計係に納付する。

2007年1月1日より、TSAは、映画館での入場料収入を週単位でモニタリングするミッションとともに、CNCが直接徴収することになった。以来、CNCは租税総局（Direction générale des Impôts, DGI。2008年4月に公会計局〔DGCP〕との併合により、公共財政総局〔Direction générale des Finances publiques, DGFIP〕が設置されたことにより、廃局）に代わり、申告書の受領と登録の責任を負うことになった。また、この改革により、税率は単独の税率として10.72%に設定、申告は劇場単位ではなく、会社単位で行うことになった。

コロナ禍における措置

CNC では、2021 年財政法により、当初 2020 年 2 月から 3 月までとされていた TSA の支払免除を、2020 年 2 月 1 日から 12 月 31 日まで延長することとした。この決定により、全興行界にとって、およそ 3,600 万ユーロの支援となっている。ただし、興行収入の報告は自動支援額を決定する資料となるので、CNC が設置しているエクストラネット Cinedi を通して、2020 年通年の収入報告を求めている。

2-2 TST (テレビ放送の広告および配給に対する税)

以下、TST に関するテキストは、Code L. 第 115 条 6 項から 13 項までの条文と、CNC が発行している文書 Guide juridique des redevables de la taxe sur les services de télévision (TST) [Mise à jour au 17 mars 2016] を基に、構成した。ただし、本文書の発行以降に変更された税率などに関する情報は、全て Code に準拠している。

納税者

1986 年 9 月 30 日の法により、フランスにおいて、以下の事業を行う者について、TST の納税義務を負うことが決められた。

テレビ放送事業者

(éditeurs de services de télévision。この会社への徴税は TST-E と略される)

- ・前年度に CNC による支援プログラムへの応募資格を有する映画作品製作・テレビ番組制作を行った全ての会社が対象だが、自身の制作による情報番組のみを制作・放映している場合は、納税義務が免除される
- ・徴税の観点から、放送のために、広告主やスポンサーから金銭を受領している者は、全てテレビ放送事業者と考えられる
- ・放送事業者として納税義務があるとともに、顧客から直接徴収する加入契約料によって予算を立てている放送事業者は、テレビ放送配給者としての納税義務も負うものとしている

テレビ放送配給者

(distributeurs de services de télévision。この会社への徴税は TST-D と略される)

- ・フランスにて、テレビ放送の配給事業を行う者は全て対象となる
- ・ネットワークアクセスのサービスを提供する者も、テレビ放送の受信が可能であれば、テレビ放送配給者として、納税義務を負うことになる

課税対象

テレビ放送事業者

- ・広告主およびスポンサーにより放送事業者を支払われた金額。キャッチアップ TV やインタラクティブ・サービスなど、再放送の場合も該当する
- ・放送事業者による公共テレビ放送への出資金。ただし、海外県向けの特別放送を行っているフランス・テレビジョンへの出資金については、8%が控除対象となる
- ・放映に関連して、インターネット通信会社より収益分配として支払われた金額。ただし、公益目的に

関わる番組については、除外される

- ・番組のオンデマンド・サービスによって得た収益については、TST の課税ベースには含めない

テレビ放送配給者

- ・テレビ放送への報酬として、加入契約者から支払われる契約料その他の収入。10%が控除対象となる
- ・ネットワークアクセスや電話サービスなど、加入契約者が受けられる特典に対して支払われる契約料その他の収入。66%が控除対象となる

税額の計算

TST はいずれの場合も、該当する収入ならびに支出に対する付加価値税を除いた額を基に計算される。

テレビ放送事業者

税率は、年間の収入額および支出額に対して 5.15%。

- ・広告主およびスポンサーより支払われた金額と公共テレビ放送への出資金については、1,100 万ユーロが控除対象となる。ただし、キャッチアップ TV やインタラクティブ・サービスに伴う広告料は控除対象としない
- ・広告収入を得ていない放送事業者に対しては、控除額は 1,600 万ユーロに増額される
- ・海外県向け特別放送を行っているフランス・テレビジョンへの出資や海外県での放送事業における広告収入については、税額を一律 50%引き下げる

テレビ放送配給者

年間の収入額のうち、1,000 万ユーロ以上に対して、以下 a~d のように部分ごとに異なる税率が適用される。

- 1,000 万ユーロ以上から 2 億 5,000 万ユーロ未満の部分については、0.5%
- 2 億 5,000 万ユーロ以上から 5 億ユーロ未満の部分については、2.10%
- 5 億ユーロ以上から 7 億 5,000 万ユーロ未満の部分については、2.80%
- 7 億 5,000 万ユーロ以上の部分については、3.50%

放送事業者であるとともに、放送配給者である場合は、上記の税率がそれぞれに適用される。ただし、放送配給事業において、上記 d) の部分については、税率が 3.30%増率され、6.80%の税率となる。

申告と支払い

納税義務を負ったテレビ放送事業者ならびにテレビ放送配給者は、付加価値税の申告を行う時期に応じて、毎月あるいは四半期ごとに、CNC の会計係に TST の支払いを行う。この支払いは、当該年の収入に対して支払義務のある税金に対する前払金と考えられるが、その際の金額は、前年の税額の 12 分の 1 あるいは 4 分の 1 と同額としている。

- ・前払金が、当該年に支払義務のある納税額に達したと考えられる場合は、CNC の会計係に通知することによって、以後の納期における支払いを延ばすことができる
- ・当該年に支払義務のある納税額が、前払金よりも 20%以上多くなる場合、延滞利息と増額が適用さ

れる

- ・ CNC への年次申告書の登録は、4月24日（第一四半期における付加価値税の申告期限）までに行わなくてはならないが、その時点で、前年度分として支払わなくてはならない TST の決済に入ることができる

この年次報告書には、以下の情報を記載しなくてはならない。

- 前年分の TST の決済に必要となる、課税ベースを構成する諸項目の情報
- 支払い済みの前払金と追加分の TST
- 当該年分の TST の納税に必要となる情報
- 当該年分の前払金額

納税義務者が、以上の内容記載を遵守しなかった場合、新たに申告を行う必要があり、その申告額に対して、0.2%の増額（60ユーロを下限とする）が適用される。

第三者による報告義務

広告主やスポンサーは、テレビ放送事業者と CNC に対し、本放送やキャッチアップ TV の際の広告宣伝に対する報酬として、前年にそのテレビ放送事業者を支払った金額の概要を、2月15日までに知らせなくてはならない。

この義務を怠った場合、報告金額の不足分に対して10%の罰金が課される。罰金は CNC による通告から30日後に執行されるが、それまでの期間、CNC は罰則理由、および当該関係者が準備すべき陳述書について通達を行う。

2-3 TSV（ビデオおよびビデオオンデマンドに対する税）

以下の TSV に関するテキストは、一般税法典 (Code général des impôts) における条文 1609 条 sexdecies B を基に、構成している。

納税者

フランス国内に所在しているかいないかにかかわらず、以下に掲げる者は納税の義務を負う。

1. フランスにおいて、ビデオグラムの販売あるいはレンタルを行っていない者に対して、その販売あるいはレンタルを行う者
2. フランスにおいて、ビデオオンデマンドにより、映画作品あるいはテレビ番組への一般による有償のアクセスサービスを提供する者
3. フランスにおいて、主に情報提供を目的とし、または映画作品やテレビ番組の抜粋や予告篇を通して、その公開や放送のプロモーションのための情報提供を目的とし、一般による無償のアクセスサービスを提供する者
4. 上記の2,3のサービスにおいて、広告やメッセージの伝播のために、広告主やスポンサーから支払われる料金を徴収する者

課税対象と税額の計算

TSV はいずれの場合も、該当する収入に対し、付加価値税を除いた額を基に計算される。

1. ビデオグラムの販売あるいはレンタルによって得られる収入。ただし、そのうち 65% は課税ベースから控除される。ポルノグラフィや暴力を喚起する性質を有する映画作品、テレビ番組、その他の記録映像については、控除の対象にならない
2. ビデオオンデマンドにおける有償のアクセスサービスによって得られる収入
3. 上記の納税者のうち、2、3 の納税者に対するサービスにおいて、広告主やスポンサーから支払われる収入。ただし、3 のサービス提供者に対して、4 の料金収集者が支払う金額は、3 のサービス提供者が支払うべき課税ベースに含まれ、4 の料金収集者が支払うべき課税ベースには含まれない。また、この金額の 66% は、控除対象となる
4. 上記の納税者のうち、3、4 の納税者に対しては、課税ベースから 100,000 ユーロが控除される

税率

税率は、5.15%。ただし、ポルノグラフィや暴力を喚起する性質を有する映画作品、テレビ番組、その他の記録映像については、税率を 15% に引き上げられる。

課税対象としないもの

- ・キャッチアップ TV において、広告主やスポンサーが広告やメッセージの伝播のために支払う料金は、TST の課税対象に含まれているので、ここでは課税ベースには含めない
- ・フランス国内に所在する納税義務者で、上記の納税者 1、2、3 が事業に関して支払わなくてはならない税を、他の EU 加盟国において支払っている場合は、課税ベースに含めない

申告と支払い

TSV の申告と支払いは、付加価値税に適用されている条件と手順に従って行われ、公共財政総局 (DGFIP) の歳入となったのちに、CNC の予算に充当される。

3. 業界からの分担金

以下、分担金に関するテキストは、Code L. 第 115 条 14 項から 15 項までの条文を参照している。

以下に挙げる映画業界の取引に係る収入からの分担金も、CNC の予算へ充当されている。なお、この金額は、映画上映施設事業者については、Code L. 第 212 条 32 項 3 に拠り、映画スケジュールの各週の最後に提出される、作品ごとの入場料収入に関する CNC への申告書に基づいている。その他の事業者については、四半期ごとの収入に関する申告書に基づく。

3-1 映画製作会社

分担金は、上映権の譲渡に伴う収入から付加価値税を除いた額の 0.58%。映画の上映形態として商業的、非商業的は問わず、また、媒体もフィルム、磁気、光学、デジタルなどあらゆる方式を対象と

する。分担金は、3 か月ごとに納入とする。なお、映画製作に出資しているテレビ放送事業者において、その出資金が上映権取得の代償となる場合は、上映権の譲渡に伴う収入と同様、分担金の対象となる。

3-2 映画配給会社

分担金は、映画公開による配給収入から付加価値税を除いた額の 0.58%。上映形態は商業的、非商業的を問わない。分担金は、3 か月ごとに納入する。なお、ポルノグラフィや暴力を喚起する作品を配給する会社に対しては、額を 0.68%に引き上げる。

3-3 映画輸出会社

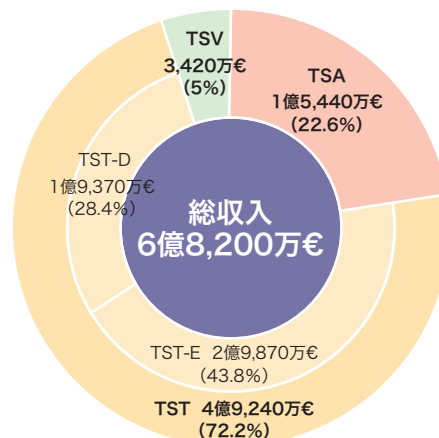
分担金は、売上額から付加価値税を除いた額の 0.55%。3 か月ごとに納入する。

3-4 映画上映施設事業者

分担金は、映画館入場料から付加価値税と TSA を除いた額の 0.232%。年ごとに納入する。

『CNC 年鑑 2019 年版』によれば、2019 年執行分として、以下のように収入が挙げられている。

図表 3-2b : 2019 年度の予算に見る財源



出典 : Recettes du fonds de soutien géré par le CNC, *CNC Bilan 2019*, p.255.

引用文献

- Walkley, S. (2018). *Cultural Diversity in the French Cinema: Defending the Cultural Exception in a Digital Age*, Cham, Switzerland: Palgrave Macmillan.
- Michael, C. (2015). Historicizing Contemporary French Blockbusters, in A. Fox, M. Marie, R. Moine and H. Radner (Eds.), *A Companion to Contemporary French Cinema*, West Sussex: Wiley Blackwell.
- Buchsbaum, J. (2015). "Do We Have the Right to Exist?" French Cinema, Culture, and World Trade, in *A Companion to Contemporary French Cinema*.
- Ministère de la culture (2019, September 27). Réaffirmer notre souveraineté culturelle, Budget 2020 du ministère de la culture: Un budget de priorité au service de toutes et tous.

参考文献

- Ministère de la Culture et de la Communication. (2013, May). Remise du rapport de Pierre Lescure, Acte II de l'exception culturelle à l'ère du numérique. Available at: <https://www.culture.gouv.fr/Presse/Archives-Presses/Archives-Dossiers-de>

presse-2011-2018/Annee-2013/ Remise-du-rapport-de-Pierre-Lescure-Acte-II-de-l-exception-culturelle-a-l-ere-du-numerique.
CNC (2016, March 17). Guide juridique des redevables de la taxe sur les services de télévision (TST). Available at: http://www.cnc-tst.fr/Resources/Textes_et_Guide_TST_juridiques_2016.pdf.

CNC (2020, May). *Bilan 2019*. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/etudes-et-rapports/bilans/bilan-2019-du-cnc_1197070.

第3節 映画テレビ登録制度 (Registres du cinéma et de l'audiovisuel, RCA)

フランスにおける公的な登録制度の創設は、中世にまで遡る。12世紀末より、国王尚書局では、権利証書の原本または写しを正式に保存し始めるが、これは王権の拡大に伴い、権利の根拠となる文書類を保存する必要性が生じたためと言われている。その際、原本の保存のみならず、「王令の写しを登録簿に保存することを開始した。これが『登録』(enregistrement)の慣習であり、語源的には文書を『登録簿(registre)に加える』ことを意味する」(ガラン 2020: 20)。

本節では、現代のフランスにおいて実施されている映画作品やテレビ番組の登録制度について、その対象や内容を概説するが、本制度が単に作品の題名やクレジット情報などを記録するだけでなく、証書や契約書など書類を登録することにより、権利保護の機能を果たすとともに、製作資金への融資や公開ライセンス〔用語集〕取得の条件になっていることを明らかにする。

◆助成の根幹を成す登録制度

映画テレビ登録制度(以下、RCA)とは、一般公開を目的に製作された映画作品およびテレビ番組について、題名ならびにその製作や公開に関連する証書、契約書、裁判所命令ないしは仲裁命令などの文書を登録することをいう。

1944年2月22日の法律によって制定された長い歴史を有する制度だが、2015年5月16日よりCNCの所轄となった。本制度におけるCNCの使命は、登録された作品題名と関連文書を、一般に利用可能な状態にしておくことにある。それゆえ、RCAの運用と機能については、以下のことが前提になっていると考えられる。

- ・受領した書類に対し、CNCでは有効性の評価やその確認は行わない。登録を拒否する場合は、あくまでも技術上、手続き上に問題が生じた場合に限られる
- ・本制度に登録された文書は、それらを見做したと主張する第三者に対して対置し得るものとなる(ただし、第三者は、その有効性への疑義を申し立てることは可能である)。逆に、登録義務がある書類が未登録であれば、第三者に対する権限を行使することはできない

登録の対象

本制度においては、以下の2種類の登録簿を管理する。

1. 映画作品およびテレビ番組の登録簿(RPCA)〔用語集〕=登録の対象は、製作者が権利を有している、すでに存在する作品、あるいは製作進行中の作品に関する情報
2. 製作者が今後映画化する権利を有している企画に関する情報についての登録簿(registre des options)。契約に基づいた一定期間、映画化を行うことを可能とする権利を「選択権」(option)というが、2006年3月1日より、この権利の対象となるプロジェクトに関する情報も登録されることになった

RPCAへの登録が義務化されているのは以下の場合である(いずれの場合も、登録は、文化相の決定を受けたCNCが公開ライセンスを交付する以前に行わなくてはならない)。

- ・国籍を問わず、フランスにおいて劇場公開を目的としている作品
- ・SOFICA〔本章第7節に詳説〕から融資を受けている映画作品

映画化権を有している企画に関する情報についての登録簿への登録は義務ではない。

登録の内容

登録簿に登録される文書の幅はとても広く、外国映画の場合、要件は一部軽減されている。文書の種類は、Code L. 第123条1項において、以下のように列挙されている。

- ・現在存在する、あるいは将来生まれる映画、ないしはテレビ番組の諸素材の所有権、および上映権を有する会社、ならびに上映権に関するさまざまな利権についての譲渡や出資に関するもの
- ・上に言及した権利の全て、ないしはその一部についての担保の設定に関するもの
- ・映画、ないしはテレビ番組について、現在存在する、あるいは将来の生成物の全て、あるいは一部に対する完全な所有権ないしは保証資格の委託や譲渡に関するもの
- ・映画、ないしはテレビ番組の配給の契約に関するもの
- ・映画、ないしはテレビ番組の全て、あるいはその一部の素材、ないしは現在存在する、あるいは将来の生成物の自由な処分を制限する契約に関するもの
- ・上に言及された権利や契約に関連した、登記上の債権者における優先順位の譲渡、抵当権の代位、および完全な、あるいは部分的な権利の抹消に関するもの
- ・上の各項目で言及された権利に関する裁判所の判断や仲裁命令に関するもの

文書は原則としてフランス語でファイリングされるが、オリジナルが他の言語である場合、EUないしは欧州経済領域（EEA）〔用語集〕あるいはスイスで認可を受けた翻訳者による完全な公式翻訳が必要となる。

ただし、英語ないしはスペイン語で書かれた文書については、例外が認められる。Code D. 第123条2項に挙げられた情報をカバーしている部分的な公的翻訳の提出、ないしはその翻訳が不可能な場合は、上記の情報についての要約を提出することも可能である。ただし、登録料はフランス語での登録より50%高くなる。

登録料

登録料は、作品が短篇（上映時間が1時間以内）か長篇（1時間超）かによって異なる。登録項目は以下に分かれ、項目ごとに登録料が設定されている。

- ・プロジェクト名
- ・作品名
- ・題名変更
- ・作品の作者との契約
- ・配給契約（劇場権、ビデオ販売、ビデオオンデマンドを含む権利）および海外セールス
- ・放送契約

- ・ビデオオンデマンド契約
- ・当初の共同製作契約
- ・その後に変更された共同製作契約
- ・SOFICA の契約
- ・売掛金の譲渡〔用語集〕
- ・上記以外の売上ないしは利益分配に関する契約（キャスト、スタッフ、エージェント、投資パートナー）
- ・登録文書に記された附帯作業に対する追加料金

登録文書の閲覧

パブリックアクセスについて、オンラインデータベースでは、登録文書の抜粋や一部情報が閲覧可能。アクセスできる情報は以下の通りである。

- ・1994 年以來、登録された作品情報
- ・1987 年 8 月 19 日以降に登録された契約書等の文書
- ・2006 年 3 月 1 日以降に出版された契約書等の文書
- ・2006 年 3 月 1 日以降に登録された、プロデューサーが映画化権を有しているプロジェクトに関する情報

文書全体のコピーは、書面による申請に基づき、ページ単位の料金が必要となる。

引用文献

Galland, B. (2020). Les archives. (『アーカイヴズ——記録の保存・管理の歴史と実践』大沼太兵衛訳、2020 年、白水社、20 ページ)

参考文献

CNC (2016, October 20). Registres du cinéma et de l'audiovisuel (RCA). Available at: https://www.cnc.fr/cinema/registres-du-cinema-et-de-laudiovisuel-rca-2_777234.

CNC. RCA – Registres de la Cinématographie et de l'Audiovisuel. Available at: <http://www.cnc-rca.fr/Pages/PageAccueil.aspx>.

ENTER-LAW. (2015, November 10). RCA – Registration Process and Fees. Available at: <http://enter-law.com/rca/>.

第4節 投資認定 (Agrément des investissements) と 製作認定 (Agrément de production)

CNCが実行主体となっているフランスの公的映画支援制度において特徴的なのは、次節で詳述する自動支援というスキームである。このスキームを動かす前提となっているのが、受益者となるプロデューサーが申請に基づいて交付を受ける認定という制度である。文化政策の研究者で、イギリスの調査会社で主任を務めるサラ・ウォークリーは、認定制度の重要性を次のように要約している。「支援スキームの核心にあるのが、認定のプロセスである。映画が承認を受けると、資金を受ける資格を得るのだが、程度の差はあれ、ほとんどの作品がこのようにして資格を得ている。提供される資金のレベルは、プロジェクトの商業的成功次第であり、公開されて初めて受け取れる金額が計算できることになるのだが、プロデューサーは次の映画プロジェクトへの投資を始めない限り、この資金を利用はできないので、結局は認定プロセスを通過しなくてはならなくなるわけである」(Walkley 2018: 58)

本節では、自動支援による助成を受けるための前提となる投資認定と製作認定という2つの認定制度について、申請者や申請目的、手続きに必要な提出書類などについて、詳説していく。

◆助成金活用のための認定制度

投資認定と製作認定は、自動支援によって交付された助成金を次作の創作(企画)、製作のために活用しようという場合に、踏んでおかなければならないステップである。認定申請は、財務、技術、芸術面での有識者によって構成される「認定委員会」(Commission d'agrément)で審査を受けたのち、CNC総裁より認定交付される。

1. 投資認定

申請者

製作会社代表〔用語集〕。共同製作の場合は、この代表が他の製作会社も代表することを明示する共同製作契約が必要

目的

- ・ 製作者が自動支援口座に入金されている助成金を、次作の製作に充当する場合(この場合、投資認定の申請は、公開ライセンス〔用語集〕の交付時まで可能)
- ・ 製作者が製作前の前貸資金〔第4章第3節に詳説〕助成を望む場合
- ・ 製作者が税額控除〔本章第8節に詳説〕を望む場合
- ・ 製作者がSOFICA〔本章第7節に詳説〕からの融資を受ける場合
- ・ 製作者が無料チャンネル(TF1, France 2, France 3, M6。ただし、Arte France Cinémaは除く)との共同製作や事前購入を受ける場合
- ・ 作品が国際共同製作である場合、および製作者が共同製作に係る政府間協定の認定を申請している場合〔国際共同製作や政府間協定については、第4章第4節に詳説〕

以上に挙げた目的のうち、最後の3つのケース、すなわち、SOFICAからの融資、テレビ局からの出資、

国際共同制作の場合、投資認定の申請は、撮影開始前に行わなくてはならない。

投資認定を交付されることにより、以下のことが可能になる。

- ・ 製作者が、自身の口座の自動支援助成金を使用することが許可される。ただし、最終的に自動支接口座から投資に利用できる金額は、制作認定の交付によって決められる
- ・ 映画の制作条件に対するポイント計算、および改正デクレ 1990 年 1 月 17 日第 90-66 号において定義されているヨーロッパ作品〔用語集〕やフレンチ・オリジナル作品〔用語集〕の資格について、当該作品の状況に対する暫定的な評価を確定することができる

提出書類（フランスの制作会社代表による署名が必要）

a) CNC 総裁宛ての投資認定申請書（以下を明記すること）

- ・ ワーキングタイトル
- ・ RCA〔本章第 3 節に詳説〕の登録番号
- ・ 撮影開始予定日
- ・ スタジオならびにロケでの撮影期間（週単位）

b) RCA に登録されている監督ならびに他の作者との契約書、および「権利の鎖」を正当化できる契約書

c) 共同制作に関する契約書。フランスの共同制作共同代表は、契約書上で自身の関与があることを証明しなくてはならない

d) 加えて、制作会社代表の署名による以下の書類も提出する必要がある

- ・ 見積書（海外における経費は国ごとに記載）
- ・ 資金調達計画書
- ・ ヨーロッパ作品であることを証明する書類
- ・ 財政支援の計算書を要約した書類
- ・ 撮影、製作者、作者の言語（langue de tournage, producteur, auteurs）を明らかにする書類
- ・ 俳優（artistes interpretes）に関する書類
- ・ 創作上の技術協力者〔用語集〕に関する書類
- ・ 作業員（ouvriers）〔用語集〕、技術者（techniciens）に関する書類
- ・ 撮影（tournage）ロケ地ならびにポストプロダクション（postproduction）に関する書類
- ・ 作品の主題に関する情報を要約したシノプシス（最大で 1 ページ）
- ・ 地域圏における撮影と経費に関する書類
- ・ 男女均等を証明する書類（制作スタッフの管理職における女性の数と性別スタッフ数）
- ・ 製作費 100 万ユーロ未満のフレンチ・イニシアティブ作品〔用語集〕の制作における国の集团的労働協定（＝映画製作におけるフランスの集团的労働協定〔用語集〕）に関する書類

無料チャンネル（Arte France Cinéma は除く）からの資金調達がある場合、放送局が関与していることを明確に示し、局側の負担と資金回収の条件について記した手紙、ないしは契約書が必要となる。SOFICA からの融資を受ける場合、制作への投資を示す書面、ないしは提携契約が必要となる。

ドキュメンタリー映画、アニメーション映画については、それぞれ独自の書式があるので、それを用

いて申請を行うこと。

投資認定の効力

製作者に対して投資認定が交付されると、公開ライセンスの交付決定通知から2年間有効となる。また、CNC 総裁の決定により、さらに2年以内を限度とする延長が可能である。

2. 製作認定

申請者

製作会社代表

目的

作品製作の実質的な条件が公式に認められ、規則等を遵守して製作が行われることを確認するため。また、自動支援による助成金算定の正当性を確認するため

申請対象

投資認定の交付の有無にかかわらず、全ての公開作品が対象となる

申請時期

作品の製作後、公開ライセンスの交付から8か月以内に申請しなくてはならない

提出書類

投資認定が交付されている場合

- ・製作会社代表の署名による CNC 総裁宛での製作認定申請書。共同製作の場合、契約書上、製作会社代表ではなく、他の製作会社となる者は、本申請書に連署する。それがかなわない場合は、各製作会社がそれぞれに製作認定申請書を提出する
- ・画面上に現れる作品クレジットを全てまとめたもの
- ・投資認定の時点で伝えられていなかった、RCA に登録された全ての契約書（融資機関との担保契約書は除く）。一般的な言い方をすれば、映画に対する資金の正当化を証明するあらゆる契約書
- ・本作の製作年における社会保険記名申告（DSN）〔用語集〕、ないしは社会保険年間申告（DADS）〔用語集〕ないしは社会保険・家族手当保険料徴収組合（URSSAF）の概要一覧（tableau recapitulatif）〔用語集〕の控え（本文書は、デジタルメディアにコピーして返還することができる）
- ・法定納付〔本章第6節に詳説〕の手続きが完了したことを証明する文書
- ・2019年1月1日以降に投資認定を申請した映画については、デジタル素材ないしは写真化学的（フィルム）素材にその映画を保存することに責任を有するサービスプロバイダーとの契約書（映画についての報告書の代わりとなる請求書を添付）。本文書では、視聴覚技術高等委員会（CST）RT043によって明らかにされている技術推奨〔用語集〕について、はっきりと言及していること
- ・2020年1月1日時点で投資認定が申請されている映画、ないしは2021年1月1日時点で投資認定が交付されていない状態で製作認定が申請されている映画については、聴覚障がい者のための字幕ファ

イルや視覚障がい者のための音声解説ファイルの作成作業、ならびに上記のファイルを公開用のデジタルメディアに組み込む作業に関する支払い済みの詳細な請求書

- ・最終的な作業計画

加えて、製作会社代表の署名による以下の書類も提出が必要となる

- ・データシート
- ・最終的な経費（海外での経費については、国ごとにまとめる）。本文書はフレンチ・イニシアティブ作品の監査役の証明を得なくてはならないことに留意すること
- ・資金調達計画書
- ・資本構成に関する書類
- ・ヨーロッパ作品であることを証明する書類
- ・財政支援の計算書を要約した文書
- ・撮影、製作者、作者の言語を明らかにする書類
- ・俳優に関する書類
- ・創作上の技術協力者に関する書類
- ・作業員、技術者に関する書類
- ・撮影ロケ地ならびにポストプロダクションに関する書類
- ・作品の主題に関する情報を要約したシノプシス（最大で1ページ）

投資認定を申請していない場合

上記の投資認定が交付されている場合に必要となる全ての文書に加え、RCAに登録した全ての契約書（融資機関との担保契約書は除く）、一般的な言い方をすれば、映画に対する資金の正当化を証明するあらゆる契約書

引用文献

Walkley, S. (2018). *Cultural Diversity in the French Cinema: Defending the Cultural Exception in a Digital Age*, Cham, Switzerland: Palgrave Macmillan.

参考文献

CNC. L'agrément des films de longue durée. Available at: <https://www.cnc.fr/documents/36995/144243/Descriptif+complet+de+1%27agr%C3%A9ment.pdf/fbe0e671-444f-a49b-5c16-5bd749eb3913>.

CNC. Agrément des investissements. Available at: <https://www.cnc.fr/documents/36995/144243/Descriptif+complet+de+1%27agr%C3%A9ment.pdf/fbe0e671-444f-a49b-5c16-5bd749eb3913>.

CNC. Agrément de production. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/agrement-de-production-pour-les-films-dont-lagrement-des-investissements-a-ete-demande-a-compter-du-1er-janvier-2018-ou-pour-les-films-sans-agrement-des-investissements_190846.

第5節 自動支援と選択支援

CNCによる映画支援プログラムは、異なる仕組みによって運用される2種類の制度によって実行されている。前節において認定制度との関係で触れた自動支援（soutien automatique など、表記は多数ある）と、専門家による審査に基づき助成を行われる選択支援（aide sélective など、表記は多数ある）の2つである。

本節では、第4章における具体的な支援プログラムの説明に先立ち、製作、配給、上映など、映画の各工程において実施されている自動支援の具体的な要件と、前貸資金〔第4章第3節に詳説〕プログラムに顕著に表れている選択支援の特徴を取り上げるとともに、研究者による視点を導入しながら、両制度を対比的に考察する。

◆2つの体系に基づく支援

CNCにおける自動支援制度とは、映画作品の興行収入や放送事業者の広告収入、ビデオやビデオオンデマンド・サービスの売上などから徴収される特別税〔本章第2節「支援の財源」で詳説しているTSA、TST、TSVの三つの税〕を財源とするCNCの支援口座について、映画の生産チェーンを構成する各フェーズのプレイヤーである製作会社や配給会社、映画館経営者やビデオ販売会社などによる支援口座への貢献度を数値化し、それに応じてCNCが開設する会社ごとの口座に入金される金額から、各社が次回作や次の事業などへの投資のために利用できる仕組みである。映画への自動支援は、歴史的に見るとヨーロッパでは広範に採択されてきた仕組みであるが、制度的には、文化支援政策というより、映画産業の持続的な成長や発展を支えるための産業支援政策に近いものと考えられる。

一方、選択支援は、監督の処女作や二本目の作品、特別な芸術的・文化的価値を有する作品、市場での競争が困難であると考えられる作品など、主にプログラムごとに設置された審査委員会によって、作品やプログラム本位で支援を決定し、映画の多様性の確保や新たな人材の発掘・育成などの目的に資するような支援を行うものである。典型的な文化支援政策と考えられる。

ちなみに、『CNC年鑑2019年版』〔資料集3を参照〕によれば、2019年実施分の映画への支援総額3億1,110万ユーロに対し、自動支援は1億9,870万ユーロ(63.9%)、選択支援は1億1,240万ユーロ(36.1%)となっている。自動支援を割合の高いテレビ支援と合算すると、総額5億8,180万ユーロに対し、自動支援4億1,910万ユーロ(72.0%)、選択支援1億6,270万ユーロ(28.0%)となっている。

第4章では、映画の各フェーズにおいて実施されているCNCの自動支援、選択支援の各プログラムについて詳述してゆくが、ここでは、自動支援のプログラムについて、支援口座の名義人となる受益者、支援金の発生源、支援額の算定方法、支援金による主な投資対象を項目として、フェーズごとのプログラム内容を整理しておきたい。

図表 3-5a：映画の各フェーズにおける自動支援プログラムの特徴

支援対象となるフェーズ		支援口座の名義となる受益者	支援金の発生源	支援額の算定方法	支援金による主な投資対象
創作		製作会社代表	対象作品の興行収入、放映権、ビデオパッケージの販売・レンタル	・興行収入×TSA×係数（TSAによる税額に応じて3段階）×作品の芸術的・技術的評価に基づく100ポイント制による係数	映画化権の取得費、準備作業のための人件費、ロケハン費用
製作		製作会社代表		・放映権料×10%×100ポイント制による係数 ・ビデオ売上高×4.5%×100ポイント制による係数 以上3つの合計額	映画館で初公開される新作の製作に関する諸費用
配給		配給会社	興行収入	興行収入×係数（収入額に応じて7段階。上記創作・製作支援におけるTSAに対する係数に準じる）	配給権の取得のミニマムギャランティー
公開		興行会社	TSAによる税金	興行収入×TSA×還付率（TSAによる税額に応じて5段階）×スクリーン数に応じた係数	映画館の改修費、新規施設の工事費
ビデオ	ビデオパッケージ	販売会社	対象作品の売上	売上高×4.5%	頒布権の取得費、素材・パッケージ作成費
	ビデオオンデマンド	サービス提供会社	対象作品の売上	売上高×15%もしくは10%（売上高による。ダウンロード購入の場合は、25%ないしは20%。上限を上回ると支援対象にならない）	オンライン化のための技術費用、デジタル化作業費
海外プロモーション		海外への販売会社	海外での観客動員	観客動員（5段階）に対し一人当たりの定額+映画祭上映作品数による定額+海外でのオンライン配給作品数による定額	海外販売権取得のためのミニマムギャランティー。プロモーション費

出典：本報告書第4章における自動支援プログラムの解説から要約

◆選択支援の基本的な考え方

自動支援が、前作までの商業的成果により次作に対する資金を生み出すという制度である限り、これまでの実績がなく、企画するプロジェクトへの商業的なポテンシャルや文化的・芸術的評価の可能性が定まらない新進のプロデューサーには、支援を受けるための口座の開設すらできないことになる。そこで、この問題を解決するために生み出されたのが、もう1つのスキームである選択支援である。1959年にCNCが文化問題担当省（当時）の所管に移った際に、アンドレ・マルロー文化相の主導の下、同年6月のデクレ〔用語集〕により導入された「前貸資金」のプログラムがその嚆矢とされ、現在でも、自他ともに認めるCNCによる選択支援の中核であり、フランスが主張する「文化的例外」の象徴ともいえるプログラムである。

現行の「前貸資金」プログラムは、作品完成前と完成後の2つの段階で、異なる措置が制度化されているが、「完成前前貸資金」では、映画監督の処女作となる作品の査読を行う第1審査会と、2作目以降の作品の査読を行う第2審査会があり、査読者はそれぞれ10数本の脚本を読むという。審査をパスしたプロジェクトは全体会議に上げられ、プロデューサーや監督に対する口頭試問を経て、助成対象やリライトを要求するプロジェクトを決定している。審査会の判断では、プロジェクトとしての野心や独自性、独創性が重視されており、査読委員を務めた経験を持つ脚本家ファニー・ブルディーニ（『ハッピー・バースデー 家族のいる時間』2019年）は、「作品の意図にある『過激さ』が明瞭に表わされているシナリオであれば、誰もが納得させられる」との感慨を述べている（CNC 2020）。

「前貸資金」プログラムは、一定の収益を得たプロジェクトに対しては、助成金の返済が義務づけら

れている。しかし、1960年から90年までに本プログラムにより助成金を得た1,209作品のうち、その基準に達した作品は9.9%しかなかった、という調査報告がある。調査を行った研究者は、「前貸資金の審査会は、実際は、芸術のパトロンなのである」(Cocq and Messerlin 2003: 19)との感慨を持ったと記している。

◆選択支援の問題点と近年の傾向

文化政策研究者の内山隆は、自動支援と選択支援という2つの制度の違いを、経済政策的な観点から文化産業を検討する際のカギとなる以下の条件が満たされるかどうかによって、比較を試みている(内山2014: 6)。

- ・ 公的制度としての公平性、透明性や公正性の確保
- ・ クリエイターの創作価値観やジャーナリストの問題意識への影響が軽微な制度
- ・ 創作意欲の積極的誘因になる制度

選択支援は、公的制度の面からは、審査委員会の人治的判断が大きく、クリエイターなどへの影響も不確実性が大きくなる一方、自動支援は助成資格と金額を法的に自動的に決める仕組みであり、納税額を算定式に取り込むことによって、より公平性と公正性を保証することができる制度であるとして、高く評価している。

主観的な授賞制度という選択支援への厳しい評価がある一方、芸術的な評価も商業的な成功も未知数の処女作や二作目を世に出したいと考えているプロデューサーや監督にとっては、たとえば「前貸資金」のプログラムは作品の完成に漕ぎつけるための大きな後ろ盾になっている。ただし、それだけでは配給や公開の可能性が担保されているわけではない。そこで、CNCは1999年に配給助成における選択支援制度を整備し、未公開作品や、それを含む配給プログラムに対する助成を促進させることになった〔配給助成については、第4章第5節で詳説〕。また、作品にとっての出口を保証するためには、従来から行われてきたアール・エ・エッセイ〔第4章第6節に詳説〕映画館への支援の充実や、映画の生産チェーンの入口である企画開発段階における著作権の取得や脚本執筆・リライトへの支援〔第4章第2節に詳説〕の重要性が求められるようになってきたのである。つまり、選択支援の理念を実現させるためには、単に製作への支援プログラムを構築しているだけでは不十分であるという認識に至ったことになる。

その結果、現在では「フランス映画が申請する資格を有する選択支援のプログラムは、前貸資金プログラムをはるかに超えて、数十の異なるカテゴリーによって実施されているのである」。(Walkley 2018: 64)。逆を言えば、支援の根本的な目的といえる映画の多様性の確保や、人材の継続的な発掘・育成というミッションは、このように網の目のように張り巡らされた制度を構築しないかぎり、実現が難しいという現実を証明しているとも言えるだろう。

引用文献

- CNC. (2020. September 28) Dans les coulisses de l'Avance sur recettes, Available at: https://www.cnc.fr/cinema/actualites/dans-les-coulisses-de-lavance-sur-recettes_1323122.
- Cocq, M. and Messerlin, P. (2003). *The French Audiovisual Policy: Impact and Compatibility with Trade Negotiations*, HWW-Report 233, Hamburg, Germany: Hamburg Institute of International Economics.

Walkley, S. (2018). *Cultural Diversity in the French Cinema: Defending the Cultural Exception in a Digital Age*, Cham, Switzerland: Palgrave Macmillan.

内山隆 (2014) 「創造性を重視した ICT 分野の国際競争力強化のための公的支援のあり方 映像コンテンツへの自動補助制度からの一考察」『情報通信政策レビュー』第 8 号、総務省情報通信政策研究所

第6節 法定納付 (Dépôt légal)

法定納付(国の定める機関への作品納付義務)とは、芸術的、文化的、歴史資料的価値を有する制作物が、適切に後世へ継承されることを保証するための法的制度である。また制度の設計によっては、検閲や著作権保護とも結びついている。現在、世界の多くの国や地域において法制化されている。日本においては、国立国会図書館法(1948年2月9日法律第5号)において、国会図書館は出版物の法定納付先となり、第24条第1項第6号において、映画フィルム(当初は「映画技術によって製作した著作物」)も納付対象とされたが、1949年の法改正により、「当分の間、館長の定めるところにより、その納入を免ずることができる」という附則が付けられ(現在の附則は2000年4月7日法律第37号)、現在にいたるまで、映画の法定納付は実質的に実行されてはいない。

本節では、フランスにおける映画の法定納付制度の経緯と内容を解説するとともに、製作認定や公開ライセンスの交付との関係を確認しておく。

◆フランスにおける映画の法定納付の定義と経緯

フランスにおいて、映画の法定納付とは、文化遺産としての映画遺産および関連情報を、物理的に保存するための仕組みであり、国にとっては共同体であるための1つの保証であり、一義的には監督や権利者に対する保証である、と定義されている。

その歴史は古く、フランソワ一世による「モンペリエの勅令」(1537年)により、新刊書籍を全て王立図書館(現在のフランス国立図書館[Bibliothèque nationale de France, BnF])に納本することから始まっている。映画の法定納付についても、映画誕生当初から議論されていたが、フィルム材料が可燃性であったこともあり、第一次大戦以前は、シノプシスと作品の一部を紙に転写したペーパープリントだけが、国立図書館への納付対象とされた。その後法制化の動きが始まり、1943年には映画を含む法が制定されたが、映画についてはやはり可燃性フィルムであることが障害となり、実行されない状態が続いた。

1977年になって、ようやく映画フィルムのみならず、録音物やビデオを含め、全てのフランス映画に対して、法定納付のための法が施行された。その後、UNESCOによる映像の保護及び保存に関する勧告〔用語集〕(1980年10月27日)や、作者やプロデューサーの事前承諾なく、収集したあらゆる文書の保存とアクセス対応を目的としたデジタル変換を可能にしたEU法〔用語集〕などが大きな背景となり、1992年6月20日の法、および1993年のデクレ〔用語集〕によって、新法が施行。これにより、CNCは法定納付の実行者として、納付対象作品の収集・保存、ナショナル・ビブリオグラフィやナショナル・フィルモグラフィの編さん・普及、研究者・教員・学生・業界関係者などに対する専門調査員のコンサルティング・サービス(パリ13区にあるフランス国立図書館のフランソワ・ミッテラン館と、ボワ・ダルシーにあるCNCのフランス国立フィルムアーカイブ[Archives françaises du film, AFF]の2か所にオフィスを設置し、CNCが希望者の認証を行ったうえで対応している)などの業務を行うことになった。2004年2月20日より、法定納付は、遺産法典の条文(Code du Patrimoine L.第131条1項から第133条1項、R.第132条24項から34項まで)において規定されることになった。

◆法定納付の対象

作品

公開ライセンス〔用語集〕を得た、映画館で上映される映画作品については、長篇・短篇の別を問わず、全てのフランス映画、外国映画、コマーシャルフィルム、文化映画が、法定納付の対象となる。なお、製作認定の交付を受ける際には、法定納付の手続きが完了したことを証明する書類の提出が必要となる。

納付者

納付者は、フランス映画やフランスとの共同製作映画の場合は、製作会社。外国映画の場合は、配給会社。コマーシャルや文化映画の場合は、製作会社あるいはスポンサーが納付の責任を負う。罰金は75,000ユーロ。

納付物とその仕様

納付物は、以下のいずれかになる。

- ・画と音、いずれも中間素材となる映画フィルム（日本の業界用語に従えば、マスターポジ、デュープネガ、インターネガ、デジタルインターメディアイトなどが相当）、ないしは、長篇映画の場合はニュープリント（新たな上映用ポジフィルム）
- ・HDD ないしは USB に収録された、画面上に文字やタイムコード等が挿入されていないデジタルコピーで、解像度やコーデックなどの仕様については、視聴覚技術高等委員会（CST）RT043 によって明らかにされている技術推奨〔用語集〕に適ったものでなくてはならない。最も推奨されるべきデジタルファイルの仕様として、フレームサイズ 1920 × 1080、コーデック Apple ProRes 4444、ないしは Avid DN × HD 350x が挙げられる
- ・ファイル形式による映画作品の場合、デジタルコピーとともに、「写真化学的支持体の上にコピーされたもの」、すなわちデータをレコーディングした映画フィルムの提出が求められる

納付の際には、上記の納付物に併せ、法定納付届、ラボなどのサービスプロバイダーからの納品書、宣伝物（ポスター、宣伝用スチル、プレスキット等）が必要となる。

納付時期

納付時期は、長篇映画では公開ライセンス取得日から2か月以内、短篇映画では公開ライセンス取得日から6か月以内、フィルムによる文化映画・コマーシャル映画では、一般公開上映から1か月以内となる。

納付物の情報公開

1993年の法改正により、法定納付を執行する3つの組織（フランス国立図書館 [BnF]、フランス国立視聴覚研究所 [Institut national de l'audiovisuel, INA]、CNC）によるパートナーシップが図られることになった。法定納付委員会が設置されるとともに、上記3つの組織へ納付されたあらゆる文書を、

BnF内に設置されるメディアルームで管理し、三者からはコンピュータ上でアクセスし、閲覧できるようになっている。

参考文献

Aubert, M. and Le Roy, É. (2007), The French Legal Deposit System for Film. *Journal of Film Preservation*, 73, 65-67.

CNC (2018, November 12). Dépôt légal. Available at: <https://www.cnc.fr/professionnels/vos-demarches/depot-legal>.

CNC Patrimoine. Dépôt légal. Available at: http://www.cnc-aff.fr/Internet/ARemplir/DepotLegal.aspx?Menu=MNU_ACRCHIVES_3.

第7節 融資制度

自動支援は、映画館の入場税やテレビ局の広告収入などから徴収する特別税を財源とする支援口座によって支えられている制度だが、その額は動員数や広告の出稿量によって大きく左右される。そのため、映画製作における資金調達にとっては、大きなリスクファクターとなってきた。そこで、フランス政府がより直接的に介入する方法として立案したのが、政府主導の下で融資や貸付保証を行う機関の設立であった。

フランスにおける公的映画支援において、CNCによる直接的な支援を補完する役割を果たし、製作者（とりわけインディペンデント系の製作者）にとって重要な資金調達上のパートナーとなっている融資機関＝映画テレビ産業融資機構（SOFICA）、金融機関による融資・信用への保証ならびに貸付機関＝映画文化産業融資院（IFCIC）について、以下概説する。

1. 映画テレビ産業融資機構

（Les Sociétés pour le financement de l'industrie cinématographique et de l'audiovisuel, SOFICA）

以下のSOFICAに関する説明は、主にCNC公式ウェブサイトのページからダウンロード可能な文書Les SOFICA: Un dispositif original de financement du cinéma et de l'audiovisuelに基づき、適宜補足を加えている。

SOFICAは、1985年7月11日の法85-695によって設立された、映画作品およびテレビ番組の製作に特化した民間資金調達のための有限責任会社である。後述するIFCICが主に銀行資本による融資への信用を担っているのに対し、SOFICAは個人や金融業界以外の業界からの投資促進を目的としている。

1-1 SOFICAによる基金収集の方法

SOFICAは、民間からの拠出金によって形成される基金により投資を行うが、出資者との契約には、以下の2通りがある。

1. 「依存型」＝SOFICAと任意の会社が契約を結び、その会社は事前に決定された価格で、SOFICAによる株の一部を買い取る
2. 「非依存型」＝買い取り保証による投資ではなく、ケースごとに収益の受領権を得ることによって投資を行う

認定

SOFICAでは、年ごとに複数のファンドをまとめ、これらのファンドが認定を受けることによって資金調達を行うことができる仕組みとなっている（各ファンドは「SOFICA 1」「SOFICA 2」などと呼ばれるので、例えば「2019年には12のSOFICAが認定を受け、資金調達を行った」という言い方をする）。拠出額の限度枠は、当該年の年末に、翌年の契約および過去の投資額をもとに割り当てられる。そのため、SOFICAは、毎年6月ごろに財務省の公共財政総局（Direction générale des Finances publiques, DGFIP）に認定申請を行い、同時にCNCへも通知を行う。両組織では、応募資格の基準（ガバナンス

のクオリティ、税法の遵守、SOFICA 憲章への署名) に適合していることを保証し、過去の投資実績、ならびに資金調達のために交わされた出資者との契約内容のクオリティを審査し、SOFICA のミッションへの妥当性を保証することになる。審査では、以下のような点が考慮される。

- ・「非依存型」投資の割合
- ・監督のデビュー作および2作目への投資割合
- ・見積額 800 万ユーロ未満の映画作品への投資割合
- ・アニメーション作品への投資割合
- ・テレビ番組への投資割合
- ・市場競争力の強い企業（もしくは企業グループ）と結びつきのないエグゼクティブ・プロデューサーへの「非依存型」投資の割合
- ・SOFICA が実行する収益タイプと融資条件

認定ならびに公認された拠出額は、行動・公会計省 (Le ministère de l'Action et des Comptes publics) より SOFICA の経営に通知され、同時に金融市場庁 (l'Autorité des marchés financiers) によるライセンスにより、SOFICA は個人貯蓄に対する勧誘を公に行うことが可能になる。こうして、SOFICA は、銀行のネットワークならびにインターネットを通じて、当該年の 12 月 31 日まで、資金調達を行うことができるようになるわけである。

出資者に対する税金控除

SOFICA への出資を申し込んだ個人は、所得税の控除を受けることができる。控除額の上限は総所得額の 25%、18,000 ユーロまでとする。ただし SOFICA が、企画開発段階への融資のために、製作会社の資本への出資の 10% を充当する場合には、30% の基礎控除額が 36% まで引き上げられる。上記の出資に加え、以下の 2 つの場合については、控除額が 48% まで引き上げられる。

- ・シリーズもののテレビ番組（フィクション、ドキュメンタリー、アニメーション）の企画開発に関与するため、製作会社の資本への投資額の 10% を充てる場合
- ・海外での映画作品およびテレビ番組の興行収益にのみ関連する権利の取得に対して、投資額の 10% を充てる場合

実際には、全ての SOFICA において、この 2 つの関与を行っており、2 段階引き上げの恩恵を受けている。ただし、出資者が税制優遇を受け続けるためには、5 年間自身の持ち分を保持しなくてはならない。

1-2 投資の方法とその条件に見る特徴

映画作品やテレビ番組への融資機構である SOFICA は、その代償として、投資した作品がさまざまな媒体によって公開されることにより発生する収益を受ける権利を有する。作品が、投資回収の初期段階を超えてなお収益が発生している場合、SOFICA はボーナスと呼ばれる余剰収益を受けることになる。

CNC の財務・法務局財務部 (Service des financements, Direction financière et juridique) によって管理されている SOFICA の投資は、以下のような形態を採っている。

- ・映画作品およびテレビ番組の製作会社との作品ごとの協力契約に基づいて行われるオンラインでの払込 (これが最も頻繁に行われる関与の方法である)
- ・認定された映画作品およびテレビ番組の製作活動のみに従事する会社の資本に対する出資 (この場合の「製作」とは開発企画、プロダクション、ポストプロダクションを意味しており、結果として、主に関与するのは企画開発に携わる会社である)。この出資は、SOFICA の完全子会社という形態を採るか、別の SOFICA とともに会社を所有する形態を採るか、いずれかであることが一般的である
- ・一作品に対する SOFICA による投資額は、ヨーロッパ負担分の 50% を超えることはできない。また、契約書の署名と払込は撮影開始の前に行われなくてはならない。一方、製作者側は、署名後 15 日以内に契約書を RCA に登録しなくてはならない。また、SOFICA による投資を受けるには、投資認定を交付されていることが前提となる

以上から見て、SOFICA による投資は、欧州共同体加盟国によるフランス語が使用される映画作品に対して、製作協力契約という形での直接投資か、あるいは出資対象である製作会社への間接投資という形態を採ることになる。ただし、融資額の 20% を上限として、欧州共同体の主たる加盟国の言語で製作される共同製作作品への投資を行うことも可能である。

拠出された基金の 90% は、SOFICA による商業・会社登記簿 (RCS)〔用語集〕登記日の 12 か月以内に投資されなければならない。残りの 10% は、投資への報酬を受ける銀行口座に、そのまま預金しておくことができる。この預金から生じる利益は、SOFICA の運営維持費として用いることができる。また、報酬を受領する銀行口座に、割り当てが終わっていない投資予定額を預金しておくことも可能である。

SOFICA では、2005 年以来毎年、拠出金の集金を始める前に、CNC との間でインディペンデント製作への投資規則を定めた職業憲章に署名している。憲章では、少なくとも投資額の 50% は、「非依存型」の製作に充てなくてはならない、とされている。すなわち、SOFICA、もしくは SOFICA との間で「依存型」の関係にある会社との資本上の関わりを持たない会社により製作され、買い戻し額が事前に決められていない作品に、投資をしなくてはならない、ということである。報酬が種々の利益 (映画館、テレビ、ビデオなど) 次第であるということは、SOFICA にとってはリスクである一方、インディペンデントの製作者にとっては重要な支援になることを意味している。税制上の優遇は、このリスクに対する補償と考えられる。

1-3 製作支援の効果

SOFICA による支援関与は、製作者にとって重要である。民間からの他の財源を補完するからである。

SOFICA では、撮影の時点で資金提供を行い、返済は収益が出て初めて行われる。それゆえ、SOFICA は、この業界において不可欠なパートナーになっている。作品の資金調達計画を完結させるとともに、銀行から貸付を受ける必要もなく、テレビ局へのプリセールや配給会社からの現金前払いとも異なり、いち早く分担金の提供が行われるのである。この直接的な事前の投資方式は、撮影の財源確保に貢献し、その結果、インディペンデント組織にとって製作のための大きな障害となっていた

資金調達経費を削減することになっている。

2017年において、SOFICAによる資金提供は、平均すると、1作品の見積額の7.1%になっている。全体として、SOFICAは当該作品にとって必要不可欠な資金提供を行っているが、潜在的な投資家にプロジェクトへの参画を促す決定的な役割を果たすことも多い。CNCでは、調達資金全体を12個程度のファンドに集中させようとしているが、これにより、融資額を細分化させる弊害を避けつつ、製作者にとっては潜在的なパートナーを多様化することによって、本制度の経済的効果をさらに強化することになると考えられている。

融資機構であるSOFICAは、公的な出費を適切にコントロールし、制度の効果向上を可能にしている。すなわち、3,027万ユーロの税の出費により、毎年6,300万ユーロの民間資金を集めることができおり、率として2.08のレバレッジとなる。この点に関し、2011年6月の税の出費と社会的ニッチ市場に関する評価委員会報告では、本機構に最上級(3/3)の評価を与えている。このような高い評価を得た機関は、全体の18%に過ぎない。

2. 映画文化産業融資院

(Institut pour le financement du cinéma et des industries culturelles, IFCIC)

以下のIFCICに関する説明は、主にIFCIC公式ウェブサイトのページProfileを基に、適宜補足を加えている。

IFCICとは、文化産業における資金調達のための信用照会機関である。文化省、経済省の主導により、1983年に設立されたIFCICは、文化創造業界で活動する企業が銀行から融資を受けやすくすることをミッションに、業務を託されている。

2-1 IFCICの活動

IFCICが運営する金融上の手段は2つ、保証と貸付、である。その際、IFCICが提供しているものは、以下の2つとなる。

- ・文化創造業界に対しては、資金上の解決策と金融・銀行に関する専門知識
- ・銀行に対しては、保証、共同出資の可能性、文化創造に関わる企業やプロジェクトに特有のリスク評価についての専門知識

2016年12月31日現在、IFCICが保証した貸付金額ならびにIFCIC自身による貸付金額の総額は、約1,000の文化関連企業に対して、10億ユーロに上っている。

IFCICの資本のうち、49%がフランス政府およびフランス公的投資銀行(Bpifrance)〔用語集〕、51%は直接的であれ間接的であれ、フランスにおける主要な商業銀行ならびに貸付機関を含む民間株主が所持している。2016年12月31日現在、IFCICは、フランス文化省、CNC、預金供託金庫(CDC)〔用語集〕、その他いくつかの公共ならびに民間機関より拠出された総額1億6,000万ユーロを、保証と貸付基金のために運用している。

2-2 IFCIC の歴史

フランス文化省は40年以上にわたり、銀行からの融資を、とりわけ映画製作への貸付を保証することにより、文化産業における資金調達への貢献を先導してきた。この政策を恒久化し、発展させることを目的に、1983年にIFCICが設立された。

IFCICは、文化創造産業における企業が銀行からの融資を受けやすくなることで、業界の発展に寄与するという公共の利益をミッションとして、文化ならびに経済を所掌する両省からの委託を受けている。文化創造産業におけるビジネスモデルは、無形の財産に依拠するところが大きく、それゆえ銀行に対し十分な担保を設定することが難しい。一方、この業界を取り囲む法的、経済的環境は、時代とともに、どんどん複雑になってきている。以上を背景として、IFCICの目的は、この業界への貸付に関連する特有のリスクを、銀行が前向きに受け入れられるよう促すことにある。

IFCICの活動は当初、映画製作の分野から動き始めたが、時代とともに、テレビ、映画館、音楽、出版、ミュージアム、ギャラリー、書店、パフォーマンスアート、新聞、ビジュアルアート、デザイン、映画技術産業、劇場、エンタテインメント、ファッションデザイン、ビデオゲーム、写真など、あらゆる文化創造産業へと、活動の幅を広げてきた。

2006年以来、IFCICは業界における中小企業への貸付を行う力量を備えるようになってきた。IFCICのミッションによれば、この貸付は、他の銀行や信用機関が、借用者の資金計画に関与するのを促すことが目的である。

以上のようなIFCICのアクションと専門性は、パートナーとなる組織や業界人との強いネットワークによる賜物であると考えられる。

IFCICによって行われる保証と貸付資金は、以下に挙げるような、文化省とその関連機関であるCNC、CNL（Centre national du livre、国立書籍センター）ほか、以下のような機関との連携によって実行されている——預金供託金庫、財務省、民間劇場支援協会（Association pour le soutien du théâtre privé、ASTP）、ファッション発展振興委員会（Comité de développement et de promotion de l'habillement、DEFI）、Au-delà du Cuir（レザーアーティストによるアソシアシオン）、バレンシアーガ、シャネル、ルイ・ヴィトンなど一般企業、フランス家具木工産業発展職業人委員会（Comité professionnel de développement des industries française de l'ameublement et du bois、CODIFAB）、フランス家具産業全国組合（Union nationale des industries française de l'ameublement、UNIFA）、アトリエ・ダール・ドゥ・フランス（フランス工芸家組合）。

2010年から2013年にかけて、IFCICはEUメディア・プログラムを財源とするメディア・プロダクション保証基金（MPGF）の運営を行った。2015年以降は、文化創造関連の業界という範囲内で、公的投資銀行に対する申請手続きの処理を請け負っている。また、2017年7月以降は、EUのクリエイティブ・ヨーロッパ・プログラムの下で、「文化創造産業のための債務保証」〔用語集〕による財政支援を受けている。

2-3 保証貸付の適正基準

EUの財源を受けることにより、IFCICはCNCが実行しているフランスの公的支援制度では適合しないヨーロッパの映画作品やテレビ番組への貸付保証へと、活動の地理的な領域を拡大してきている。その際、ヨーロッパの信用機関、インディペンデント制作会社、支援を受ける作品（プリプロダクションおよび製作への貸付）、それぞれについて、保証に相応しい適正基準を設けている。

保証

IFCIC のミッションによれば、保証とは、文化創造産業の業界において活発な企業（主に中小企業）に対し、通常の信用機関ではリスク特徴（risk profile）を取り扱うのが困難な場合、銀行からの融資を促すために行うことにある。IFCIC による保証は、銀行との信用取引で最終的な資本リスクへの関与という形を採る。

貸付とは通常、借入者による企画進行のあらゆる段階で生じるさまざまな必要をカバーするものと思われる。たとえば、以下のような貸付が考えられる。

- ・日々の業務や投資、成長のための融資となる運転資金貸付
- ・つなぎ融資、あるいは特定のプロジェクトのための製作資金貸付

保証額は通常、クレジット全体の 50% から 70% までである。この保証の唯一の受益者である貸付銀行は、IFCIC に対し保証要求の申請を行う。EU において登録され、文化創造産業において活発な活動を行っている信用機関は全て、IFCIC による保証を受ける資格がある。

貸付

文化創造関連企業への IFCIC の貸付は、支援の再強化を求めるプロジェクトに対して行われている。銀行の金融取引においてレバレッジを達成するという観点からみて、この貸付は保証制度と並行して実施されるのが一般的である。

IFCIC による貸付は通常、文化創造関連企業における企画進行の段階への融資（ポストシード段階での資金調達）となり、主に無形財産への投資のための経費に使われる。また、この貸付は無担保である（保証、担保、抵当、保険は必要としない）。

貸付基金の財政上の支援者に対して IFCIC が遵守する規約によって、貸付はフランスの企業に限定されている。

参考文献

CNC (2018, July). Les SOFICA: Un dispositif original de financement du cinéma et de l'audiovisuel. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/production/les-sofica_759536.

IFCIC. Profile. Available at: <http://www.ifcic.eu/>.

第8節 税制優遇

フランスでは現在、映画作品の製作やテレビ番組の製作への支援の一環として、2つの税制優遇措置が実施されている。1つは、2004年の財政法（Loi de finances）（財政法案については〔用語集〕）に基づき施行されている自国の長篇映画作品に対する税額控除（翌年、テレビ番組も措置の対象に加わった）、もう1つは、2009年の財政法に基づき施行されている、フランスにおける撮影やポストプロダクション作業などを条件とした、外国の映画作品やテレビ番組に対する税額控除である。

◆税制優遇措置の現状

この措置は施行後、数度にわたる改正により、控除額の比率や上限の引き上げが行われている。とりわけ2016年の改正には、以下のような背景があったと考えられる。CNCが2014年秋に公表したヨーロッパ7か国とカナダにおける税制優遇措置の比較調査において、長篇映画作品に対する20%の税額控除や4,000,000ユーロの上限が映画製作を誘引するだけの予算上の魅力になっていないことが指摘された。またフランス語の使用やヨーロッパの製作会社からの申請に限定するなどの条件も、大きな制約と捉えられてきた。2013年にCNCより認定を受けた映画作品の製作費に対する控除額は7.9%に留まり、ドイツ12.2%、ベルギー18.9%、カナダ27%と、諸外国に比べ大きく水を開けられる結果となっていたのである。そこで2016年の改正では、より優遇を得られる国や地域に撮影場所を移す事態が大量に発生することを危惧した当局は、対抗措置として、控除額の比率を30%、上限を30,000,000ユーロまでと、大幅に引き上げることにした。その結果、2019年の長篇劇映画における控除額は、製作費全体に対して16.2%まで上昇している。

本節では、現在実施されている自国映画に対する税制優遇措置と、外国映画に対する税制優遇措置について、それぞれ受益者、資格を有する作品、対象費用、申請手続きなど、内容を詳しく見ていく。

1. 自国映画に対する税制優遇措置

以下の説明は、主にCNC公式ウェブサイトのページCrédit d'impôt cinémaに基づき、適宜補足を加えている。

2004年の財政法により、長篇映画作品製作への自動支援〔本章第5節に詳説〕を受ける作品について、フランス国内で生じた費用に対し、製作会社代表〔用語集〕を受益者とする税額控除制度がスタートした。この控除とは、会社にかかる法人税の減額、もしくは、会社にかかる税額よりも控除額が上回っている場合は、差額の還付という形態を採っている。

『CNC年鑑2019年版』によれば、2019年に投資認定ないしは製作認定〔本章第4節に詳説〕を受けたフレンチ・イニシアティブ作品〔用語集〕240作品のうち、175作品が税額控除の仮認定を申請している。この175作品の税額控除対象経費の総額は377,000,000ユーロと見積もられ、その結果、2020年に控除される税金の総額は113,000,000ユーロになると見られている。この税額控除の制度は、撮影経費などをフランス国内に留めておく効果があると考えられる。実際、2019年において、70%以上の経費をフランス国内で消費しているフレンチ・イニシアティブ作品は87.1%に達している。この数字は、税額控除の制度が導入される以前の2003年には、73.8%であった（2019年実績などについては、

資料集 3 を参照)。

1-1 税額控除の受益者

製作会社代表（製作会社は最大で 2 社まで）。製作会社代表とは、RGA〔用語集〕で定められている者とする（第 211 条 3 項、および第 211 条 15 項）。

税額控除を受けるためには、製作会社代表は社会法を遵守していなくてはならない。特に、特定の作品製作に直接関わりのない仕事に人を雇用するため、労働法典 L 第 1242-2 条 3 項（有期労働契約に関するもの）に記されている労働契約に頼る企業は、税額控除を受けることはできない。

1-2 資格を有する映画作品

製作への自動支援を受けるための条件を満たしている映画作品には、税額控除の応募資格がある。加えて、これらの映画作品は、以下に該当することが必要となる。

作品全体、もしくは作品の大部分で、フランス語が用いられている作品、ないしはフランスで使用されている地方言語が用いられている作品。ただし、以下の場合については、この規則は適用されない。

- ・オペラから採られたフィクション映画作品で、リブレット（オペラなど長時間にわたる音楽作品の台本）がオリジナルの言語で撮影されている場合
- ・フランス語以外の言語の使用が、主題によって正当化されるドキュメンタリー映画作品の場合
- ・VFX を用いたフィクション映画作品で、カットの 15% 以上、すなわち 1 分間に 1.5 カット以上でデジタル処理が施されており、そのような処理によって、キャラクター、舞台装飾、アクションの要素が追加され、シーンの描写やカメラの視点に変更が加えられている場合
- ・シナリオに基づく芸術上の理由によって、外国語の使用が正当化されている場合

主に、フランスの領土において製作が行われている。その意味するところについては、以下の点が挙げられる。

- ・フィクション映画作品の場合、撮影、画像処理、ポストプロダクションの作業が、主にフランスで行われている
- ・芸術上の理由により、撮影の一部が外国で行われている場合、もしくは、映像のデジタル処理の全体、ないしは一部を外国で行っているが、シナリオに起因する芸術上の理由、ないしはフランス国内の企業で実施できない特別な技術や方法に頼ることが企画の遂行上欠かせない場合
- ・ドキュメンタリー映画作品ならびにアニメーション映画作品の場合、コンセプト、脚本執筆、画像処理、ポストプロダクションの作業は、主にフランスで行われなくてはならない
- ・フランス映画およびヨーロッパ映画の創造の発展や多様性の進展に貢献している

当該作品は、映画製作に携わる才能を開花させ、そこで必要とされる人的資源および技術力の存在を刺激し、強固にする性質のものでなければならない。当該作品は主に、フランス人、ヨーロッパ共同体加盟国の出身者、欧州経済領域（EEA）〔用語集〕の協定参加国出身者、「国境なきオーディオ・メディア・サービス」指令〔用語集〕参加国出身者、欧州評議会の映画共同製作ヨーロッパ協定の三か国出身者、もしくはヨーロッパ共同体とテレビ部門に関連する協約を結んでいる他のヨーロッパの国の出身者であるアーティストック・スタッフおよびテクニカル・スタッフの協力によって製作されている。

選考

主として、作品の完成状況を踏まえて、税額控除を受益する作品を選考する責務を負っているのが、専門家委員会である。本委員会は、CNC 映画局長もしくはその代理人、CNC 財務・法務局長もしくはその代理人、CNC 財務統制官、および CNC 総裁によって任命された個人によって構成される。

対象となる費用

- ・知的財産法典 L. 第 113 条 7 項で規定されている「映画の作者」〔用語集〕に対する報酬および社会保険料
- ・知的財産法典 L. 第 212 条 1 項で規定されている「俳優」、および補助的なアーティスティック・スタッフに対する報酬および社会保険料（この報酬額は、雇用者の組織と被雇用者の組織との間で締結されている映画製作におけるフランスの集団的労働協定〔用語集〕が定める最低報酬額を上限とする）
- ・製作会社代表に雇用された、監督や労働者を含む技術者に対する給与や社会保険料で、その社会保険料が管轄する機関に支払われている場合
- ・以下の項目に関連する経費
 - a) フィクション映画およびドキュメンタリー映画の場合、撮影に係る以下の費用
 - 撮影のためのスタジオ借料（舞台セットの建設費用も含む）
 - 撮影における特殊効果
 - 衣装、ヘアメイク、メイク
 - 撮影に必要な技術機材
 - b) アニメーション映画の作成に係る以下の費用
 - アニメーションの準備ならびに作成の作業に携わる専門的な従事者に係る費用
 - 動画化に必要な技術機材の費用
- ・芸術的および技術的な資材および機材の輸送費用。作品製作に必要とされる範囲内でのアーティスティック・スタッフならびにテクニカル・スタッフの交通、食事、宿泊に係る費用。宿泊費は、パリ、オー＝ド＝セーヌ、セーヌ＝サン＝ドニ、ヴァル＝ド＝マルヌにおいては、一泊あたり 270 ユーロを上限。他県においては、一泊あたり 200 ユーロを上限として、税額控除の計算ベースに計上できる
- ・特殊効果を含むポストプロダクション費用
- ・フィルム、他の動画媒体、ならびにラボ費用
- ・業者はフランスに所在があり、個々の業務を国内で行わなくてはならない

1-3 控除額の計算

- ・控除額は、対象可能な費用総額の 30% である。この総額は製作費の 80% を超えてはならず、国際共同製作の場合は、フランス側負担分の 80% を超えてはならない
- ・シナリオに起因する芸術上の理由で、かつ正当な理由により外国語で製作された作品に関しては、対象可能な費用総額の 20% まで控除可能である
- ・控除額の上限は、30,000,000 ユーロである

税額控除の計算において考慮されるべき経費に直接割り当てられる返還不要の公的助成は、計算ベースから差し引かれる。税額控除の計算のためにベースから控除される助成額は、映画製作のために

発生した控除対象経費額／映画製作のために発生した経費総額、の計算比率を適用することによって、決定される。

〈例〉映画製作費の総額が 2,000,000 ユーロ、税額控除の対象となる経費の総額が 1,200,000 ユーロ、代表となる製作会社が、資金助成を受けて投資を行う額を 200,000 ユーロとした場合、税額控除の計算のためにベースから控除される助成額は $(1,200,000 / 2,000,000) \times 200,000 = 120,000$ ユーロとなる。

税額控除は、対象となる経費が発生する会計年度（請求書や給与明細によってその期間を明らかにする）の法人税から差し引かれる。

1-4 控除の権利の開始

映画作品が税額控除の受益対象となるのは、上述した専門家委員会の意見を踏まえ、CNC 総裁が交付する認定を受けた時点からである。最終認定はまだ確定できないが、製作者によって提出された資料から判断して、税額控除を受けるための条件を当該の作品が満たしている場合、仮認定が行われる。最終認定とは、製作者によって提出された資料や証拠書類による判断に基づき、税額控除の権利が当該の映画作品において発生したことを意味する。

1-5 税額控除受益申請の手続き

税額控除受益申請は、撮影開始前に、CNC 総裁宛ての書状にて行わなければならない。この書状には、作品のタイトル、「映画の作者」および監督の名前、撮影開始予定日が記されていること。また、この書状には、「映画の作者」との契約書が添付されていなくてはならない。

本手続きにおける重要事項

税額控除の対象となる費用は、受益申請が CNC によって受理された日付以降に発生する費用である。

税額控除の仮認定について

税額控除の仮認定は専門家委員会からの通達後、以下に挙げる証拠書類を提出した後に交付される。

- ・創作および製作スタッフの名簿
- ・技術スタッフおよび専門的従事者の名簿
- ・製作会社代表が、一般税法典第 220 sexies 条 1 項 2 段落にある条件、とりわけ労働法典 L. 第 1242-2 条 3 項で言及されている労働契約に関する条件を満たしていることを誓約する文書。この誓約が必要とされるのは、当該作品の製作に直接関係しない雇用を埋め合わせるために、アンテルミタン〔用語集〕に依存している製作会社については、税額控除の受益を認めないためである

税額控除仮認定の申請に際して提出される書類は、撮影開始前に提出される投資認定の申請書類が認定委員会で審査された後、専門家委員会の開催日までに、最新版に改めてもよい。

税額控除の最終認定について

税額控除の最終認定は、公開ライセンス〔用語集〕の発行から8か月以内に取得する必要がある。また、この最終認定は、製作認定を認定委員会が交付した後に行われる。ゆえに、公開ライセンスの発行から8か月以内に開かれる認定委員会に、製作認定の申請書類は提出しておかなければならない。

最終認定申請のための証拠として、作品の最終費用と資金調達方法を明示し、フランスにおいて発生する税額控除の対象費用の詳細を記した、監査役によって証明された会計書類を添付する必要がある。

なお、以下のケースに当てはまる場合、取得した税額控除の返還を求められる場合がある。

- ・税額控除を取得した会計年度末から2年以内に、公開ライセンスが発行されていない場合
- ・映画作品が、公開ライセンスの交付から8か月以内に税額控除の最終認定の交付が行われなかった場合
- ・公的助成との関連では、取得された控除額と公的助成（自動支援、作品完成前や完成後の前貸資金、地方助成など）の合計額は、製作費の50%を超えることはできない。ただし、「困難な映画」（監督の第1作や第2作）もしくは低予算映画（1,250,000ユーロ以下）の場合、上限は60%まで引き上げられる。なお、この上限を超えた場合は、CNCにより製作会社代表に認められていた資金助成は減額される

2. 外国映画に対する税制優遇措置

以下の説明は、主にCNC公式ウェブサイトのページCrédit d'impôt internationalおよびこのページよりダウンロード可能な文書Le Crédit d'impôt international: description généraleに基づき、適宜補足を加えている。

外国映画に対する税制優遇措置は、「国際税額控除」（Crédit d'impôt cinéma international）という名称で制度化されている。措置の実施主体は、CNCとフランス・フィルムコミッション（Film France）〔用語集〕である。税額の算定と監査の責任は、財務省の公共財務総局（Direction générale des finances publiques, DGFIP）が負っている。

2009年12月の実施以来、国際税額控除を受益した映画作品およびテレビ番組は350作品以上、24か国に及んでいるが、日本映画については以下の3作品のみである。

『のだめカンタービレ 前編・後編』

（武内英樹、2009年（前篇）／川村泰祐、2010年（後篇）、製作・シネバサル、フランス側製作総指揮・Comme des Cinéma）

『王妃の館』

（橋本一、2015年、製作・DIG、フランス側製作総指揮・Comme des Cinéma）

『FOUJITAーフジター』

（小栗康平、2015年、製作・小栗康平事務所、フランス側製作総指揮・Eurowide Film Production）

2-1 税額控除の受益者

税額控除の受益者は、フランスで製作総指揮を担う会社で、国外の製作会社と締結した契約書に基づき、当該の映画作品の製作またはテレビ番組の製作に際し、技術的・芸術的能力を有し、製作作業の管理を確実にし、その実施を保証できる会社とされる。フランスで行われる製作作業とは、撮影、特殊効果、ポストプロダクションが対象となる。その会社の資本構成や主要業務については、制限を設けてはいない。したがって、製作総指揮を専門に行う会社、主に製作会社代表を務めることが多い映画製作ないしはテレビ番組制作会社、アニメーション専門会社、VFX 専門会社、国外プロデューサーの子会社、本事業のために特別に設立された会社、などが想定される。フランスで製作総指揮を行っている会社のリストは、フランス・フィルムコミッションの HP (www.filmfrance.net) で閲覧できる。

2-2 資格を有する映画作品ないしはテレビ番組

資格を有するには、以下の基準を全て満たさなければならない。

- ・映画作品あるいはテレビ番組（一話完結、またはシリーズもの）で、フィクションかアニメーションであること。ドキュメンタリー、コマーシャルフィルム、広報用映像は対象とならない。アニメーション作品については、全カットの少なくとも 15%、すなわち 1 分につき平均 1.5 カットが、デジタル処理によって、キャラクターや舞台装置、アクションに関わるオブジェが付け加えられているか、ないしはシーンのレンダリングやカメラの視点に修正が加えられている場合は、フィクションとみなされる
- ・映画作品製作、テレビ番組制作に係る CNC の助成を受給していないこと
- ・ポルノグラフィや暴力を扇動するような性格の作品ではないこと
- ・控除の対象となる費用のうち、少なくとも 250,000 ユーロをフランスで使っていること、ないしは、製作費の総額が 500,000 ユーロ未満の場合は、その 50%をフランスで出費していること
- ・フィクション作品の場合、フランスでの撮影が 5 日以上あること
- ・フィクション作品の場合、フィクション・ポイントにおいて、7 ポイントのドラマティック・コンテンツ〔用語集〕を含む 18 ポイント以上を獲得していること。アニメーション作品の場合は、アニメーション・ポイントにおいて、9 ポイントのドラマティック・コンテンツを含む 36 ポイント以上を獲得していること

2-3 対象となる費用

税額控除を受けるためには、下記に挙げる費用が、フランスで作品製作の総指揮を行うフランスの会社によるもので、同社が CNC より国際税額控除の受益を申請する必要がある。この費用は、基本的に、作品製作に直接使われるものでなくてはならない。一作品につき 3,000,000 ユーロを上限とする国際税額控除は、対象費用（税抜）の 30%となる。

ただし、2020 年 1 月 1 日以降、視覚効果の作業に係るフランス国内での経費が 2,000,000 ユーロを超える、視覚効果を強調したフィクション作品については、対象費用の 40%まで控除額を引き上げている。「視覚効果を強調したフィクション作品」とは、実写によるカットの少なくとも 15%、すなわち 1 分につき平均 1.5 カットが、デジタル処理によって製作されている作品を意味している。

- ・フランス人ないしは欧州人の映画の作者、俳優、技術者、作業員 (ouvriers)〔用語集〕の給与および報酬、

ならびに社会保険料。俳優の場合、映画作品ないしはテレビ番組に係る協定または共同協約で規定された最低報酬額を上限とする。撮影および製作スタッフが、製作総指揮を行う会社の常勤職員の場合、同スタッフが当該作品の撮影および製作に実際に従事した期間の報酬および社会保険料に限り、対象費用として考慮される

- ・映画もしくはテレビの創作に係る技術系の業界や他のプロバイダーからのサービスに係る費用
- ・作品製作に最低限必要な移動、宿泊、飲食に係る費用
- ・減価償却費。当該作品の撮影に不動産が使用された場合、実際の使用期間に限り、減価償却費が控除対象として考慮される

2-4 税額控除受益申請の手続き

仮認定の申請

製作総指揮を担う会社が、必要な証明書類を添えて、CNCに提出する。証明書類には、製作総指揮に係る契約書も含まれるので、申請書の提出は契約書が締結されてからになる。契約書、ないしは、その代わりとなる両者の署名がある交渉メモ（deal-mémo）には、以下の情報の記載が必要である。

- ・作品の権利所有者に関する明確な情報
- ・フランスでの予定撮影日数
- ・撮影、VFX、アニメーション作成などの見積額

また、控除対象となる費用は、CNCが申請書を受領した日以後に発生したものになる。受領日以前に発生した費用は、控除対象として計上できない。

CNCは、フランス・フィルムコミッションでの審査後、上述の資格基準に照らして申請書類を審査し、仮認定を交付する。自国映画に対する税額控除と同様、外国映画に対する税額控除を受益する作品を選考する責務も、CNCの専門家委員会が負っている。

最終認定の申請

作品完成後、製作総指揮の会社は、作品のビデオなど証明書類を添付して、CNCに最終認定を申請する。最終認定は、フランスでの作業を最終的に完了してから24か月以内に取得しなければならないので、作業完了後22か月後までに申請する必要がある。CNCは、完成作品が資格基準を満たしているかを確認して、最終認定を交付する。

2-5 還付

フランスの製作総指揮の会社は、会計年度末に、作品製作に係る会計書類を監査役による証明を受けただうえで、仮認定を添付して、所得税の確定申告書とともに、税務当局に提出する。税額控除額が、当該会計年度の法人税を上回る場合、その差額が国から還付される。税額控除の対象費用の支払いが行われてしまった場合、この額を非課税対象として、TVA（付加価値税）の課税を受けないものとする。

税務当局は、税額控除の還付を最終認定の申請前に行うことができる。ただし、税額控除の権利を確定するのは最終認定になるので、最終認定が交付されない場合、税務当局は還付金の返還を請求することになる。

税額控除割引の可能性

税額控除とは、国に対するフランスの会社の譲渡不可能な債権と考えられるが、仮認定の交付後、法で規定された一定の条件に基づいて、金融機関により割引される場合がある。

クレジットの表記

税額控除を受益した作品は全て、オープニング・クレジットならびにエンド・クレジットにおいて、次の内容をフランス語、または作品で使用されている言語で表記することが必要となる。

- ・ フランス語 : Cette œuvre a bénéficié du crédit d'impôt en faveur de la production de films étrangers en France. (本作品はフランスで製作された外国作品として、国際税額控除の還付を受けました。)
- ・ 英語 : This film benefited from the French Tax Rebate for International Production.

参考文献

- CNC. Crédit d'impôt cinéma. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/production/credit-dimpot-cinema_132769.
- CNC. Crédit d'impôt international. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/production/credit-dimpot-international_778354.
- CNC. Le Crédit d'impôt international : description Générale. Available at: <https://www.cnc.fr/documents/36995/147248/Cr%C3%A9dit+d%E2%80%99imp%C3%B4t+international++descriptif+d%C3%A9tail%C3%A9+du+dispositif.pdf/ab3076be-142d-6120-fee8-0077fc02b08f?t=1617805319066>.
- CNC (2020, May). *Bilan 2019*. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/etudes-et-rapports/bilans/bilan-2019-du-cnc_1197070.

第4章

長篇映画に対する支援制度とその運用

本章では、前章第1節の図表 3-1a で示したフランスの公的映画支援制度の相互関係図に従い、支援の対象を主に長篇映画作品に絞り込んだうえで、映画におけるバリューチェーンを、その上流（創作や製作）から下流（配給や公開、ビデオによる普及）へとたどりながら、国際共同製作や海外プロモーション、旧作を対象とする映画遺産への助成も加えて、各フェーズにおいて実施されている支援プログラムを網羅的に紹介し、その内容や手続きの詳細を具体的に説明していく。また、CNC が推進してきた地方における映画振興への協力や、作品の製作や上映、観客によるアクセスにおいて重視される多様性というテーマについては、多くの支援プログラムに通底する理念であることから、本章の最後において、2節を割いて取り上げることにする。

第1節 CNC による支援制度の概説と長篇映画支援に焦点を当てる理由

CNC による支援の対象は、長篇や短篇の映画作品から始まって、テレビ番組、デジタル・クリエイション、テレビゲームへと、その範囲を拡張させてきた。本報告書の資料集2では、現在 CNC によって実施されている支援プログラムと関連事項について、全部で 117 のプログラムをリストアップしている。コンテンツの制作や普及に直接影響を及ぼす支援については、対象領域を超えたプログラムも多いが、全体として、以下の対象がカバーされている。

図表 4-1a : CNC の支援プログラムがカバーしているコンテンツ

1. 映画作品	
長篇映画	映画作品への支援プログラムには、長篇、短篇単独のプログラムと、両者を共にカバーするプログラムがある。
短篇映画	
2. テレビ番組	
テレビ番組はジャンルに応じて以下の5つのプログラム群に分かれているが、これらは2015年2月11日に設置された「テレビ番組支援基金」(Fonds de soutien audiovisuel, FSA)にて運用されている。	
アニメーション作品	左の3つのジャンルに対して実施されている支援プログラムには、ジャンルを超えて設置されている「テレビ番組の革新に対する助成基金」(Fonds d'aide a l'innovation audiovisuelle)が含まれている。この基金からの支援は、執筆段階と開発段階に対して行われる。
ドキュメンタリー作品	
フィクション作品	
舞台芸術を取り扱った作品	
上記以外のジャンル	
3. デジタル・クリエイション	
国立図書センター、文化省との連携によるマルチメディアとデジタルアート制作への助成制度 (DICRéAM)、デジタル映像体験に対する助成基金、インターネット・クリエイターへの助成基金、などがある。	
4. テレビゲーム	
テレビゲーム助成基金と税額控除の制度がある。	

(このほかに、ジャンルを超えたコンテンツの制作や開発、上映に関する技術提供を行っている業界への経済支援プログラムもある)

ただし、視聴覚メディアに対する多角的な支援の仕組みを持ちながら、CNCによる支援制度の土台を形成してきたのは、歴史的に見ても、長篇映画作品に対する支援であると考えられる。とりわけ、映画館入場料から徴収する特別税を財源に、自動支援と選択支援という2つの異なる制度を動かしながら、CNCによる支援の基本構造が対象として据えてきたのは、やはり映画館での封切を初の一般公開とする長篇映画作品である、と考えてよいと思う〔第3章第5節「自動支援と選択支援」を参照〕。

選択支援については、前章第5節でも触れているように、1959年に創設された「前貸資金」のプログラムから始まっているが、これはまさに映画館で初めて公開される長篇映画作品を対象とした支援である。また、自動支援については、現在実施されている措置が制定されたのは、1999年のデクレ（2月24日および3月22日）によるものだが、認定（投資認定、製作認定）を受けることで支援口座の利用が認められるという仕組みが対象としているのは、やはり長篇映画作品である。

以上より、CNCの支援制度を詳細に分析するうえで、長篇映画作品に対する支援プログラムを材料とすることには妥当性がある、と考えられるだろう。

参考文献

Davy, S. (1999). Le nouveau régime de soutien financier de l'industrie cinématographique, décret n° 99-130 du 24 février 1999 et arrêtés du 22 mars 1999, *LEGICOM* 1999/2 (N° 18)

第2節 創作助成

創作助成とは映画製作のごく初期の企画・創作段階に関わる助成を指す〔第3章第1節の図表3-1a、および以下の図表4-2aを参照〕。

CNCの支援制度において、創作（création）と称するプロダクション・フェーズが対象としている活動の幅はとて広い。原作権・翻案権の取得、コンセプト作り、シノプシス、トリートメント（アウトライン）、脚本執筆、リライトなどが、このフェーズに含まれると考えられる。

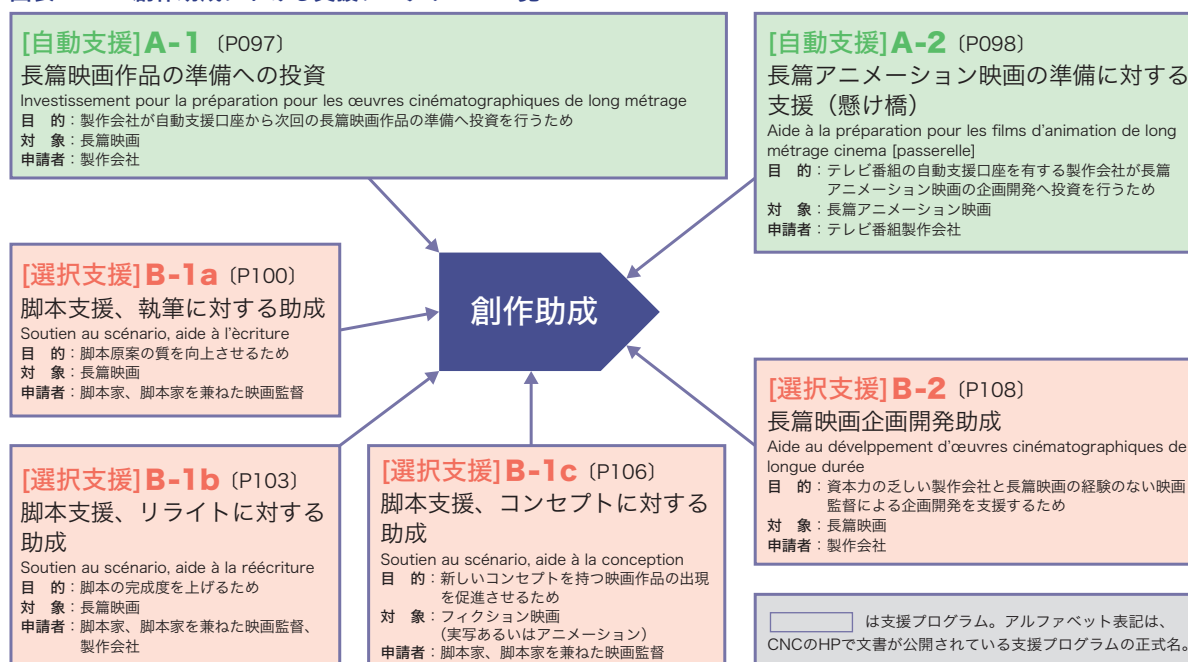
日本では一般的に「プリプロダクション」と呼ばれる、映画製作における「創作」フェーズについて、フランスでは近年、メディアやアカデミズムにおいて、プロデューサーの役割や脚本の機能についての議論が盛んに行われている。

CNCの映画支援制度の原点と根幹は、プロデューサー支援にあると考えて間違いはないが、映画翻案権の取得や、脚本執筆に対する公的支援の適用など、製作プロジェクトの最初期の段階で果たすべきプロデューサーの役割は極めて大きい。プロデューサー、監督、脚本家が、企画開発の段階において、1つのチームとして機能することに着目し、そこから生まれる脚本が、資金調達、俳優の確保、配給業務を委託する会社との契約などを決定する重要なカギとなることが指摘されている。

このような状況を受け、フランスではこの四半世紀、訓練を受けた脚本家の登場による執筆活動の職業化が進んだが、職業化の進行は同時に大量のマニュアルを生み出し、これに対抗して、メディアでは脚本のクリエイティビティを擁護する論陣も張られている。また、職業化という動きは、脚本家への支援不足と報酬に関する問題に目が向けられるきっかけとなり、今世紀に入ってから、前払金やロイヤリティなどを通じた、透明性のある適正な報酬の実現への取り組みが見られるようになってきた。

本節では、創作に対するCNCの支援について、2つの自動支援プログラムと、執筆、リライト、コンセプト、企画開発それぞれに対する選択支援プログラムの内容を詳しく紹介し、このフェーズに対するきめ細かな助成の仕組みが用意されていることを明らかにする。

図表4-2a：創作助成における支援プログラムの一覧



[自動支援]

A-1 長篇映画作品の準備への投資

Investissement pour la préparation pour les œuvres cinématographiques de long métrage

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Investissement pour la préparation pour les œuvres cinématographiques de long métrage の descriptif を基に構成している。

RGA〔用語集〕第211条69項～89項（会計記入総額から捻出される準備に対する投資／会計記入総額の失効／製作および準備に対する直接手当）では、製作会社が自社の自動支援口座に入金された資金から、長篇映画作品製作の準備に投資する権利を定めている。

【投資対象】

製作会社が自動支援口座から投資に回すことができる「準備」のための経費とは、以下が該当する。

- ・原作者ないしは脚本家の文学的および美術的所有権（著作権）の選択権付き取引ないしは譲渡に係る経費
- ・製作準備の作業に携わるスタッフの給料および報酬
- ・ロケハン費用

【投資額】

1会計年度（1月1日～12月31日）において、2作品までが投資対象となる。投資額は、1作品につき230,000ユーロを上限として、総製作費の10%である。

ただし、アニメーション映画作品に対しては、この投資額に、直接手当（allocations directes。申請内容が一定の条件を満たしている場合、自動支援、選択支援に追加する形で支払われる手当）として、500,000ユーロを上限として、23.68%ないしは47.36%が追加される場合がある。

1. 直接手当が23.68%の場合の条件

- ・準備作業費の80%以上がフランス国内で支払われる
- ・準備作業における成果物となるコンセプト、翻案、執筆脚本が、フランス語ないしはフランスの地方言語で書かれている

2. 直接手当が47.36%の場合の条件

- ・1会計年度につき、100,000ユーロを上限とする投資額が、執筆費用にのみ充てられている場合。ただし、この投資は、製作開始前に行われていることが条件となる

【投資を行う会社の義務】

本プログラムに従って投資を行う製作会社は、投資認定〔第3章第4節に詳説〕の通知日から2年以内に、認定交付の申請を行わなくてはならない。アニメーション映画の場合、申請期限は4年まで延長される。また、RCA〔第3章第3節に詳説〕への登録が義務づけられている。

自動支援口座へ払い込まれる金額は、初回については、直接手当を含め、54,000ユーロまで。申請者から提出される会計書類などから、正当な投資と判断された場合には、二度目の払込を受けることができる。ただし、準備費の総額などを勘案し、1回で払い込まれる場合もある。

A-2 長篇アニメーション映画の準備に対する支援（懸け橋）

Aide à la préparation pour les films d'animation de long métrage cinéma [passerelle]

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide à la préparation pour les films d'animation de long métrage cinéma (passerelle) の descriptif を基に構成している。

自動支援の仕組みにおいては、原則として、映画に対する自動支援とテレビ番組に対する自動支援は完全に区別されているが、長篇アニメーション映画の企画開発にあたっては、例外的な制度がある。RGA 第 211 条 74 項～80 項（特定のアニメーション作品に対する特別投資）の条文に基づき、以下の支援を行っている。

【投資対象】

テレビ番組に対する自動支援口座は有しているものの、映画に対する自動支援口座は持っていない製作会社。

助成に関する要件には、以下の内容が挙げられている。

- ・準備作業に係る経費のうち、最低 50% はフランスで消費されること
- ・助成対象経費は、原作権・翻案権の購入、準備作業に携わるスタッフの給与、キャラクターやセットに関するデザイン・開発・モデリング
- ・準備作業の成果物として生まれる文書類は、全てフランス語ないしはフランス国内で使用される方言で書かれていること
- ・フレンチ・イニシアティブ作品〔用語集〕であること

【投資額】

助成申請額の上限は、1 作品につき 800,000 ユーロまで。うち、テレビ番組の自動支援口座からの投資額は 500,000 ユーロまで、となっている。

【投資を行う会社の義務と条件】

申請額が 400,000 ユーロを超過し、そのうち 200,000 ユーロをテレビ番組の自動支援口座からの充当を希望する場合、公的支援を除く資金調達において、見積額の 30% は確定していなくてはならない。

当該プロジェクトにおいて、テレビ番組の自動支援口座からの投資は、製作会社 1 社からしか行うことができない。また、1 会計年度において長篇アニメーション映画作品 1 本にしか投資はできない。

【必要書類】

- ・投資に必要な申請額と、プロジェクトに関する主な芸術的、技術的特徴を記した書面
- ・フランスにおいて出費が予定されている準備のための個々の経費に係る暫定的な予算
- ・製作費の見積
- ・暫定的な資金調達計画
- ・申請額が 400,000 ユーロを超過し、そのうち 200,000 ユーロをテレビ番組の自動支援口座からの充当

を希望する場合、公的支援を除く作品製作のための調達資金の見積額のうち、少なくとも30%は確定していることを立証できる文書

- ・映画の作者〔用語集〕との間で締結した上映権の譲渡に関する契約書

[選択支援]

B-1a 脚本支援、執筆に対する助成

Soutien au scénario, aide à l'écriture

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Soutien au scénario, aide à l'écriture に掲出されているダウンロード可能な文書 Dossier de demande d'aide, Soutien au scénario/Aide à l'écriture を基に、構成している。

本支援プログラムの目的は、すでに開始した企画を有する映画の作者（この場合は、脚本家あるいは脚本家を兼ねる映画監督）がテキストの完成度を上げるために、共同作者や指導を行う専門家に助言を求められるようにすることにある。

【支援の審査】

支援は、委員長、副委員長 2 名、14 名の審査員で構成される委員会が、その作品が野心的で、独自性・独創性を有しているか、という観点から見解を表明し、それを受けた CNC 総裁が決定する。審査は以下の 2 つの部門に分かれている。

1. 第 1 部門

委員長、副委員長、審査員 7 名から構成され、執筆助成、リライト助成に応募された、新人脚本家、あるいは脚本家を兼ねる新人映画監督による長篇映画作品の審査を行う

2. 第 2 部門

委員長、副委員長、審査員 7 名から構成され、執筆助成、リライト助成に応募された、すでに脚本執筆経験のある脚本家、あるいはすでに上映公開された長篇映画作品 1 本以上の経験を有する脚本家を兼ねた映画監督による長篇映画作品の審査を行う

【助成を受ける条件】

対象は、現在執筆中の脚本で、プロットあるいはレジュメの形で提出されるものとする。

企画された作品の撮影において、使用言語は全篇ないしは部分的にフランス語またはフランスの地方言語でなければならない。ただし、オペラ作品の映画化、ドキュメンタリー映画、アニメーション映画の場合は、この限りではない。

【申請者に関する要件】

申請者には以下の要件が求められる。

資格

いかなる場合も、製作者やプロデューサーを兼ねた脚本家は、申請できない。

経歴

以下のどちらかに当てはまることが求められる。

1. 第1部門

過去7年以内に、以下のいずれかの経験がある脚本家あるいは脚本家を兼ねた映画監督が応募できる。

- ・ カテゴリー1の映画祭（参考資料1を参照）でセレクションされた短篇映画の脚本を、少なくとも2本書いた経験があること、または CNC で作品の質の高さを保証している賞を受賞した経験があること
- ・ 26分以上のテレビ番組の脚本を、2本以上執筆した経験があること、または90分以上の長さのテレビ番組の脚本を、1本以上執筆した経験があること（ここで言う「テレビ番組」とは、フィクション、アニメーション、クリエイティブ・ドキュメンタリーとし、放送局で放映されるものを指す）
- ・ 上記のジャンル（フィクション、アニメーション、クリエイティブ・ドキュメンタリー）に該当する短篇映画作品の脚本を1本以上、かつ、26分以上のテレビ番組の脚本を1本以上執筆した経験があること

2. 第2部門

- ・ 上映公開されたことのある長篇映画作品の脚本を、少なくとも1本執筆した経験がある脚本家
- ・ 上映公開されたことのある長篇映画作品の脚本を、少なくとも1本執筆した経験がある脚本家を兼ねる映画監督

国籍

脚本家あるいは脚本家を兼ねる映画監督は、以下のいずれかでなければならない。

- ・ フランス国籍を有すること、またはフランスでの滞在許可を得ていること
- ・ EU加盟国の国籍を有すること、または欧州評議会による「国境なきテレビ番組に関するヨーロッパ協定」参加国の国籍を有すること、または EU 圏外であるが EU とテレビ部門における協定に合意した国の国籍を有すること（以上の国のリストは、参考資料2を参照のこと）

【審査の流れと助成金額の決定】

審査は以下の2段階にわたって行われる。

1. プレセレクション

委員長、副委員長、審査委員会の委員1名ないしは2名、および2名から4名の下読み委員から構成されるプレセレクション審査委員会によって行われる。下読み委員の情報は、申請者に公表されない。

2. 審査委員会

プレセレクションで選択された企画を、審査員全員で審議する。助成金額の決定は、委員長、副委員長、CNC 事務部門の代表者複数名で構成される予算委員会の意見を基に、CNC 総裁が決定する。助成金は、1企画について30,000ユーロを上限とし、共同脚本の場合は、主たる脚本家に20,000ユーロを上限に支給される。

【助成金支払いの流れ】

RGA 第 122 条 26 項の 1 (特別助成金に適用される規定／手続きの一般条件／助成の付与) に基づき、採択者が応募作品の国際標準視聴覚番号 (ISAN)〔用語集〕を CNC に提出したのちに、助成金が口座に振り込まれる。そのため、採択者は ISAN フランス事務局に作品登録を行い、登録番号を知らせなくてはならない。

- ・助成金額の通達書の受け取りが完了したのち、総額の半額が振り込まれる
- ・残りの半額は、通達書受け取りから 24 か月以内に提出が求められる脚本完成稿を検討したのちに振り込まれる
- ・完成稿の検討は、審査委員会の委員 1 名ないしは 2 名により、当該脚本の推薦者として、執筆作業の点検や確認をおこなったうえで判断される。上記締め切りまでに完成稿が提出されない場合は、振込金全額を返還しなくてはならない

【申請の制限】

- ・執筆助成に採択された企画は、リライト助成には申請できない
- ・脚本支援プログラムと CNC による他の支援プログラムに対し、同時に同じ作品で申請することはできない
- ・「テレビ番組の革新に対する助成基金」〔用語集〕に採択された企画は、執筆助成には申請できない
- ・執筆助成に採択されなかった作品を、再び同助成に申請することはできない

B-1b 脚本支援、リライトに対する助成

Soutien au scénario, aide à la réécriture

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Soutien au scénario, aide à la réécriture に掲出されているダウンロード可能な文書 Dossier de demande d'aide, Soutien au scénario/Aide à la réécriture を基に構成している。

本支援プログラムは、執筆に対する助成と異なるプログラムだが、その目的、委員会の構成、採択の判断基準、使用言語の条件などは共通する。ただし、リライトに対する助成では、シナリオ形式（対話形式）で提出された企画を対象とするので、文章の完成度が要求される。

【支援の審査】

支援は、委員長、副委員長 2 名、14 名の審査員で構成される委員会が、その作品が野心的で、独自性・独創性を有しているか、という観点から見解を表明し、それを受けた CNC 総裁が決定する。審査は以下の 2 つの部門に分かれている。

1. 第 1 部門

委員長、副委員長、審査員 7 名から構成され、執筆助成、リライト助成に応募された、新人脚本家、あるいは脚本家を兼ねる新人映画監督による長篇映画作品の審査を行う。

2. 第 2 部門

委員長、副委員長、審査員 7 名から構成され、執筆助成、リライト助成に応募された、すでに脚本執筆経験のある脚本家、あるいはすでに上映公開された長篇映画作品 1 本以上の経験を有する脚本家を兼ねた映画監督による長篇映画作品の審査を行う。

【助成を受ける条件】

対象は、現在執筆中の脚本で、プロットあるいはレジユメの形で提出されるものとする。

企画された作品の撮影において、使用言語は全篇ないしは部分的にフランス語またはフランスの方言言語でなければならない。ただし、オペラ作品の映画化、ドキュメンタリー映画、アニメーション映画の場合は、この限りではない。

【申請者に関する要件】

申請者には以下の要件が求められる。

資格

いかなる場合も、製作者やプロデューサーを兼ねた脚本家は、申請できない。

経歴

経歴は以下のどちらかに当てはまることが求められる。

1. 長篇映画第1作目の場合、以下のいずれかに該当する者

- ・映画作品あるいはテレビ番組の分野での創作経験を証明できる脚本家、もしくは脚本家を兼ねた映画監督であること
- ・CNCが交付する事業認可（CNCの地位と責務を規定したCode〔用語集〕L.第111条2項を参照）を有する長篇映画製作会社で、脚本家もしくは脚本家を兼ねた映画監督の第1作となる脚本を提出することにより、申請できる。ただし、脚本執筆者は、映画作品あるいはテレビ番組の分野での創作経験を証明しなくてはならない

2. 以下のいずれかに該当する者

- ・上映公開済み映画作品の脚本執筆経験がある脚本家もしくは脚本家を兼ねた映画監督
- ・CNCが交付する事業認可を有する長篇映画製作会社で、脚本家もしくは脚本家を兼ねた映画監督の上映公開済み映画作品の脚本を提出することにより、申請できる

国籍

脚本家あるいは脚本家を兼ねる映画監督は、以下のいずれかでなければならない。

- ・フランス国籍を有すること、またはフランスでの滞在許可を得ていること
- ・EU加盟国の国籍を有すること、または欧州評議会による「国境なきテレビ番組に関するヨーロッパ協定」参加国の国籍を有すること、またはEU圏外であるがEUとテレビ部門における協定に合意した国の国籍を有すること

【審査の流れと助成金額の決定】

審査は以下の2段階にわたって行われる。

1. プレセレクション

委員長、副委員長、審査委員会の委員1名ないしは2名、および2名から4名の下読み委員から構成されるプレセレクション審査委員会によって行われる。下読み委員の情報は、申請者に公表されない。

2. 審査委員会

プレセレクションで選択された企画を、審査員全員で審議する。助成金額の決定は、委員長、副委員長、CNC事務部門の代表者複数名で構成される予算委員会の意見を基に、CNC総裁が決定する。助成金は、1企画について21,000ユーロを上限とし、共同脚本の場合は、主たる脚本家に9,000ユーロを上限に支給される。

【助成金支払いの流れ】

RGA第122条26項の1に基づき、採択者が応募作品のISANをCNCに提出したのちに、助成金の配当が口座振込によって行われる。そのため、採択者はISANフランス事務局に作品登録を行い、登録番号を知らせなくてはならない。

- ・助成金額の通達書の受け取りが完了したのち、総額の半額が振り込まれる
- ・残りの半額は、通達書受け取りから9か月以内に提出が求められる脚本完成稿を検討したのちに振り込まれる
- ・修正稿の検討は、審査委員会の委員1名ないしは2名により、当該脚本の推薦者として、執筆作業の点検や確認をおこなったうえで判断される。上記締め切りまでに完成稿が提出されない場合は、振込

金全額を返還しなくてはならない

【申請の制限】

- ・執筆助成に採択された企画は、リライト助成に申請できない
- ・脚本支援プログラムと CNC による他の支援プログラムに対し、同時に同じ作品で申請することはできない
- ・「テレビ番組の革新に対する助成基金」に採択された企画は、リライト助成には申請できない
- ・リライト助成に採択されなかった作品を、再び執筆助成あるいはリライト助成に申請することはできない

B-1c 脚本支援、コンセプトに対する助成

Soutien au scénario, aide à la conception

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Soutien au scénario, aide à la conception に掲出されているダウンロード可能な文書 soutien au scénario, aide à la conception を基に構成している。

本支援プログラムの目的は、映画の作者の活動と新たな映画作品の出現を促進することであり、一定の基準に則して、脚本家あるいは脚本家を兼ねる映画監督のコンセプトに対して助成する。ただし企画された作品の撮影において、使用言語は全篇ないしは部分的にフランス語またはフランスの方言語でなければならない。

【支援の審査】

審査は、CNC 内の映画局製作配給選択支援部の脚本支援部門で行う。

【助成を受ける条件】

コンセプトに対する助成には、脚本家あるいは脚本家を兼ねた映画監督と、同じく基準を満たす別の脚本家が、同時に申請することができる。その場合、権利配分および助成金の分担に関する同意書を提出しなければならない。

- ・申請者間での非合意や助成金交付後に同意の行き違いがある場合、助成金額は返還請求の対象となり、残額の振り込みは行われぬ
- ・申請するコンセプトは、フィクション映画（実写あるいはアニメーション）でなければならない
- ・脚本家あるいは脚本家を兼ねた映画監督は、以下の書類を提出しなくてはならない
- ・企画書（約2ページのプロット）
- ・企画開発についての説明書

【申請者に関する要件】

申請者には以下の要件が求められる。

資格

製作者やプロデューサーを兼ねる脚本家は申請できない。

経歴

コンセプトに対する助成は、長篇映画作品の脚本執筆経験（共同脚本を含む）がある脚本家あるいは脚本家を兼ねた映画監督が申請できる。

長篇映画作品は以下の条件を満たすことが必要となる。

- ・フィクション映画（実写あるいはアニメーション）であること
- ・作品が、申請前年にフランス国内の映画館で公開上映されていること
- ・製作認定〔第3章第4節に詳説〕の証明書の提出が可能であること
- ・総製作費が4,000,000ユーロ以下であること

国籍

脚本家あるいは脚本家を兼ねる映画監督は、以下のいずれかでなければならない。

- ・フランス国籍を有すること、またはフランスでの滞在許可を得ていること
- ・EU加盟国の国籍を有すること、または欧州評議会による「国境なきテレビ番組に関するヨーロッパ協定」参加国の国籍を有すること、またはEU圏外であるがEUとテレビ部門における協定に合意した国の国籍を有すること

【審査の流れと助成金額の決定】

審査は、CNC内の映画局製作配給選択支援部の脚本支援部門で行う。助成金額は、脚本執筆参加者および報酬配分を記した文書を審議したのち、CNC総裁によって決定される。助成金は、一企画につき10,000ユーロ。

【助成金支払いの流れ】

RGA第122条26項1に基づき、採択者が応募作品のISANをCNCに提出したのちに、助成金の配当が口座振込によって行われる。そのため、採択者はISANフランス事務局に作品登録を行い、登録番号を知らせなくてはならない。

- ・助成金額の通達書の受け取りが完了したのち、総額の半額が振り込まれる
- ・残りの半額は、通達書受け取りから3か月以内に提出が求められるプロットあるいはレジюмеを提出したのちに振り込まれる。上記締め切りまでに提出されない場合は、振込金額を全額返還しなければならない
- ・進行状況が疑わしい場合、CNCは1名ないし複数の専門家に諮問し、問い合わせることができる

【申請の制限】

- ・CNCによる他の支援プログラムに申請する脚本家は、同一企画をコンセプト助成に申請することはできない
- ・コンセプト助成に採択された企画を、執筆助成に申請することはできない

B-2 長篇映画企画開発助成

Aide au développement d'œuvres cinématographiques de longue durée

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide au développement d'œuvres cinématographiques de longue durée と、同ページに掲出されたダウンロード可能な文書 Aide au développement d'œuvres cinématographiques de longue durée を基に構成した。

本支援プログラムの法的な枠組みは、RGA 第 212 条 1 項～ 212 条 8 項、212 条 49 項～ 212 条 59 項、212 条 63 項（全て「長篇映画作品企画の準備および開発に対する助成金」の章に含まれる）にまとめられている。支援対象は、文学作品、またはオリジナル脚本の翻案権、ないしは選択権の取得、執筆・リライトに係る作業の各段階（アニメーション映画の場合は、グラフィック・デザインを含む）である。

【支援の審査】

助成は、1 年任期の委員長と 4 名の審査員から構成される審査委員会の同意を踏まえ、CNC 総裁によって交付される。審査委員会は年 4、5 回開催される。審査基準は、企画の質の高さ、芸術的野心、発展性ととともに、申請者である製作会社の実績やプロジェクト開発への尽力や投資も考慮される。

【助成を受ける条件】

助成の目的は、自己資本が少なく、企画開発段階でのリスクに極めて弱いインディペンデント系製作会社を構造的に支援することであり、2 つの制度を設けている。

1. 事業を活発に展開している企業に対するプログラム支援

製作会社の要件＝製作会社代表として、申請書の提出に先立つ 4 年以内に、フレンチ・イニシアティブ作品の長篇映画作品を 3 本以上製作した企業。新規に設立された会社の場合、同時に 4 つのプロジェクトについて助成申請できる

2. その他の企業への支援

製作会社の要件＝製作会社代表として、少なくとも 1 本以上の長篇映画作品、あるいは相当数の短篇映画作品やテレビ番組を製作した実績がある企業。新規に設立された会社の場合、同時に 2 つのプロジェクトについて助成申請できる

以下のような要件を満たしていれば申請資格を有することができる。

- ・長篇映画作品製作の経験がない監督と、投資認定（投資認定の申請をしていない場合は製作認定）〔[第 3 章第 4 節に詳説](#)〕を受けて長篇映画作品を 2 本以上製作した製作会社を結びつけるプロジェクトであること
- ・監督と製作会社は、申請に先立つ 3 年以内に、短篇映画作品（テレビ局との間で放映権譲渡契約を締結した作品、ないしは RGA 附則第 2 条 14 項に列挙されたカテゴリー 1 に属する映画祭〔[参考資料 1 を参照](#)。なお、RGA 附則のリストは、執筆助成等の応募要項に付いているこの参考資料 1 のリストに比べ、挙げられている映画祭の数が少ない〕に選出された作品）を 1 本以上、共同開発・製作した実績を有すること

- ・ RGA 第 212 条 50 項および 51 項（企画開発に対する助成付与対象および付与条件）が規定する資格要件を満たす製作会社 2 社以上と共同開発されたプロジェクトであること
- ・ オリジナル・サウンドトラック制作を含むプロジェクトであること

【申請者に関する要件】

申請者には以下の要件が求められる。

資格

- ・ 製作会社は、翻案権の保有、あるいは翻案権の独占かつ更新可能な選択権を有していることを証明すること
- ・ 作品で使用される言語の大部分がフランス語、ないしはフランスの地方言語であること。ただし、ドキュメンタリー映画（撮影場所の言語）、アニメーション映画、オペラ台本の翻案の場合を除く
- ・ 助成申請を行う製作会社は、RGA 第 122 条 36 項 1（セクシャルハラスメントに対する戦い）に明記されたセクシャルハラスメントに対する防止と行動の義務を尊重しなくてはならない

【申請の制限】

- ・ 脚本のリライトに対する助成との併用はできない
- ・ 原則として、前貸資金〔[本章第 4 節に詳説](#)〕との併用もできない

【助成金額】

助成額は、1 作品あたり 70,000 ユーロを上限として、適用対象費用総額の 50%以下とする。上記の金額は、返済義務付きの前払金として給付される。また、同じく返済義務のある補足的な直接手当として、選択助成額の 20%が助成金として給付される。

なお、以下のプロジェクトについては、直接手当の交付額が異なる。

- ・ 「短篇から長篇への移行」支援要件に該当するプロジェクトに対しては、100%の補足支援が行われる。執筆費用以外の経費として、製作ディレクターへの手当、オーディション、ロケーションハンティングなどを支援する
- ・ 共同製作または共同企画開発の枠組みで応募されるプロジェクトや、作曲家との契約に基づきオリジナル・サウンドトラックを制作するプロジェクトについては、助成率 40%とする。なお、20%の直接手当と、40%から 100%までの直接手当の併用はできない

【助成金の支払い】

助成金はプロジェクトごとに予算書類の提出に応じて、製作会社名義の銀行口座に支払われる。払い込みは契約締結時に行われ、分割で支払われる場合が多い。

【助成金の返還義務】

製作を開始したプロジェクトについては、全額返済が義務付けられている。撮影初日に 50%、映画館での封切日に 50%の返済が求められる。認定から 3 年間の有効期限内に完成できなかったプロジェ

クトについては、製作会社が新たな申請を希望する場合、返済額は25%に減額される。

異なるプロジェクトを4つ、ないしは2つを同時に申請できる新規設立の会社は、製作に至ることができた助成プロジェクトの数に応じてのみ、新たな助成申請が可能となり、また助成金の返還を行わなくてはならない（製作されたプロジェクトについては100%、製作されなかったプロジェクトについては25%）。そのため、製作会社の責任者は、新たな申請を行うにあたり、獲得できた企画助成額と返還額を十分に考慮しておかなくてはならない。

参考文献

- Vanderschelden, I. (2016). Money for Writing: Screenplay Development and Screenwriters Earnings in French Cinema. *Studies in French Cinema*, 16 (2), pp. 118-133.
- CNC. Descriptif, Investissement pour la preparation pour les œuvres cinématographiques de long métrage. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/production/investissement-pour-la-preparation-pour-les-oeuvres-cinematographiques-de-long-metrage_191004.
- CNC. Descriptif, Aide à la preparation pour les films d'animation de long métrage cinéma (passerelle). Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/aide-a-la-preparation-pour-les-films-danimation-de-long-metrage-cinema-passerelle_191712.
- CNC. Dossier de demande d'aide, Soutien au scénario/Aide à l'écriture. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/scenario/soutien-au-scenario-aide-a-lecriture_191516.
- CNC. Dossier de demande d'aide, Soutien au scénario/Aide à la réécriture. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/scenario/soutien-au-scenario-aide-a-la-reecriture_191508.
- CNC. Soutien au scénario, aide à la conception. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/scenario/soutien-au-scenario-aide-a-la-conception_191696#:~:text=Afin%20de%20favoriser%20le%20travail,obtention%20d%C3%A9finies%20ci%2Dapr%C3%A8s.
- CNC. (2021, January). Aide au développement d'œuvres cinématographiques de longue durée. Available at: <https://www.cnc.fr/documents/36995/144973/Descriptif+complet+et+dossier+de+demande+d%27aide+au+d%C3%A9veloppement+de+projets+de+films+de+long+m%C3%A9trage+.pdf/1a441784-19a8-3922-f172-9d764367d542>.

参考資料 4-2b :**●受賞経験が執筆助成応募条件の対象となりうるフランスの映画祭リスト（カテゴリー 1）**

エクサンプロバンス： 短篇映画祭
 アレス： 移動映画祭
 アルプデュエズ： 国際コメディ映画祭
 アンジェ： 第一ショット映画祭（Festival Premiers Plans）
 アヌシー： アニメーション映画祭
 オーバーニュ： 国際映画祭
 ベルフォー： アントロヴュ映画祭（Festival Entrevues 若手インディペンデント映画祭）
 ブレスト： ヨーロッパ短篇映画祭
 ブリヴ： ブリヴ中篇映画祭
 カヌ： 国際映画祭／監督週間／国際批評家週間
 クレルモンフェラン： 国際短篇映画祭
 クレテイユ： 国際女性映画祭
 ドウアルヌネ： 映画祭
 ガルダンヌ： 秋季映画祭
 ジェラルメール： 国際ファンタスティック映画祭
 グルノーブル： 野外上映短篇映画祭
 リール： テレビ映画祭（Rencontres audiovisuelles）
 マルセイユ： 国際ドキュメンタリー映画祭（FID）
 ムードン： ユーモア短篇映画祭
 モンプリエ： 国際地中海映画祭
 パンタン： 国際短篇映画祭
 パリ： シネマ・デュ・レエル（ドキュメンタリー映画祭）／パリ短篇映画祭
 ストラスブール： ヨーロッパ・ファンタスティック映画祭
 ヴィラバンス： 短篇映画祭

参考資料 4-2c :**●受賞経験が応募条件の対象となりうる国外の映画祭リスト（カテゴリー 1）**

ドイツ： ベルリン／ベルリン映画祭／ドレスデン／オーバーハウゼン／ハンブルグ／マンハイム／シュトゥットガルト・トリックフィルム・アニメーション映画祭
イギリス： リーズ
オーストラリア： メルボルン／シドニー・フィルム・フェスティバル
ベルギー： ブリュッセル Oh, ce court ! 映画祭（「ああ、短い！」）／ナミュール／ブリュッセル国際ファンタスティック映画祭／ブリュッセルアニメーション映画祭（Anima）
ブルギナファソ： ワガドゥグ全アフリカ映画祭（Fespaco）
ブラジル： リオデジャネイロ／アニメ・ムンディ－国際アニメーション映画祭
カナダ： オタワ／トロント／モントリオール・ヌーボーシネマ映画祭／モントリオール・ファンタジア映画祭／オタワ国際アニメーション映画祭

韓国：釜山国際映画祭

クロアチア：ザグレブ・アニメーション映画祭 (Animafest)

デンマーク：オーデンセ／コペンハーゲン国際映画祭 (CPH:DOX)

スコットランド：エジンバラ国際映画祭

スペイン：ビルバオ／バルセロナ・アルテルナティヴァ映画祭 (Alternativa)／バレンシア／バリャドリッド／シッチェス・フ
アンタスティック映画祭

アメリカ合衆国：パームスプリングス国際短篇映画祭／サンダンス映画祭／アスペン・インディペンデント映画祭／クリーヴラ
ンド映画祭／ニューヨーク・トライベッカ映画祭／ロードアイランド国際映画祭

フィンランド：タンペレ

ギリシャ：ドラマ

イラン：テヘラン

アイルランド：コーク

イタリア：ローマ短篇映画祭 (Arcipelago)／ヴェニス／シエナ

日本：広島国際アニメーションフェスティバル／札幌国際短篇映画祭／ショートショートフィルムフェスティバル&アジア

オランダ：ロッテルダム国際映画祭

ポーランド：クラクフ

ポルトガル：アニメーション映画祭 (Espinho Cinanima)／ヴィラ・ド・コンデ／リスボン映画祭 (IndieLisboa)／リスボン国
際ドキュメンタリー映画祭 (Doclisboa)

ロシア：サンクトペテルブルク

スウェーデン：ウプサラ

スイス：ジュネーヴ／国際テレビ映画祭 (Cinéma Tout Écran)／ロカルノ

ウクライナ：キエフ国際映画祭 (Molodist)

参考資料 4-2d：

- EU 参加国
- ヨーロッパ評議会によるヨーロッパテレビ協約参加国
- EU 圏外であるが EU とテレビ部門協定に合意した国

ドイツ

オーストリア

ベルギー

ブルガリア

キプロス

クロアチア

デンマーク

スペイン

エストニア

フィンランド

フランス

ギリシャ

ハンガリー
アイルランド
アイスランド
イタリア
ラトビア
リトアニア
ルクセンブルグ
マルタ島
ノルウェー
オランダ
ポーランド
ポルトガル
チェコ
ルーマニア
イギリス
サン・マリノ
バチカン市国
スロバキア
スロベニア
スウェーデン
スイス
トルコ

第3節 製作助成

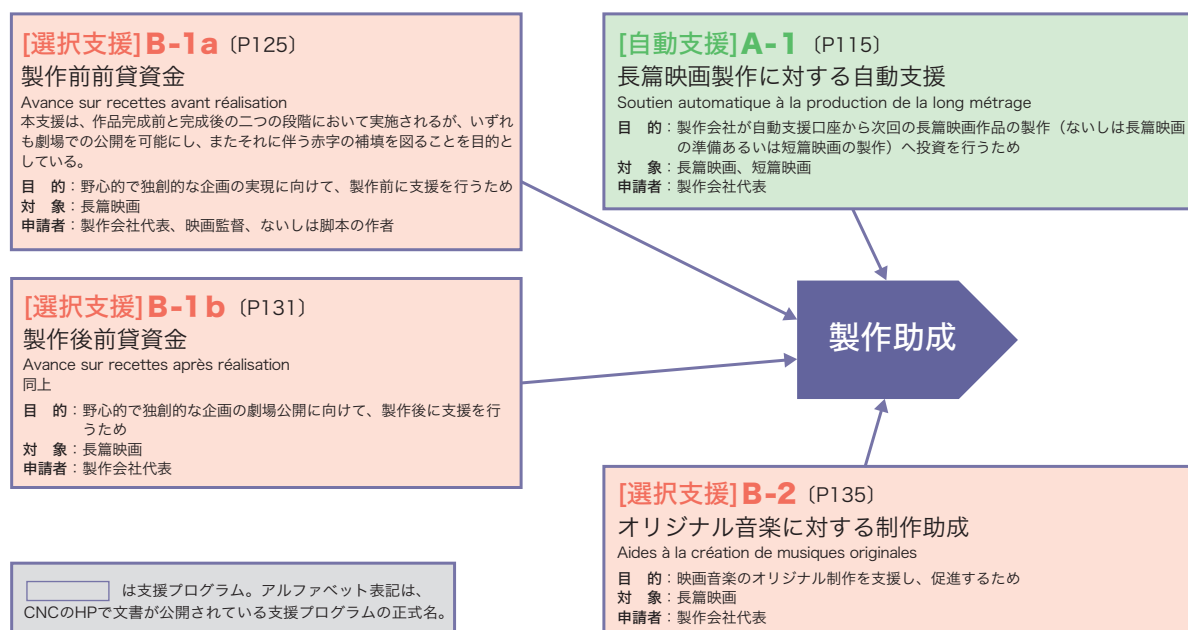
長篇映画の製作に対する自動支援と、製作前、製作後の2つの段階において設定されている選択支援の前貸資金は、いずれも CNC の映画支援制度における2つの軸となる自動支援、選択支援の制度的な理念やプログラムの設計において、基本を形成していると考えられる〔第3章第1節の図表3-1a、および以下の図表4-3aを参照〕。

映画館の入場料に課す税金を財源に助成を行う自動支援の仕組みは、第3章第2節でも述べたように、1930年代から始まり、CNC創設後の1948年にプロデューサーによる次回作への再投資に向けさせる仕組みが立法化され、1959年のCNCの文化省移管を受けて、デクレによって継承された。その後、自動支援の制度は、製作助成から公開やビデオ販売への助成へと、その対象領域を拡大させていったが、幾度となく行われる改正によって、その法制度は一貫性を失い「バロック的構造」(Davy 1999: 179)とも揶揄されるほど、複雑なものとなっていた。そこで、1999年に発令された2つのデクレにより大規模な修正が図られ、現在に至る制度が出来上がったが、その改善の対象となったのは長篇映画製作への支援プログラムであり、プログラムを動かすメカニズムとなる認定制度の整備であった。

一方、選択支援のスタートも、CNCの文化省移管とともに導入された、長篇映画製作のための「前貸基金」制度である。専門家による委員会の審査を通して、商業的な市場においては困難が予想されるが、チャレンジングで独創的な企画を評価するという理念は、その後、各助成フェーズにおいて実施されていく選択支援プログラムにおいても、継承されてきた。

本節では、長篇映画製作に対する自動支援プログラムと、同じく選択支援プログラムとして、製作前と製作後の2つの段階で用意されている前貸資金制度、およびオリジナル音楽の制作に対する助成について、詳説する。

図表 4-3a : 製作助成における支援プログラムの一覧



[自動支援]

A-1 長篇映画製作に対する自動支援

Soutien automatique à la production de la long métrage

以下のテキストは、上記のタイトルによる CNC ウェブサイトのページに掲載の文書 L'agrément des films de longue durée を日本語に訳し、再構成している。

【製作に対する自動支援の基本原則】

長篇映画製作に対する自動支援とは何か

フランスの長篇映画作品や国際共同製作作品が、規則に基づく一定の条件を満たしている場合、その作品の映画館での商業公開やテレビ放送、一般の個人視聴を目的としたビデオグラムによる公開を通して、資金助成を発生させることができる。自動支援の算定を開始するにあたり、作品は CNC 総裁によって交付される製作認定を受けていなくてはならない。算定された金額は、受益者となる製作会社の名義で、CNC で開設した口座に入金され、製作者による投資のために現金化することができる。

製作会社代表〔用語集〕

製作会社代表とは、長篇映画作品製作の資金調達、芸術、および技術上のイニシアティブと責任を負い、その作品の成果を保証する者と見なされている。製作会社代表は、自動支援の配分において、定められた権利を有している。また、認定手続きにおいては、中心人物に見なされ、製作会社代表しか認定申請できないことになっている。

助成金獲得のレベルを決めるポイント制度

助成金の獲得は、作品の芸術的要素、技術的要素に応じて区分されている 100 ポイントの計算表に基づいて得たポイント数によって決定される。この計算表は、100%フランスによる製作なのか、国際共同製作なのかにかかわらず、適用される。ポイント制によって、製作者は自ら助成金額を算定することができる。また、この自動支援は、100%フランス映画でも、海外との共同製作でも、また作品で使用される言語にかかわらず、あらゆる作品への投資に充てることができる。

認定手続き

自動支援を受益して作品を製作する場合、投資認定と製作認定という 2 段階の認定手続きがある。これらの認定制度については、第 3 章第 4 節「投資認定と製作認定」において詳述している。

【異なる公開様式によって発生する自動支援の算出】

自動支援のための助成金は、以下の 3 つの方法で行われる作品公開に関係する料金から、一定の割合で算出される金額の合算額が基準となる。

1. 映画館での公開

製作認定を受けた作品について、映画館入場料に対して課される特別税 (TSA) から、一定の金額に応じて異なる乗数を掛けることで算出される。

- ・興収 9,225,000 ユーロ未満 (入場者数で換算すると、約 150 万人) までの場合、111.87%
- ・興収 9,225,000 ユーロ以上、30,750,000 ユーロ未満 (入場者数約 150 万人から 500 万人) までの場合、

88.35%

- ・興収 30,750,000 ユーロ以上（入場者数約 500 万人以上）の場合、9.3%
対象期間は、当該作品が最初に一般公開された日から 5 年間までとする。

2. テレビ放映

製作認定を受けた作品が、特別税（TST）の対象となるテレビ放送事業において放映される場合、助成金を発生させることになる。ケーブルテレビないしは衛星放送において放映された場合、会員が少なくとも 10 万人に及ばないかぎり、この放送は算出対象にならない（ただし、ペーパービュー・サービスで放映された場合は、会員数の条件は不要である）。

テレビ放送権の譲渡契約の履行において、テレビ放送事業者が支払った権利料（税抜）に、一定の割合を掛けることによって算出される。現行の割合は、税抜 305,000 ユーロを上限に、テレビ放送事業者が支払った購入額の 9.47%となっている。対象期間は、当該作品が最初に一般公開された日から 8 年間までとする。

3. ビデオ公開

製作認定を受けた作品が、一般の個人利用を目的に、ビデオグラムによって販売やレンタルが行われた場合、映画製作者の利益となるように、資金助成の算出が行われることになる。助成金は、ビデオ販売会社によって申告された売上高に、一定の割合を掛けることによって算出される。現行の割合は 4.26%。対象期間は、当該作品が最初に一般公開された日から 6 年間までとする。

以上の内容を、興行収入が 9,225,000 ユーロ未満の作品を例にすると、下表のようになる。

図表 4-3b : 公開様式ごとの自動支援の算出方法

公開様式	計算式	対象期間（初公開からの年数）
映画館	観客数 × 入場料 × TSA 率 (10.72%) × 111.87%	5 年
テレビ	テレビ放送事業者による購入金額 ≤ 305,000 € × 9.47%	8 年
ビデオ	ビデオグラムの販売およびレンタルによる売上高 × 4.26%	6 年

上記の計算式によって得られた 3 つの数字それぞれに、作品の芸術的条件や製作技術に従って決められる係数を掛けることによって得られる数字の合計額が、自動支援による助成額となる。この係数とは、100 ポイント制によって、製作者がどの程度の助成を受けられる権利があるのかを決定するためのものである。

【自動支援の利用】

本助成は、撮影時に使用される言語の種類にかかわらず、製作者にとって次回作となる長篇作品の製作、ならびに長篇作品の準備（本章第 2 節「創作助成」における「長篇映画作品の準備への投資」を参照）または短篇作品の製作に充当できる。

ただし、本助成は、映画の作者〔用語集〕、俳優（artistes interpretes）、製作者のいずれかの報酬額が、以下の金額を上回る場合は、給付されない。

- ・製作費 4,000,000 ユーロ未満の場合、15%
- ・製作費 4,000,000 ユーロ以上、7,000,000 ユーロ未満の場合、8%
- ・製作費 7,000,000 ユーロ以上、10,000,000 ユーロ未満の場合、5%

長篇ドキュメンタリー映画作品の場合は、報酬額が 990,000 ユーロ以上ならば、給付されない。

また、本助成は「特権的な債権者 (créanciers privilégiés)」への弁済が終わっている場合に限り、給付が可能になる。「特権的な債権者」となる人物や機関、債権を弁済する順序などについては、Code L. 第 312 条 1~4 項において明示されている。

製作会社は、自身の口座に入金された資金を、算定された年の翌年 1 月 1 日から 5 年間のうちに、投資に充てなければならない。この期間を過ぎると、製作会社はこの資金を利用する権利を失うことになる。

【助成の適格性の基準】

作品が自動支援において適格であるということは、その作品が映画館での上映、テレビ放映、ビデオ販売などにより支援の財源を生み出していること、また、その製作者は自身の支援口座にある資金を次作に投資できること、を意味している。

以下、3つの点から、助成の適格性に関する条件を説明する。

1. 製作会社

作品は、下記の条件を満たす製作会社によって製作されるものでなくてはならない (RGA〔用語集〕第 211 条 3 項)。

- ・フランスで設立された会社であること
- ・22,500 ユーロを最低限とする現金による出資を含む 45,000 ユーロ以上の資本金を有する営利企業として法人化されていること
- ・社長、部長、役員は以下の者であること
 - ※フランスの国籍を有する、あるいはヨーロッパの国の人であること。ここで言う「ヨーロッパの国」とは以下に該当する国をいう。
 - a) EU 加盟国
 - b) ユーロッパ評議会の「国境なきテレビ番組に関するヨーロッパ協定」の締結国
 - c) ユーロッパ評議会の「映画の共同製作に関するヨーロッパ協定」締結国
 - d) ユーロッパ共同体がテレビ分野において協約を締結しているヨーロッパの第三国

上記の「ヨーロッパの国」以外の外国人で、フランスの在留許可書、ないしは EU 加盟国あるいは欧州経済領域に関する協定締結国より交付された同様の書類を有する者は、フランス国民と同等と見なされる。

- ・当該の会社は、上記の「ヨーロッパの国」以外の国の一人以上の個人ないしは法人によって支配されていないこと
- ・当該の会社は、社会法制の遵守、とりわけ社会保険機関に対する義務の遵守を条件に映画作品の製作を行うことを、保証しなくてはならない

製作ならびに創作段階の準備に対する資金助成に適格な長篇映画作品は、映画館での初公開を予定している作品である。

2. 撮影所および現像所

作品は、以下の国に設立された撮影所および現像所の協力によって製作されなければならない。

- ・ フランス
- ・ EU 加盟国
- ・ 作品が、共同製作に関する政府間協定によって認められた国際共同製作である場合、共同製作者の国や地域

以上の条件については、特例が認められる場合がある。

3. ヨーロッパ・ポイント〔用語集〕

作品がヨーロッパ資格を獲得するために、100 ポイント制を用いた評価において、最小の割り当て分のなかで、芸術的にも技術的にもヨーロッパ的であることを提示しなくてはならない。作品の性質（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー）に応じて、3つの異なるポイント制が適用されることになる。

- ・ フィクション作品は、18 ポイント中、14 ポイントを獲得しなくてはならない
- ・ ドキュメンタリー作品は、14 ポイント中、9 ポイントを獲得しなくてはならない
- ・ アニメーション作品は、21 ポイント中、14 ポイントを獲得しなくてはならない

3-1 ヨーロッパ・ポイントを獲得するための条件

映画の作者、主演俳優、創作上の技術協力者は、以下の条件を満たしていなければならない。

- ・ フランス国籍
- ・ 「ヨーロッパの国」（EU 加盟国、ヨーロッパ評議会の「国境なきテレビ番組に関するヨーロッパ協定」の締結国、ヨーロッパ評議会の「映画の共同製作に関するヨーロッパ協定」締結国、ヨーロッパ共同体がテレビ分野において協約を締結しているヨーロッパの第三国）の人
- ・ 作品が、共同製作に関する政府間協定によって認められた国際共同製作である場合、共同製作国の人

フランスの在留許可書、ないしは EU 加盟国あるいは欧州経済領域に関する協定締結国より交付された同様の書類を有するものは、フランス国民と同等と見なされる。いわゆる「フレンチ・イニシアティブ作品〔用語集〕」（主にフランスによる出資で、フランスの製作会社代表が権利を有している作品）において、在留資格を持たないアマチュアの外国人俳優にもかかわらず、その選考と母国語を使用することが物語によって正当化される場合には、特例として、ヨーロッパ・ポイントの獲得が認められる。また技術提供の企業も、フランスないしは前項に記載された国の領域内で設立したものでなくてはならない。

ヨーロッパ・ポイントとは、自動支援へのアクセスを条件づけるとともに、ヨーロッパ作品であるという資格を与えるものでもある。この点について、認定手続きを行う作品に対し、CNC 総裁はヨーロッパ資格について意見を述べることもあるが、資格を与える最終的な決定は、視聴覚高等委員会（CSA）〔用語集〕の権限である。

3-2 映画作品の国際共同製作に関するヨーロッパ協定の枠組みにおけるヨーロッパ・ポイント

国際共同製作に関するヨーロッパ協定は、ヨーロッパ内の多国間共同製作の発展を奨励することを目的とするヨーロッパの条約の1つである。

同協定制度の恩恵を受益する全ての共同製作は、協定を締結している3か国の共同製作者3名以上が加わっていないなければならない。同協定非締結国である1名もしくは複数名の共同製作者の参加については、その総出資が製作総額の30%を上回らない限り認められる。またヨーロッパ・ポイント19ポイントのうち15ポイント以上を獲得し、ヨーロッパの映画作品とみなされなければならない。

3-3 自動支援のポイント換算法

作品の性質（フィクション、ドキュメンタリー、アニメーション）に応じて、各100ポイントの3つの異なるポイント制が適用される（RGA第211条9～11項）。

助成の給付には、作品は自動支援ポイントを25ポイント以上獲得しなければならない。撮影時に使用される言語に関するポイントは、この必要最小ポイント数にはカウントされない。

認定委員会による諮問後、CNC総裁が認める特例によって、外国のイニシアティブ作品の場合は獲得すべき最小値である25ポイントは、作品の芸術的条件や製作技術によりポイント獲得に支障をきたす場合には20ポイントに、また映画産業が弱い国である国の製作会社との国際共同製作による映画作品の場合は15ポイントに引き下げられることがある（RGA第211条12項）。

共同製作に関する政府間協定（関係国はドイツ、スペイン、イギリス、イタリア）、もしくは共同製作に関するヨーロッパ協定によって認められた「財政上」の共同製作に限り、資金助成への応募資格のための最小ポイントを遵守する義務を負わない。

【受益のための義務】

法定納付と保存

自動支援を受益するためには法定納付に関する以下の義務を履行しなくてはならない〔法定納付の詳細については、本報告書第3章第6節を参照〕。

- ・製作会社代表はCNCへの法定納付として課された責務を果たさなければならない（RGA第211条60項1号）
- ・2019年1月1日以降に提出された投資認定の申請、もしくは投資認定のない製作認定の申請について、製作会社代表は映画遺産としての使命に沿い、永続的かつ一貫した興行を可能にするために、作品の保存を保障しなければならない（RGA第211条15項1号）
- ・デジタル素材の保存については、サービスプロバイダーとの契約書を提出しなければならない。この書類は技術的に不可欠な基本条項を定める視聴覚技術高等委員会（CST）RT043によって明らかにされている技術推奨〔用語集〕を参照しなければならない
- ・フィルム素材（ネガ）の保存についても、サービスプロバイダーとの契約書を作成する義務があり、同書類にはフィルムへのレコーディング作業のインボイスを添付して提出しなければならない

アクセシビリティ

自動助成を受益するためには、以下の義務を履行しなくてはならない。

- ・製作会社代表は知覚障がい者の作品へのアクセシビリティを保証しなければならない（RGA 第 211 条 15 項 3 号）。
- ・2020 年 1 月 1 日以降に提出された投資認定の申請、もしくは 2021 年 1 月 1 日以降に提出された投資認定のない製作認定の申請について、製作会社代表は聴覚障がい者用デジタル字幕ファイルと視覚障がい者用のデジタル音声ガイドファイルを作成し、これらのファイルが全てのデジタル素材での普及に適していることを保障しなければならない。
- ・映画作品が外国語で撮影され、フランス語への吹き替えを対象としていない場合、製作会社はデジタル字幕ファイルの作成と全てのデジタル素材での普及に適していることのみを証明する。
- ・デジタル字幕ファイルとデジタル音声ガイドファイルの作成作業、これらのファイルを普及用のあらゆるデジタル素材に適応させる作業は、2011 年 12 月 12 日に制定された聴覚障がい者のための字幕のクオリティに関する憲章と、2008 年 12 月 10 日に制定された音声ガイドに関する憲章に規定されている方法を遵守して実行されなければならない（RGA 第 211 条 15 項 4 号）。

【自動支援の発生】

算出規定

認定された作品には、映画館での公開、テレビ放映、ならびにビデオ公開により自動助成金が発生する。その金額は、100 ポイントの計算表に基づいて得たポイント数に応じて、定められている係数が加重される。係数は得られたポイント数が高いほど有利となる。

作品が 9 から 70 ポイントを得た場合、係数は得られたポイントを 100 で割った数となる。例えば 30 ポイントを得た作品の係数は 0.30 となる。ただし、71 ポイント以上を得た作品の係数は、以下のようになっている。

図表 4-3c: ポイントに乗じた係数

ポイント	係数
71 ポイントを得た作品	0.73
72 ポイントを得た作品	0.76
73 ポイントを得た作品	0.79
74 ポイントを得た作品	0.82
75 ポイントを得た作品	0.85
76 ポイントを得た作品	0.88
77 ポイントを得た作品	0.91
78 ポイントを得た作品	0.94
79 ポイントを得た作品	0.97
80 から 100 ポイントを得た作品	1

助成の減額

認定委員会の諮問後、とりわけ、既存のフッテージを素材として使用する場合、その長さに応じて（RGA 第 211 条 33 項）、もしくは当該助成を受益する規定条件を満たしていない場合（RGA 第 211 条 67 項）、編集された映画作品の助成が減額されることがある。

共同製作会社間で発生した助成の分配

助成金の分配は契約に基づくものとする。但し、以下のように共同製作会社間の分配方法は規定されている。

製作会社代表は以下のような最低限の権利を有する：

- ・ 15万ユーロ以下の場合、発生した助成金の 100%
- ・ 15万ユーロ以上の場合、発生した助成金の 50%

共同製作会社代表（製作会社代表の資格は製作会社 2 社までとみなし、共同で行動することを条件とする）の場合、助成金額は各々の口座に同額の割合で登録され、発生した助成金が 15 万ユーロ以上の場合、製作会社代表はそれぞれ最低 25% の権利を有する。

製作責務を負う無料チャンネル（TF1、France 2、France 3、M6）、および有料チャンネル（Canal Plus）の製作子会社は、発生した助成金の 50% 以上を受領してはならない。

契約に基づく分配は、原則として各製作会社の出資およびそのリスクを考慮しなければならない。

例：

映画館興行で発生する助成金の基本的な計算方法は以下の通り：

入場者数 × チケット代 × チケットから徴収された税率（TSA） × 「映画館」助成に定められた算定率

入場者数 20 万人の作品の場合

チケット代の平均額は 7 ユーロ

特別税（TSA）率の平均はチケット代の 10.72%（入場者 1 人当たり 0.75 ユーロに相当）

「映画館」助成の算定率は 111.87%、入場者 1 人当たり 0.84 ユーロに相当

加重係数の適用がない場合、以下のように算出される。

$$200,000 \times 7 \text{ ユーロ} \times 10.72\% \times 111.87\% = 167,895 \text{ ユーロ}$$

製作者の口座に登録される助成金額は、加重係数を用いて次のように算出される。

30 ポイントを得た作品の場合、係数は 0.30

$$167,895 \text{ ユーロ} \times 0.30 = 50,368 \text{ ユーロ}$$

73 ポイントを得た作品の場合、係数は 0.79

$$167,895 \text{ ユーロ} \times 0.79 = 122,563 \text{ ユーロ}$$

83 ポイントを得た作品の場合、係数は 1

$$167,895 \text{ ユーロ} \times 1 = 167,895 \text{ ユーロ}$$

この係数は、作品の公開から発生するあらゆる形態の自動助成に適用される。

従って、適用される係数が 0.88 である場合、この係数が「テレビ放送」助成にも、ビデオ販売から発生した助成にも適用される。

テレビ放送権の購入代が 200,000 ユーロの作品の場合

「テレビ放送」助成の適用率は 9.47%

以下のように計算される。

$$200,000 \text{ ユーロ} \times 9.47\% \times 0.88 = 16,667 \text{ ユーロ}$$

【助成金の投資】

助成金の増額

製作者が過去の作品から発生した助成金を新作の製作に投資する場合、その投資金額は増額の対象となることがある。

1. 以下2つの条件を満たしている場合、製作会社代表による投資金額は23.68%増額、もしくはアニメーション作品の場合は47.36%増額される。

作品全体もしくは大部分においてオリジナルバージョンがフランス語もしくはフランスで用いられる地方言語によるもの。但し、オペラを題材とし、その台本の言語で作られたフィクション作品、取り扱うテーマからその使用が正当であると判断される言語で作られたドキュメンタリー作品、もしくはアニメーション作品の場合、この条件は要求されない。

撮影時に使用された言語に対するポイントを除き、64ポイント以上を得ている作品である。

2. 共同製作会社による投資金額は、同様の基準に従い、14.21%増額される。

3. フィクション、ドキュメンタリー、もしくはアニメーションのジャンルに属しているフレンチ・イニシアティブの長篇作品は、同作品が男女間の均等を遵守している場合、共同製作会社代表による投資金額は14.21%増額される（RGA第211条86項1号～6号）

フィクションおよびアニメーション作品の場合、平均して10ポイントの換算で、この基準の遵守が確認される。特定の職務や役職にある女性1人につき5ポイントを得た時点で、直接手当が与えられる。ドキュメンタリー作品の場合、平均して8ポイントの換算で、この基準の遵守が確認される。特定の職務や役職にある女性1人につき4ポイントを得た時点で、直接手当が与えられる。

フィクションのジャンルに属する映画作品の場合、ポイントの配分は以下の通り。

製作会社の法定代理人：1ポイント

監督：2ポイント

脚本の作者：1ポイント

製作ディレクター：1ポイント

撮影監督：1ポイント

録音担当：1ポイント

衣装デザイナー、いない場合は衣装担当：1ポイント

美術監督、いない場合は美術担当：1ポイント

編集担当：1ポイント

アニメーションのジャンルに属する映画作品の場合、ポイントの配分は以下の通り。

製作会社の法定代理人：1ポイント

監督：2 ポイント
脚本の作者：1 ポイント
グラフィックデザイナー：1 ポイント
製作ディレクター：1 ポイント
絵コンテ監督：1 ポイント
美術監督もしくは担当：1 ポイント
アニメーション監督もしくは担当：1 ポイント
デジタル編集監督もしくは担当：1 ポイント

ドキュメンタリーのジャンルに属する映画作品の場合、ポイントの配分は以下の通り。

製作会社の法定代理人：1 ポイント
監督：2 ポイント
脚本の作者：1 ポイント
製作ディレクター：1 ポイント
撮影監督：1 ポイント
録音担当：1 ポイント
編集担当：1 ポイント

【助成金の上限】

助成が確定した作品について、製作者が投資した自動助成、ないしは税額控除を含む他のあらゆる公的助成であっても、公的助成の総額は当該作品の最終製作費の 50%、国際共同製作の場合はフランスの分担額の 50% を超えることはできない。

「興行が難しい」もしくは「低予算の」映画作品は 60%、同作品が税額控除を受けていない場合には 70% を限度に、公的助成の上限 50% に対する特例を CNC 総裁が与えることができる。

「興行が難しい」作品とは、監督にとって 1 作目および 2 作目の作品である。「低予算」作品とは、予算が 125 万ユーロ以下の作品を指す。

【認定の手続き】

自動支援に対する適格性を有する映画作品を製作するにあたっては、投資認定と製作認定という 2 つの手続きによる認定交付が必要となる。詳細は、本報告書第 3 章第 4 節「投資認定と製作認定」を参照のこと。

追記

【コロナ禍における緊急措置】

さらに CNC では、コロナ禍への対応として、自動支援口座を有するどの会社（製作、配給、興行、ビデオ販売、輸出）でも、パンデミックの結果としてもたらされた、喫緊のキャッシュの必要性に応えるために、新たなプロジェクトの企画開発が取り組む前であっても、口座に入金されている金額の 30% までの現金化を可能にする措置を講じている。

[選択支援]

B-1 前貸資金制度について

製作助成における選択支援プログラムに応募資格を有する長篇映画は、映画館における初公開を予定している作品である。支援プログラムのうち、製作前と製作後の2つの段階での支援が設定されている前貸資金制度は、とりわけ主題の性質、作品の特徴、クオリティ、製作状況を考慮したうえで交付される。審査では特に提案企画の野心や独自性、独創性に注目する。

【書類審査】

製作選択支援審査会が行う。第1審査会から第3審査会は製作前前貸資金の審査を行い、第4審査会は製作後前貸資金の審査を行う。

前貸資金の交付は、これら審査会の見解を踏まえ、CNC 総裁によって決定される。

B-1a 製作前前貸資金

Avance sur recettes avant réalisation

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Avance sur recettes avant réalisation に掲出されたダウンロード可能な文書 avance avant réalisation > descriptif を基に構成している。

前貸資金制度は 1960 年に始まり、処女作の製作を促すことにより創作の刷新を図るとともに、市場の基準から見ると、作品として大胆で、公的資金助成がないと収支のバランスが取れない独立系の作品を支援することを目的としている。前貸資金の給付は、前述の審査会での意見を受けたのち、CNC 総裁によって決定される。

【申請の提出】

申請を提出できるのは、以下の者である。

- ・製作会社代表
- ・映画監督、あるいは必要に応じて脚本の作者

各審査会および各部会ごとに定められた日に登録が可能となる（提出日の受付時間は 8:00 から 18:00 まで）。書類提出は完全にデジタル化されている。紙媒体の郵送は不要。応募は委員会事務局のデジタル提出受領の確認メールをもって有効となる。各審査会への多数の応募を鑑み、不備のある書類や、期日後あるいは規定時間外に提出された書類は受理されない。

提出書類

提出は全てデジタルファイルで良い。プロジェクトの説明のために、PDF ファイルを 2 点送付しなくてはならない。1 点目はプレゼンテーション用ファイルで、以下の内容を含んでいることが必要となる。

- ・申請書（雛形をダウンロードする）に全ての項目を記入し、署名すること
- ・補足情報の詳細。必要である場合、申請書に続くページに、ビデオやビジュアル要素へのクリック可能なデジタルリンクを記入すること。アニメーション作品のプロジェクトの場合、グラフィック要素と全てを記入した「補足情報の詳細」のページを提出しなければならない
- ・シノプシス（最大 3 ページ）
- ・演出意図。プロジェクトを最良に理解するうえで監督が有用と判断したコメントや補足情報
- ・監督の履歴書。特に第 1 審査会の場合、過去に製作した短篇作品歴（映画祭における参加や受賞、その他の受賞、映画館上映、テレビ放映など）を詳細に記すこと
- ・作者の履歴書

以下の 4 項目は、製作会社代表がプロジェクトに応募する場合に必要となる。

- ・製作会社のフィルモグラフィー
- ・プロダクションノート
- ・概算見積書（雛形をダウンロード）
- ・以下の誓約書（雛形をダウンロードし、記入）
 - －会社が社会保険機関と良好な関係にあることの保証

- 応募するプロジェクトに関する権利を会社が有している保証
- セクシャルハラスメント対策の義務に関して
- ・もう1点必要なPDFファイルは、撮影台本形式の脚本である

ドキュメンタリー作品のプロジェクトの場合、撮影台本に代わって、資料（演出意図、テキスト、ロケハンの写真と動画、シークエンス表、台詞なしの台本など）を一括して提出し、委員会メンバーが主題や手法について意見を持ちうるようにすることが望ましい。

提出された資料は、特に以下の点について、プロジェクトの映画の意義をよりよく理解させるものでなければならない。

- ・状況、人物、場所の定義
- ・作者の見方、主題についての監督の視点
- ・作品の焦点、タイプ、ナレーションの展開、想定されるドラマツルギー
- ・形式的特徴、演出の仕掛け（アーカイブ、インタビュー、証言、視覚的素材などの構成）

【申請に関する要件】

3つの審査会に対し、製作前前貸資金を申請できるのは以下の場合である。

1. 企画中の作品の脚本の作者あるいは映画監督によって直接申請される場合の条件

- ・フランス国籍を有している、あるいは居留外国人資格を有している
- ・EU加盟国、欧州評議会の「国境なきテレビ番組に関するヨーロッパ協定」あるいは映画共同製作ヨーロッパ協約の参加国〔後述の国名リスト [図表 4-3c] を参照〕の国籍を有している、またはEUが視聴覚部門に関係する協定を結んでいるEU非加盟ヨーロッパ国の国籍を有している

2. フランス映画のプロジェクト、あるいは共同製作に関する政府間協定によって定められた指標に基づく国際共同製作によって具体化されたプロジェクトに際して、製作会社代表によって直接申請される場合の条件

- ・図表 4-3c の国名リストで言及される国以外の出身の監督のプロジェクトは、必ずこの枠において提出されなければならない

委員会は映画作品のプロジェクトについてのみ判断する。決議総会の開催日にすでに撮影が始まっている場合、申請は受理されなくなる。

- ・申請はRGA第211条104項の規定に合致していなければならない
- ・作品の全体あるいは大半が、オリジナルバージョンにおいてフランス語あるいはフランスで用いられている地方の言語で撮影されていなければならない。しかしながら、オペラから取られたフィクション作品がリブレット（オペラ台本）の言語で製作される場合、あるいは別言語の使用が主題によって正当化されるドキュメンタリー作品の場合、またはアニメーション作品の場合、当該条件は適用されない
- ・当該助成金を申請する製作会社は、RGA第112条36項1にて明示されているセクシャルハラスメント対策に関し、これを防止し、その行動をする義務を遵守しなければならない

アニメーション作品における細かなルール

アニメーション作品についても、前貸資金プログラムへの応募は可能である。ただし、助成を得た場合も、完成作品に視聴覚高等委員会によるフレンチ・オリジナル作品〔用語集〕の資格が必ずしも与えられるとは限らない。また、外国語で表現する役者の実写撮影を行う手法（例えば「ロトスコープ」の手法）を使ったアニメーション作品として応募書類を提出する前に、前貸資金の事務局に連絡を取り、プロジェクトが前貸資金に応募資格を有するか確認をする必要がある。

【助成の審査】

査読委員会

前述のように製作前前貸資金には監督のキャリアによって3つの審査会（commission）がある。その構成は3つの審査会全体で、共同委員長3組6名、正委員15名、補欠委員約20名であり、以下のようになっている。

- ・第1審査会（ASR1、初監督作品のプロジェクトが対象）＝委員長2名、正委員5名、計7名で構成
→この委員会の下に、6～7つの査読委員会（comite）がある。各査読委員会には、委員長2名を含む5名が配置される
- ・第2審査会（ASR2、監督2作目ないしは3作目のプロジェクトが対象）＝委員長2名、正委員5名、計7名で構成
→この委員会の下に、2～3つの査読委員会がある。各査読委員会には、委員長2名を含む5名が配置される
- ・第3審査会（ASR3、4作目以降の監督のプロジェクトが対象）＝委員長2名、正委員5名、計7名で構成
→この委員会の下に、2～3つの査読委員会がある。各査読委員会には、委員長2名を含む5名が配置される
- ・いずれも事前選抜が査読委員会によって行われる
- ・各査読委員会を構成するメンバーの身元は応募者には通達されない

応募者は、査読委員会の開始以降、また決議総会の際に、以前に製作した作品（短篇作品、ドキュメンタリー、テレビ番組）のクリック可能なインターネットリンクを提出書類に追加することができる。

査読委員会は決議総会への通過に関する可否の通知に加えて、特別な場合において以下の決定を行うことができる。

1. PSR（再応募可能）

特例を要求することなく、査読委員会が書き直し後にプロジェクトの再提出を認めるものである。現状では総会に通過させることに否定的であるが、委員会が企画に関心を抱いていることを表している。

2. 決議総会の後ろ倒し

書き直し後の、後日の総会への通過のことを言う。総会に提出されるに足るポテンシャルがあるが、プロジェクトが完全には出来上がっていないと判断された場合が該当する。

上記 1, 2 いずれの場合も、次回提出される資料に、書き直しに関する文書を添付しなくてはならない。

決議総会

査読委員会により選出されたプロジェクトは、各審査会に持ち込まれ、委員長、正委員全員参加による決議総会において審査を受ける。前貸資金の交付は、決議総会のメンバーによる無記名投票にて過半数を得ることによって決定される。プロジェクトが決議総会で審査されることとなった応募者(作者、映画監督、プロデューサーなど)は、前貸資金の委員会メンバーによる審議の前日に、面接を受ける。

この措置の目的は、脚本や、慣習として脚本を補足するための材料(趣意書、ビジュアル、過去作品の動画リンク)だけでは伝わらない映画プロジェクトの全貌を委員会に対して発表することにある。この委員会メンバーとの 15 分の対面をとおして、プロジェクトの芸術的要素や資金状況についても明らかにすることができる。

前貸資金の内定に関する可否の通知にくわえて、特例として、総会が以下の決定をすることがある。

総会の延期

プロジェクトは、必要があれば書き直しの後に、査読委員会を経ることなく、後日の決議総会に直接再提出されることがある(以下の例)。

再応募への推薦

前貸資金に推薦されるプロジェクト数は非常に限られている。そのためプロジェクトの開発段階が最大限まで進んでいることが不可欠である。

原則として、初回推薦の際に決議総会において採用されなかったプロジェクトのみが、二度目の応募の対象となる。

査読委員会において採用されなかったプロジェクトは、執筆のやり直しや、場合によっては製作状況や資金調達方法に関して重要な見直しを経たうえでの特例を得た場合を除き、再応募することはできない。

特例申請は、遅くとも、委員会事務局への提出の 3 週間前に送られなければならない。前貸資金委員長宛の書状では、書き直しの方向性や、以前の応募以降に発生したプロジェクトの変化(キャストイング、資金調達など)の詳細を記す必要がある。特例を受けたプロジェクトは、新たに査読委員会での審査される。

再応募への条件

完成前前貸資金について不合格の通知を得たプロジェクトは、以下の別支援に応募する前に許可を取らなければならない。

- ・脚本支援委員会のリライト助成
- ・開発助成

完成前前貸資金について 1 つ以上の拒否の通知を得たプロジェクトは、脚本支援や開発助成を願い出ることにはできない。

リライトに対する助成について不合格の通知を得たプロジェクトは、新たな作業を加えた上でないと、完成前前貸資金に応募できない。

【前貸資金の支払いと助成による返済の流れ】

前貸資金内定の決定は、申請者への通達日から数えて24か月有効である。この期間中に撮影が開始されない場合、決定は無効となる。例外として、プロデューサーによる正当な申請がある場合、最大1年延長することができる。

前貸資金の額および返済の方法は、前貸資金の4つの委員会（3つは製作前、1つは製作後）において共同で委員長を務める者のうち、それぞれ1名と、役員の代表複数名で構成される算定委員会の見解を踏まえて、CNC 総裁が決定する。算定委員会は、作品の製作にかかる財政および技術的状况を示した製作会社提出の詳細な書類を審査した後に、前貸資金の額を提案する。

毎月（8月は除く）、前貸資金を受益する作品の算定が行われる。理想的には、資金調達プランと作品の見積りが定まった、撮影開始の1か月から1か月半前に算定されなければならない。算定は一般に月の5日から15日の間に行われ、遅くとも前月20日までに提出された書類が取り上げられる。算定委員会がつつがなく行われるべく、提出に選んだ月の委員会事務局に、可能なかぎり早く提出を事前通知しておくことが望ましい。その際に査定の必要書類が指示される。

公的助成（前貸資金も含む）の総額が作品の製作費用の50%を超えてはならない。

公的助成が50%を超過する手厚い特例が認められるのは、以下の場合である。

1. 製作会社の正当な申請に基づいて、「困難な」映画作品や「低予算」映画作品に対しては、60%を限度とする。困難な作品とは、監督の第1作や第2作のことである。低予算作品とは、予算総額が125万ユーロ以下の作品である
2. 困難な映画作品あるいは低予算映画作品で、製作会社代表による経費に対して税制優遇を受けられないものは、70%を限度とする

- ・前貸資金の支払いと返済の方法は、プロデューサーとCNCの間で署名された合意書に示される
- ・前貸資金の支払いは作品のプロデューサーへの投資認定の交付を条件とする

前貸資金の返済について

5万ユーロの固定免除額の適用後、前貸資金は各作品に発生した支援に基づき返済される。返済額は、算出された額の25%を下回ることはなく、交付された前貸資金の80%を上限とする。

【特例】

査読委員会から総会までの間に新たなバージョンを提出することも可能である。その場合、応募書類に書き直しの旨を記して、新たに全資料をデジタル提出しなければならない。製作会社代表によって提出されたプロジェクトの場合、事務手続書類が必須である。

事務書類には以下のものが含まれること。

- ・製作会社が応募した場合、著作権譲渡契約書や脚本に対するオプション
- ・脚本が既存の作品から取られたものである場合、参照作品の作者および／あるいは権利所有者（著作権譲渡契約書ないしはオプション）の同意書
- ・共同製作契約書（必要な場合）

応募者は査読委員会の会合翌日にその結果を問い合わせること。定められた期間内に求められた書類が提出されない場合、プロジェクトの審査が延期される。

図表 4-3d : 欧州評議会の映画共同製作ヨーロッパ協約の参加国一覧

アルバニア	ドイツ
アルメニア	オーストリア
アゼルバイジャン	ベルギー
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ブルガリア
キプロス	クロアチア
デンマーク	スペイン
エストニア	フィンランド
フランス	ジョージア
ギリシャ	ハンガリー
アイルランド	アイスランド
イタリア	ラトビア
北マケドニア	リトアニア
ルクセンブルク	マルタ
モルドバ	モンテネグロ
ノルウェー	オランダ
ポーランド	ポルトガル
チェコ共和国	ルーマニア
イギリス	ロシア
セルビア	スロバキア
スロベニア	スウェーデン
スイス	トルコ
ウクライナ	

[選択支援]

B-1b 製作後前貸資金

Avance sur recettes après réalisation

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Avance sur recettes après réalisation に掲出されたダウンロード可能な文書 avance après réalisation > descriptif を基に構成している。

完成後前貸資金は、特に主題の性質、作品の特徴、クオリティ、製作状況を考慮したうえで交付される。委員会はとりわけ申請作品の野心、独自性、独創性に着目する。

完成後前貸資金申請を担当する第4審査会は、2名の委員長と、メンバー11名で構成される。申請は作品の上映後に審査される。

前貸資金の交付は委員会メンバーによる無記名投票にて過半数を得ることによって決定される。委員会の会合ごと、票が均等に割れた場合、共同委員長のうち1名のみ投票権が与えられる。最初の会合において、2名の委員長のうち、どちらがキャスティングボートを握るかを決めておくことになる。

【申請の提出】

助成申請は製作会社代表によって提出されなければならない。

申請条件が整い次第、プロデューサーは委員会事務局に連絡を取り、映写日程を決めなければならない（完成後前貸資金委員会は週1回開かれる）。その際、署名済みの配給契約書の写しを提出しなければならない。

映画作品の公開（すなわち映画館での作品の商業公開）前に委員会が意見表明できるよう、猶予をもって申請がなされなければならない。

映写が行われるまでに3か月以上要する場合には注意しなくてはならない。

最終的には、委員会メンバー向けの作品の映写の5週間前までに全書類が提出されなければならないことになる。

提出書類

1. 応募書類

当該書類には以下の要素が含まれること。

- ・申請書（雛形をダウンロードする）。全ての項目を記入し署名すること
- ・プロデューサーの書状。前貸資金申請の理由と以下を記すこと
 - －作品のタイトル
 - －RCAの作品登録番号
 - －前貸資金の請願金額
 - －作品製作の技術条件
 - －使用したスタジオやラボ、撮影機材レンタル会社、音響と映像のポストプロダクション会社の名称

当該書状には、全ての共同製作者が連署していなければならない。

- ・シノプシス
- ・キャストおよびスタッフ表
- ・使用言語表（全役者がフランス人ではない場合）。撮影中に各役者が使用している言語を記す（雛形をダウンロードする）
- ・「ヨーロッパ作品」資格書（雛形をダウンロードする）
- ・作業計画
- ・作品の最終費用。フランスおよび海外でかかった費用明細書
- ・資金調達プラン（雛形をダウンロードする）
- ・映画監督、製作会社、配給会社のフィルモグラフィー
- ・投資認定が交付されている場合、認定の際に提出された概算見積書および暫定資金調達プラン

2. 事務手続書類

以下の要素を含む。

- ・資金調達プランの証明書類
- ・RCA 登録の作者および映画監督との契約書写し
- ・RCA 登録の作品の劇場配給契約書の写し
- ・必要な場合、RCA 登録の共同製作契約書の写し
- ・誓約書 1 と 2（雛形をダウンロードする）
- ・6 か月以内の日付のある社会保険料徴収機構（URSSAF、雇用局、AFDAS、コンジェ・スペクタクル、Audiens）の口座証明

提出は、応募書類、事務手続書類をそれぞれ、1つの PDF ファイルにまとめて、CNC の担当部署のアドレスに送信すること。

映写会について

作品の上映用素材は、委員会事務局が指定した日に、CNC 映写室気付で送付しなくてはならない。受け入れ可能な上映フォーマットについては、以下の URL で参照することができる。

<https://www.cnc.fr/cabine-de-projection-du-cnc>

【申請に関する要件】

完成後前貸資金は製作会社代表から申請されなければならない。

応募資格を有する作品

全体あるいは大半が、オリジナルバージョンにおいてフランス語あるいはフランスで用いられている地方の言語で撮影されていなければならない。

しかしながら、オペラから取られたフィクション作品がリブレット（オペラ台本）の言語で製作される場合、あるいは別言語の使用が主題によって正当化されるドキュメンタリー作品の場合、またはアニメーション作品の場合、当該条件は適用されない。

申請者の条件

申請者は映画上映施設における作品の配給契約書を提出しなければならない。この契約書は作品登録の際に委員会事務局に提出することを義務とし、その後、全書類の提出前に RCA〔第3章第3節に詳説〕に登録しておかなくてはならない。

当該配給会社は、申請前の2年間で少なくとも3本の映画作品を配給していなければならない。

作品は集团的労働協定や労働協約が定める義務、および社会保険料徴収機構（URSSAF、雇用局、AFDAS、コンジェ・スペクタクル、Audiens）が定める義務を遵守して製作されなければならない。

作品が投資認定を受けていない場合、製作認定取得に必要な規則が遵守されているといったような条件下において製作がなされている必要がある。

予算との関係

100万ユーロ未満（プロデューサーの給与と一般経費を除く）のフィクション作品について、技術スタッフは少なくとも法定最低賃金（SMIC）〔用語集〕、役者は少なくとも労働組合が決定する最低賃金を支払われていなければならない。予算がこの金額以上のフィクション作品については、映画製作における集团的労働協定が適用される（予算が100万ユーロから300万ユーロの映画作品は、付則IIIの特例として応募資格を有する）。

予算が60万ユーロ以上（プロデューサー給与と一般経費を除く）のドキュメンタリー作品については、映画製作における集团的労働協定が全面的に適用されていなければならない。この金額以下のドキュメンタリー作品（2013年10月以降に撮影）は、付則IIIの特例として応募資格を有する（並行して投資認定を申請すること）。

応募作品は、書類に添付した作品の最終予算と資金調達プランの観点から認定された資金が赤字であることを証明できなければならない。いずれにせよ、この赤字額がプロデューサーの給与額のみより高額でなければならない。

最終費用には予定外の費用は含まれてはならず、製作認定に提出される額に可能な限り近いものでなければならない。

支援の重複について

同一の作品に対して、完成後前貸資金はいかなる場合であってもテレビ番組産業支援会計（COSIP）〔用語集〕の助成と重複することはできない。作品がこの支援を受けている場合、これは前貸資金の申請書提出以前に返済されていなければならない。また作品がすでにテレビで放映されてはならない。

審査時の作品について

審査会のメンバーに映写する作品のバージョンは、映画館にてプログラムされる予定のバージョンでなければならない。ゆえに編集は最終的なものであり、可能な限り技術的に最良の条件で映写されなければならない。

審査の通知

不合格の通知の場合、その通知は最終的なものであり、書類は委員会による新たな審査の対象とはならない。

【前貸資金の支払いと助成による返済の流れ】

前貸資金の額および返済の方法は、前貸資金の4つの委員会（3つは製作前、1つは製作後）において共同で委員長を務める者のうち、それぞれ1名と、役員の代表複数名で構成される算定委員会の見解を踏まえて、CNC 総裁が決定する。票が均等に割れた場合は、それぞれの企画について責任を持つ委員会の共同委員長がキャスティングボードを握る。算定委員会は、作品の製作の財政および技術的状况を示した製作会社提出の詳細書類を審査した後に、前貸資金の額を提案する。3本目以降の最高額は10万ユーロで固定されている。1本目または2本目の作品の場合、最高額は15万2千ユーロとなる。実質的な算定額は複数の要素（資金の赤字、既得の公的支援、委員会の支持など）に基づく。

前貸資金の支払いは、作品のプロデューサーと CNC によって交わされる（特に支払いと返済の方法を定める）合意書の署名、および公開ライセンスの取得が条件となる。

公的助成（前貸資金も含む）の総額が作品の製作費用の50%を超えてはならない。

公的助成が50%を超過する手厚い特例が認められるのは、以下の場合である。

- ・製作会社の正当な申請に基づいて、「困難な」映画作品や「低予算」映画作品に対しては、60%を限度とする。困難な作品とは、監督の第1作や第2作のことである。低予算作品とは、予算総額が125万ユーロ以下の作品である
- ・困難な映画作品あるいは低予算映画作品で、製作会社代表による経費に対して税制優遇を受けられないものは、70%を限度とする

公的助成には自動支援、前貸資金、税制優遇、地方助成などが含まれる。

返済方法の確認義務

前貸資金を得た場合、資金は作品に発生した支援に基づいてのみ返済することができる。ゆえに申請者は、書類記入前に、CNC への返済方法が実現可能であることを確認しなければならない（5万ユーロ以上の支援の場合は25%を下限とし、前貸資金額の80%を上限とする）。共同製作で、製作会社代表が作品によって発生した支援の50%以上を得なくてはならない場合、前貸資金の応募資格を得るためには、その製作会社は共同製作者に前貸資金の最大25%を譲渡することになる。

[選択支援]

B-2 オリジナル音楽に対する制作助成

Aides à la création de musiques originales

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aides à la création musiques originales に掲出されたダウンロード可能な文書 aide à la création musiques originales > descriptif を基に構成している。

長篇映画作品の音楽に対する助成は、映画音楽のオリジナル制作のための援助促進を目的としている。

提出書類およびファイル

1. 応募書類

- ・全項目を記入、署名した申請書（添付書式）
- ・作曲家と監督が共同署名（または作曲家と監督がそれぞれ作成・署名）した、音楽プロジェクトに関する趣意書

特に作曲家は自身の音楽美学と、その目的を叶えるために使用を予定している音響処理や機材について言及しなければならない。

- ・作曲家が当該の映画のプロジェクトに参加した時期を明記する
- ・オリジナル音楽に追加される楽曲の一覧
- ・1～3 ページ程度のシノプシス
- ・必要に応じて、映画のビジュアル素材
- ・監督と作曲家の履歴書（過去に組んだことがある場合は、その作品一覧）
- ・キャスト一覧
- ・プロデューサーと作曲家が共同署名した、映画音楽制作の詳細な見積書
- ・作品の見積書と資金調達計画
- ・製作会社のフィルモグラフィー

2. 事務手続書類

- ・投資認定書
- ・プロデューサーがオリジナル音楽制作費を負担する旨を明記した誓約書
- ・作品のプロデューサーと作曲家が締結した契約書
必要な場合、音楽制作費用の全部または一部を負担した音楽出版社または音楽プロデューサーと、映画プロデューサーとの間に交わされた契約書
- ・社会保険料徴収機構（URSSAF、雇用局、AFDAS、コンジェ・スペクタクル、Audiens）による最新の口座証明
- ・セクシャルハラスメントと戦う義務に関する誓約書

3. オーディオファイル

以下のオーディオファイルは、高音質（192 kbps）の MP3 ファイルのみとする。サイズが大きくてメール送信できない場合は、CNC のプラットフォームにアップロードできるよう、リンクを送ること。

- ・作曲家の代表作 2 曲（作曲家と監督が過去に組んだことがあれば、それに該当する作品が相応しい）
- ・4 曲の試作品（合計 8 分以上で、各作品を 1 分以上が望ましい）、ないしはすでに完成している楽曲 4 曲

以下（ないしは以上）の書類とファイルの送付は、全てオンライン上で行うこととする。応募書類と事務手続書類はそれぞれ 1 つの PDF ファイルにし、オーディオファイルとともに、メールで送ること。

【申請に関する要件】

応募するプロジェクトは、以下の条件を満たす必要がある。

- ・申請書の提出は、映画作品の製作会社代表が、投資認定を取得した後に行わなければならない
- ・製作会社代表は、作品の劇場公開予定日の少なくとも 3 か月前までに申請書を提出しなければならない
- ・投資認定の際に提出された製作費見積額が 700 万ユーロ未満でなければならない（アニメーション映画の場合は 1000 万ユーロ未満）
- ・映画音楽にかけられる予算が見積総額の 1.5% 以上ないしは 2 万ユーロ以上でなければならない
- ・作曲家に対する報酬がオリジナル音楽の制作にかけられる予算の 20% 以上を占めなければならない
- ・オリジナル音楽の長さが総尺長の 10% 以下であってはならない

【助成の審査】

審査委員会は年に 3 回開催され、プロジェクトの芸術、技術、財政面における情報が記入された申請書を審査し、支援する音楽制作プロジェクトを決定する。審査委員会は、2 年の任期で任命された委員長を含む 5 人のメンバーで構成され、審査委員会事務局を務めるのは、CNC 映画局の製作配給選択支援部である。審査委員会は申請書類全てを評価し、支援金交付の可否と助成可能な算定額を提案する。

審査で特に重要視されるのは、次の事項である。

- ・資格を有する条件
- ・オリジナル・サウンドトラック全体に占めるオリジナル音楽の割合
- ・作曲家または監督の趣意書などに記載された芸術的な要素

【助成額の算定と支払いの流れ】

オリジナル音楽制作助成は、提案された音楽プロジェクトと、プロジェクト構想の目的である映画作品の製作条件を考慮して交付される。支援されるプロジェクトへの助成額は、応募書類に対する審査委員の支持、提示された予算の一貫性および支援可能な作品数によって調整される。

助成（補助金の場合）は、

- ・作曲家およびプロデューサーに通知される
- ・CNC との合意書の署名時にプロデューサーに全額が支払われる

音楽への助成は、オリジナル音楽制作にかけられる予算の 50% を超えてはならない。さらに、作品製作のために取得した全ての公的助成（音楽への助成を含む）は、分厚い支援が実際に行われている

公的助成額の上限を遵守しなければならない。

CNC はプロデューサーによって提出された作品の DVD を視聴した後に、交付した資金の使用に関して必要と判断する検証を行う権利を保持する。

引用文献

Davy, S. (1999). Le nouveau régime de soutien financier de l'industrie cinématographique, décret n° 99-130 du 24 février 1999 et arrêtés du 22 mars 1999, LEGICOM 1999/2 (N° 18).

参考文献

CNC. L'agrément des films de longue durée. Available at : <https://www.cnc.fr/documents/36995/144243/Descriptif+complet+de+1%27agr%C3%A9ment.pdf/fbe0e671-444f-a49b-5c16-5bd749eb3913?t=1579852559174>.

CNC. Avance avant realisation > descriptif. Available at : <https://www.cnc.fr/documents/36995/145523/Descriptif+de+1%27avance+avant+r%C3%A9alisation.pdf/d3a0ef95-7ff3-6a01-dde1-198e0e92babd?t=1625663533268>.

CNC. Avance après réalisation > descriptif. Available at : <https://www.cnc.fr/documents/36995/145494/Descriptif+de+1%27aide+apr%C3%A8s+r%C3%A9alisation.pdf/9dfdefe4-0588-42a9-6562-de8c38bbe830?t=1625665323673>.

CNC. Aide à la creation musiques originales > descriptif. Available at : <https://www.cnc.fr/documents/36995/144839/Descriptif+de+1%27aide+%C3%A0+la+musique.pdf/3f96ab70-22ad-8c93-9d69-fb0d254137ae?t=1616658788264>.

第4節 国際共同製作助成

CNCでは自国内で製作される作品のみではなく、フランスの製作会社が参加する国際共同製作の作品に対してもさまざまな助成を行っている。これは本章第11節「多様性の推進」にて説明する、フランス政府の推進する文化政策に起因するものである。

映画、テレビ、デジタルメディアにおける戦略的経営やイノベーション・マネジメントの分野で多くの著作を発表し、アール・エ・エッセイ〔第4章第6節に詳説〕映画推薦委員会のメンバーでもあるソルボンヌ・ヌーヴェル―パリ第3大学教授のローラン・クレトン¹は、フランスにおける映画支援の国際性を擁護して、次のように述べている。「映画に対する支援のシステムは、ちょうどカンヌ映画祭のように、地図上の位置や起源という面からは、フランスに対するものということになるが、そのミッションは国際的なものであり、その本質から言って、いかなる境界もない、映画という特定のコンセプトを守り、促進するものである。」(Creton 2015: 18)

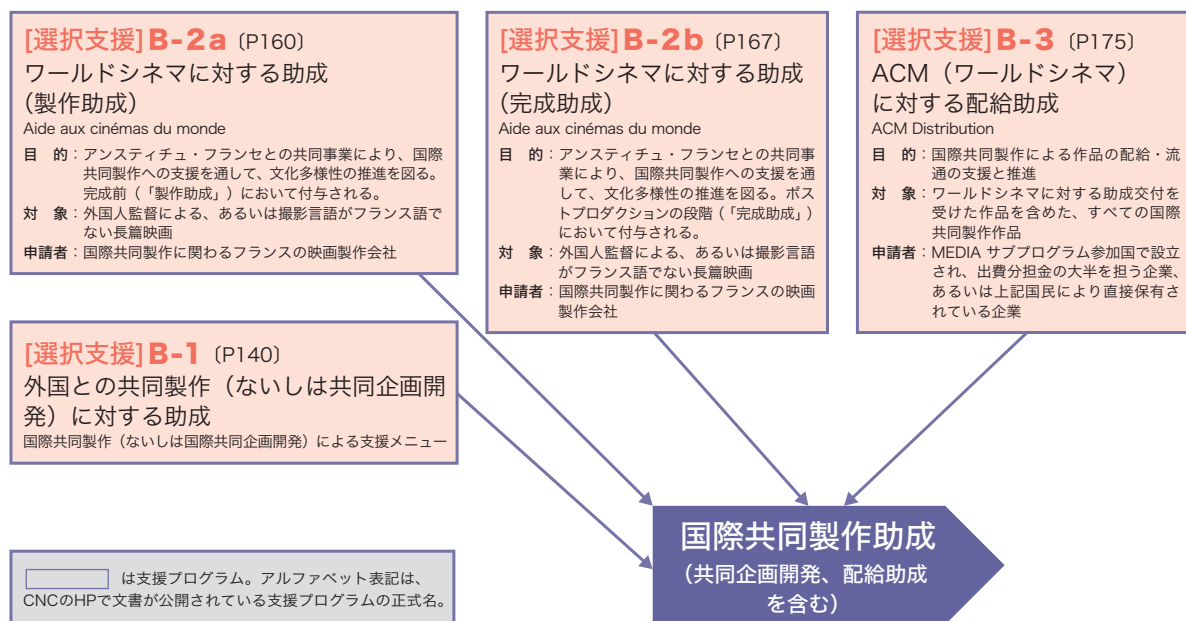
そこで、本節では、フランスの映画支援システムに内在化されている「国際的なミッション」を明らかにすることを目的とする。配給を含む国際共同製作助成は全て選択支援となる。その範囲については、国や地域によっては企画開発も対象としている場合もある。また国際共同製作作品は映画遺産助成の対象ともなりうるが、これは本章第9節「映画遺産助成」にて触れる。

まず「外国との共同製作（ないしは共同企画開発）に対する助成」であるが、本報告書発行の時点で60の国および地域と協定が締結されている。国際共同製作に関する最も古い協定は1955年11月23日に締結されたチリとの協定（改定は1990年）である。以下では最新締結国である北マケドニア共和国との内容を例に取り、その内容を詳らかにし、CNCが相手国の映画所管省庁や映画関係団体のパートナーとして、協定内容を管轄する役割を担っていることに触れる。次にいくつかの国との間で実施されている、CNCによる映画の共同製作や共同企画開発への財政的な支援プログラムについて、最もきめ細やかな内容を持つドイツとの場合を例にとって紹介する。また、ここでは2017年にスタートした「フランス語圏若手作家の作品に対する基金」についても紹介する。本基金はベルギー、ルクセンブルグ、カナダ、フランス語圏アフリカ諸国とハイチを対象国としており、アーティスト・イン・レジデンスも行っている。

つづいて、アンスティチュ・フランセ〔用語集〕との共同事業により、フランスの製作会社が他国の製作会社と共同で映画の共同製作を行う場合に給付される「ワールドシネマ（ACM）に対する助成（製作助成もしくは完成助成）」、ならびに全ての国際共同製作作品を対象として、その配給や普及を促進させるための「ワールドシネマ（ACM）に対する配給助成」について、そのプログラム内容を詳しく説明する。

最後に、2020年より始まった措置として、「フランス語圏若手作家の作品に対する基金」と「ワールドシネマ（ACM）に対する製作助成（製作助成）」を給付されているプロジェクトのうち、ACP（アフリカ、カリブ海、太平洋）諸国の作品に対しては、追加で「DEENTAL-ACP」プログラムの資金ボーナスを申請することができることに触れておく。

図表 4-4a：国際共同製作助成における支援プログラムの一覧



[選択支援]

B-1 外国との共同製作（ないしは共同企画開発）に対する助成

Accords de coproduction internationale

【共同製作等に関する外国との政府間協定】

フランス共和国は、本報告書の発行時点で、60の国および地域と国際共同製作協定を締結している。下表が、政府間協定を締結した国と、CNCと相対する相手国の実行機関をまとめたものである。

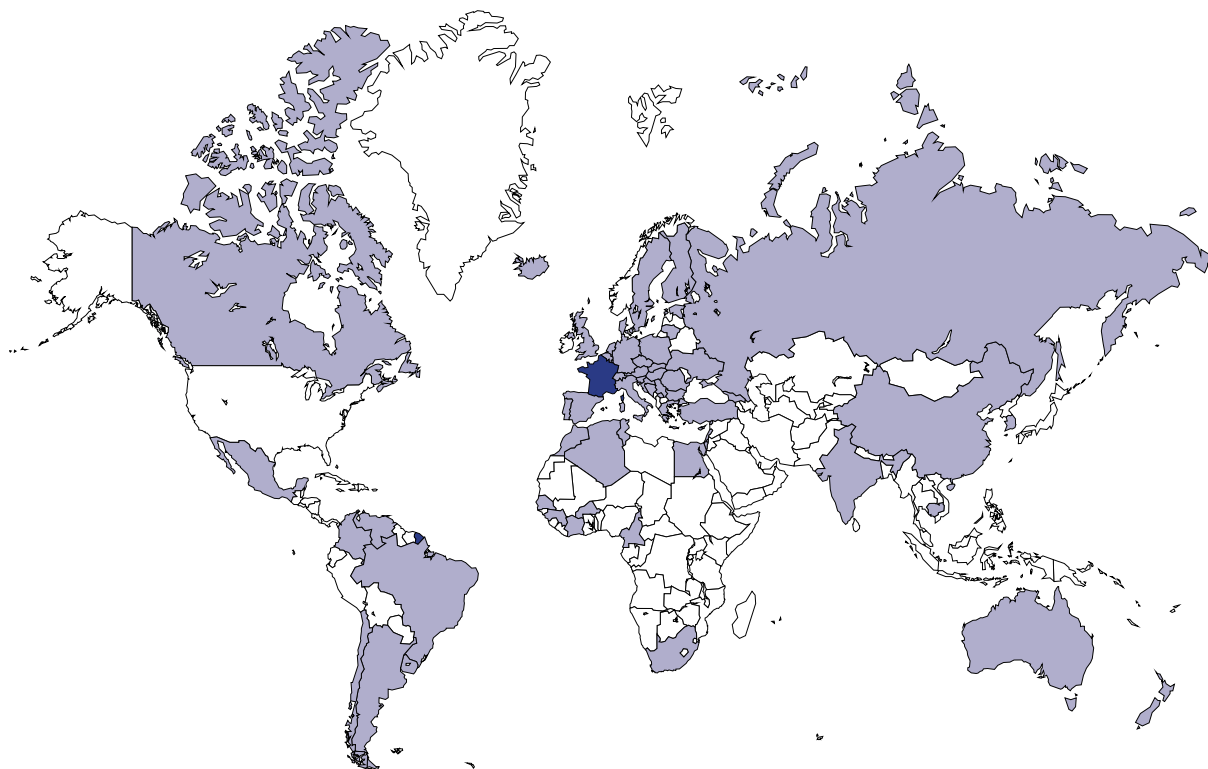
図表 4-4b : 政府間協定を締結した国と、CNCと相対する相手国の実行機関

協定締結国	協定締結年	相手国の実行機関	備考
南アフリカ共和国	2010	国立映画テレビ基金	
アルジェリア民主人民共和国	2007	文化省	
ドイツ連邦共和国	2001	連邦経済・輸出管理庁、ドイツ映画振興協会	
アルゼンチン共和国	1984	国立映画研究所	
オーストラリア連邦	1986	オーストラリア・フィルム・コミッション [現・スクリーン・オーストラリア]	機関間の協定
オーストリア共和国	1995	経済関係連邦省	
ベルギー王国・フラマン語共同体政府	2019	フランダース・オーディオビジュアル基金	
ベルギー王国・フランス語共同体政府	2004	映画テレビセンター	
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦共和国	2018	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦： 連邦文化スポーツ省 スルブスカ共和国：共和国教育文化相	
ブラジル連邦共和国	2017	国立映画庁	
ブルガリア共和国	2011	行政庁「国立映画センター」	
ブルキナファソ	1991	映画製作局	
カンボジア王国	2013	映画芸術省	
カメルーン共和国	1993	映画開発担当機関	
カナダ	1983	情報通信省 (ないしは、カナダ映画開発産業協会)	映画作品の共同製作とテレビ番組の共同製作が別の協定
チリ共和国	1990	教育省	
中華人民共和国	2010	ラジオ・映画・テレビ行政機関映画局	
コロンビア共和国	2013	文化省映画局	
大韓民国	2006	韓国映画委員会 (KOFIC)	
コートジボワール共和国	1995	文化省	
クロアチア共和国	2013	クロアチア視聴覚センター	
デンマーク王国	2018	デンマーク映画協会	
エジプト・アラブ共和国	1983	文化行政省	
スペイン	1988	映画視聴覚芸術研究所	
エストニア共和国	2017	エストニア映画研究所財団	
フィンランド共和国	1983	フィンランド映画財団	
ジョージア共和国	1993	「ジョージア・フィルム」コンソーシアム	
ギリシャ共和国	1973	産業省映画局	

ギニア共和国	1993	国立映画写真庁	
ハンガリー	2015	メディア情報当局	
インド共和国	2010	情報通信省	
アイスランド共和国	1990	アイスランド映画基金	
イスラエル国	2002	科学文化スポーツ省文化芸術局長 (イスラエル映画センターによる助言)	
イタリア共和国	2000	文化財・文化活動省	
リビア共和国	2016	文化省	
リトアニア共和国	2015	文化省所管リトアニア映画センター	
ルクセンブルク大公国	2001	国立視聴覚作品製作支援基金	
北マケドニア共和国	2021	北マケドニア映画局	
モロッコ王国	1977	モロッコ映画センター	
メキシコ合衆国	1992	内務省ラジオ・テレビ・映画局	省庁内の部局との協約
ニュージーランド	1987	ニュージーランド・フィルム・コミッション	機関間の協定
パレスチナ自治政府	2013	文化省	
オランダ王国	1988	オランダ映画支援財団、 オランダ映画支援製作財団	
ポーランド共和国	2012	文化・国家遺産省	
ポルトガル共和国	1980	ポルトガル映画研究所	
ルーマニア	2009	国立映画センター	
グレートブリテンおよび 北部アイルランド連合王国	1994	国家遺産省 [現・デジタル・文化・メディア・スポーツ省]	
ソヴィエト社会主義共和国連邦 [現・ロシア連邦]	1967	閣僚会議映画委員会	
セネガル共和国	1992	映画局	
セルビア共和国	2019	セルビア映画センター	
チェコスロバキア社会主義共和国 [現・スロバキア共和国]	1968		
スロベニア共和国	2011	スロベニア映画センター	
スウェーデン王国	1965	スウェーデン映画協会	
スイス連邦	2004	内務省文化局映画部	
チェコスロバキア社会主義共和国 [現・チェコ共和国]	1968		
チュニジア共和国	1994	文化省（映画局）	
トルコ共和国	1993	文化省映画局	
ウクライナ	2011	国立映画庁	
ウルグアイ東方共和国	2019	国立映画テレビ局	
ベネズエラ共和国	1976	観光協会	

出典：CNC 'Accords de coproduction international'

図表 4-4c : 2019 年時点において、共同製作に関する政府間協定を締結している国



出典 : Carte des 58 accords de coproduction en 2019 in *CNC Bilan 2019*, p.93.

現在、CNC 公式ウェブサイトのページに掲載されている協定一覧のなかで、最新の協定となる北マケドニア共和国との協定を、参考として取り上げる。

2021 年 2 月 23 日にパリにて調印された「映画の共同製作に関するフランス共和国政府と北マケドニア共和国政府間の協定」(Accord entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de la République de Macédoine du Nord relatif à la coproduction cinématographique) は、前文、本文(全 3 章 13 条) および附則から成る。

映画の共同製作に関するフランス共和国政府と北マケドニア共和国政府間の協定

2021 年 2 月 23 日、パリにて調印

政令番号公表前

フランス共和国政府と北マケドニア共和国政府は以下、「**当事国**」という。

フランス共和国政府と北マケドニア共和国政府は当事者となる、2005 年 10 月 20 日にパリにて採択された、文化的表現の多様性の保護および促進に関するユネスコの条約によって、

フランス共和国政府と北マケドニア共和国政府が当事者となる、1992 年 10 月 2 日にストラスブールにて採択された映画の共同製作に関するヨーロッパ条約、とりわけ、同協定の第 2 条によって、

フランス共和国政府と北マケドニア共和国政府間の映画分野における協力を強化し、お互いの映画遺産の価値を高めるという当事者の共通の意図によって、

フランスと北マケドニアにて施行されている映画産業上での規則を考慮し、映画における両国間の協力の法的枠組を改善する必要性によって、

以下の通り、合意する。

第1章 共同製作

第1条

本協定の事由として、

1. 「映画作品」とは、ジャンル（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー）を問わず、当事者それぞれの法律および規制の措置に準拠し、映画館にて最初の公開が行われる、あらゆる尺、あらゆる素材の映画作品を指す。
2. 「映画の共同製作」とは、本条の第1項に定められている映画作品の製作のために、共同製作者が取る措置を指す。
3. 「共同製作者」とは、フランス共和国内もしくは北マケドニア共和国内に設立された映画製作会社を指す。フランスもしくは北マケドニアに設立され、その本拠地が同国内、他の EU 加盟国内、もしくは欧州経済領域に関する協定締結国内に位置し、この2か国のいずれかにおいて、安定的かつ恒久的に定着した施設を通じ、実質的な事業を行う会社として見做されなければならない。
4. 「管轄当局」とは、以下となる。

1. フランス共和国政府においては、CNC
2. 北マケドニア共和国においては、北マケドニア映画局

第2条

1. 本協定に基づいて製作された映画作品は、両当事者の国内で施行されている法律に従った自国映画作品として見做される。
2. 本協定に基づいて製作された映画作品は、各当事者の国内にて施行されている映画産業に関連する規定から得られる優遇措置に対し、正当な権利としてアクセスできるものとする。各当事者の管轄当局は、この優遇措置に関する文書のリストを先方の当事者の管轄当局に伝達する。この優遇措置に関する文書がいずれかの当事者によって何らかの形で改訂される場合、当該当事者の管轄当局は、その改訂内容を先方の当事者の管轄当局に伝達する義務を負う。
3. この優遇措置は、それを与える当事者国内に設立された共同製作者のみが取得するものとする。
4. 本協定に承認されるためには、映画作品は両当事者の製作者によって共同製作されていなければならない。

5. 共同製作の承認申請は、その目的のために両当事者によって規定された手続きを遵守し、本協定の附則に記載されている条件に合致していなければならない。
6. 両当事者の管轄当局は、本協定に基づいて製作された映画作品に共同製作の法的資格を交付する。
7. 両当事者の管轄当局は、共同製作の法的資格の承認申請の付与、却下、修正、もしくは撤回に関する全ての情報を相互に伝達する。
8. 共同製作の法的資格の承認申請を却下する以前に、両当事者の管轄当局は相互に協議しなければならない。
9. 両当事者の管轄当局が映画作品に共同製作の法的資格を交付した場合、管轄当局が共同で決定をしない限り、この資格を後日撤回することはできない。

第3条

1. 共同製作の法的資格を取得するためには、映画作品は技術的にも資金的にも優れた組織とプロフェッショナルとしての経験を持つ共同製作者によって製作されなければならない。
2. 映画の共同製作に参加するアーティスティック（ないしはクリエイティブ）およびテクニカル・スタッフは、フランスもしくはマケドニアの国籍を有するか、EU加盟国もしくは欧州経済領域に関する協定締結国の人でなければならない。上記の国籍を有しないが、フランスもしくはマケドニアの滞在許可証、EU加盟国もしくは欧州経済領域に関する協定締結国から交付された同等の文書を保持する人は、この点において、フランス共和国と北マケドニア共和国の人と同じとして扱われる。
3. 特例として、両当事者の管轄当局は、本条第2項に記載された国籍および居住地の条件を満たさない芸術的もしくは技術的協力者の参加を共同で認めることができる。
4. スタジオでの撮影は、共同製作者の国内で行われなければならない。
5. 特例として、両当事者の管轄当局は、映画作品の脚本が必要とする場合、本協定の締結国ではない国の領域内で行われる野外ロケーション撮影を、相互の同意により許可することができる。
6. 本条第4項および第5項は、とりわけ2013年11月15日の欧州連合官報に掲載された映画およびその他の視聴覚作品のための国家助成に関する欧州委員会の声明(2013/C 332/01)において発表された規定のように、映画分野にて定められた国家助成の権利に関連するEU規則を遵守した上で適用される。

第4条

1. 各当事者の共同製作者それぞれの分担額の割合は、共同製作の予算総額の20%から80%までとする。
2. 当事者の管轄当局は、特例として、本条第1項にて適用される分担額を共同製作の予算総額の10%まで引き下げることが、双方の合意後に認めることができる。
3. 当事者の管轄当局は、それぞれの当事者の共同製作者の技術的および芸術的参加が、その財政的拠出に見合ったものであることに留意する。例外として、両当事者の管轄当局間の合意によって、適用除外が認められる場合がある。

第5条

本協定を受益するためには、各共同製作者が映画作品の共同所有者でなければならない。

第6条

当事者は、それぞれの国内の規定および国際契約を遵守した上で、本協定に基づく映画作品の製作に必要な機材の輸出入を容易にする。各当事者は 上述の規定および契約を遵守した上で、映画の共同製作に協力するアーティストック（ないしはクリエイティブ）およびテクニカル・スタッフの自国内での移動と居住を容易にするよう尽力する。

第7条

1. 両当事者の管轄当局は、共同製作で製作された作品の分担額に均衡が取れていることを2年ごとに調査する。
2. 本条第1項で定められている均衡は、芸術的および技術的貢献と財政的分担額の両方において実行されなければならない。この均衡は第11条に定める共同委員会によって評価される。
3. 均衡が保たれているかを確認するために、管轄当局は全ての支援と資金調達の手段を記載した要旨報告書を作成する。
4. 不均衡が生じた場合、共同委員会は均衡を回復するために必要な手段を検討し、そのために必要と思われるあらゆる手段を講じる。

第8条

映画作品のクレジット、予告編、出版物、広告媒体には、フランス=マケドニア、もしくはマケドニア=フランスの共同製作であることを明示しなければならない。

第9条

共同製作された作品の収益の分配は、その共同製作者によって決定されるものとする。

第10条

1. 当事者の管轄当局は、いずれかの当事者が映画の共同製作協定を結んでいる国の1名ないし複数の製作者と本協定の該当映画作品を共同製作することを、双方の合意の上、承認することができる。
2. 両当事者の管轄当局は、本条第1項に記載されている映画作品の共同製作の法的資格の承認を、個別に検討する。

第2章 共同委員会

第11条

1. 本協定の適用を容易にするために、管轄当局の代表と当事者のそれぞれが任命した専門家が同数で構成される共同委員会が設置される。
2. 共同委員会は、原則として2年ごとに、フランスと北マケドニアで交互に開催する。
3. 共同委員会は、とりわけ映画に関する国内法が修正された場合、もしくは本協定の運用の施行において特に深刻な問題に直面した場合、とりわけ本協定第7条の対象となる不均衡が生じた場合は、いずれかの管轄当局の要請により招集されることがある。

第3章 最終規定

第12条

本協定のあらゆる解釈および適用に関する対立は、両当事者間の直接的な協議もしくは交渉により友好的に解決するものとする。

第13条

1. 本協定は、両当事者が協定の発効に必要な内部手続きの完了を相互に通知する外交的手段の最終通達の受領日から30日後に発効する。
2. 本協定は、両当事者間の相互の合意により、いかなる時にも書面によって変更および修正ができるものとする。この変更は本協定の不可欠な一部となる。
3. 本協定は無期限で締結されるものとする。いずれの当事者も、外交的手段を通じた書面での通達によって、いかなる時にも本協定を破棄することができる。この場合、協定はこの通達の受領日から6か月後に失効する。協定の破棄に際し、両当事者が別段の決定をしない限り、本協定の枠組み内で参加している企画に関する両当事者の権利および義務は考慮されない。

2021年2月23日、パリにて、フランス語とマケドニア語の原本2通で行われた、この2つの文書はともに真正である。

署名：

フランス共和国政府：フランス共和国ヨーロッパ・外務大臣ジャン＝イヴ・ル・ドリアン

北マケドニア共和国政府：北マケドニア共和国外務大臣ブヤル・オスマニ

付則

適用手続き

共同製作の法的資格を得るためには、両当事者のそれぞれの製作者が、少なくとも撮影開始 2 か月前に、承認申請に以下の内容を含んだ書類を添付し、属する当事者の管轄当局に提出しなければならない。

- －著作権の譲渡の流れを完璧に証明する契約書の写し
- －脚本の最終版
- －共同製作者の技術的および芸術的貢献の情報
- －詳細な作業計画
- －見積もりと詳細な資金調達計画
- －署名済みの共同製作の契約書

分担金の少ない当事国の管轄当局は、分担金の大きい当事者の管轄当局の見解を受けてはじめて承認を行うことができる。

【映画に関する他国ないしは他地域との共同製作（共同企画開発）プロジェクトに対する支援プログラム】

CNC は共同製作協定とは別に、国および地域との共同企画開発および共同製作の助成制度を設けている。対象国はチュニジア、ドイツ、ポルトガル、イタリアの 4 か国である。2017 年に 3 年契約でギリシャとの助成に関する協定が締結されたが、2020 年に更新は行われなかった。また地域としては、ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグのドイツ語圏のグラン・レジオンは 2017 年に開始したが、2019 年以降は実施されていない。以前にはカナダとフィクション作品の共同製作助成とアニメーション作品の共同企画開発の助成が存在したが、現時点では存在しない。代わって、2017 年にはベルギー、ルクセンブルグ、カナダ、ブルキナファソといったフランス語圏の若手作家の作品を支援する基金（Fonds pour la jeune création francophone）が開始され、2019 年にはアフリカ、カリブ諸国、太平洋（ACP）諸国の作品の脚本執筆と企画開発を支援するプログラム「DEENTAL-ACP」プログラムが発足し、2020 年から 2023 年まで 4 年間にわたって募集が行われている。

ここでは現存する助成の中で、2001 年締結ともっとも歴史の古いドイツとの共同製作助成に関する協定内容を例として取り上げる。

『小条約』フランス＝ドイツの映画企画開発と共同製作の助成

Le « Mini-traité » Aide au développement et à la coproduction de projets cinématographiques franco-allemands

2001年5月17日にカンヌで署名され、2015年に改正された、フランス＝ドイツの映画共同製作企画の支援に関するフランス＝ドイツの協定は、企画開発ないしは製作における選択支援を与えるものである。

同助成は、フランスに設立された製作会社とドイツに設立された製作会社が共同製作を行う場合に給付される。この助成はジャンル（フィクション、アニメーション、クリエイティブ・ドキュメンタリー）を問わず、最初に映画館で公開することを目的とした長篇の映画作品を対象とする。

支援を受ける映画作品のプロジェクトは、2か国において共通の意義を示し、映画の共同製作による芸術的なクオリティに貢献をもたらさなくてはならない。

共同製作助成に当てられる年間金額は300万ユーロ（CNCから150万ユーロ、連邦政府文化・メディア委任官直属映画支援機構（Filmförderungsanstalt [FFA] /Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien [BKM]）から150万ユーロ）に達する。企画開発助成に当てられる年間金額は20万ユーロ（CNCから10万ユーロ、FFAから10万ユーロ）に達する。

応募の要件

- 助成は最初に映画館で公開することを目的とした長篇企画のみに与えられる。
- 企画はフランスとドイツの市場において、芸術的かつ文化的な資質を示さなければならない。
- 助成はEU加盟国の国籍か、ドイツもしくはフランスの外国人居住資格を有する監督に与えられる。その他の国の監督は、CNCとFFAの間で相互合意により例外が認められる場合がある。特例の申請は企画の提出前に行わなければならない。いずれにせよ、プロジェクトはヨーロッパ資格の特権を受けなければならない。
- 作品は、撮影の開始前に、投資の認定を受け、フランス＝ドイツの共同製作協定を遵守しなければならない。
- 認定を得なかったプロジェクトは、（製作者や監督の変更、重要な変更を伴う新しい脚本など）プロジェクトに重要な変更があった場合は二度目の申請対象となる。その場合、最初の申請から実行された進展や変化を明記した詳細な覚書を添付して申請しなければならない。
- 第三国の共同製作者を含む共同製作のプロジェクトは、以下の条件で許可される。
 - 企画のイニシアティブがフランスもしくはドイツである。
 - フランスの共同製作者とドイツの共同製作者の分担金が、両者共に資金調達の高割合になっている。
 - オリジナルの作品もしくは脚本の興行権が、フランスないしはドイツの1つもしくは複数の製作会社代表〔用語集〕によって取得されている。

当然のこととして、これらは以下のように公式に認められたものでなければならない。

- 1992年10月2日に公布された映画製作に関する欧州条約で定められている条件が適用される場合。
- 2001年5月17日にフランス共和国政府とドイツ連邦共和国の間で締結された映画の

共同製作協定に定められている条件、および必要な場合は、フランスもしくはドイツ連邦共和国が映画の共同製作協定を結んでいる国との、全ての他の2か国間共同製作協定の条件に基づく場合。

製作助成の申請書類

- 製作助成申請書は提出期限を厳守して提出されなければならない。
- 芸術および資金に関する書類（以下を参照）は、フランスに設立された製作者はフランス語で CNC に、ドイツに設立された製作者はドイツ語で FFA に提出しなければならない。提出の段階では、契約書はフランス語、ドイツ語、もしくは英語で受領される。
- 製作助成の申請書は撮影開始前に提出されなければならない。原則として、撮影は委員会の招集後のみしか開始することができない。

例外の場合として、委員会の開催日の前にプロジェクトの撮影を開始する特例が認められる場合がある。この申請は、フランスとドイツの製作者によって、助成申請書の提出の前と撮影開始前に、フランス語もしくはドイツ語の申請に書類一式を添付し、CNC と FFA に提出されなければならない（特例が認められた場合、後から書類の翻訳を行う）。

特例の享受の有無は CNC と FFA が共同で決定をする義務がある。

CNC および FFA がこの特例を与えた場合、申請書一式（ドイツ語とフランス語）を提出期限前に CNC と FFA に送付しなければならない。

特例を申請する場合、製作者はこの期限を遵守するために可能な限り早めに自国の当該機関に連絡を取ることが必要となる。

助成方法

(1) 共同製作助成の場合

● 助成額

共同製作助成の上限額は 50 万ユーロとし、そのうち、分担金の大多数を拠出する製作者は上限 30 万ユーロとなる。

給付される金額は作品の最終費用の 20% を超えてはならない。この金額は、原則として、共同製作における各分担金の割合に応じて、両国間で分配される。

作品の最終資金調達計画に示される、プロジェクトに給付される公的助成の総額は、フランス側の作品への資金調達が 50% を超えてはならない。

困難もしくは低予算の映画作品には、上記の金額は上限を 80% まで引き上げることができる。監督の長篇 1 作目もしくは 2 作目が困難な作品と見做される。製作費が 125 万ユーロ以下の作品が低予算の作品と見做される。

適用可能な限度額の手厚さを超えた場合、助成金額は修正される。残額の支払い後に超過が確認された場合、許可された手厚さの限度を超えた助成金の一部は返還されなければならない。

●助成金の支払い方法

CNCによって給付される共同製作助成は、2回に分けて支払われる。

- 1回目（60%）は、CNCに提出すべき投資認定の通知書を含めた証明書類の受領を条件に、合意の署名時に支払われる（証明書類の詳細は以下を参照）。
- 2回目（40%）は、CNCに提出すべき製作者と監督によって署名された撮影終了の証明書の書簡を含めた証明書類の受領を条件に、合意の署名時に支払われる（証明書類の詳細は以下を参照）。

●助成金の返済

共同製作助成は、作品の興行収入から返済される。

(2) 企画開発助成の場合

●助成額

企画開発助成の金額は5万ユーロを超えてはならない。企画開発助成は返金不要の補助金という形で付与され、承認される金額は企画開発費用の70%を超えてはならない。

企画開発助成は共同製作会社に給付される。（フランスもしくはドイツの）共同製作者の1人は、最大1本の長篇を製作していなければならないが、2人目がより経験豊富である場合もある。

●助成金の支払い方法

CNCによって給付される企画開発助成は、2回に分けて支払われる。

- 1回目（90%）は、CNCに提出すべき幾つかの証明書類の受領を条件に、合意の署名時に支払われる（証明書類の詳細は以下を参照）。
- 2回目（10%）は、助成のために適格な支出に合致した支出証明書類の提出によって支払われる（証明書類の詳細は以下を参照）。

●経費

企画開発に関する全ての経費は適格でなければならない。とりわけ、

- 映画化権のオプション取得もしくは購入
- 脚本を最終版に仕上げるまでに必要な執筆作業に対する作者への報酬
- ロケハン、見積書の作成、「テスト」撮影において発生する演出、撮影、美術や小道具のスタッフへの報酬
- 企画開発（ロケハン、キャスティング、マーケットや共同製作のアトリエへの参加）において発生する旅費
- 法律顧問費
- 翻訳費用

アニメーション映画については、上記の費用に加え、以下も考慮される。

- グラフィック開発費
- パイロット版製作費

企画開発費の2.5%を上限とする製作者への報酬、および企画開発費の7.5%を上限とする運営費を見積り内に含めることができる。この2つを合わせて数字は、いかなる場合も、企画開発予算の10%を超えてはならない。

撮影初日前と助成申請書の提出後に発生した費用のみが考慮される。ただし、原作（小説、演劇、オペラなど）の映画化に伴う不確定なオプション権は例外とする。

応募書類の構成

芸術および財政に関する書類（AとB）は、フランスに設立された製作者はフランス語でCNCに、ドイツに設立された製作者はドイツ語でFFAに提出しなければならない。

(1) 共同製作助成の場合

A 「芸術および資金に関する書類」には、以下が含まれる。

- 応募用紙
- 短文の概要（最大300文字）
- 長文の概要（最大2000文字）
- フランス語の脚本（脚本の日付もしくはバージョン番号を記載する）
- 監督の趣意書
- 製作者の趣意書
- 監督と全ての製作者の履歴書
- 資金調達計画
- 詳細な見積り
- ヨーロッパ・ポイント〔用語集〕
- 3か月以内の日付の会社登記簿謄本

B パートナーとの契約書および参加の確認書

- フランスの製作者と外国のパートナー間の共同製作の契約書もしくは現段階での覚え書き
- 作者との契約書および権利譲渡の流れを証明する全ての契約書
- 作品の資金調達を証明する可能性のある全ての書類
- 応募の段階では、契約書は英語、フランス語、もしくはドイツ語にて送付することができる
- 「性差別と性暴力の防止と対策」の職業訓練を受講もしくは登録したことを記載したCNCの確認
- セクシャルハラスメント対策に関する企業義務の名目で実施されている措置に関わる宣言のフォーマット（全て記入して署名）

(2) 企画開発助成の場合

A 「芸術および資金に関する書類」には、以下が含まれる。

- 応募用紙
- 短文の概要（最大300文字）

- トリートメント（最大 20 ページ）
- 監督の趣意書（映像製作のための芸術コンセプトのプロジェクトも含む）
- 製作者の概要報告書（とりわけ、資金調達を証明する企画段階の詳細な申請レター、企画が持つフランス＝ドイツの特色の提示、可能性のある出資パートナーの提示、芸術および技術スタッフの構成を含む）
- 脚本家、監督、製作者の履歴書
- 企画開発の予定スケジュール
- プロジェクトの資金調達計画
- 企画開発費の見積り
- アニメーション作品の場合：最初のグラフィック要素の提示
- 3 か月以内の日付の会社登記簿謄本

B パートナーとの契約書および参加の確認書

- ドイツの製作者とフランスの製作者で交わされた、共同企画開発契約書、共同製作契約書、もしくは覚え書き
- 脚本のオプション契約書、権利譲渡契約書と、脚本について働いた全ての人物との契約書
- 原作（小説、演劇、オペラなど）の映画化権に関わるオプションの支払い証明書
- 「性差別と性暴力の防止と対策」の職業訓練の受講もしくは登録したことを示す CNC からの確認
- セクシャルハラスメント対策のために企業義務の名目で実施されている措置に関する宣言のフォーマット（全て記入して署名）

支援合意書の作成のための提出書類

(1) 製作助成の場合

1 – 合意書の署名と第 1 回支払い（60%）

- 投資認定交付の通知
- 投資認定の書類
- 製作スケジュール、作業計画
- ISAN 番号
- RCA 番号
- 3 か月以内の日付の会社登記簿謄本
- 要求されたフォーマットの銀行口座証明書
- 全ての契約書の謄本：権利保有者との契約書（既存作品の作者、権利を所有する出版者を含む）
 - 監督との契約書
 - 算定された分担金（と分配）および収益のフィードバックが記載されたドイツの製作会社と共同製作者との契約書
 - 資金調達計画（フランス側）における「獲得」要素と金額に関する全ての他の契約書

- 社会保険料（著作者の社会保障管理協会、社会保障・家族手当保険料徴収組合、文化・コミュニケーション・メディア産業社会保障団体／エンターテインメント産業有給休暇、職業安定所）を滞納していないことを証明する証明書（6か月以内の日付）
- 会社定款
- 資金助成（創作および配給助成）の代償としての権利譲渡に関する用紙（RGA 第 121 - 6 条第 1 項）

2 - 助成残額（40%）の支払い

- 製作者と監督によって署名された撮影終了証明書
- RCA 登録、支援合意書、国際共同製作契約書、配給委任の証明書

(2) 企画開発助成の場合

1 - 合意書の署名と第 1 回支払い（90%）

- 企画開発の進捗状況に関する報告書
- 作品の RCA 登録番号
- ISAN 番号
- 3か月以内の日付の会社登記簿謄本
- 要求されたフォーマットの銀行口座証明書
- 社会保険料（著作者の社会保障管理協会、社会保障・家族手当保険料徴収組合、文化・コミュニケーション・メディア産業社会保障団体／エンターテインメント産業有給休暇、職業安定所）を滞納していないことを証明する証明書（6か月以内の日付）
- 会社定款
- ドイツの製作会社との共同企画開発ないしは共同製作の合意書
- 本合意書の署名前に締結された著作権譲渡契約書（既存作品の作者、権利を所有する出版者との契約書を含む）
- 助成申請の提出書類に記載されている見積もり予測
- 助成申請の提出書類に記載されている資金調達計画予測

2 - 助成残額（10%）の支払い

企画開発に適切な経費に一致する経費証明書

【他国および他地域との共同製作（共同企画開発）プロジェクトに対する支援プログラム】

ドイツ以外のチュニジア、ポルトガル、イタリアの概要は以下となる。近年に実施されていたギリシャとドイツ語圏（グラン・レジオン）も参考として併記する。

また、ここではフランス語圏若手作家に対する基金と、同基金と B-2 で説明されるワールドシネマに対する助成を受給するプロジェクトに自動的に与えられる資金ボーナス「DEENTAL-ACP」プログラムについても触れる。

1. フランス＝チュニジアの映画作品共同製作助成

Aide à la coproduction d'œuvres cinématographiques franco-tunisiennes

フランス＝チュニジアの映画作品における共同製作助成の2か国間基金の協定は、2019年8月1日にCNCとチュニジア国立映画映像センター（CNCI）間で署名され、3年で更新を予定している（2020年～2022年）。

この基金は1994年11月16日にフランスとチュニジアに締結された共同製作協定である「フランス＝チュニジア映画協定」、もしくはこれに代わる可能性のある全ての協定の枠組みに参加する映画作品のプロジェクトに償還不要の助成金を与えることを目的としている。

助成はジャンル（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー）を問わず、最初に映画館で公開することを目的とした、60分以上の映画作品を対象としている。

プロフェッショナルによる委員会によって選出された長篇のプロジェクト全てに対して2か国間基金によって給付される年間助成総額は、フランス側が30万ユーロ、チュニジア側が40万ディナールを上限とする。

2. フランス＝ポルトガルの映画作品共同製作助成

Aide à la coproduction d'œuvres cinématographiques franco-portugaises

2014年5月20日にCNCとポルトガル映画視聴覚研究所（ICA）間で署名されたフランス＝ポルトガルの映画作品の共同製作助成の2か国間基金は2020年2月23日に3年間（2020年～2022年）の更新をしている。

この基金はフランスとポルトガルの間で1980年10月10日に締結された共同製作協定である「フランス＝ポルトガル映画協定」、もしくはこれに代わる可能性のある全ての協定の枠組みに参加する映画作品のプロジェクトに償還不要の助成金を与えることを目的としている。

ジャンル（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー）や上映時間を問わず、最初に映画館で公開することを目的とした映画作品を対象としている。

プロジェクトに与えられる助成金は、分担金の少ない共同製作者を対象とし、設立場所によって、CNCもしくはICAの基金の拠出金に計上される。

フランスとポルトガルのプロフェッショナルによって構成される委員会の意見を徴した後、補助金の形で支払われる助成金は、60分以上の尺長の映画作品のプロジェクトは20万ユーロ、60分以下の尺長の映画作品のプロジェクトは5万ユーロを上限とする。

同じ制作会社は、1回の委員会につき2つの申請しか提出することができない。

3. フランス＝イタリアの映画作品およびテレビ番組の共同開発および共同製作助成

Aide au codéveloppement et à la coproduction d'œuvres cinématographiques et audiovisuelles franco-italiennes

フランス＝イタリアの映画作品の共同企画開発および共同製作助成基金は、2013年に制定されたフランス＝イタリアの映画作品の共同開発助成の2か国間基金を継ぐものとして、2019年7月12日にCNCとイタリア文化財・文化活動省（MiBAC）の間で署名された協定によって制定された。

この助成は長篇映画作品の共同企画開発と共同製作、およびテレビシリーズの共同企画開発を支援することを目的としている。受益するためには、映画作品とテレビシリーズは、一方でフランスに設立

された製作会社が少なくとも1社、他方でイタリアに設立された製作会社が少なくとも1社が関与していなければならない。

映画作品の共同企画開発および共同製作に対する助成については、(フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー)を問わず、60分以上の尺長で、最初に映画館で公開することを目的とした作品を対象としている。

フランス共和国とイタリア共和国によって、2000年11月6日にパリで署名された映画共同製作協定に定められた条件(もしくはヨーロッパの複数国の共同製作の場合、1992年10月2日の映画共同製作ヨーロッパ協定に定められた条件)を満たしていなければならない。

2か国の共同製作者のそれぞれの分担金の割合は、20%から80%の間でなければならない。「財政的」共同製作、すなわち拠出する資金に技術的および芸術的な参加にかかる経費が含まれていない場合は、助成を受益することができない。

第三国の共同製作者が含まれるプロジェクトは、フランスの共同製作者1名もしくは複数名と、イタリアの共同製作者1名もしくは複数名の参加が、2つの資金調達の高割合が高い場合に認められる。

助成金は、専門家委員会より意見を受けたあと、助成金の形で支払われる。共同企画開発の場合は1プロジェクトにつき5万ユーロ、共同製作の場合は経費の50%を限度に1プロジェクトにつき20万ユーロを上限とする。

4. 参考資料：現在は実施されていない助成

a フランス＝ギリシャの映画作品共同製作助成

Aide à la coproduction d'œuvres cinématographiques franco-grecques

2014年5月20日にCNCとギリシャ映画センター(GFC)間で協定が締結されたフランス＝ギリシャの映画作品の共同製作助成の2か国間基金は、2017年7月18日に3年間(2017年～2019年)の更新をしたが、その後は更新されていない。

この基金はフランスとギリシャの間で1973年10月20日に締結された共同製作協定である「フランス＝ギリシャ映画関係協定」、もしくはこれに代わる可能性のある全ての協定の枠組みに参加する映画作品のプロジェクトに償還不要の助成金を与えることを目的としていた。

対象作品はジャンル(フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー)を問わず、最初に映画館で公開することを目的とした、60分以上の映画作品であった。

助成は専門家委員会より意見を受けたあと、助成金の形で支払われ、上限額は45万ユーロであった。

b グラン・レジオン共同企画開発助成基金

Fonds d'aide au co-développement de la Grande Région

同基金は、国境なきテレビおよび映画の協力関係を強化し、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ、ベルギー間の野心的な共同製作を奨励する目的で、ルクセンブルグ映画基金、ザールラント・メディア、ベルギー・ドイツ語共同体省、グラン・テスト地域圏、CNC、FFAの間で2015年に協力を決定、2017年の措置は6万ユーロであった。現在は実施されていない。

一般条件は以下の通りであった。

- 商業的な劇場公開もしくはテレビ放映を目的としたドイツ語、フランス語、ルクセンブルグ語

の長篇と中篇（ドキュメンタリー、アニメーション、フィクション、テレビ用フォーマット）のプロジェクト、およびニューメディアのプロジェクトに応募資格がある。

- プロジェクトは最終尺長が45分以上でなければならない。FFAの拠出金は、尺長が79分以上、子供向け作品の場合は59分以上の映画プロジェクトのみに付与される。
- プロジェクトはグラン・レジオン（「グラン・レジオン関係」）にて開発ないしは製作される可能性を示さなければならない。ここで述べる「グラン・レジオン」とは、ルクセンブルグ、グラン・テスト地域圏（ベルギー、ルクセンブルグ、ドイツ、スイスと国境を接しているフランス北東部の地域圏）、ザールラント（ルクセンブルグ、フランスと国境を接しているドイツ中西部の州）、ベルギー・ドイツ語共同体（ベルギーの連邦制を構成する3つの言語共同体の1つ）の領域を指す。
- 少なくとも2人の製作者が主導するプロジェクトのみに応募資格があり、そのうちの1人の製作者は上記に定義されるグラン・レジオンの出身であり、少なくとももう1人の製作者は別の国（共同企画開発の法的資格として）の出身であることが条件となる。
- 例外として、共同企画開発の法的資格はないが、上記に定義するグラン・レジオンに関連する主題であり、同時にこの地域出身の脚本家が参加しているプロジェクトも応募資格がある。
- 既に製作助成に提出されているプロジェクトは、グラン・レジオン企画開発助成には応募資格がない。

【フランス語圏若手作家の作品に対する基金】

Fonds pour la jeune création francophone

2017年に開始し、2020年に更新されたフランス語圏若手作家の作品に対する基金は、フランス語圏の複数のパートナーが参加する多国間措置である。

パートナーは以下の団体である。CNC、ワロン＝ブリュッセル連盟／ワロニー・ブリュッセル・インターナショナル（FWB/WBI）、ルクセンブルグ映画基金（FFL）、文化企業開発協会（SODEC。カナダ・ケベック州文化通信省管轄の団体）、テレフィルム・カナダ、TV5MONDE、フランス・テレビジョン、フランス劇作家・作曲家協会、カナダ劇作家・作曲家協会、ベルギー劇作家・作曲家協会、ジェネレーション・フィルム（ブルキナファソ・ワガドゥグ。本基金の運営を委任されている）。また、約12名の脚本執筆レジデンスもこのプログラムに参加している。

本基金の目的は、現地におけるエコシステムの構築を奨励しながら、映画と視聴覚作品の創作ツールとしてのフランス語を支援し、フランス語圏アフリカ諸国における文化の多様性を促進する、将来性のあるプロジェクトを開発するために協力することにある。

フランス語圏若手作家の作品に対する基金は、約60万ユーロの年間予算が与えられており、企画開発、製作、ポストプロダクションの各段階でプロジェクトを支援する。応募資格のある23か国（全てのフランス語圏アフリカ諸国とハイチ）の、少なくとも短篇1本と60分以上の長篇1本以上を監督した作家が対象となる。製作の段階では、作家はこれら国のいずれかで設立された会社の製作者を伴っていないなければならない。

フランス語圏若手作家の作品に対する基金は、短篇、長篇、映画、テレビシリーズ、ウェブコンテンツといった、あらゆる段階での作品のダイナミズムを強化する目的も持っている。

概要

フランス語圏若手作家の作品に対する基金は、サブサハラのアフリカ、インド洋、ハイチのフランス語圏作家を対象としており、以下の3つの面で構成される：企画開発支援、製作支援、ポストプロダクション支援。

1. 企画開発での支援

- ・企画開発を受けたプロジェクトは、パートナー・レジダンスの枠組みにおける個人的なサポートと、参加費、交通費、滞在費、生活費の全面的負担を享受する
- ・企画開発支援に提出されたプロジェクトの製作者は、EAVE (European Audiovisual Entrepreneurs。欧州の視聴覚関係企業の職業訓練、企画開発を進めるネットワーク組織) プログラムに参加するための奨学金を受給することができる (英語力が必須となる)

2020年度のパートナー・レジデンスはフランス、チュニジア、カナダ (ケベック州)、ハイチの10か所の機関であった。

2. 製作段階での支援

- ・助成は現金拠出を対象としているが、配給業者団体との協定に基づく配給への関与も、この支援に加えることができる
- ・申請額は作品の全予算の60%を超過してはならない

受益可能な最高金額

フィクションもしくはアニメーションの長篇：8万ユーロ

ドキュメンタリーの長篇：5万ユーロ

短篇：2万ユーロ

テレビシリーズ：最大で1分間につき700ユーロ、合計の尺長は52分まで。

3. ポストプロダクション段階での支援

- ・最初に映画館で公開することを目的とした、60分以上のフィクション、アニメーション、創作ドキュメンタリーの長篇を対象とする
- ・DCP編集までの編集の最終段階においてプロジェクトをサポートすることを目的とする
- ・支援された製作中のプロジェクトは同じ委員会にて作品のポストプロダクションのための支援も受益することができる

応募資格条件

プロジェクトの監督と製作者代表は、基金に応募資格のある国の1つの出身でなければならない (下記リストを参照)。

- ・監督は以前に少なくとも60分以下の短篇1本を製作していなければならない
- ・監督は以前に60分以上の長篇を1本までは製作していてもかまわない
- ・製作助成の申請は撮影開始前に提出しなければならない
- ・給付される支援は、プロジェクトと、助成の給付決定で指定された作者ないし製作者に厳正に受益し

なければならない

さらに、申請用紙は以下の要件を満たしていなければならない。

- ・書類はフランス語で書かれていなければならない
- ・製作会社はプロジェクトの製作と興行に必要な全ての権利の保有者である
- ・選択されなかったプロジェクトは2回目の応募の対象にはできない
- ・監督もしくは製作者である全ての応募者は、全てのフォーマットとジャンルを合わせて、1回の委員会につき2つ以上のプロジェクトを提出することはできない
- ・応募書類は申請用紙、一般的な情報を含む芸術面や財政面での情報を記した書類、作者ないしは監督としての前作のリンク、請願する助成の種類に応じて要求される証明書類を含む

応募資格国のリスト

ベナン	ジブチ	ナイジェリア
ブルキナファソ	ガボン	中央アフリカ共和国
ブルンジ	ギニア	ルワンダ
カメルーン	ハイチ	セネガル
カーボベルデ	コモロ連合	セイシェル
コンゴ共和国	モーリシャス	チャド
コンゴ民主共和国	マダガスカル	トーゴ
コートジボワール	マリ	

【DEENTAL-ACP 資金ボーナス】

2020年より、フランス語圏若手作家の作品に対する基金による製作が支援されたプロジェクトには、「DEENTAL-ACP」の枠組みにおける資金ボーナスに資格が与えられている。

ボーナスへの資格の条件

ACP（アフリカ、カリブ海、太平洋）諸国の共同プロデューサーの国数がACP諸国以外の共同プロデューサーの数と同等もしくは上回らなければならない。

ボーナスの算出

- ・ボーナス額はワールドシネマ助成における算定委員会の際に決定され、製作に付与された支援の50%から100%の間を占めることができる。プロジェクト毎の上限は8万ユーロである
 - ・「CLAP-ACP」プログラムおよび「WCF-ACP」プログラム（いずれも後述）の枠組みで付与された資金ボーナスは、プロジェクトごとに20万ユーロまで併せて取得することが可能である
- なお、「DEENTAL-ACP」プログラムの詳細については、後述する。

B-2 ワールドシネマに対する助成

Aide aux cinémas du monde

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide aux cinémas du monde と、同ページよりダウンロード可能な文書、CNC, Institut français, Aide aux cinémas du monde (février 2021) を基に、構成している。

ワールドシネマ助成は、映画人との綿密な協議を経て、文化省、外務省、CNC、アンスティチュ・フランセの主導により、2011年の秋に欧州委員会の所轄機関に提出され、2012年2月6日に承認を受けたプログラムである。フランス国内では、2012年4月23日のデクレ〔用語集〕2012-543によって、制度化されている。

【助成のあり方】

ワールドシネマに対する助成は、フランス国内で設立された製作会社が、他国で設立された企業と共同製作する場合に給付される選択支援である。対象となるのは、映画館で最初に公開され、完成版の上映時間が1時間以上の長篇のフィクション、アニメーション、ドキュメンタリーのプロジェクトである。本助成には、このあと詳説するように2段階があり、完成前（「製作助成」）またはポストプロダクションの段階（「完成助成」）のいずれかにおいて給付される。

「製作助成」の申請書は、外国の製作会社と共同製作契約を結んだ、フランスで設立された製作会社が提出する。付属文書1〔本節末の表を参照〕のリストに記載された国に設立された製作会社が提出したプロジェクトに関しては、例外が認められることがある。この場合、フランスで設立された製作会社と共同製作契約が存在する必要がある。これは、プロジェクトが承認された場合、フランスで設立された製作会社と CNC との間で合意書を結ぶためである。「完成助成」の申請書は、フランスで設立された製作会社が提出し、完成前助成を受けていないプロジェクトのみを対象とする。

ここでいう製作会社とは、フランス国内、EU加盟国内あるいは欧州経済領域協定加盟国内に本拠地を置き、少なくとも安定的・恒久的な施設において、実際に事業を展開するフランス設立の企業とみなす。フランス以外のEU加盟国に本拠地を置く製作会社に関しては、安定した施設形態、あるいは支店や恒久的な代理店という形態でのフランスでの業務状況を尊重することが、助成金支払い時点において確認されていれば認められる。

【応募の要件】

- ・本プロジェクトにおける映画監督がフランス国外出身であること。例外として、撮影言語がフランス語ではない場合はフランス人監督でも可能である
- ・主な撮影言語が、撮影が行われた国もしくは地域、または監督の出身国の公用語または使用言語であること
- ・映画への翻案権、またはこれらの権利の独占的かつ更新可能な選択権は、プロジェクトの共同製作会社のいずれかによって保持されなければならない

B-2a 製作助成

Aide à la production

製作助成の申請は撮影開始前に提出されなければならない。

【製作助成の申請書類】

CNC のホームページからオンラインで提出する。2つの審査会から成る審査委員会1回に対し、製作会社1社で最大2つまでプロジェクトを提出できる。審査委員会は年4回の開催遵守の予定であり、CNCならびにアンスティチュ・フランセのウェブサイトを通して照会が可能である。スケジュールとプロジェクトの応募期間は、CNCのウェブサイトに掲載される。

オンライン提出書類

オンライン申請書とともに、以下に記載の資料をデジタル形式で添付すること

- ・プロジェクトの脚本（フランス語）
- ・原語版の脚本（任意）
- ・短文のあらすじ（最大300文字）（フランス語）
- ・長文のあらすじ（最大2000文字）（フランス語）
- ・監督による趣意書（フランス語）
- ・プロデューサーによる趣意書（フランス語）
- ・監督の履歴書
- ・プロデューサー全員の履歴書

再提出の場合、再執筆に関する注意書き（フランス語）、ビジュアル要素（最大5MB／資料）のオンラインの書類への添付が可能である。

加えて、以下の事務文書と資料も必要となる。

- ・全提携先との共同製作契約書（または、この段階では全ての関係者が署名した、国外製作会社と契約する意志を証明する事前文書）
- ・連署済みの著作権譲渡契約書または選択権付与契約書
- ・監督権契約書
- ・原作の文学作品の翻案権譲渡契約書
- ・フランスに設立された企業の場合、3か月以内に発行された登記簿抄本（*extrait Kbis*）[〔用語集〕](#)

郵送する資料

1. フランス国籍のプロデューサー、もしくは付属文書1に記載された国に限っては、応募時点でフランス国籍のプロデューサーがいない場合、監督による署名を必須として、外国籍のプロデューサーによってオンラインで記入、印刷、署名を行った申請書1部（上記書類の添付は不要）を、関係行政機関に速やかに郵送すること。

→ 第1審査会（長篇第1作、第2作）に係るプロジェクト：アンスティチュ・フランセ

→ 第2審査会（長篇3作目以降）に係るプロジェクト：CNC

2. 監督の前作の視聴ページにアクセスできるインターネットのリンク先を連絡すること（専用の「Filmographie」の申請スペースに URL とパスワードを記載）。もしくは作品 DVD10 枚を送付すること。

追加資料

さらに以下の資料をメールにて送付すること。

1. 「性別および性的暴力に対する防止と対策」の研修を受講もしくは登録した旨の CNC の確認
2. セクシャル・ハラスメント対策に関して企業義務下で行われている措置に関する宣誓書

ワールドシネマに対する助成の申請書類一式は、CNC とアンスティチュ・フランセの担当部門による事前審査の対象となり、プロジェクトが助成要件を満たしているかどうかを確認する。応募は書類が査読委員会による審査の準備が完了した旨を通知する自動メールを受信した時点で有効となる。

申請手続きを行ったプロデューサーは、専用プラットフォームにて、審査手続きの進捗状況をいつでも確認できる。また、プロジェクトの選出の各段階に応じて自動通知メールが送付される。各審査への登録は、CNC のホームページにて参照可能な予定日に開始される。

付記

- ・登録日を超えて提出された全ての書類は却下される
- ・該当機関は、応募者多数の場合、申請期限前であっても登録を終了する権利を有する。この場合、終了後に到着した書類は該当機関によって保管されず、次回審査会への自動登録も行われないため、再登録をしなければならない
- ・CNC への提出日に、いずれかの共同製作会社によって翻案権または有効な選択権を保有していないプロジェクトは、ただちに却下される

さらに申請にあたっては以下の証明書類を提出しなければならない。

提出すべき証明書類

- ・助成申請額とプロジェクトの進捗状況の説明と、必要な場合は投資認定の申請日を明記した、プロデューサーによって署名された申請レター
- ・社会保障費（著作者の社会保障管理協会、社会保障・家族手当保険料徴収組合、文化・コミュニケーション・メディア産業社会保障団体／エンターテインメント産業有給休暇、職業安定所）の直近の証明書（6か月以内）
- ・最新の詳細な見積書（フランス国内外の出費に分類－共同製作国別の欄を明記すること）および資金調達計画書（「取得済み」および「進行中」の資金調達を明記すること）
- ・作品に従事した提携者による確認書のコピー（算定見積書、契約書）
- ・製作スケジュール、作業計画書
- ・技術スタッフとキャストの一覧
- ・投資認定を申請している場合は、記入済みの資金支援一覧表（書類No.5）

【申請の制限】

- ・ワールドシネマに対する助成は、以下とは併用することができない
 - － CNC による完成前もしくは完成後前貸資金。いかなる場合も同一プロジェクトが同時に2つの措置に応募することはできない。プロジェクトに最適な措置に応募することがプロデューサーに推奨される
 - － 外国映画に対する税制優遇措置
 - － テレビ番組支援基金（FSA）による制作助成
- ・ 認可された公的資金の助成割合率の範囲において、ワールドシネマに対する助成は以下と併用できる
 - － テレビ番組の革新に対する助成基金（FAIA）。ワールドシネマに対する助成への提出前に申請が行われた場合に限る
 - － 映画作品の共同製作に対する全ての2国間助成基金
- ・ 最終製作費が250万ユーロを超える映画作品は、CNCの認定条件を満たさなければならない
- ・ 2021年1月1日以降、CNCの支援申請の応募資格を有効とするためには、フランスで設立された製作会社は、RGA第122条36項1にて明示されているセクシャルハラスメントへの戦いにおいて、その行動をする義務を遵守しなければならない

【審査委員会の構成】

審査委員会は会長を含む13人のメンバーで構成され、任期は1年とし、再任可能である。委員会では次に挙げる2つの審査会が行われる。

第1審査会は会長、副会長および5人のメンバーで構成される。第1審査会の管轄業務は、監督の長篇第1作と第2作に対する助成申請の審査である。

第2審査会は会長、副会長および5人のメンバーで構成される。第2審査会は、すでに2本以上の長篇映画を製作した監督による作品に対する助成申請の審査である。

ここでの長篇映画とは、最終的な上映時間が1時間（クレジットを除く）を超え、かつ最初の公開先がフランス国内外の映画館または国際映画祭への参加作品を指す。

共同監督作品に関しては、いずれかの監督が「定評あり」と判断される場合（映画館で公開されたか、映画祭で上映された長篇映画を2本以上監督していること）、プロジェクトは第2審査会のメンバーによって審査される。

【プロジェクト審査と助成の決定】

プロジェクトの審査は次の3段階で行われる。

1. 各審査会において、まず会長、副会長、委員1名、および2名ないしは3名の査読者で構成される査読委員会によって審査が行われ、プロジェクトの第1選考を担う。
2. 予備（事前）選考を通過したプロジェクトは、次に各審査会のメンバー全員による審査総会において審査を受ける。審査総会は、プロジェクトの芸術的なクオリティとその実現可能性を基に意見を述べ、助成交付の基本方針に決定権を持つCNC総裁とアンスティチュ・フランセ会長に提案する。助成の決定はCNC総裁およびアンスティチュ・フランセ会長による決定の署名日から数えて最大36か月以内に、助成金の算定に必要な全ての要素が関係行政機関に提出されない場合、無効となる。ただし、製作会社の正当な要求に応じて、この期間は延長される場合がある。

3. 2つの審査会の会長、副会長、および CNC とアンスティチュ・フランセの代表者によって構成される算定委員会は、審査総会で選抜された書類を審査し、プロジェクトの進捗状況と利用可能な財務構成要素に基づいて助成額を算出する。算定委員会は、オンラインで照会できるスケジュールに記載されている日程に基づいて年に 8 回から 10 回開催される。

算定委員会への移行は、プロデューサーの要請に応じて算出書類を提出の上で行われる。算定委員会の意見を受けて、CNC 総裁およびアンスティチュ・フランセ会長による共同決定によって助成が認定される。

受益者への算出決定日から最大 12 か月以内に、合意書の作成に必要な全ての要素が関係行政機関に提出されない場合、助成交付の決定は無効となる。

落選したプロジェクトには以下のような選択肢がある。

- ・再応募が可能だが、原則として初回応募以降に行われた改善点と変更点を明記した文書を申請書に添付しなければならない
- ・その内容がどのようなものであれ、査読委員会が独自の判断で明示的かつ根拠に基づいた提案を行い、後日開催される審査総会に持ち込まれる。この場合、実際に次の審査総会にプロジェクトを提出する期限はプロデューサーが決定する
- ・次回の総会にて最終審査を行うために審査総会の主導により延期される
- ・完成支援の申請に応募する

※同一プロジェクトに関して、これらの選択肢はいかなる場合でも同時に行うことはできない。

【助成額】

- ・付与される助成金額はプロジェクト 1 件につき最大 25 万ユーロである
- ・フレンチ・イニシアティブ作品 **〔用語集〕** に関しては、予算額が 250 万ユーロ以上の場合、この金額は 45 万ユーロに引き上げられる
- ・「フレンチ・イニシアティブ作品」とは、フランスの資金分担が最も重要であり、原作または脚本の利用権がフランスに設立された一社もしくは複数の製作会社代表によって取得されている国際共同製作の枠組内で製作された作品を指す
- ・原則として、同一作品に対して付与されるフランスの公的助成の総額（ワールドシネマに対する助成を含む）は、フランス側が当該プロジェクトに拠出する資金の 50% を超えてはならない
ただし次の作品の場合、この割合は 80% に引き上げられる。
 - －第 1 審査会（長篇第 1 作目ないしは第 2 作目）対象作品
 - －付属文書 2 **〔本節末の表を参照〕** に記載された国と共同製作した作品
 - －最終予算が 125 万ユーロ未満の作品

【助成金の交付】

交付される各助成金について、助成受給者となるフランスで設立された製作会社と CNC との間で合意書が締結される。合意書は、特に助成金の給付方法、その全部または一部の助成金の返済が請求さ

れる場合の条件などを規定する。

フランスで設立された製作会社は、合意書締結のために、以下の全ての資料を含む申請書式一式を CNC に提出しなければならない。

提出書類

- ・ 社会保障費（著作者の社会保障管理協会、社会保障・家族手当保険料徴収組合、文化・コミュニケーション・メディア産業社会保障団体／エンターテイメント産業有給休暇、職業安定所）の現時点の証明書（6か月以内）
- ・ 企業定款（過去にワールドシネマに対する助成を受けた作品にて提出済みの場合を除く）
- ・ 3か月以内に発行された会社登記簿抄本
- ・ 著作権・監督権譲渡契約書。契約書が英語、スペイン語またはフランス語以外で作成されている場合、翻訳を添付すること
- ・ 共同製作契約書（多数当事者間契約もしくは双務契約）。資金調達計画に記載された全ての提携先、出資額（およびその分配）、ならびに予想される収益源を明記すること（フランス語、英語またはスペイン語）
- ・ 資金計画の「取得済み」の内容と金額に関するその他全ての契約書（フランス投資分）
- ・ 作品の製作におけるリスクに対する保険契約書（フランス語、英語またはスペイン語）。あるいは、フランス人のプロデューサーによる当該契約書の存在を保証する証明書
- ・ 製作権・上映権の譲渡に対する経済的対価に関する契約書
- ・ 最新版の詳細な見積書・資金調達計画書
- ・ 企業の商号と当該映画作品のタイトルが記載された銀行口座証明書（コピーやオンラインで作成されたものは不可）
- ・ 必要な場合は RCA 登録番号
- ・ ISAN 番号 証明書
- ・ 暫定予算額が 250 万ユーロ以上の作品の場合、投資認定を取得した旨の通知書
- ・ ならびに合意書の署名者の氏名と役職を明記すること

助成金は、フランスで設立された製作会社によって作品名義で開設された銀行口座に支払われる。支払いは CNC によって以下の 2 回に分けて行われる。

1. 1 回目の支払い（60%）は合意書の署名時に行われる。最終製作費が 250 万ユーロを超える作品は、CNC の認定条件を満たす必要があるが、この場合、「認定委員会」と呼ばれる担当委員会の決定後においてしか、合意書の作成は行われない。
2. 残額（40%）の支払いを受けるためには、対象費用の支出要旨報告書を含む以下の証明書類を CNC に提出しなければならない。

提出書類

- ・ 次の事項が確認できる、プロジェクト名義の証明書類を添付した、公認会計士の承認を受けた支払い済み費用の概要報告書（CNC のホームページからダウンロードした専用フォーマットを必ず使用すること）

- － 給付された助成金総額
- － 合意書で規定されたフランス国内外における支出義務の遵守
- ・ 最終的な費用および資金調達計画（必要があればフランス側による最終的な投資額が確認できる追加証明書類を添付すること）
- ・ 技術スタッフとキャストの一覧

各証明書類には作品の題名が必ず記載されていなければならない。

証明書類は、助成規則（CNC のホームページからダウンロード可能）に記載された適用費用に合致し、次の形式で作成されていなければならない。

－ フランス国内の出費について

支払い済み領収書、給与証明書、作家および監督への報酬明細書、著作権に関する必要な契約書

－ フランス国外の出費について

フランス企業の場合：増資振込請求書、銀行振込確認書の写し

共同製作企業の場合：支払い済み費用と金額をリストアップした、海外企業からの概要証明書。この合計金額はフランス人プロデューサーによる受領額と一致している必要がある。

全ての領収書には日付、支払い方法、必要な場合は小切手の番号、ユーロ建ての金額が記載されていなければならない。

プロジェクト後は、次の対応が必須となる。

- ・ 字幕付きの DVD2 枚およびプレスキット 1 部の送付
- ・ 映画祭への選出および劇場公開日の通知（フランス国内、海外とも）

付則

- ・ CNC は、合意書の署名時から起算して 48 か月の期限を超えると全額を支払うことができない。ただし、製作会社の正当な要求に応じてこの期間を延長することができるが、いかなる場合も 12 か月を超えてはならない
- ・ 給付された助成金を享受できるのは支援対象プロジェクトに限られ、当該作品は当初から予定されていた監督によって製作されなければならない
- ・ 権利の再譲渡やプロデューサーの変更の場合、運営側は申請書類の内容、特に予算見積もりを再検討する権利を有する
- ・ 提供された財務データ上で助成額の見積もりと残額の要求の間で大幅な変更があった場合、CNC と アンスティチュ・フランセは給付された助成金額の見直しをすることができる

【支出に関する義務】

1. 給付された助成額の最大 50% にあたる適用対象費用の一部はフランス国内で消費されなければならない。
 - ・ フランスにおける適用対象費用は、芸術的権利、製作およびポストプロダクションの費用である。
 - ただし、次の費用を除く：プロデューサー、製作およびポストプロダクションの管理者スタッフ、

俳優の給与、旅費、製作進行費（芸術的および技術的な資材と機材の輸送費や、製作に必要不可欠な技術スタッフの移動費は認められる場合がある）、間接経費

- ・プロデューサーの要請により、ディレクター、製作またはポストプロダクション責任者の役職について、慣習的有期雇用契約（CDDU）〔用語集〕に基づいて雇用された者が務めている場合、CNC より例外的に免除が認められる場合がある

2. 付属文書 1〔本節末の表を参照〕に記載された国に設立された製作会社と共同製作された作品に関しては、助成額の少なくとも 25% にあたる適用対象費用の一部は当該国で発生しなければならない。

- ・フランス国外の適用対象費用は、芸術的権利、製作およびポストプロダクションの費用である。ただし、次の費用を除く：プロデューサー、製作およびポストプロダクションの管理スタッフの給与、旅費、製作進行費（芸術的および技術的な資材と機材の輸送費や、製作に必要不可欠な技術スタッフの移動費は認められる場合がある）、および雑費

3. 助成総額の最大 10% にあたる金額は、助成を享受するプロデューサーが使用することができ、残額精算時に証明する必要はない。

付則

- ・支援を享受したプロジェクトとして、助成金の全額が証明されなければならない
- ・プロデューサーは「支出要旨報告書」に記載された各費用に対応する、プロジェクト名義で発行された証明書類（支払い済みの請求書、給与明細書など）を提出しなければならない
- ・広告、プロモーション、映画祭、製作進行、消耗品、外食、宿泊、タクシー、コピー、電話、配送、ワクチン、ビザに関わる費用は対象と考慮されない。その他の費用の申請に関しては、ワールドシネマのスタッフに別途申請を行わなければならない

【DEENTAL-ACP 資金ボーナス】

2020 年 7 月の審査総会より、ワールドシネマに対する助成による製作が支援されたプロジェクトには EU の財政協力、および以下に列挙する ACP（アフリカ、カリブ海、太平洋）諸国の支援によって設けられた「DEENTAL-ACP」プログラムの枠組みにおける資金ボーナスへの応募資格が与えられることになった。

ボーナスへの応募資格の条件

監督が ACP 諸国の国籍でなければならず、ACP 諸国の共同プロデューサーの国数が ACP 諸国以外の共同プロデューサーの数と同等もしくは上回らなければならない。

ボーナスの算出

ボーナス額はワールドシネマ助成の算定委員会の際に決定され、製作に給付された支援の最大 100% までを占めることができる。プロジェクト毎の上限は 20 万ユーロである。

なお、「DEENTAL-ACP」プログラムの詳細については、後述する。

B-2b 完成助成

Aide à la finition

ワールドシネマの製作助成が却下されたプロジェクトかつ未公開作品のみが完成助成への申請を行うことができる。申請には以下の証明書類を CNC に提出しなければならない。映画祭で上映されたプロジェクトに関しては、当該映画祭後の最初の募集時に完成助成申請が行われ、かつ完成の必要性が十分に正当化された場合、特例が認められる場合がある。

- ・完成助成の申請は、作品の最終編集版、もしくはその代わりにの作品の予定される尺長（60 分以上）に近い編集版に基づいて審査される。フランス語以外の作品の場合、必ずフランス語または英語の字幕を付けなければならない
- ・同一製作会社は、同一の委員会の審査会に対して複数件の完成助成の申請を行うことはできない

【完成助成の申請書類】

プロジェクトの提出はオンラインのみとする。スケジュールおよび募集日程は、CNC のホームページに記載されている。

助成の申請は、作品の最終編集版、もしくはその代わりに、作品の予定される尺長（60 分以上）に近い編集版に基づいて審査される。フランス語以外の作品の場合、必ずフランス語または英語の字幕を付けなければならない。

提出すべき証明書類

- ・助成申請額とプロジェクトの進捗状況などを説明した、プロデューサーによって署名された申請レター
- ・社会保障費（著作者の社会保障管理協会、社会保障・家族手当保険料徴収組合、文化・コミュニケーション・メディア産業社会保障団体／エンターテイメント産業有給休暇、職業安定所）の直近の証明書（6 か月以内）
- ・最新の詳細な見積書（フランス国内外の出費に分類。共同製作国別の欄を明記すること）と、フランスで行われる予定のポストプロダクションの経費明細を記載した資金調達計画書（「取得済」および「進行中」の資金調達を明記すること）
- ・作品に従事した提携者による確認書のコピー（算定見積もり書、契約書）
- ・予定されているポストプロダクションのスケジュール

【プロジェクト審査と助成の決定】

プロジェクトの審査は次の 2 段階で行われる。

1. 2 つの審査会のいずれにおいても、プロジェクトはそれぞれの審査会のメンバー全員が参加する審査総会において審査を受ける。落選した場合、これは最終的なものとなり、書類は審査会による再審査の対象となることができない。
2. 2 つの審査会の会長、副会長、CNC およびアンスティチュ・フランセ代表者によって構成される算定委員会は、審査総会で選出された書類を審査し、プロジェクトの進捗状況と利用可能な財務要素に基づいて支援額を算出する。算定委員会は、オンラインで照会できるスケジュールに記載されて

いる日程に基づいて年に8回から10回開催される。

- ・算定委員会での審査持ち込みは、プロデューサー要請に応じて、算出書類の提出の上で行われる
- ・算定委員会が同意の後、CNC 総裁およびアンスティチュ・フランセ会長による共同決定によって助成が認定される

【助成額】

- ・給付される助成額はプロジェクト1件につき最大5万ユーロである
- ・原則として、同一作品に対して給付されるフランスの公的助成の総額（ワールドシネマに対する助成を含む）は、プロジェクトにフランス側が拠出する資金の50%を超えてはならない
ただし、次の作品の場合はこの割合は80%に引き上げられる。
 - －第1審査会（長篇映画第1作、第2作）対象作品
 - －付属文書2〔本節末の表を参照〕に記載された国と共同製作した作品
 - －最終予算が125万ユーロ未満の作品

【助成金の給付】

給付される助成金については、フランスで設立された受給資格のある製作会社とCNCとの間に合意書が締結され、特に助成金の給付方法、その全額または一部の返済が請求される条件などを規定する。フランスで設立された製作会社は、合意書締結のために以下の全ての資料を含む申請書一式をCNCに提出しなければならない。

提出書類

- ・社会保障費（著作者の社会保障管理協会、社会保障・家族手当保険料徴収組合、文化・コミュニケーション・メディア産業社会保障団体／エンターテインメント産業有給休暇、職業安定所）の現時点の証明書（6か月以内）
 - ・企業定款（過去にワールドシネマに対する助成を受けた作品にて提出済みの場合を除く）
 - ・3か月以内に発行された会社登記簿抄本
 - ・著作権・監督権譲渡契約書、共同製作契約書（フランス語、英語またはスペイン語）
 - ・資金調達計画を証明する既得の契約書（フランス投資分）
 - ・最新の詳細な見積書（フランス国内外の出費を明記すること）および資金調達計画書
 - ・製作権・上映権の譲渡に対する経済的対価に関する契約書
 - ・企業の商号と当該映画作品のタイトルが記載された銀行口座証明書（コピーやオンラインで作成されたものは不可）
 - ・必要な場合はRCA登録番号
 - ・ISAN番号証明書
- 合意書の署名者の氏名と役職を明記すること。

助成金は、フランスで設立された製作会社によって作品名義で開設された銀行口座に支払われる。支払いはCNCによって以下の2回に分けて行われる。

1. 1回目の支払い（60%）は合意書の署名時に行われる。

2. 残額（40％）の支払いを受けるためには、対象費用の支出要旨報告書を含む以下の証明書類を CNC に提出しなければならない。

提出書類

- ・ 次の事項が確認できる、プロジェクト名義の証明書類を添付した、公認会計士の承認を受けた遂行済支出の要旨報告書（CNC のホームページからダウンロードした専用フォーマットを必ず使用すること）
 - － 給付された助成金総額
 - － 合意書で規定されたフランス国内外における支出義務の遵守
- ・ 最終的な費用および資金調達計画（必要があればフランス側による最終的な投資額が確認できる追加証明書類を添付すること）
- ・ 技術スタッフとキャストの一覧

証明書類は、助成規則（CNC のホームページからダウンロード可能）に記載された適用費用に合致し、次の形式で作成されていなければならない。

－ フランス国内の出費について：

支払い済み領収書、給与証明書、作家および監督への報酬明細書、著作権に関する必要な契約書

－ フランス国外の出費について：

フランス企業の場合／増資振込請求書、銀行振込確認書の写し

共同製作企業の場合／遂行された支援対象費用と金額をリストアップした国外企業の要旨証明書。

この合計金額はフランス人プロデューサーによる受領額と一致している必要がある。

全ての領収書には日付、支払い方法、必要な場合は小切手の番号、ユーロ建ての金額が記載されていなければならない。

プロジェクト完遂後、次の対応が必要となる。

- ・ 字幕付きの DVD2 枚およびプレスリリース 1 部の送付
- ・ 映画祭への選出および映画館公開日の通知（フランス国内外）

【支出に関する義務】

1. 給付された助成額の最大 50％にあたるポストプロダクション費用の 1 部はフランス国内で発生されなければならない。
 - ・ フランスにおける適用対象費用は、芸術的権利、製作および編集ポストプロダクションの費用である。ただし、次の費用を除く：プロデューサー、製作およびポストプロダクションの管理者スタッフ、俳優の給与、旅費、製作進行費（芸術的および技術的な資材と機材の輸送費や、製作に必要不可欠な技術スタッフの移動費は認められる場合がある）、および雑費
 - ・ プロデューサーの要請により、ディレクター、製作またはポストプロダクション責任者の役職について、慣習的有期雇用契約に基づいて雇用された者が勤めている場合、CNC より例外的に免除が認められる
2. 助成総額の最大 10％にあたる金額は、助成を享受するプロデューサーが使用することができ、残

額精算時に証明する必要はない。

付則

- ・ 支援を享受したプロジェクトとして、助成金の全額が証明されなければならない
- ・ プロデューサーは「支出要旨報告書」に記載された各費用に対応する、プロジェクト名義で発行された証明書類（支払い済みの請求書、給与明細書など）を提出しなければならない
- ・ 広告、プロモーション、映画祭、製作進行、消耗品、外食、宿泊、タクシー、コピー、電話、配送、ワクチン、ビザに関わる費用は対象と考慮されない。その他の費用の申請に関しては、ワールドシネマのスタッフに別途申請を行わなければならない

「DEENTAL-ACP」プログラムの概要

Programme DEENTAL-ACP

【背景】

2019年4月、ACP諸国とEUは国際共同製作を促進しつつ、ACP諸国の視聴覚作品の創作と製作の状況の改善を目的とした「ACP視聴覚共同製作サポート」と題されたプロジェクトの第1回公募を発表した。

応募されたプロジェクトの評価をもとに、「ACP-EU文化」プログラムは以下3つの受賞プロジェクトを選出し、合計585万ユーロの予算が分配された。

- ・ CNC（「DEENTAL-ACP」プログラム）
- ・ フランコフォニー国際機関（「CLAP-ACP」プログラム）
- ・ ワールドシネマ基金（「WCF-ACP」プログラム）

フラニ族の言語で「一緒に」を意味する「DEENTAL」を冠につけた「DEENTAL-ACP」プログラムは、CNCとEUの財政協力およびACP（アフリカ、カリブ海、太平洋）諸国の機関の支援を受け、2020年7月に開始した。4年（2020年～2023年）の期間のプロジェクト募集に対して240万ユーロの補助金を獲得し、これにCNC拠出の60万ユーロを追加した。

DEENTAL-ACPプログラムとはまず、ワールドシネマに対する助成ないしはフランス語圏若手作家の作品に対する基金の受給者であるACP諸国のプロジェクトに資金ボーナスを与える措置である。また2つめの柱として、ACP諸国の視聴覚セクターの構築を支援するために、才能強化のための活動実施が計画されている。これにより、国内および国際的なイベントのサイドバーとして、脚本執筆のワークショップや専門家とのミーティングを展開することが可能となる。ワールドシネマに対する助成のパートナーであるアンスティチュ・フランセやフランス語圏若手作家の作品に対する基金のパートナーがこのイベントに参加協力する。

【パートナー】

CNC は、アンスティチュ・フランセと前述のフランス語圏若手作家の作品に対する基金の 11 のパートナーと提携してこの活動を行う。また地域内の国で設立された機関および専門家のネットワークからも後押しをしてもらうことになる。

【ボーナスの取得方法】

「DEENTAL-ACP」資金ボーナスはワールドシネマに対する助成ないしフランス語圏若手作家の作品に対する基金によって製作支援を受けたプロジェクトに与えられる自動ボーナスであり、プロジェクトが幾つかの資格条件を満たしていることが条件となる。よって、「DEENTAL-ACP」プログラムのみに応募することは不可能である。

概要

「DEENTAL-ACP」資金ボーナスは、少なくとも 2 つの ACP 諸国で設立された 3 社間による国際共同製作の枠組みにおいて、ACP 諸国で設立された製作会社に給付される。「DEENTAL-ACP」合意の署名者（指定製作者）である ACP の製作者にボーナスは直接支払われる。ボーナスの給付は、製作の段階でワールドシネマに対する助成ないしフランス語圏若手作家の作品に対する基金の支援を受け、いくつかの応募条件を満たしているプロジェクトであることを条件に自動的に行われる。ボーナスへの資格があるプロジェクトの場合、CNC はワールドシネマに対する助成ないしフランス語圏若手作家の作品に対する基金に支援を申請した製作者に直接連絡を取る。

2020 年から 2022 年までの「DEENTAL-ACP」資金ボーナスの年間予算は 60 万ユーロとなっており、2020 年は 30 万ユーロがワールドシネマに対する助成、30 万ユーロがフランス語圏若手作家の作品に対する基金に分配されている。「DEENTAL-ACP」資金ボーナスの資格によって、プロジェクトのニーズに応じて、才能の強化活動（専門家との会合、執筆もしくは企画開発のワークショップなど）に参加する資格も与えられる。

【ボーナスの対象となる基準】

プロジェクトの監督は ACP 諸国の国籍でなければならない。

プロジェクトは少なくとも 2 つの ACP 諸国で設立された少なくとも 3 社の間による共同製作でなければならない。

多くの国が参加する場合、ACP 諸国の数は常に非 ACP 諸国の数と同等もしくは上回らなければならない。

上記の応募条件はボーナスが適用される支援の基金の資格条件に追加される条件である。

【ボーナスの金額】

資金ボーナスの金額は、ワールドシネマに対する助成ないしフランス語圏若手作家の作品に対する基金による助成金の最大 100% までを占めることができる。「DEENTAL-ACP」プログラムの 2 つのボーナス（ワールドシネマに対する助成へのボーナスとフランス語圏若手作家の作品に対する基金へのボーナス）は、プロジェクト毎に 20 万ユーロのボーナスを上限として、併せての取得が可能である。

さらに、「DEENTAL-ACP」プログラム（CNC）、「CLAP-ACP」プログラム（フランコフォニー国

際機関)、「WCF-ACP」プログラム(ワールドシネマ基金)によってそれぞれ付与された「ACP」ボーナスも、常にプロジェクト毎に20万ユーロのボーナスを上限として、併せての取得が可能である。

【支出の義務】

ボーナスは全額、共同製作に参加しているACP諸国内で使われなければならない。

ACP(アフリカ、カリブ海、太平洋)諸国は以下の通りである。

アフリカ	南アフリカ、アンゴラ、ベナン、ボツナワ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、エスワティニ、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア、ジンバブエ
カリブ海	アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、キューバ、ドミニカ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、トリニダード・トバゴ
太平洋	フィジー、クック諸島、マーシャル諸島、ソロモン諸島、キリバス、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、バプアニューギニア、サモア、東ティモール、トンガ、ツバル、バヌ

付属文書 1

以下のリストに挙げられた国のプロデューサーは、フランス人の共同プロデューサーと契約を締結することなく、ワールドシネマに対する助成に申請することができる。

当該国に設立された製作会社と共同製作した作品の場合、助成額の少なくとも 25% は、製作費として当該国において執行しなければならない。

アフガニスタン	ギニア・ビサウ	コンゴ民主共和国
南アフリカ	ギニア・コナクリ	ドミニカ共和国
アルジェリア	赤道ギニア	ルワンダ
アンゴラ	ガイアナ	セントクリストファー・ネイビス
アンティグア・バーブーダ	ハイチ	セントビンセント・グレナディーン諸島
バングラデッシュ	クック諸島	セントルシア
バハマ	マーシャル諸島	サモア
バルバドス	ソロモン諸島	サントメ・プリンシペ
ベリーズ	ジャマイカ	セネガル
ベナン	ケニア	セーシェル
ブータン	キリバス	シエラレオネ
ビルマ	ラオス	ソマリア
ボツナワ	レソト	スーダン
ブルキナ	レバノン	南スーダン
ブルンジ	リベリア	スリナム
カンボジア	マダガスカル	エスワティニ
カメルーン	マラウイ	タンザニア
カーボベルデ	マリ	チャド
中央アフリカ	モロッコ	パレスチナ自治区
コモロ	モーリシャス	ティモール
コンゴ共和国	モーリタニア	トーゴ
キューバ	モザンビーク	トリニダード・トバゴ
ドミニカ	ナミビア	チュニジア
ジブチ	ナウル	ツバル
エリトリア	ネパール	バヌアツ
エチオピア	ニジェール	ベトナム
フィジー	ナイジェリア	イエメン
ガボン	ニウエ	ザンビア
ガンビア	ウガンダ	ジンバブエ
ガーナ	パラオ	
グレナデ	パプア・ニューギニア	

付属文書 2

以下に挙げたいずれかの国と共同製作される作品の場合、フランスの公的助成の総額（ワールドシネマに対する助成を含む）の上限は、フランス側が拠出する資金の 80% まで可能とする。

アフガニスタン	ギニア・コナクリ	パラグアイ
南アフリカ	ギニア・ビサウ	ペルー
アルジェリア	赤道ギニア	フィリピン
アンゴラ	ガイアナ	ドミニカ共和国
アンティグア・バーブーダ	ハイチ	ルワンダ
アルメニア	ホンデュラス	セントクリストファー・ネイビス
アゼルバイジャン	イラク	
バングラデッシュ	イラン	セントビンセント・グレナディーン諸島
ベリーズ	ジャマイカ	
ベナン	ヨルダン	セントルシア
ブータン	カザフスタン	ソロモン諸島
ベラルーシ	ケニア	エルサルバドル
ビルマ	キルギスタン	サモア
ボリビア	キリバス	サントメ・プリンシペ
ボツナワ	コソボ	セネガル
ブルキナ	ラオス	セーシェル
ブルンジ	レソト	シエラレオネ
カンボジア	レベノン	ソマリア
カメルーン	リベリア	スーダン
カーボベルデ	リビア	南スーダン
中央アフリカ	マダガスカル	スリランカ
チリ	マラウイ	スリナム
コロンビア	モルディブ	エスワティニ
コモロ	マリ	シリア
コンゴ共和国	モロッコ	タジキスタン
コンゴ民主共和国	モーリシャス	タンザニア
	モーリタニア	チャド
北朝鮮	ミクロネシア	パレスチナ自治区
コスタリカ	モルダヴ	タイ
コートジボワール	モンゴル	東ティモール
キューバ	モンテネグロ	トーゴ
ジブチ	モザンビーク	トンガ
ドミニカ	ナミビア	チュニジア
エジプト	ナウル	トルクメニスタン
エクアドル	ネパール	ツバル
エリトリア	ニカラグア	ウルグアイ
エチオピア	ニジェール	バヌアツ
フィジー	ナイジェリア	ベネズエラ
ガボン	ウガンダ	ベトナム
ガンビア	ウズベキスタン	イエメン
ガーナ	パキスタン	ザンビア
グレナダ	パラオ	ジンバブエ
グアテマラ	パプア・ニューギニア	

B-3 ACM（ワールドシネマ）に対する配給助成

ACM Distribution

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ ACM Distribution [https://www.cnc.fr/web/en/funds/acm-distribution_191839] よりダウンロード可能な文書 Guidelines ACMD 2021 [<https://www.cnc.fr/documents/71205/144238/Guidelines+ACMD+2021.pdf/7588fccb-35be-4fd2-173c-83906fed0c4c>] を翻訳し、その内容を再構成している。

ACM に対する配給助成は、国際共同製作の配給と流通の支援と促進を目的として 2015 年に創設されたスキームである。当制度は当初 CNC のワールドシネマに対する助成の受益作品を対象としていたが、その後はヨーロッパ以外の国との共同製作作品全てが対象となっている（ただし、後述する資金調達部分の遵守を条件とする）。

【応募の要件】

対象者

ACM Distribution 助成は、以下に示す EU による MEDIA サブプログラムの参加国で設立され、かつ、当該国民によって直接、ないしは大半の分担金によって保有されている企業（製作会社、配給会社、海外セールス会社、コンテンツ・アグリゲータなど）が対象となっている。

MEDIA サブプログラム参加国 35 か国一覧

アルバニア	ドイツ
オーストリア	ベルギー
ボスニア＝ヘルツェゴビナ	ブルガリア
キプロス	クロアチア
デンマーク	スペイン
エストニア	フィンランド
フランス	ギリシャ
ハンガリー	アイルランド
アイスランド	イタリア
ラトビア	リトアニア
ルクセンブルグ	マケドニア
マルタ	モンテネグロ
ノルウェー	オランダ
ポーランド	ポルトガル
チェコ共和国	ルーマニア
イギリス	セルビア
スロバキア	スロベニア
スウェーデン	チュニジア

対象作品

下記内容の1作品もしくは複数の作品のセレクション（最大4本）を対象とする。

- ・MEDIA 参加国で居を構える1人以上の共同プロデューサーによる作品
- ・MEDIA 参加国と以下に示す Eurimage（ユーリマージュ）参加国以外の国で居を構える1人以上の共同プロデューサーによる作品
- ・長篇映画作品の全てのジャンルについて、MEDIA 参加国で設立された共同製作会社 / 共同プロデューサーの割合が20%～70%を占める作品

Eurimages（ユーリマージュ）参加国38か国一覧

アルバニア	アルメニア
ドイツ	オーストリア
ベルギー	ボスニア=ヘルツェゴビナ
ブルガリア	カナダ
キプロス	クロアチア
デンマーク	スペイン
エストニア	フィンランド
フランス	ジョージア
ギリシャ	ハンガリー
アイルランド	アイスランド
イタリア	ラトビア
リトアニア	ルクセンブルグ
マケドニア	ノルウェー
オランダ	ポーランド
ポルトガル	チェコ共和国
ルーマニア	ロシア
セルビア	スイス
スロバキア	スロベニア
スウェーデン	トルコ

対象となるプロジェクト

応募する会社は、下記の要件を満たさなければならない。

- ・作品1本または最大4本で構成するセレクションの権利を保有もしくはその受託者であること
- ・対象国で活動している配給経験のある提携会社からの協力を受け、3か国以上の国における1本もしくは複数の作品の配給戦略を提示すること。また当該3か国は次の要件を満たすこと
 - －3か国のうちの1か国以上が、フランス以外のMEDIA参加国圏内であること
 - －3か国のうちの1か国以上が、MEDIA参加国圏第三国であること。
- ・各作品の公開方法（映画館、映画祭、テレビ、ビデオオンデマンド（VOD）など）1つ以上を提案すること。以下の方法を奨励する
 - －オンライン配信（ビデオオンデマンド）
 - －革新的なアプローチ：映画祭上映と同時公開となるビデオオンデマンド配信開始、複数地域での

マルチ配信ビデオオンデマンドスルー、オンライン映画祭など

- ・プロジェクトの所有者は当該作品を鑑みて配給および公開を連携させた戦略を提示すること。また、当該地域で既に活動を行う、ないしは当該セクターでの経験のある各種パートナー（配給会社、オンデマンドのプラットフォーマー、映画祭など）の協力を得て、当該の配給・宣伝活動を実施する予定であること

【プロジェクトの期間】

- ・配給プロジェクトは書類提出の期限日以前には開始できない
- ・配給者は、書類提出期限日から起算して、作品公開のために1年の猶予を有する
- ・プロジェクトの収支決算書（実質的な公開、費用の概要）を、選定委員会開催後1年以内にCNCに送付しなければならない

【助成の対象となる費用】

受益者は、自身もしくは提携組織から発生した、以下の費用を賄うことができる。

費用の種類

技術費用	字幕／エンコード／デジタル化／DCP製造
宣伝費	調査／マーケティングおよび広告キャンペーン：ポスター、予告篇、リーフレット、広告スペース購入／ウェブマーケティング／イベント：作品の俳優やスタッフの招待、プレミア上映の開催、同時公開など／プレス、SNSでの告知など
その他費用	人件費、監査費など
一般諸経費	対象となる配給費用の7.5%に制限

助成の選定、評価、給付基準

堅実性	さまざまな対象地域におけるプロジェクト所有者とその提携者の専門知識、評判および財務能力、プロジェクトの遂行および効果に係る情報のフィードバック、方法の選択、成果調査ツールに関する誓約
実績	参考となる類似の配給活動。および確立済みのネットワーク（映画祭、TV、VODなど）。
予算の一貫性	プロジェクトの財務上の信憑性、目的に合った規模設定
配給戦略の一貫性 (観客、地域、巡回)	観客のターゲット設定：使用媒体の多様性、ターゲットとなる観客に対する知識とそのニーズ対応。商業的公開戦略（作品の付加価値、求められる相乗効果、「コミュニティ（共同体）」のターゲット設定など）。市場と流通巡回の可能性の見地に立った提携者が設定した目標の妥当性
革新	マーケティングおよび公開戦略、および広報および宣伝活動、SNSの使用に係る革新性 素材の補完性と相互共有に係る戦略の妥当性 オンライン配信戦略の有効活用

留意事項

- ・1作目および2作目の長篇作品に係る国際配給プロジェクト
- ・ワールドシネマに対する助成の有資格作品のカタログから派生した作品

【助成申請書の作成】

助成の申請用紙は、CNCのサイトからダウンロードできる。フランス語もしくは英語での提出が可能である。

申請書の補完資料として提出する書類

- ・全ての公開スケジュール（映画館、課金制・定額制のビデオオンデマンド、DVD など）および検討している配給戦略（活動概要、戦略詳細、マーケティング計画、戦略の革新的な側面、見込まれる観客層および観客数）
 - ・各配給業者および調整役の見積書および資金調達計画（見積書用紙は CNC のサイトからダウンロードできる）
 - ・作品の国外興行に必要な権利を申請者が所有していることを証明する権利譲渡契約
 - ・権利譲渡契約もしくは販売委託、もしくは関係各国で同権利の譲渡または委託を配給提携業者と締結する意思を証明する契約文書
 - ・プロジェクト所有者の経歴書：調整役および提携配給業者
 - ・作品製作の資金調達計画書
- 申請書および証明書類は、電子メールで送信しなければならない。

【プロジェクトの選定および助成金額】

- ・助成プロジェクトの選定については、映画と広報の専門家で構成される委員会の意見を受け、CNC 総裁が決定する
- ・給付される助成金はプロジェクト当たり 6 万ユーロを上限とする（全ての配給会社が対象となる）
- ・助成金額は、配給費用の 50% を超えることはできない

しかし下記のいずれかに該当する場合においてはこの割合は 80% となる。

- －当該作品が 1 作目もしくは 2 作目の長篇作品である場合
- －後掲の表に記載の国と共同製作される作品である場合
- －最終製作予算が 125 万ユーロ以下である場合

必須事項

- ・受益者は、ACM に対する配給助成による支援を受けた作品全てに、作品のクレジットタイトルに以下のラベルを記載する義務を負う。オープニングおよびエンド・クレジットに、CNC および MEDIA のロゴを組み合わせた ACM Distribution のロゴを配し、「国立映画映像センターおよびクリエイティブ・ヨーロッパ MEDIA プログラムの支援による」の記載を加える
- ・受益者は、作品の配給提携企業が、助成受給後に作品のポスターならびに全ての印刷販促物（チラシ、招待状など）において、別のロゴが表示される場合には直ちに CNC およびクリエイティブ・ヨーロッパ MEDIA のロゴと組み合わせた ACM Distribution のロゴを表示させる義務を負う

ロゴおよびユーザーガイドについては、CNC のサイトからダウンロードできる。

【助成金の支払い】

- ・各助成が給付される際には、CNC と受益者の間で合意書が交わされる。この合意書は、MEDIA サブプログラムの参加国内に設立された会社とのみ締結することができる。但し、助成金の使用はヨーロッパ内に限る必要はない
- ・合意書の署名には、当該会社が書類一式を CNC に提出済みである必要がある。提出書類の一覧は助成申請書に記載されている
- ・合意書では助成金の支払い方法、全額または部分的な返済が生じる場合の状況を定めている
- ・助成は補助金の形で給付される

助成金の支払いは、以下の 2 回で行われる。

1. 1 回目の払い（50%）は、合意書署名時に支払われる。助成申請書と共に提出された資料は、合意書の作成に使用される。
2. 残額（50%）は、証明書類（対象地域での作品の実質的な公開、請求書明細、配給プロジェクトの定量的・定性的な成果を示した収支決算書、経費明細書）の受領および検証後に支払われる。

【助成の制限】

ACM に対する配給助成は、同一配給地域での同一作品のために、MEDIA が支援する別の共同製作基金の類似配給助成（トリノ映画ラボ・ディストリビューション、IDFA）を併用することはできない。これらの別助成に対する確認作業は、書類審査時に管理チームによって行われる。

以下に記載のいずれかの国との共同製作作品の場合、ACM Distribution 助成総額は配給費用の 80% に達することがある。

アフガニスタン	ホンデュラス	セントビンセント・グレナディーン諸島
南アフリカ	イラク	
アルジェリア	イラン	セントルシア
アンゴラ	ジャマイカ	ソロモン諸島
アンティグア・バーブーダ	ヨルダン	エルサルバドル
アルメニア	カザフスタン	サモア
アゼルバイジャン	ケニア	サントメ・プリンシペ
バングラデッシュ	キルギスタン	セネガル
ベリーズ	キリバス	セーシェル
ベナン	コソボ	シエラレオネ
ブータン	ラオス	ソマリア
ベラルーシ	レソト	スーダン
ビルマ	レバノン	南スーダン
ボリビア	リベリア	スリランカ
ボツナワ	リビア	スリナム
ブルキナ	マダガスカル	エスワティニ
ブルンジ	マラウイ	シリア
カンボジア	モルディブ	タジキスタン
カメルーン	マリ	タンザニア
カーボベルデ	モロッコ	チャド

中央アフリカ	モーリシャス	パレスチナ自治区
チリ	モーリタニア	
コロンビア	ミクロネシア	タイ
コモロ	モルダヴ	東ティモール
コンゴ共和国	モンゴル	トーゴ
コンゴ民主共和国	モンテネグロ	トンガ
	モザンビーク	チュニジア
北朝鮮	ナミビア	トルクメニスタン
コスタリカ	ナウル	ツバル
コートジボワール	ネパール	ウルグアイ
キューバ	ニカラグア	バヌアツ
ジブチ	ニジェール	ベネズエラ
ドミニカ	ナイジェリア	ベトナム
エジプト	ウガンダ	イエメン
エクアドル	ウズベキスタン	ザンビア
エリトリア	パキスタン	ジンバブエ
エチオピア	パラオ	
フィジー	パプア・ニューギニア	
ガボン	パラグアイ	
ガンビア	ペルー	
ガーナ	フィリピン	
グレナダ	ドミニカ共和国	
グアテマラ	ルワンダ	
ギニア・コナクリ	セントクリストファー・ネイビス	
ギニア・ピサウ		
赤道ギニア	セントビンセント・グレナディーン諸島	
ガイアナ		
ハイチ		

引用文献

Creton, L. (2015). The Political Economy of French Cinema: Attendance and Movie Theaters in Fox, A., Marie, M., Raphaelle, M., Hilary, R. (eds.), *A Companion to Contemporary French Cinema*, John Wiley & Sons, UK, p. 18.

参考文献

CNC, Institut français, Aide aux cinémas du monde (février 2021). Available at: <https://www.cnc.fr/documents/36995/165400/Descriptif+complet+aide+aux+cin%C3%A9mas+du+monde+avant+le+1er+juin+2021.pdf/6a722d37-cfb5-58de-e025-54951b986045>

CNC. Accords de coproduction internationale. Available at : <https://www.cnc.fr/documents/36995/1088037/Accords+de+coproduction+internationale++Mars+2021.pdf/4e3b6653-1f02-3ce8-6dc4-93581273deb8?t=1615891402316>.

CNC. Le « Mini-traité » Aide au développement et à la coproduction de projets cinématographiques franco-allemands. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/le--minitraite--aide-au-developpement-et-a-la-coproduction-de-projets-cinematographiques-francoallemands_1039906.

CNC. Fonds bilatéral d'aide à la coproduction d'œuvres cinématographiques franco-tunisiennes : Appel à projets 2021. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/actualites/fonds-bilateral-daide-a-la-coproduction-doeuvres-cinematographiques-francotunisiennes--appel-a-projets-2021_1409788.

CNC. Aide à la coproduction d'œuvres cinématographiques franco-portugaises. Available at: <https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/production/aide-a-la-coproduction-doeuvres-cinematographiques>.

francoportugaises_191667.

CNC. Aide au codéveloppement et à la coproduction d'œuvres cinématographiques et audiovisuelles franco-italiennes. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/aide-au-codeveloppement-et-a-la-coproduction-doeuvres-cinematographiques-et-audiovisuelles-francoitaliennes_1380304.

CNC. Aide à la coproduction d'œuvres cinématographiques franco-grecques. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/production/aide-a-la-coproduction-doeuvres-cinematographiques-fran-cogrecques_191659.

CNC. Fonds d'aide au co-développement de la Grande Région. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/ecriture-et-developpement/fonds-daide-au-codeveloppement-de-la-grande-region_191919.

CNC. Fonds pour la jeune création francophone. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/fonds-pour-la-jeune-creation-francophone_1151039.

CNC et Institut français. Aide aux cinémas du monde. Available at: <https://www.cnc.fr/documents/71205/160745/Notice+Aide+aux+cin%C3%A9mas+du+monde.pdf/8afe6fce-13d0-015c-72d7-6d38fedbc5b7?t=1628839530520>.

CNC. Guidelines ACMD 2021. Available at: <https://www.cnc.fr/documents/71205/144238/Guidelines+ACMD+2021.pdf/7588fccb-35be-4fd2-173c-83906fed0c4c>.

第5節 配給助成

配給助成とは、映画の配給に関わるさまざまな助成を指す〔第3章第1節の図表3-1a、および以下の図表4-5aを参照〕。配給助成にも、他の助成と同様に自動支援と選択支援がある。

フランスが製作に関わる長篇作品の配給会社は、製作会社との間で取り交わした配給委託契約書に規定された条件の下、配給認定の交付によって助成金を受けることができ、その助成金を次なる作品の配給コストに充当することができる。これが配給助成における自動支援である。

一方、選択支援では3つの審査会が設置され、それぞれに異なる目的と対象作品を定めている。

第1審査会では、作品の芸術性、製作された地域、新たな才能の発掘という点が重視され、配給経費が55万ユーロ（アニメーション映画については75万ユーロ）未満の劇場未公開作品がその対象となる。

第2審査会では、フランス国内におけるクラシック作品の上映を推進することを目的とし、製作国を問わず配給経費が55万ユーロ未満で、20年以上前に製作され、直近10年間に於いて「ニュープリント版」として劇場公開されていない作品が対象となる。

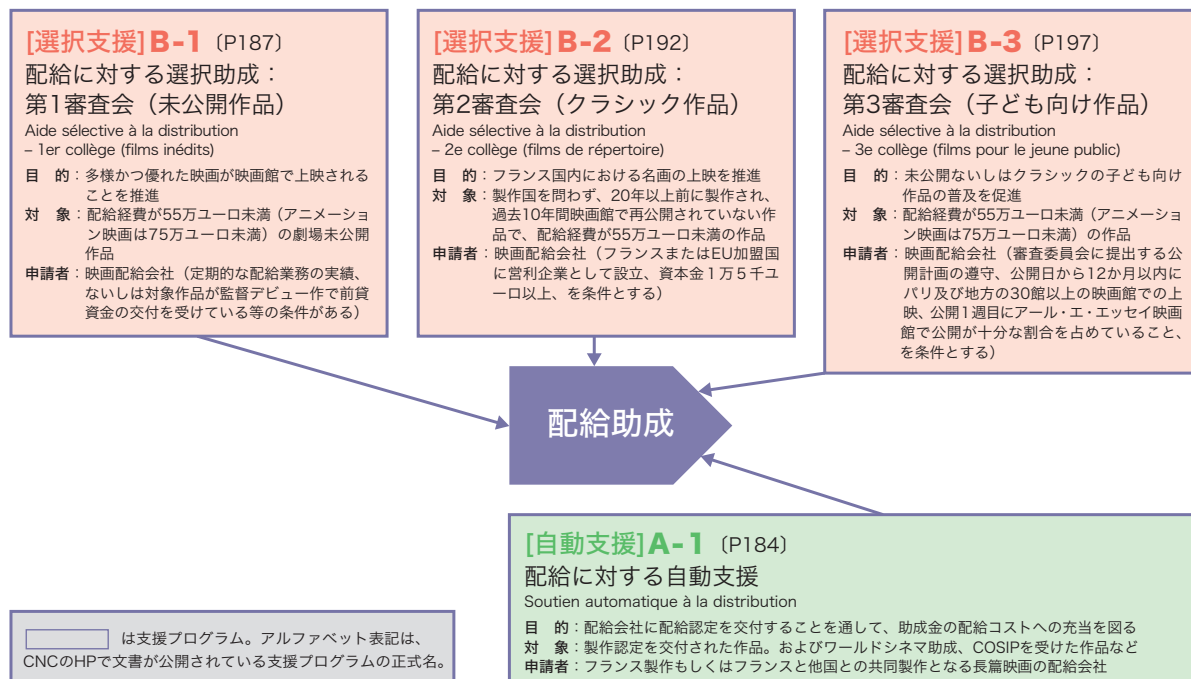
第3審査会では、子ども向けの、全ての国籍の未公開作品もしくはクラシック作品で、配給経費が55万ユーロ（アニメーション映画については75万ユーロ）未満の長篇もしくは短篇映画プログラムの映画作品を対象とする。

いずれの審査会においても最重要視されるのは作品の質と配給業務の質である。

また第1、第2審査会の助成には「単一作品への助成」と「配給会社に対する（組織助成および上映プログラム）助成」とが用意されているほか、各助成を受ける義務として、公開日から起算して1年以内に規定の館数以上で公開することやアール・エ・エッセイ映画館〔本章第6節に詳説〕への配慮などが求められている。これらはとりもなおさず、この配給助成が、財政的に弱い事業者を保護し、フランス全土における映画の流通を最適化するとともに、多様かつ優れた映画の配給が推進されるよう、きめ細かく編まれたものであることを示している。

本節では、配給に対する自動支援と3つの選択支援について、助成条件、助成対象経費、審査方法と助成額、助成金交付の流れなどを、詳しく説明する。

図表 4-5a：配給助成における支援プログラムの一覧



[自動支援]

A-1 配給に対する自動支援

Soutien automatique à la distribution

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Soutien automatique à la distribution [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/Distribution/soutien-automatique-a-la-distribution_191524] の前文および Descriptif を翻訳し、その内容を再構成したものである。

フランス製作もしくはフランスと他国との共同製作となる長篇作品の配給会社は、製作認定の交付後、共同製作会社と配給会社の間で取り交わした配給委託契約書の作成の際に規定された一定の条件の下、配給認定の交付によって資金援助を受けることができる。製作認定が、公開ライセンス発給日から8か月以内に未交付の場合も、作品が以下の要件を満たすことで、配給会社は配給認定を受けることができる。

- ・配給会社は作品の製作会社または共同製作会社ではないこと
- ・配給会社が全書類を提出し（製作会社はその書類を提出していない場合）、作品がヨーロッパ作品および製作認定の資格基準を満たしているか否かを確認できること。とりわけ財務計画書および作品の最終費用を確認できる書類などが求められる

【支援対象】

配給認定の交付により配給会社の口座に振り込まれる金額は、公開された作品の興収に応じて算定され、製作中ないしは認定された新作の配給への再投資に充てられるものと製作認定を交付された作品は配給認定の対象となるが、認定されていなくとも、以下の要件にかなう作品は対象となる。

- ・ワールドシネマ助成によって製作された作品（予算 2.5M ユーロ以下）
- ・テレビ番組産業支援会計（COSIP）〔用語集〕の財政支援を得たテレビ番組
- ・製作認定は受けていないものの、指定された国際映画祭に選出され、公開状況が考慮されるべき作品
後者2つの認定は認定委員会の意見に従うものとする。

【支援の発生】

配給活動の実質責任者となる配給会社が受給者となる。原則として、共同配給会社は指定された支援の受給者を承認する。作品が支援の発生源であるため、この前貸資金は作品の製作中の最低保証金（ミニマム・ギャランティ）、ないしは配給費用（宣伝広告スペースの購入、コピーの作成、その他の宣伝費用）負担のためであると配給会社が同意することが必要である。この前貸資金は製作会社側が受け取る作品の興行収入のみから返済されなければならない。これらの条項を記載した配給委託契約書を作成し、RCA〔第3章第3節に詳説〕に登録する。

【支援額】

1時間を超える上映時間の映画作品の配給会社に支給される助成金は、2020年1月1日より、設定された入場料にかかる特別税の収益に比例した率を適用し、計算されるものとする。

図表 4-5b：映画館の入場料の平均 6.15 €に基づいて、観客動員数に応じて発生する支援の査定

観客動員数 (人)	発生率	動員毎の発生金額
< 50,000	208.36%	1,37 €
> 50,000 < 100,000	132.59%	0,87 €
> 100,000 < 200,000	113.65%	0,75 €
> 200,000 < 500,000	47.35%	0,31 €
> 500,000 < 700,000	28.41%	0,19 €
> 700,000 < 1,000,000	9.47%	0,07 €
> 1,000,000	0 %	0 €

助成金は、製作認定後、財政投資の証明書の提出（納入者発行の支払い済み証明書の提出）によってのみ、配給会社が取得できる。助成金は作品の一般初上映から 5 年間分から算出され、算出された年の翌年の初日から 4 年間の期間内に再投資されなければならない。

【支援の支払いと現金化】

配給会社は過去に配給した作品によって発生した財政的支援の全権利もしくは一部の権利の現金化を、以下のように請願することができる。製作時に支払われたミニマム・ギャランティ、もしくは配給経費の前貸資金がその対象であり、この 2 つの助成は配給会社の口座のみに振り込まれる。

配給会社のミニマム・ギャランティの現金化

配給会社は新作の製作への投資を希望する金額を明確に示した申請書と RCA に事前登録した配給委託契約書のコピーを、製作と配給の助成の部署に送付する。映画館での公開に相当するミニマム・ギャランティは、受任者が映画館以外の配給権を保有し、ミニマム・ギャランティの金額が権利全体に関わる場合も、契約書上で区別されなければならない。この現金化は作品の製作中（公開ライセンス〔用語集〕の発行前）のみ行うことが可能である。しかしこれはあくまでも条件付きの割当となり、製作認定の交付と製作会社発行のミニマム・ギャランティの支払い済み証明書の提出後のみ確定される。

配給費用の現金化

配給会社は投資認定〔第 3 章第 4 節に詳説〕を取得次第、作品の公開から 1 か月以内に、希望する投資金額を明示した申請書と RCA に事前登録した配給委託契約書と配給経費の見積書を、CNC に送付する。製作認定が交付され、証明書類（現金化した税抜き金額と同等の配給費用の請求書と最終的な配給経費の詳細を記載した分析台帳）が送付されたのち、助成は最終的に取得される。

【ボーナス】

条 件	ボーナス
配給会社がミニマム・ギャランティの自動助成をフランス側が製作主導する 400 万ユーロ以下の製作費の作品に投資した場合	47.36% のボーナスが創出。 投資された支援は 1 社につき年間 118,388 ユーロを上限とする 47.36% のボーナスを得ることができる。
配給会社がミニマム・ギャランティの自動助成をフランス側が製作主導する 400 万ユーロ以上 800 万ユーロ以下の製作費の作品に投資した場合	23.68% のボーナスが創出。 投資された支援は 1 社につき年間 236,775 ユーロを上限とする 23.68% のボーナスを得ることができる。

注意：RGA 第 221 条 4 項を適用する場合、公的助成の最大限度額は配給会社によって投資された全費用（映画館での作品公開の興行収入から差し引かれる公開費用と製作費のミニマム・ギャランティ）の 50 % を超えてはならない。第 221 条 4 項 1 では、「(興行が) 難しい」もしくは「低予算」の作品については、70% を限度に公的助成の最低限度額の基準の免除を規定している。

[選択支援]

B-1 配給に対する選択助成：第1審査会（未公開作品）

Aide sélective à la distribution - 1er collège (films inédits)

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide sélective à la distribution - 1er collège (films inédits) [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/Distribution/aide-selective-a-la-distribution—1er-college-films-inedits_191140] を翻訳し、その内容を再構成したものである。

この助成の目的は、優れた作品が映画館で上映されることを推進することである。審査では、作品の芸術性、製作された地域、新たな才能の発掘という点を重視する。申請者の財政上のせい弱性、事業活動の量とその頻度、配給方針の一貫性、フランス国内で行われた作業のクオリティも審査の対象となる。

【助成を受ける条件】

対象企業

当助成は、フランスまたは他の EU 諸国で営利企業として設立された、キャッシュフローが1万5,000 ユーロ以上の配給会社を対象とする。

また応募企業は定期的な配給事業を展開していなければならない。申請に先立つ2年以内に3本の映画を公開済みであるか、または、申請から1年以内に申請作品に加えて2本の映画配給が予定されていないなければならない。

応募企業は配給委託契約書2件、または申請作品の他に2本の映画を配給する意図を証明する書類を CNC に提出すること。また経営者は、過去5年間のうち連続した2年間で3本以上の映画作品を配給した実績があることを証明しなければならない。ただし、応募作品が初監督作品で、製作前または製作後に前貸資金の給付を受けている場合は、応募企業の定期的な配給事業は問われない。

いずれの場合も、給付を受ける企業は、社会保険料の徴収機関に対する義務を遵守しなければならない。

対象作品

助成対象となるのは、配給経費（下記の対象費用一覧を参照）が55万ユーロ未満の劇場未公開作品。アニメーション映画については、75万ユーロを上限とする。

作品の国籍は問わず、ドキュメンタリー、フィクション、実験的な映画、長篇映画、短篇映画プログラム、アニメーション映画などあらゆるジャンルの作品（製作認定の有無を問わず）を助成対象とする。

応募作品は公開前に公開ライセンスを取得し、配給契約書を RCA に登録しなければならない。助成を受ける作品は ISAN 番号〔用語集〕を取得しなければならない。

【助成の審査と助成額】

助成交付の可否および助成額については、配給選択助成の審査委員会の審査を受けて、CNC 総裁が決定する。第1審査会（未公開作品対象）は、会長1名および副会長1名を含む13人のメンバーで構

成される。

当助成は選択的な助成であり、主に作品の質と配給業務の質に基づいて審査される。

同一作品に対する公的助成（選択支援、自動支援 [25% または 50% のボーナスを含む]、CNC 補助金、多様性助成など）の総額は、配給会社の自己出資額の 50% を超えてはならない。ここで言う配給会社の自己出資額とは、下記の配給費用および映画館に対するミニマム・ギャランティ（配給委託契約書に明記すること）である。

ただし、「興行が難しい」とされる、長篇第 1 作目・第 2 作目、短篇映画プログラム、製作総予算が 125 万ユーロ以下の作品については、上限を 70% までとする。

共同配給の場合は一定の条件の下で承認される。申請は 1 件のみとし、共同配給会社のいずれかが代表して行うこと。助成額の上限は、全ての共同配給会社による出資額の合計の 50%（一定条件下では 70%）とし、申請を行う配給会社の負担費用の 100% を超えないものとする。

助成対象となる配給費用一覧

1. 映画作品、予告篇、吹き替え、字幕を含むデジタルデータの複製費用、これらのファイルを記録する物理的媒体に関連する費用、ならびにファイルまたは記録媒体の輸送と保管に関連する費用
2. 外国映画作品に該当する場合、映画作品、予告篇、吹き替え、字幕を含むデジタルファイル作成費用
3. デジタルファイル復号化キー（KDM）の生成に関連する費用
4. 映画館のデジタル機器に対する分担金
5. 映画フィルムに複製するための費用、およびそのような複製メディアの輸送および保管に関連する費用
6. 予告篇の構想・製作に関連する費用
7. 字幕吹き替えに関連する費用
8. 伝達媒体を問わず、広告枠の購入に関連する費用
9. 伝達媒体を問わず、広告素材の構想、製作および放映に関連する費用
10. プレス業務に関連する費用
11. イベントの開催・参加に関連する費用
12. 映画作品およびテレビ番組の公的登録簿（RPCA）〔用語集〕への登録・記録手続き、および公開ライセンスの発行に関連する費用
13. さらに、舞台挨拶や登壇者（監督、俳優、記者、歴史家など）の報酬・交通費が考慮される場合もある

配給助成を受ける配給会社は、フランス国内、EU 加盟国あるいは欧州経済共同体加盟国内に本拠地を置き、フランスで実質的な事業を行っている企業でなければならない。フランス以外の EU 加盟国に本拠地を置く事業者に関しては、助成金の支払い時においてのみフランスでの事業遂行がなされていれば良い。

【助成の仕組み】

当助成には、次の2つがある。

- ・ 単一作品選択助成
- ・ 配給会社に対する助成（組織助成および上映プログラム助成）

1. 未公開作品の単一作品選択助成

審査委員会は毎週 CNC に集まり、劇場公開前にスクリーン、DVD または Vimeo のリンクによって応募作品を視聴し、申請書類を審査する。

審査では次の要素を考慮する。

- ・ 映画のクオリティ
- ・ 配給会社が提示する公開方法：予算額、プロモーション方針など
- ・ 映画の性質と提示された配給計画の一貫性
- ・ 企業の財政状況および過去に助成を受けた作品の義務履行状況

配給会社の義務

配給会社は、以下を履行しなければならない：

- ・ 申請作品の ISAN 番号を通知すること
- ・ 交付決定を通知した日から起算して1年以内に映画を劇場公開すること
- ・ 予算や劇場プログラムなど、審査会で提示された配給条件を遵守すること
- ・ 劇場公開日から12か月以内に、パリおよび地方において、30館以上の異なる映画館で作品上映が行われるように尽力すること
- ・ 公開第1週の配給計画において、アール・エ・エッセイ映画館（[本章第6節に詳説](#)）に指定された施設の全上映館に占める割合が十分であること

当初の公開条件が遵守されない場合、審査委員会は交付金額の見直しをする場合がある。

当助成金は、助成交付協定締結時に半額が付与され、残りは、全ての支出証明書および映画館30館の売上票からなる証拠書類一式を提出後に支払われる（実際の公開日から1年以内に提出）。

製作資金助成（前貸資金）を受けた新人作品に対する助成

当助成は、製作前または後に製作に対する前貸資金を受けた長篇初監督作品に適用される。「木曜夜の単一作品上映に対する選択助成」の試写の際に審査会に提示された作品は、予算と配給計画に一貫性があることを条件として、1万5,500ユーロ以上の助成金が交付される。作品の品質、予算および配給戦略に応じて助成額を引き上げることもある。

2. 配給会社に対する助成

配給会社に対する助成には、財政的に弱い事業者に対する「組織助成」と、さまざまな義務履行を伴う年間配給プログラムに対する助成「上映プログラム助成」とがある。

当助成の対象となるためには、配給会社は直近2年連続で年間3本以上の作品の配給し、3本以上の

作品を「単一作品選択助成」に申請し、その過半数が採択されなければならない。

審査会は3月（4日間）と6月（1日間）の年2回開催され、配給事業者へのヒアリングも行われる。

2-1 組織助成

財政的にぜい弱な事業者は、下記の特定の支出について組織助成を申請できる。

- ・従業員の採用（6か月以上の期限付き雇用契約）、新たに設置された部署（プログラミング支援、会計
 - ・管理関連、特定観客層の担当者）の存続
 - ・デジタル分野などにおけるイノベーション、プロモーション
 - ・研究・市場調査（フェスティバルや見本市、イベントを通じた新規観客開拓のための地方への移動費用）
- 助成額は、1社につき年間3万3,000ユーロを上限に、プロジェクトの妥当性、事業達成に必要な金額を考慮して決定する。編成を含む配給業務は、申請配給会社の内部で行われなければならない。本助成金は協定締結時に全額一括で交付される。

2-2 上映プログラム助成

本助成に、配給会社は4～7本（前貸資金を受けた新人作品が含まれる場合は最大9本）の作品を申請できる。審査会は、配給方針、前年の配給業務の質、前年の配給経費額、アール・エ・エッセイ映画館に関する配給義務の遵守、申請者の財政状況、同申請者の他の助成申請状況などに基づいて、交付の決定を下す。

全国公開館数が175～250館の作品については、公開計画の17%が住人5万人以下の市街地向けであること、250館以上の作品は公開計画の25%が住人5万人以下の市街地向けであることが必須である。

各作品に対して同一額が交付される。ただし、各作品に対する助成額が作品1本あたりの平均支援額の1/4以上であれば、配給会社は各作品の公開前にこの配分を調整できる（上限なし）。例えば1本あたりの平均支援額が3万ユーロの場合、各作品7,500ユーロ以上の分配が可能となる。

- ・前貸資金を受けた新人作品は、上映プログラム助成の平均額を受給する。その配分に関する規則はプログラム内の他の映画と同一である
- ・上映プログラム助成の対象に選ばれた配給会社は、交付を受けられなかった作品があったとしても、単一作品助成に申請することはできない

配給会社の義務

配給会社は、以下を履行しなければならない：

- ・申請作品のISAN番号を通知すること
- ・給付決定を通知した日から起算して1年以内に映画を劇場公開すること
- ・審査会で提示された予算などの配給条件を遵守すること
- ・劇場公開日から12か月以内に、パリおよび地方において、30館以上の映画館で作品上映が行われるように尽力すること
- ・公開第1週の配給計画において、アール・エ・エッセイ映画館に指定された施設の全上映館に占める割合が、パリでは20%以上、フランス全土においては30%以上であること
- ・公開に関連する諸資料を提出すること（広告素材、視聴補助媒体、費用証明書類、RCA登録済みの

配給委託契約書、異なる映画館 30 館の売上票)

公開時に上記条件を満たさない場合は、交付金額の見直しをする場合がある。

上映プログラム助成の交付は、協定の締結時に、1 回のみ支払われる。

3 月の審査会における選出予定作品数は最大 5 本であり、6 月の委員会において 2 本追加される可能性がある（前貸資金を受けた新人作品を除く）。

【助成金交付の流れ】

まず、配給会社は、単一作品選択助成に作品を申請する。「木曜夜の単一作品上映に対する選択助成」、新人作品向け前貸資金、青少年向け映画助成などがこれに該当する。

次に、2 年以上にわたって一定の頻度で配給を行い（年間配給数 3 本以上）、申請作品の過半数が助成を受けた場合、その配給会社は、以下 2 つの配給会社に対する助成を申請できる。

1 つは、「組織助成」（財政的に弱い事業者の内部プロジェクトの実行を支援する）、もう 1 つは、「上映プログラム助成」（年間 4 ～ 7 本、前貸資金を受けた新人作品を含む場合は最大 9 本まで）である。

審査委員会は、事業者の規模に応じて、組織助成のみ、または組織助成および上映プログラム助成の両方、または上映プログラム助成のみから、給付内容を決定する。上映プログラム助成を受ける場合は、単一作品選択助成への応募はできない。

B-2 配給に対する選択助成：第2審査会（クラシック作品）

Aide sélective à la distribution - 2e collège (films de répertoire)

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide sélective à la distribution - 2e collège (films de répertoire) [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/Distribution/aide-selective-a-la-distribution—2e-college-films-de-repertoire_191132] を翻訳し、その内容を再構成したものである。

当助成はフランス国内におけるクラシック作品の上映を推進することを目的とする。製作国を問わず公開予算が 55 万ユーロ未満で、20 年以上前に製作され、直近 10 年間に於いて「ニュープリント版」として劇場公開されていない作品が対象となる。

【助成を受ける条件】

対象企業

当助成は、フランスまたは他の EU 諸国で営利企業として設立された、キャッシュフローが 1 万 5000 ユーロ以上の配給会社を対象とする。いずれの場合も、給付を受ける企業は、社会保険料の徴収機関に対する義務を遵守しなければならない。

対象作品

助成対象となるのは、20 年以上前に製作され、過去 10 年間に映画館で再上映されていない作品である。製作国を問わず配給経費 55 万ユーロ未満の映画に交付される。応募作品は公開前に公開ライセンスを取得し、RCA に登録しなければならない。助成を受ける作品は ISAN 番号を取得しなければならない。

【助成の審査と助成額】

助成交付の可否および助成額については、配給選択助成の審査委員会の審査を受けて、CNC 総裁が決定する。第 2 審査会（クラシック作品対象）は会長、副会長を含む業界著名人 7 人で構成される。

当助成は選択的な助成であり、主に作品の質・希少性、配給業務の質を鑑みて交付される（適用条件の詳細は下記を参照のこと）。

同一作品が受けられる配給選択助成の総額は 7 万 6,300 ユーロを上限とする。いずれにしても、同一作品に交付される公的助成の総額は、配給会社による投資額の 50% 以下、つまり、配給費用（下記の適用費用一覧参照）および映画館に対するミニマム・ギャランティ（配給委託契約書に明記されている場合）の 50% 以下でなければならない。

共同配給の場合は一定の条件で承認される。申請は 1 件のみ、共同配給会社のいずれかによって行われる。助成額の上限は、全ての共同配給会社による投資額合計の 50% とし、申請を行う配給会社が負担費用の 100% を超えないものとする。

助成対象となる配給費用一覧

映画産業の財政支援に関する 1999 年 2 月 24 日のデクレ〔用語集〕第 99-130 号第 105 条（第 2 項）実施のための判決番号 2013/p/06 に基づき、配給費用には次の支出が含まれる。

1. 映画作品、予告篇、吹き替え、字幕を含むデジタルデータの複製費用、これらのファイルを記録する物理的媒体に関連する費用、ならびにファイルまたは記録媒体の輸送と保管に関連する費用
2. 外国映画作品に該当する場合、映画作品、予告篇、吹き替え、字幕を含むデジタルファイル作成費用
3. デジタルファイル復号化キー（KDM）の生成に関連する費用
4. 映画館のデジタル機器に対する分担金
5. 映画フィルムに複製するための費用、およびそのような複製メディアの輸送および保管に関連する費用
6. 予告篇の構想・製作に関連する費用
7. 字幕吹き替えに関連する費用
8. 伝達媒体を問わず、広告枠の購入に関連する費用
9. 伝達媒体を問わず、広告素材の構想、製作および放映に関連する費用
10. プレス業務に関連する費用
11. イベントの開催・参加に関連する費用
12. 映画作品およびテレビ番組の公的登録簿への登録・記録手続き、および公開ライセンスの発行に関連する費用
13. さらに、舞台挨拶や登壇者（監督、俳優、記者、歴史家など）の報酬・交通費が考慮される場合もある

配給助成を受ける配給会社は、フランス国内、EU加盟国あるいは欧州経済共同体加盟国内に本拠地を置き、フランスで実質的な事業を行っている企業でなければならない。フランス以外のEU加盟国に本拠地を置く事業者に関しては、助成金の支払い時においてのみフランスでの事業遂行がなされていれば良い。

上映プログラム提案費用、上映プログラムに関連するコンサルタント費用、従業員の給与などの組織運営費、オフィス機器レンタル費用、組合負担金、商品交換価値査定額は対象外となる。

【助成の仕組み】

当助成には、次の2つがある。

- ・単一作品または回顧上映に対する選択助成
- ・配給会社に対する助成（組織助成および上映プログラム助成）

1. クラシック作品の単一作品助成または回顧上映助成

配給助成審査会第2審査会は、平均して年5回開催される。配給会社のヒアリングを行い、事前にDVDで視聴した映画の申請書類を審査する。

審査委員は地方における作品上映または回顧上映に対する配給会社の取り組みを特に高く評価する。回顧上映とは、特定の監督やテーマを取り上げた上映プログラムを指す。

審査では次の要素を考慮する。

- ・映画作品（回顧上映の場合は複数映画作品）としてのクオリティ、希少性、およびその映画史における意義

- ・暫定的な公開予算・計画および予定プリント本数
- ・地方上映に関連して配給会社が予定している業務
- ・広告素材
- ・配給会社が提案する業務
- ・国内イベントと、映画や回顧作品に関する良好なコミュニケーションを促進する各機関や映画祭とのネットワーク構築

また、助成交付の有無を決定する際には、次の内容も検討対象となりうる。

- ・企業の財政・法的状況
- ・過去に助成を受けた作品の義務履行状況
- ・当該作品上映（または回顧上映）に対して交付されたその他の助成

配給会社の義務

配給会社は、以下を履行しなければならない：

- ・申請作品の ISAN 番号を通知すること
- ・CNC 総裁が助成金交付を決定した日から起算して1年以内に作品（または回顧プログラム）を公開すること
- ・申請書に記載された劇場公開条件を遵守すること
- ・作品（または回顧上映作品）の公開第1週日からパリと地方で上映すること
- ・各作品（または各回顧上映）の広告素材を作成すること
- ・作品公開日から起算して12か月以内にフランス国内の15館以上で各作品を上映すること
- ・アール・エ・エッセイ映画館に指定された映画館が、配給映画作品にできるだけ容易にアクセスできるよう尽力すること
- ・各作品の劇場公開前に公開ライセンスを取得すること
- ・各配給委託契約書を RCA に登録すること

CNC の目的はフランス全土における映画の流通を最適化することにあるため、映画館に支払われるミニマム・ギャランティが過剰に設定されていないか特に注視する。

当助成金は、助成交付協定締結時に半額が給付され、残りは、支出証明書類および映画館15館の売上票（回顧上映に関しては、異なる映画館15館の売上票15枚のみ）からなる証明書類一式を提出後に支払われる。当初の公開条件が遵守されない場合、審査委員会は交付金額の見直しをする場合がある。

2. クラシック作品の配給会社に対する助成

当助成を受けられるのは、クラシック作品配給部門において十分に定期的かつ顕著な事業活動を行い、プログラミング方針の質の高さが審査委員会に認められた企業である。また、直近2年連続で年間3本以上の作品の配給し、3本以上の作品を「単一作品選択助成」に申請し、その過半数が採択されなければならない。しかしながら、2年間で6作品という条件が特例として免除される場合がある。

審査委員会は年明け（2月か3月）に開催され、配給会社のヒアリング実施および事業者助成の交付の可否を決定する。

CNCによる配給会社への支援は、上映プログラム助成および組織に対する助成で構成される。

2-1 組織助成

財政的に弱い事業者は、下記の特定の支出について組織助成を申請できる。

- ・従業員の採用（6か月以上の期限付き雇用契約）、新たに設置された部署（プログラミング支援、会計・管理関連、特定観客層の担当者）の存続
- ・デジタル分野などにおけるイノベーション、プロモーション
- ・研究・市場調査（フェスティバルや見本市、イベントを通じた新規観客開拓のための地方への移動費用）

審査委員会は、プロジェクトの妥当性およびその達成に必要な助成額を基に決定を下す。本助成の現行上限額は1社につき年間3万3,000ユーロである。上映プログラム作成を含む配給業務は、組織内部で行われなければならない。

2-2 上映プログラム助成

配給会社が提案する上映プログラムには、3本から6本までのクラシック映画作品・回顧作品が含まなければならない。プログラムに含まれる作品に関しては、一般映画のみでも、一般映画と回顧作品が同時に組み込まれても良い。企業が提案する映画のタイトルは、審査委員会の審査とCNCの意見を受けて同一年内に変更される場合がある。

審査委員会は次の条件に基づいて助成額を調整する。

- ・映画作品としてのクオリティ、希少性、および当該映画館の上映歴（前年公開作品と翌年公開予定作品）
- ・これらの作品公開に関連する予定投資額
- ・これらの映画を地方で上映するために配給会社が予定している業務
- ・前年の義務履行状況
- ・プログラム方針の質と一貫性
- ・応募上映プログラムを実際に公開するための推定能力
- ・企業の財政・法的状況
- ・企業沿革

配給会社の義務

助成を受けた配給会社は、以下を履行しなければならない。

- ・申請作品のISAN番号を通知すること
- ・CNC総裁が助成金交付を決定した日から起算して1年以内に作品（または回顧プログラム）を公開すること
- ・申請書に記載された劇場公開条件を遵守すること
- ・作品（または回顧上映作品）の公開第1週日からパリと地方で上映すること
- ・各作品（または各回顧上映）の広告素材を作成すること
- ・作品公開日から起算して12か月以内にフランス国内の15館以上で各作品を上映すること
- ・アール・エ・エッセイ映画館に指定された映画館が、配給映画作品にできるだけ容易にアクセスでき

るよう尽力すること

- ・各作品の劇場公開前に公開ライセンスを取得すること
- ・各配給委託契約書を RCA に登録すること

CNC の目的はフランス全土における映画の流通を最適化することにあるため、映画館に支払われるミニマム・ギャランティが過剰に設定されていないか特に注視する。委員会は、交付対象に選ばれた作品が実際に公開された場合、配給会社が当初提示した配給予想を考慮に入れずに助成額の変更を提案する場合がある。

上映プログラム助成・組織助成は契約締結時に一括で交付される。

【助成金交付の流れ】

まず、配給会社は、単一作品助成に作品を申請する。クラシック作品または子ども向け作品を対象とする単一作品助成などがこれに該当する。

次に、2年以上にわたって一定の頻度で配給を行い（年間配給数3本以上）、申請作品の過半数が助成を受けた場合、その配給会社は、以下2つの配給会社に対する助成を申請できる。1つは、「組織助成」（財政的に弱い事業者の内部プロジェクトの実行を支援する）、もう1つは、「上映プログラム助成」（年間3～6本）である。

単一作品助成および配給会社に対する助成はどちらも選択助成である。審査委員会が助成付与を決定した場合、組織助成のみ、または組織助成および上映プログラム助成の両方が適用される。上映プログラム助成を受ける場合は、単一作品助成への応募はできない。

配給助成を受ける配給会社は、フランス国内、EU加盟国あるいは欧州経済共同体加盟国内に本拠地を置き、フランスで実質的な事業を行っている企業でなければならない。フランス以外のEU加盟国に本拠地を置く事業者に関しては、助成金の支払い時においてのみフランスでの事業遂行がなされていれば良い。

B-3 配給に対する選択助成：第3審査会（子ども向け作品）

Aide sélective à la distribution - 3e collège (films pour le jeune public)

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide sélective à la distribution - 3e collège (films pour le jeune public) [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/Distribution/aide-selective-a-la-distribution-3e-college-films-pour-le-jeune-public_191172] を翻訳し、その内容を再構成したものである。

当選択助成は子どもたちへ提供する作品の刷新と多様性を推進することを目的とする。

【助成を受ける条件】

対象企業

当助成制度は、フランスまたは他の EU 諸国で営利企業として設立された、キャッシュフローが1万5,000 ユーロ以上の配給会社を対象とする。

交付を受ける企業は社会保険料の徴収機関に対する義務を遵守しなければならない。

対象作品

当助成制度は全ての国籍の未公開作品もしくはクラシック作品を対象とする。当助成制度は、配給経費が55万ユーロ未満の長篇もしくは短篇映画プログラムの映画作品を対象とする。アニメーション映画については、75万ユーロを上限とする。応募作品は公開前に公開ライセンスを取得し、RCAに登録しなければならない。

【助成の審査と助成額】

助成交付の可否および助成額については、配給選択助成の審査委員会の同意を受けて、CNC 総裁が決定する。第3審査会は、会長1名および副会長1名を含む7人のメンバーで構成される。

当助成制度は選択的な助成であり、主に作品のクオリティと子ども向け（下記の基準詳細参照）の配給業務の質に基づいて審査される。助成は「全体」もしくは「追加」の形で給付される。

既に作品が配給における選択支援の第1審査会(未公開作品)もしくは第2審査会(クラシック作品)の助成プログラムの支援を受けている場合は、追加助成となる。

同一作品に対する公的支援（各種選択支援、支給済の自動支援 [25% または 50% のボーナスを含む]、CNC 補助金、多様性支援など）の総額は、配給会社の自己出資額の50%を超えてはならない。配給会社の自己出資額とは、配給費用（下記の費用一覧参照）および映画館に対するミニマム・ギャランティ（配給委託契約書に明記すること）である。

ただし、「興行が難しい」とされる、長篇1作目・2作目、短篇映画プログラム、製作総予算が125万ユーロ以下の作品については、上限を70%までとする。

共同配給の場合は一定の条件の下で承認される。申請は1件のみとし、共同配給会社のいずれかが代表して行うこと。助成額の上限は、全ての共同配給会社による出資額の合計の50%（一定条件下では70%）とし、申請を行う配給会社の負担費用の100%を超えないものとする。

助成対象となる配給費用一覧

映画産業の財政支援に関する 1999 年 2 月 24 日のデクレ第 99-130 号第 105 条（第 2 項）実施のための判決番号 2013/p/06 に基づき、配給費用には次の支出が含まれる。

1. 映画作品、予告篇、吹き替え、字幕を含むデジタルデータの複製費用、これらのファイルを記録する物理的媒体に関連する費用、ならびにファイルまたは記録媒体の輸送と保管に関連する費用
2. 外国映画作品に該当する場合、映画作品、予告篇、吹き替え、字幕を含むデジタルファイル作成費用
3. デジタルファイル復号化キー（KDM）の生成に関連する費用
4. 映画館のデジタル機器に対する分担金
5. 映画フィルムに複製するための費用、およびそのような複製メディアの輸送および保管に関連する費用
6. 予告篇の構想・製作に関連する費用
7. 字幕吹き替えに関連する費用
8. 伝達媒体を問わず、広告枠の購入に関連する費用
9. 伝達媒体を問わず、広告素材の構想、製作および放映に関連する費用
10. プレス業務に関連する費用
11. イベントの開催・参加に関連する費用
12. 映画作品およびテレビ番組の公的登録簿への登録・記録手続き、および公開ライセンスの発行に関連する費用
13. さらに、舞台挨拶や登壇者（監督、俳優、記者、歴史家など）の報酬・交通費が考慮される場合もある

配給助成を受ける配給会社は、フランス国内、EU 加盟国あるいは欧州経済共同体加盟国内に本拠地を置き、フランスで実質的な事業を行っている企業でなければならない。フランス以外の EU 加盟国に本拠地を置く事業者に関しては、助成金の支払い時においてのみフランスでの事業遂行がなされていれば良い。

上映プログラム提案費用、上映プログラムに関連するコンサルタント費用、従業員の給与などの組織運営費、オフィス機器レンタル費用、組合負担金、商品交換価値査定額は対象外となる。

【助成の仕組み】

第 3 審査会は、通常、年に 5 回開催され、助成申請の審査を行う。作品は事前に DVD もしくは Vimeo のリンクにて視聴される。申請書類の検討に際し、配給事業者へのヒアリングも行われる。

審査会は下記の基準に基づいて評価を行う。

- ・作品の映画的クオリティ、意義、テーマもしくはトリートメント（構成）のオリジナリティ
- ・配給会社が提示する公開方法予定のコピー数、公開予算など
- ・子ども、ないしは教員、指導員、プログラム担当者に向けた関心喚起およびフォロー作業（教育資料、早期学習資料の作成など）

- ・ 作品の性質、ターゲットとする観客、提出された配給プランの一貫性（作品と配給会社によってターゲットにされた年齢層が合っているか、実施方法がその観客に適合しているか）
- ・ 作品の公開に際して受給もしくは受給予定の他の助成、配給会社の財政状況
- ・ 過去に支援を受けた作品の義務履行状況

配給会社の義務

- ・ 申請作品の ISAN 番号を通知すること
 - ・ 給付決定を通知した日から起算して1年以内に映画を劇場公開すること
 - ・ 審査会で提示された予算やプログラム編成などの配給条件を遵守すること
 - ・ 劇場公開日から12か月以内に、パリおよび地方において、30館以上の映画館で作品上映が行われるように尽力すること
 - ・ 公開第1週の配給計画において、アール・エ・エッセイ映画館に指定された施設の全上映館に占める割合を遵守すること
- 公開時に上記条件を満たさない場合は、交付金額の見直しをする場合がある。

当助成金は、助成交付協定締結時に半額が給付され、全ての支出証明書および映画館30館の売上票からなる証拠書類一式を提出後に残りの半額が支払われる（実際の公開日から1年以内に提出）。

参考文献

- CNC. Soutien automatique à la distribution. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/distribution/soutien-automatique-a-la-distribution_191524.
- CNC. Aide sélective à la distribution - 1er collège (films inédits). Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/Distribution/aide-selective-a-la-distribution—1er-college-films-inedits_191140.
- CNC. Aide sélective à la distribution - 2e collège (films de répertoire). Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/Distribution/aide-selective-a-la-distribution—2e-college-films-de-repertoire_191132.
- CNC. Aide sélective à la distribution - 3e collège (films pour le jeune public) . Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/Distribution/aide-selective-a-la-distribution—3e-college-films-pour-le-jeune-public_191172.

第6節 公開助成

公開助成とは完成した映画の公開に関わるさまざまな助成を指す〔第3章第1節の図表3-1a、および以下の図表4-6aを参照〕。映画館の新設、改修、興行に対する支援が主であるが、デジタル・コピー作成などへの支援もこれに含まれる。

公開助成における自動支援は、映画館の新設および改修のための費用、上映に必要な機材の購入資金、人材育成に必要な経費への充当を目的としている。施設営業権所有者が開設している自動支援口座に、興行税(TSA)に応じた還付率に従った額の助成金が支払われる。場合によっては前払いも可能である。

加えて、以下の4つの選択支援が設けられている。

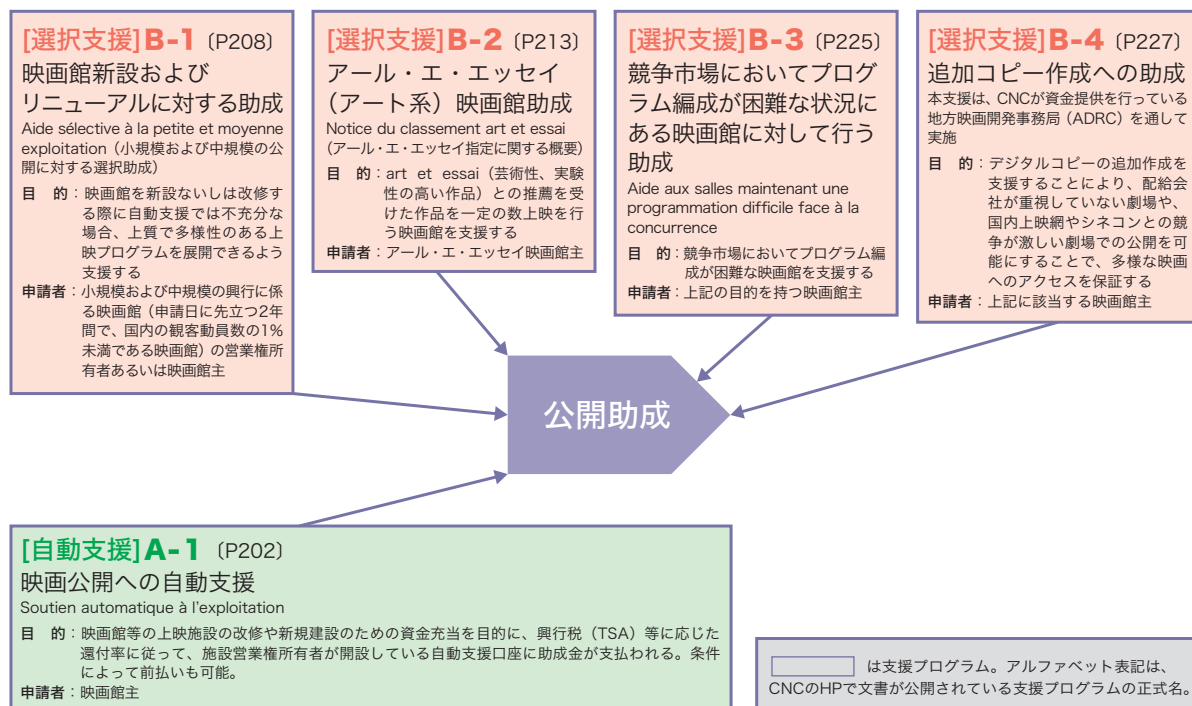
- ・自動支援を受けられない（主に中小規模の興行にかかわる）事業者向けの映画館新設および改修に対する助成
- ・芸術性・実験性が高いと認定された作品を一定数上映しているアール・エ・エッセイ映画館への助成
- ・プログラミングや上映環境等の質は高いものの、十分な興行収入を見込めない作品を上映する映画館への助成
- ・上映素材の追加コピー作成への助成

追加コピー作成は地方映画館開発事務局（ADRC）〔用語集〕を通して実施している制度であり、配給会社が重視していない地方の劇場などを対象としており、地方においても多様な映画へのアクセスを可能にすることを目的としている。

「公開助成」は大手チェーンから、いわゆるミニシアターや公共の施設の上映会場まで網羅しており、「手厚い」と評されるフランスの映画助成制度を代表するものである。文化的に稀少な作品の保護と継承への意欲や、地方への目配りもうかがえる。

本節では、公開に対する CNC の支援について、自動支援プログラムと4つの選択支援プログラムの内容を詳しく紹介することで、さまざまな規模や種類の映画館・上映会場における業者への助成について、その内容を明らかにする。

図表 4-6a：公開助成における支援プログラムの一覧



[自動支援]

A-1 映画公開への自動支援

Soutien automatique à l'exploitation

以下のテキストは、CNC HP のページ：「Soutien automatique à l'exploitation」[www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/exploitation/soutien-automatique-a-exploitation_191540]の Descriptif と、同ページよりダウンロード可能な文書「Notice de presentation du compte de soutien automatique à l'exploitation」[Dispositif des avances majorées] を日本語に訳し、再構成している。

映画上映に関連して、施設の建設・改修、機器の購入・設置、マーケティングやデジタル上映に必要な機材や人材育成を行ううえで必要な資金への充当を目的に、映画館入場料に対する税（TSA）の支払いに応じて、映画館の営業権所有者が CNC に開設した自動支援口座に入金される還付金から、投資に充てることができる。

【興行自動支援口座】

基本方針および名義

各映画施設は、自動支援口座を CNC に開設する必要がある。口座名義は当該施設の営業権所有者となる。同支援口座は、施設の改修や新規施設の建設に係る工事・投資の資金調達に充てられる。当該施設の営業権所有者が興行会社ではない場合、興行会社に支援口座の使用の権限を委譲することができる。

取得方法

受益者は、現行の規定で決められた興収申告の送付期限を遵守し、TSA を遅延なく支払わなければならない。

自動支援の名目で取得した還付金の支払いを受領するためには、受益者は当該施設で実施した工事および投資に係る申請を提出しなければならない。それによって、支援口座の状況に従い、適格と認められた工事の税抜き額の最大 90% に相当する自動支援金の給付を受けられる。

- ・ 工事完了（請求書の日付）後、5 年以内に請求書を CNC に送付しなければならない。
- ・ それぞれの請求書には、全額が支払い済であることを業者が証明した、支払いについての申告書を添付しなければならない。
- ・ それぞれの申請には、費用の内訳が含まれていなければならない。

国の助成金に適格と認められる対象工事および投資は以下の通り。

- ・ 映写機材の購入・設置
- ・ 新しい映写技術の導入を含む、映写条件の技術的な改善
- ・ バリアフリー改修工事
- ・ 映画館の技術調査・検査
- ・ 建物の建設、改修、修繕、整備
- ・ 興行継続または設備の近代化に必要な機材の購入、交換および設置（備蓄目的による機材購入は対象外）
- ・ 興行事業に関連する情報機器

- ・館内設備のメンテナンス（映写機器、音響機器、情報機器、エスカレーター、エレベーター、冷暖房設備）
- ・映画館の上映プログラムの宣伝に必要となる技術的な宣伝媒体・素材
- ・安全衛生規則および都市計画規則への適合化工事
- ・駐車場の建設および映画館へのアクセス改善
- ・人と財産に係る安全の確保と強化のために行われる設備の整備、購入、交換、設置、メンテナンス
- ・データ分析、デジタル通信、デジタルマーケティングの導入と開発に使用されるハードウェアとソフトウェアの購入とレンタル、およびこれに関連する定期購読・購入およびサービス加入
- ・デジタル上映機材の使用、維持、メンテナンス、体の不自由な観客の受け入れ、データ活用の新ツールの使用およびその方法、電子通信およびデジタルマーケティングに係る施設スタッフおよびボランティアの人材育成

映画作品の上映活動に副次的な収入を生み出すことを目的とした投資は除外される。また施設およびその附属棟の維持管理および消耗品の費用も除外される。

還付金の計算

映画館の営業権所有者が、自動支援の名目で取得できる権利は、TSAの支払いによって発生し、以下の表の還付率や係数によって算定された還付金を受け取ることができる。

図表 4-6b：徴収税額区分の比率

徴収税額区分	還付率
0€から 8,500€	80%
8,501€から 25,500€	70%
25,501€から 51,500€	60%
51,501€から 136,200€	50%
136,201€ 以上	20%

図表 4-6c：増額係数（上記の区分によって計算された結果を適用）

スクリーン数	係数
1～2スクリーン	1.00
3スクリーン	1.05
4スクリーン	1.11
5スクリーン	1.16
6スクリーン	1.20
7スクリーン	1.26
8スクリーン	1.26
9スクリーン	1.26
10スクリーン	1.26
11スクリーン	1.26
12スクリーン	1.26
13スクリーン以上	1.00

還付率は施設が徴収した税の総額の 28.41 % を下回ってはならない。

【還付金の前払い】

還付金（徴収税額の90%を限度とする）が不十分な場合、TSAが定期的に徴収されていることを条件に、申請によって、還付金の前払いが可能である。給付される前払金はそれに先立つ12か月間に発生した税金に乗数を適用して計算される。つまり、この乗数は年間徴収税の総額に対してかけられる。

図表 4-6d：前払金の目安となる乗数

年間徴収税額	税額に適用される乗数
152,000€未満	3
152,000€以上 305,000€未満	2
305,000€以上	1.5

追加前払金措置

助成の申請から遡って2年間、単独の会社として、ないしは1つの経済的共同体〔用語集〕の枠組みにおいて、国内観客動員数の1%以下の動員数を平均して記録している興行会社の施設であることを条件に、施設の大規模な建て直しや改修、もしくは新施設の工事をする場合は、図表 4-6d の前払金の計算に適用される乗数を増加することができる。しかし追加前払金は、乗数6、もしくは申請から12か月遡った期間の施設の自動口座に発生した金額の6倍を超えてはならない。興行会社が同じ自治体に複数の施設を所有している場合、追加前払金は全施設（上限3施設）から発生した税金を基準にした計算が可能である。追加前払金の給付の決定は後述する専門家委員会の意見を受けた後に決定される。

追加前払金の給付は以下の場合に申請が可能である。

- ・既に遂行された工事への投資
- ・今後計画されている工事への投資

1. 既に遂行された工事のための追加前払金

通常の前払金では発生した費用を賄うには不十分な場合、既に遂行され、自動支援口座に記載済みの工事への資金調達に、発生した税金に対する追加前払金を給付することができる。CNCによって記録された遂行済の工事は、施設の自動支援口座に「未払金」と表示される。

申請書類の提出

追加前払金の給付申請は以下の書類を揃えて CNC の公開助成担当者に送付する。

- ・前払金を希望する施設、申請者（当該の自動支援口座の名義人でなければならない）の連絡先、希望する助成の乗数（4、5、もしくは6）を明記した追加前払金の手書き申請書
- ・申請組織の一般的な紹介（株主、興行施設、観客動員数、一般的な特徴）
- ・単独もしくは経済的共同体の枠組みにおける、興行施設ないしは申請者が所有する施設のリスト
- ・遂行された工事、費用、完成日を記載した総括的な概要
- ・近年の貸借対照表、年次損益計算書、ならびに申請者の経営全体の健全性および借入能力の変遷を記述した総括的な報告書
- ・申請から5年以内に計画されている施設の工事、投資の詳細、その概算費用を記載した報告書（椅子、

映写機の取り替え、重要な改修が予定されている場合など)

2. 今後計画されている工事の資金調達のための追加前払金

将来のプロジェクトへの投資の一環として、追加前払金は中小規模の興行会社向けの CNC の選択支援を補てんし、もしくは選択支援を申請していない場合は直接に申請することができる。施設の新設もしくは重要な改修、特にスクリーンの追加工事の場合は、追加前払金は、申請者によって提出された市場調査を考慮し、工事後に予測される観客動員数を基に計算される。

2-1 選択支援を申請している場合

この場合、追加前払金は選択支援に提出されたプロジェクトの投資計画に記載される。

追加前払金の給付申請は、選択支援に関する CNC の決定後でなければならない。

申請書類の提出

追加前払金の給付申請は、以下の書類を添えて CNC の公開助成担当者に送付すること。

- ・前払金を希望する施設、申請者（当該の自動支援口座の名義人でなければならない）の連絡先、希望する助成の乗数（4、5、もしくは6）を明記した追加前払金の手書き申請書
- ・プロジェクトが選択支援の後に変更した場合、選択支援の申請で送付された情報のアップデート（特に再見積された投資計画）

2-2 選択支援を申請していない場合

申請書類の提出

追加前払金の給付申請は、以下の書類を添えて CNC の公開助成担当者に送付すること。

- ・前払金を希望する施設、申請者（当該の自動支援口座の名義人でなければならない）の連絡先、希望する助成の乗数（4、5、もしくは6）を明記した追加前払金の手書き申請書
- ・申請組織の一般的な紹介（株主、興行施設、観客動員数、一般的な特徴）
- ・単独もしくは経済的共同体の枠組みにおける、興行施設ないしは申請者が所有する施設のリスト
- ・施設の新設もしくは重要な改修、特にスクリーンの追加の工事の場合、専門業者もしくは商工会議所による市場調査
- ・工事前と工事後の施設の興行成績の計算書
- ・特に可能性のある公的支援を明記したプロジェクトの投資計画
- ・映画館の位置を示した市街図
- ・詳細を示した建築家の草案の見積り
- ・重要な工事の場合、実施前後の映画館の図面、写真、ビジュアルを添付した、設備、工事ないしは購入の説明書
- ・上映プログラムやイベントのプロジェクトを紹介する概要説明書

場合に応じて、以下の書類の提出が必要になる。

- ・興行会社の登記簿抄本（*extrait Kbis*）〔用語集〕（初申請時、ないしは登記内容に変更があった場合）
- ・映画館整備県委員会（CDACi）〔用語集〕ないしは映画館整備国家委員会（CNDCi）〔用語集〕による決定

- ・税務署が1年以内に発行したTVA（付加価値税）を支払う義務がないことを示す証明書
- ・実質的もしくは将来的に、障がい者に適した施設のバリアフリー化がされていることを証明する書類
必要な場合は、特例の申請ないしは承認、ならびにバリアフリー化予定計画（Ad'Ap）の申請書のコピー

専門家委員会の開催

追加前払金の給付に意見を提出する専門家委員会は、以下のカレンダーにもとづき、年に4回招集される。

図表 4-6e：年4回のスケジュール

	前払金給付の申請期限	専門家委員会の会議
1	1月31日	3月
2	4月30日	6月
3	7月31日	9月
4	10月31日	12月

申請が受領されるためには、要求された書類が全て揃っていないといけない。

助成の支払い

追加前払金の支払いは1回で行われる。前払金の給付により、CNCと受給者の間で締結された「前払金契約」が成立する。

既に遂行されたCNCに記録済みの工事のために申請された前払金の支払いは、前払金の給付決定と前払金契約の署名の後に行われるものとする。

未完了の工事のために申請された前払金に関しては、支払い済みの全請求書に相当する支払い申告書と前払金契約書の署名を添え、申請者によってCNCに送付された後に実行される。

同プロジェクトに選択支援が交付された場合、選択支援の全額の支払い後のみ、前払金の支払いが実行される。

【補足事項】

徴収保留の場合の補足金

書類の登録時、取得した還付金と前払金額が出費の90%までを限度として賄うのに不足している場合、口座名義人は、興行によって還付金が発生するのに従い、追加金を申請することができる。この追加金が新たな前払金の支給を受ける機会となることがある。追加金の支払いは簡易郵便でCNCに申請する。SOFIE 情報処理技術〔用語集〕の利用により、未払いの申請書類の追加金には、「未払金」と表示される。

支援口座の系列化

複数の支援口座の名義人が同一の場合、もしくは名義人が別であっても1つの経済的共同体を形成している場合は、受益者の依頼に応じて1つの口座に統合することができる。系列とは支援を相互扶助し得る関係のあるものを指す。系列の支援口座に記載される金額は、その系列の施設の近代化、もしくは同系列に帰属される新規施設の建設に充てることができる。既存系列への新規施設の統合には条

件の規制があり、申請の翌年1月1日に行われる。

支援口座の資金の消滅

自動支援口座に入金された金額は、その算定の翌年1月1日から10年以内に投資されなくてはならない。

公開活動の中止

公開活動が最終的に停止される場合、一定の条件に従い、当該施設の名のもとに記載された金額を、別の施設のために振り替えることが可能である。場合によっては、口座名義人に再投資の義務なく同資金を給付することも可能である。

[選択支援]

B-1 映画館新設およびリニューアルに対する助成

Aide sélective à la petite et moyenne exploitation

以下のテキストは、主に CNC の公式ウェブサイトのページ Aide sélective à la petite et moyenne exploitation よりダウンロード可能な文書「Aide sélective à la petite et moyenne exploitation : notice générale」(d29da999-1f2f-33cb-8692-428ed604e784 (cnc.fr)) を日本語に訳し再構成したものである。

当助成制度は、中小規模の興行会社による映画館の新設とリニューアルを対象とする。この選択支援は、上質で多様な上映プログラムを展開する興行会社による多彩なネットワークの出現とその強化を奨励することを目的とする。

【助成を受ける条件】

本措置は、アソシエーション形態を含む民間団体と、営業権の所有あるいは興行会社の運営を行う公共団体を対象とする。交付対象は、支援申請日に先立つ2年間における全体平均観客動員数が国内総動員数の1%未満の観客の単独運営の興行会社、または RGA [用語集] 第232条9項の意味の範囲内における経済的共同体を形成する興行会社である。

【申請の制限】

本助成の支援対象となるのは映画館の営業権の法的な所有者または実質的な興行会社であり、当該施設（不動産）の所有者には一切付与されない。

本助成は、興行会社の自動支援口座に記録されている金額と、申請可能な前払融資額が不足している場合のみ交付される。自動支援金として利用できるこれらの金額・前払融資は、支援の交付を受けたプロジェクトの資金に全額割り当てられるものとする。

興行会社は十分な映画事業を展開していなければならない(週間上映回数は5回以上)。しかしながら、季節限定で興行を行う映画館など、活動頻度が低い企業に対しては例外的に助成が認められる場合もある。

映画館入場料に対する TSA [第3章第2節に詳説] を納税していなければならない。現在該当しない場合は、納税に必要な手続きを行う必要がある。また、TSA は定期的に支払われなければならない。

プロジェクト内容の考慮後、CNC 総裁が特例を認めた場合を除き、審査委員会の審議前に工事・投資を開始してはならない。

【支援の審査】

審査は地方自治体の選定代表者、映画専門家、専門金融機関代表者および関係当局で構成される公開選択支援委員会が担当する。

審査基準

助成金交付の有無および金額は以下の基準により決定される。

- ・プロジェクトの映画の意義
- ・プロジェクトの上映ラインナップの多様性への貢献
- ・プロジェクトの社会的有用性と、その地域における役割
- ・映写および上映環境のクオリティ、鑑賞環境の快適さ、環境に対するプロジェクトの調和度など、映画館設備全体のクオリティ
- ・投資額とプロジェクトの成果
- ・プロジェクトの財政的な均衡の条件
- ・プロジェクトのイベントのクオリティおよび文化的志向
- ・地方自治体によるプロジェクト費用負担の有無

市街地の映画館数が不十分な地域、または「アール・エ・エッセイ」指定の映画館数が不十分な市街地における映画館新設およびリニューアルのプロジェクトと近代化プロジェクトに関しては、支援額を増額する。

対象費用

本制度の適用対象となる工事・投資内容は次のとおりである。

- ・映写機材の購入・設置
- ・新しい映写技術の導入を含む、映写条件の技術的な改善
- ・バリアフリー改修工事
- ・映画館の技術調査・検査
- ・建物の建設、改修、修繕、整備
- ・興行の継続または設備の近代化に必要な機材の購入、交換および設置（備蓄目的による機材購入は対象外）
- ・興行事業に関連する情報機器
- ・館内設備のメンテナンス（映写設備、音響設備、情報機器、エスカレーター、エレベーター、冷暖房設備）
- ・映画館の上映プログラムの宣伝に必要な技術的な宣伝媒体・素材
- ・安全衛生規則および都市計画規則への適合化工事
- ・駐車場の建設と映画館へのアクセス改善
- ・人材と財産の安全確保・強化のために行われる設備の整備、購入、交換、設置、メンテナンス
- ・データ分析、デジタル通信、デジタルマーケティングの導入と開発に使用されるハードウェアとソフトウェアの購入とレンタル、およびこれに関連する定期購読・購入およびサービス加入

以下の経費は対象外とする。

- ・映画作品の上映という主たる業務に関連して、利益を生むことを目的とした工事や投資
- ・映画館ならびにその附属施設の敷地や消耗品の維持に関する経費

なお、従業員とボランティアを対象とした、以下のような映画館の近代化を促進する研修の費用は適用対象となる。

該当する研修内容

- ・デジタル上映機材の使用、維持、メンテナンスについて
- ・体の不自由な観客の受け入れについて
- ・データ分析、デジタル通信およびデジタルマーケティングに関連する新しい機材や手法の使用について

フランス海外県〔用語集〕の映画館がデジタル上映設備を導入する場合に関して、RGA 第 232 条 45 項に記載されたデジタル化費用に対する特別助成金が本制度に含まれるものとする。

【特例と注記】

映画館の新設またはスクリーンの追加に関する特例

市場調査は必要不可欠とし、商工会議所や映画興行専門の調査会社などの企業によって行われるものとする。

次の事項に該当するプロジェクトは映画館整備県委員会（CDACi）の許可を取得する。本手続きは映画館所在地の県庁で行う。

- ・新しい建物の建設または既存建造物の改修による、複数のスクリーンと 300 席以上の客席を有する映画館の新設
- ・複数のスクリーンと 300 席以上の客席を既に有しているか、プロジェクトの実行によりその超過が見込まれている映画館の増設。ただし、増設する客席数が既存客席数の 30% 以下であり、映画館の開業または直近の増設から 5 年以上経過している場合を除く
- ・複数のスクリーンと 1,500 席以上の客席を既に有しているか、プロジェクトの実行によりその超過が見込まれている映画館の増設
- ・8 スクリーン以上を既に有している映画館か、プロジェクトの実行によりその超過が見込まれている映画館の増設
- ・複数のスクリーンと 300 席以上の客席を既に有しており、2 年以上連続で興行を停止していた映画館の同一の場所における一般営業の再開

CDACi の許可は、公開選択支援委員会に申請書類を提出する前に取得する。この承認は支援委員会の意見を予断するものではなく、委員会はこの影響を受けずに助成金申請を審議する。したがって、映画館の新設（設立承認）および興行事業の実施（営業許可）に関する必要手続き〔用語集〕は、CNC に対して選択助成申請と同時に行われなければならない。

興行会社の承認・許可の手続きと、これらの映画館の承認については、Code〔用語集〕L. 第 212 条 5 項と R. 第 212 条 1 項から 5 項まで（許可）、および Code L. 第 212 条 14 項から 17 項まで、ならびに R. 第 212 条 10 項から 13 項まで（承認）に準拠している。

巡回上映施設整備に関する特例

巡回上映が行われる上映施設の整備は、本選択支援の適用対象としない。しかしながら、スクリーン、発券装置、音響機器、車両、聴覚支援器具などの特定の設備に関しては、その交換と購入を選択支援対象とする。巡回上映が行われる全ての会場に関する許可手続き状況が有効であることを条件とする。

公開選択支援委員会が申請書の審査を行い、個別資料が作成される。

建築設計のクオリティに関する注記

映写および観客対応のクオリティ、鑑賞環境の快適さ、環境に対する調和度など、映画館設備全体のクオリティはプロジェクト評価において重要な条件である。地方映画館開発事務局（ADRC）の顧問建築士が、プロジェクトの実現可能性に関する事前調査段階における援助や、建築設計に関する分析への協力を行う。

多目的施設を対象とするプロジェクトに関する注記

多目的施設を対象とするプロジェクトに関しては、映画事業向けの投資割合を基に、運営費用総額から映画事業のみに起因する費用、および事業全体の投資額から映画事業のみを対象とした投資額を分ける必要がある（たとえば、施設が映画事業に使用された時間の割合を基に決定する）。さらにプロジェクトは後に承認条件として要求される技術仕様を遵守する必要がある。したがって、施設は次のフランス規格協会（AFNOR）〔用語集〕の定める規格を遵守しなければならない。

- ・ NF S27-001：映画館の寸法特性に関する規格
- ・ NF S27-100：デジタル上映機材に関する規格

Code L. 第 212 条 15 項に基づき、寸法特性（スクリーン、観客席、シートの設置、プロジェクターの角度など）、映画館の収容人数、映写技術装置を変更する工事は、変更承認を受ける必要がある。

既存映画館のバリアフリー化に対する注記

障がい者の権利と機会の平等、参加および市民権に関する法律（2005-102）により、全ての公衆受け入れ施設のバリアフリー化が義務付けられている。ただし、建築的・経済的な理由から特例措置を受けている施設は除外される。

バリアフリー化予定計画（Ad'Ap）は、的確な工事計画と資金調達を行い、一定期間内にバリアフリー化工事を実施するという誓約によって成立している。これを受け、2014年12月31日の時点でバリアフリー化されていない映画館は、最大6年間の猶予期間を享受することが可能となった。

既存映画館のバリアフリー化の範囲内で行う工事・整備費用は選択支援の適用対象費用となる。また、視覚および聴覚支援器具を取得する場合は、その購入費も支援対象に含まれる。

助成金申請の裏付けとして、必要に応じてバリアフリー証明書（映画館がバリアフリー対応の場合）または Ad'Ap 申請書のコピー（申請書類の提出時にバリアフリー化されていない映画館の場合）の提出が求められる場合がある。

【申請書類の提出】

申請書類一式は、審査委員会開催日の2か月前までに紙媒体またはデジタル媒体で CNC に提出する。審査委員会の開催日程は、CNC のホームページで確認できる（原則として、2～3月、6～7月、10～11月の年3回開催）。

助成申請書類一式の写しを文化省の地域圏文化行政局（DRAC）〔用語集〕の映画顧問あてに送付しなければならない。

公開選択支援委員会の申請審査実施前に工事を開始してはならない。早急に工事を開始しなければな

らない場合、本規則を免除する特例措置を CNC 総裁に対して書面で申請すること。

【助成金支払いまでの流れ】

EU 規則に従い、交付される助成金の上限は包括的一括適用免除規則（GBER）〔用語集〕第 53 条に基づいて設定される。原則として、公的支援総額（全ての公的援助の合計額）が支援対象費用の総額に占める割合の上限は 80% に制限されるものとする。CNC 総裁は、公開選択支援委員会による審議後に助成金交付を決定する。その後、CNC と受益者が協定書を締結する。本協定では、受益者が合意した義務、助成金の交付方法、およびその返済条件を規定する。受益者は協定締結日から起算して最大 4 年以内にプロジェクトを実行し、支払い証明書を CNC に提出する。この期限を超過した場合、交付された支援は無効となり、助成金の支払いは行われぬものとする。助成金の支払いは、助成を受けたプロジェクト内容と工事の実態が一致していることを確認後、最大 3 回に分けて行われる。

助成金の交付を受けるためには、必ず支援給付要件を履行し、プロジェクトの実施要件と助成費用の適用要件を遵守しなければならない。これらの条件を遵守しなかった場合、助成金として支払いを受けた金額を CNC に返還しなければならない。

【映画文化産業融資院（IFCIC）による保証】

映画文化産業融資院（IFCIC）〔第 3 章第 7 節に詳説〕は債務保証とプロジェクトに関する専門知識を融資機関に提供し、映画館に対する投資計画を支援する。この保証は、興行会社が取得した融資額の 50% に相当する額の最終的なリスクを負担するものである。

このように、銀行が要求する個人保証を抑えることにより、IFCIC は融資対象プロジェクトの規模にかかわらず、独立した興行会社（民営・社団）の融資獲得を促進する。

B-2 アール・エ・エッセイ（アート系）映画館助成

Notice du classement art et essai

以下のテキストは、主に CNC 公式ウェブサイトのページ Classement art et essai よりダウンロード可能な文書「Notice du classement art et essai」(d9d1ec3a-6ae9-ec98-0c65-13f274de8d5e (cnc.fr)) を日本語に訳し、再構成したものである。

ここで言うアール・エ・エッセイ映画とは、以下の項目のうち少なくともひとつを満たす作品のことを指す。

- ・映画分野における探求心あるいは新たな側面を示している作品
 - ・高いクオリティを有しているにもかかわらず、それに値すべき観客の支持を得ていない作品
 - ・製作された国の実状を描いているがフランス国内で公開の少ない作品
 - ・芸術的・歴史的に価値のあるリバイバル映画で、特に「名作」と見なされる作品
 - ・クオリティやテーマの選択によって映画分野を刷新すると思われる短篇作品
- また、以下の作品も例外的にアール・エ・エッセイ映画と定義されうる。
- ・批評家の求めるものと一般観客の好みの双方に合致し、映画分野に特筆すべき貢献を行えると思われる近年の作品
 - ・アマチュア映画作家によって製作された特に注目に値する作品

【アール・エ・エッセイ映画の推薦】

推奨される作品の一覧は CNC によって作成される。また CNC は協定により推薦手続きをフランス・アール・エ・エッセイ映画館協会 (AFCAE)〔用語集〕に委託する。

推薦手続き

- ・推薦は 50 人の審査員から構成される委員会の見解に基づく。審査員はさまざまな職業分野や芸術スタイルを代弁できる者とし、観客層の好みの変化を考慮に入れることができる
- ・推薦は劇場公開 6 週間前から先んじて行う
- ・推薦は基本的に作品のクオリティに基づいて行う
- ・推薦にあたって「探求と発見」「子ども向け映画」「映画遺産と名画シリーズ」の証票を付記することができる
- ・映画にかかわる業務全般において、アール・エ・エッセイ推薦映画として宣伝を行うことができる

推薦作品リストは CNC 総裁の判断に基づき AFCAE のサイトで閲覧が可能である (<http://www.art-et-essai.org>)。CNC の登録番号を得た作品のみ推薦を受けることができる。

【助成を受ける映画館の指定】

アール・エ・エッセイ推薦作品のプログラム編成、推進事業、宣伝活動への報酬として、選択助成金が映画上映施設事業者に配当される。

指定の基準

アール・エ・エッセイ映画館指定を受けた施設は地理的配置に準じて複数カテゴリーを含む2グループに分けられる（以下の「指定映画館の分類とグループ」の項を参照）。

指定は各グループおよびカテゴリーごとの諸条件と計算法に則して決定される。指定は全上映回数に対するアール・エ・エッセイ映画上映回数の比率を表す自動指数に基づく。この指数はアール・エ・エッセイ映画館委員会の見解により、均衡を保つための係数によって微調整される場合がある。

アール・エ・エッセイ映画館の特徴に応じて、「探求と発見」「子ども向け映画」「映画遺産と名画シリーズ」の3種の証票が付与される。

さらに、「探求と発見」に指定された公開規模の小さい作品のプログラム編成、および、異なる証票を付与された作品に対し、2種類の自動直接手当による補助的な配当が可能である。

また、指定により短篇作品のプログラム編成への報酬として選択助成金を受けることも可能である。

申請手続き

上映許可を得ている全ての映画館はアール・エ・エッセイ指定に申請することができる。アール・エ・エッセイ助成は、アール・エ・エッセイ映画施設として指定、あるいは証票許可を得た後に配当される。

指定を希望する映画館は、オンライン回答専用サイト (<https://mon.cnc.fr>) 記載のアール・エ・エッセイ質問票に回答する必要がある。

指定は、年度始めにアール・エ・エッセイ映画館審査委員会が申請書類を審査し、その後、委員会の見解に基づき CNC 総裁によって決定される。

指定と助成金配当は、申請年度より3年前の映画スケジュール〔用語集〕第27週目から申請年度前年の第26週目を対象とする。

例外を除き、指定は2年間とする。助成金、証票、補足手当は当該年度翌年にも継続される。

【支援の審査】

アール・エ・エッセイ映画館審査委員会は、映画館の立地に応じて国家委員1名と地方委員5名とから構成される。審査委員は任期4年、1回のみ更新可能とする。

地方委員の地域圏は以下のようになる。

- ・イル＝ド＝フランス、グアドループ、ギアナ、マルティニーク、マイヨット、レユニオン
- ・グラン・テスト、ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ
- ・オクシタニ、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール、コルシカ
- ・オー＝ド＝フランス、ノルマンディー、ブルターニュ、ペイ・ド・ラ・ロワール
- ・サントル＝ヴァル＝ド＝ロワール、ヌーヴェル＝アキテーヌ

アール・エ・エッセイ映画館審査国家委員会の構成メンバー

- ・委員長
- ・副委員長
- ・映画上映施設事業者代表4名
- ・映画配給会社代表3名

- ・プロデューサー代表 1 名
- ・映画監督代表 1 名
- ・適任者 6 名
- ・短篇映画に関する適任者 1 名
- ・地域圏文化行政局（DRAC）局代表者 1 名
- ・経済問題担当の大臣 1 名

アール・エ・エッセイ映画館審査地方委員会の構成メンバー

- ・アール・エ・エッセイ映画館審査国家委員会の委員長
- ・アール・エ・エッセイ映画館審査国家委員会の副委員長
- ・映面上映施設事業者代表 4 名
- ・映画配給会社代表 3 名
- ・プロデューサー代表 1 名
- ・映画監督代表 1 名
- ・適任者 6 名
- ・短篇映画に関する適任者 1 名
- ・当該行政地域圏の DRAC における映画担当コンサルタント 1 名
- ・経済担当相の代理人 1 名

映画館の仲介者、あるいはその代理人は、陪席者として審査会議に参加することができる。

【指定映画館の分類とグループ】

各映画館の分類は立地条件に応じて決定される。都市圏指標（国立統計経済研究所 INSEE [〔用語集〕](#)の定義による）と呼ばれる都市指標（Uu）、および以下の市街地指標（Cc）を使用する。

図表 4-6f：立地条件別の分類方法

第 1 グループ	分類 A	$Cc \geq$ 住民 10 万人 かつ $Uu \geq$ 住民 20 万人の場合
	分類 B	$Cc <$ 住民 10 万人 かつ $Uu \geq$ 住民 20 万人あるいは $Cc \geq$ 住民 5 万人 かつ 住民 10 万人 $< Uu <$ 住民 20 万人の場合
第 2 グループ	分類 C	$Uu \geq$ 住民 10 万人の場合
	分類 D	住民 2 万人 $\leq Uu <$ 住民 10 万人の場合
	分類 E	$Uu <$ 住民および集落 2 万人の場合

分類別、助成の上限

助成金額には以下の上限が設定されている。

- ・分類 ABCD に対しては、申請年度のアール・エ・エッセイ映画作品上映 1 入場に対し 1.5 ユーロ
- ・分類 E に対しては、申請年度のアール・エ・エッセイ映画作品上映 1 入場に対し 2.5 ユーロ、あるいは、それ以外の映画作品上映 1 入場に対し 1.5 ユーロ

直接手当あるいは短篇映画プログラム編成選択助成が補足として支給される場合、上記の上限設定はこれらの助成金合計額に適合する形で支払われる。

【申請の制限】

以下の条件を証明することが不可能な場合、指定および映画館助成制度に申請することはできない。

審査対象年度において少なくとも年間平均 32 週間の上映を行わない場合

審査対象年度において以下に指定の年間最低上映回数を行わない場合

- ・分類 A および B の場合：300 回
- ・分類 C および D の場合：200 回
- ・分類 E の場合：150 回

しかし以下の場合には例外的に申請可能とする。

- ・審査対象年度において年間平均 26 週以上の上映回数を証明できるが、改修改築工事のため一時閉館せざるをえなかった映画館
- ・審査対象年度において年間平均 26 週以上の上映回数を証明できる新設映画館

【指標別計算方法】

均衡保持係数

1. 均衡保持加算係数

均衡保持加算係数は、当該映画上映施設が有する物理的リソースや、影響力を有する地域において提供される文化活動との関連から、価値あるアール・エ・エッセイ映画の上映プログラム編成、一般観客の獲得と保持、アール・エ・エッセイ映画上映プログラムにかかわるイベント主催などを行った映画上映施設事業者に対して付加される。第 1 グループに関しては 0 から 40 ポイント、第 2 グループに関しては 0 から 0.40 ポイントが付加加算される。

均衡保持加算は以下の基準に基づいてなされる。

1. 地域の人口密度および人口社会学
2. 映画環境
3. 映画上映施設事業者の実施するイベントなどの文化活動
4. 低都市指数地域の場合、系列館との連携
5. 特に就学児や高齢者などの観客を対象とした、居住地近辺での映画上映
6. 地方文化施設と連動した上映活動
7. 観客に対する情報提供のクオリティ
8. テーマ別映画関連イベントや映画祭の主催
9. 第 2 グループの場合、字幕版の上映回数
10. アール・エ・エッセイ映画プログラムを編成した数
11. 各証票のアール・エ・エッセイ映画上映回数
12. 短篇映画に関する上映方針
13. プログラム編成の多様性

2. 均衡保持減算係数

均衡保持減算係数は、映画館の収容状況や快適さ、アール・エ・エッセイ映画上映プログラムの多様

性、上映週数や上映回数（映画上映時の改修改築工事期間を除く）、映画館の地域状況や文化環境、映画館の経済状態、および映画館からの申請書類に応じて付加される。第1グループの場合0から65ポイント、第2グループの場合0から0.65ポイントとなる。

均衡保持減算は以下のような基準に従って行われる。

審査対象年度における上映週数（図表 4-6g）

32 週未満	申請不可
32 週以上 36 週未満	-30
36 週以上 40 週未満	-15
40 週以上 44 週未満	-10
44 週以上 47 週未満	-5

審査対象年度における上映週数（図表 4-6h）

	最低閾値	減算
分類 A および B	スクリーンごとに 300	スクリーンごとに 300 ~ 400
分離 C および D	200	200 ~ 300
分類 E	150	150 ~ 200

オール・エ・エッセイ映画上映プログラムの多様性および上映回数（図表 4-6i）

スクリーン数	第1グループ		第2グループ					
	分類 A および B		分類 C		分類 D		分類 E	
	減算	申請不可	減算	申請不可	減算	申請不可	減算	申請不可
1	44	36	58	42	53	32	37	21
2	86	56	68	47	58	37	47	26
3	96	64	79	53	63	47	58	32
4	104	72	89	58	68	53	63	37
5	112	80	100	63	84	58	68	42
6	120	88	110	68	105	63	79	53
7	128	96	121	74	110	74	89	63
8	136	104	137	84	116	84	100	74
9	144	112	152	95	126	95	116	84
10	152	120	168	110	137	105	126	95
11	160	128	184	126	147	116	137	105
12	168	136	200	142	163	126	147	116
13	176	144	215	158	179	137	158	126
14	184	152	231	173	194	147	168	117
15*	192	160	247	189	210	158	179	137

※以後、1スクリーン増える毎に10ポイント増加。

映画館の快適さおよび映写技術のクオリティ (図表 4-6j)

	第1グループ	第2グループ
著しく低い	-25	-0.25
低い	-10	-1
中程度	-5	-0.05

その他の基準

提供される情報のクオリティ

映画館の経済状態

関連イベントの欠如、あるいは質の低さ

映画館の地域状況や文化環境、および興行に関する映画館の営業努力

第1グループ (分類AおよびB) :

アール・エ・エッセイ映画の上映パーセンテージに応じて以下のように計算される。

図表 4-6k : アール・エ・エッセイ映画館助成基準金額の計算式 (第1グループ)

初期計算	全上映回数/アール・エ・エッセイ映画上映回数
申請可能最小パーセンテージ※	分類A : 65パーセント
	分類B : 50パーセント
×均衡保持係数	均衡保持加算係数 0 ~ 40ポイント
	均衡保持加算係数 0 ~ 65ポイント
分類	分類A : 70パーセント
	分類B : 55パーセント
=合計	助成金基本額 (計算表による)
×映画館のスクリーン数に応じた均衡保持係数※※	1 スクリーン : 1.26
	2 スクリーン : 2.1
	3 スクリーン : 3.15
	4 スクリーン : 3.9
	5 スクリーン : 4.8
	6 ~ 7 スクリーン : 5.5
	8 ~ 9 スクリーン : 6.2
	10 ~ 11 スクリーン : 6.9
	12 ~ 13 スクリーン : 7.6
	14 スクリーン以上 : 8.3
=アール・エ・エッセイ映画館助成基準金額	

※ 分類Aでは映画は字幕版で上映されなければならない。分類Bでは、バリおよびその周辺部で50万以上の入場数を記録した作品は字幕版で上映されなければならない。

第2グループ（分類C、DおよびE）：

アール・エ・エッセイ映画の上映パーセンテージおよび映画館規模に準じた均衡保持係数に応じて以下のように計算される。

図表 4-6I：アール・エ・エッセイ映画館助成基準金額の計算式（第2グループ）

申請可能最小パーセンテージ	分類C：20パーセントのアール・エ・エッセイ映画上映回数
	分類DおよびE： 15パーセントのアール・エ・エッセイ映画上映回数
初期計算	平均全上映回数／アール・エ・エッセイ映画上映回数
申請可能最小パーセンテージ	分類C：≥ 0.4
	分類D：≥ 0.3
	分類E：≥ 0.2
×映画館内スクリーン数に応じた均衡保持係数※※	1 スクリーン : 1.25
	2 スクリーン : 1.05
	3 スクリーン : 0.85
	4 スクリーン : 0.75
	5 スクリーン : 0.70
	6 スクリーン : 0.60
	7 スクリーン : 0.55
	8 スクリーン : 0.51
	9 スクリーン : 0.48
	10 スクリーン : 0.45
	11 スクリーン : 0.43
	12 スクリーン : 0.41
	13 スクリーン : 0.39
	14 スクリーン : 0.37
	15 スクリーン以上 : 0.35
×均衡保持係数	均衡保持加算係数 0～0.40 ポイント
	均衡保持減算係数 0～0.65 ポイント
分類	分類C：≥ 0.45
	分類D：≥ 0.30
	分類E：≥ 0.25
=アール・エ・エッセイ助成基準金額	

※※ 均衡保持係数は、審査対象年度中、平均32週以上の上映回数が証明できる場合のみ適用される。

新たに上映館が設置された場合、審査対象年度以前の上映回数26週を例外的に対象とする。

【部門別の証票】

アール・エ・エッセイ指定および助成金配当にあたり、CNC 総裁より証票が与えられる。映画上映施設事業者はオンライン申請登録の際、HP 上の該当する欄より証票を申請しなければならない。この証票は複数申請が可能である。

証票は異なるカテゴリーの映画作品数および上映回数に応じて付与される。さらに、関連イベントのクオリティ、観客への情報提供のクオリティ、プログラム編成の頻度とその費用などが考慮の対象となる。

1. 「探求と発見 (Recherches et Découverte)」部門

この部門は、CNCが「探求と発見」として推薦する作品が対象となる。分類C、D、Eの映画館では、当作品の上映数に関する以下の指標が基準となる。

図表 4-6m: 「探求と発見」部門の映画館の指標図

	分類 C		分類 D		分類 E	
	作品数	上映数	作品数	上映数	作品数	上映数
スクリーン数 1～2	25	175	22	130	15	75
スクリーン数 3～4	30	210	27	156	18	90
スクリーン数 5～7	36	252	33	188	22	108
スクリーン数 8～10	44	303	40	226	27	130
スクリーン数 10 以上	53	364	48	272	33	156

2. 「子ども向け映画 (Jeune Public)」部門

この部門は、CNCが「子ども向け映画」として推薦する作品が対象となる。分類C、D、Eの映画館では、当作品の上映数に関する以下の指標が基準となる。

図表 4-6n: 「子ども向け映画」部門の映画館の指標図

	分類 C		分類 D		分類 E	
	作品数	上映数	作品数	上映数	作品数	上映数
スクリーン数 1～2	15	90	15	75	12	40
スクリーン数 3～4	18	108	18	90	15	48
スクリーン数 5～7	22	130	22	108	18	58
スクリーン数 8～10	27	156	27	130	22	70
スクリーン数 10 以上	33	188	33	156	27	84

3. 「映画遺産と名画 (Patrimoine et Répertoire)」部門

この部門は、CNCが「映画遺産と名画」として20年以上前から推薦、もしくはリバイバル助成を行っている作品が対象となる。分類C、D、Eの映画館では、当作品の上映数に関する以下の指標が基準となる。

図表 4-6o: 「映画遺産と名画」部門の映画館の指標図

	分類 C		分類 D		分類 E	
	作品数	上映数	作品数	上映数	作品数	上映数
映画館全体	15	60	15	45	/	/
スクリーン数 1～2	/	/	/	/	12	20
スクリーン数 3～4	/	/	/	/	15	30

【報奨】

1. 直接手当

1-1 証票に対する報奨

「探求と発見」「子ども向け映画」「映画遺産と名画」の証票を得た場合、自動的に賞与が与えられる。

計算方法

- 1 証票を得た場合：
助成金 1.5% 分、最低 150 ユーロの賞与が配当される。
- 2 証票を得た場合：
助成金 3% 分、最低 300 ユーロの賞与が配当される。
- 3 証票を得た場合：
助成金 6% 分、最低 600 ユーロの賞与が配当される。

1-2 「フィルム・フラジール」に対する報奨

さらには、「フィルム・フラジール」を公開する映画館に対して補足的に報奨が与えられる。「フィルム・フラジール」とは、「探求と発見」として指定され、国内封切り第 1 週目に 80 館以下の映画館でしか上映されていない作品を指す。

本報奨は以下の指標により計算される。

- ・「フィルム・フラジール」のプログラム編成回数
- ・「フィルム・フラジール」の上映回数

報奨を受けるためには、審査対象年度においてスクリーン毎の上映回数が年間平均 400 回以上であり、かつ、下記の指数 i が 6 以上である必要がある。

計算方法は、下記の指標に比例して固定される予算総額の配分に基づく。

計算方法

CNC は映画館毎に上映指数 i を計算する。

$$i = (a + 2b) / 3$$

a = 「フィルム・フラジール」のプログラム編成回数 / 全上映作品数 (%表示)

b = 「フィルム・フラジール」の上映回数 / 全上映回数 (%表示)

例) 全上映 100 作品 (上映回数 3000) のうち、「フィルム・フラジール」10 作品 (上映回数 150) を上映した場合 :

$$a = 10 \%$$

$$b = 5 \%$$

$$i = (10 + 5 \times 2) / 3 = 6.66 : \text{よってこの映画館は報奨に申請可能}$$

2. 補助的な選択資金助成

2-1 短篇映画に対する報奨

アール・エ・エッセイ指定を受けた映画館は、短篇映画プログラム編成に対して選択資金助成を受けることができる。

申請するためには、審査対象年度におけるスクリーン毎の年間平均上映回数が400回以上でなければならない。

本助成は以下の条件を考慮に入れることにより配当される。

- ・ 短篇映画の上映を企画促進する団体への加盟

特に以下の団体が考慮の対象となる。「オルタナティブ上映ネットワーク Réseau alternatif de diffusion, RADI」、「ネットワーク CLAP」（ヌーヴェル・アキテーヌ地域圏）、「短き導火線 Mèche courte」（オーヴェルニュ＝ロヌ＝アルプ地域圏）、「前方へ走れ／前方の短篇映画 Cour(t)s devant」（サントル地域圏）、「満ち潮 Flux」（オー＝ド＝フランス地域圏）、「RADI ブルターニュおよび自由地区 RADI Bretagne et Quartier Libre」（セーヌ・サンドニ）

- ・ 審査対象年度における短篇映画プログラム編成回数
- ・ 短篇映画関連のイベントや映画祭の主催回数
- ・ 短篇映画促進に関する方針

【助成金支払いの流れ】

助成金額

助成金額は諸数値の計算に基づき CNC 総裁によって決定される。助成金額はアール・エ・エッセイ映画館充当予算額調整の対象となる場合がある。

口座振込

総額が1回で振り込まれる。これには助成金および自動手当・選択手当が含まれる。

助成金は映画館が手続き書類通りの状態である場合に限られる。TSA の申告および支払いが行われていない場合、または社会福祉関連諸手続きへの義務を怠っている場合、助成金は支給されない。

興行主の変更

助成金は配当決定通知の際に当該映画上映施設事業者へ支給される。

審査対象年度あるいは審査対象年度と支給開始日の間に興行主が変更する場合、新興行主が採択されるに十分な事業継続を保証する場合において助成金は支給される。

申請の再審査

CNC 総裁は有益であると見なされる場合、アール・エ・エッセイ映画館審査国家委員会へ再審査について意見を求めることができる。

また、映画上映施設事業者側の希望がある場合、アール・エ・エッセイ映画館審査国家委員会は CNC 総裁から新たな意見を求められる。

【特例と注記】

同一都市圏内での興行権譲渡の場合の注記

助成採択年度において同一都市圏内にある映画館から別の映画館へ興行権が譲渡され、かつ同一の映画上映施設事業者によって経営継続される場合、指定は続行し、助成金は旧映画館と新映画館双方の興行総体を考慮に入れた上で配当される。

翌年の助成申請に関する注記

以下の条件にある場合、指定、証票および配当の助成金は例外的に翌年の助成継続審査の対象となる。

- ・前年度1月1日から12月1日のあいだに映画上映施設事業者が変更となった場合
- ・前年度1月1日から12月1日のあいだに映画館内に新たな上映会場が設置された場合
- ・前年度1月1日から12月1日のあいだに上映会場が休館となった場合
- ・前年度1月1日から12月1日のあいだに同一都市圏内にある映画館から別の映画館へ興行権が譲渡されかつ同一の映画上映施設事業者によって経営継続された場合

以下の条件にある場合、映画上映施設事業者は翌年度の指定に申請することができる。

- ・前年度1月1日から12月1日のあいだに新たな映画館が設置された場合
- ・申請年度の指定および助成金が拒否された場合

以上の場合、申請年度前年の映画スケジュール第27週目から申請年度の映画スケジュール第26週目までが審査対象年度となる。

2021年におけるアール・エ・エッセイ映画館の指定

（以下の内容は、CNC発行の文書「Manuel utilisateur demande de Subvention Art et essai 2021」
[www.cnc.fr/documents/36995/147089/Manuel+utilisateur+pour+la+creation+d'une+demande+de+classement+art+et+essai+-+.pdf/662ae5c2-714f-94bb-8af6-236d4669c837] を参照)

2021年における指定は、全てウェブ上での申請による。以下に述べる「特別な場合」を除き、2021年は、2020年の指定が自動的に更新される。また、2020年9月24日にCNCより公表された「映画および視聴覚部門における復興計画」における3つ目の柱「フランス全土において次なる観客を見いだし、短期および長期にわたり映画館の継続を保証するために」〔第6章第3節を参照〕(総額3,430万ユーロ)のなかの施策として、アール・エ・エッセイ映画館への選択支援の再強化(200万ユーロ)が計上されていることにより、割り当てられる支援額は増額されることになる。

ただし、以下の「特別な場合」については、これまで通り、完全な形での申請が必要となる。

- ・2019年に開館した新しい映画館の場合
- ・2019年に、映画館経営者が変更した場合(経営会社の変更、筆頭株主の変更、公役務の委託〔delegation de service public, DSP〕を請け負う民間機関の変更)
- ・2019年に、スクリーン数を変更した場合
- ・2019年に、映画館自体を移転した場合(同一都市圏への移転、ただし経営者の変更はなし)

- ・2020年に、アール・エ・エッセイ映画館として指定されていなかった場合

以上の場合、アール・エ・エッセイ映画館の指定と助成額は、全ての必要書類に基づき、再判定される。
2020年の特殊事情により、休館期間を考慮し、2021年指定のための対象期間は、2019年第10週から2020年第26週まで（2019年3月6日～2020年6月20日）とし、その期間の上映番組とイベントを審査対象とする。

B-3 競争市場においてプログラム編成が困難な状況にある映画館に対して行う助成

Aide aux salles maintenant une programmation difficile face à la concurrence

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide aux salles maintenant une programmation difficile face à la concurrence の Descriptif を日本語に訳し、再構成したものである [www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/exploitation/aide-aux-salles-maintenant-une-programmation-difficile-face-a-la-concurrence]。

【助成を受ける条件】

困難なプログラム編成に対する助成を受けるためには、映画施設の興行主は次の要件を満たさなければならぬ。

- ・ Code L.115 条 1 項が規定する税の滞納がないこと
- ・ Code L.212 条 32 項 3 が規定する興行収入申告の提出期限を遵守していること
- ・ パリ市内、人口 20 万人以上の市町村、あるいは人口 20 万人以下もしくは同等で、かつ前年の観客総動員数が 150 万人以上であった市町村に設置されていること
- ・ 困難なプログラム編成に対する助成は、交付決定を通知した時点で事業活動を行っている映画館（興行主）に交付される
- ・ 助成交付の検討基準となる期間（またはこの期間から支援給付決定日までの期間）において興行主が変更された場合、助成金は新しい興行主に支払われる。ただし、受給対象となった事業内容の継続に対して新しい興行主が十分な保証を示す場合に限る

【評価と審査基準】

困難なプログラム編成に対する助成は、上映施設が提供するプログラムの質、動員数の改善状況、鑑賞環境や上映技術の質、ならびに興行主の財政状況に応じて交付される。

施設のプログラム編成の質に関する審査基準は、助成申請日の前年の競争環境を考慮して評価される。その他の基準に関しては、必要に応じて過去数年の施設の運営状況の変化を考慮して評価する（現在、審査委員会は会長を含む、4 名で構成されている）。

提出書類

CNC 発行の文書 Notice APD 2021 (94da5f8b-f71b-ea60-9169-1fff175daca0 (cnc.fr)) によれば、助成申請にあたり、以下の書類の提出が求められている。

- ・ キャッシュフロー計算書
- ・ 損益計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 2020 年の「社会保険年間申告」(DADS) **〔用語集〕**
- ・ 社会保障・家族手当負担金徴収組合 (URSAFF) **〔用語集〕** と職業安定所 (Pôle emploi) へ提出した

最新の会計報告書

【助成実績】

CNC 発行の文書 Montants APD 2019 (bf21b692-89d4-03d5-a0ef-d70451b6e56b (cnc.fr)) によれば、2019 年の本支援プログラムの実績は、パリおよび地域圏の映画館 43 館に対して、総額 1,715,500 ユーロの助成が行われている。

B-4 追加コピー作成への助成

Aide au tirage de copies supplémentaires

1983年に文化省とCNCによって設立され、CNCが支援を行っている公益法人、地方映画館開発事務局（ADRC）では、地方の映画館において公開される映画作品の多様性を確保することを目的に、映画館を運営する興行会社を受給者として、作品の追加コピー作成への助成を行っている。

以下は、主にADRCが発行している文書「映画へのアクセシビリティに対するADRCの助成制度（MODES D'INTERVENTION DE L'ADRC POUR L'ACCES AUX FILMS, 2000年11月9日作成、2013年4月11日最終更新）」の日本語訳を基に再構成したものである。

【地方映画館開発事務局（ADRC）の助成事業】

ADRCの基本的な使命のひとつは、フランス全土における文化事業遂行を目的として、多様性のために作品へのアクセシビリティを高めることである。ここでは配給会社による十分な考慮がなされていない地区・地域の映画館や、「シネマコンプレックス」など大型映画館での興行と激しい競争にさらされている映画館での作品上映を対象とする。

ADRCによる追加コピー作成への助成制度は、配給会社の能力のみでは封切り時あるいは期限内に解決しえない映画館側の需要や申し出に応えることを可能にする。

ただし、ADRCは配給会社の責任や役割を肩代わりするものではなく、映画館に対して、配給会社に代わる唯一の代弁者になるようなことのないよう注意を払っている。

本助成制度は、ADRCへ事前に提出されている作品の国内配給計画の一貫性および地域予算に即してのみ実施される。

【助成体制とその手続き】

ADRCは映画館への最良のアクセシビリティのため、以下の3つの措置により追加コピー作成への助成を行う。措置は、「小規模都市」「中規模都市」「アール・エ・エッセイ」によって異なる。

「小規模都市」および「中規模都市」とは、年間観客動員の実数（CNCのデータ）を基に、ADRCによって規定される。あらゆる措置において、受給者である興行会社はその活動を規定する条文と義務を遵守していることが前提条件となる。

あらゆる措置を通して、ADRC負担による追加コピー作成への助成（協力金と作品の素材費がある場合）により発生するデジタル協力金は、巡回を構成する（複数の）上映映画館の間で6週間にわたって均等に割り振られる。上映が6週間を上回る場合も、配分は同じとする。助成金はADRCの指示のもと、映画テレビ製作者協会（Procirep）〔用語集〕管理の「映画館でのデジタル上映に対する分配基金」によって支給される。

あらゆる措置を通して、配給会社の興行収入に対する配給会社の取り分はADRCによる最初の3週間の巡回は50%、第4週目からの巡回は45%とする。

1. 「小規模都市」の映画館への措置

ADRCの定義する「小規模都市」とは、一般的に年間観客動員数が5万人以下の都市をいう。

例外的規定として、この処置は、関係する配給会社の合意を得る必要があり、ADRCは作品の配給

状況と申請状況に応じて、事例ごとに検討を行う。

助成方法

映画館側からの申請は、配給会社との合意のもと、巡回の予定を立て管理する ADRC 地方派遣員へ直接行われる。一般的に巡回は少なくとも 1 週間に 1 映画館の割合で 6 館にて 6 週間の興行にわたって作成され、デジタル協力金は 6 つの映画館に 6 分の 1 ずつ分配される。またキャンセルのリスクを抑えるため、申請が確約され、かつ信用性のある場合にのみ限られる。このため、場合によっては、作品の初期営業成績が明らかになった以降にのみ助成が確約される場合もありうる。配給会社が助成対象外のコピーの配給を停止した場合、この停止したコピーを ADRC の追加コピーによる巡回を提供することができる。(よって、ADRC の追加コピーによる巡回は継続されるため、デジタル協力金はそのまま配給制度の管理下となる)。

配給会社の遵守義務

配給会社が以下の手続きを遵守しない場合は本助成対象から除外される。

プログラム編成

1 映画館につき 1 週間の興行、週最低 5 回上映とする。この要請は当該映画館、作品、興行状況をめぐる通常の興行環境に基づき、ADRC が判断する。

さらに、最良の興行のために必要と思われる場合、他の映画館での使用を妨げない限り、ADRC 提供の同一作品のコピーを後日再上映できる。

興行収入の分配

再上映の場合も含め、ミニマム・ギャランティなしの興行収入を分配する。

輸送

興行会社は、ADRC が作成した巡回流通網と指示された条件に従い、映画館への素材の輸送を最適な環境にて行い、また上映館のプログラム日時を遵守する責任を負う。

ADRC 作成の流通網の最初と最後、つまり配給会社の在庫からの発送と在庫への返送は、配給会社の責任によるものとする。

興行成績

ADRC はこの措置の手続きを継続的に評価する必要があるため、各映画館は興行成績をすみやかに ADRC へ提出しなければならない。

2. 「中規模都市」映画館への措置（申請時に手続きに関する特定文書が配給会社に配布される）

ADRC の定義する「中規模都市」とは、一般的に年間観客動員数が 5 万人以上 25 万人以下の都市をいう。

例外的規定として、小規模都市への措置に準じ、また特にアール・エ・エッセイの分野の多様な作品へのアクセシビリティを改善する目的として、中規模都市映画館自らが要望し、かつ関係する配給会社の合意を得た場合、小規模都市への作品巡回助成に統合することができる。

助成方法

中規模都市映画館の申請は、配給会社が考慮するものとする。これらの都市の映画館は、少なくとも

中規模3都市の6週間分、つまり1館につき2週間のプログラム編成が準備でき次第、ADRCの追加コピー作成助成への申請が可能である。また助成金は3分配、つまり各館に3分の1ずつ支給される。配給会社が、映画館にとっては満足な上映期間であるものの、その要望に応えることができないと判断した場合、配給会社はすでにADRCへ提出されている案を補足するような普及計画を作成し、国内配給計画および初期の興行成績とともに提出しなければならない。

配給会社は、作品が未公開になっている中規模都市のうち、少なくとも費用の25%は負担しなくてはならない。また配給会社はADRCからの助成時に、最低60コピーを用意しなければならない。

ADRCが組織し裁定する技術専門委員会(Comité Technique Professionnel)は申請を分析し、映画館からの実際の要望、作品の興行成績、配給会社の配給戦略とその実践に基づいて、ADRCの助成の可能性、ADRCから提供可能なコピー数、配給会社負担の最低追加コピー提供数を決定する。よって同助成制度は、申請対象となる作品の興行第2週目に開始される。一方、作品の実質的な興行成績と配給状況に応じて、後日の追加申請および審査が行われる場合もある。

配給会社の遵守義務

配給会社が(下記および配給会社に送られている業務仕様に記載の)手続きを遵守しない場合は、本助成対象から除外される。

配給会社による中規模都市への追加コピー分担(最低25%)は、ADRCの規定する中規模都市助成の決定条件である。

情報提供

ADRCとの合意に基づき、配給会社は以下をすみやかにADRCに届け出ること。

- ・ADRCによる確認済みの作品巡回開始最終配給案(興行第1週目の月曜日以降直ちに提出する)
- ・ADRCからの要請に基づく対象作品の興行成績
- ・作品巡回最終配給案(興行終了後に提出する)

配給会社はADRCの助成を受ける各映画館に情報を提供すること。

3. アール・エ・エッセイ助成

中規模都市の措置に定義された都市よりも重要な都市のアール・エ・エッセイの映画館はアール・エ・エッセイの指定を受けた作品に関して当措置を受けることができる。一方、配給会社による配給計画は60プリント以下でなければならない。

助成方法

中規模都市の場合に準じ、少なくとも3館に対し6週間ずつ、1館につき2週間分ごとに対象作品が巡回され、配給会社の分担義務は申請の25%、またアール・エ・エッセイ措置専門の技術専門委員会がADRCとともに助成条件の評価を行う。

ADRCのアール・エ・エッセイ追加コピーの対象となる都市および映画館の決定は、希望された作品の配給会社による配給計画案と一貫性のあるものとなる。

ADRCによるデジタル上映素材提供配分システムは、中規模都市の場合に準じ、3映画館に対し6週間の巡回に配分され、また寄付金は3分配、つまり各館に3分の1ずつ支給される。

【中規模都市映画館、およびアール・エ・エッセイに関する技術専門委員会の設置】

助成の適時性および性質について見解を示すため、ADRC の評価基準および助成制度に基づき、配給会社によって ADRC へ提出された申請書類を分析し、評価する機関として技術専門委員会を設ける。ADRC はこれらの見解をとりまとめ、配給会社との関係を考慮しながら助成を執行する。

ADRC へ提出された技術専門委員会の見解は極秘とし、技術専門委員会の意見のとりまとめの形でのみ公開され得る。以上は委員会の判断の自由と独立性を保証するものである。

技術専門委員会は ADRC の要請により招集され、助成制度の総括を作成し、制度の発展に関する議論を行う。

構成

・中規模都市：審査委員 12 名

製作会社代表〔用語集〕3 名、興行会社代表 5 名、配給会社代表 4 名

・アール・エ・エッセイ映画館：審査委員 11 名

製作会社代表 2 名、興行会社代表 6 名、配給会社代表 3 名

【小規模都市の助成に関する事前確認事項（国内封切）】

申請の対象となる作品（例えば、青少年向け、アール・エ・エッセイ、アニメーションを使用した分野など）に特有の興行手続きを踏まえたプログラム編成により申請が確実な際には、ADRC の作品巡回助成が十分に遂行される見込みがあり、ADRC の方針に適う場合に限り、国内封切り日以前に確約が可能となる。この場合、追加コピーは当該日より開始される。

この特別措置は配給会社との合意を必要とし、当該の興行会社による実質的な事前準備に基づいた最良の作品興行が行える場合においてのみ考慮が可能である。

【助成に対する評価基準】

ADRC は技術専門委員会審査員と共に、フランス全土の映画館および観客のため、配給と作品へのアクセシビリティの環境をさらに整えるよう留意しなければならない。

この点において、公益に適する作品の広範囲への配給を定めた法規定の原則は、広範囲への配給が、映画館、作品、ひいては観客の多様性を意味すると理解され、ADRC の助成の重要な基準となるものである。よって ADRC による助成の実現可能性および適時性を決定するためには、以下の基準が考慮されなければならない。

作品の全国配給の網羅

鍵となる都市へのコピーの配給が集中する問題、鍵となる都市と中小規模都市との間のコピー分配の問題、大都市圏に隣接する周辺都市の問題などについて検討されなければならない。

オリジナル版を含めた作品へのアクセシビリティ

作品の配給会社から独立した映画館で、特にオリジナル版のプログラム編成を申請する映画館に対しては、作品に対するアクセシビリティが検討されなければならない。

「影響を受けやすい」地域の映画館および都市に対するアクセシビリティの諸条件

「影響を受けやすい」地域とは、シネマコンプレックスの興行設備の影響を直接的あるいは間接的に受けやすい地域、もしくはさまざまなタイプの映画館間の競争が激しい地域のことを指す。しかし同一作品をめぐる映画館間の競争という問題は、作品の配給会社特有のものであり、また特権的なものでもあるため、解決するのはADRCの管轄ではない。ADRCは諸々の措置により、この地域に関わる映画館および都市に対して、作品への最良のアクセシビリティを優先的に援助することができる。

よって、上記「小規模都市の助成に関する事前確認事項（国内封切）」の原則に則する場合に限り、ADRCは国内封切（もしくは公開）のプログラム編成を検討することができる。

【協定を結ぶ興行会社・配給会社の義務】

追加コピー作成助成の受給者は全て、アクセシビリティの基盤、およびそれに付随する義務や管理体制を把握するため、ADRCの規定を正しく理解していなければならない。

各自の関与に関する注意事項は、各助成においてADRCによって作成される確認書類に記載されている。よってADRCはさまざまな助成方法を通して、巡回作品の最適な管理体制や協働者に対する情報提供を行い、各自の関与を尊重するよう留意する。

興行会社の義務

- ・プログラム編成に関する申請をキャンセルの危険性のない確かな方法で行い、関係する配給会社に対する取引上の義務を遂行する
- ・映画館および当該作品の興行の通常の状態に応じて、最良のプログラム編成を（可能な限り）心がける
- ・ADRCによる追加コピーを最善の物理的状态に保つよう心がけ、その巡回計画に支障をきたさないよう留意する。また巡回計画上で後に続く映画館のプログラム編成にかかわる必要性を考慮し、適切な輸送を行うようにする

配給会社の義務

- ・ADRCの助成制度の諸条件、特に経済面での諸条件およびプログラム編成を尊重する
- ・封切（もしくは公開）日以前に作品の配給条件をADRCへすみやかに報告する。特に、配給先映画館および上映作品のバージョンについて記載した完全かつ正確な国内配給案を提出する（特にオリジナル版か吹き替え版か、聴覚障がい者用版であるか）
- ・最善の作品興行を可能にするため、ADRCによる追加コピーの公開対象である映画館には、特に報道関係者のためのあらゆる情報素材、そして特に予告篇など作品興行に関わる素材を供給する

【輸出／学校への措置／映画遺産の普及】

海外におけるフランス映画の配給会社へのコピーの無償提供措置に従い、また学校関係および映画館における映画遺産の普及に関するCNCとの合意により、ADRCとCNCとはこれらの活動のために、ADRCの作品巡回が終了次第、アクセスコピーの一部の使用を要請できるものとする。

【近年の改正点】

以下は、ADRC公式ウェブサイトのページ [<http://adrc-asso.org/films/engagement-de-diffusion>] を参照している。

2016年5月13日の業種間協定、ならびに、同年8月31日の映画館におけるデジタル普及のための協議会〔用語集〕とシネマ・オンブズマン〔用語集〕による共同勧告により、アール・エ・エッセイ認定作品の配給計画において、以下の基準を求めている。

- ・国内での上映映画館数が175館から250館までを予定しているアール・エ・エッセイ映画の場合、映画館のうち少なくとも17%が人口5万人以下の都市にあること
- ・国内での上映映画館数が250館以上を予定しているアール・エ・エッセイ映画（「収益性のある作品」と呼ばれている）の場合、映画館のうち少なくとも25%が人口5万人以下の都市にあること

これは、CNCの選択支援による配給助成プログラムにおいて、申請者の評価基準となっている。

【助成実績】

以下は、ADRC公式ウェブサイトのページ〔<http://adrc-asso.org/films/activite-en-chiffres>〕を参照している。

ADRCによる本助成プログラムの2019年実績は、以下の通りである。

- ・作品数と巡回上映回数 = 214作品、2,411回（映画館におけるデジタル上映の普及以降、毎年200作品程度が助成対象となっている）
- ・うち、90%が国内での上映映画館数300館以下、42%が80館から199館までの公開作品（とりわけ、アール・エ・エッセイ認定映画が多い）
- ・協力を受けた配給会社 = 45社
- ・作品の国籍 = 39か国（日本を含む）（この5年間増加を続けている）
- ・助成対象となった映画館のロケーション = 1,100の市町村（映画館が設置されている地方自治体の2/3以上）
- ・助成対象となった映画館数と番組数 = 1,100館以上、14,500番組以上
- ・動員数 = 105万6,000人以上

参考文献

CNC. Soutien automatique à l'exploitation. Available at: www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/exploitation/soutien-automatique-a-l-exploitation_191540.

CNC. Notice de presentation du compte de soutien automatique à l'exploitation. Available at: <https://www.cnc.fr/documents/36995/148932/Notice+de+pr%C3%A9sentation+du+compte+de+soutien+automatique+%C3%A0+l'E2%80%99exploitation.pdf/7a147f49-b6d1-3bb8-3756-b9cd12d0da2f?t=1606732948347>.

CNC. Dispositif des avances majorées. Available at: <https://www.cnc.fr/documents/36995/148932/Dispositif+des+avances+major%C3%A9es.pdf/b181c221-d68a-4c87-c503-cd1bb3262e10?t=1577180460042>.

CNC. Aide sélective à la petite et moyenne exploitation : notice générale. Available at : <https://www.cnc.fr/documents/36995/542036/Notice+de+pr%C3%A9sentation+Aide+s%C3%A9lective+%C3%A0+la+petite+et+moyenne+exploitation.pdf/d29da999-1f2f-33cb-8692-428ed604e784?t=1585839648535>.

CNC. Manuel utilisateur demande de Subvention Art et essai 2021. Available at: www.cnc.fr/documents/36995/147089/Manuel+utilisateur+pour+la+création+d'+une+demande+de+classement+art+et+essai+-.pdf/662ae5c2-714f-94bb-8af6-236d4669c837.

CNC. Aide aux salles maintenant une programmation difficile face à la concurrence. Available at : www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/exploitation/aide-aux-salles-maintenant-une-programmation-difficile-face-a-la-concurrence.

ADRC (last update: April 11, 2013). MODES D' INTERVENTION DE L' ADRC POUR L' ACCES AUX FILMS.

ADRC. Engagements de diffusion. Available at: <http://adrc-asso.org/films/engagement-de-diffusion>.

ADRC. Activité en chiffres. Available at: <http://adrc-asso.org/films/activite-en-chiffres>

第7節 ビデオ助成

ビデオ助成とは映画作品およびテレビ番組のビデオパッケージ化、オンデマンド配信に関わる自動支援および選択支援を指す〔第3章第1節の図表3-1a、および以下の図表4-7aを参照〕。ビデオ販売会社、映画作品およびテレビ番組の権利者およびオンデマンド・オーディオビジュアル・メディア・サービス (SMAD)〔用語集〕提供者がその対象となる。

自動支援には、ビデオパッケージ自動支援とビデオオンデマンド配信に対する自動資金助成の2つがあり、それぞれビデオ販売会社とビデオオンデマンド・サービス提供者の売り上げに応じて、CNC内に開設した口座に基金として入金が行われる。

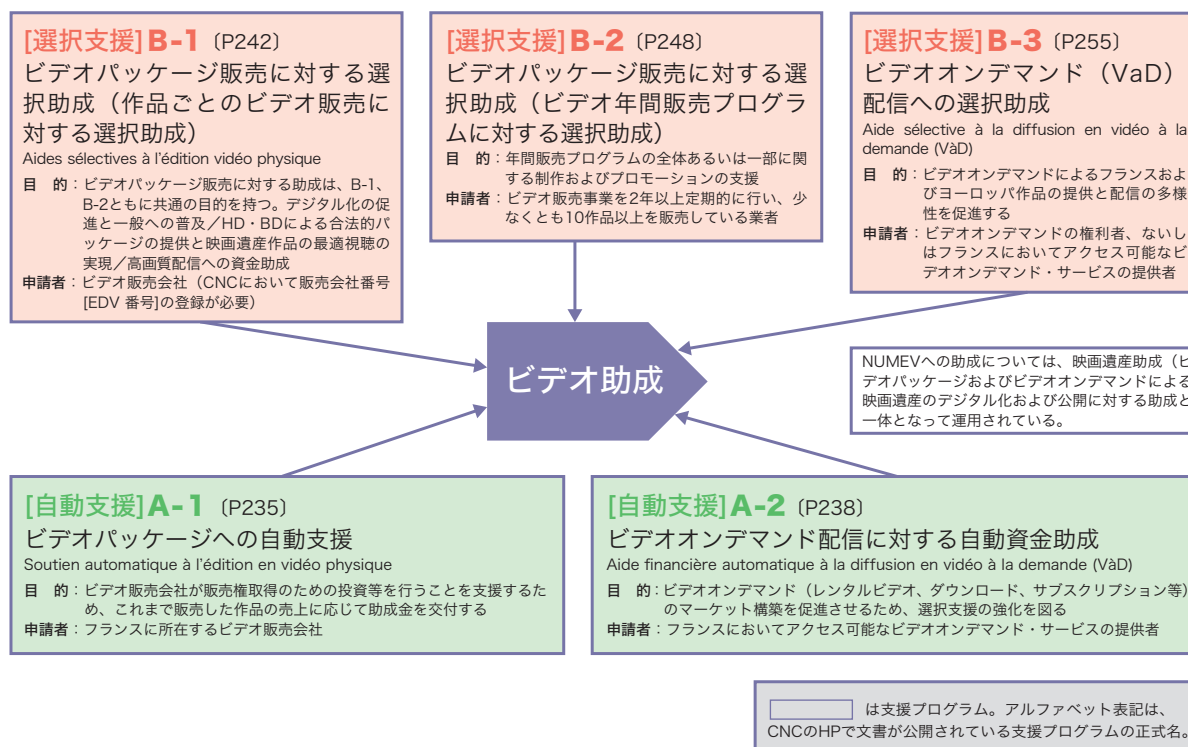
一方、選択支援には、以下の3つの助成プログラムが用意されている。

- ・ 作品 (パッケージ) 毎への助成
- ・ ビデオパッケージの年間発売プログラムへの助成
- ・ 配信プログラム (Programme éditorial vidéo à la demande) への助成

この助成は更に、ビデオオンデマンド権利者に対する支援と配信事業者への支援の2つに分けられる。近年世界的に市場規模を拡大しているオンデマンド配信への助成に関して「権利者」に向けてのプログラムが組み立てられていることは本領域への助成に関する特徴の1つといえるだろう。

本節では、ビデオパッケージおよびオンデマンド・サービスに対する CNC の支援について、2つの自動支援プログラムと、3つの選択支援プログラムの内容を詳しく紹介することで、映画館以外における映画作品の普及および事業者への助成について、その内容を明らかにする。

図表 4-7a：ビデオ助成における支援プログラムの一覧



[自動支援]

A-1 ビデオパッケージへの自動支援

Soutien automatique à l'édition en vidéo physique

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Soutien automatique à l'édition en vidéo physique[https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/video-et-vad/soutien-automatique-a-ledition-en-video-physique_191076] の Descriptif の日本語訳を基に、再構成している。

この自動支援は、ビデオ販売会社の過去の「支援を生み出す作品」の売上高に応じて交付される（作品のリストは CNC のウェブサイト上に記載）。またこの支援は、ビデオ販売会社の裁量により、当該会社が選択したタイミングで運用される（販売会社が CNC に開設した口座に、月毎の売上高の申告に応じて、入金される）。

【支援を受ける要件】

対象となるのはフランス国内で設立され、CNC に申告している企業である。ビデオパッケージの販売が同企業の本来の事業であるか否かにかかわらず、申告は必要となる。これに伴い付与される EDV 番号（ビデオ販売会社番号。EVD は éditeurs vidéo の略語。詳細は <https://www.cnc.fr/professionnels/vos-demarches/controle-du-marche-video>）は、販売されるビデオディスク、ならびにパッケージカバーに掲示しなくてはならない。なお、CNC への申告については、Code〔用語集〕 L. 第 221 条 1 項～222 条 1 項、ならびに RGA〔用語集〕 R. 第 221 条 1 項～222 条 3 項を参照のこと。

申請者は企業の社主、ディレクターあるいは経営者はフランス国籍を有するか、ヨーロッパ共同体加盟国の出身者である。ヨーロッパ共同体加盟国以外の出身者の場合も、在留資格を証明できる者は、フランス市民として見做される。

映画作品およびテレビ番組の公的登録簿（RPCA）〔用語集〕への登録

映画作品のビデオ販売への補助金を取得するためには、契約の登録が義務づけられる。

- ・同登録は自動支援申請書類の予備書類となる
- ・選択支援の名目で認められた補助金支払いを享受するために、同登録は完了されていなければならない

当該作品が登録（公開ライセンス〔用語集〕、もしくは RPCA 登録番号）の対象となり次第、その作品に関連する一連の権利について変更が生じた場合、RPCA への契約登録は義務付けられることになる。

対象となる作品

製作認定および投資認定を受け、最初の映画館上映から 6 年以内の長篇作品。短篇作品のプログラムの場合、映画産業への財政支援（1999 年 2 月 24 日のデクレ〔用語集〕を参照）の受益を認められた最低 1 社の製作会社によって 70% 以上が製作され、1995 年 1 月 1 日以降の公開ライセンスを取得しているプログラムであれば、支援が発生した作品に含まれる。

【支援の金額】

自動支援金はビデオ販売会社ごとに、支援が発生した作品について申告された税抜き売上高に対する率を適用して計算される（現状では4.5%）。支援を受ける権利は、支援を生み出す作品ごとに厳密に定められた期間に対して計算される。その期間は、長篇作品の場合は最初の映画館上映から6年、短篇作品の場合はビデオ販売会社によってCNCに第1回の申告がなされた時から5年である。

【申告の義務】

以下の3点が義務付けられる。

- ・CNCが当該の自動支援を保証し、ビデオ販売会社の口座を最新状態に保つために、ビデオ販売会社は規約に従い、指定用紙に記入した月毎の売上高の申告を厳密に行わなければならない
- ・月毎の売上高は、申告対象となる月の末日から6か月以内にCNCに申告されなければならない
- ・この期日を過ぎた場合、その月の売上高は、ビデオ販売のための自動支援口座の金額計算に反映されない

【特例】

製作認定の交付前に、映画作品がビデオで販売されることが起こりうる（とりわけビデオ発売までの期間の特例〔メディアのタイムライン〔用語集〕を参照〕が認められた作品の場合）。当該作品について申告された売上高を基に計算された資金支援は、ビデオ販売会社の口座に入金されるが、当該作品の製作認定が交付されて初めて取得したこととし、使用可能となる。

【自動支援金の使用条件】

ビデオ販売会社の自動支援金は、以下の条件でのみ使用可能である。

1. 長篇映画作品のビデオ権取得における投資

ビデオ販売会社は、製作への財政支援を受ける資格を有する映画作品（1999年2月24日のデクレを参照）の投資認定が交付された後、もしくは投資認定は申請されていないが製作認定が交付された後、さらに映画館での最初の一般上映から遅くとも1年が経過するまでに、自動支援金を投資することができる。ビデオ販売権の取得契約は、この1年の経過前に署名されなければならない。加えて、当該契約がRPCAに登録されていない限り、支援金の使用申請は認められない。

2. 短篇映画作品のビデオ権取得における投資

当該短篇作品は製作助成を受けていなければならない。自動支援金は、遅くとも公開ライセンスの交付日から2年までの間ならば投資に充てることができる。

3. 映画遺産作品のビデオ権取得における投資

当該作品は、映画館での興行を目的としたもので、最初の上映が公開ライセンス制度の創設以前、もしくは長篇作品の場合は2000年1月1日以前に上映を許可するライセンスを取得、短篇作品の場合は2010年1月1日以前に上映を許可するライセンスを取得していなければならない。当該作品は遺産事業において特に関心の高いものである。これらの作品はCNCの映画作品修復・デジタル化助成（RGA第511条5項を参照）を受ける資格を有し、作品素材の同定と目録化がなされていなくてはならない。

ビデオ販売会社の自動口座に記載されている金額は、上記の映画作品に関連する以下の販売費用の負

担にも投資することが可能である。

- ・素材の作成費用
- ・作品の安全性（不法行為からの防御）や身体の不自由な人へのアクセシビリティなどに関連した技術的費用
- ・パッケージ化の費用
- ・宣伝および販売費用

【支援金使用の申請】

ビデオ販売会社は、当該企業名義で開設された口座が貸方となり次第、自動支援金の使用を申請できる。しかしながら、ビデオの販売や返品に応じたビデオ販売会社の口座の月毎の変動を考慮した場合、ビデオ販売会社の申請の際に、口座に記載された総額の投資が許可されないことがある。

一般的に、自動支援金は計算された年の翌年の1月1日から5年の期間内に使用されなければならない。

ビデオ販売会社が投資を望む金額は、当該者の銀行口座に払い込まれる。

ビデオ販売会社は、以下の場合に映画作品へ投資予定であった額を支援口座に払戻しする義務がある。

- ・当該作品に対する製作認定が交付されない場合
- ・当該作品が、資金支援を生み出す作品としての基準を満たさない場合
- ・ビデオ販売会社が当該作品の販売を証明できない場合

ビデオ販売会社は以下の場合も映画遺産作品に投資した金額を支援口座に払い戻しする義務がある。

- ・作品が CNC の財政助成の総則に規定されている資格条件を満たさない場合
- ・ビデオ販売会社が投資認定の交付後2年以内にパッケージ化をせず、販売しなかった場合

A-2 ビデオオンデマンド配信に対する自動資金助成

Aide financière automatique à la diffusion en vidéo à la demande (VàD)

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide financière automatique à la diffusion en vidéo à la demande (VàD)[https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/video-et-vad/aide-financiere-automatique-a-la-diffusion-en-video-a-la-demande-vad_191728] よりダウンロード可能な文書 Aide financière automatique à la diffusion en vidéo à la demande (VàD) Descriptif 2021 の日本語訳を基に、再構成したものである。

2008 年以来、CNC は映画作品およびテレビ番組のビデオオンデマンド配信に対する選択資金助成を通して、ビデオオンデマンド市場の発展を促進している。

このビデオオンデマンド市場の活性化を図るアクションを強化するため、CNC は 2014 年に映画作品のオンライン配信向けビデオオンデマンド・サービス提供者への自動資金助成を創設し、この分野向けの支援措置を補完した。この支援は、ペイ・パー・ビュー（課金制動画配信 =TVOD）、ダウンロード購入（EST）、サブスクリプション（定額制動画配信 =SVOD）を問わず、ビデオオンデマンドの全ての商業化方法に関わる。ただし、テレビの見逃し配信サービスはこの措置に含まれない。

【支援を受ける要件】

受益者であるオンデマンド・オーディオビジュアル・メディア・サービス (SMAD) [〔用語集〕](#) 提供者（以下ではビデオオンデマンド・サービス提供者とする）は以下の条件を満たすものとする。

- ・利用者がフランス国内でアクセス可能なサービスを提供する
- ・ビデオオンデマンド・サービスによる映画作品およびテレビ番組の世界総売上高（税抜き）が 2 億ユーロ未満、もしくは同配信による世界での総売上高（税抜き）が 2 億ユーロ未満である個人もしくは法人グループに属している。
- ・SMAD デクレ（2010 年 11 月 21 日、2010-1379）第 11 条の適用（少なくとも映画作品 20 作品、ないしはテレビ番組 20 本を提供するオンデマンド・サービスに対して適用される）
- ・SMAD デクレ第 1 章および第 2 章の規定に定められた義務を遵守（両章にわたり、ビデオオンデマンド・サービス提供者による映画作品ならびにテレビ番組の製作に対する協力金に関する規定が述べられている）
- ・税金を期日内に支払っている（この税金とは、一般税法典 1609 条 sexdecies B 項に基づく TSV [〔第 3 章第 2 節に詳説〕](#) のことである）

支援口座の開設

ビデオオンデマンド・サービス提供者は、CNC のサイト上で、ビデオオンデマンド自動支援口座の開設申請をする必要がある。

【申告の義務】

CNC への年間売上高の申告（応募資格および支援率を決定するため）

- ・ビデオオンデマンド・サービスによって配信された映画作品およびテレビ番組の世界総売上高
 - ・ビデオオンデマンド・サービスによって配信された映画作品およびテレビ番組のフランス国内総売上高
- 上記を会計年度終了後3か月以内に書式に従って CNC に報告する

CNC で認定された作品の月間売上高の申告(ビデオオンデマンド自動支援口座へ支援を発生させるため)

- ・支援を生み出すそれぞれの作品 (CNC が構築している **SOFIE**〔用語集〕のサイトで、毎月リストが更新されている) の配信によって得た売上高。ビデオオンデマンド提供者が CNC に毎月申告する
- ・支援を生み出す映画作品ごとに申告される売上高とは、会社へ税額を決定するために参照される売上高。TSV の課税対象となる金額で、国内において、該当する各作品へのデジタルアクセスの名目でビデオオンデマンド・サービス提供者が個人利用もしくはそれに準じる利用から得た収入から税を抜いた合計額
- ・定額制によるビデオオンデマンド・サービスの場合、作品ごとに売上高が割り当てられるように売上分割方法を証明すること。この方法は該当作品の視聴数を踏まえたものであること
- ・ビデオオンデマンド・サービス提供者が固定端末もしくはモバイル端末に対する知的財産権の取得者もしくは譲受者として投資し、その端末を通してオンデマンド・オーディオビジュアル・メディア・サービスを利用者に直接的に提供している場合、その端末を通して配信された作品によって得た売上高から 25% の定額控除が受けられる。また、同じ端末を通して利用者にサービスを提供する他の提供者の場合、適用される控除額は配給手数料の額と同額となる
- ・該当する月の末日から 3 か月以内に SOFIE のサイト上で申告する

【支援の算定】

支援の算定については、以下のいずれかに分かれる。

- ・映画作品およびテレビ番組の配信による世界総売上高 (税抜) が 5 千万ユーロ未満のビデオオンデマンド提供者、ないしはこの配信による世界総売上高 (税抜) が 5 千万ユーロ未満の個人もしくは法人に属するビデオオンデマンド提供者に対しては 15%
- ・映画作品およびテレビ番組の配信による世界総売上高 (税抜) が 5 千万ユーロ以上 2 億ユーロ未満のビデオオンデマンド提供者、ないしはこの配信による世界総売上高が 5 千万ユーロ以上 2 億ユーロ未満の個人もしくは法人に属するビデオオンデマンド提供者に対しては 10%
- ・ダウンロード購入による作品の配信によって得た売上高に対しては、前述の提供者のうち前者については 25%、後者については 20%

【映画作品が支援を生み出せる期間】

映画館から CNC への入場料収入の申告義務を定めた、映画興行収入額の管理に関する規定 (Code L. 第 212 条 32 項 3) に基づき、映画作品の初回商業公開から 8 年間に限られる。

【支援の使用資格】

使用の申請は SOFIE のサイトを通して直接行うことができる。

使用資格を有する作品

- ・ RGA 第 211 条 6 項から 12 項の規定に定められた条件に合致する長篇映画作品
- ・ 製作への自動支援もしくは選択支援が交付されており、映画公開ライセンスが発行されている短篇映画作品
- ・ RGA 第 511 条 4 項から 6 項の規定に定められた応募資格条件に合致する映画遺産作品

使用資格を有する費用

- ・ 作品の安全化（不法行為からの防御）や、障がいを持つ人へのアクセシビリティに関する費用も含む、作品のオンライン化に関連する技術費用
- ・ 作品のデジタル化作業の費用
- ・ 作品のプロモーションおよび商品化の費用
- ・ 提供される作品の人間工学に基づいた配信のクオリティおよび作品へのアクセス方法の改善に関する費用

【支援の制限】

- ・ ビデオオンデマンド・サービス提供者によって負担された費用決済後、15 か月の期間を過ぎた投資許可申請は受理されない
- ・ 自動支援口座記載額の現金化は、ビデオオンデマンド・サービス提供者が負担する費用に適合した 15 か月以内発行の証明書の提出をもってなされる
- ・ 内部費用は、組織の財務責任者によって作成され署名された明細書によって証明されなければならない
- ・ 10 万ユーロを超える内部費用は、全て公認会計士もしくは会計監査役によって証明されなければならない
- ・ 映画作品およびテレビ番組のオンライン配信への資金助成の総額が、応募資格を有する費用の 50% を超えてはならない
- ・ 交付された支援が加わることで公的助成総額が上記費用の 50% 以上となってはならない。別途で享受した選択支援もこの計算に考慮される
- ・ ビデオオンデマンド・サービス提供者の自動支援口座に記載された額は、計算された年の翌年 1 月 1 日から 3 年が経過すると失効する

[選択支援]

ビデオ助成における選択支援のあり方

ビデオ助成における選択支援は、大きく以下の3つの部門に分かれる。

図表 4-7b：ビデオ助成における3つの選択支援

作品（パッケージ）毎への助成	企画立案者は助成希望のビデオ発売プログラムを委員会へ登録申請する
年間発売プログラムへの助成	企画立案者は当該年中に商品化を希望するビデオ発売プログラムについて、その全体あるいは一部を提出する
ビデオおよびビデオオンデマンドを通しての映画遺産デジタル化および公開に対する支援（NUMEV）、作品毎への助成およびプログラムへの助成	映画遺産担当局、および、革新・ビデオ・技術産業担当局の両局にまたがる本支援体制は、2016年に開設された

これらの支援は、次の3点を目標とする。

- ・作品のデジタル化を促進し、一般普及させる
- ・ハイビジョン化およびブルーレイ化による合法的なパッケージ提供を行い、作品の有名無名を問わず、映画遺産を最適な画質にて視聴可能なものにする
- ・ビデオオンデマンド化およびブルーレイ化の権利保有者に対し、高画質配信に対する資金助成を行う

留意点

ビデオおよびビデオオンデマンドを通しての映画遺産デジタル化および公開に対する支援（NUMEV）の枠内で、ビデオパッケージ版発売助成へ申請する場合は、対象となる作品の全体あるいは一部を、ビデオオンデマンド配信助成へも同時に応募申請しなければならない。

作品毎の支援と、発売プログラムに対する支援との連動

ビデオ発売支援へ申請する場合、まず作品毎への支援へ企画を提出しなければならない。各応募に対し最大6企画まで申請可能であり、年間を通して応募は3回行う。よって年間最大18企画に対して助成を受けることができる。ビデオ発売が定期的な実施されるようになった時点で、発売プログラムへの支援に申請可能となる。ビデオ発売は少なくとも2年前に開始されなければならない、当該期間内に少なくとも10企画を実現し、商品化していなければならない。

B-1 ビデオパッケージ販売に対する選択助成（作品ごとのビデオ販売に対する選択助成）

Aides sélectives à l'édition vidéo physique (L'aide sélective unitaire à l'édition vidéo)

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide à l'édition en vidéo physique [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/aide-a-ledition-en-video-physique_191180] よりダウンロード可能な文書 Aide sélectives à l'édition vidéo physique Descriptif 2019, L'aide sélective unitaire à l'édition vidéo の日本語訳を基に、再構成したものである。

本支援プログラムは、ビデオパッケージ版に対する頒布権を保有し、ビデオ販売事業が主要業務もしくは副次的業務である事業者等（ビデオ会社、個人事業主、団体など）が、作品ごとのビデオ販売を行う場合、権利の購入や制作・プロモーションに係る費用を支援するものであり、その目的は以下の3つの点にある。

- ・作品のデジタル化を促進し、一般普及させる。
- ・ハイビジョン化およびブルーレイ化による合法的なパッケージ提供を行い、作品の有名無名を問わず、映画遺産を最適な画質にて視聴可能なものにする
- ・ビデオオンデマンド化およびブルーレイ化の権利保有者に対し、高画質配信に対する資金助成を行うビデオパッケージ販売への選択支援を初めて申請する場合、申請者は事前に担当課へ連絡をとる必要がある。この連絡がない場合、申請登録は無効となることもある。これは、ビデオ販売事業を始める組織が単独支援措置に適しているかを審査するためである。

【CNC への申請】

組織が支援を初申請し、ビデオ販売事業を始める場合、当該組織は、CNC に申告するために EVD 番号（ビデオ販売会社番号）の申請も行う必要がある。

ビデオ販売事業は、主要業務もしくは副次的業務が、会社の企業目的として行われている必要がある（Code L. 第 221 条 1 項～ 2 項および L. 第 222 条 1 項を参照）。

販売会社番号を取得するには CNC にメールで以下の書類を送付しなければならない。

- ・企業のレターヘッドのついた申請書
- ・ビデオ販売事業が会社の企業目的として記載された文書の写し
- ・3 か月以内の日付の登記簿抄本

【申請者に関する要件】

申請者（ビデオ会社、個人事業主、団体など）は、ビデオパッケージ版に対する頒布権を保有していなければならない。これには「非商業用ビデオ」「学校教育用ビデオ」も含まれ、また製作国は問われない（フランス、ヨーロッパ、その他）。

- ・申請者はフランスで設立され、申告されなければならない。当該企業は、フランス、フランス以外の EU 加盟国、欧州経済領域〔用語集〕参加国に本社所在地があり、フランスにも設立されていると見做され、それを拠点として安定かつ恒久的な事業を行う
- ・組織の社主、ディレクター、経営者、また役員の大半がフランス国籍を有するか、EU 加盟国、その

他の欧州経済領域参加国、欧州評議会の映画共同製作ヨーロッパ協定の参加国、欧州共同体もしくは EU がテレビ分野に関する協定を締結しているその他のヨーロッパの国の出身者である必要がある(上記のヨーロッパの国の出身者以外の外国人でフランス在留資格を有する者は、現行規約の適用によりフランス市民と見做される)

- ・ Code L. 第 221 条 1 項を遵守して CNC にて販売会社番号を取得しなければならない
- ・ 発売プログラム支援申請者は、ビデオ作品の発売・貸与を行う場合、一般税法典第 1609 条 sexdecies B 項に則り、個人使用あるいはそれに準ずる使用に向けた販売とレンタルに関する税 (TSV) を支払わなければならない
- ・ 公設法人 **〔用語集〕** およびその系列機関は、本選択資金助成の対象から除外する

【応募プロジェクトの要件】

- ・ 組織は、単一あるいは複数の拠点での、ないしはオンラインによる効果的な販売を目的として、フランス、ヨーロッパ、それ以外の国の映画作品、テレビ番組、オリジナルビデオ作品のビデオ販売プロジェクトに関し、権利の購入や制作・プロモーションに係る費用への支援を申請することができる
- ・ ビデオ販売のプロジェクトは商品化される日付以前に CNC に登録されなければならない
- ・ (フランスで映画館公開された) 映画作品のビデオ販売のプロジェクトは、メディアのタイムラインの再編成についての合意に関する 2019 年 1 月 25 日のアレテ **〔用語集〕**、映画館での国内公開日から 4 か月経った映画作品のビデオ公開を許可する 2018 年 9 月 6 日および 2018 年 12 月 21 日のアレテ (CNC が認めた特例は除く) を同様に遵守しなければならない
- ・ すでに CNC の支援を受けて販売された全ての販売プロジェクトは、販売に関する実質的な新規の出資 (新規マスター、プログラムの新たな補足、新規パッケージングなど) が認められない限り、新たに委員会に申請することはできない

【応募作品の要件】

- ・ あらゆるタイプの作品 (映画作品、テレビ番組、オリジナルビデオ作品)、あらゆるフォーマット、あらゆるジャンル (成人向け作品は除く)
- ・ フランスの視聴者の使用を対象としており、事実上、フランス語バージョン (フランス語字幕もしくはフランス語吹替) である、あらゆる国籍 (フランス、ヨーロッパ、それ以外の国) の作品

追加要件

ビデオプログラムの販売会社が映画作品のビデオ販売への支援を受けるには、当該作品のビデオ販売権の取得契約が事前に RCA **〔第 3 章第 3 節に詳説〕** で登録されている必要がある (RGA 第 611 条 5 項)。

2017 年 1 月 1 日以降、CNC の自動支援・選択支援を受けるビデオ作品・ビデオ発売プログラムは、国際標準視聴覚番号 (ISAN) **〔用語集〕** 取得が義務づけられている。ビデオパッケージ版 (DVD、ブルーレイ) に対して助成を受けるビデオ販売会社は、発売する作品のビデオ版番号を登録しなければならない。作品番号 ISAN が基準となり、ビデオ版番号 V-ISAN (作品のバージョンに対する番号) が付与される。製作会社によって ISAN が登録されていない場合、独自に ISAN 登録を行うことができる。本来、V-ISAN 登録以前に、ISAN が登録されていないなければならない。しかし、ISAN 登録申請が行われておらず、かつ、配給会社あるいはビデオ販売会社が早急に番号を必要とする際には、独自に申請

を行うことも可能である。この場合、製作会社が後日申請を行うことにより、ISAN が改めて付与されることもある。

申請可能な費用

- ・ビデオ頒布権の購入および事前購入とミニマム・ギャランティ
- ・販売用ビデオの制作費：パッケージのコンセプトおよび作成、グラフィックデザイン制作、印刷費用
- ・技術費用：エンコードおよびトランスコード、オーサリング、マスタリング、複製およびプレス、違法コピー防止システム、吹替および字幕にかかる費用
- ・パッケージ化のための編集費：特典（インタビュー、メイキング映像、ドキュメンタリー、リーフレット、写真、予告編、ポストカードなど）の創作、制作もしくは取得にかかる費用
- ・2018年7月以降は、書籍もしくはサウンドトラックがビデオ販売の特典として提供される場合、それらの購入もしくは作成に関連する費用（この場合、書籍ないしはサウンドトラックはビデオ販売と一体かつ同一の販売商品として作成されなければならない）
- ・販売に関連する以下のようなマーケティング費用、宣伝費、広報費
 - a) 雑誌、新聞、ラジオ、ウェブ、テレビなどの広告権購入費
 - b) ポスター、フライヤー、テレビスポット、販売場所での広告、ウェブバナーなどの作成費
 - c) メディア、イベント、コミュニティマネジメント関連費用
 - d) 在庫保管料、輸送費
- ・上記の応募資格を有する費用全体の10%を上限にした一般経費

機械的複製権管理協会（SDRM）〔用語集〕に関連する経費は申請の対象外とする。

以下のような外部委託による特殊業務に関しては、必要と認められた場合、経費として見なされることもある。

製造費として認めうるもの

グラフィックデザインのコンセプトおよび作成、オーサリング作成、メニュー作成、字幕、マスターの確認およびクリーニング、特典の撮影および編集、文章作成、特典書籍の編集、コンセプトおよび印刷

プロモーション費として認めうるもの

マーケティング素材のコンセプトおよび作成、広告素材の異なるメディア向け仕様変更、コミュニティマネジメント、広報対応、イベント企画など

【助成の審査】

申請されたパッケージは、以下のような基準で審査される。

- ・作品独自の文化的価値
- ・ビデオ販売プロジェクトの販売面でのクオリティ
- ・ビデオ販売プロジェクトの技術面でのクオリティ
- ・ビデオ販売プロジェクトの普及に関する経済的条件
- ・障がい者への配慮：聴覚障がい者向けの字幕、視覚障がい者向けの音声ガイド

【申請の方法】

1. 2020年2月以降、作品ごとの販売プロジェクトへの助成に関する申請は、申請書への添付が必要な書類に変更はないが、オンラインによる簡略化した手続きによることになった。ただし、文書はPDFのみの受付となる。応募資格に関する基準は、変更ない。
2. メールにより助成申請書を送付したのち、ビデオ販売選択助成の応募資格が確認されると、次に最短で開かれる委員会において当該プロジェクトが登録されることを確認する受付証明が送付される。
3. 受領書が送付されると、書類番号を記載した紙書類の提出手続きについて通知する2通目のメールが送られるので、所定の期日までに必要書類を提出すること（書類の提出期限は、ウェブサイト上の「申請スケジュール」欄に掲載されている）。

提出書類

- ・日付、署名、捺印済みの申請書を含む申請書類
- ・ビデオ配給契約書（もしくは配給会社の同意書もしくは意向証明書）
- ・ビデオ頒布権の取得に関わる契約書、あるいは製作会社が販売を兼ねる場合、製作会社と著作権者との間に交わされる契約書。なお、契約に関する部分が十分かつ明確に申請書類において示されている場合に限り任意
- ・映画作品の場合に限り、ビデオ販売権取得契約書をRCAにおいて登録したことを証明する書類。販売会社が製作会社でもある場合は、これらの権利の譲渡を記載した製作会社と著作権者との契約書
- ・登記簿抄本（Extrait Kbis）〔用語集〕（修正がある場合を除き、初回申請時のみ）
- ・社会保険・家族手当保険料徴収組合（URSSAF）〔用語集〕における最新の明細書
- ・ダブルエディション（2枚組）の場合、DVDもしくはブルーレイを22部
- ・銀行口座証明（RIB）〔用語集〕。初回申請の場合および口座情報変更の場合は、RIB原本を、それ以外の場合は、小切手帳付属のRIB抄本または銀行によって証明済のRIB抄本

マルチリファレンス・エディションでの販売の場合、提出する22部は、全体的な予算額を証明するもっとも完全なリファレンス（販売に関して）のものとする。

国内販売および増補版限定販売の場合、提出する22部は限定販売のものとする。

委員会の通知がいかなるものであっても、委員会終了後に提出された媒体は全て返却されない。

申請額の制限

- ・申請された支援は、提出されたビデオ販売予算の聴覚障がい者向け字幕、ないしは視覚障がい者向け解説音声の制作費を含む全額（ミニマム・ギャランティ+作成+プロモーション+完成品売上の10%）の50%を超えてはならない
- ・申請額は、同じ名目によるビデオ自動支援のうち使用された額を踏まえて計算される。現金化された助成額と取得されたビデオ選択支援の合計が、ビデオ販売の全体予算額の50%を超えてはならない。同じ理由から、ビデオ販売への選択支援申請額は、必要によっては、映像における多様性基金による支援と累積されなければならない。販売支援と「多様性のイメージ」支援の合計が、ビデオ販売の全体予算額の50%を超えてはならない

【審査の流れ】

作品ごとのビデオパッケージへの選択支援の申請は、ビデオパッケージおよびオンラインによる映画作品およびテレビ番組普及委員会のビデオ部会によって審査される。

同部会は、委員長1名、副委員長1名、正規メンバー10名、補佐メンバー8名で構成される。この20名が規定日に登録された全プロジェクトを審査する。全員出席の委員会の前段階として、メンバーが会議を開き、全員出席の議論の対象となる企画を決定する。

委員会終了後、結果が販売会社に通達され、その後、委員会の見解を踏まえた CNC 総裁の決定が申請者に通知される。

- ・ 支援は、書面による取得通知の日付から1年有効
- ・ 支援を受益したビデオのプロジェクトで、申請書類と遂行されたプロジェクトとに重要な変更が生じたものは、次の委員会において書類が再審査される。助成金はその際に再計算される

【助成金支払いの流れ】

支援は、当該プロジェクトの商品化後、CNC へのプロジェクト完了証明書の提出をもって、助成金の形で、一括で支払われる。

助成金交付に際しての提出書類

- ・ RCA [第3章第3節に詳説] への契約書登録証明

RCA への契約書登録は映画作品にのみ適用され、テレビ番組およびオリジナルビデオ作品には適用されない

- ・ ISAN 番号・V-ISAN 番号

支援を受けるビデオ販売プロジェクトの対象となる全ての作品についての ISAN 番号および V-ISAN 番号（販売特典としてのプログラムの補足や短篇映像は除外）

- ・ DVD およびブルーレイ商品化のスケジュール

作品の発売日、出荷量、集計日が記載された販売数

- ・ 支援を受けた作品の DVD およびブルーレイの製造およびプロモーションにかかった費用、ミニマム・ギャランティの支払い、書類に記載された販売見積り総額を正当化する請求書（日付、署名、社印捺印）
- ・ 聴覚障がい者向け字幕、ないしは視覚障がい者向け解説音声を作成したことを証明する請求書（日付、署名、社印捺印）
- ・ 必要に応じて、各業務において、当該業務の遂行にかかった1人当たりの人件費および日数、当該業務の経費総額が記載された、公認会計士によって保証されたプロジェクトの内部経費明細
- ・ 完成版 DVD およびブルーレイ1部
- ・ 銀行口座証明（RIB）1部（初回申請時は原本もしくは銀行による証明書提出が義務付けられている）

短篇作品への直接手当

短篇作品への直接手当には2つの目的がある。

- ・ ビデオ販売会社の販売業務と、提供内容の充実を支援する
- ・ ビデオ販売会社にこれらの短篇作品の頒布権の購入を促すことで、主要な商業公開の方法の1つがビデオパッケージである短篇作品に関わるプロフェッショナル（製作会社、学校、作者など）の経済力

を強化する

短篇作品への直接手当は、ビデオ販売への選択支援の交付によって条件づけられる。作品ごとのビデオ販売助成の場合、直接手当額は、交付された選択支援額の5%と同額となる。

短篇作品へのいかなる直接手当も、作品ごとのビデオ選択支援の払込よりも前に支払われることはない。

この短篇作品の直接手当は以下のプロジェクトに対して与えられる。

- ・補足されるプログラム（特典）として、ビデオ頒布権の購入の対象となる1本以上の短篇作品を含むプロジェクト
- ・単一の販売対象となる短篇作品コンピレーション（当該短篇作品がビデオ頒布権購入の対象でなければならない）
- ・ビデオ販売選択支援の勘定がすでに支払い済みのプロジェクト

SME/AD に対する補足支援

ビデオ販売助成の申請の補足として、聴覚障がい者向け字幕（SME）および視覚障がい者向け解説音声（AD）の名目での補足支援の申請を、登録の際に行うことができる。

補足支援は上記の委員会より以下の一定額が給付される。

- ・SMEバージョン1本に対して500ユーロ、200分以上の作品のSMEバージョン1本に対して1,000ユーロ
- ・ADバージョン1本に対して2,000ユーロ、200分以上の作品のADバージョン1本に対して4,000ユーロ

この一定額はビデオの普及に際して、SMEバージョンおよびADバージョンを適用させるための費用、および当該作品をビデオで公開するために特別バージョンを作成する費用の一部を補てんするために設置された。

- ・SME/ADの名目での補足支援の申請を合算した販売支援の申請は、申請書類に記載された予算額の50%を超過してはならない
- ・ビデオ販売にSME/ADバージョンを組みこむための見積額が、設定された基準額を下回る場合、販売会社は予測される費用と同額の補足支援を申請しなければならない
- ・見積額が設定された基準額を超過する場合、販売会社は許可されている適用額と同額での補足支援の申請を提出しなければならない

補足支援は、支援を受けるビデオ販売の証明提出後に支払いが行われる。これら特定の費用に関する請求書に基づき、実際に発生し、証明された費用を上限とする金額が支払われる。

B-2 ビデオパッケージ販売に対する選択助成（ビデオ年間販売プログラムに対する選択助成）

Aides sélectives à l'édition vidéo physique (L'aide sélective ou programme éditorial vidéo annuel)

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide à l'édition en vidéo physique [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/aide-a-ledition-en-video-physique_191180] よりダウンロード可能な文書 Aide sélectives à l'édition vidéo physique Descriptif 2019, L'aide sélective au programme éditorial vidéo annuel の日本語訳を基に、再構成したものである。

本支援プログラムは、ビデオパッケージ版に対する頒布権を保有し、すでに2年前からビデオ販売事業を始めており、この間定期的に販売を行い、2年以内に少なくとも10作品を販売（あるいは他社との提携により販売）している事業者等（ビデオ会社、個人事業主、団体など）が、ビデオパッケージに関する年間販売プログラムの全体あるいは一部を提供する場合、制作およびプロモーションに対して助成するものであり、その目的は他の選択支援と同様に以下の3つの点にある。

- ・作品のデジタル化を促進し、一般普及させる
- ・ハイビジョン化およびブルーレイ化による合法的なパッケージ提供を行い、作品の有名無名を問わず、映画遺産を最適な画質にて視聴可能なものにする。
- ・ビデオオンデマンド化およびブルーレイ化の権利保有者に対し、高画質配信に対する資金助成を行う。

ビデオ年間販売プログラムに対する選択助成へ初めて申請する場合、企画立案者は担当課へ連絡をとり面接日を予約する必要がある。事前予約のない場合、申請登録は無効となることもある。この事前予約は、選択支援への応募資格を確認し、また販売プログラムの一貫性を確認するためである。

【申請者に関する要件】

申請者は、すでに2年前からビデオ販売事業を始めており、この間定期的に販売を行い、2年以内に少なくとも10作品を販売（あるいは他社との提携により販売）しているものでなければならない。

販売プログラム支援申請者（ビデオ会社、個人事業主、団体など）は、ビデオパッケージ版に対する頒布権を保有していなければならない。これには「非商業用ビデオ」「学校教育用ビデオ」も含まれ、また製作国は問われない（フランス、ヨーロッパ、その他）。

- ・申請者はフランスで設立され、申告されなければならない。当該企業は、フランス、フランス以外のEU加盟国、欧州経済領域参加国に本社所在地があり、フランスにも設立されていると見做され、それを拠点として安定的かつ恒久的な事業を行う
- ・組織の社主、ディレクター、経営者、また役員の大半がフランス国籍を有するか、EU加盟国、その他の欧州経済領域参加国、欧州評議会の映画共同製作ヨーロッパ協定の参加国、欧州共同体もしくはEUがテレビ分野に関する協定を締結しているその他のヨーロッパの国の出身者である必要がある（上記のヨーロッパの国の出身者以外の外国人でフランス在留資格を有する者は、現行規約の適用によりフランス市民と見做される）
- ・Code L. 第221条1項を遵守してCNCにて販売会社番号を取得しなければならない

- ・ 発売プログラム支援申請者は、ビデオ作品の発売・貸与を行う場合、一般税法典第 1609 条 sexdecies B 項に則り、個人使用あるいはそれに準ずる使用に向けた販売とレンタルに関する税 (TSV) を支払わなければならない
- ・ 公設法人およびその系列機関は、本選択助成の対象から除外する

【応募プログラムの要件】

- ・ 申請者は、年間販売プログラムの全体あるいは一部について、制作およびプロモーションに対する助成を受けることができる。販売対象は、直接ビデオ化される映画作品やテレビ番組から構成され、フランス作品、ヨーロッパ作品、その他の外国作品かは問わない。販売は一か所以上の店頭か、オンラインで、効果的なマーケティングによって行われなくてはならない
- ・ 販売プログラムは、CNC と助成金の受益者との契約成立後、遅くとも 18 か月後までに実施されなければならない
- ・ 販売プログラムは、初回販売日以前に CNC への書類提出を完了しなければならない。提出日以前に販売を開始するプログラムは全て、助成対象から除外される
- ・ 審査委員会へ提出する販売プログラムは、最大 30 企画、最小 6 企画とする
- ・ (フランス国内で劇場公開した) 映画作品の販売プログラムは、2019 年 1 月 25 日付アレテを遵守しなければならない。同アレテは、メディアのタイムラインの再構成に関する 2018 年 9 月 6 日の合意、ならびに 2018 年 12 月 21 日の契約変更を延長し、映画館におけるフランス国内での公開日より 4 か月で、その映画作品のビデオ販売を許可するものである (CNC による特例は除く)
- ・ 販売開始済みの企画、あるいは CNC から既に助成を受けている企画は、リマスター、新たな補足的企画、新装パッケージなど、販売を行う上で、真に新たな提供を行うことの裏付けがなされない限り、その企画を再度委員会に申請することはできない

【応募作品の要件】

- ・ あらゆるタイプの作品 (映画作品、テレビ番組、オリジナルビデオ)、あらゆるフォーマット、あらゆるジャンル (成人向け作品は除く)
- ・ フランスの視聴者の使用を対象としており、事実上、フランス語バージョン (フランス語字幕もしくはフランス語吹替) である、あらゆる国籍 (フランス、ヨーロッパ、それ以外の国) の作品

追加要件

ビデオプログラムの販売会社が映画作品のビデオ販売への支援を受けるには、当該作品のビデオ販売権の取得契約が事前に RCA [〔第 3 章第 3 節に詳説〕](#) で登録されている必要がある (RGA 第 611 条 5 項)。

2017 年 1 月 1 日以降、CNC の自動支援・選択支援を受けるビデオ作品・ビデオ発売プログラムは、国際標準視聴覚番号 (ISAN) 取得が義務づけられている。ビデオパッケージ版 (DVD、ブルーレイ) に対して助成を受けるビデオ販売会社は、発売する作品のビデオ版番号を登録しなければならない。作品番号 ISAN が基準となり、ビデオ版番号 V-ISAN (作品のバージョンに対する番号) が付与される。製作会社によって ISAN が登録されていない場合、独自に ISAN 登録を行うことができる。本来、V-ISAN 登録以前に、ISAN が登録されていなければならない。しかし、ISAN 登録申請が行われておらず、かつ、配給会社あるいはビデオ販売会社が早急に番号を必要とする際には、独自に申請を行うことも

可能である。この場合、製作会社が後日申請を行うことにより、ISAN が改めて付与されることもある。

申請可能な費用

- ・ビデオ頒布権の購入および事前購入とミニマム・ギャランティ
- ・販売用ビデオの制作費：パッケージのコンセプトおよび作成、グラフィックデザイン制作、印刷費用
- ・技術費用：エンコードおよびトランスコード、オーサリング、マスタリング、複製およびプレス、違法コピー防止システム、吹替および字幕にかかる費用
- ・パッケージ化のための編集費：特典（インタビュー、メイキング映像、ドキュメンタリー、リーフレット、写真、予告編、ポストカードなど）の創作、制作もしくは取得にかかる費用
- ・2018年7月以降は、書籍もしくはサウンドトラックがビデオ販売の特典として提供される場合、それらの購入もしくは作成に関連する費用（この場合、書籍ないしはサウンドトラックはビデオ販売と一体かつ同一の販売商品として作成されなければならない）
- ・販売に関連する以下のようなマーケティング費用、宣伝費、広報費
 - a) 雑誌、新聞、ラジオ、ウェブ、テレビなどの広告権購入費
 - b) ポスター、フライヤー、テレビスポット、販売場所での広告、ウェブバナーなどの作成費
 - c) メディア、イベント、コミュニティマネジメント関連費用
 - d) 在庫保管料、輸送費
- ・上記の応募資格を有する費用全体の10%を上限にした一般経費

機械的複製権管理協会（SDRM）に関連する経費は申請の対象外とする。

以下のような外部委託による特殊業務に関しては、必要と認められた場合、経費として見なされることもある。

製造費として認めうるもの

グラフィックデザインのコンセプトおよび作成、オーサリング作成、メニュー作成、字幕、マスターの確認およびクリーニング、特典の撮影および編集、文章作成、特典書籍の編集、コンセプトおよび印刷

プロモーション費として認めうるもの

マーケティング素材のコンセプトおよび作成、広告素材の異なるメディア向け仕様変更、コミュニティマネジメント、広報対応、イベント企画など

【助成の審査】

申請されたプログラムは、以下のような基準で審査される。

- ・作品独自の文化的価値
- ・ビデオ販売企画の販売面でのクオリティ
- ・ビデオ販売企画の技術面でのクオリティ
- ・障がい者への配慮：聴覚障がい者向けの字幕、視覚障がい者向けの音声ガイド
- ・発売および流通に関する商業上の諸条件

- ・申請企画全体の一貫性と説得力

【申請の方法】

メールによる申請書類提出の後、ビデオ販売選択助成審議委員会による応募資格確認が行われる。応募資格が認められた場合、年間発売プログラム支援への申請受付完了を伝える受領書が送付される。

受領書が送付されると、書類番号を記載した紙書類の提出手続きについて通知する2通目のメールが送られるので、所定の期日までに必要書類を提出すること。

提出書類

- ・日付、署名、捺印済みの申請状を含む申請書類
- ・発売される作品全てに対するビデオ販売契約書（配給会社の同意書あるいは基本合意書）：販売プログラムに関わる作品全ての題名が契約書に記載されていない場合（配給会社が複数の場合は、契約書も複数提出する）は、当該作品が契約書により販売許可されている旨を記した補足書類あるいは配給会社による書状を提出のこと
- ・ビデオ販売に伴う著作権（頒布権・公衆送信権など）取得に関わる契約書、あるいは製作会社が販売を兼ねる場合、製作会社と映画の作者〔用語集〕との間に交わされる契約書。なお、申請書類提出時に著作権取得が完了していない場合、ビデオ販売会社は契約相手側と共に次の書類を提出する必要がある。：著作権取得契約に関する計画書あるいは同意書、権利譲渡手続中であることを証明し、また基本的同意の下にある旨を記したメール（譲渡される権利の種類、譲渡期間、譲渡の範囲、権利購入の頭金、あるいは複数の権利が同時に譲渡される場合はビデオ販売に関する部分のみの権利購入頭金）
- ・映画作品をビデオ販売する場合、販売会社は助成申請書類提出後、すみやかに RCA〔第3章第3節に詳説〕へ著作権（頒布権・公衆送信権など）取得に関わる契約書を届け出ること。販売会社が製作を兼ねている場合は、製作会社と映画の作者との間に交わされる権利譲渡についての契約書を届け出ること
- ・登記簿抄本（Extrait Kbis）（修正がある場合を除き、初回申請時のみ）
- ・社会保険・家族手当保険料徴収組合（URSSAF）における最新の明細書
- ・銀行口座証明（RIB）。初回申請の場合および口座情報変更の場合は RIB 原本を、それ以外の場合は小切手帳付属の RIB 抄本または銀行によって証明済みの RIB 抄本を提出のこと

申請書類に「書類責任者」と記載されている者に対して、面接通知メールが送付される。面接は最大20分とする。ビデオ販売会社は約15分間に、会社概要、企画の全体方針、申請する販売プログラムについての説明を行う。残りの時間は、面接者と審議委員である当該分野専門家との間での質疑応答に充てられる。

【支援を受けた販売プログラムの実施にあたっての要点】

企画の置き換え

受益者は、以下の条件に従って、ビデオパッケージ販売プログラムを単独あるいは複数の企画に置き換えることが可能である：

- ・ビデオパッケージ販売プログラムが6企画以上10企画以内から構成される場合、最大1企画へ置

き換える

- ・ 11 企画以上 20 企画以内から構成される場合、最大 2 企画へ置き換える
- ・ 20 企画以上から構成される場合、最大 3 企画へ置き換える

置き換えられた企画は、審議委員会へ申請された当初の企画と、編集・技術面において、また企画期間や作品の文化的価値において、同等なものでなければならない。

置き換えについて、受益者は CNC のデジタル局ビデオパッケージ・オンライン部へ説明を記した申請書を書面にて提出のこと。

また置き換えにあたっては、作品説明、置き換えられたビデオ販売企画の説明、および作品の著作権取得に関する契約書が提出されなければならない。

書面にての申請書提出は、助成終了日以前、かつ、採択を受けた販売プログラムの報告書作成のため CNC のデジタル局ビデオパッケージ・オンライン部へ連絡を行う期日以前に行われなければならない。

助成の保留や減額

ビデオパッケージ販売が全体的あるいは部分的に実施されない場合、CNC は助成額の全体あるいは一部の振り込みを保留する。規定により補足助成額の振り込みは保留され、また振り込み済み助成額の全体あるいは一部の返済を求める場合もある。

特に、ビデオパッケージ販売支援金額は、以下を指標として減額される場合がある。

- ・ 一部しか実施されない場合、実施済みの発売作品数と企画数
- ・ 申請書類に記載されていた経費より最終確定経費が 20% 以上少ない場合、その確定経費分

販売プログラムの全体あるいは一部が実施されず、かつ補足助成が認められていた場合、補足助成額の振り込みは実施状況の割合に応じて決定される。

【審査の流れ】

年間販売プログラム支援の申請書類は、ビデオ販売選択支援審査委員会によって審査される。審査委員会の見解に基づく CNC 総裁の決定は、申請者へ通知される。

【助成金支払いの流れ】

助成金は以下のように 2 回に分けて振り込まれる。

- 1) 契約書への署名後に、助成額の 70% が振り込まれる。このためには、受益者と CNC との間で交わされる契約書の補遺に記載の証明書を提出すること、特に、ビデオ販売に伴う著作権（頒布権、公衆送信権など）取得に関する契約書を提出することが条件となる。
- 2) ビデオ販売プログラム全体が実施され、また契約書の補遺に記載の証明書が CNC へ提出された後、助成額の 30% が振り込まれる。このためには、審議委員会協議の後、CNC によって最終承認を受けることが条件となる。

第 1 回助成金交付への提出書類

以下の書類は、映画作品（フランス国内での劇場公開）のビデオ販売において必須となる手続きであ

り、テレビ番組あるいは国内にて直接ビデオで公開される作品については適用されない。

- ・助成申請にあたり覚書あるいは同意書のみが提出されていた場合、ビデオ販売プログラム全てに関わる著作権取得契約書
- ・著作権取得契約書を RCA〔第3章第3節に詳説〕へ登録するための申請書
RCA への登録申請にあたっては、受領証も合わせて保管のこと（RCA からのメール、あるいは、提出書類の写しへの機関からのスタンプ、など）。
- ・銀行口座証明（RIB、初回申請の場合は、RIB 原本または銀行によって証明済の RIB 抄本。助成申請時にすでに RIB を提出している場合はこの限りでない）

第2回助成金交付への提出書類

- ・CNC ビデオパッケージ・オンライン部が用意する報告書用エクセル文書
文書の「発売スケジュール」欄に関し、ビデオ販売会社は6か月後までの発売一覧表を送付のこと
- ・映画作品（フランス国内での劇場公開）のビデオ販売の場合、著作権譲渡契約書を RCA へ登録完了した旨記載する証明書
テレビ番組あるいは国内にて直接ビデオ公開される作品については適用されない。
- ・ISAN 番号、V-ISAN 番号
自動支援・選択支援の別にかかわらず CNC の助成を受ける場合は全て ISAN 番号および V-ISAN 番号が必要となる。
- ・請求書もしくは総勘定元帳の抜粋（受領日記載、取引先の署名・捺印のあるもの）
販売プログラム助成を受ける DVD・ブルーレイの製造およびプロモーションに関わる請求書は全て、申請書類に記載された予定額をできる限り厳密に証明するものでなければならない。見積書、見積送り状、注文書は、受け付けない。
- ・聴覚障がい者向け字幕作成に要した経費の請求書もしくは総勘定元帳の抜粋（受領日記載、取引先の署名・捺印のあるもの）
- ・視覚障がい者向け音声解説作成に要した経費の請求書もしくは総勘定元帳の抜粋（受領日記載、取引先の署名・捺印のあるもの）
- ・発売したビデオ作品の DVD およびブルーレイ各5部

助成を受けたビデオ作品の各バージョンを、装丁カバーごと提出のこと。作品はその後直接、審議委員の元へ届けられる。提出するビデオは5部ごとに分けておくこと。

図表 4-7c：助成を受けるビデオ販売プログラムの書類提出、実施、証明手続きのスケジュール

ビデオ販売プログラム	
申請書提出期日	初回ビデオ発売日以前。CNC 規定のスケジュールを厳守のこと（契約書署名日より18か月間）。
実施期間	助成を受けるビデオの初回発売日と、証明書提出日（契約書署名日より18か月間）との間の期間。
証明書提出期日	ビデオ販売プログラムの実施後、契約書署名日から18か月以内。

助成を受けるビデオ販売プログラムにおいて、申請書類と実施状況との間に著しい相違がある場合、委員会による書類再審査の対象となることがある。これにより助成額に関して改めて見積りが行われる。

B-3 ビデオオンデマンド (VàD) 配信への選択助成

Aide sélective à la diffusion en vidéo à la demande (VàD)

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide sélective à la diffusion en vidéo à la demande (VàD) [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/video-et-vad/soutien-selectif-a-lex-ploitation-en-video-a-la-demande-vad_191020] よりダウンロード可能な文書 Aide sélectives à la diffusion en ligne (VàD), Aide au programme éditorial Desriptif 2020 の日本語訳を基に、再構成したものである。

ビデオオンデマンドによるフランスおよびヨーロッパの作品の提供と配信の多様性を促進するための映画作品もしくはテレビ番組 4 本以上のプログラムのオンライン配信に対する支援は、「ビデオオンデマンド・サービス・プログラム支援 (PGE VàD)」と呼ばれ、受益者は権利者とオンデマンド・オーディビジュアル・メディア・サービス (SMAD) の 2 つのカテゴリーに分かれる。

NUMEV 映画

1 本もしくは複数 (4 本から 30 本) の映画遺産作品のオンライン HD 配信に対する支援は「NUMEV 映画」と呼ばれ、映画遺産プロジェクトの枠内で、デジタルに対する選択助成の申請対象となる。この映画遺産部門とデジタル部門の共通関連事業は 2016 年に創設され、以下 3 つの目的の実現を目指している。

- ・作品のデジタル化と、人々による視聴を加速させる
- ・オンラインでの HD 画像やブルーレイ・パッケージの合法的な提供を発展させ、最良のクオリティでの視聴によって、著名な作品であれ、忘れられた作品であれ、映画遺産へのアクセスを可能にする
- ・ビデオオンデマンドおよびブルーレイ・ディスクのパッケージの権利所持有者に、HD 配信開始前に資金の助成を保証する

ビデオパッケージおよびビデオオンデマンドでの映画遺産作品のデジタル化および配信 (NUMEV) への助成措置について、ビデオパッケージ販売支援の申請は、作品の全体もしくは一部に対して、ビデオオンデマンドでの配信支援の申請と一対になっていなければならない〔詳細は、本章第 9 節映画遺産助成 B-2 [選択支援]「映画遺産のデジタル化およびビデオパッケージやビデオオンデマンドによる普及に対して行う助成」を参照〕。

ビデオオンデマンド配信選択資金助成の範囲から、以下のものは除外される。

- ・テレビ番組の「見逃し配信」による作品配信
- ・公設法人およびそれに属する施設

配信プログラム（PGE VaD）への選択助成（映画作品およびテレビ番組の配信助成）

1. ビデオオンデマンド権利者に対する PGE VaD 選択支援

【応募組織の要件】

PGE VaD への選択支援を受益できるのは以下の要件を満たす組織である。

- ・フランスで設立された映画作品およびテレビ番組製作会社
- ・フランスで設立され、SMAD として映画作品およびテレビ番組の配信権を譲受した企業
- ・フランスで設立され、SMAD として映画作品およびテレビ番組の配信のための商品化委任を受けた企業
- ・フランス、フランス以外の EU 加盟国、欧州経済領域の参加国に本社所在地があり、フランスにも設立されていると見做され、それを拠点として安定的かつ恒久的な事業を行う企業。本社所在地が他の加盟国に位置する企業の場合、恒常的な施設、支店もしくは常設代理店という形で、フランスにおける設立条件の遵守が、助成金の支払いの際に限り求められる

ビデオパッケージおよびオンライン配信の委員会は、年に 2 回（3 月と 9 月）に開催され、書類の提出はその 2 か月前（1 月と 7 月）に求められる。

【応募プロジェクトの要件】

- ・企業は 2 つ以上のビデオオンデマンド・サービスでの配信が見込まれる、4 本以上の応募資格作品を含むプログラムの配信、編集およびプロモーションへの助成金を請願できる
- ・ビデオオンデマンド配信への助成申請は、商品化される日付よりも前に CNC に提出されていなければならない。CNC へ書類を送付する以前に商品化されたプロジェクトは全て却下される
- ・（フランスで映画館公開された）映画作品のビデオオンデマンド配信プロジェクトは、2018 年 9 月 6 日に承認されたメディアのタイムラインに関する協約を遵守しなければならない

【応募プログラムの要件】

プログラムは、オリジナルがフランス語の映画作品もしくはテレビ番組（作品の全体もしくは大部分でフランス語、もしくはフランスで使用されている地方言語が用いられている作品）、あるいはフランス語で視聴可能（フランス語吹き替えないしはフランス語字幕）なフランスおよびヨーロッパの映画作品もしくはテレビ番組で構成されていなければならない。

ヨーロッパの映画作品もしくはテレビ番組とは、以下のものを指す。

- a) ユーロッパ共同体加盟国の作品
- b) 欧州評議会が定める「国境なきテレビ番組」に関するヨーロッパ協定に参加するその他のヨーロッパの国の作品
- c) ユーロッパ共同体加盟国とその他の国の間で合意がなされた上で共同製作された作品
- d) ユーロッパ共同体加盟国とその他の国で双方向合意がなされた上で製作された作品で、ヨーロッパ共同体加盟国の共同製作者の出資によって作品の大半が資金調達されている作品

当該プログラムには付録（動画、写真、テキストなど）を付けることができる。

【申請資格を有する費用】

・ビデオオンデマンドによる作品配信の技術費用

ビデオオンデマンド配信特有の軽微な修復、ビデオオンデマンド配信に関連したデジタルファイルの作成および挿入デジタルファイル（ピボットテーブル）の作成および適用、ストレージ、オンラインストレージ、不法コピー防止システム（デジタル指紋、デジタルタトゥーの作成など）、吹替えおよび字幕作成（聴覚障がい者のための字幕 [STSME] は特有の支援での補足対象のため除外）。

・編集費用

メタデータ収集、作品情報カードの作成、付録の制作および入手（インタビュー、関連する「ビデオモジュール」、特典、予告編など）。

・ビデオオンデマンドによる作品のプロモーションおよび商品化に関連する費用

オンラインおよびオフラインでのマーケティング、広告、広報費用、出版物、ラジオ、ウェブ、テレビの広告掲載費、キーワード購入、プロモーション、プレス対応。

・組織の雇用者によって実行された特定の作業に関する費用

アウトソーシングが可能だったものについては、内部費用として記載することができる。内部費用として認められるものは、後述の解説を参照。

・提供される作品の人間工学に基づいた配信のクオリティおよび作品へのアクセス方法の改善に関する費用

デジタル化費用（デジタルマスター作成費）や作品修復関連費は、ビデオオンデマンド配信選択支援への応募資格を有しない。映画作品の場合、当該費用は NUMEV 映画助成申請もしくは CNC の映画遺産部門固有の申請対象となりうる。

【支援の審査】

以下のような基準で評価がなされる。

- ・プログラムのクオリティ（文化的関心）、作品に関連した発信化における作業（プログラムの付録、フランス語字幕版作品の比率など）
- ・作品をビデオオンデマンドとして利用可能にする技術的方法＝HDバージョンの存在、エンコード・フォーマット、特に最新の技術（デジタルタトゥー、デジタル指紋など）に注目した、違法コピーに対する作品保護の意識
- ・障がいを持つ人のアクセシビリティ。聴覚障がい者向けの解説字幕や視覚障がい者向けの音声解説
- ・SMAD におけるオンデマンドによる作品プログラムの商品化の方向性

2. 配信者（SMAD）向け配信プログラム（PGE）選択支援

【応募組織の要件】

PGE VaD 選択支援を受益できる SMAD は以下の要件を満たす必要がある。

- ・フランス国内でアクセス可能なサービスを、利用者に提供していること
- ・SMAD による映画作品およびテレビ番組の配信の世界総売上高（税抜き）が 2 億ユーロ未満であること、もしくはこの配信に関連する世界総売上高（税抜き）が 2 億ユーロ未満である個人ないしは法人の集団に属していること
- ・2010 年 11 月 12 日の第 11 条に適合している。すなわち、提供作品が 20 本以上の映画作品もしくは 20 本以上のテレビ番組を含んでいる必要があり、また、それらがポルノ的性質や暴力を助長するプログラムであってはならない
- ・2010 年 11 月 12 日の第 1 章および第 2 章の規定にある義務を遵守している。すなわち、毎年 6 月 30 日までに、SMAD 配信者は視聴覚高等委員会（CSA）〔用語集〕に、公認会計士もしくは会計監査役によって証明された、義務遵守に関する年間申告をしなければならない。同申告には、商品化の様式やその性質に基づき、各サービスの売上高を決定する上で必要な管理会計の情報を含む
- ・メディアのタイムラインに関する協約を遵守している
- ・一般税法典第 1609 条 sexdecies B 項にあるように、オンラインでの販売およびレンタル業務の名目で義務を負っている場合、個人利用およびそれに準じる利用目的でビデオプログラムの販売およびレンタルにかかる税金（TSV）を期日内に支払っている

組織はサービスコンテンツの選択において編集責任を負い、その構成方法を決定しなければならない。組織が SMAD に新規参入する場合、視聴覚高等委員会（CSA）に事前申告を行う必要がある。この申告は新規サービスを始める際に義務付けられている。

ビデオパッケージおよびオンラインビデオ配信支援の委員会は年に 2 回（3 月と 9 月）開かれる。書類の提出はその 2 か月前（1 月と 7 月）に求められる。

【応募プロジェクトの要件】

以下について助成金を請願することができる。

- ・ヨーロッパの映画作品ないしはテレビ番組あるいはフレンチ・オリジナル作品〔用語集〕について、1 本もしくは数本を、SMAD により配信、編集作業、プロモーションを行うこと
- ・作品提供に関する技術や配信クオリティならびにアクセス方法の向上と活用（フランス国内で公開された）映画作品のビデオオンデマンド配信プロジェクトは、2018 年 9 月 6 日に承認されたメディアのタイムラインに関する協約を遵守しなければならない
- ・テレビの「見逃し配信」など、ビデオオンデマンド以外のあらゆる配信形式に関するプロジェクトは応募資格を有しない
- ・ビデオオンデマンド配信プロジェクトは、商品化される日付よりも前に CNC に登録されなければならない。CNC へ書類を送付する以前に商品化されたプロジェクトは全て却下される

【応募プログラムの要件】

プログラムは、オリジナルがフランス語の映画作品もしくはテレビ番組（作品の全体もしくは大部分でフランス語、もしくはフランスで使用されている地方言語が用いられている作品）、あるいはフランス語で視聴可能（フランス語吹き替え・フランス語字幕付）なフランスおよびヨーロッパの映画作品およびテレビ番組4本以上で構成されていなければならない。

ヨーロッパの映画作品もしくはテレビ番組は、以下のものを指す。

- a) ヨーロッパ共同体加盟国の作品
- b) 欧州評議会が定める「国境なきテレビ番組」に関するヨーロッパ協定に参加するその他のヨーロッパの国の作品
- c) ヨーロッパ共同体加盟国とその他の国の間で合意がなされた上で共同製作された作品
- d) ヨーロッパ共同体加盟国とその他の国で双方向合意がなされた上で製作された作品で、ヨーロッパ共同体加盟国の共同製作者の出資によって作品の大半が資金調達されている作品

当該プログラムには付録（動画、写真、テキストなど）を付けることができる。

【申請資格を有する費用】

- ・ビデオオンデマンドによる作品配信の技術費用＝ビデオオンデマンド配信特有の軽微な修復、ビデオオンデマンド配信に関連したデジタルファイルの作成および挿入デジタルファイル（ピボットテーブル）の作成および適用、ストレージ、オンラインストレージ、不法コピー防止システム（デジタル指紋、デジタルタトゥーの作成など）、吹替えおよび字幕作成（聴覚障がい者のための字幕 [STSME] は特有の支援での補足対象のため除外）
- ・編集費用＝メタデータ収集、作品情報カードの作成、付録の制作および入手（インタビュー、関連する「ビデオモジュール」、特典、予告編など）
- ・ビデオオンデマンドによる作品のプロモーションおよび商品化に関連する費用＝オンラインおよびオフラインでのマーケティング、広告、広報費用、出版物、ラジオ、ウェブ、テレビの広告掲載費、キーワード購入、プロモーション、プレス対応
- ・組織の雇用者によって実行された特定の作業に関する費用＝アウトソーシングが可能だったものについては、内部費用として記載することができる。内部費用として認められるものは、後述の解説を参照
- ・提供される作品の人間工学に基づいた配信のクオリティおよび作品へのアクセス方法の改善に関する費用

デジタル化費用（デジタルマスター作成費）や作品修復関連費は、ビデオオンデマンド配信選択支援への応募資格を有しない。映画作品の場合、当該費用は NUMEV 映画助成申請もしくは CNC の映画遺産部門固有の申請対象となりうる。

【支援の審査】

以下のような基準で評価がなされる。

- ・プログラムのクオリティ（文化的関心）、作品に関連した発信化における作業（プログラムの付録、フランス語字幕版作品の比率など）

- ・ 作品をビデオオンデマンドとして利用可能にする技術的方法＝ HD バージョンの存在、エンコード・フォーマット、特に最新の技術（電子透かし、デジタル指紋など）に注目した、違法コピーに対する作品保護の意識
- ・ 障がいを持つ人のアクセシビリティ。聴覚障がい者向けの解説字幕や視覚障がい者向けの音声解説
- ・ 提供サービス全体の特徴と構成。特にフレンチ・オリジナル作品であるヨーロッパの映画作品もしくはテレビ番組の割合と、場合によっては、資格に合致した映画遺産作品の割合
- ・ サービスの経済的および商業的持続性：経済的な展望、作品のプロモーションおよび商品化戦略など
- ・ 提供作品の配信および人間工学的クオリティ、および作品のアクセス方法の向上

【助成金の審査と支払いの流れ】

- ・ PGE VaD への選択支援は、毎年、半年に 1 回の会議で審査が行われる
- ・ PGE VaD 選択支援の申請は、映画作品もしくはテレビ番組のビデオパッケージ販売およびオンラインビデオ配信への支援委員会の VaD 部門会で審査される
- ・ 助成金申請を行っている組織の代表者は、審査日に委員会において面接を受ける
- ・ 部門会の見解後になされる CNC 総裁の決定は、申請者に通知される。CNC と受益者で署名される協約書によって、助成金の支払い条件の詳細が示される

支援は助成金として、以下のように二度にわたって支払われる。

- － 協約書の署名時に 70%
- － プロジェクトの実施後、CNC への証明書提出（証明書の内容は下記を参照）時に 30%

- ・ 補足の補助金を合算した助成金は、PGE VaD の応募資格を有する費用の 50% を超えてはならない。加えて、助成金の額とビデオオンデマンド配信に充てられた公的助成の総額の合計が、上記費用の 50% を超えてはならない

提出書類とスケジュール

支援を受ける PGE VaD は、以下に示す期間内に提出、実施、証明がなされなければならない。

図表 4-7d：申請書、証明書の提出スケジュール

段 階	期 間
申請書の提出	CNC によって定められている。 (CNC ウェブサイトのビデオオンデマンド選択支援のページに日程表が掲載) 第 1 期の会議への書類提出締め切りは、通常 1 月、審査は 3 月。 第 2 期の会議への書類提出締め切りは、通常 7 月、審査は 9 月。
プロジェクトの実施	第 1 期に支援を受ける PGE の場合、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間。 第 2 期に支援を受ける PGE の場合、その年の 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの間。
証明書の提出	協約書の署名から 12 か月以内。

注：2 回目の助成金支払い時に CNC に提出される書類は以下の通り。

- ・ 規定通りに記入した受益に関する最終報告書
- ・ 最終的なプログラムの作品リストを記したエクセルファイル

- ・作品の商品化時の初回明細。商品化されるビデオオンデマンドのプラットフォームごとに記入すること
- ・申請可能な費用の証明書。協約書の第5条に定められた期間内にプロジェクトの実施のために使用され、企画の最終予算に示された額に合致していること
- ・作品のID（ISAN 番号）および作品の別バージョンのID（V - ISAN 番号）が、ビデオオンデマンド配信選択資金支援の受益対象となる全作品に求められる。この番号はリストの形で求められる

経費の証明については、以下のもののみが受理される。

外部費用＝プロジェクト実施期間中の日付の請求書の写し。受益者によって支払われ、署名・捺印されていること。この請求書は、書類に記された見積額の総額を可能な限り証明するものでなければならない。見積り書、見積り送り状、発注書は受理されない。

内部費用＝公認会計士もしくは会計監査役によって証明された、プロジェクトの内部費用の明細で、関係する業務内容ごとに、実施に必要となった日数および人員数、日毎の一人当たりの人件費、業務の費用全額が記されているもの。

【補足】

短篇作品への直接手当

交付された PGE VaD 選択支援の補足として直接手当が交付されることがある。支援を受けるプログラムの 25% 以上が短篇映画作品である場合、直接手当は交付された選択支援額の 5% と同額となる。

障がい者向け字幕および音声ガイド（ST SME/AD）に対する補足支援

応募資格のある ST SME および AD の費用は、ビデオオンデマンド選択支援に提出されたプログラム作品のビデオオンデマンド配信に向けた、ST SME および AD ファイルの作成（デジタル化、ハコ書き、スポッティング、校正など）および適用（デジタル化、シンクロ、ファイルエクスポートなど）、ファイル統合にかかる内部費用もしくは外部費用である。

補足支援は、プロジェクトを実施したのち、実施証明書の提出をもって支払われる。

補助が決まった補足支援が、証明された費用総額を超える場合、実際に用いられ証明された費用の割合に応じて減額される。

補足支援は以下のように一括方式で給付される。

- ・SME バージョン 1 本に対して 500 ユーロ、200 分以上の作品の SME バージョン 1 本に対して 1,000 ユーロ
- ・AD バージョン 1 本に対して 2,000 ユーロ、200 分以上の作品の AD バージョン 1 本に対して 4,000 ユーロ

各受益者に認められた総補助額（支援＋補足支援）は、ビデオオンデマンド配信費用総額の 50% を超えてはならない。

ST SME および AD 補足支援に応募資格を有する費用は、前述の限度額内で全体に対して支援される。

応募資格を有する費用の証明書は、プロジェクトの最終予算において示された金額に合致し、ビデオオンデマンド配信に向けた聴覚障がい者向けの字幕ファイルや視覚障がい者向けの音声ガイドの作成および適用のためのプロジェクトが実施期間内に用いられたことを証明する。

参考文献

- CNC. Soutien automatique à l'édition en vidéo physique. Available at : https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/video-et-vad/soutien-automatique-a-ledition-en-video-physique_191076.
- CNC. Aide financière automatique à la diffusion en vidéo à la demande (VàD) Descriptif 2021. Available at : https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/video-et-vad/aide-financiere-automatique-a-la-diffusion-en-video-a-la-demande-vad_191728.
- CNC. Aide sélectives à l'édition vidéo physique Descriptif 2019, L'aide sélective unitaire à l'édition vidéo. Available at : https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/aide-a-ledition-en-video-physique_191180.
- CNC. Aide sélectives à l'édition vidéo physique Descriptif 2019, L'aide sélective au programme éditorial vidéo annuel. Available at : https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/aide-a-ledition-en-video-physique_191180.
- CNC. Aide sélectives à la diffusion en ligne (VàD), Aide au programme éditorial Descriptif 2020. Available at : https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/video-et-vad/soutien-selectif-a-lexploitation-en-video-a-la-demande-vad_191020

第8節 海外プロモーション助成

海外での販売業者を対象とした助成については、これまで選択支援制度が導入されてきたが、それに代わる仕組みとして、2017年から、映画作品の海外プロモーションに係る新たな自動支援基金が試験導入された〔第3章第1節の図表3-1a、および以下の図表4-8aを参照〕。これは海外での上映などの成果に応じて一定の基準で評価をし、フレンチ・オリジナル作品〔用語集〕や1作目および2作目への増額措置を含め、次年度以降の上映権購入への補償やプロモーション費用に充当できる金額を助成するものである。試験期間は2017年1月1日から3年間であったが、この間に評価がなされ、現在さらに3年間更新されている。

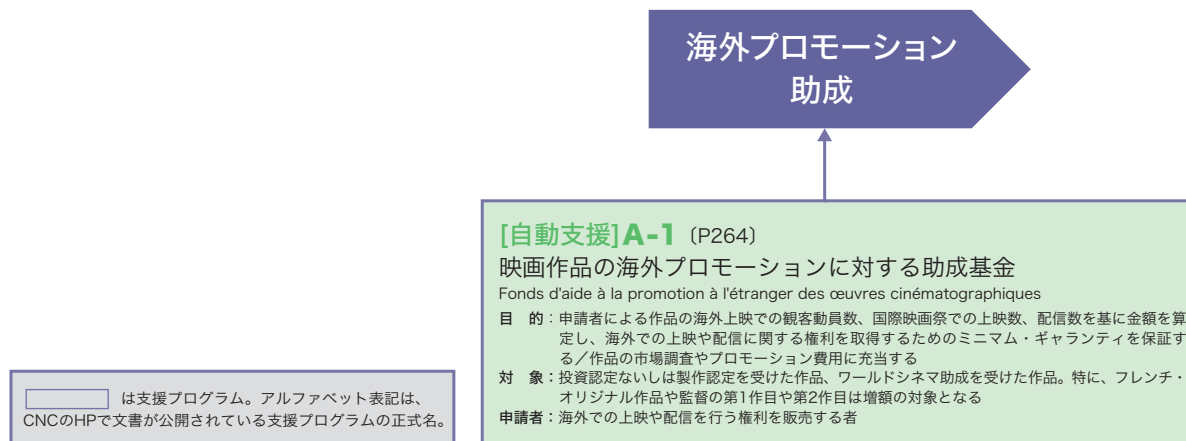
この基金によって販売業者は、海外販売権の取得の対価としてかかる費用であるミニマム・ギャランティの投資に対する補助、または作品の市場調査およびプロモーション費用として、支援を現金化することが可能となる。

この措置の1つ目の側面は、海外での作品の成果に応じて支援が発生することである。海外の映画館で記録された観客動員数での評価はもちろんのこと（ここには海外では映画館で公開された長篇テレビ作品も含まれる）、商業的な実績を上げるのが困難である作品のために国際映画祭での実績も考慮されている。また、近年の視聴傾向から、ビデオオンデマンドや定額制ビデオオンデマンドのプラットフォームにおける動画配信やテレビ放映も考慮される。

2つ目の側面は製作者への還元である。この基金の実施によって海外での販売が活発化することにより、製作者が作品の執筆、開発、製作の段階から、前もって作品のコンセプトに国際的な重要性を組み込んでいくことを奨励するものである。

本節では、以上の主旨のもと、海外プロモーションに対する助成基金における助成金の算定方法、対象となる経費、支払いの流れについて詳述する。

図表 4-8a：海外プロモーション助成における支援プログラムの一覧



[自動支援]

A-1 映画作品の海外プロモーションに対する助成基金

Fonds d'aide à la promotion à l'étranger des œuvres cinématographiques

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Fonds d'aide à la promotion à l'étranger des œuvres cinématographiques [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/exportation/fonds-daide-a-la-promotion-a-letranger-des-oeuvres-cinematographiques_190734] の Descriptif を日本語に訳し、再構成している。

【支援の発生】

この支援ではデータの利用しやすさを基に、映画館で記録された観客動員数で評価されるとともに、質的な面での材料となる国際映画祭での実績や、ビデオオンデマンドや定額制ビデオオンデマンドのプラットフォームにおける動画配信やテレビ放映が考慮されている。

映画館で記録された観客動員数から生み出される支援とは、信頼性の高いデータを基に、支援の算定対象となる世界の 55 地域における有資格作品（投資認定ないしは製作認定〔第 3 章第 4 節に詳説〕、ワールドシネマに対する助成〔本章第 4 節を参照〕を受益した作品、フランスで配給認定〔本章第 5 節「配給に対する自動支援」を参照〕を受け、海外では長篇映画作品として公開されたテレビ番組）の初回上映時からの入場者数に基づいて発生するもので、海外におけるフランス映画市場の 90% 以上をカバーしている。

観客動員数 70 万人までを 4 段階の減額方式で算定するが、フレンチ・オリジナル作品ならびに海外進出が困難と考えられる 1 作目および 2 作目の作品には増額される。

映画祭上映の結果として生み出される支援とは、商業的な実績を上げるのがより困難である一方、支援の算定のために選ばれた 30 の国際映画祭のうち、すくなくとも 2 つに選出されている映画に授与される金額の総額をいう。

オンラインによる作品の配給から生み出される支援は、作品が少なくとも 2 つの地域において定額制ビデオオンデマンドで利用可能になってすぐに、そして 10 以上の地域で、少なくとも 2 つ以上のプラットフォームで利用可能である作品に対して発生することになる。金額は、利用可能な地域の数によって増額され、3 つのレベルによる均一料金である。

一方で「製作者への還元」の側面からは、製作者と作品の国際的成功を緊密に連動させ、執筆、開発、製作の段階から、前もって作品のコンセプトに国際的な重要性を組み込んでいくことを奨励する。これは作品の海外における映画館上映から生み出された支援の 66% に相当し、製作自動支援に計上され、その製作者による次回作への投資に充てられる。

【支援額の算定】

海外での販売会社の自動口座に入金される金額の算定は以下の通りである。

映画館で記録された入場者数によって生み出される支援

- ・映画作品 1 本の観客動員数が 50,000 人未満の場合、1 人当たり 0.70 ユーロ

- ・映画作品 1 本の観客動員数が 50,001 人以上 100,000 人未満の場合、1 人当たり 0.35 ユーロ
- ・映画作品 1 本の観客動員数が 100,001 人以上 200,000 人未満の場合、1 人当たり 0.15 ユーロ
- ・映画作品 1 本の観客動員数が 200,001 人以上 700,000 人未満の場合、1 人当たり 0.05 ユーロ

700,000 人を上回る観客動員は計上されない。

記載額の計上対象国および地域の一覧

以下の 55 地域を対象とする。ベルギーの仏語圏およびスイスの仏語圏ロマンディー地方の 2 地域ならびに共同製作国は計上対象外。

南アフリカ、ドイツ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ（ケベック州以外）、チリ、中国、コロンビア、韓国、クロアチア、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、アメリカ、フィンランド、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、リトアニア、モロッコ、メキシコ、ノルウェー、ニュージーランド、パラグアイ、ポルトガル、ケベック州、チェコ、ルーマニア、イギリス、ロシア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、ドイツ語圏スイス、イタリア語圏スイス、台湾、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム

映画祭上映により生み出される支援

海外における劇場入場者数が 50,000 人以下、ないしは公開されていない作品で、以下に挙げる 30 の国際映画祭のうち、少なくとも 2 つで選出された作品に対し、1 作品ごと 4,000 ユーロの固定額が支援される。

カンヌ（独立映画配給協会部門）、アヌシー、ブエノスアイレス（国際独立映画祭）、ベルリン、ロンドン（BFI）、プサン、カンヌ（オフィシャル部門）、カンヌ（監督週間）、カンヌ（批評家週間）、コペンハーゲン、台北（金馬獎）、ゲーテボルグ、香港、アムステルダム（国際ドキュメンタリー映画祭）、イスタンブール、カルロヴィ・ヴァリ、ロカルノ、メルボルン、メキシコ・モレリア、ベネチア、ミュンヘン、ニューヨーク（ニューディレクターズ／ニューフィルムズ）、リオデジャネイロ、ロッテルダム、サンセバスチャン、シチェス、サンダンス、タリン、トロント、東京、トライベッカ、ベネチア（デイズ）、ベネチア（国際批評家週間）、チューリヒ

定額制ビデオオンデマンドによるオンライン配給によって生み出される支援

- ・2～4 か国において利用可能な作品に対して、1,000 ユーロ
- ・5～9 か国において利用可能な作品に対して、2,000 ユーロ
- ・少なくとも 10 か国以上において、少なくとも 2 つ以上の定額制オンデマンド・サービスにおいて利用可能な作品に対して、3,500 ユーロ

特例

1 作目および 2 作目の作品には 10% の賞与、フレンチ・オリジナル作品に 10% の賞与があるが、2 つの特典の併用はできない。

コロナ禍における支援金計算

なお、2021年については、コロナ禍における刺激策の一環として、映画館で記録された入場者数から生み出される支援については、2018年、2019年、2020年に海外セールスの会社が受益した支援金の平均と同じ金額とする。また、映画祭上映とオンライン配給によって生み出される支援は、2019年の額を参照に計算される。

助成金のこの算定通知は2回に分けて行われる。4月の仮通知を経て、11月に通知される

【支援の現金化】

販売業者は次の2つの方法で支援を現金化することができる。

1. ミニマム・ギャランティ投資として：作品の国際的ポテンシャルの向上のため

海外での上映やビデオオンデマンドなどによる配給を進めるためには、その権利を有する者から販売会社が権利を取得する必要があるが、この自動支援によって、販売会社が支払う権利者への一定の金額（ミニマム・ギャランティ）を保証することにより、販売を促す効果があると考えられている。

提出書類

- ・ミニマム・ギャランティにて投資が行われる場合、RCA〔第3章第3節に詳説〕に未登録であれば取得の対価として支払わなければならない金額を明記した海外販売権の取得契約書の写し
- ・もしくは、ミニマム・ギャランティにて投資が行われた場合、海外販売権の取得への対価を支払った旨を証明する書類

2. 作品の市場調査およびプロモーション費用として

以下に関わる費用については本支援の申請の対象となる。

- ・脚本の翻訳
- ・映画作品の吹替ないし字幕
- ・デモンストレーション用素材の作成
- ・電子形態を含むプロモーション素材の設計、作成、配布
- ・海外セールス向けインターネットサイトの設計、作成、運営
- ・ウェブマーケティング（ウェブ上のサイトやサービスを通して市場開拓を行うことで、その成果を数値で管理できるところにメリットがある）
- ・採用する伝達方法の如何を問わない広告スペースの購入およびプロモーショングッズの作成
- ・広報担当および通訳の依頼
- ・配信および上映素材の作成、複製、運搬
- ・マーケットおよび映画祭での事務所およびブースのレンタル
- ・レセプションまたはパーティ開催に係る費用を除く特別なプロモーション活動
- ・作品のオンライン化
- ・偽造のリスクに対する保護
- ・大型スクリーン上映のための映画作品のフォーマット処理（3D, IMAX など）

【助成金支払いの流れ】

1. ミニマム・ギャランティ（MG）の場合

海外販売会社の自動口座に入金された資金の投資が第 721 条 19 項の名目で行使され、かつ海外販売権の取得の対価としてかかる費用が申請の提出時に未払いである場合、この投資は以下にある 2 回の支払い対象となる。

- ・初回の支払いは投資額の 75% を上限とし、投資許可の交付時に行われる
- ・残額は海外販売の対価としての金額の支払いの証明書提示後に支払われる

2. 作品の市場調査およびプロモーション費用の場合

投資許可の申請は、会社の作品目録を海外でプロモーションする場合は年 1 回、特定の映画作品を海外でプロモーションする場合は最大 2 回となっている。

【注記】

公的助成金が 50% の大台を超える特例は、60% を限度として「興行が難しい」もしくは「低予算」の映画作品の場合、海外販売会社の自発的な依頼に応じて、CNC 総裁が承認することができる。「興行が難しい」作品とは監督にとって 1 作目および 2 作目の作品である。また「低予算」作品とは製作予算の総額が 125 万ユーロ以下の作品をいう。

2017 年 1 月 1 日以降、CNC の自動支援または選択支援から金銭的な支援を受ける作品ないしはプロジェクトは、全て国際標準視聴覚番号（ISAN）〔用語集〕が必要となる。

2021 年 1 月 1 日より、支援の配当や支払いは、セクシャルハラスメントに対する防止やそのための行動の義務を負う者としてのコンプライアンスに従うことになる。販売会社が初めて投資許可を申請する際に、会社において実施する措置を詳述した申告書を作成し、添付しなければならない。

参考文献

CNC. Fonds d'aide à la promotion à l'étranger des œuvres cinématographiques. Available at : https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/exportation/fonds-daide-a-la-promotion-a-letranger-des-oeuvres-cinematographiques_190734

第9節 映画遺産助成

映画遺産助成とは、最新の技術と普及方法（インターネット配信など）によって、より多くの人々の20世紀の映画作品へのアクセスを可能にし、映画遺産の保存と継承を確かなものにするとともに、販売・配信の権利処理を促進し、権利者を適切に支援するための助成である〔第3章第1節の図表3-1a、および以下の図表4-9aを参照〕。映画遺産助成においては自動支援の適用はない。

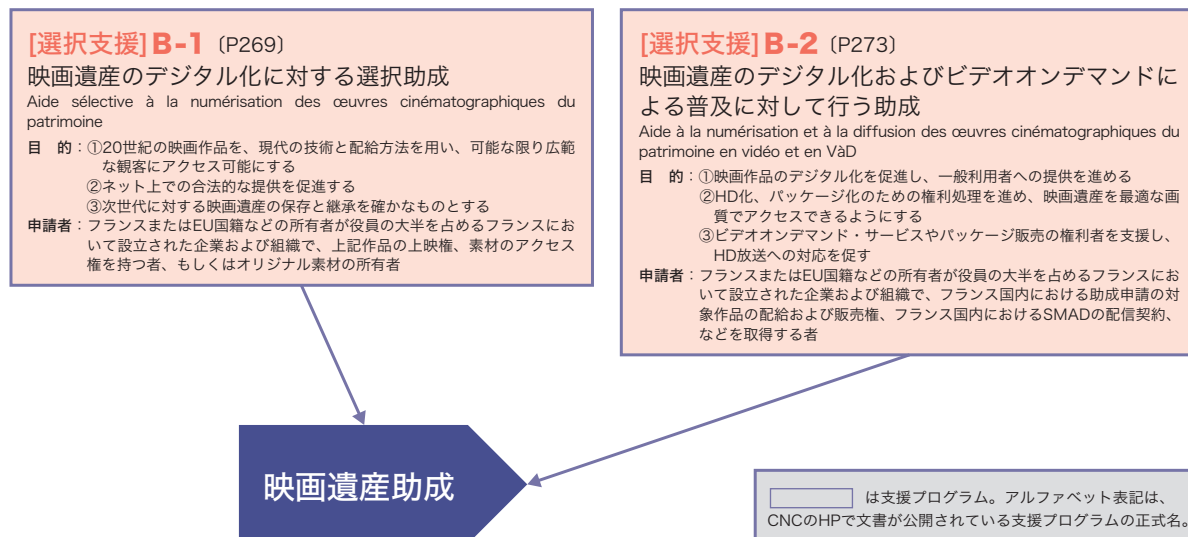
2つの選択支援のうち、映画遺産デジタル化に対する助成は、旧作を多くの観客へ届けることおよび未来の世代への継承を目的とした、映画館等での上映素材のデジタル化への助成である。

映画遺産のデジタル化およびビデオパッケージやビデオオンデマンドによる普及に対する助成においては、インターネットを活用した「配信」を中心に、旧作を多くの観客へ届けることを目指している。

どちらの選択支援も、助成対象者は「(フランスまたはEU国籍等の所有者が役員の大半を占める)フランスにおいて設立された企業および組織」で、助成対象作品は「20世紀の映画作品(2000年1月1日までに映画館にて公開された、または公開ライセンス〔用語集〕を取得していた作品、もしくは公開ライセンス制度が成立する以前(1919年)に公開された作品)」と定めている。

本節では、20世紀の作品のデジタル化、HD化、ビデオオンデマンド配信やブルーレイディスクの販売への助成措置を強化することを目的とした2つの選択支援プログラムの内容を紹介することで、フランスにおける映画遺産の保存・継承・活用に関する関心の高さと、上映とは別の普及方法への柔軟な対応についても明らかにする。

図表4-9a：映画遺産助成における支援プログラムの一覧



[選択支援]

B-1 映画遺産のデジタル化に対する選択助成

Aide sélective à la numérisation des œuvres cinématographiques du patrimoine

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide selective à la numérisation des œuvres cinématographiques du patrimoine [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/patrimoine-cinematographique/aide-selective-a-la-numerisation-des-oeuvres-cinematographiques-du-patrimoine_190901] を日本語に翻訳したものから、再構成している。

映画遺産作品のデジタル化への資金支援措置には次の3つの目的がある。

- ・ 20 世紀の映画作品を最新の技術と普及方法によってより多くの人々のアクセスを可能にする
- ・ インターネット上合法的な形で、豊かな提供を促進する
- ・ 未来の世代のために映画遺産の保存と継承を保証する

以下に、2020 年度を例にとり、CNC の映画遺産作品デジタル化助成措置を紹介する。

【助成対象となる作品の要件】

サイレント、トーキー、短篇、長篇、ジャンルを問わず、2000 年 1 月 1 日以前に映画館にて公開された映画作品で、公開ライセンスを取得しているもの、もしくは公開ライセンス制度が成立する前に映画館にて公開されたもの。

トーキー映画作品の場合、作品全体もしくは大部分においてオリジナルバージョンがフランス語もしくはフランスで用いられる地方言語であるか、国際共同製作である場合、主となる共同製作国の言語がオリジナルバージョンでなければならない。

当該作品は全てフランスもしくは EU 加盟国に設立された撮影所および現像所の協力によって製作されていなければならない。また、国際共同製作の場合、共同製作国の領土に設立された撮影スタジオおよび現像所の協力で製作されている必要がある。

なお、当該映画作品の素材の同定、目録化、査定が行われなくてはならない。この情報によって、申請書類に記入される修復およびデジタル化作業のレベルについての価値判断が可能になるからである。

【助成対象となる組織】

資格

助成はフランスにおいて設立された企業および組織に認められる。その社主、ディレクター、経営者、また役員の大半がフランス国籍を有するか、EU 加盟国、欧州評議会の映画共同製作ヨーロッパ協約の参加国、欧州共同体もしくは EU が視聴覚部門に関する協定を締結しているその他のヨーロッパの国の出身者であるか、もしくは欧州経済領域〔用語集〕協定国の国籍もしくは在留資格を有していなければならない。

当該企業および組織は、申請対象となる映画作品の上映権、および素材へのアクセス権を証明するか、もしくはオリジナル素材の所有者であり、他の権利所有者の同意を証明しなければならない。

これらの権利は、デジタル形式での公開に関して以下に挙げる方法のうち2つ以上を満たし、10年

以上の期間におよぶものでなければならない。

- ・フランスにおける映画館公開
- ・フランスにおける個人利用を目的としたビデオグラム形式での販売
- ・フランスにおけるテレビでの放映
- ・フランスにおけるオンデマンド・オーディオビジュアル・メディア・サービス〔用語集〕による配信
- ・海外における公開

【修復およびデジタル化の技術的条件】

助成が認められた映画作品の修復およびデジタル化の作業とは、当該作品のオリジナル素材に含まれていた情報の全体性と完全性を保証するデジタルファイルの作成である。当該ファイルはデジタル媒体での普及に必要なメタデータを伴うものとする。

当該ファイルは CNC 総裁によって定められた技術仕様書に対応するものである。この仕様書は、CST-RT-021-2011 に示されている視聴覚技術高等委員会 (CST)〔用語集〕の推奨技術によって定められている。この推奨技術は CNC のホームページおよび CST のホームページで参照できる。

トーキー映画作品の場合、フランス語字幕はデジタルファイルの形式で作成されなければならない。

【助成対象となる費用】

助成の給付に考慮される映画作品の修復およびデジタル化に関連する費用は以下の通りである。

- ・補修費、デジタル化、場合によってはデジタル修復の費用
- ・サイレント映画作品の場合、当時の楽曲の再構成および録音、もしくはオリジナル音楽の製作および録音にかかる費用
- ・修復の際に専門性に鑑みて監修を依頼した映画の作者〔用語集〕、役者、映像・音響・編集技術スタッフへの報酬
- ・デジタルファイルの作成およびあらゆるデジタル媒体での普及に不可欠なメタデータの作成費用
- ・特に聴覚障がい者（耳の不自由な人）向けの字幕のデジタルファイル、および視覚障がい者（目の不自由な人）向けの音声解説のデジタルファイルの作成費用
- ・デジタルウォーターマークにかかる費用
- ・映画フィルムへのプリントにかかる費用

【交付の基準】

申請者によって提出された書類を見た後、専門家グループの見解を受けて、CNC 総裁が助成を認める。この書類は CNC のホームページ上で入手できる。

交付においては、以下の基準が考慮される。

- ・作品の形式、美しさ、芸術的クオリティ、社会や同時代の芸術潮流へのインパクト、希少性に着目して判断される、映画作品の遺産的・文化的価値
- ・作品の物語内容、出来栄え、作品に結実されている芸術的才能の協働によって、フランスもしくはヨーロッパの文化と遺産の典型であるという証
- ・上映権保持期間中、より多くの人々のアクセスを可能にし、また同期間内に Code〔用語集〕L. 第 214 条 1 項の 3 と 4 で言及されている上映という枠内で作品の普及に努めることについて申請者が交

わす誓約

- ・通常の市場条件のもと、申請者が所有するデジタルファイルのアクセスを同一作品の上映権を持つ他の所有者に優遇する誓約
- ・とりわけ実行手段や専門技術の使用の観点から評価される修復への芸術的意欲
- ・とりわけ過去の修復から考え得る、素材の物理的状態や、保存目的のデジタル化ならびに修復の緊急性
- ・サイレント映画の場合、伴奏音楽プロジェクトの存在および意欲
- ・修復およびデジタル化の技術的ソリューションのクオリティ
- ・プロジェクトの芸術性、必要な修復作業、デジタル化の技術的ソリューション、永続的な保存のためのソリューションに払われる注意を踏まえた、申請額の妥当性
- ・特に聴覚障がい者（耳の不自由な人）向けの字幕のデジタルファイル、および視覚障がい者（目の不自由な人）向け解説音声のデジタルファイルの作成
- ・プロジェクトの資金プラン
- ・提示された費用と照らし合わせて、商業公開の見通しが不透明であること

【助成金支払いの流れ】

助成はプロジェクトに最適な方法で提供されることを目的に、補助金、もしくは償還前貸金、もしくは両者を組み合わせた形で与えられる。補助金および償還前貸金の額は、作品の特徴、普及の見通し、およびプロジェクト遂行の経済的条件を踏まえて決定される。

認められた各助成額は、CNCと受益者のあいだで交わされる合意書に記載される。この合意書は、助成交付の可否を決定する際に参照された上述の基準を踏まえ、受益者のさまざまな責務を定める。

合意書はまた、補助金および償還前貸金の支払い条件および方法、さらには払戻が起る条件を定める。償還前貸金の場合、合意書によって返済期限も定められる。さらに合意書は、CNCが映画遺産の活用という使命の一環として、作品の複製および上映権の優遇を得て使用する条件も規定することができる。

助成の初回分（50%）は合意書の署名時に、残額は作業完了時に、関連する支払い済請求書の提出をもって支払われる。

提出書類

申請書はCNCのホームページでダウンロードできる。書類の提出日および専門家グループ会議の日程も、CNCのホームページで確認できる。セッションの提出期日後に受理された書類は、次のセッションにて審査される。

助成はこれからのプロジェクトに対してのみ認められるものであり、すでに開始された作業には認められないことに留意すること。

申請書に添付されている見本に則って、修復およびデジタル化の作業を行う業者によって作成および署名された見積書が、書類に含まれていなければならない。

当該作品のRCA〔第3章第3節に詳説〕の番号登録は、書類の提出に先立って必要不可欠である。

CNC総裁のもと、専門家グループによって審査を受ける書類について、申請者はCNCホームページで公開されている日程に合わせて、プロジェクト審査日の1か月前までに映画遺産局に提出する必

要がある。

【補足事項】

資料提出に関する特例

法的、財務的な理由もしくは素材の詳細な調査に関する理由で、プロジェクトの見積り（算定）および素材の物理的な状態に関する資料を、専門家グループの会議が催されるまでに提出できなかった申請者に対して、CNCは専門家グループによる書類審査を許可し、作品の遺産的・文化的価値および普及プロジェクトについての見解を述べさせることがある。専門家グループの見解が好意的であった場合、条件つきで不足書類全ての提出を認め、専門家グループによる書類の再審査をし、最終通知と提案助成額を表明することもある（この2段階のプロジェクト審査を受ける場合、一次審査に必要な書類は申請書にリストアップされている）。

B-2 映画遺産のデジタル化およびビデオオンデマンドによる普及に対して行う助成

Aide à la numérisation et à la diffusion des œuvres cinématographiques du patrimoine en vidéo et en VàD

以下のテキストは、CNC 公式ウェブサイトのページ Aide à la numérisation et à la diffusion des œuvres cinématographiques du patrimoine en vidéo et en VàD [https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/aide-a-l-innovation/aide-a-la-numerisation-et-a-la-diffusion-des-oeuvres-cinematographiques-du-patrimoine-en-video-et-en-vad_191863] よりダウンロード可能な文書 Aides à la numérisation et à la diffusion des oeuvres cinématographiques de patrimoine, • en VàD en HD • à l'édition vidéo sur support BD, Descriptif 2016 の日本語訳より、再構成したものである。

CNC では、とりわけインターネットにおいて、合法的かつ豊かな提供内容と最良のクオリティで作品をデジタル化し、人々の利用を加速させるため、デジタル化、および HD ビデオオンデマンド配信もしくはブルーレイ・ディスクの販売への助成措置を強化している。そのために 2015 年の最終四半期以降、当該助成の共通手続きを始動させた。

DVD のみでのビデオ販売や、スタンダード画質 (SD) でのビデオオンデマンド配信の場合は、この共通手続きに応募できない。

【申請に関する要件とその審査】

プロジェクト責任者は、2つのパートに明確に分けられた申請書類を一括で提出できる。このうち一方のものは、全ての普及方法に共通するデジタル化に関するものであり、他方のものは HD（高解像度）ビデオオンデマンド配信もしくはブルーレイ・ディスクの販売に関するものである。

この一括書類は、映画遺産作品のデジタル化および普及助成委員会で審査される。一括で共通書類を提出するために、プロジェクト責任者は HD ビデオオンデマンド配信もしくはブルーレイ・ディスクのパッケージに関する協約（同意書）をあらかじめ締結し、助成を申請するプロジェクトに対する権利を証明し、申請書類提出時には CNC にこれらの契約書もしくは誓約書を提出しなければならない。

【助成の目的】

この新たな共通手続きには、以下の3つの目的がある。

- ・作品のデジタル化と、人々による視聴を加速させる
- ・オンラインでの HD 画像やブルーレイ・パッケージの合法的な提供を発展させ、最良のクオリティでの視聴によって、著名な作品であれ、忘れられた作品であれ、映画遺産へのアクセスを可能にする
- ・ビデオオンデマンドおよびブルーレイ・ディスクのパッケージの権利所有者に、HD 配信開始前に資金の助成を保証する

上記の3つの選択支援措置を一体化させることによって、映画遺産作品の多様性、利用のしやすさ、可視化を保証し、フランスの「有徳な」ビデオオンデマンド・プラットフォームでの提供作品の作成と拡大を促進し奨励することを目的としている。その目的は、デジタル化資金の一部を CNC が援助す

ることにより、全ての映画遺産作品が、HD ビデオオンデマンドおよびブルーレイ・ディスクによって広範囲に普及され、クラシック作品の合法的な提供が、プロジェクト責任者のデジタル化作業によって支えられ、人々がフランスの映画遺産を発見、再発見する手助けとなることである。

【助成対象となる組織】

対象となる組織の要件は以下の通りである。

- ・フランスにおいて設立された企業および組織
- ・その社主、ディレクター、経営者、また役員の大半がフランス国籍を有するか、EU 加盟国、欧州評議会の映画共同製作ヨーロッパ協約の参加国、欧州共同体もしくは EU が視聴覚部門に関する協定を締結しているその他のヨーロッパの国の出身者であるか、もしくは欧州経済領域協定国の国籍もしくは在留資格を有していなければならない
- ・ビデオオンデマンドもしくはブルーレイ・パッケージを直接販売している権利所有者は、ビデオグラムの販売およびレンタルにかかる税金（TSV）を期日内に納めていなければならない（一般税法典 1609 条 sexdecies B）

【助成対象となるプロジェクトの要件】

1. 2000 年 1 月 1 日以前に映画館にて公開された作品で公開ライセンスを取得した作品、もしくは公開ライセンス制度が成立する前（1919 年以前）に公開された作品に関するプロジェクト

- ・これらの作品は全体もしくは大部分においてオリジナルバージョンがフランス語もしくはフランスで用いられる地方言語である。国際共同製作の場合、主となる共同製作国の言語がオリジナルバージョンであること
- ・これらの作品は、フランスもしくはヨーロッパで製作されているか、国際共同製作の場合は、フランスが共同製作に関わっていること

2. CNC に対して以下を証明できるプロジェクト

- ・素材へのアクセス権
- ・助成申請の対象作品の配給および販売権。映画遺産作品のデジタル化および普及助成委員会による書類審査日の時点で、その権利は 2 つ以上のデジタル形式での普及方法で期間は 10 年以内、そのうちの 1 つが HD ビデオオンデマンド配信もしくはブルーレイであり、期間は 5 年以上
- ・フランス国内におけるオンデマンド・オーディオビジュアル・メディア・サービス（SMAD）[【用語集】](#)での配信契約
もしくは
- ・フランス国内における個人利用を目的としたブルーレイ・ディスク販売の誓約

ビデオオンデマンド権およびブルーレイ・ディスク販売権の取得契約は、RCA [【第 3 章第 3 節に詳説】](#)に登録されていなければならない。

1 人のプロジェクト責任者が、デジタル化および HD ビデオオンデマンド配信もしくはブルーレイ・ディスクの販売について、6 つのプロジェクトを申請することができる。すなわち、1 回の委員会に対し、最大 6 つの助成申請書類を提出することができるわけである。申請は、デジタル化作業を開始する以

前に CNC に届いていなければならない。

【助成対象となる費用】

1. デジタル化への助成

- ・デジタル化に関連する費用（自動修復や色彩補正 [カラーコレクション] を含む）。デジタル化に選択された素材は、良好な状態でなければならない
 - ・サイレント映画について、当時の楽曲の再構成および録音、もしくはオリジナル音楽の製作および録音にかかる費用
 - ・デジタルファイルおよび関連するメタデータの作成にかかる費用
 - ・フランス語字幕（必須）のデジタルファイル作成費用
 - ・特に聴覚障がい者（耳の不自由な人）向けの字幕のデジタルファイル、および視覚障がい者（目の不自由な人）向けの音声解説のデジタルファイル作成にかかる費用
 - ・デジタルウォーターマークにかかる費用
 - ・スキャンデータの映画フィルムへのプリントにかかる費用
 - ・デジタルストレージにおける IMF ファイル [用語集] 作成にかかる費用
- この特定の措置においては、これらの費用は 2K もしくは 4K でのデジタル化のみを対象とする。

2. HD ビデオオンデマンド配信への助成

おはようございます。今日もよろしく申し上げます。作品のオンライン化にかかる技術費用。作品のセキュリティおよび障がいを持つ人のアクセシビリティに関する技術費用も含む

- ・作品のデジタル化作業にかかる費用
- ・作品のプロモーションおよび商品化にかかる費用
- ・作品提供における配信クオリティや人間工学的要素、ならびにアクセス方法の改善に係る費用

3. ブルーレイ・ディスクへの助成

- ・ブルーレイ・ディスクの販売権の購入および事前購入（プリバイ）、場合によっては、ミニマム・ギャランティの支払い
- ・ブルーレイの作成費用
- ・技術費用。作品のセキュリティおよび障がいを持つ人のアクセシビリティに関する技術費用も含む
- ・作品のデジタル化作業にかかる費用
- ・プロモーションおよび商品化にかかる費用

加えて、上述の費用額の 10% を上限として一般経費が計上できる。

DVD およびブルーレイ・ディスクの販売をする二重のプロジェクトの場合（コンボもしくは別売り）、DVD 販売に特化した費用は申請資格を有しない。

提出書類

新たな共通書類は 3 つのパートに分かれて構成されている（パート 1 は必須、パート 2 と 3 のうち 1 つ以上を記入しなければならない）。

プロジェクト責任者は、申請書類に添えて、以下を CNC に提出しなければならない。

- ・要求された場合、作品を視聴できるものを 13 部
- ・提出した書類の電子バージョン

ビデオオンデマンドの申請者が、複数の作品を収録するブルーレイ・ボックスに関する選択支援を同時に申請している場合は、それらの作品について一括して申請をすることができる。それ以外の場合は、申請に応募する作品の数だけ、ビデオオンデマンド配信選択支援に応募しなくてはならない。

専門家委員会

申請は以下の構成の専門家委員会で審査される。

- ・デジタル化助成の専門家委員会に所属する 5 名
- ・ビデオ販売およびビデオオンデマンド配信助成委員会に所属する、委員長を含む 5 名および補欠 2 名

映画遺産作品のデジタル化および配給・販売に対する助成の新委員会は、10 名のメンバーで構成されており、委員長は 2 年の任期で任命され、再任が可能である。

ただし、CNC ウェブサイト上の本助成に関するページを閲覧すると、現時点での専門家委員会は上述のような構成ではなく、委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 5 名、補欠 2 名の構成になっている。

【交付基準】

以下の基準が考慮される。

1. デジタル化への助成

- ・作品の形式、美しさ、芸術的クオリティ、社会や同時代の芸術潮流へのインパクト、希少性に着目して判断される、映画作品の遺産的・文化的価値
- ・作品の物語内容、出来栄え、作品に結実されている芸術的才能の協働によって、フランスもしくはヨーロッパの文化と遺産の典型であるという証
- ・公開権の保持期間中、より多くの人々のアクセスを可能にし、作品の普及に努めることについて申請者が交わす誓約
- ・通常の市場条件のもと、申請者が所有するデジタルファイルのアクセスを同一作品の上映権を持つ他の所有者に優遇する誓約
- ・サイレント映画の場合、伴奏音楽プロジェクトの存在およびその意欲
- ・作品のデジタル化および利用法にかかる技術的ソリューションのクオリティ
- ・プロジェクトの芸術性、デジタル化の技術的ソリューション、永続的な保存のためのソリューションに払われる注意を踏まえた、申請額の妥当性
- ・プロジェクトの資金プラン
- ・提示された費用と照らし合わせて、商業公開の見通しが不透明であること

2. HD ビデオオンデマンド配信への助成

- ・作品および作品配信作業のクオリティ。補足プログラム、フランス語字幕の存在など
- ・作品の活用技術の方法。エンコード方式、違法コピーに対する作品保護への注意、特に最新の方法（デ

デジタルタトゥー、デジタル指紋…) など

- ・障がいを持つ人のアクセシビリティ。聴覚障がい者（耳の不自由な人）向けの字幕および視覚障がい者（目の不自由な人）向け解説音声
- ・ビデオオンデマンドでの作品の商品化の見通し
- ・ブルーレイ・ビデオ販売と HD ビデオオンデマンドのビデオ選択支援を合わせて申請する場合、パッケージおよびオンライン素材での作品の補足的普及に関する戦略

3. ブルーレイ・ディスク販売への助成

- ・作品独自の文化的価値
- ・販売プロジェクトの構成上のクオリティ
- ・販売プロジェクトの技術的クオリティ
- ・販売プロジェクトの普及の経済的な条件
- ・障がいを持つ人のアクセシビリティ。聴覚障がい者（耳の不自由な人）向けの字幕および視覚障がい者（目の不自由な人）向け解説音声
- ・ブルーレイおよび HD ビデオオンデマンドでのビデオ販売選択支援と合わせて申請する場合、パッケージおよびオンライン素材での作品の補足的普及に関する戦略

以上全ての助成は、委員会の見解をもとに、CNC 総裁が交付する。

【助成金支払いの流れと注記】

デジタル化への助成

- ・補助金、償還前貸金、もしくは両者を組み合わせた形で与えられる。（補助金および償還前貸金の額は、作品の特徴、普及の見通し、およびプロジェクト遂行の経済的条件を踏まえて決定される）
- ・CNC と受益者で取り交わされる合意書にて、受益者の誓約、および、償還前貸金の場合は返済日程表を伴った支払い条件および方法を決定する。いずれの場合も、与えられた金額の 50% は合意書の署名をもって、残額は作業完了時に、該当する支払い済請求書の提出をもって支払われる

HD ビデオオンデマンド配信への助成

- ・作業完了時に該当する支払い済請求書の提出をもって、受益者への通達と支払いを一度に行う
- ・作品がオンライン化されているフランスのビデオオンデマンド・プラットフォームへのリンクを 1 件送る
- ・この助成は、助成交付の通達書の日付から数えて 2 年間有効である

ブルーレイ・ディスク販売への助成

- ・作業完了時に該当する支払い済請求書の提出をもって、受益者への通達と支払いを一度に行う
- ・委員会がマスターおよび構成上のクオリティを確認するため、最終的に販売されたものを 13 部送付する
- ・ブルーレイ・ディスク販売への助成は、助成交付の通達書の日付から数えて 2 年間有効である

【助成の制限】

- ・ 給付されるデジタル化助成額は、デジタル化費用全額の 90% が上限でなければならない
- ・ 給付されるビデオオンデマンドおよびブルーレイ・ディスク販売への助成額が、販売予算の最終全額の 50% を超過してはならない

参考文献

CNC. Aide selective à la numérisation des œuvres cinématographiques du patrimoine. Available at : https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/patrimoine-cinematographique/aide-selective-a-la-numerisation-des-oeuvres-cinematographiques-du-patrimoine_190901.

CNC. Aides à la numérisation et à la diffusion des oeuvres cinématographiques de patrimoine, • en V&D en HD • à l'édition vidéo sur support BD, Descriptif 2016. Available at : https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/multi-sectoriel/aide-a-l-innovation/aide-a-la-numerisation-et-a-la-diffusion-des-oeuvres-cinematographiques-du-patrimoine-en-video-et-en-vad_191863

第10節 地方行政との関係

本章9節までにおいて、映画作品の着想・企画から製作、公開、配給、ビデオ化等それぞれの工程における CNC の支援体制について概観してきた。本節および続く11節では観点を換え、映画映像作品を広く国民に届けることを目的とした CNC の支援に焦点をあてる。

フランスの地方における映画振興は、中央政府および CNC と、各地方の団体等との有機的な協力関係の上に成り立っている。本節ではフランスの地方における文化政策一般と、映画振興に関する具体的施策について述べる。

◆フランスの文化政策における‘地方行政’

フランスにおいては1982年の「地方分権法」の発布とともに地方分権化が本格的に始動し、これに伴い、中央政府と地方自治体の連携も拡大された。文化省と地方公共団体が協力して文化政策を実行する枠組みは1970年代に構想され、1975年には文化憲章(Chartes culturelles)が創設されるに至った。同憲章は国家と地方公共団体が共同実施する文化事業を3年から5年の期間を定めて契約化する制度であった。その間に文化省は、文化政策の遂行にあたっての窓口とするべく、地域圏レベルの地方分散化機関・地域圏文化行政局(DRAC)〔用語集〕を創設し、1977年には全州での設置を完了した。

1995年成立のジャック・シラク大統領政権時においては、ミッテラン大統領時代から続く手厚い文化政策継承の是非が問われたが、国が地方公共団体と協力して事業を実施する形は継承・推進されることになった。マクロン現政権も2022年までの文化省の優先課題として打ち出した6項目の中に「地域の経済的ダイナミズムを高める」策を組み込んでおり、地方自治体への文化省の支援が拡充されている。

◆DRACについて

さまざまな主体が参画連携する文化の公共政策の運営、調整、推進を地域で実質的に担うのが文化省地方分散化機関 DRAC であり、地域圏レベルに配置されている。フランスの文化政策を研究している長嶋由紀子によれば、その成り立ちは「最初の DRAC は1969年にアルザス、ローヌ＝アルプ、ペイ・ド・ラ・ロワール」の3地域圏に設置され、1977年には全地域圏へ配置が完了」と記されている(長嶋2020:124)。人員についても「文化省業務の地方分散化の進行とともに DRAC の予算と人員が強化された。2018年の人員体制では文化省中央行政組織の在籍職員が約1,500名であるのに対し、DRAC の在籍職員数合計は約2,800名にのぼっている。設置当初の DRAC は文化財保護が活動の主流であり、人員的にも分野的にも活動範囲は限られたものだったが、1980年代以後は文化事業の増加とともに DRAC の専門性へのニーズが高まり、人材育成にも力が入るようになった。各 DRAC の本部事務所は地域圏の圏都や主要都市に置かれているが、地域圏内の複数の都市に複数の本部が置かれている場合もある」と説明している。

また、「文化省以外の省もまた同様に地域圏レベルでそれぞれの地方分散化組織を有する。したがって中央政府内のみならず、各地域圏のスケールでも省間の合意形成が行われ、文化政策に関しても地域圏レベルの省間連携が行われている」とも記しており、その点も着目したい。

DRAC のミッション

DRAC は各地域圏内の自治体、全文化機関、そして地方議員に対して文化問題に関する専門的知見をもたらす対話者として機能し、また後述する交渉プロセスを経る協定作成を通して、文化省予算を自治体予算と合わせて事業を実施する調整者の役割も果たしている。DRAC は予算配分の決定、地方公共団体への助言・政策評価も行う。また、各地域圏および各県にて国家文化政策を先導する任務を負う。

DRAC が関わる主な分野は以下のとおりである：

学問研究全般、文化財の理解・保存・活用、建築開発、芸術作品の創作と発表に対する支援、出版業界の発展、文化芸術に関する教育、知の継承、文化の多様性の促進、読者・鑑賞者の拡大、文化・産業の経済発展、フランス語およびフランス国内の複数言語の促進。

以下、詳述すると、

- ・地方整備、持続可能な政策、社会的一貫性、公共政策に関与する
- ・専門的科学研究に寄与する
- ・各地域および各県の文化に関わる公共資料の公開に協力する
- ・文化省直属の他の管轄部局と連携して、上記の分野に関する法規の適用に留意し、また科学技術面での管理を行う。国家政策の履行を確約し、地方団体との協同を図る。地方団体へは必要とされる技術上の援助を行う
- ・文化省の国家部局および直属行政機関が行う政策の一貫性に留意する

◆契約化政策

地方分権は、事業の遂行に際して、国と地方公共団体の間に契約をもとに協力関係を築く「契約化政策」を導入することによって急速に進展した。共同運営の事業内容を協定によって明文化する方式である。フランスの市町村にあたる基盤自治体はコミューンであるが、小規模なコミューンが大半を占めるため、現実的には行政上の境界を超えた施策が肝要となる。文化政策に関しても国と地方公共団体間、または地方公共団体相互の任意の協力は不可欠である。

フランスの公共文化政策は、1970年代からフィナンスマン・クロワゼ (financement croisé) と呼ばれる共同資金調達方式が採られてきた。「契約化政策」は1980年代以降の地方の文化政策の発展に大きな影響を与え、今日においても主要な方式となっている。最も多いのは国と地方公共団体間の協定だが、文化省と他省で交わされる「協定議定書 protocole d'accord」や、DRAC と他省の州レベルの国の機関（州農業局、設備局、観光局、大学区）とで結ばれるものもある。

◆文化的発展協定

1980年代に拡大した「契約化政策」によって文化の分権化は着実に進展した。国・自治体の連携を支える制度「文化憲章」(1975年制定)は、地方分権後の1982年からは「文化的発展協定 (conventions de développement culturel)」となり、特に1980年代から90年代にかけて地方の文化政策の発展に重要な役割を果たした。長嶋は、同協定についても以下のように触れている。この協定は、「DRAC と地方自治体間の交渉によって定められ、両者が共同で資金を出して拠出することに合意する全事業を書き出す形で策定される。協定に定型的モデルはなく、署名に関しては両者が完全に対等かつ自由」で

あり、「近年の過去3年間でも300-350の文化開発協定が成立しており、協定は基本的には単年度契約で、1年または2年単位での更新が可能」である。協定締結によるメリットとして自治体側は自らの文化政策の意義を再確認し、施策に対して国から一定の認証を受けられる点、一方で国（文化省）側は地方の活力に刺激を与え、交渉過程での助言を通して、コミューンや県の文化政策をより芸術的かつ専門的な方向に導きうるという点が述べられている。そして「各DRACには中央組織から文化省としての政策方針が通達される」（長嶋2020:132）。

また文化省と地方公共団体間の協定には多分野を包括する文化開発協定以外に、文化省内の専門部局と地方公共団体間で結ばれる文化協定がある。文化省の専門部局は文化遺産、建築、映画、芸術教育などの各分野に特化して設けられており、映画・テレビ等映像分野に関してはCNCが専門部局である。

◆ CNCの地方合意ポリシー

DRACは1982年の行政の地方分権化、2000年代以降の文化における国と地方自治体との役割分担の明確化という流れのなかでその役割の重要性を増してきた。CNCは、このDRACと地方団体との密接な協力関係を通じて、映画およびテレビ産業が各地方において文化と地方経済発展に寄与することを目指し、地方との連携を強化している。対象とするのは、創作・制作・撮影受け入れに対する助成、映像教育、映画文化の普及、作品公開、映画遺産の伝承である。三者は数年ごとに映画・テレビ協力協定を締結しており、2017 - 2019年分の枠組み強化案の結果、支援活動の充実化が推進された。

映画・テレビ協力合意協定書

CNCが地方およびDRACと共に数年にわたって締結する映画・テレビ協力合意は、実施する支援内容の一貫性、支援措置の透明性、融資のトレーサビリティの3点に関して、対話・交渉・協同を行うものである。例年、各当事者の関与を明記した財政充当協定書を発行している。適切とみなされる場合には、小地域当局（県やコミューン共同体）が協定書に参加することも可能である。

CNCは2016年に行われた大規模協議および新地方執行部との会談の結果、2017年から2019年に向けて枠組みの刷新と強化を行う旨を提案した。この枠組み刷新案により、地方それぞれの独自性を考慮に入れることが可能となった。また枠組強化案により、以下のような新たな支援活動を行うことが可能になった。

- ・ Talents en court（短篇映画を通しての新人映像作家の発掘）活動の展開
- ・ 住居助成金を創出（CNCが1ユーロ、地方団体が2ユーロを拠出）
- ・ 地方テレビ局による番組制作奨励を支援
（CNCが1ユーロ、地方団体が3ユーロを拠出し、地方テレビ局に融資）
- ・ 映画館のメディエーター雇用を支援
（CNCが1ユーロ、地方団体が2ユーロを拠出）
- ・ 若手公務員主宰によるシネクラブの活性化

協定は次の四部から構成される。

第1部：脚本執筆、開発、映画・テレビ制作、撮影受け入れ、関連作業の開発に関して。これには当

該地方団体の貸付金によるもの（審査委員会の見解の下、選択助成として配当される）、および、CNC 基金から拠出されるマッチング貸付金とがある。

第2部：CNC が全国的に展開する文化の普及と芸術教育への支援活動に関連する事項。Lycéens et apprentis au cinéma（「高校生と映画実習生」）、Passeurs d'images（「映像の案内人」）、教育と映像の地方文化発信地に対する支援、などがこれにあたる。融資は、地方団体、DRAC、CNC によって行われる。

第3部：映画公開に関する項目。地方団体・DRAC・CNC がそれぞれ映画館に働きかける方法を明確化し、詳細な協議と体系的な情報交換が行えるよう取り計らうもの。

第4部：地方団体・DRAC・CNC が管理維持する映画遺産について。地方団体・DRAC・CNC はフランス国内にある約 10 のシネマテークに対して活動を行っている。この協定第4部により、デジタル化や映画遺産の公開促進といった三者の試みが明らかとなり、強化される。

協定の一環として、CNC は次のような関与を行う。

- ・ CNC は地方団体と協同して、支援の各カテゴリーを次のように定義する：脚本執筆および開発への助成、ニューメディアを用いた作品に対する助成、短篇映画への助成、長篇映画への助成、テレビ番組制作への助成など
- ・ CNC の拠出額は一定金額に固定され、その対象は地方団体の設定する以下の項目とする。つまり、Talents en court（訳注：短篇映画を通しての新人映像作家の発掘）、脚本執筆および開発への助成、ニューメディアを用いた作品に対する助成、である。その他の項目については「CNC が1ユーロに対し地方団体が2ユーロを拠出」の方式を採用する。ただしシネクラブへの助成は例外とし、公務員扱いの若手担当者1名につき1,000ユーロが給付される
- ・ CNC は1年および合意1回あたりの出資限度額上限を200万ユーロに設定している
- ・ 撮影を円滑にするため設けられた撮影支援局（フィルム・コミッション）は、地域映像教育センターが創設初年度に助成を受けるのと同様に、活動開始から最初の3年間は助成を受ける

2019年、17件の協定を結び、合計拠出額は1億5,800万ユーロとなった。これは2017年に30%増加した場合と比較して5%の増加額であり、また2018年と比較して5%増加している。

図表 4-10a：国／CNC／地方団体の3年契約協定に基づく2019年度の拠出金額（100万ユーロ単位）

	CNC	国家 (DRAC)	地方団体	2019年合計額
創作部門	1.29		6.02	7.31
"Talents en court"	0.08		0.17	0.25
住居費給費	0.49		1.21	1.70
脚本執筆および開発への助成	0.44		3.77	4.21
住居費支援	0.28		0.87	1.15
ニューメディア	0.37		2.42	2.79
映画製作	11.25		31.71	42.96
短篇映画	2.50		5.34	7.84
長篇映画	8.75		26.37	35.12
テレビ番組制作	9.30		21.47	30.77
テレビ番組制作への直接支援	8.60		18.47	27.07
地方テレビ局 COM (個別契約) への支援	0.70		3.00	3.70
助成基金合計	22.21		61.62	83.83
撮影受入	0.21		6.30	6.42
関連作業の発展			6.84	6.84
創作・製作・撮影の合計額	22.33		74.76	97.09
普及 - 映画教育	7.53	8.92	28.15	44.60
文化の普及	6.67	2.41	18.57	27.65
映画教育体制		6.51	7.85	14.36
シネクラブ	0.42		0.70	1.12
助成対象作品の公開促進	0.44		1.03	1.47
作品公開	1.15	0.00	10.12	11.27
映画館への直接支援			7.46	7.46
映画館ネットワークへの支援	0.64		1.65	2.29
メディエーターへの支援	0.51		1.01	1.52
映画遺産保存	2.39	0.21	2.68	5.28
合計	33.40	9.13	115.71	158.24

出典：Engagements 2019 des conventions triennales Etat/CNC/regions, CNC Bilan 2019, p. 271 (本表は資料集3「『CNC年鑑2019年版』第6章第1節「公的資金」においても掲出している)

CNCが2019年財務補正に関して拠出した額は合計3,340万ユーロとなり、内訳としては、創作および制作助成基金に対して2,230万ユーロ、文化の普及に対して750万ユーロ(主にシネクラブ再開助成)、映画上映施設事業者への直接支援として120万ユーロ(このうちメディエーターへの雇用支援に対して51万ユーロ、地方シネマテークへの活動支援として240万ユーロ)となった。地方団体側の拠出金は1億1,570万ユーロ、DRAC側は910万ユーロであった。ほぼ15年間で国側(CNCおよびDRAC)の拠出金額は2004年の1,010万ユーロから2018年の4,250万ユーロに上昇し、これは4倍の上昇率に相当する。同期間において地方団体の拠出金額は3,550万ユーロから1億1,570万ユーロへと変化し、3倍の増加率となった。協定にかかわる当事者全体で見ると、2004年の4,560万ユーロから2018年の1億5,820万ユーロへと増加、3.5倍の上昇率となった。

2017-2019年の協定では、全地域と11県(アルプ=マリタイム、シャラント、シャラント=マリ

ティーム、コート＝ダルモール、ドルドーニュ、オート＝サヴォワ、ランド、ジロンド、ロット＝エ＝ガロンヌ、ドローム、セーヌ＝サン＝ドニ)、EUの首都ストラスブール、主要都市であるトゥールーズおよびボルドー、パリ市、人口密集地域ヴァランスを対象としている。

◆具体的施策

フィルムコミッション

撮影受け入れにより、地域の魅力の発信・地域経済への効果が見込める

税額控除制度に関連した CNC の地方政策により、フランスはロケーション撮影を積極的に受け入れている。これは Film France が調整し、CNC の出資する 40 もの撮影支援局（フィルムコミッション）に支えられている。同支援局は以下のような各種サービスを無料で提供している：撮影地や撮影地候補に関する情報収集、スタッフ・俳優・エキストラの手配（多くの撮影支援局でキャスティングが可能）、事務手続き代行、撮影許可の取得代行、ロジスティクスおよびその他の情報収集（車両レンタル、宿泊等）、制作オフィス手配や資料調査、メディアや地方行政との調整など。

映画教育／シネクラブ

青少年の全成長過程において、地域の機関と協働で映像を介した教育を行う

Ecole et cinéma（「学校と映画」）、Collège au cinéma（「映画館で中学校」）、Lycéens et apprentis au cinéma（「高校生と映画実習生」）の学校教育シリーズでは、生徒達に各地の映画館にて映画を鑑賞してもらい、その後教室で教材に基づいた学習を行うことが可能となっている。2018-2019 年度、この教育制度にフランスの全生徒 13.9% に相当する 180 万人が参加し、430 万人近い映画館入場につながった。さらに、バカロレア（高校卒業資格試験）における映画・ビジュアルアート科目では 135 講座が実施された。

国民教育省が主導し、高校生自身が受賞作を選ぶ「高校生によるジャン・ルノワール賞」により、2018-2019 年度は 55 講座の開講となった。受賞作であるセバスチャン・マルニエ監督の『下校時間』は、また別の学校教育シリーズ「高校生と映画実習生」でも取り上げられ、2020-2021 年度新学期に映画鑑賞の対象作品となった。

授業時間外に行われる映像教育 Passeurs d'images（「映像の案内人」）は、上映会（映画館や屋外での特別上映）と実習講座（撮影ワークショップおよび上映プログラム作成ワークショップ）という互いに補完的な 2 つの授業項目から成り立っている。約 162 の協力施設（そのうち 20% が映画館）により、23 万人以上が約 2,400 の活動に参加した。2017 年、CNC は新たな全国展開として Passeurs d'images（「映像の案内人」）という連携制度を開始した。今後 Passeurs d'images（「映像の案内人」）は Des cinés la vie！（「人生は映画だ！」）、訳注：高校生による上映会・討論会の企画、および優秀作選定の諸活動も担当する。

シネクラブ活性化のため、若手スタッフを公務員として登用

作家映画へのアクセスを広げ、青少年が映画について語れるようにするため、CNC は高校でのシネクラブ活性化を推進している。主宰は社会奉仕としてボランティア活動に従事する若者たちであり、シ

ネクラブ連盟への支援体制とも並行している。青少年 829 名が参加した。2015 年の開始以来、9,500 の上映会に対し観客 13 万 5,000 人を動員した。

引用文献

長嶋由紀子「第 5 章 フランスの省庁・機関連携型文化政策 ——文化省を中心にみる現状と制度構築の経緯」『令和元年度文化行政調査研究 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書 [重点テーマ：府省庁間・機関連携]』文化庁地域文化創造本部事務局総括・政策グループ、2020 年、122～148 ページ。

参考文献

長嶋由紀子「フランスにおける多様性をめぐる議論と関連する文化政策の動向」『平成 30 年度文化行政調査研究 ダイバーシティと文化政策に関するレポート』文化庁地域文化創造本部事務局総括・政策グループ、2019 年、51～66 ページ。

CNC (mai 2020). *Bilan 2019* chapitre six ACTION PUBLIQUE 6.1 Les financements publics. (本報告書所収 資料集 3『CNC 年鑑 2019 年版』第 6 章第 1 節 公的資金)

Ministère de la culture. Drac Île-de-France. Available at: <https://www.culture.gouv.fr/Regions/Drac-Ile-de-France/>

第 11 節 多様性の推進

本節ではフランスにおける映画映像を含む文化政策に関する「多様性」についての捉え方と、万人の映画映像への関与推進のための試み、また映画映像作品の多様性を保つための施策を中心に概観する。

◆フランスの文化政策と‘多様性’

1946 年制定のフランス第 4 共和国憲法は「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である」と謳い、そして万人の公共的な意思決定への参加を認めている。戦後復興期に労働力としての外国人労働者が激増、政府が 1974 年に移民受け入れを停止したが、移民の多くはフランスに定住、家族呼び寄せも活発に行われた。フランスにおいては「共和国原則」の下、フランス語の使用と、フランスの規則や原則（自由、平等、博愛、人権、民主主義等）の遵守が求められ、移民や外国人が固有の言語や文化的慣習を持ち込むことは容認されていない。移民の子どもの教育を受ける権利は保障されているが、共和国原則のひとつ、「政教分離（ライシテ）」の下、公教育への宗教の持ち込みは禁じられている。自由に重きを置くフランスの価値を学んだ彼らは信教の自由なども主張するが、それらの容認は私的領域に限られることから、1980 年代後半以後、移民の価値観との矛盾の顕在化が進み、しばしば問題も発生している。フランスは現実には多文化化する社会の中で、「共和国原則」に基づく、「多様性」推進を葛藤しながら志向している点を念頭に置いておきたい。

長嶋由紀子の「フランスにおける多様性をめぐる議論と関連する文化政策の動向」『平成 30 年度文化行政調査研究 ダイバーシティと文化政策に関するレポート』（文化庁地域文化創造本部事務局総括・政策グループ 2019 年）には、「フランス文化省内には文化大臣官房附属組織として「多様性会議」（le Collège de la Diversité）が置かれており（2019 年 2 月現在）、同会議は 2017 年初頭に『多様性白書 文化セクターにおける多様性の推進』を発表した」とある（長嶋 2019:52）。そして同白書内の「文化多様性の実現が人権保障の課題であることを認識」や、「表現、領域そしてアクターの多様性に配慮しながら文化概念を芸術表現に限定せずより広くとらえる責務を果たすべきである」という記述をフランス政府の基本姿勢として提示していると同時に、現在のフランス文化省では、「多様性（ダイバーシティ）の実現が人権保障の課題として捉えられていることが看取される」と述べられている。

◆文化政策におけるダイバーシティの 2 つの画期

文化芸術の領域で万人の平等な社会参加を実現しようとする取り組みは、1970 年代以降の社会構成変化を背景に 1980 年代以降に顕著となっている。中でも以下の二政権における文化政策が鍵となった。

ミッテラン政権：長嶋によれば、前掲白書をもとに「人間の多様性を尊重する国の文化施策は 1981 年成立のミッテラン政権から始まった」としている（長嶋 2019:53）。そして当時の文化省はあらゆる人の文化的権利の十全な実現を目指した点、移民の権利がまず焦点とされた点に触れている。また「1970 年代には障がい者や性的少数者の権利獲得へ向けた動きや、入院患者や受刑者の文化活動も課題として認識されており、文化的権利から排除されているさまざまな人々の存在が浮かび上がった」としている。そして同時期には多文化共生社会を目指す上で、文化や芸術を通じた他者との交流の意義が目目されてきたという観点から、公共空間で開催されるアートイベントやフェスティバルが増加したことも言及している。

シラク政権：長嶋はまた、1995年のシラク政権期を第2の画期とみなしている。ミッテラン政権後期の1980年代後半以後のフランスでは、経済の低迷が長期化する中で、移民問題が深刻化し、社会経済的格差が拡大した。こうした背景の下、シラク政権期の1998年7月に「排除との闘いに関する基本法」が成立した。同法においては「生涯を通じた文化、スポーツ、休暇と余暇への平等なアクセス」が国民的目標として掲げられている。この法を受けて「文化省は他省や民間団体との連携をいっそう強化し、今日の実践につながる取り組みの多くが誕生している」と結ばれている（長嶋2019:53-54）。

◆「都市政策」(politique de la ville)における文化政策

ここで述べる「都市政策」は一般的な意味合いの、都市問題改善策とは異なり、貧困・失業等、社会的に困難な問題が多い住区に対し、重点的に公的施策を実行する政策を指す。アフリカ系移民の人口の比率の高い、大都市郊外の住区が対象となる場合が多い。

2018年版の政府報告書によれば、フランス全土で約1,500の住区が都市政策の対象となり、都市整備、失業対策、教育、スポーツ振興などとともに19の事業軸のひとつとして設定されており、この「都市政策」の枠組みの中で文化省と都市省との連携によって多くの文化事業が行われている映像分野に関しても、同地区への特別な措置が取られている。

◆ CNC の助成スキームにおける多様性の実現

1. 「映像における多様性基金」による、ジャンルや製作フェーズの違いをまたいだ作品製作における多様性の実現

「映像における多様性基金」は、地域機会均等総審議会（CGET）とともに CNC によって2007年に設立された。同基金の独自性は、テーマ、分野横断的支援（映画、テレビデジタル作品、テレビゲーム）であること、採択された作品の制作から公開に至るまで全段階に関与すること、の3点に集約される。よって準備（脚本執筆および開発）、制作、公開（配給およびビデオ化）への助成となる。同基金は創設以来、分野・ジャンル・形式を問わず1,600以上の作品に対し、3,560万ユーロの支援を行ってきた。2019年には5つの委員会により申請291件が審議され、210件の企画または作品を支援、合計額は約200万ユーロとなった。

基金の目的と基準

「映像における多様性基金」は CNC の一般財政援助規則 RGA〔用語集〕に記載されている。基金の目的は、映画、テレビ番組など分野を横断して、フランス社会の多様な現実がより忠実に反映される作品製作を支援すること、フランス国民の共和国の価値観の共有、そして都市政策の優先住区からの新しい才能の発掘・育成も重視している。これらの目的を達成するために、「映像における多様性委員会」は、映画、テレビ番組、マルチメディア、ビデオゲームの作品の作成、制作、配給を支援している。主にフランスで行われる活動に向けての支援となっている。

「映像における多様性基金」は、脚本執筆および開発、制作、公開（配給およびビデオ編集）のための支援を提供する。支援分野としては映画、テレビ番組、マルチメディア、ビデオゲームの各セクターに加えて、アニメーション、ドキュメンタリー、フィクション、ライブパフォーマンス、およびユニタリー、パイロット、シリーズ、長篇映画、短篇映画、ノンリニアの全てのジャンルに関係する。

支援の対象者とプロジェクト

著者、プロデューサー、配給業者、出版社を対象とする。フランス社会を構成する全ての移民出身者、前述のように特に都市政策の優先住区の住民は優先される。

支援を受けられるプロジェクトは

- ・移民もしくは移民の子孫、海外でのフランス社会出身者、あるいは都市政策重点地区の住民が描く、移民集団に題を取ったもの
 - ・移民もしくは移民の子孫が描く、または海外在住者や都市政策重点地区の住民が描く、フランスの現在・歴史・回顧録
 - ・男女の平等、人種等の国民統合政策、恵まれない地域の住民の差別（特に居住地と彼らの出身地に関連する）との闘いを題に取ったもの、または恵まれない地域の人々に貢献するもの
 - ・都市政策地区の歴史、遺産、記憶の再認識と再評価に貢献するもの
- であることが求められる。

CNCと「映像における多様性基金」からの選択的支援と同時に、同じプロジェクトを提出して調査することはできない。また、ひとつの法人が「映像における多様性基金」から3つ以上のプロジェクトへの援助を申請することはできない。

2. 多様な観客による映画へのアクセスの推進

映像を用いた教育と特別な状況下にある人々にも映画を届ける支援も行われている。映画へのアクセスの推進を市民参加、「シティズンシップの推進」というフレームワークのもと新たな計画が開始している。

CNCは、障がいを持つあるいは入院しているなど特別な事情を有する人々への配慮として、Cinéma différence（「差異の映画」）、Retour d'image（「映像の回帰」）など多数の団体を支援している。こうした団体のうち、Ciné-sens（「映画と感覚」）ではとりわけ視聴覚障がい者の映画鑑賞方法について映画関係者へ対応などを指導し、またRêve de cinéma（「映画の夢」）では入院中の児童を対象とした上映会を企画している。

受刑者に向けた制度として、CNCはDes cinés la vie！（「人生は映画だ！」）の連絡調整や、団体Résonance Culture（「文化の響き」）の活動を支援している。Des cinés la vie！（「人生は映画だ！」）では服役中の青少年が短篇映画に触れる機会を得られるよう取り計らっている。2017-2018年度には244の更生保護施設において1,200人がこの制度の行事に参加した。

3. 上映される作品の多様性を推進

フランスにおいては上映される作品の多様性について、意識・配慮され続けている。CNCによる選択支援のプログラムは設置当初から、市場競争力は弱いものの、文化的・芸術的価値の高い作品に対し、製作工程の各フェーズにわたって助成を行うことにより、多様性の確保に努めてきた。芸術性・実験性の高いと認定された作品（アール・エ・エッセイ作品）の上映を一定数行う、いわゆるミニシアター（アートハウス）への助成、意義はあるが内容的に十分な興行収入を見込めそうもない作品を上映する映画館への助成、上映素材の追加コピー作成に関してもそれぞれ「選択支援」として助成を行っ

ている。配給助成の「選択支援」の目的は‘多様性の確保のためにさまざまな作品が映画館で上映されることを推進すること’とあり、作品の多様性に貢献する映画を配給する会社を対象としている。映画遺産への積極的関与もその一環といえる。アンスティチュ・フランセ〔用語集〕との共同事業として、国際共同製作支援を通して文化多様性の推進を図る「ワールドシネマに対する助成」（「選択支援」）、ワールドシネマに対する助成交付を受けた作品を含む、全ての国際共同製作作品を対象にした「ACM（ワールドシネマ）に対する配給助成」も存在する。

そして特色ある映画上映活動を行う各種団体およびイベントへの支援、フランス国内各地で開催される映画祭への支援、また国外映画祭出品への支援にも多様性推進という意味から取り組んでいる。

3-1 各種団体およびイベントへの支援

2019年、CNCは280万ユーロの予算で、ドキュメンタリー、短篇映画、アニメーション、実験映画など上映機会の少ない作品を率先して紹介する国内の団体およびイベントに対して支援を行った。

映画推進活動団体

L'Agence du court métrage（短篇映画協会）

Faites des Coutts（「衝撃を与えろ（／費用をかける）」）Fêtes des Films（「フィルム・フェスティバル／映画を作ってください」）、l'Association du cinéma indépendant pour sa diffusion（ACID、インディペンデント映画配給組合）、l'Association française du cinéma d'animation（AFCA、フランス・アニメーション映画協会）などが挙げられる。

「図書館の映像」によって開催されている「ドキュメンタリー映画月間」は2019年には20周年記念を迎え、15万人以上の観客を動員した。2,278の施設でドキュメンタリー映画1,667作品が上映され、上映会の69%でゲストが来場、討論会も行なわれた。また la Fête du cinéma d'animation（「アニメーション映画フェスティバル」）では200以上の施設で450作品がプログラムを編成され、公認を得た600のイベントが開催された。

また、CNCは非商業映画カタログ「文化の諸イメージ」を通じてドキュメンタリー作品の普及を促進している。

IDC（Images de la culture）カタログにより、「映像における多様性」基金（地域機会均等総審議会CGETと連携）の助成を受けた作品の公開も行っている。2019年、約2,600作品がこの基金の対象となり、各地で無料上映会が開催された。

3-2 国内外映画祭支援

テレビ番組および映画作品の上映配給を促進するため、CNCは年間約800万ユーロの予算で約40の国内および国外映画祭を支援した。例としては以下の映画祭が挙げられる。カンヌ映画祭、le Festival Séries Mania（連続ドラママニア映画祭）、アヌシー国際アニメーション映画祭、ビアリッツテレビ番組映画祭 FIPA（2019年「ビアリッツ国際ドキュメンタリー映画祭 FIPADOC」へ改称）、クレルモンフェラン国際短編映画祭、アンジェ・プルミエブラン映画祭（初長篇監督作品を対象とする）、ラ・ロシェル国際映画祭、など。またユニフランス〔用語集〕（CNCは外務省との共同体制により、フランス映画を輸出し、海外での普及効果を堅固なものにするためユニフランスに融資を行っている）と

提携して、国外映画祭出品への支援も行っている。

引用文献

長嶋由紀子「フランスにおける多様性をめぐる議論と関連する文化政策の動向」『平成30年度文化行政調査研究 ダイバーシティと文化政策に関するレポート』文化庁地域文化創造本部事務局総括・政策グループ、2019年、51～66ページ。

参考文献

長嶋由紀子「第5章 フランスの省庁・機関連携型文化政策——文化省を中心にみる現状と制度構築の経緯」『令和元年度文化行政調査研究 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書 [重点テーマ：府省庁間・機関連携]』文化庁地域文化創造本部事務局総括・政策グループ、2020年、122～148ページ。

Ministère de la culture. Collège de la Diversité. Available at: <https://www.culture.gouv.fr/Sites-thematiques/Egalite-et-diversite/Les-engagements-du-Ministere/Les-acteurs/College-de-la-Diversite>.

鈴木規子「フランスのシティズンシップ教育」(チャイルド・リサーチ・ネット、2010年)

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/061.html>

CNC (mai 2020). *Bilan 2019* chapitre six ACTION PUBLIQUE 6.1 Les financements publics. (本報告書所収 資料集3『CNC年鑑2019年版』第6章第1節 公的資金)

第5章

モニタリングと監査・統制

第1節 CNCの支援プログラムに対するモニタリングのありかた

CNCの支援プログラムでは、自動支援制度においては、認定委員会や専門家委員会が口座名義人の次回作や次のプロジェクトが投資にふさわしいかを審査し、選択支援制度においては、審査委員会が助成金申請に対しての審査を行う。これらの意見を受けたCNC総裁が決定を下すというプロセスを経る。

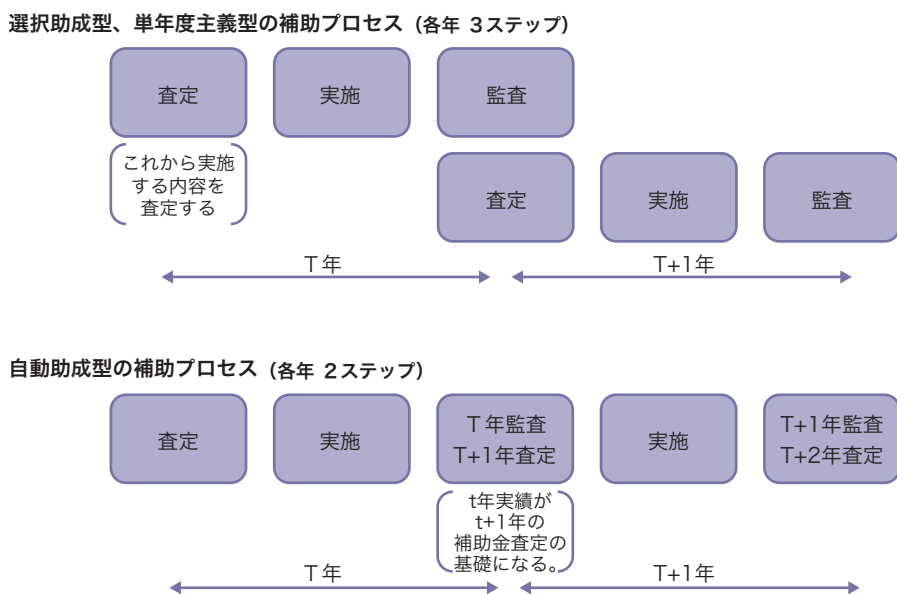
認定や申請の手続きにおいては、申請書とともに多種多量の添付書類の提出が求められるとともに、申請の前提として作品のRCA〔第3章第3節で詳説〕登録などの承認や認可も必要とされるが、給付の決定が下されたのちに、その給付金を使用されるプロジェクトが計画通りに進捗しなかったり、内容に変更が生じたりした場合は、委員会が再審査や再計算を行い、助成金の返還を求める場合がある。そこで自動支援および選択支援〔第3章第5節で詳説〕、それぞれのプロセスに合致した適切な「監査」「査定」が必要であることは言うまでもない。

◆モニタリングのシステム

CNCの支援プログラムに対するモニタリングのありかたとしては、給付金の投資や使用と、申請者から提出された書類との照合によって、適格な助成金の給付が行われたのかをレビューすることが原則となっている。

ところで、日本においてはあまりなじみのない自動支援の仕組みについて、内山隆は、日本において一般的な選択支援における施行プロセスとの比較を下図に基づいて行っている（内山は「自動助成」「選択助成」の言葉を用いている。内山2014:16）。このなかで、「査定」と「監査」として位置づけられているステップが、まさにレビューやモニタリングに相当するわけだが、選択支援では、毎年異なる申請を3つのステップを踏んで施行される。対して、自動支援の場合は、当該年の実績に対する「監査」を経て確定された助成金が、次年の「査定」を通して、その使用が認められるという形で、支援プログラムが継続的に施行されていることが、この図を通して理解できるだろう。

図表 5-1a: 選択支援と自動支援の施行プロセス (内山 2014: 16 所載の「図表 6 選択補助と自動補助の施行プロセス」を引用)



以下では、映画の生産チェーンにおけるいくつかのフェーズで施行されている自動支援と選択支援の双方について、助成金給付に対する認定や審査の流れという観点から、CNC の支援プログラムにおけるモニタリングのありかたを把握してみたい。

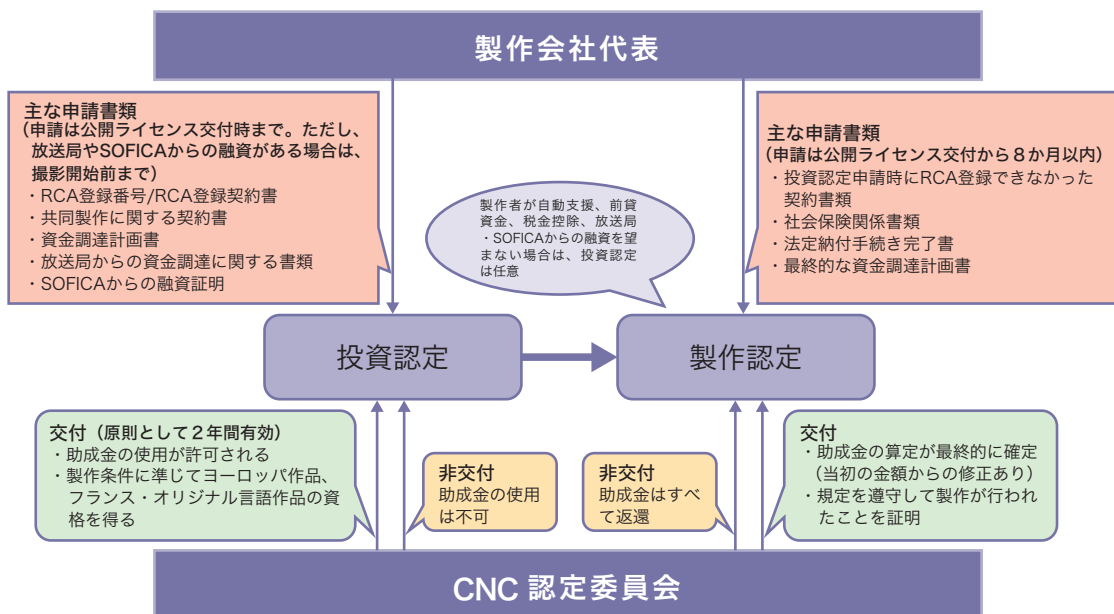
1. 自動支援の場合

自動支援では、製作会社代表〔用語集〕が受益者となって、支援口座に入金された助成金を長篇や短篇映画作品の製作や創作に使用する際のプロセスを例に見てみよう。自動支援口座を利用するには、これを投資に向ける作品が、投資認定と製作認定〔第 3 章第 4 節で詳説〕という 2 つのプロセスによって認定交付を受ける必要がある (下図を参照のこと)。

投資認定の目的は、申請書類の審査を通して、自動支援口座に入金された助成金の使用に対して許可を得ることであるが、認定交付が受けられないと使用が認められない。また、交付されるということは当該作品の製作状況が明確になるということであり、作品が生み出す自動支援額の算定において、係数の根拠となるポイントの 1 つ、ヨーロッパ作品〔用語集〕やフレンチ・オリジナル作品〔用語集〕であるという資格の判定にもつながっている。つまり、作品への投資認定が、次の支援のための査定の根拠を与えることになっているわけである。

つづく製作認定では、申請書類の審査によって、投資認定で許可された助成額の最終的な決定が行われ、ケースに応じて、減額や増額の措置が取られる。また、受付期間内に製作申請の手続きが行われないなどの理由で、製作認定の交付ができない場合は、製作会社代表が製作や創作のために投資した助成金は CNC に返還しなくてはならない。

図表 5-1b：自動支援における製作会社代表と CNC のあり方



2. 選択支援の場合

選択支援の場合、審査委員会や CNC の担当部署がどのようなタイミングでレビューを行い、助成金の支払いについて再判断を行うのか、助成金を非交付にするのかについては、プログラムごとに異なっている。詳細は、映画製作のバリューチェーンごとの助成スキームを紹介した第4章第2節から第9節までの各節で取り上げている支援プログラムの解説を参照されたい。以下では、創作助成における脚本支援と製作助成における製作前前貸資金という、フェーズの異なる2つの支援プログラムを具体的な事例として取り上げ、審査から助成金の交付や非交付に至る流れをたどりながら、CNCの選択支援におけるモニタリングのあり方を把握してみたい。

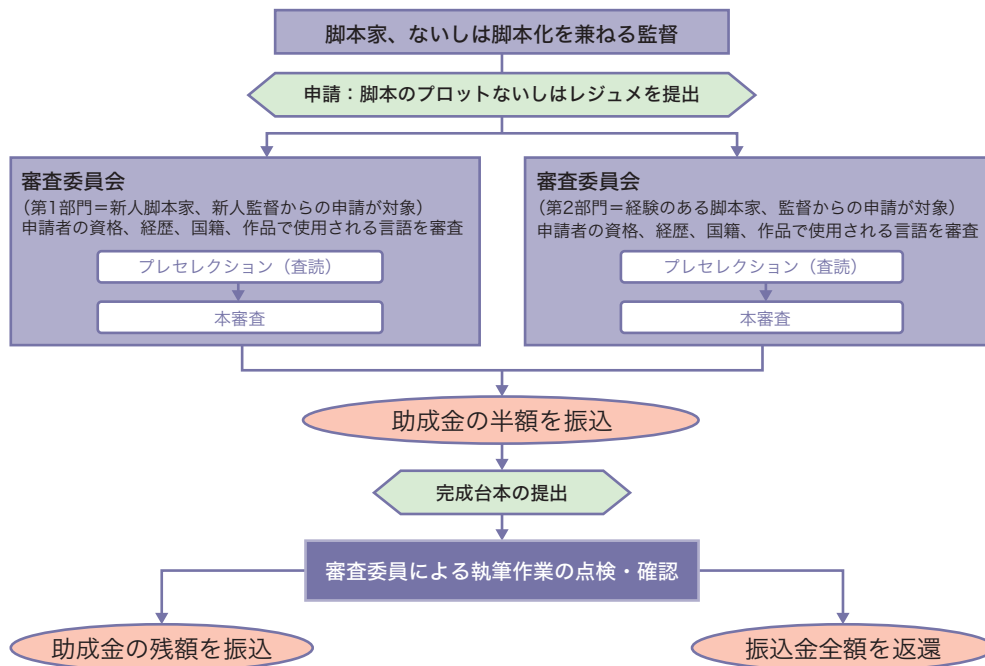
2-1 創作助成〔第4章第2節に詳説〕における脚本支援の例

映画製作の初期の段階である創作において、CNCはいくつかの選択支援プログラムを実施しているが、ここでは脚本家ないしは脚本家を兼ねた映画監督が申請者となる脚本執筆助成のプログラムを、例として見てみよう。

申請は脚本のプロットないしはレジユメを提出することにより行われるが、申請者が新人か経験者かによって、2つの部会に分かれて審査される。いずれもプレセレクションの段階で提出された素材の査読が行われ、そこで選択された企画が全体の審査委員会に上げられる。委員会の意見を受けて、CNC総裁による助成の決定が行われ、まず助成額の半額が支給される。

その後、一定の期間内に完成稿の提出が求められるが、審査委員会から選ばれた数人の委員が執筆の進捗や完成稿の確認を行い、その結果により、助成金の交付が最終的に認められた申請者には、助成金の残額が支払われる一方、期限内に完成稿の提出がなかったなどの理由で不交付の決定が下された申請者に対しては、既に支払われた助成金の返還が求められる。

図表 5-1c：創作支援、脚本における支援の関係図



2-2 製作助成〔第4章第3節に詳説〕における完成前前貸資金の例

ここでは、映画に関わる支援の中核をなす製作助成において、CNCが実施している選択支援プログラムのうち、新人監督のデビューやその後の継続的な製作を促すことにより創作の刷新を図るとともに、市場の基準から見ると作品として大胆で、公的資金助成がないと収支のバランスが取れない独立系の作品を支援することを目的とする製作前前貸資金のプログラムを例として見てみよう。

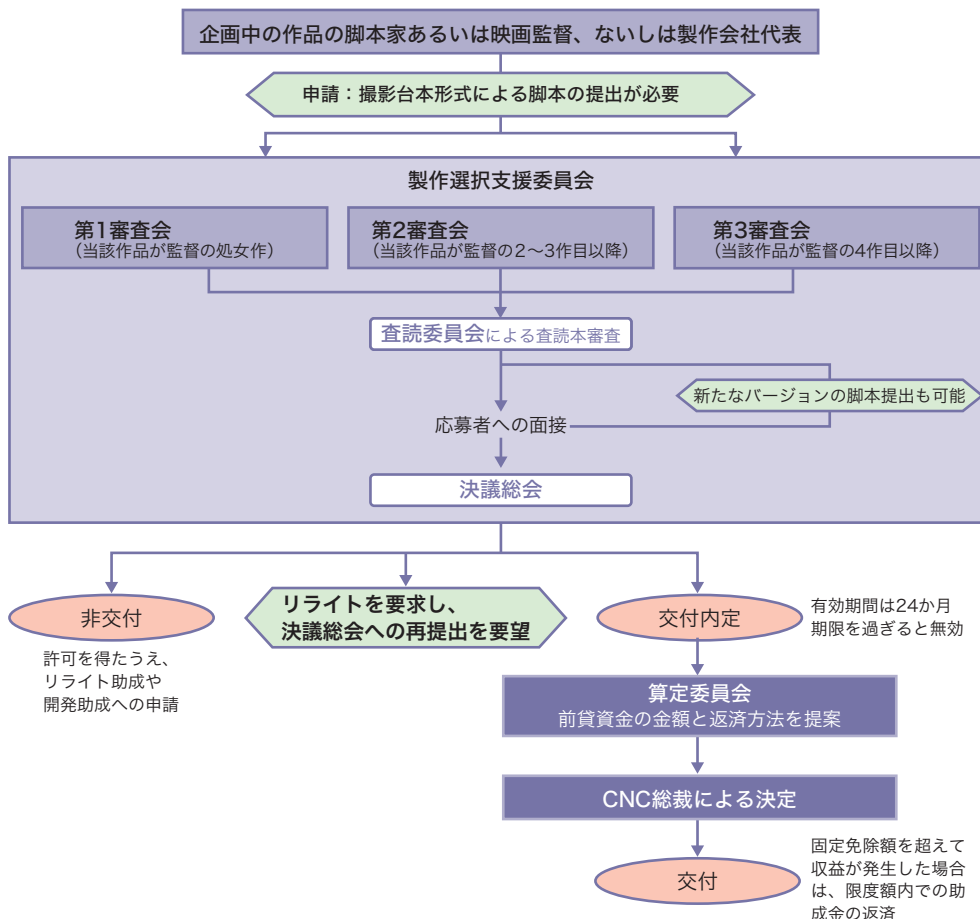
申請は製作会社代表または映画監督、あるいは必要に応じて脚本の作者によって行われる。申請書とともにシノプシス、演出意図、監督の履歴書、作者の履歴書等を提出することが必要だが、申請に関する要件を満たしたのみ申請が可能である。書類審査は製作選択支援審査会が行う。製作前前貸資金については、監督のキャリアに応じた3つの委員会によって審査される。(ASR1＝初監督作品のプロジェクトが対象。ASR2＝監督2作目ないしは3作目のプロジェクトが対象。ASR3＝4作目以降の監督のプロジェクトが対象。)具体的には、3つの審査委員会の下に設置された査読委員会が事前選抜を行う決議総会への通過に関する可否に加え、「再応募可能性」「決議総会の後ろ倒し」の決定を行う。査読委員会により選出されたプロジェクトは、各審査会に持ち込まれ、委員長、正委員全員参加による決議総会において審査を受ける。前貸資金の交付は、決議総会のメンバーによる無記名投票にて過半数を得ることによって決定される。総会では、特例として、書き直し後に再提出を求めるとか再応募の推薦を決定することがある。次に、前貸資金の支払いと助成に関する返済の流れを見ていこう。

前貸資金内定の決定は申請者への通達日から数えて24か月有効である。この期間中に撮影が開始されない場合、正当な理由の申請がある場合を除き決定は無効となる。前貸資金の額および返済の方法は、前貸資金の各委員会において共同で委員長を務める者のうち、それぞれ1名と、役員代表数名で構成される算定委員会の見解を踏まえてCNC総裁が決定する。(算定委員会は、作品の製作にかかる財政および技術的状况を示した製作会社提出の詳細な書類を審査した後に、前貸資金の額を提案する。)

原則として、公的助成(前貸資金も含む)の総額が作品の製作費用の50%を超えてはならない(一部例外あり)。

前貸資金の支払いは作品のプロデューサーへの投資認定の交付を条件として行われ、返済の方法は、プロデューサーと CNC の間で署名された合意書に示された方法による。前貸資金の返済は、5 万ユーロの固定免除額の適用後、前貸資金は各作品に発生した支援に基づき返済される。返済額は算出された額の 25% を下回ることはなく、交付された前貸資金の 80% を上限とする。

図表 5-1d：製作支援、完成前前貸資金支援の関係図



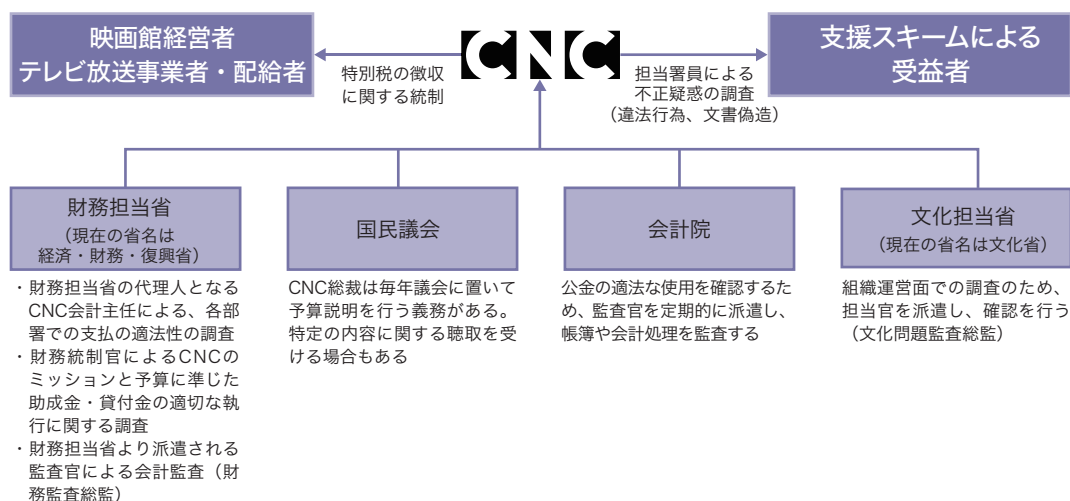
引用文献

内山隆（2014）「創造性を重視した ICT 分野の国際競争力強化のための公的支援のあり方 映像コンテンツへの自動補助制度からの一考察」『情報通信政策レビュー』第 8 号、総務省情報通信政策研究所、16 ページ（全文 1 ～ 24 ページ）。

第2節 監査・統制による会計の透明性の保証

CNC が数多くの支援プログラムによって映画支援を行うなかで、その遂行に関する会計上の監査や管理運営上の統制は、きわめて重要な課題である。この件について、本調査における CNC 側の窓口を務めてくれた欧州国際関係局長のマチュー・フレネ氏に質問を求めたところ、支援財源である納税者や支援スキームの受益者に対する監査・統制、ならびに CNC に対する政府ならびに関係機関からの監査・統制に関して、メールにて回答を得た。その内容を図示してみると、以下のようになる。

図表 5-2a：CNC の映画支援スキームの遂行と組織運営に関する監査・統制の仕組み



出典：Mathieu Fournet, Directeur des affaires européennes et internationales, CNC からの 2020 年 12 月 16 日付メールによる回答に基づき作成。

本節では、この図をガイドとして、まず、映画館経営者やテレビ放送事業者への徴税に対する統制と、映画製作者ならびに映画配給者に対する製作と公開に関する会計の透明性を保証するための仕組みを説明する。次に、財務担当省、国民議会、会計院、文化担当省の 4 者からの CNC に対する監査・統制について、各機関による統制方法の原則をまとめるとともに、CNC との具体的な関係について触れていく。なお、本節で取り扱う領域の原語の定義とこれに対する訳語との関係は複雑であるが、以下のテキストでは、特記しないかぎり、contrôle (統制)、audit (監査)、inspection (調査) という訳語を当てている。

◆特別税の徴収に関する統制

以下のテキストは、Code L. 第 115 条 16 項から 27 項までの条文を日本語に翻訳したものから、再構成したものである。

CNC の財源〔第 3 章第 2 節に詳説〕となっている TSA ならびに TST (および映画業界からの負担金) の申告に対する会計監査は、CNC 総裁が任命した代理人によって行われる。

申告に伴う代理人と納税者の関係

1. 納税者が提出した申告書類において、税額を算定する基礎となる諸要素に関し、不足、不正確、欠落、隠匿が認められた場合、代理人は納税者に修正案を送付する。この修正案には、脱税額とこれに伴う罰則が記載されるとともに、修正案の検討と回答にあたり、選定弁護士の助力を得ることができることを明記している。

納税者は、修正案受領後 30 日以内に、陳述書あるいは受領通知を提出する。代理人がこの陳述書を拒否する場合、理由を記した回答が納税者に送付される。

納税者ないしは第三者による反対で、現場での必要書類の調査ができない場合、修正案の根拠について自動的な評価が行われる。代理人は、納税者に固有の要素に基づき、それができない場合は、比較可能な他の納税者による売上高を参照することにより、課税ベースを決定することができる。課税ベースないしは税額の計算とその決定方法の根拠となる諸要素については、徴税の 30 日前までに納税者へ通達される。

2. 納税者が指定期日までに申告を行わず、書留で送られる支払命令書の受領から 30 日以内に経理を正常化しない場合、代理人は納税者に固有の諸要素に基づき、それができない場合は、比較可能な映画上映施設事業者やテレビ放送事業者、テレビ配給事業者による売上高を参照することにより、自動的に課税ベースを決定することができる。課税ベースないしは税額の計算とその決定方法の根拠となる諸要素については、徴税の 30 日前までに納税者へ通達される。

申告義務に対する罰則規定

1. 上記 1.2. の措置を講じる場合、税額は 10% 追加される。また、納税者が指定期日までに申告を行わず、書留で送られる支払命令書の受領から 30 日以内に経理を正常化しない場合、追加料金は 40% まで引き上げられる。
2. 延滞申告の場合は、以下の割増率が適用される。
 - a) 支払命令書がない場合、あるいは、支払命令書の受領後 30 日以内に申告書が提出された場合、10% の割増となる。
 - b) 支払命令書の受領後 30 日以内に申告書が提出されない場合、40% の割増となる。

修正申告に伴う加算税と割増額・罰金

加算税は、特別税の納付期限から数えて 3 年目の 12 月 31 日までに徴収される。納付期限までに全額が支払われない、あるいは一部が不払いとなる場合、以下の措置が講じられる。

1. 延滞あるいは支払い回避の場合、徴収額より 5% の割増となる。ただし、延滞払いの際に全額が支払われる場合は適用されない。
2. 納付期限までに支払われない場合、徴収額に対し、毎月 0.4% の遅延割増額が課される。特別税の納付期限までに支払いが行われない場合、代理人は納税者に対し、税額、申告義務に対する罰則としての割増料金、延滞割増料金の徴収について通知する。

TSA ならびに TST の申告は電子送信で行うこと、また TST の支払いは振り込みないしは電信払い込みで行われることが義務づけられているが、それ以外の方法で申告あるいは支払いを行う者には、60 ユーロを下限として、申告額あるいは支払額に対して 0.2% の割増料金が課される。

TSA ならびに TST は CNC の予算に充当されることになるが、その義務に応じない場合は、不払金額に対して 10% の罰金が課される。この罰金は、CNC より納税者に対して通知を出してから 30 日間は取り立てを行うことができないが、この通知では、予定している罰則やその理由、この 30 日間に納税者が陳述書を提出することができる旨を知らせている。

CNC が税金の徴収や監査を行う上で、必要な情報を税務当局から取得することができることについては、租税手続き法典 (Livre des procédures fiscales) L. 第 163 条に記されている。ここでは、TSA と TST だけでなく、一般税法典第 1609 条 sexdecies B 項で規定されている TSV の税額に関する情報を得ることができる旨も記されている。

◆製作に関する会計の透明性

以下に挙げる項目は、創造の自由、建築、文化遺産に関する 2016 年 7 月 6 日の法第 2016-925 条において決定されたものだが、以下のテキストは、Code L. 第 213 条 24 項から 27 項まで、ならびに D. 第 213 条 12 項を日本語に翻訳したものから再構成している。

製作会社代表による会計報告義務

製作会社代表〔用語集〕とは、長篇映画作品製作の資金調達、芸術上および技術上のイニシアティブと責任を負い、その作品に CNC からの資金助成の受益が認められ、その作品の成果を保証しなければならない者、と見なされている。

製作会社代表は、公開ライセンス〔用語集〕の交付から 8 か月以内に、映画作品製作に関する会計報告を作成し、他の共同製作者、興行収益からの配当を受ける旨の融資契約を結んでいる企業、および、知的財産法典 L. 第 113 条 7 項に列挙されている映画の作者〔用語集〕と、場合によっては、出版物の映画化権を譲渡した出版社に対し、製作費の減債という条件により興行収益からの配当を受ける旨の契約を締結し次第、会計報告を行わなくてはならない。

映画の作者や出版社のみならず、製作費の減債という条件により興行収益からの配当を受ける旨の契約を締結したあらゆる個人と法人に、会計報告を行わなくてはならない。俳優への報酬が、知的財産法典 L. 第 212 条 8 項を基に義務とされている集団協約ないしは個別の同意がある場合、製作会社代表は俳優本人に、あるいは俳優の権利に関する同法典第 1 部第 3 卷第 2 編において言及されている報酬の徴収や分配を請け負う会社に対し、会計報告を行わなくてはならない。

製作に関する会計報告は、作品の準備、製作、ポストプロダクションに使われた経費全体を含めて決算した最終額と、資金調達の方法を記すものとする。報告の形式、経費項目の定義、資金調達方法の種類は、長篇映画作品の製作者を代表する専門職団体、映画の作者による専門職組織、ならびに知的財産法典第 1 部第 3 卷第 2 編において言及されている著作権料の徴収および分配を行う団体との間で締結される職業別協定〔用語集〕によって決定される。この協定は、国の監督官庁によるアレテ〔用語集〕により、当該活動を行う業界のあらゆる利害関係者に対して義務化される場合もある。創造の自由、建築および文化遺産に関する 2016 年 7 月 7 日の法律第 2016-925 条の公布から 1 年以内に、義務化された職業別協定が結ばれていない場合は、作品の準備、製作、ポストプロダクションに使われた経費の定義、および資金調達方法の性質について、デクレ〔用語集〕によって決定されることになる。

製作に関する会計監査

CNC は、公開ライセンス交付の日付から起算して3年後に、自ら、ないしは独立の専門家によって監査を行う。この監査の目的は、会計報告の適法性および真正性を統制することにある。製作会社代表は、CNC または独立の専門家に監査をするうえで必要な書類や証明書を全て提出しなくてはならない。

CNC は当該の製作会社代表にまず監査報告書のドラフトを提示し、コメントをもらう。製作会社代表からの所見は、ドラフトを受け取ってから3か月を期限として、書面にて行われなければならない。その後、最終の監査報告書を製作会社代表、他の共同製作者、興行収益からの配当を受ける旨の融資契約を結んでいる企業、映画の作者、および、場合によっては、出版物の映画化権を譲渡した出版社に対して手渡す。

CNC はまた、最終の監査報告書を、製作費の減債という条件により興行収益からの配当を受ける旨の契約を締結したあらゆる個人と法人に手渡すものとする。同じく、製作費の減債という条件による報酬を俳優が受けることが義務とされている集団協約ないしは個別の同意がある場合、CNC は監査報告書を俳優本人に、あるいは俳優の報酬の徴収や分配を請け負う会社に渡すものとする。興行収益からの配当が製作費の特定要素の減債に基づいて決定される場合、CNC は当該の要素や製作費に関する情報を分配金の受益者に伝えるものとする。

監査報告によって、CNC の製作資金助成の受益に関する不正申告の存在が明らかになった場合、受益者に対し所見表明の機会を与えたうえで、CNC は給付した助成を取り下げることができる。監査報告によって、Code L. 第 421 条 1 項（行政処分に関する適用範囲を説明した条文）で言及された違反が明らかになった場合、Code 第 4 卷（監査と懲戒）に記されている条件に従って、違反の事実が記録され、罰則が科せられる。また、監査報告によって、一般税法典第 220 条 *sexies* 項に記された映画作品ないしはテレビ番組の製作会社代表が負っている費用に対する税額控除〔第 3 章第 8 節に詳説〕に計上された経費に関し、不正が明らかになった場合、CNC は本報告書を税務当局に提出する。

◆公開に関する会計の透明性

以下に挙げる項目は、創造の自由、建築、文化遺産に関する 2016 年 7 月 6 日の法第 2016-925 条において決定されたものだが、以下のテキストは、Code L. 第 213 条 28 項から 37 項まで、ならびに D. 第 213 条 13 項から 15 項までを日本語に翻訳したものから再構成している。

配給会社の義務

CNC の資金助成を受ける資格を有した長篇映画作品の商業公開のために、上映権を持つ配給会社は、実際に権利を譲受した者であれ、権利執行の代理人であれ、劇場公開から 6 か月以内に、またその後は、製作会社代表との間の契約が実行されている限り少なくとも年に 1 度は、当該作品に関する会計報告を、製作会社代表に送らなければならない。

この会計報告に記される内容は、個別に記載することができない場合を除き、フランスにおける当該作品の上映方法ごとに、また海外については、公開される地域ごとに提示するものとする。公開経費と減債状況は、製作者に帰する純利益の計算において考慮される場合のみ示される。配給会社が受けた資金助成や公開のための一般経費は、作品に関係するものに限って示される。ただし、ミニマム・ギャランティ〔第 4 章第 5 節に詳説〕に対する減債状況は、どの場合でも記されるものとする。

なお、会計報告の形式や、総売上額、公開経費、公開のための一般経費の定義は、長篇映画作品の

製作者を代表する団体、配給会社を代表する職業団体、映画の作者による職業団体、知的財産法典第1部第3巻第2編で言及されている著作権料の徴収および分配に携わる会社との間で結ばれる協定によって決められている。この協定は、国の監督官庁によって、利害関係者全員に対し義務化される場合もある。

また、上映権の譲渡契約や商品化のための委託契約には、上記の会計報告の義務を確認する条項を含めなくてはならない。

製作会社代表の義務

製作会社代表は、配給会社により提出された公開に関する会計報告を、他の共同製作会社、興行収益からの配当を受ける旨の融資契約を結んでいる企業、映画の作者、および、必要とあれば出版物の映画化権を譲渡した出版社に対して伝えるものとする。映画の作者に対しては、この伝達をすることで知的財産法典L第132条28項に記されている収益状況の報告をしたものを見なすことができる。また、公開に関する会計報告は、興行収益の配分を行う旨の契約を結んだ全ての個人および法人に対しても送られるものとする。製作会社代表は、配給会社より提出された公開に関する会計報告を年に1回以上は送付先となる相手に伝えなくてはならない。

製作会社代表が直接、1つないしは複数の方法によって作品の公開を行った場合、配給会社の義務として上記した会計報告を自ら作成し、同様の伝達を行うものとする。

映画作品の放映権をテレビ放送事業者に譲渡する契約において、映画館における当該作品の興行実績に準じた追加報酬が見込まれている場合、製作会社代表は上記の会計報告の伝達に際して、報酬の支払いに関する情報も添付しなくてはならない。

公開に関する会計監査

CNCは自ら、ないしは独立の専門家によって、公開に関する会計監査を行う。この監査の目的は、会計報告の適法性および真正性を統制することにある。配給会社、もしくは場合に応じて、製作会社代表は、CNCまたは独立の専門家に監査をするうえで必要な書類や証明書は全て提出する。

CNCは、監査報告書のドラフトを配給会社、ないしは製作会社代表が直接作品の公開を行った場合はその代表に送付し、コメントをもらう。配給会社、ないしは製作会社代表からの所見は、ドラフトを受け取ってから3か月を期限として、書面にて行われなければならない。その後、最終的な監査報告書が配給会社、製作会社代表、その他の共同製作会社、映画の作者、および必要とあれば、出版物の映画化権を譲渡した出版社に対して送付される。

CNCはまた、製作会社代表が作品の興行収益の配分を行う旨の契約を結んだ個人、および法人に対して、利益配分に関する情報を知らせることとする。

監査報告書によって、Code L第421条1項（行政処分に関する適用範囲を説明した条文）に列举されている違反が明らかになった場合、Code第4巻（監査と懲戒）に記されている条件に従って、違反の事実が記録され、罰則が科せられる。

なお上記の規定は、創造の自由、建築、文化遺産に関する2016年7月6日の法第2016-925条に基づくものだが、これに先立つ知的財産法典L第132条25項ならびに25項1を根拠として義務化されている職業別協定によって、長篇映画作品の製作費、減債方法、純利益の定義が与えられている場合は、

その協定の適用により製作会社代表が作成した公開に関する会計報告の監査を、自ら行うか、独立した専門家に行わせることができる。製作会社代表は、CNC ないしは独立した専門家に、監査を実施するために必要なあらゆる書類を渡さなくてはならない。CNC はコメントを求めるために、監査報告のドラフトを製作会社代表に送付する。最終的な監査報告書は、製作会社代表とともに、全ての映画の作者に対しても送付される。

◆政府による CNC の会計に対する統制

財務担当省

財務担当省（現在の省名は経済・財務・復興省）による CNC の会計に対する統制は、3つのレベルで実施されている。まずは、CNC の会計主任（agent comptable）を財務担当省の代理人として、CNC 各部署における公金の支払いに関する適法性を調査させている。2つ目のレベルは、財務担当相より任命された財務統制官（contrôleur financier）を CNC に出向させ、支出負担行為の段階で介入させる。この制度は、「予算の正確な計上、資金の有無、支出見積もりの正確さ、法律・行政規則の遵守、盛り込まれた措置・政策の財政に対する短期的、ないし中長期的影響を審査する」（中西 2011: 37）ことによって、支払い命令に先立つ支出負担行為と言われる業者との契約段階での調査を行うことで、予算超過の問題を未然に防ぐことが狙いとされている。

そして、3つ目のレベルが、監察官の派遣による財務監察総監（inspection générale des finances, IGF。なお、訳語「財務監察総監」は新日本有限責任監査法人 [2015] による）である。これは、行政府内に置かれた省庁横断的な機能を有する監察制度である。設置根拠や組織は、1973 年 3 月 14 日のデクレ（73-276）、ならびにこれを改正する 2006 年 10 月 4 日のデクレ（2006-1213）によって規定されており、そこでは行政・経済・財務に関する統制、監査、調査、コンサルティング、評価を行うものとされている。このうち、検査・監査に関するミッションが、いわゆる財務書類検査や監査証明に相当するが、現在の調査ミッションは自ら財務監査部門を設けていない省庁、部門のみを対象に行っており、「具体的なテーマは IGF が主導して決定しているとのこと」（新日本有限責任監査法人 2015: 15）なので、実際に CNC に対して監査を行っている可能性は高くないと思われる。

国民議会（Assemblée nationale）

前掲の表に示した CNC 総裁による国民議会〔用語集〕での予算説明の義務については、Code を見る限り、現時点では法制化されてはいないようである。ただし、本報告書第 6 章第 1 節「映画支援に対する政策提言」で概要を紹介する、2019 年 6 月にマリー＝アンジェ・マーニュ議員により、国民議会の委員会に提出された報告書案では、CNC が実施している公共政策に対する議会の統制力を強化するため、いくつかの提言がなされているが、そのなかに、国民議会の文化関係委員会における CNC 総裁へのヒアリングの毎年開催の義務化を制度化すべきである、との提言が盛り込まれている。

会計院（Cour des comptes）（なお、訳語「会計院」は、岩村（1995）による）

フランスの会計院〔用語集〕は、財政裁判所法典（Code des juridictions financières）によって設置や権限が定められている。そのため、公会計書に係る裁判を行う権限を有しているが、もちろん、より一般的な業務として、国の行政機関や公設法人などを対象に、公会計書に記載された収支が適正で

あるかを、証拠書類に基づき実地監査を行うとともに、予算、資金、財貨が適正に使用されているか、監督を行っている。そのため、検査対象となる機関の管理運営に関する文書は、どのような性格の文書であっても、伝達を受ける権限を有している。検査結果は、担当部の審議により決定されるが、公会計原則が適用されている検査の場合、その報告は会計書に対する判決という形を採っている。

以上の検査に基づいて、会計院が所見を述べ、勧告を行うのが年次報告書である。年次報告書の内容は、メディアで注目を集めることも多い。なお、CNCを主たる対象とした報告は、この10年で2回出版されている。2012年8月の上院財務委員会への報告として出された報告書「CNCの運営と財務：2007～2011会計年度」(La gestion et le financement du Centre national du cinéma et de l'image animée [CNC]: exercices 2007 à 2011)では、財源としての税収の増加が、CNCによる支援の領域を拡大させている現状に対し、その効果や法人運営のパフォーマンスに対する詳細なアセスメントが伴わなければならないことを指摘し、時代に即した経営を目指すためのいくつかの勧告を行っている。

また、2014年4月に発行した報告書「映画・テレビ製作のための支援：必要な転換」(Les soutien à la production cinématographique et audiovisuelle: des changements nécessaires)では、デジタル技術の登場、新たな放送事業者や消費形態の出現に対し、従来からの公的支援制度の基盤や財政は、果たして有効な成果をもたらしているのか、という課題について検証を行っている。

文化担当省

文化担当省（現在の省名は文化省）による調査は、文化問題監察総監 (inspection générale des affaires culturelles, IGAC。なお、訳語「文化問題監察総監」は新日本有限責任監査法人(2015)による)と呼ばれている。この調査は、フランス革命直後まで遡れるほど長い歴史を有しているが、1959年の文化省の創設とともに、省で所掌する領域を全て横断できるような調査の必要性が生まれ、1973年に文化問題行政監察総監として観察官の地位が確立し、2003年8月1日のデクレによって、組織としてのミッションが定義された。2008年に現在の名称に変更されてから、所掌業務はさらに拡大し、監査と公共政策に対するアセスメント、省庁を横断した内部監査もミッションに加えられた。

現在、IGACのミッションは、文化担当相の権限のもと、省に関連する中央ならびに地方の公設法人、省による所管や省からの受益を得ているあらゆる組織について、そのサービスに対する統制、監査、研究、忠告、評価を行う責任を負うものとされている。省内において、本業務は現在、メディアと文化産業総局の下に置かれている。

なお、2020年のIGAC活動報告書において、CNCに対する調査に基づく言及は1点のみに限られている。メディアにおける女性の地位に関する国民議会からの調査依頼に対し、公的支援の条件における男女平等の遵守に関連して、テレビ番組制作の撮影クルーにおける男女平等の実現に向けて、助成金へのボーナスの創設の提言が行われている。

引用文献

中西一「予算執行の停止と財務省統制—フランスの場合—」、『会計検査研究』No.43、会計検査院、2011年、31～44ページ。
新日本有限責任監査法人「フランス・ドイツにおける政府活動に対するチェック機関に関する調査研究」、総務省行政評価局委託事業、2015年。総務省ホームページ https://www.soumu.go.jp/main_content/000418768.pdf

参考文献

独立行政法人労働政策研究・研修機構『「諸外国の労働契約法制に関する調査研究」報告書』2005年。

岩村正彦「フランス会計院（Cour des comptes）と社会保障会計検査(1)、(2)」、『会計検査研究』No. 15、No. 16、会計検査院、1997年。会計検査委員ホームページ、<https://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/mag/15-6.html><https://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/mag/16-7.html>。

CNC(2016, December). L'économie des films française. Available at: <http://www.directeurdeproduction.com/downloads/CNC-economie-films-francais.pdf>.

Ministère de la culture. (2021, January). Inspection Générale des affaires culturelles: rapport d'activité 2020. Available at: <https://www.culture.gouv.fr/Espace-documentation/Rapports/Rapport-d-activite-IGAC-2020-Inspection-generale-des-affaires-culturelles>.

第6章

政策提言、統計調査、復興施策

第1節 映画支援に対する政策提言

フランスでは、CNCを主体とした映画への公的支援制度の改善や、映画産業全般への規制に対する制度改革を通じた課題解決について、CNCや文化省などの政府機関や関係団体による報告書などを通じた提言が頻繁に行われ、メディアやアカデミズムにおいても活発な議論が交わされることが多い。

本報告書でも、CNCの自動支援制度やそれを支えている認定制度などに大きな改革をもたらした1999年のデクレ〔用語集〕が、1996年11月に文化相からのミッションを受けたルネ・ボネル（後述を参照）とマーガレット・メネゴース（1975年より映画製作・配給会社Les films du Losangeの代表を務めている）の委員会による勧奨に従ったものであり、欧州評議会（Council of Europe）において決定された内容を受けた改革でもあったことを指摘している。また、現在まで続いているビデオオンデマンドへの課税適用に関する議論を、フランス映画産業における重大な課題として可視化させたのは、文化通信相の委託を受け、業界内での広範なヒアリングの内容をまとめた2013年5月発行のピエール・レスキュール（Canal+の創立メンバーで、のちに社長。2014年よりカンヌ映画祭の会長を務めている）による報告書Acte II de l'exception culturelle à l'ère du numériqueであった。

そこで本節では、近年発表された3つの報告（委託者はそれぞれ、CNC、文化省、財務省、行動・公会計省の三省、国民議会）について、特に重要と思われるポイントを抜き出し、議論の内容とその背景を紹介するとともに、報告に盛り込まれた提言や勧奨に対する業界関係者の反応や、国およびCNCの対応についても追っていく。

◆ 3者の報告・提言の概要

1. ルネ・ボネル「デジタル時代における映画の製作・配給への資金調達に関する報告書」

（2013年12月）

René Bonnell “Le financement de la production et de la distribution cinématographiques. À l'heure du numérique. Rapport” (décembre 2013).

現在、インターネット上では、フランス映画産業に関するさまざまな情報ソースが提供されているが、近年の報告のなかで「もっとも重要なもの」（Vanderschelden 2016: 91）と評価されているのが、ルネ・ボネルによるレポートである。脚本家、プロデューサーであるボネルは、民間初のテレビ局Canal+、同局の映画部門スタジオカナルの創立メンバーで、1996年から98年までは、フランス国立映像音響芸術学院（Femis）の院長を務めた。映画製作者組合の副会長や、フランス・テレビジョンのプログラム戦略アドバイザーなども歴任している。映画行政との関わりも深く、文化省の映画製作助成に関する検討会のメンバーである。

本報告書は、CNC が 2013 年 1 月 23 日に開催した「映画多様性のための会議」(Assises pour la diversité du cinéma) の議論を受け、デジタル時代における課題と要請に応えられるフランス映画産業の資金調達モデルの適合性に関して、同年 5 月から 11 月にかけて、週 1 回のペースでワーキンググループによる会合が持たれ、ボネルにそのとりまとめを求めた成果である。幅広い論点が提出され、いくつもの提言がなされているが、以下では、報告書の章節のなかで、Conclusion としてまとめている内容から、主だったポイントを取り出し、整理をしてみたい。

メディアのタイムラインに関する議論

メディアのタイムライン〔用語集〕とは、映画館における作品の公開を優先的に保護するために、他の方法による公開について、その順序や時期を規定する規則のことを言う。フランスでは当初、テレビとの関係から、このような考え方が生まれ、劇場公開から 5 年間は放送ができないという規則が生まれた。つづくビデオの登場により、1980 年からは法令によりビデオ販売やテレビ放映の時期が決められるようになった。その後、何度かの改正が行われ、2009 年 7 月 6 日の業者間合意によって、以下のような規則が決められた。

図表 6-1a : 2009 年 7 月 6 日より実施されたメディアのタイムライン

初公開が認められるタイミング	例外措置	公開形態
公開ライセンス取得後すぐ		劇場公開
4 か月後	封切から 4 週目の劇場入場者数が 200 名に満たない作品の場合は、3 か月まで短縮	ビデオ販売・レンタル、有料のビデオオンデマンド
10 か月後		映画専門有料チャンネルで、映画関係団体との合意がある場合
12 か月後		映画専門有料チャンネルで、映画関係団体との合意がない場合
22 か月後		一般有料チャンネル（再放送）、あるいは無料チャンネルで、ヨーロッパ作品の製作に売上高の 3.2% を投資している場合で、映画関係団体との合意がある場合
24 か月後		上記の場合で、映画関係団体との合意がない場合
30 か月後		無料チャンネル、ヨーロッパ作品の製作に対し売上高の 3.2% を投資していない他の有料チャンネル
36 か月後		サブスクリプションによるビデオオンデマンド
48 か月後		無料のビデオオンデマンド

出典:CNC. (2013. February 21). Observatoire de la chronologie des médias および Wikipédia. Chronologie des médias 掲載の表に基づいて作成。

ただし、上表の合意内容の有効期間は 5 年間だったため、上記のレスキュー報告書では、その改正案として、ビデオオンデマンドによる配信可能日を、36 か月後から 18 か月後に早めることが提案されていた。これを受けたボネル報告書では、この提案に対する賛否をまとめたうえで、配信開始の短縮が以下のような結果を招くだろう、と予想した。

- ・Netflix や amazon など大手配信会社の本格的な進出が予想される。
- ・セカンド・ウィンドウと呼ばれる一般有料チャンネルの価値の低下を招く。
- ・ビデオオンデマンド事業全体としての増収は見込まれるが、その成果の多くは Netflix と amazon にもたらされる。

・ iTunes や Google Play 同様、ヨーロッパ作品〔用語集〕やフランス映画のクォータ制や製作費への貢献義務がない限り、Netflix も amazon もサービスを提供するあらゆる国で、自社製作の作品を配給する方向へと進むことが予想される。

以上の予測から、フランスの配信サービス（OCS）や一般チャンネルからの特別税の減収が見込まれるため、それを補えるような他国の配信サービスによる分担がない限り、映画支援のための基金は30%まで悪化すると予想された。そのため、ボネル報告書では、メディアのタイムライン改正の問題を、より広い文脈で議論すべきことを提言している。

ボネル報告書以後の経過として、2018年12月21日より、以下のようなタイムラインが採用されている。

図表 6-1b : 2018年12月21日より実施されたメディアのタイムライン

初公開が認められる タイミング	封切 4 週間後の動員数が 10 万人に満たない作品	公開形態
公開ライセンス取得後すぐ		劇場公開
4 か月後	3 か月後	ビデオ販売・レンタル、有料のビデオオンデマンド
8 か月後	6 か月後	映画関係団体との合意がある映画専門有料チャンネル（具体的には、Canal+, OCS）
17 か月後	15 か月後	上記以外の有料チャンネル
17 か月後	15 か月後	サブスクリプションによるビデオオンデマンドで、いわゆる「有益な（映画製作への貢献度が高い）」プラットフォーム
22 か月後	20 か月後	無料チャンネルで、ヨーロッパ作品の製作に売上高の 3.2% を投資している場合
30 か月後	28 か月後	無料チャンネルで、上記のような投資義務がない場合
30 か月後	28 か月後	サブスクリプションによるビデオオンデマンドで、映画関係団体との合意がある、「有徳ではない」プラットフォーム
36 か月後	34 か月後	上記以外のサブスクリプションによるビデオオンデマンド（具体的には、Netflix、Disney、Amazon）
48 か月後	42 か月後	無料のビデオオンデマンド

出典：Wikipédia. Chronologie des médias 掲載の表に基づいて作成。

ここでは、レスキュール報告書ですでに言及されている、映画製作への貢献度が高い「有徳なプロバイダー」（services les plus vertueux）に対しては、視聴可能開始までの期日を大幅に短縮することが認められている。すでに2018年冒頭より、財政法の改正で、海外に拠点を置くプラットフォームもビデオおよびビデオオンデマンドに対する税（TSV）の課税対象になっているとともに、同年11月にはEUのオーディオビジュアル・メディア・サービス指令〔用語集〕の改正により、欧州域内でオンデマンド・サービスを行う事業者に対して、番組の30%以上をヨーロッパ作品にすることが義務付けられたことを受けての変更とも考えられるが、今後はオンデマンド・サービス事業者の映画製作に対する投資義務の議論の進展とともに、メディアのタイムラインは、より柔軟な方向へと改正されていくのではないかと見られている。

支援制度の最適化

国際的なプロバイダーの市場参入により、フランスの映画製作への融資や支援財源にネガティブな影響が出る、という予測に立って、ボネル報告書では、映画の公的支援制度を維持発展させていくに欠かせないいくつかの要点を示唆している。まず、コンテンツの製作と配給における経済的な発展を踏まえながら、租税制度の一貫性と技術上の中立性を保つためには、その制度的なメカニズムを定期的に調整することが、これまで以上に必要になってくる、と指摘する。制度上の調整は、支援基金の適正さを維持し、映画にとってダイナミックな助成政策を追求し続けるためにも必要とされる。ただし、公正な費用負担を保つために、当該分野における事業者が負っている租税負担全体（付加価値税、分担金）に留意しなくてはならないと考える一方で、支援基金の財源が不足しつつある段階に入りつつある現状から、基金自体の定期的な最適化を行うことが緊急の課題となっているというジレンマも指摘されている。

この最適化の1つの方法として、ボネル報告書では、自動支援制度の強化を推奨している。製作に対する自動支援については、ごく少数のメガヒット作品に頼ることなく、入場者数を安定化させるためには、たとえば、動員数が50万人から150万人までのレベルの作品に対する財源を手厚くすべき、という提案である。ここでは、35歳から40歳までの観客が果たしている役割がとて大きく増えており、このレベルの動員数を獲得する作品によって、映画の多様性が促進される結果につながっているという状況が、念頭に置かれている。

また、配給に対する自動支援に関しては、圧倒的多数の作品において、映画館での収入が配給業者の経営を左右しており、配給契約を結んだ製作会社へのミニマム・ギャランティ（第4章第5節に詳説）と配給経費の回収が極めて困難である、という要素に留意しなくてはならない。そのため、4年間の期限をもってこの費用への投資に使用できる自動支援が、特別税（TSA）に対する発生率として、220%から20%までの比率になっていることを、見直す必要がある、と指摘している。ちなみに、2013年より、自動支援口座から製作費400万ユーロ未満のフレンチ・イニシアティブ作品（用語集）に対して投資を行う配給業者に対しては、年単位で5万ユーロを上限として、25%のボーナスが支給されることになっているが、上述の比率の改正は、この措置とは切り離して考えるべき、とも述べている。

ボネル報告書における提案からすでに7年が経過した現行の自動支援のスキームを確認しておきたい。製作に対する自動支援においては、一般公開から5年間の映画館での興行収入を3段階に分け、映画館入場料に対して課される特別税（TSA）に、一定の乗数をかけることによって、助成金の算出を行っているが、動員数が約150万人に相当する興収9,225,000ユーロ未満の場合、税に対して111.87%を発生率としている。実際に製作会社の支援口座に入金される金額は、この計算式による金額に、作品の芸術的条件や製作技術に応じて決められる100ポイント制の係数がかけられることになる（第4章第3節「製作助成」長篇映画製作に対する自動支援を参照）。

配給に対する自動支援については、特別税に対する支援額の発生率が、観客動員数ごとに、5万人以下の208.36%から、100万人以上の0%まで、7段階に分けられている。また、ボーナスについては、フレンチ・イニシアティブ作品を対象に、2段階に設定され、400万ユーロ以下の作品は47.36%、年間上限118,388ユーロ、400万ユーロ以上800万ユーロ以下の作品については、23.68%、年間上限236,775ユーロと、かなり手厚い支給措置になっている（第4章第5節「配給助成」配給に対する自動支援を参照）。

ビデオオンデマンド市場の監視

「メディアのタイムライン」に関する議論において、その背景にあるビデオオンデマンド市場の動向に触れたが、オンデマンドは今後ますますコンテンツ消費の新たな様式としての役割を増していくことから、ボネルは報告書刊行の時点ではまだ実現していなかった映画製作への融資について、大きなポテンシャルを持っているとの見方を示している。ただし、オンデマンド市場に参入する者はより多くの顧客を獲得しようと試みる一方で、常に技術的なイノベーションと営業活動の変化という課題に対応しなくてはならず、また、市場での優位な立場を早く達成しようとするれば、グローバル市場を対象とした普及のための効率的なインフラに頼ることになるが、こうした活動に関する法規上の整備は慢性的に遅れていることも、指摘されている。

その上で、ビデオオンデマンド市場の発展の条件として、作品の自由な流通を促すには、「ゲームのルール」は単純であること、垂直統合（特定の企業や企業グループが、自社の製品やサービスのサプライチェーンにおける付加価値の源泉を取り込むことで、競争力を高めようとするビジネスモデル）は限定的であること、事業者による配給業者へのフリーアクセスが保証されていること、を挙げている。たとえば、非独占的な配給原則を立てることにより、市場で優位な配給業者＝ビデオ事業者が需要の多い作品の商品化を勝手に操作することに制限を加えることになる。ただし、このような原則が働くには、パートナーと競争相手との間に、制限と便益が公正に分け与えられていなくてはならないことは言うまでもないだろう。

ボネル報告書による議論から7年、フランスでは映画への財政支援スキームを強化することを目的に、税制に関するいくつかの改正を経て、2020年の財政法により、CNCの財源となるテレビ放送事業者への税（TST-E）とビデオおよびビデオオンデマンドに対する税（TSV）が、5.15%と同一税率とする措置が取られることとなった〔第3章第2節「支援の財源」に詳説〕。ただし、海外に拠点を置くビデオオンデマンド事業者がこの改正措置に応じて、実質的にどこまで履行を果たすことができるのか、まだ不透明なところがあり、この税制改正がフランス映画産業のエコシステムにどのくらいの影響を及ぼすことになるのか、今後の動向を注視する必要があるだろう。

2. ドミニク・ブトナ「映画およびテレビの製作および配給への民間融資についての報告書」 (2018年12月)

Dominique Boutonnat, Rapport sur le financement privé de la production et de la distribution cinématographiques et audiovisuelles (décembre 2018)

文化省、財務省、行動・公会計省からの委託により、映画の制作や配給、テレビ番組の制作という分野における財源の現状を分析し、民間からの融資を集めるための提案を行った報告書である。報告者のドミニク・ブトナは、保険金融会社アクサの出身で、その後映画界に進出。プロデューサー、ファンドマネージャーとして、約250本の映画・テレビ番組に関わってきた。大統領選におけるエマニュエル・マクロンの有力なパトロンとして知られ、本報告書が発表され、政府や業界内で大きな反響を呼ぶなか、2019年7月に、フレデリック・ブレダンの後任として、CNC 総裁に任命されたことで、ますます話題を集めることになった。

ブトナ報告書の出発点は、フランスの文化的例外〔用語集〕や製作システムの特殊性を守るという名

目で行われてきたものへの疑義であり、もはや不十分にしか製作を規制できなくなった老朽化したシステムであるという観点から、フランスの特殊性を防衛することができなくなっているという現状認識の上に立っている。この点は、報告書が出た翌19年2月に、競争委員会〔用語集〕より国民議会の文化問題委員会に提出された意見と、共通の認識に立つものと考えられている。

フランスにおける映画製作の強じんさはこれまで、歴史的に積み上げられてきた業界の構造と、堅実な映画館への動員に支えられてきた。自国映画のマーケット・シェアは他のヨーロッパ諸国よりもはるかに高く、映画館動員数もドイツやイタリアの倍を記録している。しかも、フランス映画の製作費は、平均すると、ハリウッド映画の15分の1しかないのである。

しかし、こうしたファンダメンタルズが、もはや有効ではなくなってきていると、報告書は危機感を訴える。それを示しているのは、製作本数の増加に比して、収益の停滞あるいは減少が見られ、その調整のために製作費のアベレージが低下している点である。報告書では、2011年と2017年を比較しているが、2019年のデータを含め、以下表にしてみる。

図表 6-1c : 2011年、2017年、2019年におけるフレンチ・イニシアティブ作品認定作品数、平均予算見積額、長篇映画興行収入総額

	2011年	2017年	2019年
フレンチ・イニシアティブ作品認定作品数(本)	206	222	240
フレンチ・イニシアティブ作品平均予算見積額(M€)	5.5	4.9	3.8
長篇映画全体の興行収入(M€)	1,356.9	1,357.9	1,421.4

出典：CNC. (2019, May). Nombre de films agréés, p. 89, Devis moyen des films d'initiative française (M€), p. 91, Fréquentation des salles de cinéma, p. 18 in Bilan 2019 より作成。

製作費の主たる財源としては、CNCによる公的支援、テレビ放送事業者による分担金、税制控除が考えられるが、その内訳を2011年と2017年で比較してみると、公的資金の占める割合が13%から21%に上昇しており、その分、製作会社による自己資金の不足が顕著になってきている。作品に対する文化遺産としての権利の移動や取得を行うオンライン・プラットフォームの動きを前に、従来からの独立した製作会社代表を中心に据えたフランス型モデルに対して、疑問の目が向けられるようになってきている。こうした分析を踏まえ、報告書では、映画やテレビ番組の製作分野では、従来の財源に代わる民間融資を、もっと呼び込まなくてはならないと主張するのである。

そこで、報告書はまず、プロデューサーをシステムを中心に据え、事前の資金調達に限られる分、リスクを負わなければならないことへの見返りとして、さまざまな出口による公開を通して、映画製作の全工程においてより大きな自律性と決定権をプロデューサーに与えることが、好ましい解決策であると訴える。そして、求められる方策として、以下の提言を行っている。

- ・全ての投資家の利益に沿うように、プロデューサーとして、コストを抑え、興収を上げることで作品のポテンシャルを最大化し、長期にわたって資産としての価値を最適化するよう心掛ける。資金計画を立てる時点で、公開費用を含み込ませる。そして、さまざまな投資形態を可能にする。
- ・プロデューサーと放送事業者との関係を再定義する。テレビにおける映画放映の「禁止日」の廃止〔本件については、第4章第5節「配給助成」の注を参照。なお、「禁止日」の規定は、2020年8月5日のデクレにより、原則廃止された〕や、製作会社代表によるプリセールスや権利マネジメントの原則

の刷新などによって、放送事業者による映画への関心を促進させる。

- ・映画館の独自性を守りつつ、プロデューサーによって作品ごとにメディアのタイムラインを決定する。
- ・融資のための装置である映画テレビ産業融資機構（SOFICA）〔第3章第7節に詳説〕のよりよい利活用を図る。

以上の提言を受け、マクロン大統領は、2019年末に文化創造産業に対する公的投資の財源として、フランス公的投資銀行（Bpifrance）〔用語集〕に2億2,500万ユーロの拠出を行うことを表明した。ブトナ報告書によれば、そのうち8,000万から9,000万は映画およびテレビ業界に割り当てられることになるとの希望を述べている。

報告書では最後に、CNCの役割について、業界における調整役であると同時に、投資家としての役割も持つという立場から、産業としての主たる問題と文化多様性や新たな人材の開発という、2つの目的に沿った任務を再定義すべきである、と主張する。そして、調整役の役目として、製作本数の増加という現状について、全ての利害関係者からの疑義に応えるべきだと述べている。

ブトナ報告書は出版直後より、業界関係者から懐疑的に受け止められた。映画やテレビの製作に対する将来的な財源への懸念については同意するものの、その原因と解決策については承服できるものではない。製作本数の増加に比して、収益の停滞や減少が見られるのは、作品の内的な要因ではなく、むしろ公開される機会が公正に保証されていないからである、との主張である。実は、この議論は、後述するマリー＝アンジェ・マーニュによる報告書とこれに対する反論に、そのまま継承されることになった。両報告書に対する具体的な反論は、最後に紹介する。

3. マリー＝アンジェ・マーニュ「財務・一般経済・予算統制委員会のための報告書案

補遺 # 30 メディア・出版・文化産業ミッション—公共テレビへの貸付に関する特別報告書 (2019年6月)

Marie-Ange Magne, Projet de rapport fait au nom de la Commission des finances, de l'économie Générale et du contrôle budgétaire sur le projet de loi. Annexe N° 30. Médias, livre et industries culturelles: Avances à l'audiovisuel public. (juin 2019)

最後に取り上げるのは、オート＝ヴィエンヌ県選出の与党「共和国前進」の若手国民議会議員、マリー＝アンジェ・マーニュが、国民議会の財務・一般経済・予算統制委員会のための報告書として提出した特別報告書である。タイトルこそ、公共テレビ局であるフランス・テレビジョンの予算に関するものとなっているが、報告書の後半は、春季テーマ別調査として、CNCの予算と経営における課題を取り上げ、大胆な改革案を提起している。しかも、その内容がCNCの自律性を支えてきた税や人事に関する根幹を大きく揺さぶるものであったため、公表後は大きな反響を呼ぶことになった。

報告書では、CNCの財務状況に関する分析によれば、デジタル化と、重要なプレイヤーとしてのデジタル・プラットフォームの出現という文脈において、経営環境が構造的に変化するなか、収入の停滞とダイナミックな出費の必要性という両面に立ち向かわざるを得ないCNCにおいて、財務状況が悪化の傾向を示していることを指摘している。そのため、従来からの納税者とデジタル分野の納税者との間の税率の均衡を図ることを目的とした政府案に対し、支持を表明している。この点は、ポネル報告書の紹介でも説明した、2020年の財政法によるTST-EとTSVの同一税率への改正につながっている。

マーニュ報告書はつづいて、中央政府が所管する行政機関において特別な地位を有している CNC の自律性に対峙する方向へと、議論を進めていく。今後、業界関係者との協議のもとで支援制度の構造改革を進めていく上で、映画テレビ政策における文化省の主導的な役割が強化されなければならない、と主張する。そして、CNC が実行する公共政策に対する議会の統制も、また強化されなくてはならない、という立場を前面に出す。これを実現するためのいくつかの可能な道筋として、目標と成果に関する両者間の協定の設定、CNC 総裁への聴取による年度評価の義務付け、両院で関係する常任委員会の意見を得たうえで行われる、憲法第 13 条 5 段落目（大統領による任命権に関連して、常任委員会との公の協議を経たうえで行使しなくてはならないことや、委員会の 5 分の 3 以上の反対があった場合は任命を行わないこと、などが書かれている）に基づいた総裁の任命、などを提案している。

マーニュ報告書はまた、議会での情報公開を改善し、CNC の収入の可視化を高めるためにも、CNC に割り当てられている特別税の上限に関する問題提起が行われるべきだ、との見解を示した。これにより、当該分野の真のニーズにできるだけ応えられるような予算執行が可能になる、というのが主張の理由である。また、CNC に徴税の権限を与えていることの妥当性についても、再考を始めるべきだ、との意見を表明している。

議会による CNC への統制の強化、特別税の上限設定、CNC からの徴税権限のはく奪という一連の提案を行ったマーニュ報告書は、公表直後から政府内部および業界やメディア関係者から、猛烈な反発の嵐を巻き起こした。政府側の当事者であるフランク・リーステール文化相は、CNC による公的支援スキームを擁護し、特別税も CNC 自身が決めているものではなく、国民議会の財務委員会における聴聞会での決定事項である、と反論。また、前年 2018 年 7 月に会計院〔用語集〕の強制徴税委員会（Conseil des prélèvements obligatoires）が発表した報告書 *Les taxes affectées: des instruments à mieux encadrer* でも、海外において模倣されている CNC のモデルは、一貫性と効率性という面で適合性を有したものであることを認めている、と主張した。

◆反響と現状

業界関係者からは、先述のブトナ報告書とマーニュ報告書を一体のものとして、激しい批判の声が上がった。たとえば、インディペンデント作品の脚本家、映画作家、製作者、配給業者、映画館経営者たちは、フランス映画監督協会（Société des Réalisateur de Film）をはじめとする 11 の団体、約 800 名の署名を集め、「フランス——作家の映画が多すぎると考える世界で唯一の国」という抗議文を、『ルモンド』紙上（2019 年 7 月 3 日）で発表した。抗議文は、「両報告書は、製作本数があまりに多く、そのため投資が分散し十分な利益率を得られていないので本数を減らすべきだ、という映画の<出生率>対策ともいえるべき提案を行っている」と批判している。半分以上の作品が動員数 5 万人以下と言われるが、それらの大多数はいわゆる作家の映画と言われるものだ。確かにこの 10 年でフレンチ・イニシアティブ作品の製作本数は増加してきたが、問題はそこにあるのではなく、スクリーン数の増加に伴い年間 680 万回から 840 万回に増えた上映回数にある、と指摘する。そして、500 本以上のコピーを作成する作品が 90% も増加しているという集中化の進行こそが問題であると、抗議文は主張している。また、作品の利益率は短期間で測れるものではなく、作家の映画は海外の映画祭でも上映され、国内の教育制度においても大きく貢献し、新人監督を輩出することで、フランス映画を常に刷新しつづける原動力になっている。フランスにおける自国映画のシェアは 40% に達しており、これは提供される作品の豊かさによるものである、と称揚している。

また、CNCはインキュベーターとしての役割を担っており、定期的な監査も受けている。両報告書はCNCに対してあまりに情報不足であり、専門性を持ったコンサルティングと法的な規制のための現代的な装置と言えるCNCへの支援を新たにすべきであると、抗議文は主張している。

一方、アルノー・デプレシャン、ジャック・オーディアール、ベルラン・ボレロ、カトリーヌ・コルシーニらフランス映画監督協会のメンバーは、同じく『ルモンド』紙上（2019年5月13日）で、当時視聴覚法案（デジタル時代における視聴覚コミュニケーションと文化的主権に関する法案）の審議に入っていた政府や国会議員に対し、「文化的例外から産業的規範に陥らないように」という公開状を発表した。「映画は芸術であり、さらには産業でもある」というアンドレ・マルローの言葉の引用から始まるこの文書において、彼らは現在の映画業界における市場の圧力があまりに強くなりすぎている状況に警告を発し、CNCにも映画製作に携わる者たちの声が届かなくなっていることへの危惧を吐露している。そして、市場論理が決定的な規範となるまえに、新しい映画を生み出していくための連帯を、CNCや国会議員らに訴えかけたのである。

こうした議論のさなか、2019年7月15日に任期満了を迎えたCNC総裁フレデリック・ブレダンは再任されることなく、マクロン大統領は、先に報告書を発表したドミニク・ブトナを新総裁に任命した。ブトナ総裁によるCNCは、その後直面したコロナ禍における業界の復興対策に追われることになった。しかし、ブトナ報告書、マーニュ報告書が露わにした、フランスの映画製作のエコシステムを支えてきた根幹に関わる議論が、政治と経済の双方の領域で今後ふたたび浮上してくることは、おそらく間違いないだろう。

それぞれの報告書の出典は、以下の通り。

Bonnell, R. (2013, December). *Le financement de la production et de la distribution cinématographiques. À l'heure du numérique. Rapport*. Available at: https://www.cnc.fr/professionnels/etudes-et-rapports/rapport/le-financement-de-la-production-et-de-la-distribution-cinematographiques-a-lheure-du-numerique_225411.

Boutonnat, D. (2018, December). *Rapport sur le financement privé de la production et de la distribution cinématographiques et audiovisuelles*. Available at: <https://www.culture.gouv.fr/Espace-documentation/Rapports/Rapport-sur-le-financement-privé-de-la-production-et-de-la-distribution-cinematographiques-et-audiovisuelles>.

Magne, M-A. (2019, June), *Projet de rapport fait au nom de la Commission des finances, de l'économie Générale et du contrôle budgétaire sur le projet de loi. Annexe N° 30. Médias, livre et industries culturelles: Avances à l'audiovisuel public*. Available at: https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_fin/115b1990-a30_rapport-fond.

引用文献

Vanderschelden, I. (2016). *The French Film Industry: Funding, Policies, Debates in Studies in French Cinema Vol. 16, No. 2. London: Routledge.*

参考文献

Ministère de la Culture et de la Communication. (2013, May). *Remise du rapport de Pierre Lescure, Acte II de l'exception culturelle à l'ère du numérique*. Available at: <https://www.culture.gouv.fr/Presse/Archives-Presses/Archives-Dossiers-de-presse-2011-2018/Annee-2013/Remise-du-rapport-de-Pierre-Lescure-Acte-II-de-l-exception-culturelle-a-l-ere-du-numerique>.

Laborde, F. (2019, November). *Avis présenté au nom de la commission de la culture, de l'éducation et de la communication (1) sur le projet de loi de finances, adopté par l'Assemblée nationale, pour 2020, Tome IV, Fascicule 3 Médias, livre et industries culturelles: Livre et industries*. Available at: *Projet de loi de finances pour 2019 : Médias, livre et industries culturelles : Livre et industries culturelles (senat.fr)*.

Conseil des Prélèvements Obligatoires. (2018, July). *Les taxes affectées: des instruments à mieux encadrer*. Available at: <https://www.conseil-obligatoires.fr/>

www.ccomptes.fr/system/files/2018-10/20181002-rapport-CPO-taxes-affectees.pdf.

Le Monde. (2019, May 13). Tribune. ...Et par ailleurs, le cinéma, c'est aussi un art. Available at: https://www.lemonde.fr/cinema/article/2019/05/13/et-par-ailleurs-le-cinema-c-est-aussi-un-art_5461288_3476.html.

Le Monde. (2019, July 3). Tribune. La France: le seul pays au monde qui pense avoir trop de cinéma d'auteur! Available at: https://www.lemonde.fr/idees/article/2019/07/03/la-france-le-seul-pays-au-monde-qui-pense-avoir-trop-de-cinema-d-auteur_5484596_3232.html.

第2節 CNCの支援制度を支える統計調査

CNCの任務を規定しているCode L.第111条2項において、冒頭に記されている任務とは、映画界の動向の観察と、そこで得た情報の公開であることが明記されている。

「映画およびその他の映像の芸術ならびに産業に関わる同業者の動きや活動状況を、技術、法律、経済、社会環境や、職業に関連した訓練や雇用機会という点から、観察を行うこと。この任務を達成するために、特に商業や財務に関わる有益な情報を収集し、個人情報や企業秘密の保護に留意したうえで、経済・統計情報を公開する。」

本節では、CNC調査統計予測局の活動を紹介することを通して、CNCがこの「観察」の結果として得られる情報を、映画支援のためのさまざまなプログラムを支える制度の設計と運用に必要なデータとして統計資料として整理・分析している実態を明らかにする。

◆調査統計予測局（DESPRO）の役割

CNCで調査や統計を担当している部署は、調査統計予測局（Direction des études, des statistiques et de la prospective, DESPRO）である。同局の主たる活動は、以下の3つとされている（以下、DESPROの業務に関する概要は、CNC公式ウェブサイトのページのDirection des études, des statistiques et de la prospective, Decembre 2010を参照している）。

その作成データは、CNCが関与する全ての領域をカバーしている。CNC公式ウェブサイトのページのStatistiques par secteur (open data), 06 août 2020では、映画に関する統計データが6つの領域に分類され、それぞれにいくつかの大項目の下に中項目がぶらさがり、それぞれの中項目に対して、いくつかのデータがエクセルファイルでぶらさがっている。また、大項目のなかには、それぞれの領域に関係する作品リストなども含まれている。以下では、領域ごとにどのような大項目が設定されているのか、列挙してみる。

1. 映画製作（Production cinéma）

投資認定

- ・映画製作 統計データ（production cinématographique - données statistiques）

[内容] 投資認定〔第3章第4節にて詳説〕段階での見積もりによる資金調達の詳細等を明らかにするデータ集

[出典] 投資認定提出資料による。

- ・映画製作 認定映画リスト（production cinématographique - liste des films agréés）

[内容] 2003年から2020年までに認定された映画の概要リストと資金調達先の概要

[出典]（記載無し）

- ・映画製作 第1作映画リスト（production cinématographique - liste des premiers films）

[内容] 2003年から2020年までに認定されたフレンチ・イニシアティブ作品〔用語集〕で第1作作品のリスト

[出典]（記載無し）

製作認定

- ・映画製作 資金調達 製作認定 (Production cinématographique-financement-agrément de production)
[内容] 2012 年から 2020 年までのフレンチ・イニシアティブ作品の最終的な出資内訳
[出典] 製作認定〔第 3 章第 4 節にて詳説〕提出資料による。
- ・映画製作費 統計データ (Coûts de production des films - données statistiques)
[内容] 製作認定を受けた映画に関する最終経費 (総経費、現場製作費、人件費、権利料等) の分析資料
[出典] CNC に提出された製作認定データ (製作会社が記入し、CNC の製作配給支援部に送られたコストシート)
- ・製作認定作品リスト (liste des films agréés en production)
[内容] 2003 年から 2020 年までに製作認定を受けたフレンチ・イニシアティブ作品のリストと最終コスト
[出典] (記載無し)

2. 興行 (Exploitation)

- ・映画館における来場者数と作品数 (Fréquentation et films dans les salles de cinéma)
[内容] 映画館における入場者数、チケット売上高、1 人当たりの平均支払額、税収、興収、配収。月、週、曜日、製作国、年齢、アール・エ・エッセイ指定〔第 4 章第 6 節 B-2 にて詳説〕、ジャンルごとの売上高、入場者数、上映回数の実数と比率。
[出典] 映画館運営者が CNC に提出した収入申告書。公共サポート研究センター (Centre d'étude des supports de publicité, CESP。メディア調査を専門とするアソシアシオン) による調査、ならびにメディアメトリ社 (Médiamétrie。フランスのメディア企業と広告代理店が出資する調査・分析会社) による映画データの分析資料 (2017 年 1 月発行)「75000 Cinéma」による。
- ・観客動員数 100 万人以上の映画リスト (Liste des films ayant réalisé plus d'un million d'entrées)
[内容] 2003 年から 2020 年までに観客動員数 100 万人以上を記録した映画のリスト
[出典] (記載無し)
- ・1945 年以降の映画のベストヒット (入場者数) (Meilleures audiences en salles depuis 1945)
[内容] 1945 年以降の映画のベストヒット (入場者数)
[出典] (記載無し)
- ・興行 活動中の上映施設リスト (exploitation - liste des établissements actifs)
[内容] 各年別 (2003 年～2020 年) による活動中の上映施設リスト
[出典] (記載無し)
- ・興行 国内データ (exploitation - données nationales)
[内容] 映画館数、スクリーン数、座席数、収益分布等の一般的な映画館に関するデータと附随する分析データ
[出典] CNC が認可した映画館のリスト。映画館からの興収明細。
- ・劇場初公開作品の寿命 (Durée de vie des films inédits en salles)
[内容] 劇場公開作品の公開週における累積入場者数の総入場者数に対する比率、および作品の国別、

ジャンル別、上映施設数別における分析

[出典] 映画館からの興収の申告データ。各作品が劇場公開されてから、映画館の独占期間となる26週間（s1～s26）に達成した入場者数に基づく（2009年7月1日までは、独占期間は4か月、すなわち17週間だった）。また、プレビュー期間（s0）における入場者数も含む。

・映画から見た劇場へのアクセス（Accès des films aux salles）

[内容] 2015年から2019年までを対象とした種々のジャンルの作品に関する作品当たりの平均上映施設数、上映施設および作品当たりの週ごとの平均上映回数のデータ

[出典]（記載無し）

・劇場から見た映画へのアクセス（Accès des salles aux films）

[内容] 2015年から2019年までを対象に、作品のジャンルや設置地域等を条件とした上映施設当たりの初回上映映画の平均本数のデータ

[出典]（記載無し）

・映画の公開プラン（Plan de sortie des films）

[内容] 2015年から2019年までを対象に、上映施設の種類、入場者数、アール・エ・エッセイ映画館のカテゴリー、設置場所の人口ごとの公開作品数の分布

[出典]（記載無し）

3. 配給（Distribution）

・初公開作品（Films première exclusivité）

[内容] 初公開作品に関する国別、ジャンル別、公開ライセンス〔用語集〕の種類別、上映館数別、地域別、映写回数別のデータ。初公開作品の封切第1週目の平均上映館数に関する国別、ジャンル別、月別のデータ。

[出典] 配給された映画の統計は、映画館の興収明細の処理と、報道機関やインターネットを通じた映画公開の年次モニタリングから取得。

・初公開作品リスト（Liste des films en première exclusivité）

[内容] 1996年から2020年までの初公開作品リスト（CNC登録番号、公開ライセンス番号、ジャンル、国籍、配給会社、公開ライセンスの種類、封切日、アール・エ・エッセイ映画指定の有無、上映館数）

[出典] 配給会社の統計は、配給会社が受け取った興行による配収の統計から取得。配給された映画の統計は、映画館の興行収入の処理と、報道機関やインターネットを通じた映画公開の年次モニタリングから取得。

・配給経費 統計データ（Coûts de distribution - données statistiques）

[内容] 2004年から2019年まで（データによってはそれより短い期間）のフレンチ・イニシアティブ作品の配給経費に関わる各種データ。

配給経費を一貫して分析するために、4つのカテゴリーに分類。

(1) 技術的配給経費（Frais techniques de distribution）

コピー（フィルムおよびデジタル）の作成、コピーの保管および輸送、宣伝用フィルムの作成、VPF（Virtual Print Fee）。これらの費用には、DCP（Digital Cinema Package）やKDM（Key

Delivery Message) などデジタルシネマの配給に関連する費用が含まれる。

- (2) 広告スペースの購入 (Achats d'espaces publicitaires)
ビルボード、映画館、インターネット、プレス、ラジオ、テレビ
- (3) 広告素材のデザイン・制作 (Conception et fabrication du matériel publicitaire)
ポスターのデザイン・制作、宣伝用フィルム・ラジオスポット・ビデオクリップ・Web サイト・
営業写真などの創作・制作
- (4) 特にプレスに関連するその他のプロモーション費用 (Frais divers de promotion liés notamment
aux relations presse)
招待状の制作、試写室の借用、試写会の開催、謝金、ツアー費用、旅費

[出典] 認定されたフレンチ・イニシアティブ作品の公開経費に関する詳細なデータを収集するため、
いくつかの異なる典拠情報が用いられている。

—自動配給支援〔第4章第5節A-1にて詳説〕：資金支援の動産化と現金化を行うために、配
給会社は認定作品ごとの配給経費の詳細を記した台帳、ないしは1999年2月24日のデク
レによる基準を満たした台帳を、CNCに送付しなくてはならない。

—Canal+による配給への協力金：2016年1月1日に開始した助成制度で、製作費の30%
以上がフランスによる負担、初公開時のスクリーン数が5から200まで、公開経費が
150,000ユーロ以上の認定作品を対象とする。

—CNCによる配給への協力金：2016年1月1日以降に公開される認定作品を対象とし、条
件は、製作費の30%以上がフランスによる負担、初公開時のスクリーン数が5から200ま
で、公開経費が45,000ユーロ以上であること。

—毎年、配給会社に送られるアンケートにより、Canal+の支援や自動支援の対象とならな
い作品（支援が発生していない、または動産化されていない作品）のデータを収集。

・配給事業者 統計データ (Distributeurs - données statistiques)

[内容] 1990年以降（データによってはそれより短い期間）の配給会社および配収に関する各種デー
タ。2000年以降における配収および配給本数に関する配給会社TOP10リスト

[出典] 配給会社の統計は、配給会社が受け取った興行による配収の統計から取得。配給された映画
の統計は、映画館の興行収入の処理と、報道機関やインターネットを通じた映画公開の年次
モニタリングから取得。

4. 映画に関する地理学（設備と入館）

（Géographie du cinéma [équipement et fréquentation]）

・映画公開 地域圏別データ (exploitation - données par région)

[内容] 地域圏別の上映施設数、スクリーン数、座席数、シネコン数、上映回数、入場者数、売上高、
観客1人当たりの支払額、座席占有率。これらの数字について、アール・エ・エッセイ映画館、
年間入場者数8万人以下、8万人から45万人まで、45万人以上の場合も算出。

[出典] CNCが認可した映画館のリスト。映画館からの興収明細。

・映画公開 県別データ (exploitation - données par département)

[内容] 地域圏別のデータに準じた県別のデータ

[出典] CNC が認可した映画館のリスト。映画館からの興収明細。

- ・映画公開 市町村別データ (exploitation - données par commune)

[内容] 地域圏別データに準じた、市町村単位 (人口 1 万人以下、1 万人～ 2 万人、2 万人～ 5 万人、5 万人～ 10 万人、10 万人～ 20 万人、20 万人以上で、市町村を分類) 別のデータ

[出典] CNC が認可した映画館のリスト。映画館からの興収明細。

- ・映画公開 都市共同体別データ (exploitation - données par unité urbaine)

[内容] 地域圏別データに準じた、都市共同体単位 (人口 1 万人以下、1 万人～ 2 万人、2 万人～ 5 万人、5 万人～ 10 万人、10 万人～ 20 万人、20 万人以上で、都市共同体を分類) 別のデータ

[出典] CNC が認可した映画館のリスト。映画館からの興収明細。

- ・2020 年における上映作品の地理学 (Géographie de la programmation en 2020)

[内容] 2020 年における地域圏、県、市町村、都市共同体ごとの上映作品の製作国別の実数と、上映回数、入場者数の比率

[出典] (記載無し)

5. 映画観客 (Public du cinéma)

- ・映画観客 (public des films)

[内容] 作品の製作国、ジャンル、動員数、アール・エ・エッセイ指定、3D 上映に対する観客の特性 (性、年齢、階層、居住地域、鑑賞頻度) 別の比率

[出典] 2016 年以降は、ヴァーティゴ・インスティテュートが CNC、メディアビジョン (Médiavision)、カナルプリュスブランドソリューションズ (Canal+ Régie) と共同で、映画館の観客の調査・測定を行う「CinExpert」に基づく。3 歳以上の観客 2,000 人を対象に、1 年間にわたり毎週動向調査を行うとともに、補足的に毎年 3 歳以上の観客 5,000 人を対象に、前年の映画館での鑑賞実績を調査した。

2005 年から 2015 年については、CNC とメディアビジョンが実施した「PubliXiné」と呼ばれる映画館の観客に関する調査による。この調査はハリス・インタラクティブ・インスティテュートが実装したインターネットによる調査システムにより、毎月 2 回、800 人から 1,000 人を対象に実施された。

- ・映画に関する行動・習慣 (Pratiques cinématographiques)

[内容] 映画館の観客の映画・文化に関する習慣や行動、嗜好調査に関する各種データ

[出典] 2016 年にヴァーティゴ・インスティテュートが、CNC、Médiavision、Canal+ régie と共同でスタートさせた、映画館の観客の調査・測定システム「CinExpert」に基づく。15 歳以上の観客を対象に、毎週 1,300 人から 2,000 人に対して、オンライン上で調査を行っている。また、フランス、ドイツ、英国、スペイン、イタリアの 5 か国において行った調査結果 (2016 年と 2017 年は、IFOP による。2019 年は Médiamétrie による) も利用している。

2005 年から 2015 年までについては、CNC とメディアビジョンが行った「PubliXiné」と呼ばれる映画館の観客の継続的な調査に基づく。15 歳以上の観客を対象に、毎週 1,300 人から 2,000 人に対して、オンライン上で調査を行っている。また、フランス、ドイツ、英国、スペイン、イタリアの 5 か国において行った調査結果 (2016 年と 2017 年は、IFOP による。2019 年は Médiamétrie による) も利用している。ハリス・インタラクティブ・インスティテュートによって実装され、毎月 2 回、800 人から

1,000 人を対象にインターネットで実施された PubliXiné では、観客のプロフィールに関する情報に加えて、特に 15 歳以上のフランス人の映画・文化に関する習慣や、映画館サービスに対する評価（過去 12 か月間の観客数）などを調査。

- ・映画館の観客（Public des salles de cinéma）

[内容] 3 歳以上の映画人口における性別、階層別、居住地域別等の比率と実数

[出典] 2016 年以降は、ヴァーティゴ・インスティテュートが CNC、メディアビジョン、カナルプ リュスブランドソリューションズと共同で、映画館の観客の調査・測定を行う「CinExpert」に基づく。1992 年から 2015 年までの 6 歳以上の年齢層のデータは、Médiamétrie 社が実施した「75000 Cinéma」の調査による。1980 年から 1993 年までの 15 歳以上のデータは CESP 調査による。

- ・映画上映施設のカテゴリー別観客数（Public selon les catégories d'établissements cinématographiques）

[内容] 映画上映施設の設置地域人口、観客数、スクリーン数、アール・エ・エッセイ指定に対する観客の特性（性、年齢、階層、居住地域、鑑賞頻度）別の比率

[出典] 2016 年以降は、ヴァーティゴ・インスティテュートが CNC、Médiavision、Canal+ régie と共同で、映画館の観客の調査・測定を行う「CinExpert」に基づく。2005 年から 2015 年については、CNC と Médiavision が実施した「PubliXiné」と呼ばれる映画館の観客に関する調査による。

- ・地域圏別の映画観客の概要（Public régional du cinéma）

[内容] 地域圏ごとの観客数における性別、年齢別、階層別、鑑賞頻度別の比率。海外県の映画観客における同比率

[出典] 2016 年以降は、ヴァーティゴ・インスティテュートが CNC、Médiavision、Canal+ régie と共同で、映画館の観客の調査・測定を行う「CinExpert」に基づく。フランス海外県のデータは、Médiamétrie 社が実施した Métridom 調査による。2005 年から 2015 年については、CNC と Médiavision が実施した「PubliXiné」と呼ばれる映画館の観客に関する調査による。

6. 映画の輸出（Exportation des films）

- ・映画の輸出（Exportation des films）

[内容] 2003 年から 2019 年までの映画の輸出実績に基づく、製作国別、新作・旧作別、地域別、故国別の売上高に関するデータ

[出典] CNC が作成したフランス映画の輸出額を評価するための統計ツールを使用して測定。データ収集方法・処理方法はユニフランス（Unifrance）〔用語集〕、フランス映画輸出業者協会（ADEF）〔用語集〕、映画文化産業融資院（IFCIC）〔第 3 章第 7 節に詳説〕と協力。具体的には、フランスの映画輸出業者に送付したアンケートと、国際的に活動しているセールスパーソンに行った個別インタビューという二重のアプローチによって行われたもの。

このような統計整理の一例として、ここでは仮に **1. 映画製作**における大項目「映画製作費」について、どのような中項目とデータファイルがぶらさがっているのかを、以下、表にしてみた。

図表 6-2a : CNC がカバーしている映画製作費に関する統計データ分類

映画製作費（2020年の作品に限定した中項目以外、全て2003年から2020年までのデータが比較されている）

データは、撮影終了後の最終的な製作費で、製作認定の申請において提出された書類に基づいている。

投資認定が行われた年の映画製作に関する年鑑（Bilan）のデータとは、両者の認定が行われる時期に平均して18か月の時差があるため、異なっている。

中項目	シートの名称	備考
総予算	フレンチ・イニシアティブ作品数	各項目は、それぞれフィクション、アニメーション、ドキュメンタリーの順に分類されている
	フレンチ・イニシアティブ作品の製作費総額	
	フレンチ・イニシアティブ作品の製作費の平均値	
	フレンチ・イニシアティブ作品の製作費の中央値	
ジャンルごとの主たる製作費の内訳	フィクション作品の製作費総額	各項目にそれぞれ、報酬（権利経費、人件費、プロデューサー料、俳優への報酬、社会保険料）、技術料、撮影経費（美術費・衣装費、輸送費・返済費・管理費、保険代・雑費、その他）の内訳が記されている。
	アニメーション作品の製作費総額	
	ドキュメンタリー作品の製作費総額	
製作費区分ごとの製作費	製作費区分ごとの作品数	各項目は、製作費が1M€未満、1M€～2.5M€、2.5M€～4M€、4M€～5.5M€、5.5M€～7M€、7M€～15M€、15M€以上に分類されている
	製作費区分ごとの製作費総額	
	製作費区分ごとの製作費の平均値	
	製作費区分ごとの製作費の中央値	
	製作費区分ごとの製作費の最低額	
製作費区分とジャンルごとの製作費	製作費区分ごとのフィクション作品数	各項目は、製作費が1M€未満、1M€～2.5M€、2.5M€～4M€、4M€～5.5M€、5.5M€～7M€、7M€～15M€、15M€以上に分類されている
	製作費区分ごとのフィクション作品の製作費総額	
	製作費区分ごとのアニメーション作品数	
	製作費区分ごとのアニメーション作品の製作費総額	
	製作費区分ごとのドキュメンタリー作品数	
	製作費区分ごとのドキュメンタリー作品の製作費総額	
フィクション作品の製作費の詳細	権利経費	内訳：権利者、翻案および台本、作者としての監督の権利、楽曲権、その他の権利、翻訳およびタイピング、筆記経費、著作権エージェントおよびコンサルタント
	人件費	内訳：技術監督、製作進行、管理、演出技術者、専門コンサルタント、撮影、音響、衣裳、メイク、道具類、装飾班、編集および仕上げ、主たる撮影、主たる美術、雑費、技術スタッフの権利エージェント、VFX
	俳優に対する報酬・経費	内訳：主役、脇役、端役・代役・エキストラ、撮影後の創作スタッフ、音楽関係スタッフ、権利エージェント、雑費
	社会保険料	対象者の内訳：作者、俳優、プロデューサー、監督、技術者、作業員、その他
	技術料	内訳：撮影素材、撮影用機材、編集および録音、デジタルエフェクト、ラボ費、補足的な編集素材
	美術・衣装費	内訳：スタジオ代、ロケセット、雑費および装飾費、調度品および付属品、特殊効果、衣裳、かつらおよびメイク
	輸送費・管理経費	内訳：撮影前の移動、撮影、返済費・撮影後の移動、事務費・管理費・その他
	保険および雑費	内訳：保険料、広告費、法務および訴訟費、資金調達費

ドキュメンタリー作品の総製作費の詳細	権利経費	内訳：権利者、翻案および台本、作者としての監督の権利、楽曲権、その他の権利、翻訳およびタイピング、筆記経費、著作権エージェントおよびコンサルタント
	人件費	内訳：技術監督、製作進行、管理、演出技術者、専門コンサルタント、撮影、音響、衣裳、メイク、道具類、装飾班、編集および仕上げ、主たる撮影、主たる美術、雑費、技術スタッフの権利エージェント、VFX
	俳優に対する報酬・経費	内訳：主役、脇役、端役・代役・エキストラ、撮影後の創作スタッフ、音楽関係スタッフ、権利エージェント、雑費
	社会保険料	対象者の内訳：作者、俳優、プロデューサー、監督、技術者、作業員、その他
	技術料	内訳：撮影素材、撮影用機材、編集および録音、デジタルエフェクト、ラボ費、補足的な編集素材
	美術・衣装費	内訳：スタジオ代、ロケセット、雑費および装飾費、調度品および付属品、特殊効果、衣裳、かつらおよびメイク
	輸送費・管理経費	内訳：撮影前の移動、撮影、返済費・撮影後の移動、事務費・管理費・その他
	保険および雑費	内訳：保険料、広告費、法務および訴訟費、資金調達費
フィクション作品の製作費区分ごとの製作費の詳細	製作費 100 万 € 未満の作品の製作費総額の内訳	各項目にそれぞれ、権利経費、人件費、プロデューサー、俳優に対する報酬、社会保険料、技術料、美術費・衣装費、輸送費・返済費・管理費、保険代・雑費、その他の内訳が記されている。
	製作費 100 万 € 未満の作品の製作費総額の構成 (%)	
	製作費 100 万 € から 250 万 € までの作品の製作費総額の内訳	
	製作費 100 万 € から 250 万 € までの作品の製作費総額の構成	
	製作費 250 万 € から 400 万 € までの作品の製作費総額の内訳	
	製作費 250 万 € から 400 万 € までの作品の製作費総額の構成	
	製作費 400 万 € から 550 万 € までの作品の製作費総額の内訳	
	製作費 400 万 € から 550 万 € までの作品の製作費総額の構成	
	製作費 550 万 € から 700 万 € までの作品の製作費総額の内訳	
	製作費 550 万 € から 700 万 € までの作品の製作費総額の構成	
	製作費 700 万 € から 1,500 万 € までの作品の製作費総額の内訳	
	製作費 700 万 € から 1,500 万 € までの作品の製作費総額の構成	
	製作費 1,500 万 € 超の作品の製作費総額の内訳	
	製作費 1,500 万 € 超の作品の製作費総額の構成	
2020 年のフィクション作品における製作費区分ごとの権利経費	2020 年のフィクション作品における権利経費	各項目ごとに、権利経費の内訳（権利者、翻案および台本、作者としての監督の権利、楽曲権、その他の権利、翻訳およびタイピング、筆記経費、著作権エージェントおよびコンサルタント）と、内訳項目ごとに、該当作品数、経費総額、1 作品の平均額、最低額、最高額が記されている。
	製作費 100 万 € 未満の作品の権利経費	
	製作費 100 万 € から 250 万 € までの作品の権利経費	
	製作費 250 万 € から 400 万 € までの作品の権利経費	
	製作費 400 万 € から 550 万 € までの作品の権利経費	
	製作費 550 万 € から 700 万 € までの作品の権利経費	
	製作費 700 万 € から 1,500 万 € までの作品の権利経費	
	製作費 1,500 万 € 超の作品の権利経費	

2020年のフィクション作品における製作費区分ごとの人権費	2020年のフィクション作品における人件費	各項目ごとに、人件費の内訳（技術監督、製作進行、管理、演出技術者、専門コンサルタント、撮影、音響、衣裳、メイク、道具類、装飾班、編集および仕上げ、主たる撮影、主たる美術、雑費、技術スタッフの権利エージェント、VFX）と、内訳項目ごとに、該当作品数、経費総額、1作品の平均額、最低額、最高額が記されている。
	製作費100万円未満の作品の人件費	
	製作費100万円から250万円までの作品の人件費	
	製作費250万円から400万円までの作品の人件費	
	製作費400万円から550万円までの作品の人件費	
	製作費550万円から700万円までの作品の人件費	
	製作費700万円から1,500万円までの作品の人件費	
2020年のフィクション作品における製作費区分ごとの俳優に対する報酬	2020年のフィクション作品における俳優に対する報酬	各項目ごとに、俳優に対する報酬の内訳（主役、脇役、端役・代役・エキストラ、撮影後の創作スタッフ、音楽関係スタッフ、権利エージェント、雑費）と、内訳項目ごとに、該当作品数、経費総額、1作品の平均額、最低額、最高額が記されている。
	製作費100万円未満の作品の俳優に対する報酬	
	製作費100万円から250万円までの作品の俳優に対する報酬	
	製作費250万円から400万円までの作品の俳優に対する報酬	
	製作費400万円から550万円までの作品の俳優に対する報酬	
	製作費550万円から700万円までの作品の俳優に対する報酬	
	製作費700万円から1,500万円までの作品の俳優に対する報酬	
ジャンルごとの海外経費	フィクション作品の海外経費	各項目にそれぞれ、権利経費、人件費、プロデューサー、俳優に対する報酬、社会保険料、技術料、美術費・衣裳費、輸送費・返済費・管理費、保険代・雑費、その他の内訳が記されている
	アニメーション作品の海外経費	
	ドキュメンタリー作品の海外経費	
フィクション作品の別区分による製作費ごとの製作費総額	製作費ごとの作品数	各項目は、製作費が100万円未満、100万円から366万円まで、366万円超に分類されている。
	製作費ごとの作品の製作費総額	
	製作費100万円未満の作品の製作費総額	各項目にそれぞれ、報酬（権利経費、人件費、プロデューサー料、俳優への報酬、社会保険料）、技術料、撮影経費（美術費・衣裳費、輸送費・返済費・管理費、保険代・雑費、その他）の内訳が記されている。
	製作費100万円から366万円までの作品の製作費総額	
	製作費366万円超の作品の製作費総額	

出典：CNC. Statistiques par secteur (open data)に掲載された映画製作費にかかるエクセルファイルより構成

◆ DESPRO の調査研究内容

DESPRO では一年を通して、約 25 件の調査研究事業を行っている。毎年行っている研究事業の一部として、CNC の経営側、職業団体、公共機関により提起された要望に応じて、経済、財政、社会・人口統計、技術面から研究を行っている。また、業界から専門知識や関連データの提供を定期的に受けるために、職業団体との連携による研究を行っており、時には資金提供を受ける場合もある。

DESPRO が定期的に連携している機関パートナーには、以下の部署や団体などがある。

- ・文化省調査予測統計課（Département des études, de la prospective et des statistiques）
- ・視聴覚高等委員会（CSA）
- ・文化省メディア開発局（Direction du développement des média。現在の名称はメディアと文化産業総局）
- ・ヨーロッパ視聴覚観測所（Observatoire européen de l'audiovisuel）

その他の活動

- ・モデリング＝市場動向の予測を行うために、計量経済学的なモデルを行っている
- ・業界情報＝日々、企業の経営動向や金融状況を追いかけている

- ・世界の動向調査 = 20年以上、海外の映画テレビ市場の統計情報を収集している

また、DESPROの業務については、以下のような特色がある。

▶上記に加えた活動

さまざまなワーキンググループに参加し、種々のテーマに関する基盤情報についての出版物を作成する。また、データベースの構築や関連する重要な統計指標の開発のためのアドバイザーとして活動する。

▶業務の価値づけ = 以下3つの方法で業務成果の普及を行っている。

- ・テーマ別にファイル化する
- ・紙媒体による調査研究書を出版する
- ・大多数の業務成果はオンラインで公開している

▶マネジメントの方針 = DESPROのマネジメントには、3つの柱がある。

- ・CNCによる統計データの制作・統制・統合・出版を通じたサービスを行う。国立統計経済研究所 (INSEE)〔用語集〕など統計制作機関との交渉を行う特権を有している
- ・業界に関する財政分析、計量経済学的なモデル、産業経済学による研究としての活動を調整し、強化する経済分析センターとしての役割を担う
- ・フランス内外における経済情報の収集を集中的に行い、CNC内のさまざまな部局からの情報アクセスに応えるとともに、経営上の目的で入手したデータの取得や電子化、内部利用のための普及を保證する市場モニターセンターとしての役割を担う

CNCの活動報告書2019年版 (Rapport d'activité 2019)によれば、同年は、映画・テレビ・横断領域に関して、年鑑 (Bilan) と32の調査報告書を発行した。特に、統計データへのアクセスを促進するために、データの視覚化に努めており、例えば映画館入場者の動向を、国、地域圏、主要都市、県、町村レベルで、容易に見ることができるようになっている。これにより、1,600以上の地方自治体の動向が詳しく分析できる。

また、データや知見、コストを効率的に集約できるように、さまざまな機関や職業団体との連携に努めている。恒常的なパートナーとして、以下の機関や団体を挙げている。

- ・ヨーロッパ視聴覚観測所 (Observatoire européen de l'audiovisuel)
- ・グループ・オーディエンス (le groupe Audiens) 文化産業従事者のための社会保険機関
- ・TVフランス・インターナショナル (TV France International)
- ・ユニフランス (Unifrance)
- ・劇作家・作曲家協会 (Société des Auteurs et Compositeurs Dramatiques, SACD)
- ・メディアビジョン (Mediavision)
- ・カナルプリュスブランドソリューションズ (Canal+ Régie)

参考文献

CNC. Direction des études, des statistiques et de la prospective. Available at: <https://www.cnc.fr/a-propos-du-cnc/directions-et-services/direction-des-etudes-des-statistiques-et-de-la-prospective>.

CNC. Statistiques par secteur (open data). Available at: <https://www.cnc.fr/professionnels/etudes-et-rapports/statistiques/>

statistiques-par-secteur.

CNC. (2020, July). *Rapport d'activité 2019*. Available at: https://www.cnc.fr/a-propos-du-cnc/etudes-et-rapports/rapports-d-activite/rapport-dactivite-2018_1335089

第3節 フランス映画界におけるコロナ禍復興施策

新型コロナウイルスの感染拡大による2020年春のロックダウン以後、他の産業同様に映画業界にもさまざまな制限がなされたことに伴い、政府およびCNCは補償・支援策を打ち出してきた。2020年9月には大規模な復興計画をCNCが発表。以後もつけ加えられている。それに先立ち、2020年前半にも政府やCNCから特別措置が随時発表されてきた。本節では2020年末の段階でのCNCによる「映画および視聴覚部門における復興計画」を中心に、コロナ禍のフランスにおける特別支援施策を紹介する。

◆ CNCによる「映画およびテレビ部門における復興計画」

復興計画では、映画およびテレビ部門を支援する目的でCNCに1億6,500万ユーロの割り当てを予定している。予算確保にあたり、多大な努力を費やした成果である。

この1億6,500万ユーロのうち6,000万ユーロの予算限度枠がCNCに割り当てられる。当該額の割り当てにより、CNCの税収益における純損益を全面的に補てんすることが可能となる。これによりCNCのあらゆる創作助成と公開助成の措置が現状レベルに維持されることが保証される。

1億500万ユーロは新たな措置のために出資されることとなる。当該の措置は、クリエイターへの補助、プロダクション支援、技術産業の近代化、国際化の開発といった製作過程全般に対する支援を目指す。当該措置のほぼ全体が、専門家組織を交えた協議および審議を経た上で現状のものとなった。

なお、以下の詳述には、5,000万ユーロの映画館公開損失に対する国による特別補償措置は含まれない。また6月に開始した撮影再開保障基金（5,000万ユーロ）も含まれない。

CNCが6月に予告し、出資している再開復興措置は含まれている（1,150万ユーロ）。

1. 映画製作の遅滞を取り戻す（1,220万ユーロ）

当セクター全体が最初に関わる分野は、新しい作品の製作である。ゆえに作品の製作を復興させることが第1の課題である。復興のインパクトを最大化するために、ここでは月ごとに活用される支援を強化しつつ、再投資を活性化することが重要となる。この助成は新しい作品の製作を後押しするものであり、事前段階（シナリオ作者）から後続段階（ポストプロダクション）までを含む分野全体において継続的な効果を生み出すべきものである。プロダクション事業者組織と技術産業代表者との間での合意を参照して、技術職が、経済的・社会的に規準から逸脱したような環境下で従事するようなことがないようにする。

措置1: 7か月にわたって支援投資する制作事業者に対する支援増額（25%増額）。これにより当該期間における新作の創作が奨励される

措置2: 選択予算限度額の増額

措置3: 6月22日から9月1日の間に、さらには9月1日から12月31日までに封切られた映画作品に対して発生した支援を増額する。完成した映画作品の公開を製作会社に奨励することを目的とする

措置 4：自動口座の失効期限の延長。外出禁止期間中に製作活動ができず、支援への権利を正当な理由もなく失う恐れのある製作事業者へのペナルティを無くすことを目的とする

図表 6-3a：コロナ禍での映画製作に関する支援策とその予算

製作投資（2020年10月から2021年4月までの7か月間にかけて）を目的とした製作会社代表の自動支援の利用額を25%増額	290万€
準備段階への投資（2020年10月から2021年4月までの7か月間にかけて）を目的とした製作会社代表の自動支援の利用額を25%増額	250万€
製作自動支援（開発支援および収益からの前貸）の強化	350万€
作品公開を奨励することを目的とした、2020年6月22日から9月1日に発生した制作事業者自動支援の金利補助金	100万€
2020年9月1日から12月31日までに発生した製作会社自動支援の金利補助金措置の延長（作品のホール公開の後押し）	150万€
映画製作事業者自動口座の失効期限を1年延長	80万€
映画製作部門合計	1220万€

2. 映画館再開期間における作品公開の後押し（映画配給部門：1,770万ユーロ）

3か月以上にわたって活動の完全停止に直面せざるをえなかった劇場公開セクターの復興、また配給事業者による作品公開を後押しする。映画館が再開しても、すぐには通常どおりの集客の状態に戻ることが期待できない以上、配給事業者に対して再開期間における映画作品の公開を奨励することを目的とした直接措置が必要である。

措置 1：配給事業（制作事業者に関しては先述）を対象とした奨励措置。（2020年6月22日から9月1日にかけて、および9月1日から12月31日にかけて）発生した支援の増額という形でなされる。後者の9月1日から12月31日までの期間においては、計算表が前者期間と若干異なり、入場数に応じて漸減する

措置 2：このテコ入れ策を支えるべく作品公開への選択支援も同様に強化された

措置 3：自動口座の失効期限が1年延長される

措置 4：配給にとっての再開期間が終了次第、配給事業者は（2021年1月から4月にかけて）頭金として示された投資を目的とした自動支援利用額の増額を通して、新作の買い付けが奨励される（製作会社に関しては先述）

図表 6-3b：コロナ禍での映画配給に関する支援策とその予算

頭金として示された投資（2021年1月～4月）を目的とした自動支援利用額の15%増額	180万€
映画作品の劇場公開を奨励する目的による、2020年6月22日から9月1日までに発生した配給自動支援の金利補助金	500万€
2020年9月1日から12月31日までに発生した配給自動支援の金利補助金措置の延長（映画作品の劇場公開を推奨する目的）	900万€
配給自動口座の失効期限を1年延長	40万€
配給選択支援の強化	150万€
映画製作部門合計	1770万€

3. フランス全土において次なる観客を見だし、短期および長期にわたり映画館の継続を保証するために (3,430 万ユーロ)

映画館は衛生上の措置の実施による打撃、および映画作品の撮影および公開の延期、海外のブロックバスター作品の公開延期による影響を長きにわたって受けている。これはいずれ収益減少として現れることだろう。

措置 1：自動支援の強化、および財務上の必要を賄うことを専用目的とした公開への前貸資金 (3,000 万ユーロ)

フランス全土において、多様な映画作品の公開を保証する充実した映画館組織を維持することを目的とする。映画公開事業者は、通常時の 1 年間で発生する支援額に相当する追加支援金を受けることができる。当支援は、以下に示す二重の形で支払われる。

- ・小規模 / 中規模の公開事業者に対する 1 年分の追加支援金。そのうち 7 か月分は返済不要補助金の形で支援され、5 か月分は前貸資金の形で支援される (後の支援金から返済可能)
- ・7 つの大事業チェーンに対しては 9 か月分の追加支援金。そのうち 2.5 か月分は返済不要補助金の形で支援され、6.5 か月分は返済が求められる前貸資金の形で支援される

これらの額は、自動口座の資金を利用できない財務上の必要 (家賃、給与、光熱費、財務経費、銀行貸付の返済、国家保証人貸付) を賄う目的で使用される。事業者は、来客数が落ち込む当該期間中に直面する上記の必要費用に、返済不要の補助金を充てることができる。返済が必要である前貸資金は、直近もしくはは来るべき映画館施設の近代化への投資を賄う目的で使用される。映画館が閉鎖される期間があるので、映画公開事業者は銀行の支払期日の延期もしくは段階的実施の交渉を迫られる。その結果、財務経費が発生し、長期にわたる来場者数減少の状況においては小規模映画館のなかには財政的に存続が危うくなる施設もある。これらの財務経費の一部は当措置によって補てんできる。

措置 2：アール・エ・エッセイ映画 [第 4 章第 6 節 B-2 にて詳説] への選択支援の強化 (200 万ユーロ)

アール・エ・エッセイ映画を公開する映画施設は、フランス国内において文化発信の場所としての重要な役割を果たしている。これらの施設は映画公開セクターの中でも最もぜい弱であり、ゆえに今の危機的状況において強化された支援を受けることになる。

措置 3：シネナムに関連する貸付返済の中止 (80 万ユーロ)

映画館のデジタル化助成 (シネナム) [用語集] の枠において、CNC はデジタルコピー経費 (VPF) を賄うための前貸資金を認可した。2019 年および 2020 年の分の VPF に対して 80 万ユーロが返済されるべきものとして残っていることになる。これらの前貸資金の未返済分の返済を、以下に挙げる目的のために中止することとする。

- ・デジタル化支援の返済を単独で負っている小規模興行会社を支援する目的
- ・集客が厳しいコロナ禍期間において、小規模公開される映画作品へのアクセスを向上させ、小規模映画館にとって少なからず足かせとなりうる VPF の額を抑える目的

当措置により、関連する映画館において映画作品を公開する際、VPF の支援によって配給会社が支払いをする必要がなくなる。

措置 4：映画映像教育 (100 万ユーロ)

映画館での映画映像教育のクラスが中止された。中止になったクラスにおいて直近の学期で補習がな

されることはないだろう。生徒が映画館において映画に開眼することも期待できるわけであるが、この教育的・文化的な取り組みは教員の有志に依っており、毎年、一学年の14%の生徒が参加している。この取り組みを復興させるべく、自発的に活動を起こすことが望まれる。この取り組みを奨励するために、実践に携わる220の地域の連携を支援し、研修活動に資金提供をし、映画映像教育プログラムへの参加を促すことが提案されている。

措置5：自動口座の失効期限の1年延長（50万ユーロ）

図表 6-3c：コロナ禍での映画公開に関する支援策とその予算

一般観客が利用する映画館の存続を保证する	3000万€
芸術・実験に分類される上映施設への選択支援の強化	200万€
シネナムに関連する貸付返済の中止	80万€
映画映像教育の復興を目的とする教員のための映画館入場の無料化	100万€
公開自動口座の失効期限の1年延長	50万€
映画公開部門合計	3430万€

4. テレビ番組制作の遅滞を取り戻す（2,620万ユーロ）

理由と目的は映画製作の場合と同様である。しかし部分的に支援メニューが異なる。

措置1：自動支援の利用可能額が、2021年1月から6月までの期間中は10%増額される。新作の着手を奨励することを目的としている。

措置2：前貸資金（返済上限は50%）の総額が800万ユーロ増額される。企業の成長計画に融資することを目的としている。

措置3：自動口座を有さない企業に対して、選択支援の総額を増強する。新興の会社を応援することを目的としている。

措置4：2020年に開設された自動口座を持つ制作事業者で、制作の延期が理由で自動口座へのアクセスが認められなかった場合、2021年の支援発生額の計算の際に放映貸付（PAD）が計上されて、自動口座へのアクセスが可能となる。この措置により、定期的に活動を行っている企業の投資能力の維持が可能となる。

図表 6-3d：コロナ禍でのテレビ番組制作に関する支援策とその予算

テレビ番組制作前貸資金の強化	800万€
選択支援の総額の増加	600万€
自動支援の利用可能額の10%増額（2021年1月から6月まで）	700万€
2021年に発生する自動支援額計算における放映貸付（PAD）の計上	520万€
テレビ番組制作部門合計	2620万€

5. 技術産業の近代化を加速する（1,000万ユーロ）

オーディオビジュアル・メディア・サービス（SMA）の指導によって、制作チャンスをつかみ、また

サービスの提供を増加させるために、映画産業の構造を強化することが重要である。国際的な製作を誘致するための戦略ツールとなる撮影スタジオは、成長しつつあるテレビシリーズを誘致し、さまざまなビジュアルエフェクトを十全に活用できるようにする必要がある。よって撮影スタジオは、他国に比べて生じてしまったフランスの遅れを取り戻すためにも、大いに投資をするべき対象となる。最優先すべき対象は、スタジオに加えて、デジタルプロダクション（ポストプロ、VFX、アニメーション、デジタル・クリエイション）、持続可能な技術発展、テレワーク技術となるだろう。

図表 6-3e：コロナ禍での映像技術産業に関する支援策とその予算

技術産業特別支援	1000 万 €
技術産業部門合計	1000 万 €

6. 映画遺産を有効活用するための近代化（180 万ユーロ）

外出禁止期間中には、あらゆる媒体での映画作品およびテレビ番組の消費が高まった。映画遺産（旧作）に対しても人々は新たに興味をもったと考えられる。

措置 1：ビデオパッケージ支援（80 万ユーロ）

コロナ禍においては、とりわけ販売経路（専門販売店、文化施設、E コマース製品市場における縮小）の大規模な閉鎖が原因となって、ビデオパッケージ発行セクターが打撃を受けた。ビデオパッケージは今でもなお、テレビでの無料放送に次いで映画遺産の重要な媒介メディアとなっている。ビデオパッケージ販売選択支援の 80 万ユーロの増額は、プログラム発売に対する支援（作品単位の支援ではない）の形のみでなされる。多くの場合には劇場配給者ともなる発行者はこれにより、重要な文化的作品の権利を取得し、放映することが可能となるだろう。

措置 2：シネマテーク施設の強化（100 万ユーロ）

図表 6-3f：コロナ禍での映画遺産に関する支援策とその予算

映画遺産作品のビデオパッケージ販売への支援	80 万 €
映画遺産特別支援	100 万 €
映画遺産部門合計	180 万 €

7. フランスのプロダクション能力、諸外国のパートナーや海外セールス会社とのつながりを活かし、フランスが映画および視聴覚部門の世界的復興動力となりつつ、同部門の国際化を強化する（830 万ユーロ）

フランスは映画やテレビ番組等の撮影地として重要であり、作品の輸出においても秀でており（映画作品の輸出量は世界第 2 位）、撮影受け入れ組織（フィルムコミッション）の存在がフランス領土に大規模な映画の製作を誘致している（例えば、ウェス・アンダーソン『フレンチ・ディスパッチ ザ・リバティ、カンザス・イヴニング・サン別冊』はフランス国内で 2,700 万ユーロを支出した）。全世界における撮影の段階的再開の文脈において、ブロックバスターなどを製作する映画およびテレビの大

規模な組織は、新作の世界的需要を満たす特別な役割を果たすこととなるだろう。コロナ禍はあるテリトリーにおいて戦略的に成功をおさめる新たな機会ともなりうる。その際に以下の4つの補足的措置が有効となるだろう。

措置1：映画およびテレビ番組等の輸出の自動支援の強化

フランスの海外セールス会社が大规模市場（北米、西ヨーロッパ）、十分な潜在力を持つ市場（中国、極東）、もしくは新興市場（フランス語圏アフリカ、英語圏アフリカ）において攻勢に転じることを可能にするために、市場の突然の世界的停止をチャンスに変えるための強化策。これらの強化策は映像装置の進化によって条件づけられるが、その進化は映像プラットフォームを踏まえたものであり、大衆の消費習慣の変化および映画・テレビ番組等の海外セールス会社の業務の変化が加速している事態にも合致していなければならない。映画自動支援基金の調査委員会委員長は、CNCと関連する特定の国に海外セールス会社が狙いを定める助力（250万ユーロ）がいかにしてなされているかを確認する義務を負うこととなる。

措置2：テレビ番組および映画作品の輸出に際して活動する団体の強化（TVFIおよびユニフランス〔用語集〕）

この強化は輸出基金の強化によっても目標とされている優先的な市場の再獲得計画への出資に狙いを定め、より強力でより認知度の高い卓越した組織を2021年から創出することを援助するものである。新たな支援利用の枠内において、この新組織の運営に際して、デジタルツールの使用の革新および発展に対して注意が払われることとなる（300万ユーロ）。

措置3：ワールドシネマへの助成金（ACM）〔第4章第4節B-2にて詳説〕の強化

ACMは、世界全体、とりわけコロナ禍の影響で映画映像分野が縮小してしまった国の映画監督およびプロフェッショナル、フランスの映画プロフェッショナルおよび技術産業への支援を結合させた独特の支援メニューである。当メニューはフランスの製作会社の関与を必要とし、ヨーロッパの海外セールス会社に大いに利するものとなる。海外セールス会社（との契約）がある支援を受けた映画作品の96%がヨーロッパの海外セールス代理人であり、そのうち72%がフランスのセールス会社である。先述した輸出支援措置と合わせて、強化されたこの支援メニューにより、フランスは国際共同制作の中心に再び位置することが可能となり、世界における独自の地位を維持できるようにする（200万ユーロ）。

措置4：フランスの国際的求心力の強化

フランスを撮影およびデジタルサービスに関する主要な遂行地とすること。そのために求心力強化に向けた出資を増大し、国際的存在感を強め（特にカリフォルニアに対して）、デジタルツール（ウェブサイト、データベース）を強化し、デジタル・クリエイションにおける競争力を拡大する（80万ユーロ）

図表 6-3g：コロナ禍での映像海外セールスに関する支援策とその予算

映画・テレビ番組輸出への自動支援の強化	250万€
映画作品およびテレビ番組の輸出に際して活動する組織の強化（TVFIおよびユニフランス）	300万€
ワールドシネマへの助成強化	200万€
フランスの国際的求心力の強化	80万€
輸出及び求心力部門合計	830万€

8. 真の再構築者となりうる未来の才能に賭ける前貸資金の再開（600万ユーロ）

今はプロジェクトにとって危機と遅延の時期であるが、若い人材を入れることによって、別の視点から企画を客観的にとらえなおし、新たな野心的「転換」をも受け入れる、クリエイションにとってチャンスとなる時期にすることを目的とする。市場を枯渇させるのではなく、最悪の時期に市場に到着する者の後押しをすることが重要である。映画および視聴覚部門の未来の才能に賭け、創造的かつ文化的なR&D（リサーチや開発）をたどりなおし、明日の物語を生み出そうとするための支援である。

措置1：作者に対する助成計画のなかで予定されていたプログラムへの新たな支援を打ち出し、強化する。シナリオ作者のR & Dを支援し、彼らが長期にわたる作業計画に乗り出し、執筆から別段階へと移行し、革新的なプロジェクトを発展させることを目的としている。キャリアにおいて重要な時期の「ワンショット」助成である。当該措置は、作者奨学金およびCNCの作者部門委員会メンバーによる1年間の後見という形を取る（100万ユーロ）。

措置2：大学・映画学校等を修了した若者チーム（作者・プロデューサーのペア）を対象とするプロジェクト応募の開始。

最近、大学等を修了した若者は最悪の時期に労働市場に入ってくることになる。彼らが世に認知されるチャンスが必要である。「若き才能」給付金という形での呼びかけにより、映画テレビ部門への全ての新規参入者を集め、若き才能の仲間づくりおよび紹介する場を作り出す（50万ユーロ）。

措置3：映画学校、特にフェミスの強化。優れた学校が、学生や映画・テレビ番組等の制作に及ぼす教育的影響は絶大である。学校が再開できるように、コロナ禍で交渉が中断していた教育目標および教育成果契約を打ち出すことが望ましい。コロナ禍による独自の財源（資金の25%を占める）の消失よりも以前から、フェミスに対する新たな試みのためには支援の強化が必要とされていた（100万ユーロ）。他の「多様な」学校（Cinefabrique、Kourtrajme）も同様に支援を受ける。とりわけEラーニングの方法を発展させるために特別投資を受けることとなる（30万ユーロ）。

措置4：15-25歳向けの文化的普及。15-25歳向けの作品放映およびプロモーション活動を支援することを目的としたプロジェクトの募集。現実の空間とデジタルツール・デジタルスペースとの結合に関するものを優先する（200万ユーロ）。

措置5：新たな才能が世に出る足掛かりの役割を果たす、短篇形式および新たな形式を対象とする支援の強化。プロジェクトが連鎖的に延期・中止とならざるを得なかった活動を再開させることを狙いとする。そのために事前段階から最終段階まで、すなわち放映事業者および配給事業者を巻き込み、協働を促し、芸術的な志を高めるために現在の待機時間を活用する。共同出資されるプロジェクトへのパートナーを伴った応募を促す（短篇作品およびデジタル・クリエイションに120万ユーロ）。

図表 6-3h：コロナ禍でのその他支援策とその予算

作者に対する助成計画のなかで予定されていたプログラムへの新たな支援を打ち出し、強化する	100万€
若年の大学・映画学校修了者チーム（作者・プロデューサーのペア）を対象とするプロジェクト募集の開始	50万€
学校の将来的な計画への同意を条件としたフェミスの強化	130万€
革新的な文化放映および放映プログラムを支援するためのイニシアティブの大規模募集	200万€
短篇形式および新しい形式への支援強化	120万€
若年層および未来の才能に対する投資額合計	600万€

これらの措置の全ては、事前段階から後続段階まで含めて、映画テレビ部門全体に対してコンディション作りの効果を持つべきものである。この目的において、これらの措置へのアクセスは、雇用の維持および多様なサービス事業者への支払いによって条件づけられることとなる。最後に、この復興計画は模範的であり、多様性、平等性、持続的発展に関する体系的取り組みに対して連帯するものである。

9. 映画館の収益損失補償基金

コロナ禍によって特に打撃を受けたセクターを支援する目的で、フランス政府は劇場および映画館を対象とした、1億ユーロの収益損失補償特別基金の措置を決定した。この予算総額の半分に当たる5,000万ユーロは、30%以上の業績損失を被った映画館に割り当てられ、2020年9月1日から12月31日までの期間におけるチケット販売収益の損失の一部を補償することとなる。

収益損失額は、直近の過去3年間における同時期にあげられた業績数字を参照して決定される。一般支援メニューの名目で得られた助成（国家保証人貸付、連帯基金、部分的失業手当、社会保障負担など）に関する控除が、2017年から2019年にかけての同4か月間にあげられた平均収益の27%に相当する定額控除を踏まえてなされた上で、収益損失は以下の水準で補償される。

- ・ 中小企業ではない主要な4大映画館チェーンに対しては40%
- ・ その他の映画館（公共団体により運営されている映画館は除外）に対しては50%

助成の最終決定額は、実際の業績損失に応じて計算され、2021年初めに調整される。当月における助成予定額の80%を上限とした初回払込みを可能にする申請書類が利用できる。

◆ CNC・政府からの特別措置

1. CNCによる緊急支援対策

映画館入場者に課されるTSAのうち、2020年3・4月分は、納付期限を延期する。4月上旬以降、アール・エ・エッセイ助成金（1,650万ユーロ）および配給選択支援（総額550万ユーロ）は、期日以前にCNCより支給される。また5月以降、「プログラム編成が困難な」映画館への助成金（総額170万ユーロ）がCNCより支給される。

- ・ CNCの自動支援口座を有する全ての企業（製作会社、配給会社、映画上映施設事業者、ビデオ制作販売会社、海外セールス会社）に対し、新しいプロジェクトの開始前であっても口座残高の30%を前倒して使用することが許可される。これは下記の政府による緊急対策だけでは財政上コロナ禍に対処できない場合を考慮に入れてのことである
- ・ イベントへの助成は、コロナのため中止となった映画祭の場合も含み、予定額を全額支給する
- ・ 劇作家・作曲家協会（Société des auteurs et compositeurs dramatiques, SACD）開設の連帯基金はCNC側から増額支給を行う

この緊急助成制度は、TPE（Très Petites Entreprises = 10人未満の零細企業）や自営業者への支援

基金をはじめとする政府の支援措置への申請資格のない、コロナの影響を受けた映画作家を対象とし、月 1,500 ユーロが支給される。当制度は、映画作家への政府支援基金延長措置に則り、2020 年末まで適用される（2020 年 6 月 20 日のデクレ [2020-757]。2021 年も継続中）。

- ・マルチメディア作家民間協会（Société civile des auteurs multimedia, Scam）開設の連帯基金は CNC 側から増額支給を行う

この緊急助成制度は、TPE や自営業者への支援基金をはじめとする政府の支援措置への申請資格のない、コロナの影響を受けたテレビ用ドキュメンタリー作品の作者を対象とし、月 1,500 ユーロが支給される。当制度は、映画作家への政府支援基金延長措置に則り、2020 年末まで適用される（2020 年 6 月 20 日のデクレ [2020-757]。2021 年も継続中）。

- ・テレワークのオーガナイズおよび活動再開に向け資本投入を行う技術産業関連企業に対し、CNC は企画を公募し、支援する。コロナ収束後もこの企画は関連産業の持続的発展に向けて継続されるものとする
- ・ヨーロッパ外から制作スタッフを受け入れる場合の特例について：政府のコロナ対策措置を遵守し、また CNC 提携機関が要提出のフランス入国手続き（通行許可証）簡略化のため、CNC は書類の一括処理を行うことにする

2. 政府による緊急コロナ支援

自由業者らが使える基金が承認した文化セクターで働く自由業者や TPE（Très Petites Entreprises = 10 人未満の零細企業）は、政府が用意する 70 億ユーロ規模の連帯基金の受給資格がある。

以下が映画産業における措置である。

- 1：一時的休業の場合は、部分的失業補償制度に補助金申請をすることができる。補償については法定最低賃金（SMIC）〔用語集〕の 4.5 倍までの額を上限として 100% 国家が負担する。また対象者層を拡大し、アンテルミタン〔用語集〕へも適用可能とする

臨時雇用者に関して、労働省大臣および文化省大臣は、3 月 1 日からロックダウン解除までの期間に対し、フランス国民の失業保険制度の計算期間の無効化を発表した。

- ・上記期間の措置により、芸術関係の臨時雇用者（俳優および技術スタッフ）は失業手当および社会保障を受けることができる。このためコロナ期間中に活動できず、また給付金制度に申請できなかった臨時雇用者は不利にならない
- ・臨時雇用者（俳優および技術スタッフ）およびその他文化関係労働者（短期契約者など）に対するこの失業手当受給措置により、コロナ期間中に制度申請資格を失う者も継続して補償を受けることができる

- 2：TPE および自営業者（作者を含む）に対する特別支援基金を開設する。これは行政機構の閉鎖あるいは 50% 以上の活動縮小のため経済的に困難な状況にある者を対象とする。該当者へは直ちに月 1,500 ユーロが受給され、また、家賃、水道・ガス・電気代の支払いが延期される

- 3：地域ごとの補足的助成制度も開設されている

活動場所が居住地と異なるアーティスト・作家については、従業員の雇用条件および融資拒否条件を無効とする

- 4：コロナ禍に関する失業手当日常については、2020 年 5 月 1 日までは企業、団体、自営業者、アー

ティスト・作家を対象とし、2020年5月1日以降は、自営業者およびアーティスト・作家のみを対象とする。コロナ感染者、ウイルスの接触者もしくはその可能性のために隔離された者、活動停止当初に16歳以下の子供の親、特別施設で介護を受ける身体に障害を持つ18歳以下の子供の親に当たる者についても、日当受給対象とする

- 5：社会保険料あるいは租税の支払いが困難な場合の、支払期日減免については、個別調査の上とする
- 6：国内・海外の映画・テレビ作品やビデオゲームに関する税額控除、およびTVA（付加価値税）などの納税猶予による早期払戻し
- 7：公的信用保証（合計額30億ユーロ）は、全銀行で取り扱いがあり、分割による返済も可能となっている
- 8：公共投資銀行における、返済期日延期、資金および特別融資保証などの特別措置へのアクセス
- 9：映画文化産業融資院（IFCIC）〔第3章第7節に詳説〕による保証強化制度
- 10：教育芸術分野補充年金機関（IRCEC）〔用語集〕の助成制度により、アーティスト・映像作家は年金積立を調整できる。前年度の積立金支払いを済ませた者については、IRCEC年金への積立金支払いのため（および年金受給資格を得るため）、また日々の必要経費を得るため、補助金を得ることができる

従業員50人以下の企業および自営業者へのコロナ感染予防支援として、国民健康保険は「コロナ予防」助成を行っている。感染予防のための設備を3月14日以降に設置した場合、あるいは今後設置予定の場合、経費の50%を上限とする補助金を支給する。

3. 撮影再開臨時保障基金

映画産業にとって、撮影の再開は急務である。大統領と文化大臣は5月6日、5,000万ユーロの予算をつけて撮影再開のための保障基金創設を発表した。急きょ中止や延期となった映画やドラマ撮影に対する保障のための基金である。通常、映画などの撮影には保険会社から保障があるが、新型コロナウイルスに関しては保険が使えないということで業界関係者から不安の声が高まっていた。アレア・アシランス社、MACIF社、MATMUT社からなるフランス相互保険会社連合の運営により、6月23日以降の映画撮影は各回につき保証限度額180万ユーロおよび見積額30%という、高い水準の保障を受けられるようになった（10月後半の時点で300の製作プロジェクトがこの基金に加入）。この基金はCNCが管理し、実際の運営に携わる。支払い停止に追い込まれることは企業にとって事業停止および人員解雇の原因となりかねない。政府によるコロナ支援対策はこうした事態を回避するよう設置されたものであり、上記の文化省およびCNCによる特別対策は、政府による全体的措置を補完するものとしてなされた。

◆政府からの支援強化

コロナ対策として再びロックダウンを決定した。これにより経済・財務・復興省は、2020年10月30日、映画・テレビ会社に対し国家からの支援を強化すると発表した。その詳細は以下の通りである。

1. 連帯基金の強化

- ・フランス国内にある従業員 50 人未満の企業が、事業停止中にある場合（映画館の閉館に相当）は、全て例外なく月 1 万ユーロを上限とする助成を受けることができる
- ・従業員 50 人未満の他分野企業が、事業停止中ではないが損失が収益の 50% 以上に当たる場合、同様に月 1 万ユーロを上限とする補償を受けることができる

2. 社会保障料の免除・納付延期の適用範囲を拡大

- ・従業員 50 人以下の企業が、事業停止中にある場合（映画館の閉館に相当）、社会保障料全額免除となる
- ・特に芸術分野の中小企業が、事業停止中ではないが損失が収益の 50% 以上に当たる場合、社会保障料に関して、雇用者負担・被雇用者負担の区別なく同様の措置を受けることができる
- ・自営業者に対し、社会保障料の引落としは自動的に延期される。各自で行うべき申請手続きはない。休業中のフリーランスについては、社会保障料は全額免除となる

3. 公的信用保証の基準緩和

- ・期限は当初予定の 2020 年 12 月 31 日から 2021 年 6 月 30 日まで延長し、この期間中、企業は融資申請を行うことができる
- ・公的信用保証緩和策は、中小企業への保証料率 1 ~ 2.5%（政府保証有り）として、1 年から 5 年まで適用年延長が可能である
- ・公的信用保証に申請する企業に対し、分割返済は 1 年後、合計 2 年後まで延長可能とする
- ・企業が資金問題を解決できない場合、国家による直接融資を行う
- ・国家による融資は、従業員 10 人未満の企業に対して上限 1 万ユーロ、10 人以上 49 人以下の企業に対して上限 5 万ユーロとする
- ・従業員 50 人以上の企業には、収益 3 か月分までの融資が可能となる

4. 事業用賃貸物件に関し、賃貸料の一部無償化を貸主へ提言

- ・貸主が企業に対する賃貸料の一部を無償化した場合、貸主に対して税額控除が適用される（2021 年次財政法案）。これは、現在休業中の企業、あるいはホテル・カフェ・レストランなど外食産業関連のうち、従業員 250 人未満の企業を対象とする
- ・2020 年 10 月・11 月・12 月の 3 か月間で、少なくとも 1 か月分の賃貸料を無償化する貸主は、無償化した賃料の 30% に相当する額の税額控除を受けられる。例えば、レストランのテナント料が月 5,000 ユーロの場合、3 か月分は 1 万 5,000 ユーロであり、このうち貸主が 5,000 ユーロつまり賃料 1 か月分を無償とするなら、貸主には 1,500 ユーロの税額控除が適用される
- ・この措置は連帯基金と併用できる

◆政府による分野横断型の新たな措置

経済・財務大臣ブリュノ・ルメールおよび文化大臣ロズリーヌ・バシュロは、2021年1月15日、文化・映画・テレビ番組に関わっているプロフェッショナルに向けた、複数の分野横断型措置を国家主導で発動させると発表した。その詳細は以下の通りである。

- ・連帯基金は2020年12月19日付政令に準じて続行される
- ・映画館など休業中にある企業は、従業員数に関係なく、収益の減少額に応じて1万ユーロを上限とする額を受け取ることができる。あるいは、収益で20万ユーロを上限とする額のうち、その20%に相当する額を受領できる
- ・収益減少50%以上のS1分野企業(製作会社、ポストプロダクション会社、海外セールス会社、技術産業、配給会社、エージェント)は、従業員数に関係なく、減少分を補償金として受け取ることができる(1万ユーロを上限とする額、あるいは、2019年との対比の収益で、20万ユーロを上限とする額のうち、その15%または20%に相当する額)
- ・新たな措置として、収益100万ユーロ以上(上限300万ユーロ)の企業に対し固定費用の70%を補償する
- ・公的信用保証に関する措置は、1年延長して続行する
- ・文化分野への特別措置も続行する

その他の措置(保険料支払いおよび納税の期日延期あるいは免除、付加価値税控除および税額控除のための払戻しなど)についても続行する。

◆フランス映画界の状況と映画人たちの反応

3月17日にフランス全土でロックダウンが始まり、映画業界も操業停止となった。パンデミック初期段階から、政府のコロナ禍対策に関して文化に対する具体的な支援がないということへの抗議の声があがっていた。まずジャンヌ・バリバルらがルモンド紙にマクロン大統領への公開状を掲載し、大統領はアーティストとのビデオ会議に参加。大統領からコロナ対策文化産業支援措置が提案されるが、これも具体性に欠けていたため、5月6日、文化関係著名人800人が『リベラシオン』紙に新たな声明を発表し、当初より政府の支援から除外されていた短期雇用者への支援を求めた。その結果、短期雇用者への支援も組み込まれた。

6月22日に約9割の映画館が営業を再開したが、戻ってきたのはごく一部の常連客に限られており、7月の観客数は前年比30~35%。開館している損害の方が大きいという判断から、8月には多くの映画館が休館を選択した。

2020年10月30日には二度目のロックダウンが始まり、映画館を含む全ての文化施設が閉館となった。政府は12月15日からの映画館の再開を示唆したが、直前の12月10日にカステックス首相が1月7日までの延期を発表。そして最終的には無期限閉館へと変更された。以来、ひたすら解除されない「フランス全土での映画館の閉鎖」に対して、疑問視・抗議の声明が続々とあがっている。2020年12月15日には映画館で働く人たちのデモが行われた。政府の支援策へは一定の評価をする一方で、映画館の無期限閉鎖に関しての不合理性・不公平感、その根底には政府の文化への無理解・文化の軽視があるとして、著名人や映画関係者が次々と申し立てをし、注目を集めている。

この2回目のロックダウンの段階的解除であるが、商業施設が第1段階で解除となり営業を再開し（よって街には人があふれるようになり）、次に図書館や教会などの教育・宗教施設が再開されたものの、映画館は飲食店・スポーツ施設とともに解除対象から外れた。これを受けて、フランス監督協会が抗議の公開文書を発表した。「映画館・劇場は不可で、教会には集まっても良い根拠は？」「(作品の売買が行われる) アート・ギャラリーを訪ねることは許容されるが、文化施設や美術館は危険な場所なのか？」「映画館・劇場では安全衛生の指令を遵守しており、必要なら連絡先を残すこともできる」とし、「われわれが必要不可欠であるとは主張しないが、100万人近い関係者が存在する文化セクターである、われわれのエコシステムに対する公正さを主張する」と結んでいる。

『カイエ・デュ・シネマ』誌上(772号)の映画館主たちの座談会の中で、主に以下の点についての懸念・不満が述べられている。1) パストゥール感染症研究所の発表によると、文化施設でのウイルス感染は0.46%にすぎないことから、映画館を閉める衛生上の根拠はない。クリスマス前の買い物客で混み合う商業施設のリスクの比ではない低さである。2) 業界紙『フィルム・フランセ』によると、映画・テレビ産業は下請け業も含めると、財政上は自動車産業と同等の重要性をもつが、映画産業のこの経済貢献度は考慮されていない。3) 独自のプログラム編成を行い、関連のトークショー等も独自に催している映画館は反権力、デモクラシーの空間でもある。経営的に立ち行かなくなることと同様に、発言の自由が制限されるのは由々しき問題。4) 「映画館への支援措置」5,000万ユーロのうち、2,700万ユーロはフランスの大手系列館4館へ配当されており、そして公営の映画館を支援対象として除外しているのは平等性の欠如。この補償制度は本来のCNCの選択支援制度の論理と真逆にあるものである。CNCはアート系映画作品の上映や、青少年を対象としたプログラム編成、映像教育などを評価していたので。次項の「フランス映画人たちの反応」でも、フランス映画界の人々が「映画館の閉鎖」が業界にとっていかに打撃であるかについて、異口同音に言及しているが、2021年2月時点では閉鎖解除には至っていない。

アンケート：フランス映画人たちの反応

(質問項目)

1. CNCの通常の支援に対する評価
2. コロナ禍の政府・CNCの対応策への評価・所感

● クリスマン・ジュヌヌ／カンヌ映画祭公式部門副代表

1. CNCの支援システムは世界的に見てもきわめてユニークで、充実している。
驚いたことにそれでも不満を口にする業界人もいるが、それでもフランスの映画人たちが総じて恵まれた状況にいるということには異論を挟む余地がない。
2. コロナ禍における特別措置も優れているように見えるが、成果については今後の結果を待つ必要がある。

● オリヴィエ・ペール／アルテ・フランス ディレクター

1. 映画に関わるあらゆるカテゴリーにおいて、自動支援もしくは選択支援が受けられるようになっているCNCの支援制度は素晴らしく、ヨーロッパにおける模範たりえている映画振興機関である。
2. コロナ禍にあえぐ映画業界を救済すべく、CNCと政府は特別な財政案を打ち出した。総じて非常

に効率的な措置のように思われる。映画館や配給業者の破産を阻止するに十分であると良いのだが。

● **エディ・アルディ／Luxbox 代表（プロデューサー&セールスエージェント）**

1. CNC のサポートなしではフランスで映画製作は成り立たないと言って良い。長年にわたって構築されてきた優れた支援システムである。映画の多様性を保つべく、考慮されているところが特に素晴らしい。支援を受けるにあたっての会計も透明性が保たれている。
2. CNC の復興措置は概ね評価している。配給や映画館への支援はあるが、セールスエージェントには措置が薄い、など全ての職種を網羅しているとは言い難いが。一番の問題は映画館の閉鎖が続いていること。映画館が閉まっていることによっていろいろな職種に大きな影響が出ている。映画館が衛生的観点からみて危険な場所とは言い難く、政府の判断は適切とは思えない。

● **ジェローム・ラセル／Le Publique Systeme 映画部門ディレクター**

1. CNC の支援システムは他国と比較すれば明らかだが、かなり充実している。映画のたどる入口から出口までの全てのプロセスを網羅した支援である。映画・テレビ番組の海外展開に対しても支援があるのは特筆すべきこと。作品の規模に合わせて支援が得られる仕組みなのは、フランス映画の多様性を保つ一助となっていると思う。
2. コロナ禍以前からあった支援に加えて、特別に 1 億 6,500 ユーロもの予算をつけたと聞いており、ありがたい。フランス全土での映画館閉鎖の続行は、衛生上の理由ではなく政治的判断のように思えてならない。映画館閉鎖によって、当然ながら配給会社や宣伝会社なども影響を受け、全体の損失は甚大。結果的に（興行収入の一部が CNC の予算に回るの）来年の CNC の収入が激減することになり、来年度も従来の支援策が滞りなくなされるのか心配。

● **ジャン＝フランソワ・ロジェ／シネマテーク・フランセーズ プログラミングディレクター**

1. 自動支援によって、映画業界を財政的に助けることと、製作・配給・興行のスムーズな循環を保てるようにできており、また選択支援によって製作・配給・興行のクオリティの面を重視したサポートが可能になっているこのシステムはかなり満足できるものである。実際、業界のほとんどの人間は何らかの形で CNC を頼っている。このシステムにより多くの作品が製作されてゆくが、問題は作品数が観客数に比して多過ぎるのではないかということ。
2. 近年、観客動員数が好調に推移していたおかげで、コロナ禍前の CNC の資金は潤沢だった。その CNC の資金と政府の補助金を元手に、映画関係者たちをなんとか救おうとしている。その有効性について評価するのは時期尚早。

● **バンジャマン・イロワ／カンヌ映画祭監督週間選考委員**

1. フランスの映画産業の多様性を確保する上で、長年にわたって素晴らしい役割を果たしている。制作や配給のみならず、映画祭への支援も行ってくれる目配りにも感謝。
2. なんととっても映画館の早期再開を願ってやまない。特に配給会社などは予定が立てられず疲弊している。

● **船戸慶子／アルファ・ヴァイオレット共同代表（セールスエージェント）**

1. 弊社はフランス映画をたくさん扱っているわけではないセールスエージェントなので、普段からそれほど CNC の恩恵にあずかっていない。ただ、それでも彼らの映画業界に対するサポート体制は実に素晴らしい。CNC とユニフランスがあるからこそ、フランス映画がきちんと製作され、ここまで世界中に広がっているのだと思う。
2. コロナまん延以来、比較的大規模な会社は、従業員の部分的な失業保険の適用を得て、稼働人員を削減しつつ運営コストを削減しているが、給料が減ってしまい労働意欲を失っている人達も多い。きちんとした会社は、部分的な失業保険を利用しつつ給料の差額分は会社が持ち、在宅勤務という措置をとっている。こういうケースの場合は社員としての自覚は保持できているようだ。政府の初動措置が素早く効果的だったとは言えると思うが、結果はケースバイケース。

● **ギヨーム・ブラック／映画監督**

2. CNC はこの 1 年間、劇場、配給会社、プロデューサーに多大な支援をしており、その支援なしには、フランスの映画状況はさらに不安定になっていただろう。現在の大きな問題は、政府の政治的な恣意性である。政府は映画館や劇場の閉鎖を続けているが、この選択について満足のいく説明はなく、ますます不合理になっている。

以下はフランス映画監督協会が2020年12月にフランス政府に対して送った公開書簡である。

2020年12月11日

軽蔑
政府への公開書簡

いかなる根拠に基づいて、1つの経済全体、1つの同業者全体を弱体化、あるいは永続的にダメージを与えるようとしているのでしょうか？

いかなる根拠に基づいて、私たちの映画館、劇場が、教会に集まることよりも危険のように考えるのでしょうか？

いかなる根拠に基づいて、アート・ギャラリーを訪ねることは承諾できるが、文化施設や美術館は危険な場所だと考えるのでしょうか？

公共交通機関や、クリスマスが近づいて過密になったブティックの売り場とは対照的に、私たちの映画館や劇場では最初の日から安全衛生の指令を遵守する完璧な措置を行なっています。そこでは観客はマスクをし、人数を制限し、安全な距離を取り、会話はせず、お互いの体には触れず、上記の場所とは対照的に、必要な場合は入り口で連絡先を残すこともできます。

疑問に思うことが時にありますが、私たちが延期の度にかかなりの広報費を再投資しなければいけないことすら、あなたがたはご存じでしょうか？ 私たちのプレス担当者、配給会社、興行会社の仕事は、私たちの作品を観に行きたいという願望、欲求を再度生み出すために、毎回ゼロから、あるいはゼロ以下からやり直しをしなくてははいけないのですか？

プログラム編成、映画作品の上映や舞台作品の上演の仕事は何週間も何か月もかかり、まるで時間が止まっているかのように中断したり再開したりすることができない長期的な仕事であることを、あなたがたはご存じでしょうか？ 現在、全ての作品が公開されないために、配給会社や製作会社が新プロジェクトに取り組むことができず、作品は将来に存在することができなくなり、多くの雇用が数年にわたって弱体化されるでしょう。

ビデオオンデマンドのプラットフォーム以外の選択肢がなくなると、文化の衰弱が進むのは言うまでもなく、系列全体が苦しみ、1つの産業が行き詰まるのです。

私たちが必要不可欠であるとは主張しませんが、100万人近い人たちがいる文化セクターである、私たちのエコシステムに対する公正さを主張します。

もし私たちが殺すのであれば、その罪状を知りたいと願います。私たちに科されたことの虚しさや不条理さ以外の何かに対して、私たちは自らを守ることができるようにしたいのです。

フランス映画監督協会

参考文献

CNC (2020, September 24). Plan de relance des filières du cinéma et de l'audiovisuel. Available at : https://www.cnc.fr/professionnels/actualites/plan-de-relance-des-filieres-du-cinema-et-de-laudiovisuel_1319933?utm_campaign=cnc&utm.

Ministère de l'économie des finances et de la relance. Construire la France de demain. Available at : <https://www.economie.gouv>.

fr/plan-de-relance/profils/entreprises.

Garson, C. (2021). Table ronde exploitants français : A guichets fermés in *Cahier du cinéma n° 772*, pp. 12-19.

La Société des réalisateurs de films (2020. December 11). Le Mépris: Lettre ouverte au gouvernement. Available at: <https://www.la-srf.fr/article/le-m%C3%A9pris>.

資料集 1

映画と映像に関する法典（目次）

法典（Code）とは、一般的には、特定の法分野において体系的に編成された成文法の集成のことをいう。フランスでは、映画に関する法や政令などが、1956年に映画産業法典（Code de l'industrie cinématographique）としてまとめられたが、2009年7月24日のオルドナンス 2009-901により、フランス国立映画センターがフランス国立映画映像センターに名称変更された際に、上記の法典は映画映像法典（Code du cinéma et de l'image animée）として再整備された。

下記の資料は、同法典の全体像を概観できるよう、映画映像法（Partie législative）、映画映像法施行令（Partie réglementaire）、CNCによる資金助成の一般規則（Règlement general des aides financières du Centre national du cinéma et de l'image animée. RGA と略す）の3部で構成される法典の目次を翻訳したものである。なお、CNCによる映画支援制度を紹介するという本報告書の主旨に則り、特に関連する項目については、「巻」（Livre）「編」（Titre）「章」（Chapitre）以下の階層となる、「節」（Section）「項」（Livre）「サブセクション」（Sous-section）「パラグラフ」（Paragraphe）「サブパラグラフ」（Sous-Paragraphe）まで、訳出している。

映画映像法

第1巻：管理組織

第1編：フランス国立映画映像センター（CNC）

第1章：地位と責務

第2章：組織と機能

第3章：契約業者の募集と契約業者の地位

第4章：財政規定および会計規定

第5章：CNCへの課税基準およびCNCによって徴収される課税基準

第6章：CNCの税収、特別徴税およびその他の収益

第2編：映画テレビ登録制度

第1章：一般原則

第2章：タイトルの届けと作品番号登録

第3章：証書、契約書および裁判記録の記入および公開

第4章：担保の特権および担保の売却

第5章：CNCの義務および責任

第6章：収益に関する通知および情報提供

第2巻：職務と活動

第1編：映画業における職務および活動の業務

第1章：映画公開に関するビザ

第2章：映画公開に関するセクター

第3章：映画上映施設事業者と映画配給会社の関連

第3章 bis：長篇映画作品の制作および公開に関する会計の透明性

第4章：特殊な映画上映実施の組織化

第2編：ビデオ販売およびオーディオビジュアル・メディア・オンデマンド・サービス

第1章：ビデオ販売者の活動報告

第2章：ビデオ公開の収益についての監査

第3章：オーディオビジュアル・メディア・オンデマンド・サービス上での映画作品の公開の報酬

第3編：映画作品公開のタイムライン

第1章：ビデオ形式での公開

第2章：オーディオビジュアル・メディア・オンデマンド・サービス上の公開

第3章：テレビサービス上の公開

第4章：共通規定

第4編：法定納付

単独章：法定納付の義務

第5編：テレビ制作および放送に関する職務および活動業務

単独章：テレビ番組の制作および公開に関する会計の透明性

第3巻：融資および税法

第1編：CNCによる助成

第1章：一般規定

第2章：映画製作に関する特別債権者の諸権利

第2編：地方行政による助成

単独章：映画上映施設事業者に対する補助金

第3編：税法上の奨励策

第1章：税制優遇

第2章：映画作品およびテレビ番組への資本金融資

第3章：海外県への投資の名目による税金控除および減税

第4章：付加価値税

第5章：地域経済への貢献

第6章：その他の規定

第4巻：監査と懲戒

第1編：監査の手続き

第1章：監査官の権限

第2章：介入特権および介入方法

第3章：情報交換

第4章：過失確認および違反確認

第5章：守秘義務

第2編：組織による懲戒

第1章：適用範囲

第2章：組織による懲戒の実態

第3章：手続きと懲戒

第4章：その他の規定

第5章：映画上映施設の設置に関する特別規定

第3編：罰則規定

第1章：一般規定

第2章：映画公開ビザに関する規定の違反

第3章：映画公開収益およびビデオ公開収益に関する違反

第4章：映画上映施設の設置に関する規定の違反

第4編：法廷における訴訟

第1章：映画公開収益およびビデオ公開収益に関する違反

第2章：海賊版に関する罪

第3章：オンラインの公衆送信サービスによる著作権侵害もしくは著作隣接権の侵害

第5巻：海外県に関する規定

単独編

単独章

映画映像法施行令

第1巻：管理組織

第1編：フランス国立映画映像センター（CNC）

第1章：地位と責務

第2章：組織と機能

第3章：契約業者の募集と契約業者の地位

第4章：財政規定および会計規定

第5章：CNCに割り当てられた課税基準およびCNCによって徴収される課税基準

第6章：CNCに割り当てられた税、特別徴税およびその他の収益

第2編：映画テレビ登録制度

第1章：一般原則

第2章：タイトルの届けと作品番号登録

第3章：証書、契約書および裁判記録の記入および公開

第4章：担保の特権および担保の売却

第5章：学芸員の職権と報酬

第6章：収益に関する通知および情報提供

第2巻：職務と活動

第1編：映画館における職務および活動の業務

第1章：映画公開に関するビザ

第2章：映画公開に関するセクター

第3章：映画上映施設事業者と映画配給会社の関連

第3章 bis：長篇映画作品の製作および公開に関する会計の透明性

第4章：映画上映実施の組織化について

第2編：ビデオ販売およびオーディオビジュアル・メディア・オンデマンド・サービス

第1章：ビデオ販売者の活動報告

第2章：ビデオ公開収益の管理

第3章：オーディオビジュアル・メディア・オンデマンド・サービス上での映画作品公開の収益

第3編：映画作品公開のタイムライン

第1章：ビデオ形式での公開

第2章：オーディオビジュアル・メディア・オンデマンド・サービス上の公開

第3章：テレビサービス上の公開

第4章：共通規定

第4編：法定納付

単独章：法定納付の義務

第5編：テレビ制作および放送に関する職務および活動の業務

単独章：テレビ番組の制作および公開に関する会計の透明性

第3巻：融資および税法

第1編：CNCによる助成

第1章：一般規定

第1節：助成金の交付

第2節：助成金受益からの除外対象

サブセクション1：ポルノ的性質および暴力助長傾向の見られる映画作品および映画記録の除外

サブセクション2：ポルノ的性質の映画上映施設の除外

第1項：ポルノ専門映画上映施設の除外

第2項：ポルノを専門としない映画上映施設の除外

第2章：映画製作に関する特別債権者の諸権利

第2編：地方行政による助成

単独章：映画上映施設事業者に対する補助金

第3編：税法上の奨励策

第1章：税制優遇

第1節：映画作品もしくはテレビ番組の委託制作費に対する税金控除

サブセクション1：応募資格を有する映画作品もしくはテレビ番組

第1項：製作会社に関する条件

第2項：創作方法に関する条件

サブセクション 2：認可の交付

第 1 項：専門家委員会

第 2 項：仮認可

第 3 項：最終認可

第 4 項：製作困難および低予算の映画作品もしくはテレビ番組に関する規定

サブセクション 3：応募資格を有する製作費

第 2 節：ビデオゲームのクリエイション費用に対する税金控除

サブセクション 1：応募資格を有するビデオゲーム

第 1 項：ビデオゲーム会社に関する条件およびビデオゲームに関する条件

第 2 項：クリエイション方式に関する条件

サブセクション 2：認可の交付

第 1 項：専門家委員会

第 2 項：仮認可

第 3 項：最終的認可

サブセクション 3：応募資格を有するクリエイション費用額

第 3 節：外国映画作品および外国テレビ番組の製作総指揮費用に対する税金控除
除応募資格を有する映画作品もしくはテレビ番組

第 1 項：製作会社の条件および映画作品あるいはテレビ番組の条件

第 2 項：クリエイション方式に関する条件

サブパラグラフ 1：フィクションジャンルに属する作品の点数計算表

サブパラグラフ 2：アニメーションジャンルに属する作品の点数計算表

サブセクション 2：認可の交付

第 1 項：専門家委員会

第 2 項：仮認可

第 3 項：最終的認可

第 4 項：その他の規定

サブセクション 3：応募資格を有する制作費

第 2 章：映画作品およびテレビ番組への資本金融

第 1 節：映画産業およびテレビ産業の融資協会

第 2 節：作品の認可

第3章：海外県投資の名目による税金控除および減税

第4章：付加価値税

第5章：地域経済への貢献

第6章：その他の規定

第1節：ポルノ的性質あるいは暴力助長傾向の作品にかかる特別徴税

第2節：ビデオの販売およびレンタルにかかる税金

第4巻：監査と懲戒

第1編：監査の手続き

第1章：監査官の権限

第2章：介入特権および介入方法

第3章：情報交換

第4章：過失確認および違反確認

第5章：守秘義務

第2編：組織による懲戒

第1章：適用範囲

第2章：組織による懲戒の実際

第3章：手続きと懲戒

第4章：その他の規定

第3編：罰則規定

第1章：一般規定

第2章：映画公開ビザに関する規定の違反

第3章：映画公開収益およびビデオ公開収益に関する違反

第4章：映画上映施設の設置に関する規定の違反

第4編：法廷における訴訟

第5巻：海外県に関する規定

CNCによる助成金の一般規則

第1巻：一般規定

第1編：適用対象と適用領域

第1章：特別助成金

第2章：任意助成金

第3章：財政資金

第2編：交付に関する一般規則

第1章：助成金の全体に適用される規定

第1節：助成金交付の決定

第2節：助成金の権利はく奪

第3節：助成金の代償

第2章：特別助成金に適用される規定

第1節：手続きの一般条件

サブセクション1：助成要求

サブセクション2：諮問上の手続き

第1項：原則

第2項：諮問委員会の委員任命

第3項：諮問委員会委員の職業倫理

第4項：諮問委員会の役割

サブセクション3：助成の交付

第2節：応募資格の一般条件

サブセクション1：助成金の受益からの除外

サブセクション2：企業による受益条件の遵守

サブセクション3：社会的義務の遵守

第1項：労働に関する集团的慣習および集团的合意の適用

第2項：社会保険料の支払い

第3項：任期付雇用契約に関する訴え

第4項：不法労働に対する反対

サブセクション4：社会的義務の非遵守に対する懲戒

第2巻：映画のクリエイションおよび映画館での上映に対する支援

第1編：長篇映画作品のクリエイションに対する助成金

第1章：長篇映画作品の製作および準備に対する助成金

第1節：一般規定

サブセクション1：受益者に関する条件

サブセクション2：作品に関する条件

第1項：一般条件

第2項：個別条件

サブパラグラフ1：フィクション作品の点数計算表

サブパラグラフ2：ドキュメンタリー作品の点数計算表

サブパラグラフ3：アニメーション作品の点数計算表

サブパラグラフ4：必要とされる点数

第3項：共通規定

サブセクション3：製作方式に関する条件

サブセクション3bis：映画遺産の保存に関する条件

サブセクション3ter：視聴覚障害を持つ方への作品のアクセシビリティに関する条件

サブセクション4：助成の度合いに関する条件

サブセクション5：製作費の監査に関する規定

第2節：自動助成金

サブセクション1：投資配分

第1項：製作会社の自動会計

第2項：会計記入総額の計算

サブパラグラフ1：映画上映施設の劇場における上映に基づく計算

サブパラグラフ2：ビデオ形式による販売に基づく計算

サブパラグラフ3：テレビサービスにおける放映に基づく計算

サブパラグラフ4：海外での商品化に基づく計算

サブパラグラフ5：計算率の減少

サブパラグラフ6：加重計算の係数

第3項：会計への総額記入

第4項：会計記入総額の割当

第5項：会計記入総額から捻出される製作に対する投資

サブパラグラフ1：投資認定

サブパラグラフ 2：製作認定

第 6 項：会計記入総額から捻出される製作準備に対する投資

サブパラグラフ 1：一般規定

サブパラグラフ 2：特定のアニメーション作品に対する固有の投資

サブパラグラフ 3：共通規定

第 7 項：会計記入総額の失効

サブセクション 2：直接割当

第 1 項：製作および準備に対する直接割当

サブパラグラフ 1：映画製作作業の条件に基づいた直接割当

サブセクション 1-1：男女の平等に基づいた直接割当

サブパラグラフ 2：製作準備に対する直接割当

第 2 項：字幕ファイルおよび解説放送ファイルの作成に対する直接割当

サブパラグラフ 1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ 2：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：諮問委員会

第 3 節：選択助成金

サブセクション 1：一般規定

サブセクション 2：プリプロダクションに対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 2bis：特定ジャンルの映画作品の製作に対する助成

第 1 項：交付の対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：演出上の準備資料の作成に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 4：ポストプロダクション助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 5：オリジナル・サウンドトラックのクリエイションに対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション6：海外県文化への関心を促す作品製作に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション7：諮問委員会

第1項：制作に対する選択助成委員会

第2項：音楽に対する助成委員会

第3項：海外県助成委員会

第4項：特定ジャンル映画の審査員

第2章：長篇映画作品企画の準備および開発に対する助成金

第1節：一般規定

第2節：自動助成金

単独サブセクション：直接割当

単独項：企画開発に対する直接割当

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

第3節：選択助成金

サブセクション1：企画コンセプトに対する助成

第1項：交付対象および交付対象

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション2：脚本執筆に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション3：脚本のリライトに対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション4：企画開発に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 5：諮問委員会

第 1 項：脚本執筆および脚本のリライトに対する助成委員会

第 2 項：企画開発に対する助成委員会

第 2 編：映画配給に対する助成金

単独章

第 1 節：一般規定

サブセクション 1：受益者に関する条件

サブセクション 2：助成の度合いに関する条件

第 2 節：自動助成金

サブセクション 1：投資配分

第 1 項：配給会社の自動会計

第 2 項：会計記入総額の計算

第 3 項：会計への総額記入

第 4 項：会計記入総額からの割当

第 5 項：会計記入総額からの投資

第 6 項：会計記入総額の失効

サブセクション 2：直接割当

第 1 項：映画作品の製作条件に応じた直接割当

第 2 項：映画作品の上映条件に応じた直接割当

サブパラグラフ 1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ 2：交付手続きおよび交付方式

第 3 節：選択助成金

サブセクション 1：未公開作品の配給に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 2：クラシック作品の配給に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：若年層に向けて製作された作品の配給に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション4：組織機構に対する助成

第1項：ぜい弱な企業組織に対する助成

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

第2項：映画作品の上映条件に応じた直接割当の受益企業組織に対する補完的助成

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

サブセクション5：諮問委員会

第1項：映画配給に対する助成委員会

第2項：組織機構に対する補完的助成委員会

第3編：映画公開に対する助成金

第1章：映画公開施設におけるプログラム編成および促進活動に対する助成金

第1節：一般規定

第2節：自動助成金

単独サブセクション：直接割当

第1項：上映の機会が少なく、「探求と発見」と分類されたアール・エ・エッセイ映画作品の
プログラム編成に応じた直接割当

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

第2項：証票授与に応じた直接割当

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

第3節：選択助成金

サブセクション1：アール・エ・エッセイ映画に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション2：困難なプログラム編成に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：諮問委員会

第 1 項：アール・エ・エッセイ映画委員会

第 2 項：困難なプログラム編成に対する助成委員会

第 2 章：映画上映施設の建設および近代化に対する助成金

第 1 節：一般規定

第 2 節：自動助成金

サブセクション 1：投資配分

第 1 項：映画上映施設の自動会計

第 2 項：会計記入総額の計算

第 3 項：会計記入総額からの割当

第 4 項：会計記入総額からの投資

第 5 項：貸付

第 6 項：限度額

第 7 項：会計記入総額の失効

第 3 節：選択助成金

サブセクション 1：一般規定

サブセクション 2：小規模および中規模の公開に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：海外県におけるデジタル化に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 4：諮問委員会

第 2 巻の附則

第 3 巻：テレビおよびマルチメディアのクリエイションに対する支援

第 1 編：テレビ番組のクリエイションに対する助成金

第 1 章：テレビ番組の制作および準備に対する助成金

第 1 節：一般規定

サブセクション 1：受益者に関する条件

サブセクション 2：作品に関する条件

第 1 項：一般条件

第 2 項：放映方式に関する条件

第 3 項：融資に関する条件

第 3 項の 1：複数助成受益に関する規定

第 4 項：制作作業に関する条件

サブセクション 3：制作方式に関する条件

第 1 項：一般規定

第 2 項：舞台芸術作品のテレビ放映に対する特殊規定

サブセクション 4：助成の度合いに関する条件

サブセクション 5：制作費の監査に関する規定

サブセクション 6：その他の規定

第 2 節：自動助成金

サブセクション 1：投資配分

第 1 項：制作会社への自動会計

第 2 項：会計記入総額の計算

サブパラグラフ 1：参照作品リスト

サブパラグラフ 2：計算の一般方式

サブパラグラフ 3：フィクション作品、アニメーション作品、舞台芸術作品のテレビ放映についての
計算方式

サブパラグラフ 4：クリエイティブ・ドキュメンタリーについての計算方式

第 3 項：計算総額の会計記入

第 4 項：会計記入総額からの割当

第 5 項：会計記入総額からの制作に対する投資および前払い

サブパラグラフ 1：制作に対する投資

サブパラグラフ 2：制作に対する前払い

第 6 項：会計記入総額からの制作準備に対する投資

第 7 項：その他の規定

(第 8 項：ミュージックビデオ制作に対する自動助成金の特別規定) 廃止

第 9 項：会計記入総額の失効

第3節：選択助成金

サブセクション1：制作に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション2：制作準備に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション3：パイロット制作に対する固有の助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション4：ミュージックビデオの制作に対する固有の助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション5：諮問委員会

第1項：制作および準備に対する助成委員会

第2項：ミュージックビデオに対する助成委員会

第2章：テレビ番組企画の準備および開発に対する助成金

単独節：選択助成金

サブセクション1：コンセプトおよび執筆に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション2：フィクションに属するテレビ番組の国際共同制作企画の共同執筆に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション3：リライトに対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション4：企画開発に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 5：複数助成統合に関する規定

サブセクション 6：諮問委員会

第2編：マルチメディア作品のクリエイションに対する助成金

第1章：没入型作品もしくは双方向型作品企画の制作および執筆、開発に対する助成金

単独節：選択助成金

サブセクション 1：没入型作品もしくは双方向型作品の制作に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 2：没入型作品もしくは双方向型作品の企画に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：没入型作品もしくは双方向型作品の企画執筆に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 4：諮問委員会

第2章：革新的作品および実験的作品のクリエイションおよび上映に対する助成金

単独節：選択助成金

サブセクション 1：革新的作品および実験的作品の企画開発に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 2：革新的作品および実験的作品の制作に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：革新的作品および実験的作品の上映に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 4：諮問委員会

第3章：テレビゲームのクリエイションおよび制作に対する助成金

第1節：国との提携によるテレビゲームへの助成基金

第2節：選択助成金

サブセクション 1：執筆に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 2：諮問委員会

第 3 巻の附則

第 4 巻：クリエイションの多様性に対する支援および一般上映に対する支援

第 1 編：短篇映画作品および短篇テレビ番組のクリエイションおよび上映に対する助成金

第 1 章：短篇映画作品および短篇テレビ番組の製作および企画、開発に対する助成金

第 1 節：一般規定

サブセクション 1：受益者に関する条件

サブセクション 2：作品に関する条件

サブセクション 3：製作方式に関する条件

サブセクション 4：助成の度合いに関する条件

第 2 節：自動助成金

サブセクション 1：投資配分

サブセクション 2：直接割当

第 1 項：映画作品製作への直接割当

第 2 項：テレビ番組制作への直接割当

サブパラグラフ 1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ 2：交付手続きおよび交付方式

第 3 節：選択助成金

サブセクション 1：プリプロダクションに対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 1bis：シナリオのリライティングに対する助成

第 1 項：補助金

第 2 項：滞在給付金

サブセクション 2：制作プログラムに対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 2bis：企画開発に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：ポストプロダクション助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 4：オリジナル・サウンドトラックのクリエイションに対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 5：海外県文化の関心を促す作品の制作に対する助成

サブセクション 6：諮問委員会

第1項：プリプロダクションに対する助成委員会

第2項：ポストプロダクションに対する助成委員会

第2章：短篇映画作品および短篇テレビ番組の映画館上映に対する助成金

第1節：一般規定

第2節：自動助成金

単独サブセクション：直接割当

第1項：単独パラグラフ：短篇映画作品および短篇テレビ番組の映画館上映に対する直接割当

サブパラグラフ 1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ 2：交付手続きおよび交付方式

第3節：選択助成金

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

第2編：特定映画作品、特定テレビ番組および特定マルチメディア作品のクリエイションおよび上映
に対する助成金

第1章：クリエイティブ・ドキュメンタリーの刷新に対する助成金

単独節：選択助成金

サブセクション 1：執筆に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション2：開発に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション3：開発強化に対する助成

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション4：諮問委員会

第2章：人々の多様性および機会均等を扱う作品のクリエイションおよび上映に対する助成金

単独節：選択助成金

第1節：執筆に対する助成

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

第2節：企画開発に対する助成

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

第3項：制作に対する助成

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

第4項：劇場配給に対する助成

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

第5項：ビデオ販売に対する助成

サブパラグラフ1：交付対象および交付条件

サブパラグラフ2：交付手続きおよび交付方式

第6項：諮問委員会

第3編：映画作品、テレビ番組およびマルチメディア作品の文化的上映に対する助成金

単独章：映画祭開催地のデジタル化に対する助成金

第4編：デジタル・プラットフォーム向けのクリエイションおよび上映に対する助成金

単独章：選択助成金

第1節：共通規定

第2節：デジタル・プラットフォーム向けの作品のクリエイションに対する助成

サブセクション1：交付対象および交付条件

サブセクション2：交付手続きおよび交付方式

第3節：デジタル放送番組の充実および公開に対する助成

サブセクション1：交付対象および交付条件

サブセクション2：交付手続きおよび交付方式

第4節：複数助成統合に関する規定

第5節：諮問委員会

第4巻の附則

第5巻：映画遺産のための活動に対する支援

単独編：映画遺産の保存および活用に対する助成金

第1章：遺産映画作品の復元およびデジタル化に対する助成金

単独節：選択助成金

サブセクション1：交付対象および交付条件

第1項：受益者に関する条件

第2項：作品に関する条件

第3項：計上対象となる費用

第4項：デジタル化の条件

第5項：交付基準

サブセクション2：交付手続きおよび交付方式

第2章：映画作品の遺産保存活動に対する助成金

単独節：自動助成金

単独サブセクション：直接割当

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

第5巻の附則

第6巻：ビデオの普及および技術革新に対する支援

第1編：映画作品およびテレビ番組のビデオパッケージ普及およびオンライン配信に対する助成金

第1章：映画作品およびテレビ番組のビデオ販売に対する助成金

第1節：一般規定

サブセクション1：受益者に関する条件

サブセクション2：助成の割合に関する規定

第2節：自動助成金

サブセクション1：投資配分

第1項：ビデオ販売者の自動会計

第2項：会計記入総額の計算

第3項：会計記入総額の割当

第4項：会計記入総額からの投資

第5節：会計記入総額の失効

サブセクション2：直接割当

第3節：選択助成金

サブセクション1：交付対象および交付条件

サブセクション2：交付手続きおよび交付方式

第2章：映画作品およびテレビ番組のオンライン配信に対する助成金

第1節：一般規定

サブセクション1：受益者に関する条件

サブセクション2：助成の割合に関する規定

第2節：自動助成金

サブセクション1：投資配分

第1項：オーディオビジュアル・メディア・オンデマンド・サービス販売者の自動会計

第2項：会計記入総額の計算

第3項：会計記入総額の割当

第4項：会計記入総額からの投資

第5項：会計記入総額の失効

サブセクション2：直接割当

第3節：選択助成金

サブセクション1：交付対象および交付条件

サブセクション 2：交付手続きおよび交付方式

第 3 章：諮問委員会

単独節：ビデオパッケージ普及およびオンライン配信に対する助成委員会

第 2 編：映像および音声のデジタルテクノロジー活用に対する助成金

単独章：映像および音声のデジタルテクノロジー活用による映像クリエイションもしくは
音声クリエイションに対する助成金

第 1 節：一般規定

第 2 節：自動助成金

単独サブセクション：直接割当

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

第 3 節：選択助成金

サブセクション 1：交付対象および交付条件

サブセクション 2：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：諮問委員会

第 3 編：技術産業および技術的革新の近代化に対する助成

第 1 章：技術産業の近代化に対する助成金

第 1 節：選択助成金

サブセクション 1：固定資産における投資に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 2：環境保全投資に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：投資に関連した団体に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 4：産業財産権に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 5：コンサルティング・サービスに対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 6：コミュニケーションツールおよびコミュニケーションサービスの向上に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 7：見本市参加に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 8：諮問委員会

第 2 章：技術革新に対する助成金

単独節：選択助成金

サブセクション 1：産業的研究および実験的開発に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 2：方法の刷新および組織の刷新に対する助成

第 1 項：交付対象および交付条件

第 2 項：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：諮問委員会

第 3 章：フランス公的投資銀行の刷新に対する助成基金

第 6 巻の附則

第 7 巻：国際的協働に対する支援および国際規模およびヨーロッパ規模の公開に対する支援

第 1 編：国際共同製作に対する助成金

第 1 章：国際共同開発の企画もしくは国際共同製作の企画に対する助成金

第 1 節：政府間合意によって定められた助成措置

第 2 節：行政組織間合意によって定められた助成措置

第 3 節：共通規定

第 2 章：ワールドシネマに対する助成金

第 2 編：映画作品およびテレビ番組の海外プロモーションおよび海外配給に対する助成金

第1章：映画作品の海外プロモーションに対する助成金

第1節：一般規定

サブセクション1：受益者に関する条件

サブセクション2：作品に関する条件

サブセクション3：助成の度合いに関する条件

第2節：自動助成金

単独サブセクション：投資配分

第1項：海外への販売活動をした企業の自動会計

第2項：会計記入総額の計算

第3項：会計への総額記入

第4項：会計記入総額の割当

第5項：会計記入総額からの投資

第6項：会計記入総額の失効

第2章：テレビ番組の海外プロモーションに対する助成

第1節：一般規定

サブセクション1：受益者に関する条件

サブセクション2：作品に関する条件

サブセクション3：助成の度合いに関する条件

サブセクション4：助成額に関する条件

第2節：自動助成金

単独サブセクション：直接割当

第1項：交付対象および交付条件

第2項：交付手続きおよび交付方式

第2節：選択助成金

サブセクション1：交付対象および交付条件

サブセクション2：交付手続きおよび交付方式

サブセクション3：諮問委員会

第3章：ワールドシネマの代表的作品の海外配給に対する助成金

単独節：選択助成金

サブセクション 1：交付対象および交付条件

サブセクション 2：交付手続きおよび交付方式

サブセクション 3：諮問委員会

第 4 章：ユニフランスの海外配給に対する資金支援措置

第 7 巻の附則

第 8 巻 映画作品の製作、配給、上映への支援額計算に関する特別規定

資料集 2

CNC による支援プログラムならびに 関連プログラムのタイトル一覧

下記のリストは、CNC の公式ウェブサイト上で professionnels のバナーの下に掲載されている aides et financement の全てのプログラムを列挙したものである [2020 年 4 月 23 日閲覧]。ただし、調査のなかで、プログラム名はサイト上に残っているものの、すでに事業終了や他のプログラムと統合されているなどの理由から、現在事業実施されていないと思われるプログラムについては、削除した。

原文 (フランス語)	訳文
Vidéomusique : aide avant réalisation	ミュージックビデオ：製作前助成
Aide au programme de production de films de court métrage	短篇映画製作プログラム助成
Aide sélective à la diffusion en vidéo à la demande (VàD)	ビデオオンデマンド (VàD) 配信への選択助成
Aide aux salles maintenant une programmation difficile face à la concurrence	競争市場においてプログラム編成が困難な状況にある映画館に対して行う助成
Animation : aide à la production franco-canadienne	アニメーション：フランス＝カナダ共同制作に対する助成
Aide à la numérisation des lieux de festivals	映画祭開催地のデジタル化に対する助成
Crédit d'impôt audiovisuel	テレビ税額控除
Allocation directes à la programmation en salles de films de courts métrage	映画館での短篇映画プログラム編成に対する直接手当
Soutien antenne pour la diffusion des œuvres cinématographiques de long métrage	長篇映画作品公開のための放送に対して行う支援
Dispositif mécénat pour la numérisation et la restauration d'œuvres cinématographiques du patrimoine	映画遺産作品のデジタル化および修復に対する企業からのメセナ体制
Magazine : aide sélective	テレビのシリーズ番組に対する選択助成
Animation : aide sélective à la production	アニメーション：制作に対する選択助成
Documentaire : aide sélective à la préparation	ドキュメンタリー：準備に対する選択助成
Fonds d'aide aux créateurs vidéo sur Internet (CNC Talent)	インターネット上で活動するビデオ作家に対する助成基金 (「CNC タレント」)
Aides à la promotion et à la vente à l'étranger des programmes audiovisuels	テレビ番組の海外プロモーションおよび販売に対する助成
Visas et classification : procedure des visas temporaires	公開ライセンスおよびレイティング：暫定的ライセンスに関する手続き
Aide aux revues de cinéma	映画雑誌への助成
Contribution du CNC à la distribution de films en salles	映画館への配給に対する CNC の協力金
Aide sélective pour les œuvres cinématographiques intéressant les cultures d'outre-mer	フランス海外県の文化に関わる映画作品に対する選択助成
Aide avant réalisation à la production de films de court métrage	短篇映画製作に対する製作前助成
Crédit d'impôt international	国際税額控除
Soutien automatique à l'exploitation	映画公開への自動支援
Animation : compte automatique (aide à la préparation)	アニメーション：自動口座 (準備への助成)

Fonds images de la diversité	映像における多様性基金
Aide au développement d'œuvres cinématographiques de longue durée	長篇映画企画開発助成
Commission nationale d'aménagement cinématographique	映画館整備国家委員会
Crédit d'impôt cinéma	映画税額控除
Aide au doublage en anglais, en espagnol castillan, en espagnol neutre (Amérique latine), en allemand, en japonais, en italien	英語、標準スペイン語、汎用スペイン語（南米）、ドイツ語、日本語、イタリア語での吹替に対する助成
Documentaires musicaux : fonds audiovisuel musical (FAM)	音楽についてのドキュメンタリー：テレビ音楽番組基金（FAM）
Mesure « maîtrise des coûts de production des œuvres cinématographiques de longue durée »	「長篇映画作品における製作費用制御」への措置
Allocation directe aux courts métrages	短篇映画への直接手当
Aide à la préparation pour les films d'animation de long métrage cinéma (passerelle)	長篇アニメーション映画の準備に対する助成（懸け橋）
Agrément de production pour les films dont l'agrément des investissements a été demandé avant le 1er janvier 2018	2018年1月1日以前に投資認定への申請を行った映画に対する製作認定
Fiction : fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle (aide à la création)	フィクション：テレビ番組の革新に対する助成基金（創作助成）
COCO-I Aide à la coécriture de coproductions internationales - Fonds d'Aide à l'Innovation Audiovisuelle	COCO-I 国際共同制作における共同執筆への助成ーテレビ番組の革新に対する助成基金
Contribution OCS à la distribution de films en salles	映画館への配給に対するOCSの協力金
Visas et classification : procédures d'obtention d'un visa	公開ライセンスおよびレーティング：ライセンス取得手続き
Aides à la création de musiques originales	オリジナル・サウンドトラックに対する創作助成
Prix du livre de cinéma	映画本大賞
Soutien au scénario, aide à l'écriture	脚本支援、執筆に対する助成
Aide à la coproduction d'œuvres cinématographiques franco-tunisiennes	フランス＝チュニジア共同映画作品製作に対する助成
Aides à la création visuelle ou sonore par l'utilisation des technologies numériques de l'image et du son - CVS (anciennement NTP)	CVS（旧NTP）ーデジタル技術を用いた視覚および聴覚効果に対する助成
Les SOFICA	映画テレビ産業融資機構
Appel à projets de films de genre	ジャンル映画企画募集
Spectacle vivant : aide sélective	舞台芸術：選択助成
Documentaire : aide sélective à la production	ドキュメンタリー：制作に対する選択助成
Documentaire : compte automatique	ドキュメンタリー：自動口座
Avance sur recettes après réalisation	製作後前貸資金
fiction : aide au développement franco-canadien	フィクション：フランス＝カナダ共同企画開発助成
Aide sélective à la distribution - 1er collège (films inédits)	配給に対する選択助成：第一審査会（未公開作品）
Les engagements de programmation	映画上映プログラム編成への関与
ACM Distribution	ワールドシネマに対する配給助成
Classement art et essai	アール・エ・エッセイ映画の分類
Documentaire : fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle (aide au développement)	ドキュメンタリー：テレビ番組の革新に対する助成基金（企画開発への助成）
Commission du patrimoine cinématographique	映画遺産委員会
Aide aux cinémas du monde	ワールドシネマに対する助成
Soutien au scénario, aide à la conception	脚本支援、コンセプトに対する助成

Réseau Recherche et Innovation en Audiovisuel et Multimédia (RIAM)	放送とマルチメディアにおける研究開発 (RIAM) ネットワーク
Fonds d'aide au jeu vidéo (FAJV)	テレビゲーム助成基金
Crédit d'impôt jeu vidéo	テレビゲーム税額控除
Soutien au scénario, aide à la réécriture	脚本支援、ライティングに対する助成
Fonds d'aide à la promotion à l'étranger des œuvres cinématographiques	映画作品の海外プロモーションに対する助成基金
Animation : fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle (aide à la réécriture)	アニメーション : テレビ番組の革新に対する助成基金 (リライトに対する助成)
Soutien financier aux industries techniques	技術産業に対する経済支援
Soutien automatique à l'édition en vidéo physique	ビデオパッケージへの自動支援
Documentaire : fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle (aide à l'écriture)	ドキュメンタリー : テレビ番組の革新に対する助成基金 (執筆に対する助成)
Documentaire : compte automatique (aide à la préparation)	ドキュメンタリー : 自動口座 (準備に対する助成)
Aide sélective à la distribution - 2e collège (films de répertoire)	配給に対する選択助成 : 第二審査会 (クラシック作品)
Contribution Canal+ à la distribution de films en salles	映画館への配給に対する Canal+ の協力金
Réforme du soutien à la production documentaire	ドキュメンタリー製作に対する支援の制度改革
Aide à la numérisation et à la diffusion des œuvres cinématographiques du patrimoine en vidéo et en VàD	映画遺産のデジタル化およびビデオパッケージやビデオならびにビデオオンデマンドによる配給に対して行う助成
Aide financière automatique à la diffusion en vidéo à la demande (VàD)	ビデオオンデマンド配信に対する自動資金助成
Aide complémentaire pour la musique originale des films de court métrage	短篇映画のオリジナル・サウンドトラックに対する補足助成
Comité de concertation pour la diffusion numérique en salles	映画館でのデジタル普及のための協議会
Allocation directes pour la production d'œuvres audiovisuelles de de courte durée	短篇テレビ番組の制作に対する直接手当
Soutien à la réalisation de fichiers d'audiodescription et de sous-titrage pour les publics atteints de handicaps sensoriels	視聴覚障害者向け音声解説および字幕の作成に対する支援
Aide à l'édition en vidéo physique	ビデオパッケージへの助成
Animation : aide sélective à la préparation	アニメーション : 準備に対する選択助成
Fiction : aide sélective à la production	フィクション : 制作に対する選択助成
Fiction : fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle (aide à la réécriture)	フィクション : テレビ番組の革新に対する助成基金 (リライトに対する助成)
Animation : fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle (aide au développement)	アニメーション : テレビ番組の革新に対する助成基金 (企画開発に対する助成)
Aide sélective à la petite et moyenne exploitation	小規模および中規模の公開に対する選択助成 (支援プログラムタイトル、ならびに典拠となる文書名では、上記の名称が使われているが、CNCの『年鑑』では、助成の名称として「映画館新設とリニューアルに対する助成」という呼称が使われており、報告書本文では、こちらの名称を採用している。)
Aide sélective à la distribution - 3e collège (films pour le jeune public)	配給に対する選択助成 : 第三審査会 (子ども向け映画)
Avance sur recettes avant réalisation	製作前貸資金
Investissement pour la préparation pour les oeuvres cinématographiques de long métrage	長篇映画作品の準備への投資
Aide après réalisation aux films de court métrage	短篇映画に対する製作後助成
Aide à la coproduction d'œuvres cinématographiques franco-portugaises	フランス=ポルトガル共同映画作品製作に対する助成

Spectacle vivant : soutien automatique	舞台芸術：自動支援
Soutien automatique à la distribution	配給に対する自動支援
Soutien automatique à la production de long métrage	長篇映画製作に対する自動支援
Fiction : compte automatique (aide à la production)	フィクション：自動口座（製作に対する助成）
Dispositif pour la Création Artistique Multimédia et Numérique (DICRéAM)	マルチメディアおよびデジタルアート制作への資金提供体制 (DICRéAM)
Documentaire : fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle (développement renforcé)	ドキュメンタリー：テレビ番組の革新に対する助成基金（企画開発強化）
Le « Mini-traité » Aide au développement et à la coproduction de projets cinématographiques franco-allemands	小条約：フランス＝ドイツ映画企画開発および共同製作への助成
Les engagements de diffusion	配給への関与
Décisions de la commission nationale d'aménagement commercial statuant en matière cinématographique	商業映画館整備国家委員会の諸決定
Spectacle vivant : compte automatique (aide à la préparation)	舞台芸術：自動口座（準備に対する助成）
Spectacle vivant : aide sélective à la préparation	舞台芸術：準備に対する選択助成
Dispositif dérogatoire défini à l'annexe III de la convention collective de la production cinématographique : procédure à suivre	映画製作における集团的労働協定の附則Ⅲで定められた違法行為に対する措置：踏まえるべき手続きについて
Autorisation d'exercice et homologation des salles (exploitation)	映画館の営業許可と設立承認（公開）
Fonds d'aide au co-développement de la Grande Région	グラン・レジオン共同企画開発助成基金
Bourse des festivals	映画祭出品への奨励金
Investissement de soutien automatique dans la production de films de court métrage	短篇映画製作への自動支援投資
Agrément des investissements	投資認定
Agrément de production pour les films dont l'agrément des investissements a été demandé à compter du 1er janvier 2018 ou pour les films sans agrément des investissements	投資認定の申請が2018年1月1日以降の映画、あるいは投資認定を受けていない映画に対する製作認定
Appel à projets pour l'édition de livres de cinéma	映画本出版企画募集
Aide sélective à la numérisation des œuvres cinématographiques du patrimoine	映画遺産のデジタル化に対する選択助成
Fiction : aide sélective à la préparation	フィクション：準備に対する選択助成
Animation : fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle (aide à la création)	アニメーション：テレビ番組の革新に対する助成基金（制作に対する助成）
Aide à la coproduction d'œuvres cinématographiques franco-grecques	フランス＝ギリシャ共同映画作品製作助成
Fiction : fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle (aide au développement)	フィクション：テレビ番組の革新に対する助成基金（企画開発に対する助成）
Fonds pour la jeune création francophone	フランス語圏若手作家の作品に対する基金
Animation : compte automatique	アニメーション：自動口座
Fiction : compte automatique (aide à la préparation)	フィクション：自動口座（準備に対する助成）
Fonds d'aide franco-allemand au co-développement de séries audiovisuelles de fiction	連続テレビドラマ共同企画開発に対するフランス＝ドイツ共同助成基金
Fonds d'aide aux Expériences Numériques	デジタル体験に対する助成基金
Aide au codéveloppement et à la coproduction d'œuvres cinématographiques et audiovisuelles franco-italiennes	フランス＝イタリアの映画作品およびテレビ番組の共同企画開発ならびに共同製作（制作）に対する助成

資料集 3

CNC 年鑑 2019 年版 第 6 章第 1 節 公的資金 (全訳) (原文 p. 251-273)

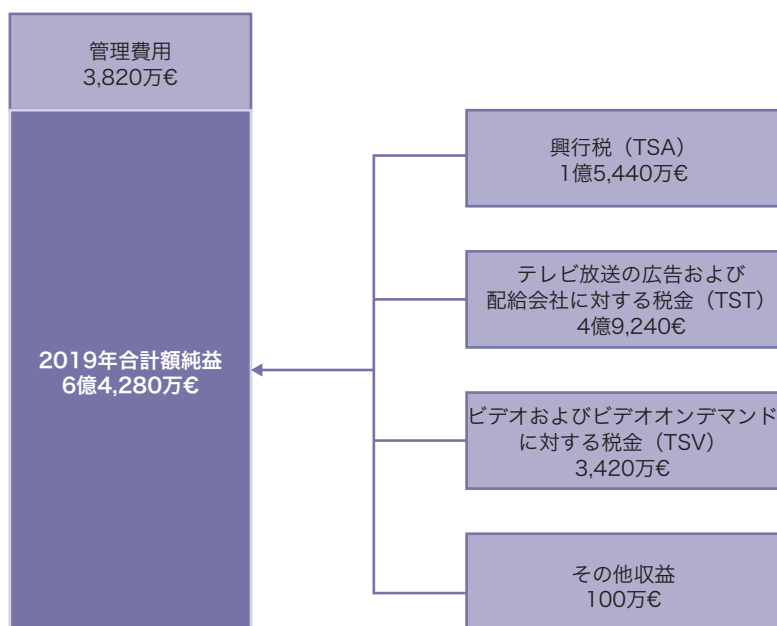
以下の資料は、CNC が毎年発行している Bilan の 2019 年版 (n° 342 - mai 2020 bilan 2019) より、第 6 章第 1 節 (chapitre six ACTION PUBLIQUE 6.1 Les financements publics) を全訳したものである。Bilan とは、CNC が取得した統計データの分析に基づき、該当年度の映画、テレビ、その他オーディオビジュアルに関する業界の状況を概観した年鑑であるが、本節では、映画に対する公的支援プログラムの実施内容、財源、助成金の給付実態をはじめ、税制優遇や多様性の推進、地方団体との協力など、支援に関連する内容が網羅されている。

映画、テレビおよびマルチメディア関連産業に対する 6 億 9,640 万ユーロの支援

CNC は、当センターで運営する支援基金を通じ、映画、テレビおよびマルチメディア関連産業の活性化を推進している。CNC の公共政策では、フランス内外におけるフランスおよび欧州作品のプレゼンス強化、および創作活動の多様化と刷新への貢献、の 2 点を目指している。

CNC の 2019 年における映画、テレビおよびマルチメディアに対する総支出額は 6 億 9,640 万ユーロとなった。映画部門では映画の製作、配給、放送の自動支援および選択支援を行った。青少年向けの映画教育政策に対する資金提供も行った。CNC の使命は映画遺産の保存と活用である。放送部門では、CNC は自動支援および選択支援を通じてテレビ局もしくは新規メディアで放送するフランスおよび欧州のテレビ番組制作を推進している。また新規メディア向けデジタルコンテンツ作成支援やマルチプラットフォームコンテンツの開発推進も行っている。CNC では技術産業や革新に向けて多彩な分野におよぶ支援も行っている。ビデオ販売およびビデオオンデマンド制作へ助成を行い、海外における映画およびテレビ番組のプロモーションに貢献、フランス映画およびテレビ番組の各地域における支援を目的とする融資を行っている。また映画文化産業融資院 (Institut pour le financement du cinéma et des industries culturelles, IFCIC) による銀行融資保証基金にも出資している。さらに映画・テレビ番組部門におけるデジタルコンテンツへの移行に特化した支援も行っている。

CNC が運用する支援基金となる徴収税額（2019 年実施分）



CNC の支援基金

CNC 支援予算の安定化

財源は減少傾向にあるが（積立金は枯渇、また租税収益は安定化しているにもかかわらずテレビ放送広告に対する税金（TST-D）は脱税行為により損失を被っている）、その一方で自動支援は活発に行われるなか、CNC は 2018 年および 2019 年において、今後の資金提供を保証し持続可能なものとするため一連の措置を講じた。

- ・財政措置としては、2018 年 11 月、2 年間で 3,820 万ユーロの節約を目標とするテレビ財政改革を行い（2019 年に 1,750 万ユーロ、2020 年に 2,070 万ユーロとなる予定である）、また 2019 年 12 月には、2020 年初頭に 1,500 万ユーロの貯蓄が見込まれる映画支援に関わる一律かつ全体的な暫定的措置を講じた。
- ・財源の刷新および安定化としては、租税に関する 2 件の勝訴（リスクは、支援金 2 年分に相当するものだった）、および 2020 年度財政法で採択された租税改革が挙げられる。
- ・また、収益（徴税管理）および支出（支援制度に関わる脱税対策）における統制強化を行った。

一方、2020 年初頭、支援制度の予算問題だけでなく全体的な点検を行うことで、今後の予算（2021 年およびそれ以降）の確保を可能にし、また CNC 予算の構造的な安定化をもたらすものと考えられる。

2019 年の支援基金

CNC の財務情報の質とわかりやすさを高めるために、また 2020 年度の活動に関する戦略文書と連

動させるため、バランスシート上の支援金支出の体裁を、以下のように変えるものとする。今後、自己金融制度、つまり償還義務のある貸付（公開への貸付とテレビ制作への貸付）および IFCIC への交付金（同額の IFCIC 繰越により融資が行われる）とは、当該年度の財源使用をより明確にするため別々に経過観察を行う。2019 年、映画、テレビおよびマルチメディアに対する支援は、支援基金の税金、これまでの活動のなかで、支援を目的に作り上げてきた複数年にわたる連帯の成果としての積立金やデジタルならびに輸出のための基金からなる貸付金、および管理費残金（支援期間満了、繰越助成）を通じて資金提供した。加えて、2019 年に可決された予算上の均衡は、2 年に及ぶ（2019 年、2020 年）テレビ政策の計画に関する政府の要請に従って、当初予算に 2,500 万ユーロの赤字を見越したものと成り立っている。

支援基金は、映画館入場料に対する税（TSA）、テレビ放送の広告および配給に対する税金（TST）、ビデオおよびビデオオンデマンドに対する税金（TSV）、という CNC に充当された 3 種類の税金を資金としている。さらにより少額ではあるが、ポルノ映画や暴力を扇動するような映画の製作・配給・上映によって生じる利益に対する特別課徴金や視聴覚高等委員会（CSA）による特別制裁金といった、その他の利益による補完的な資金がある。

2019 年、支援基金に充当された総税収純益は 6 億 8,110 万ユーロであり、2018 年（6 億 7,480 万ユーロ）と比較して 630 万ユーロ増となっている。2019 年の TSA 収益は入場者数が好成績を記録したため高水準を維持し（1 億 5,440 万ユーロ）、2018 年と比較して 5.7% 増となった。

フランス海外県への TSA 適用は徐々に拡大され（2018 年の割合は 3%、2019 年は 5%）、また 2017 年 12 月から 2018 年 11 月にかけての成績（フランス本土での入場は 2 億 380 万人）に対し 2018 年 12 月から 2019 年 11 月にかけての興行成績は好調であり（フランス本土での入場は 2 億 1,190 万人）、そうした現象が収益を説明するものになっている。

2019 年、TST の総収益は 4 億 9,240 万ユーロであり、2018 年（5 億ユーロ）と比較して低下した（-1.5%）。広告税（TST- Éditeurs）の収益（2 億 9,870 万ユーロ）は前年度と比較してほぼ安定している（2018 年は 2 億 9,680 万ユーロであり、よって 0.6% 増となる）。その一方、配給会社に対する税収（TST-Distributeurs）は 2018 年に比べて 4.7% 減少した（1 億 9,370 万ユーロ）。2 年連続しての減少傾向となっているが、これは、通信社自身が提供するサービスを通じて、ないしは規定の課税に制限を設けることができるようなメカニズムを通して、インターネットサービスプロバイダーが働く不正な最適化行為の疑いによるものと、大体において説明できる。

TSV（3,420 万ユーロ）については、2018 年と比べ大幅な増収であり（+33.1%）、850 万ユーロの受領となっている。

2018 年 1 月以降、有料無料を問わず、ビデオオンデマンドに係るプラットフォームによる納税義務は、新たな税負担者を引き入れるとともに、サブスクリプションによるビデオオンデマンド市場における主要なプレイヤーの売上の顕著な増加を組み込むことにより、効果を発揮しつつけている。さらには、2018 年から 2019 年のあいだでのビデオオンデマンド市場におけるフランス側の売上申告額も、飛躍的に上昇している。

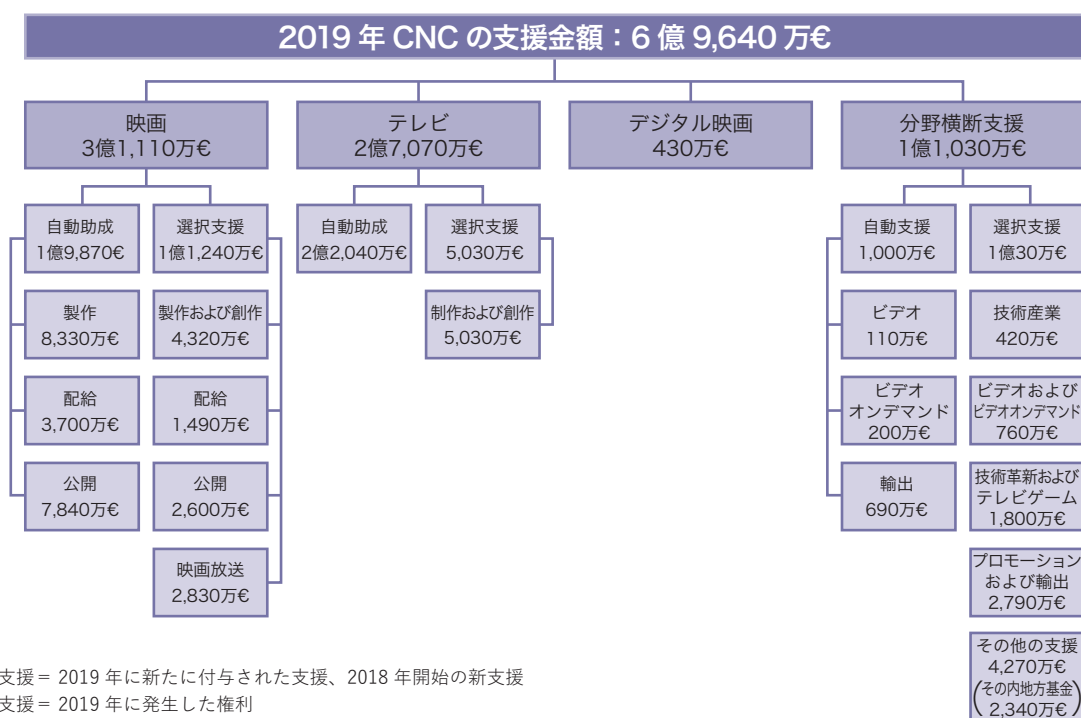
管理経費を除いた税収は、2019 年には 6 億 4,280 万ユーロに達している。CNC 独自の資金と適正な予算管理により、2019 年における管理経費のための控除額を。当初予算の 3,880 万ユーロから 3,820

万ユーロまで削減することができた。

2019年の支援金総額は6億9,640万ユーロであった。自動支援は4億2,910万ユーロであり、選択支援（デジタルを除く）に関しては2億6,310万ユーロとなった。

また、CNCは430万ユーロのデジタル向け特別投資計画を継続しており、このうち260万ユーロは映画遺産作品のデジタル化、170万ユーロをデジタル化による普及と保存に関連する投資に費やした。さらに、自己資金対策に関しては、テレビ制作および映画公開に対して7,100万ユーロの貸付を行い、IFCICの保証基金へ1,310万ユーロの出資を行った。以上の金額は過年度に回収した助成金を再投入したものである。

CNCの支援*



* 選択支援 = 2019年に新たに付与された支援、2018年開始の新支援
自動支援 = 2019年に発生した権利

前年度とは異なり、予算使途を明確にするため、今年度より返済金による自己資金対策は表示していない。2019年度の返済金は8,410万ユーロであった。内訳は以下となる。

- ・公開への自動支援における前貸（映画への選択支援）5,190万ユーロ
- ・テレビ制作への自動支援における前貸（テレビへの選択支援）1,910万ユーロ（前貸金2,600万ユーロに対する税金690万ユーロに加算されるかたちで、1,910万ユーロが上乘せされる。
- ・IFCICの保証基金（分野横断支援およびその他の支援）1,310万ユーロ

実際、上映およびテレビ関係の貸付に関してみると、支出の図表への記録は同一入金額を2回記帳することになる。つまり、1回目は自動支援として、また2回目は前貸金の返済金としてであり、この返済金が支援の一部になっているからである。IFCICの保証基金に関していうと、CNCの2019年割当額はIFCICの前年度未使用基金繰越により補てんされている。

さまざまな映画助成

本章で説明する助成は、2019年に実質的に充当を行った支援金額である。

映画産業のためのCNCの活動は、主に4つの領域において構成される。つまり、創作への助成、製作への助成、幅広い観客を対象とした上映に対する助成、そして映画遺産の保存と復元に向けた諸活動である。

創作助成

助成	受益者	目的	2019年決算
脚本支援	プロデューサーが付いている作者、もしくはプロデューサーが付いていない作者	脚本の執筆、脚本のリライト、コンセプトに対する助成	脚本執筆助成20件、リライト助成21件、コンセプトへの助成85件に160万ユーロ
長篇映画企画開発助成	プロデューサー	製作会社が脚本執筆や映画化権取得のために負った債務の保証	75社から提出された企画82件に200万ユーロ

CNCが資金援助を行った団体（創作、プロモーション、映画作家向け指導、職業訓練）

Groupe de Recherche et d'Essai Cinématographique (GREC), Emergence, l'Abominable, Périphérie, l'Association des cinéastes documentaristes (ADDOC), Tribudom, Gindou Cinéma, FilmDocumentaire.fr, Les Prix du scénario (旧 Prix Sopadin), Vidéadoc, Groupe Ouest, Maison du film.

長篇映画製作助成

支援	受益者	目的	2019年決算
映画プロデューサー向け自動支援	長篇映画プロデューサー	長篇映画もしくは短篇映画の製作	6,250万ユーロを動産化。その内、75万7,300ユーロを債権決済、1,010万ユーロを準備支援、5,170万ユーロを製作投資*に充てている。これには短篇映画(41本)向けの89万2,200ユーロが含まれる
前貸資金	映画監督およびプロデューサー	脚本や完成後の計画に基づき選ばれた映画の製作	53件の製作前契約に2,200万ユーロ、34件の製作後契約に320万ユーロ
オリジナル・サウンドトラックに対する創作助成	長篇映画プロデューサー	プロデューサーに対し作曲家登用し、オリジナル・サウンドトラックの創作を奨励	43件の助成金で35万ユーロを提供
国際共同製作助成	映画監督およびプロデューサー	国際共同製作助成	フランス＝ドイツ共同製作助成：11件のプロジェクトで150万ユーロ、フレンチ・イニシアティブ作品の企画開発3件に10万ユーロ フランス＝ポルトガル共同製作助成：4件のプロジェクトで30万ユーロを助成 フランス＝ギリシャ共同製作助成：5件のプロジェクトで30万ユーロを助成 フランス＝チュニジア共同製作助成：7件のプロジェクトで30万ユーロ フランス＝イタリア共同製作助成：3件のプロジェクトに17万5,000ユーロ、およびフレンチ・イニシアティブ作品の企画開発6件に17万5,000ユーロ
海外県での撮影に対する助成（サン＝ピエール＝エ＝ミクロン）	短篇映画および長篇映画のプロデューサー	海外県に文化的意義をもたらす短篇映画および長篇映画の製作推進	9件のプロジェクトに対し33万8,000ユーロを助成（長編3作品、短編6作品）
ワールドシネマ助成	プロデューサー	ワールドシネマの代表的作品の共同製作を助成	45作品に380万ユーロ（この内9作品は未算定）：37作品が製作段階（フィクション映画33本、ドキュメンタリー映画4本）、8作品が完成段階（フィクション映画7本、ドキュメンタリー映画1本）

* 投資された支援額の割増分は除外。

映画における税額控除

映画分野における税額控除では、製作会社は特定の条件の下、映画1作品につき3,000万ユーロを上限に、製作経費（いわゆる控除対象経費）の20%もしくは30%を課税から控除することができる。

2019年には、認定を受けたフレンチ・イニシアティブ作品240作品中175作品が税額控除の仮認定の申請対象となっている。同175作品の控除対象経費合計は3億7,700万ユーロと概算され、2020年に1億1,300万ユーロと推定される税額控除経費（租税歳出）を作り出すものである。この措置により、撮影経費をフランス国内にとどめることが可能となる。2019年には、フレンチ・イニシアティブ作品のうち87.1%が予算の70%をフランス国内にて執行している。一方、税額控除が導入される以前の2003年は73.8%であった。

この措置は、導入以来複数回にわたって変更されている。税額控除の限度は2013年1月1日に100万ユーロから400万ユーロに引き上げられ、控除対象経費範囲もエキストラ、輸送、ホテルおよびケータリング費用にまで拡大された。2013年12月、予算400万ユーロ以下の作品に関して税額控除率が20%から30%に引き上げられた。2016年1月1日以降の適用として、2014年12月には税額控除率30%が予算700万ユーロ以下の全作品にまで拡大され、アニメーション映画は控除率が25%に引き上げられた。またこの2016年財政法により、予算700万ユーロ以上のフランス語を使用言語とする作品においても税額控除率が30%まで引き上げられることになり、同様に、外国語を用いたアニメーション映画および大幅に特殊視覚効果を用いた作品（税額控除率30%）、フランス語以外の言語の使用が脚本によって正当化されている映画（税額控除率20%）にまで適用範囲は拡大された。また、税額控除の上限も400万ユーロから3,000万ユーロに引き上げられた。2020年財政法において、監督への報酬、輸送、ケータリングおよびホテルに関して、対象経費のシーリングが導入された。

配給に関する選択支援

CNCは、映画館に提供する作品の多様性に貢献する活動を行う独立系企業を支援する。

映画配給助成

支 援	受益者	目 的	2019年決算
映画配給会社に対する自動支援	映画の劇場配給を行う会社	興行収入に基づいて返還が必要なミニマムギャランティーへ資金を提供、および広告宣伝費の一部を負担する	配給会社39社による178作品分、2,250万ユーロが動産化。2019年はフレンチ・イニシアティブ作品112作品が支援を受け、合計充当額は440万ユーロとなった。内訳は、75作品が50%、37作品が25%の支援を受けた
未公開作品への助成（第一審査会）	劇場未公開作品の配給会社に対する3種類の助成方法 ・映画ごとの助成 ・前貸資金を受けたデビュー作への助成 ・配給会社への助成（組織助成および上映プログラム助成）	劇場未公開のフランス内外の映画を公開することにより文化的多様性を推進	245作品と23件の組織助成により1,050万ユーロ
クラシック作品への助成（第二審査会）	映画遺産の配給会社 二種類の助成方法： ・クラシック作品および回顧上映への助成 ・クラシック作品の配給会社への助成（組織助成および上映プログラム助成）	全国を対象に、質の高いクラシック作品の映画館での上映を推進	49作品、15の回顧上映および8件の組織助成により92万4,500ユーロ
子どもを対象とした映画への助成（第三審査会）	青少年向けに映画の劇場配給を行う会社（未公開作品およびリバイバル作品）	補助教材や付属資料への資金援助により青少年に向けた作品提供の刷新と多様化を図る	24作品に24万ユーロ

短篇映画への助成

上記の4つの特別措置に加えて、短篇映画も以下に記載の助成が認可される場合がある。テレビ局から融資される映画作品に対する自動および選択支援、先端技術を駆使した製作に対する助成、「映像における多様性基金」による助成、映画プロデューサー向け自動支援、フランス海外県（サンピエール＝エ＝ミクロン）での撮影に対する助成である。

全体を通して、短篇映画製作の総助成金額は2019年に1,380万ユーロとなった。また2019年の製作本数は合計617作品（劇場公開ライセンスを取得した短篇映画数）となった。

短篇映画に特化した助成

支援	受益者	目的	2019年決算
短篇映画に対する製作前助成	プロデューサー	新人監督および新しいスタイルの作品出現を奨励	46作品に320万ユーロ
短篇映画脚本リライトへの助成	映画監督もしくはプロデューサー	脚本リライトの奨励	企画21件に4万2,000ユーロ
住居費の支給	映画監督	第1作および第2作の製作に伴い支援	企画16件に5万4,000ユーロ
短篇映画製作事業への助成	プロデューサー	定期的に短篇映画を製作する会社への補助	35社（製作事業への助成）および5社（企画開発への助成）に360万ユーロ
短篇映画に対する製作後助成	映画監督およびプロデューサー	企画支援不採用の作品を優先的に選び、プロデューサーによるリスクテイクを奨励	42作品に41万4,000ユーロ
製作前および製作後のオリジナル・サウンドトラック制作への補足的助成	プロデューサー、監督および作曲家	オリジナル・サウンドトラック制作の助成	企画55件に13万ユーロ

映画公開への助成

助成	受益者	目的	2019年決算
劇場興行主に対する自動支援	劇場興行主	機器の設置、リニューアル工事および映画館新設に対する資金提供	前払金5,210万ユーロを含む7,950万ユーロを動産化。新規工事641件により、8,330万ユーロを記録
映画館新設およびリニューアルに対する助成	劇場興行主	映画館の少ない地域に対し新設改修を助成	事業38件に780万ユーロを支援（内訳は、常設機関に対して36件、巡回興行に対しては2件）
アール・エ・エッセイ映画館助成	劇場興行主	上映作品の多様性を促進するために行う	アール・エ・エッセイ映画館1,221館に1,650万ユーロ
競争市場においてプログラム編成が困難な状況にある映画館に対して行う助成	劇場興行主	競争市場において苦戦を強いられる作品の上映プログラムを編成し、また文化イベントを企画実施している映画館への支援	43館（パリ32館、パリ以外11館）に対し170万ユーロの支援
追加コピー作成への助成	劇場興行主（地方映画館開発事務局[ADRC]による支援）	映画館における作品へのアクセスを推進	214作品、2,411回の上映に13万1,000ユーロを支援

CNCが資金提供を行った団体（劇場公開および文化発信）

フランス・アール・エ・エッセイ映画館協会（l'Association française des cinémas d'Art et Essai, AFCAE）、全国実験映画団体（le Groupement national des cinémas de recherche, GNCR）、アール・エ・エッセイ劇場地方運営協会（les associations régionales de salles Art et Essai - recherche）、地方映画館開発事務局（l'Agence de développement régional du cinéma, ADRC）、インディペンデント映画普及事務局（l'Agence du cinéma indépendant pour sa diffusion, ACID）、短篇映画事務局（l'Agence du court métrage）、ドキュメンタリー作品映画館上映協会（l'Association Documentaire sur Grand Ecran）、フランス・アニメーション映画協会（l'Association française pour le cinéma d'animation, AFCA）、図書館の映画協会（Images en bibliothèques）、シネクラブ連盟およびシネクラブ資格認定連盟連係（la Coordination des Fédérations des Ciné-clubs [COFECIC] et des fédérations de ciné-clubs habilitées）、ライトコーン実験映画協会（Light Cone）、シネドック実験映画制作協会（Cinedoc）、若手作家実験映画配給集団（Collectif jeune cinéma et Pointlignepan）、教育同盟〔一般教育連合〕（la Ligue de l'enseignement [Fédérations d'éducation populaire]）、映画祭連盟（Carrefour des festivals）、全国巡回映画館協会（Association nationale des cinémas itinérants, ANCI）

上映スクリーン数の少ない作品を奨励する目的でCNCが支援した国内イベント

短篇映画祭（La Fête du Court Métrage、3月）、アニメーション映画祭（La Fête du cinéma d'animation、10月）、ドキュメンタリー映画月間（Le Mois du film documentaire、11月）

映画作品の海外プロモーションに対する助成基金

映画作品の海外プロモーションに対する自動支援基金は、海外市場向けセールスエージェントへの便宜を図るため、従来の選択支援に代わり、2017年1月1日に設置された。この革新的発展的な支援措置は、2019年末に評価が行われ、あらためて3年間の試行期間が更新されることになった。提供される支援の有効性と影響力を強化するための改善策を検討する委員会では、この措置の機能についてモニタリングを行っている。2019年には、641作品に対し690万ユーロの支援が行われた。

CNCは、外務省との共同体制により、フランス映画を国外輸出し海外での普及効果を確固なものとするため、ユニフランス（Unifrance）への資金提供を行っている。また、CNCでは、フランス映画輸出業者協会（Association des exportateurs de film、ADEF）も支援している。

映画遺産

CNCは、作品の収集、保存、修復、活用を通して、映画分野における遺産保護活動全体に対する取り組みを行っている。CNCはシネマテーク・フランセーズやシネマテーク・トゥールーズなど、映画遺産の保存や普及に努めるさまざまな公的私的機関とも連携している。

CNCは、映画遺産政策を重視し、特にボワ・ダルシーおよびサン・シール・レコール（県番号78）では11万5,000作品以上の保管および活用を行っている。2019年、映画遺産の安全保護および復元予算は65万8,000ユーロとなっている。1万8,670メートルの銀塩フィルムが委託契約により復元され、275作品がCNCのラボにおいて、復元ないしは映写を目的にデジタル化された。また、新たに136作品がCNC所蔵コレクションとして、フランス国立図書館（BnF）ウェブサイト上、およびボワ・ダルシーのCNC施設内で閲覧できるようデジタル化された。2014年春以降、こうしたデジタルコレクションは、6つの地域圏委託施設、および地域圏にある50の図書館、メディアライブラリー、シネマテーク内に設置されているフランス国立視聴覚研究所（INA）のマルチメディア・スポットにおいても閲覧可能となった。2019年、コレクションには1万855作品が追加された。法定納付に関しては、14作品（2008年～2020年公開）がフィルム素材で納付され、149作品がデジタルコピーで納付された。閲覧スペースには一時的ないしは長期的調査のため研究者および映画関係者255名が利用訪問した。

また、外部の企画に対する多くの貸与もCNCコレクションの活用に寄与している。2019年には870作品がフランス、ヨーロッパおよび世界中のさまざまな催しに貸し出され、挿入映像の制作やビデオ販売に用いられた。

ドキュメンタリー映画については、CNCが作成し他の3つの映画遺産機関（シネマテーク・フランセーズ、シネマテーク・トゥールーズ、シネマテーク・グルノーブル）と共有するデータベースにおいて、2019年には1,912作品が追加登録され、827作品に関する解説が掲載された。

映画遺産のデジタル化および復元に対する助成

支 援	受益者	目 的	2019 年決算
映画遺産のデジタル化に対する助成	映画の上映権を有する企業および機関	<ul style="list-style-type: none"> ・20 世紀の映画作品を、最新の技術と普及方法によって、より多くの人々のアクセスを可能にする ・インターネット上、合法的な形で、豊かな提供を促進する ・未来の世代のために、映画遺産の保存と継承を保証する 	60 作品に対し 250 万ユーロを支援
映画遺産のデジタル化およびビデオパッケージやビデオオンデマンドによる普及に対して行う助成	ビデオパッケージ版およびビデオオンデマンドの販売権利保有者	<ul style="list-style-type: none"> ・作品のデジタル化と人々の利用を促進する ・オンラインでの合法的な HD 画像の提供やブルーレイ・パッケージの販売を発展させ、最良のクオリティでの視聴によって、著名な作品であれ、忘れられた作品であれ、映画遺産へのアクセスを可能にする ・ビデオオンデマンドおよびブルーレイ・ディスクのパッケージの権利保有者に、HD 配信開始前に資金の助成を保証する 	20 作品に対し 30 万 7,700 ユーロを支援

2019 年、CNC では予算配分の縮小にもかかわらず、映画遺産デジタル化および復元計画（2012 年開始）を継承、新たなデジタル普及のためのネットワークを介して、作品カタログの所有者と並走しながら、リソースの活用に努めた。マウロ・ボロニーニの『ピアンカ』、ルチアーノ・エンメル『パリの街はいつもパリ』、ジャン・ルノワールの『チャールストン』、『マッチ売りの少女』などが 2019 年に劇場にてリバイバル上映された。

テレビへの助成

CNC のテレビ番組支援では、以下の主要 3 項目について支援を行っている。つまり、創作への助成、制作への助成、主に国外で放送されるフランスのテレビ番組を対象とした助成である。

テレビ番組創作への助成

支 援	受益者	目 的	2019 年決算
テレビ番組の革新に対する助成基金	フィクション、ドキュメンタリーおよびアニメーションを対象とする ・作者を対象としたコンセプト、脚本執筆、リライト、ならびに国際共同制作における共同執筆に対する助成 ・制作会社への開発を対象とした助成	テレビ番組創作の一新のため新しい脚本や新しい才能の発掘を奨励	コンセプトおよび脚本執筆への助成 ・フィクション番組の企画 69 件に対し 132 万 5,000 ユーロ ・ドキュメンタリー番組の企画 47 件に対し 35 万 2,500 ユーロ ・アニメーション番組の企画 37 件に対し 37 万 8,000 ユーロ 開発、パイロット版作成への助成 ・フィクション番組の企画 11 件に対し 37 万 5,000 ユーロ ・ドキュメンタリー番組の企画 46 件に対し 59 万 5,500 ユーロ ・アニメーション番組の企画 43 件に対し 96 万 2,000 ユーロ（うち 9 件 30 万ユーロはパイロット版作成に対する助成） 開発強化への助成 ・ドキュメンタリー番組の企画 14 件に対し 65 万ユーロ リライトへの助成 ・フィクション番組の企画 6 件に対し 9 万ユーロ ・アニメーション番組の企画 5 件に対し 2 万ユーロ 国際共同制作における共同執筆に対する助成 ・連続テレビドラマの企画 5 件に対し 25 万ユーロ
制作準備に対する助成	フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー、舞台芸術の創作ならびに再構成による作品のプロデューサー	制作のための執筆や先行開発の作業を奨励	企画 489 件に対し 910 万ユーロ

CNC が資金援助を行った団体（創作、作者の地位向上や援助、人材養成）

Chemin de la création (Fontevraud)、Ciné-Fabrique、Conservatoire Européen d'écriture Audiovisuelle（脚本家養成）、Eurodoc（欧州でのドキュメンタリー番組制作指導）、Femis、Festival des scénaristes（Valence）、Festival d'animation（Annecy）、Forum Cartoon、Série Mania

テレビ番組放映に対する助成

助 成	受益者	目 的	2019 年決算
テレビ番組のプロモーションに対する助成	海外市場での販売を目指すプロデューサーおよび配給会社	競争力のある販売ツールに対する資金提供	461 番組に対し 230 万ユーロ

CNC は「映画へのまなざし」(Regards sur le cinéma) シリーズの一環で、映画・テレビ・マルチメディアをテーマに、フランス文化ネットワーク上での非営利放映を意図して作られるドキュメンタリー番組の放映権を獲得している。これらの番組は、主にメディアライブラリー、芸術系大学、建築系大学、ダンスセンター、刑務所などにおいて、DVD およびデジタルファイルの形式で閲覧可能な 2,000 タイトルから成る「文化の諸イメージ」(Images de la Culture) カタログに追加登録される。2019 年はあらゆるフォーマットで約 3,000 の番組が販売され、基金の形成や無料一般公開に資することができた。「文化の諸イメージ」カタログのための収集予算は、約 22 万ユーロに達した。

CNC は、フランスのテレビ番組について、輸出を促進し、名声を確保することを目指す団体「TV フランス・インターナショナル」(TV France International) に資金援助を行っている。

テレビ番組制作の助成

助成	受益者	目的	2019年決算
制作に対する自動支援	既にフランスのTVチャンネルもしくはオンラインサービス用にテレビ番組を制作し、放送したことがあるプロデューサー	新規のテレビ番組の準備もしくは制作への資金援助	1億6,470万ユーロ* 内訳はフィクション番組に対し6,400万ユーロ、ドキュメンタリー番組に対し5,910万ユーロ、アニメーション番組に対し2,000万ユーロ、舞台芸術のテレビ放映に対し2,160万ユーロを支援
制作に対する自動支援の権利に対する前貸金	自動支援を使い果たしたプロデューサー	新規のテレビ番組の準備もしくは制作への資金援助	2,280万ユーロ* 内訳は、フィクション番組に対し1,280万ユーロ、ドキュメンタリー番組に対し390万ユーロ、アニメーション番組に対し530万ユーロ、舞台芸術のテレビ放映に対し80万ユーロを支援
テレビ番組制作に対する選択支援	・自動支援口座のないプロデューサー ・放送局からの拠出金が低額の番組 ・文化的価値の高い内容を持つ時事番組	テレビ番組制作に対する資金援助	2,930万ユーロ* 内訳は、フィクション番組に対し720万ユーロ、ドキュメンタリー番組に対し810万ユーロ、アニメーション番組に対し880万ユーロ、舞台芸術のテレビ放映に対し170万ユーロ、文化的価値の高い時事番組に対し350万ユーロを助成
ミュージックビデオのプリプロダクションに対する選択支援	CNCに登録している制作会社で、著作権の所有者ないしは共同所有者	あらゆる美学が一体となった音楽制作の多様性を支援	ミュージックビデオ143本に対し250万ユーロを支援
国際共同制作に対する支援	監督およびプロデューサー	国際共同制作に対する支援	・仏独共同制作連続テレビドラマの共同開発を支援：1件に対し2万5,000ユーロ ・仏伊支援：フレンチ・イニシアティブ作品となる連続テレビドラマの開発を支援、1件に対し2万5,000ユーロ

*追加支援は除外している

テレビ税額控除

テレビ分野における税額控除により、制作会社は特定の条件下で制作経費（いわゆる控除対象経費）から税金の一部を控除できる。2016年1月1日以降、フィクション番組とアニメーション番組のテレビ税額控除は控除対象経費の25%、ドキュメンタリー番組では20%となっている。ただし、税額控除はドキュメンタリー番組で1分につき1,150ユーロ、アニメーション番組で1分につき3,000ユーロを超過してはならない。フィクション番組の場合、作品1分あたりの制作費に応じて、複数の上限（1,250ユーロから1万ユーロ）が2016年1月1日以降設定されている。

制作費の少なくとも30%を海外資金が負担し、制作費1分あたり3万5,000ユーロ以上の国際共同制作によるフィクション番組は、外国語での制作が可能となっている。この場合、フランス語版の作成が必要である。

2019年には652番組で税額控除の仮認定が行われた。総控除対象経費は6億3,100万ユーロと概算される。上限の設定により、2019年に認定を得た同652番組の税額控除全体額は1億4,800万ユーロになった、と概算される（2020年租税歳出）。

テレビ税額控除により雇用の維持が可能となり、国際的な競争状態にあるなか（イギリスにおけるテレビ税額控除制度の開始）、撮影やポストプロダクション経費の国外流出が回避された。テレビ税額控除は特に技術産業支援を通じ、テレビ部門の構造基盤および経済成長を強化させ、海外市場を視野に入れた意欲的なフィクション番組の充実を図ることに努めている。

2019年、テレビ税額控除を受けたフィクション番組は撮影日数の99.2%をフランス国内での撮影に充てており、2004年（テレビ税額控除導入の前年）の85.4%と比較して、大幅に上昇した。

この変化は、諸外国における対策を前にして一連の修正を施した結果によるものと説明できる。

テレビ税額控除は、諸外国における同種の税制措置に鑑み、競争力を高めるよう複数回変更されている。

近年のテレビ税額控除改正としては、2016年財政法により導入され、2016年3月欧州委員会にて承認されたフィクション番組に関する法改正が挙げられる。その結果、2016年1月1日以降フィクション番組の税額控除率は、アニメーション番組同様25%となった。またそれまで全てのフィクション番組に適用されていた1,250ユーロの上限は、制作費に応じた段階的上限を設定する方式に置き換えられた。

- 1,250 ユーロ（制作費 < 1万ユーロ/分）
- 1,500 ユーロ（制作費 1万ユーロから 1万 5,000 ユーロ/分）
- 2,000 ユーロ（制作費 1万 5,000 ユーロから 2万ユーロ/分）
- 3,000 ユーロ（制作費 2万ユーロから 2万 5,000 ユーロ/分）
- 4,000 ユーロ（制作費 2万 5,000 ユーロから 3万ユーロ/分）
- 5,000 ユーロ（制作費 3万ユーロから 3万 5,000 ユーロ/分）
- 7,500 ユーロ（制作費 3万 5,000 ユーロから 4万ユーロ/分）
- 1万ユーロ（制作費 > 4万ユーロ/分）

2020年の財政法では、監督への報酬、移動、ケータリングおよびホテルに関連する控除対象経費の上限が導入された。

分野横断的な対策

映像における多様性（Images de la diversité）

CNC と社会的団結および機会均等に向けての国民協会（l'Agence nationale pour la cohésion sociale et l'égalité des chances、l'ACSE。現在は地域機会均等総審議会 [Commissariat général à l'égalité des territoires、le CGET] に改称）が2007年に設立した「映像における多様性基金」は、市民の多様性と機会均等をテーマとして扱い、フランス社会とその構成要素の現実をより忠実に描き、共和国の価値観に基づいたフランス国民全体に共通する歴史を語るような作品の支援をミッションとしている。また、「映像における多様性」基金では、特に都市福祉政策で優先される地域出身で多種多様な背景を持つ新たな作者や新たな形式の下に書かれた脚本も発掘している。

「映像における多様性」基金には、3つの独自性がある。テーマ、分野横断的支援（映画作品、テレビ番組、デジタル作品、テレビゲーム）、採択された作品に対する制作から公開までの全段階における関与、の3点である。つまり準備（脚本および開発）、製作、公開（配給およびビデオ販売）への助成に匹敵することになる。

「映像における多様性」基金は創設以来、分野・ジャンル・形式を問わず1,600以上の作品に対し3,560万ユーロの支援を行ってきた。2019年は、5つの委員会において291件の申請が審査され、80件の企画または作品の支援を行ったが、その合計額は約210万ユーロ超に達している。

国際税額控除

国際税額控除は、外国企業によって開始した映画作品およびフィクションないしはアニメーションのテレビ番組が、フランス国内にて撮影製作されることへの優遇装置をめざしたものである。

控除対象となる作品は、文化、遺産、フランス領土との関係を示す評価基準に基づいて、CNC が認定する。また、この税額控除は、フランスにおいて製作総指揮を担う会社に対して執行される。控除額はフランス国内での主要製作経費 30% に相当し、上限は 3,000 万ユーロである。

2019 年には、55 件の企画が仮認定を受けた。内訳は、長篇劇映画 11 作品、テレビ番組用連続ドラマ 22 作品、テレビ番組用アニメーション 12 作品、長篇アニメーション映画 1 作品、VFX を用いた長篇劇映画 3 作品、VFX を用いたテレビ番組用連続ドラマ 5 件、バーチャル・リアリティーを用いたアニメーション企画 1 件となっている。この 55 件のフランス国内総投資額は 3 億 1,800 万ユーロ以上と予測されており、撮影日 904 日分に相当する。

作品は主にアメリカとイギリスの映画で、ドイツ、ベルギー、中国、オーストラリアがこれに続く。控除を受けた作品として、特にリドリー・スコットの『最後の決闘裁判』、トム・マッカーシーの『スティルウォーター』、マシュー・ヴォーンの『キングスマン：ファースト・エージェント』などがある。また他にもさまざまなプラットフォーム上の企画があり、例として Netflix での『Lupin/ルパン』、『ヴァンパイア』、アマゾン・プライムでの『トレッドストーン』、『ヴォルテール高校へようこそ』、ディズニー・プラスでの『モンスターズ・ワーク』、『チップとデール』、HBO・マックスでの『ウォッチメン』などが挙げられる。

税額控除により映画・テレビ分野へ経済発展がもたらされ、雇用への好影響が期待できるとともに、フランス企業の競争力が向上するものと考えられる。技術産業のサービス事業者に対し、その活動を補完し、彼らが有する技術手法やノウハウの利用率向上を可能にする。また、特にアメリカ映画など大規模予算作品からの影響のもとで、フランス側スタッフによる演出およびポストプロダクション（編集、視覚効果の演出など）のスキル向上を促進するものでもある。

この措置の経済効果は、2014 年アーンスト・アンド・ヤング（Ernst and Young、EY。世界規模で、会計、税務、コンサルティング・サービスを提供している会社）発行の報告書において、支払税額控除金額 1 ユーロに対し当該セクターに投資された金額および関連税収額を計算する、という方式で概算されている。それによれば、国際税額控除 1 ユーロに対し当該セクター内で 7.0 ユーロが投資され、結果として約 2.70 ユーロの租税および社会収益を、国が徴収したことになる。

国際的な税収競争における競争力を高めるため、主に大規模予算映画の撮影をフランス国内に誘致することが目的であり、過年度には数回にわたり国際税額控除の法改正が行われている。

そのため、視覚効果を大量に使用する劇映画で、フランスでの視覚効果経費が少なくとも 200 万ユーロに達する作品に対しては、欧州委員会の認定を待って、国際税額控除率は現在の 30% から 40% に引き上げられるべきであろう。

デジタルコンテンツおよびテレビゲームへの助成

CNC では、デジタル環境で制作された企画作品への助成も行っている。これはテレビゲーム、双方向型あるいは没入型 3D などのテレビゲーム、最新技術を駆使した実験的作品など、幅広い層の利用者に向けて作成されたデジタルコンテンツ全分野を対象としている。

テレビゲーム助成基金は、ゲーム分野の創作と革新を推進するための選択支援である。主に2つに大別され、プリプロダクションの段階にあるゲーム企業への支援（プロトタイプの作成費用）あるいは制作段階にあるゲーム企業への支援（知的財産創出への助成）と、2019年より開始された企画執筆段階にある原作者への支援を行っている。また、本基金では、第3の助成として業界イベントへの補完的資金援助も行っている。

デジタル体験助成基金では、双方向型および没入型3D方式による革新的なテレビゲームへの助成を行っている。対象となる領域は主に、没入型3Dゲーム（バーチャル・リアリティーや拡張現実など）、あるいはモバイル・ディスプレイやソーシャルネットワーク上でのライブ・ストリーミングによる双方向型ゲームである。2018年10月に開始したこの制度は、過年度に行われたニューメディアへの助成基金の延長上にあるものであり、企画における全段階を対象としている（構想、開発、制作）。

さらに、マルチメディアおよびデジタルアート制作への資金提供体制（Dispositif pour la Création Artistique Multimédia et Numérique, DICRéAM）では、文化省およびフランス国立図書センター（Centre National du Livre）と提携し、現代アート全ての分野（ビジュアルアーツ、舞台芸術、文学など）を対象としたデジタルコンテンツ企画への選択支援も行っている。また、補完的にコンテンツ公開発信への助成も行っている。

デジタルコンテンツおよびテレビゲームへの助成

助成	受益者	目的	2019年決算（件数は原文のまま）
テレビゲーム助成基金（CNC、経済・財務省による助成）	ゲーム制作会社	テレビゲーム業界における制作、革新、研究および開発を支援	企画59件に対し350万ユーロ。内訳は、企画執筆16件に対し15万ユーロ、プリプロダクション企画6件に対し35万1,000ユーロ、知的財産創出企画28件に対し280万ユーロ、テレビゲーム関連イベント9件に対し35万500ユーロが給付された
ニューメディア企画助成基金	ゲーム・クリエイターもしくはプロデューサー	デジタルメディアに向けて設計された新たなテレビゲーム企画の制作推進、クリエイティブな手法の刷新および多様化	企画86件に対し290万ユーロ。内訳は脚本助成31件（18万7,980ユーロ）、開発助成41件（150万ユーロ）、制作助成14件（110万ユーロ）
マルチメディアおよびデジタルアート制作への資金提供体制（DICRéAM）	アーティストおよび制作会社	現代アート全ての分野を対象とし、デジタルコンテンツを取り入れた実験的作品の制作を支援	企画82件に対し93万2,500ユーロ。内訳は、開発助成36件（31万8,000ユーロ）、制作助成31件（37万4,000ユーロ）、公開助成16件（16万ユーロ）

テレビゲーム税額控除

テレビゲーム税額控除制度により、フランス国内で経営するこの分野の企業は、ゲーム制作経費から税額 30% を控除することができる。

2008 年の導入以来、現在活動中の多様なゲーム制作会社約 100 社がこの体制により収益を上げている。2015 年および 2017 年に財政法が強化されて以来（控除税率は 20% から 30% へ引き上げられた）、テレビゲーム税額控除制度はその効果を明らかなものとし、年々大型化するゲーム開発企画予算に対応、雇用状況・開発会社の組織体系・フランス製ゲーム商品の海外販売促進などにおいて好影響を及ぼすに至った。

2019 年の報告書データによると、当該制度による経済的利点、およびフランス国内での制作能力向上が明らかとなっている。仮認定を受けた企画件数は、前年度 40 件に対し、今年度は 43 件となった。2019 年の合計控除額は 2 億 1,300 万ユーロに上り、約 6,300 万ユーロの財務支援年額に相当するものとなっている。

海賊版対策

1985 年に設立されたフランス放送海賊版保護協会（Association de lutte contre la piraterie audiovisuelle、ALPA）は、海賊版を懸念する映画およびテレビ産業の当事者全てに関係する協会である。同協会では、CNC が資金の大部分を提供し、ビデオソフトもしくはインターネットなどを介して公開される、あらゆる形式のコンテンツを対象に、海賊版対策を行っている。著作権侵害の取り締まりは、宣誓書を提出した執行担当員が実行することになっている。

ビデオ助成（パッケージおよびビデオオンデマンド）

1994 年以来、CNC はビデオパッケージに関して自動支援および選択支援に関する制度を展開し、DVD およびブルーレイによる作品公開を推進している。

並行して、2008 年にはビデオオンデマンド向け選択支援が設置された。この制度により、ビデオオンデマンド公開権利保有会社およびビデオオンデマンド販売会社を支援し、カタログの開発、ラインナップの多様化、フランスおよび欧州作品の公開促進を行っている。

また、2015 年には、CNC はビデオオンデマンド向け自動支援制度を開始した。この制度では、ユーザーによる動画保存のためのダウンロードに関して支援予算額が増額となり、その結果、過年度の支援制度を補完するに至った。

さらには、諸作品のデジタル化計画を促進し、合法的なインターネット・サービスを介して最適画質の作品を一般へと提供するため、2015 年第 4 四半期に共同機関窓口 NUMEV を設立し、体制を強化、デジタル化とビデオオンデマンドの HD による高画質配信、およびブルーレイ販売による作品公開への助成を行った。

また、選択支援に付随した追加助成制度を設けることにより、ビデオ販売会社に対し、聴覚障害者向け字幕や視覚障害者向け音声解説を付け加える勧告もしている。

ビデオ助成（パッケージおよびビデオオンデマンド）

支 援	受益者	目 的	2019 年決算
ビデオパッケージへの自動支援	過去 6 年以内に公開されたライセンス取得済フランス長篇映画もしくは短篇映画のビデオ販売会社	フランス映画最新作の販売権購入に対する融資	企画 27 件に対し 140 万ユーロ
ビデオパッケージ販売に対する選択助成	ビデオ販売会社	配給をめぐる経済事情を考慮し、特別な文化的価値を有する長篇映画の作品上映および販売を奨励（映画、テレビ、もしくはオリジナルビデオ作品）	作品毎および NUMEV324 作品、販売プログラム 37 件 571 作品に対し、440 万ユーロ
ビデオオンデマンド配信に対する自動資金助成	ビデオオンデマンド配信サービス会社	フランス映画最新作のビデオオンデマンドに関わる制作費およびプロモーション経費、またサービス向上に関わる経費へ融資を行う。	ビデオオンデマンド配信サービス会社 9 社が 190 万ユーロを動産化
ビデオオンデマンド配信への選択助成	ビデオオンデマンド配信サービスの権利保有者	カタログの開発、作品ラインナップの多様化、フランスおよび欧州作品のビデオオンデマンドによる公開促進を奨励	ビデオオンデマンド配信企画 43 件に対し 190 万ユーロ。内訳は、ビデオオンデマンド配信権利保有者 20 件およびビデオオンデマンド配信サービス会社 23 社 また NUMEV の企画として 20 件が 8 万ユーロの助成を受けた

技術革新および技術産業への助成

作品への支援

デジタル技術視聴覚効果支援は、映像作品の視覚的側面全般に対するデジタル特殊効果の芸術面における影響力を重視している。当支援は選択支援と直接手当とから構成される。

選択支援（CVS）が対象とするのは、デジタル技術によるコンテンツ作成や視聴覚効果処理における技術革新に寄与し、認可を受けた制作会社であり、また、ジャンル・形式を問わず視聴覚効果に重点をおいた作品を創造している制作会社である。

直接手当（CVSA）では、フィクション、ノンフィクションを問わず、映画作品およびテレビ番組の視覚面において野心的な試みを行う作品を援助している。

2019 年 1 月より「アニメーション部門」が設けられ、選択支援が増額されることにより野心的な長篇アニメーション作品も支援対象となった。7 名による審査委員会は、現行の「選択支援 CVS 審査委員会」およびアニメーション部門の専門家とから構成され、支援増額申請に対する提言を行うことになっている。

企業への支援

技術産業支援では、業界が機材や技術サービスを通して、映画やテレビ番組（アナログ、デジタル）、テレビゲーム（双方向型を含む）の制作と質の向上に関与するための投資援助を行っている。CNC およびフランス公的投資銀行（Bpifrance）と提携している放送とマルチメディアにおける研究開発（Recherche et Innovation en Audiovisuel et Multimédia, RIAM）では、新たな知的財産や革新的なサービスへと向けた制作、情報処理、配給配信、視聴覚効果に関わるテレビやマルチメディア企業に対し研究開発を支援している。

技術革新および技術産業への助成

助 成	受益者	目 的	2019 年決算 (金額は原文のまま)
作品への支援			
視覚効果ならびに聴覚効果に対する助成 (選択支援および直接手当)	デジタル技術を用いた視覚効果ならびに聴覚効果の革新に寄与する映画作品およびテレビ番組のプロデューサー	・プロデューサーのリスクテイクを援助 ・デジタル視覚効果の芸術面における貢献度を重視	企画 112 件に対し 980 万ユーロ
企業への支援			
技術産業への支援	映画作品およびアニメーション作品に関わる技術産業	デジタル技術への投資に対する援助、制作会社の機材、設備リニューアルおよび再編に対する支援	企画 120 件に対し 400 万ユーロ
テレビ放送およびマルチメディアにおける研究開発ネットワーク (RIAM)	映画、テレビ、テレビゲームおよびニューメディア関連の研究開発を行う企業	当該分野企業内での研究開発を奨励	210 万ユーロ。企画 22 件に対する CNC 補助金 140 万ユーロおよび Bpifrance による要償還の前貸資金 76 万ユーロを含む

CNC は視聴覚技術高等委員会 (Commission supérieure et technique de l'image et du son, CST) を財政支援している。CST のミッションは、制作段階から放送公開に至るまで、視聴覚表現のクオリティ向上を可能にする技術進歩の動向を紹介し、作品としての尊重と再生のクオリティを担保することにある

地方団体との協力

CNC の地方合意ポリシー

CNC の地方合意ポリシーが目指すのは、地方団体と中央政府のあいだの密接な協力関係を通じて、映画およびテレビ産業が各地方において文化と地方経済発展の中心となることである。対象とするのは、創作・製作・撮影受け入れに対する助成、映像教育、映画文化の普及、作品公開、映画遺産の伝承である。

地方および地域圏文化行政局 (DRAC) と共に数年にわたって締結する映画・テレビ協力合意は、実施する支援内容の一貫性、支援措置の透明性、融資のトレーサビリティの 3 点に向けて、対話・交渉・協同を行うものである。例年、各当事者の関与を明記した財政充当協定書を発行している。適切とみなされる場合には、小地域当局 (県やコミューン共同体) がこのような協定書に参加することも可能である。

2016 年に行われた大規模協議および新地方執行部との会談の結果、CNC はこの第 5 期協定に関し、2017 年から 2019 年に向けて枠組みの刷新と強化を行う旨、提案した。この枠組み刷新案により、地方それぞれの独自性を考慮に入れることが可能となり、また枠組み強化案により、CNC は以下のような新たな支援活動を行うことが可能になった。

- ・ Talents en court (短篇映画を通しての新人映像作家の発掘) 活動の展開
- ・ CNC が 1 ユーロ、地方団体が 2 ユーロを拠出することで、住居助成金を創出
- ・ CNC が 1 ユーロ、地方団体が 3 ユーロを拠出することで、地方テレビ局に融資を行い、地方テレビ局による番組制作奨励を支援
- ・ CNC が 1 ユーロ、地方団体が 2 ユーロを拠出することで、映画館のメディエーター雇用を支援
- ・ 市民奉仕に従事する若者の主宰によるシネクラブの活性化

協定は次の4部から構成される。

第1部は、脚本執筆、開発、映画・テレビ製作、撮影受け入れ、関連作業の開発にかかわるものである。当該地方団体の貸付金によるもの（審査委員会の見解の下、選択支援として配当される）、およびCNC基金から拠出されるマッチング貸付金とがある。

第2部は、CNCが全国的に展開する文化の普及と芸術教育への支援活動に関連している。「高校生と映画実習生」(Lycéens et apprentis au cinéma)、「映像の案内人」(Passeurs d'images)、教育と映像の地方文化発信地に対する支援、などがこれにあたる。資金は、地方団体、DRAC、CNCから提供される。

第3部は、映画公開に関する項目であり、地方団体、DRAC、CNCがそれぞれ映画館に働きかける方法を明確化し、詳細な協議と体系的な情報交換が行えるよう取り計らうものである。

第4部は、地方団体、DRAC、CNCが管理維持する映画遺産についてである。地方団体、DRAC、CNCは、フランス国内にある約10のシネマテークに対して活動を行っている。この協定第4部により、デジタル化や映画遺産の公開促進における3者の試みが明らかとなり、強化される。

協定の一環として、CNCは次のような関与を行う。

CNCは地方団体と協同して、支援の各カテゴリーを次のように定義する。脚本執筆および開発への助成、ニューメディアを用いた作品に対する助成、短篇映画への助成、長篇映画への助成、テレビ番組制作への助成、等。

CNCの拠出額は一定金額に固定され、その対象は地方団体の設定する以下の項目とする。Talents en court、脚本執筆および開発への助成、ニューメディアを用いた作品に対する助成、である。その他の項目については、「CNC1ユーロに対し地方団体が2ユーロを拠出」の方式を採用する。ただし、シネクラブへの助成は例外とし、CNC1ユーロに対し地方団体3ユーロの比率とし、市民奉仕に従事する若手担当者1名につき1,000ユーロを給付する。

CNCでは、1年および合意1回あたりの出資限度額上限を200万ユーロに設定している。

撮影を円滑にするため設けられた地方支部（地域のフィルムコミッションとも呼ばれる）は、地域映像教育センターが創設初年度に支援が得られるように、活動開始から最初の3年間の間は助成を受けるとする。

2019年、17件の協定を結び、合計拠出額は1億5,800万ユーロとなったが、その増加率は2017年の30%、2018年の5%に続き、5%の増加となっている。

国／CNC／地方団体の3年契約協定に基づく2019年度の拠出金額（100万ユーロ単位）

	CNC	国家（DRAC）	地方団体	2019年合計額
創作部門	1.29		6.02	7.31
"Talents en court"	0.08		0.17	0.25
住居費給費	0.49		1.21	1.70
脚本執筆および開発への助成	0.44		3.77	4.21
住居費支援	0.28		0.87	1.15
ニューメディア	0.37		2.42	2.79
映画製作	11.25		31.71	42.96
短篇映画	2.50		5.34	7.84
長篇映画	8.75		26.37	35.12
テレビ番組制作	9.30		21.47	30.77
テレビ番組制作への直接支援	8.60		18.47	27.07
地方テレビ局 COM（個別契約）への支援	0.70		3.00	3.70
助成基金合計	22.21		61.62	83.83
撮影受入	0.21		6.30	6.42
関連作業の発展			6.84	6.84
創作・製作・撮影の合計額	22.33		74.76	97.09
普及 - 映画教育	7.53	8.92	28.15	44.60
文化の普及	6.67	2.41	18.57	27.65
映画教育体制		6.51	7.85	14.36
シネクラブ	0.42		0.70	1.12
助成対象作品の公開促進	0.44		1.03	1.47
作品公開	1.15	0.00	10.12	11.27
映画館への直接支援			7.46	7.46
映画館ネットワークへの支援	0.64		1.65	2.29
メディアーターへの支援	0.51		1.01	1.52
映画遺産保存	2.39	0.21	2.68	5.28
合計	33.40	9.13	115.71	158.24

出典：Engagements 2019 des conventions triennales Etat/CNC/regions, CNC Bilan 2019, p. 271（本表は資料集3『CNC年鑑2019年版』第6章第1節「公的資金」においても掲出している）

CNCが2019年財務補正において拠出した額は合計3,340万ユーロとなり、内訳としては、創作および製作助成基金に対して2,230万ユーロ、文化の普及に対して750万ユーロ（主にシネクラブ再開助成）、映画上映施設事業者への直接支援として120万ユーロ（このうち、メディアーターへの雇用支援に対して51万ユーロ）、地方シネマテークへの活動支援として240万ユーロとなった。地方団体側の拠出金は1億1,570万ユーロ、DRAC側は910万ユーロであった。ほぼ15年間で国側（CNCおよびDRAC）の拠出金額は2004年の1,010万ユーロから2018年の4,250万ユーロに上昇し、これは4倍の上昇率に相当する。同期間において地方団体の拠出金額は3,550万ユーロから1億1,570万ユーロへと変化し、3倍の増加率となった。協定にかかわる当事者全体で見ると、2004年の4,560万ユーロから2018年の1億5,820万ユーロへと増加、3.5倍の上昇率となった。

2017-2019年の協定では、全地域と11県（アルプ＝マリティーム、シャラント、シャラント＝マリティーム、コート＝ダルモール、ドルドーニュ、オート＝サヴォワ、ランド、ジロンド、ロット＝エ＝ガロンヌ、ドローム、セヌ＝サン＝ドニ）、EUの首都ストラスブール、トゥールーズ・メトロポール、ボルドー・メトロポールおよびボルドー市、パリ市、人口密集地域ヴァランスを対象としている。

撮影受け入れにより高まる地方の魅力

税額控除制度に関連したCNCの地方政策により、フランスはロケーション撮影を受け入れている。これはフランス・フィルムコミッション（Film France）が調整し、CNCの出資する40もの撮影支援局に支えられている。同支援局は以下のような各種サービスを無料で提供している。撮影地や撮影地候補に関する情報収集、スタッフ・俳優・エキストラの手配（多くの撮影支援局でキャストイングが可能）、事務手続き代行、撮影許可の取得代行、ロジスティクスおよびその他の情報収集（車両レンタル、宿泊等）、制作オフィス手配や資料調査、メディアや地方行政との調整、など。

観客層の一新とシティズンシップの推進に向けて

映像を用いた教育と広い観客層の獲得という、従来からのCNCの2大方針に加え、シティズンシップの推進という新たな計画が開始する運びとなった。

青少年の全成長過程において、映像を介した教育を行う

「学校と映画」（Ecole et cinéma）、「映画館で中学校」（Collège au cinéma）、「高校生と映画実習生」の学校教育シリーズでは、生徒達に映画館にて映画を鑑賞してもらい、その後教室で教材に基づいた学習を行うことが可能となっている。2018-2019年度、この教育制度にフランスの全生徒13.9%に相当する180万人が参加し、430万人近い映画館入場につながった。さらに、バカロレア（高校卒業資格試験）における映画・ビジュアルアーツ科目では135講座が実施された。

国民教育省が主導し、高校生自身が受賞作を選ぶ「高校生によるジャン・ルノワール賞」により、2018-2019年度は55講座が開講された。受賞作であるセバスチャン・マルニエ監督の『スクールズ・アウト』（L'heure de la sortie, 2018年）は、学校教育シリーズ「高校生と映画実習生」でも取り上げられ、2020-2021年度新学期に映画鑑賞の対象作品となった。

授業時間外に行われる映像教育「映像の案内人」は、上映会（映画館や屋外での特別上映）と実習講座（撮影ワークショップおよび上映プログラム作成ワークショップ）という互いに補完的な2つの授業項目から成り立っている。約162の協力施設（そのうち20%が映画館）により、23万人以上が約2,400の活動に参加した。2017年以来、CNCは、全国レベルで「映像の案内人」と、「人生は映画だ！」（Des cinés la vie !。高校生による上映会・討論会の企画、および優秀作選定）というプログラムとの新たな連携づくりを支援している。。

映画に関わること、それは模範的な市民参加である

障害を持つ、あるいは入院しているなど特別な事情を有する人々への配慮として、CNCは、「差異の映画」（Cinéma différence）、「映像の回帰」（Retour d'image）など多数の団体を支援している。こうし

た団体のうち、「映画と感覚」(Ciné-sens)ではとりわけ視聴覚障害者の映画鑑賞方法について映画関係者へ対応などを指導し、また「映画の夢」(Rêve de cinéma)では入院中の児童を対象とした上映会を企画している。

受刑者に対する制度として、CNCは「人生は映画だ!」との連絡調整や、団体「文化の響き」(Résonance Culture)の活動を支援している。「人生は映画だ!」では、服役中の青少年が短篇映画に触れる機会を得られるよう取り計らっている。2017-2018年度には244の更生保護施設において1,200人がこの制度の行事に参加した。

作家映画へのアクセスを広げ、青少年が映画について語れるようにするため、CNCは高校でのシネクラブ活性化を推進している。主宰は社会奉仕としてボランティア活動に従事する若者たちであり、シネクラブ連盟への支援体制とも並行している。青少年829名が参加した。2015年の開始以来、9,500の上映会に対し観客13万5,000人を動員した。

シネクラブ活性化のため、市民奉仕に従事する青少年829名を登録

作品の多様性を推進

各種団体およびイベントへの支援

2019年、CNCは280万ユーロの予算で、ドキュメンタリー、短篇映画、アニメーション、実験映画など上映機会の少ない作品を率先して手がける国内の団体およびイベントに対して支援を行った。こうした映画の推進活動を行っている団体としては、「短篇映画協会」(L'Agence du court métrage)、「衝撃を与えろ(打撃音のフェスティバル/費用をかけろ)」(Faites des Coups)、「フィルム・フェスティバル/映画を作ってください」(Fêtes des Films)、「インディペンデント映画配給組合」(l'Association du cinéma indépendant pour sa diffusion, ACID)、「フランス・アニメーション映画協会」(l'Association française du cinéma d'animation, AFCA)などが挙げられる。

2019年、「図書館の映像」(Images en bibliothèques)によって組織される「ドキュメンタリー映画月間」(Mois du film documentaire)では20周年記念にあたり15万人以上の観客を動員した。2,278の施設でドキュメンタリー映画1,667作品が上映され、上映会の69%でゲスト招待や討論会が行われた。また「アニメーション映画フェスティバル」(la Fête du cinéma d'animation)では200以上の施設で450作品がプログラムを編成され、600の公認を得たイベントが開催された。

CNCでは、非商業映画カタログ「文化の諸イメージ」(Images de la culture)を通じてドキュメンタリー作品の普及を促進している。また、このカタログにより、「映像における多様性基金」(地域機会均等総審議会[CGET]との連携)の助成を受けた作品の公開も行っている。2019年、約2,600作品がこの基金の対象となり、無料上映会が開催された。

テレビ番組および映画作品の上映配給を促進するため、CNCは約800万ユーロの予算で約40の国内および国外映画祭を支援した。例としては、以下が挙げられる。カンヌ映画祭、連続ドラマ映画祭(le Festival Séries Mania)、アヌシー国際アニメーション映画祭、ビアリッツ・テレビ番組映画祭[FIPA](2019年に「ビアリッツ国際ドキュメンタリー映画祭[FIPADOC]へ改称)、クレルモンフェラン国際短篇映画祭、アンジェ初監督映画祭、ラ・ロシェル国際映画祭、など。

用語集 (50 音順)

報告書での表記	原語表記	解説
ISAN		国際標準視聴覚番号の項目へ
IMF ファイル	Interoperable Master Format	現在デジタルシネマの世界標準である DCP のファイル構成を基本にしたパッケージファイル。映像の利用先に応じてデータフォーマットを変換するための出力プロファイルリストを組み込むことにより、業界内での流通が円滑化した。フランスでは、法定納付において準拠される視聴覚技術高等委員会 (CST) の推奨フォーマットの 1 つとなっている。
RGA	Règlement général des aides financières du Centre national du cinéma et de l'image animée	CNC による映画、オーディオビジュアル、マルチメディアへの資金助成の一般規則。助成金の配分を適切にコントロールし、映画産業の変化に適応させるという目的のもと、これまでの政令や規則をひとつにまとめ、作品の種類、その目的、専門および活動分野によって分類し、自動支援と選択支援が明確化された。体系的な相互参照が可能になったため、より明確かつ整理された概要を知ることができる内容となっている。これにより業界全体の経済的な透明性を厳重に監視している。製作費だけでなく、興行収入や償還の計算も対象としている。
アレテ	Arrêté	フランスの行政当局の長が決定する、一般的または個別的効力のある執行命令。法的強制力がある。アレテを発する権限には、デクレや法律の執行、もしくは行政当局の長の権限の効力という 2 つの根拠がある。行政当局の長とは、共和国大統領、首相、大臣、地域圏知事もしくは県知事、県議会議長、地域県議会議長、地方自治体相互間協力のための公設法人の長、市町村長、独立行政機関の長、裁判長 (内部組織の関する場合のみ) を指す。
アンスティチュ・フランセ	Institut français	2010 年 7 月 27 日に制定された国の対外活動に関する法律 (Loi relative à l'action extérieure de l'État du 27 juillet 2010) に基づき、2010 年 12 月 30 日付の政令 (2010-1695) により組織され、2011 年 1 月 1 日に創設されたフランスの対外文化活動のために外務省と文化省が運営する公的機関。両省によって 2006 年に設置された Culturesfrance の活動範囲の拡大と手段の強化が図られ、フランスのあらゆる文化の促進を単一機関に委ねることを目的としている。現在、世界中に 98 の支部を持ち、芸術交流や、文化やフランス語、知識、思想の普及などの活動を行っている。
アンテルミタン	intermittent du spectacle	映画、放送、舞台芸術において、俳優や技術者として働くフリーランスの労働者に対する失業保険制度。前年度の実績として、10 か月の間に最低 507 時間の仕事に従事していると、翌年契約が途切れた期間に失業手当が支給され、最低限の収入が保証される。『CNC 年鑑 2019 年版』(CNC Bilan 2019) によれば、2008 年から 2017 年にかけて、劇映画製作においては 1 作品で平均して 408 名のアンテルミタン (男性 242 名 (59.3%)、女性 166 名 (40.7%)) が雇用されている。
EU 法	EU Legislation	EU における法体系は、一次法、二次法、判例の 3 つに分類される。一次法は基本条約、二次法は法的拘束力の適用度合いに応じて、規則、指令、決定、勧告、意見に分かれる。また、判例とは EU 司法裁判所の判例を指す。
インターネットにおける著作物の頒布および権利の保護のための高等機関	Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet	フランスにおける違法ダウンロードの規制とデジタル・コンテンツの合法的な提供の推進を目的に制定された 2009 年 6 月 12 日のインターネットにおける創作物の頒布および保護を促進する法 2009-669 によって設立された独立行政機関。ただし、同法は違憲判決を受け、一部を削除する形で公布され、4 か月後にこの削除部分を補完するための 2009 年 10 月 28 日のインターネットにおける文学的および美術的所有権の刑事上の保護に関する法 2009-1311 が制定された。同機関の頭文字を取り、上記の法は HADOPI1 法、HADOPI2 法と呼ばれている。

売掛金の譲渡	délégation de recettes/cession de recettes	映画テレビ登録制度 (RCA) における契約書登録の特殊な適用例として、Code L.第 124 条 2 項に記載されているもので、投資パートナー (投資家、信用会社など) が製作者の口座を通さず、ユーザーから直接支払いを受けることができる制度である。
映画館におけるデジタル普及のための協議会	Comité de concertation pour la diffusion numérique en salles	2010 年 9 月 30 日の「映画上映施設のデジタル設備に係る法」により設置された、デジタルシネマの装備を調整することを目的にグッドプラクティスの勧告を行う協議会。CNC 総裁により協議会の業務が定められており 13 名の委員 (任期 3 年、再選可能) が任命される。
映画館の新設 (設立の承認) および興行事業の実施 (営業許可) に関する必要手続き	Autorisation d'exercice et homologation des salles (exploitation)	映画館設立の承認と営業許可の申請は、県の担当窓口を介し、CNC の総裁によって、映画館経営会社の代表に対し、スクリーンごとに交付される。巡回上映者も映画館経営者と見なされるが、各劇場が満たさなくてはならない量的、質的な基準については、巡回上映など特殊な営業形態については例外がある。本制度と手続きについては、CNC のウェブサイト、手続きに関するマニュアル (Demarches a effectuer : Ouverture ou reprise d'une salles de cinéma, travaux, modifications techniques) ほか、各種申請書が掲載されている。
映画館整備県委員会	Commission départementale d'aménagement 'cinématographique', CDACi	ともに、RGA L.212 条 9 項で示されている基準 (整備される映画館で提供される映画の多様性が当該地域の観客に与える潜在的な効果/映画館の整備が地域の文化的発展、環境の保護、都市計画のクオリティに与える効果) に従い、映画館の新設、増設、再開にあたって、その必要条件を評価する。県委員会による判断を、国家委員会がチェックする役割を果たしている。
映画館整備国家委員会	Commission nationale d'aménagement 'cinématographique', CNDCi	
映画作品	œuvre cinématographique	フランスにおいて公開ライセンスを取得した作品、ないしは原産国で商業公開が行われた作品。1 時間以上の上映時間がある作品を長篇、それ以下の長さの作品を短篇と定めている。
映画作品およびテレビ番組の公的登録簿	Registre public du cinéma et de l'audiovisuel, RPCA	報告書第 3 章第 3 節で説明されている映画テレビ登録制度 (RCA) には、現在、2 つの登録簿があり、その 1 つが 1944 年に創設された「映画作品およびテレビ番組の公的登録簿 (RPCA)」である。2005 年 6 月 6 日付けのオールドナンス (2005-652) により、2006 年 3 月 1 日付で映画映像法典 (Code) が改正され、これに製作準備中の作品や番組を対象とした「オプション登録簿 (Registre des options, RO)」が創設された。このオプション登録簿を行った作品および番組も、RPCA に登録されると同時に、オプション登録簿の記載内容が RPCA に移行することができる。
映画スケジュール	Semaine cinématographique	フランスにおける映画上映のスケジュールの一週の単位は、水曜日から翌週の火曜日までとしている。
映画製作におけるフランスの集团的労働協定	Convention collective nationale de la production cinématographique	フランスの専門職従事者は、多くの場合、組合と雇用者組織によって締結された集团的労働協定に規定された規則のもとで働いている。この協定文書では、それぞれの職種について、最低賃金、労働時間、食事ほか、特定の規則を定めている。有期雇用の被雇用者についても、その権利はとりわけ労働時間について、この協定の下で保護されている。映画製作に関する集团的労働協定は 1950 年に締結され、2012 年に更新についての協議が行われ、公式には 2013 年から有効になっている。長篇劇映画のほか、アニメーション映画、短篇映画、ドキュメンタリー映画、コマーシャル・フィルムについても、協定の範囲の中でそれぞれに個別の規則を設けている。テレビ番組制作に関する集团的労働協定は、2006 年に締結されている。協定を締結した当事者は、新たな才能の登場や雇用の促進、映画創造の多様性にとって必要となる十分な数の映画製作を維持することを希求することで一致している。
映画テレビ製作者協会	Société des Producteurs de Cinéma et de Télévision, Procirep	映画作品およびテレビ番組製作者による権利管理団体。1967 年に創設された前身が、1985 年に現在の名称のもと改組。権利管理とともに、映画製作 (長篇作品の企画開発、短篇作品の製作) などへの助成も行っている。本助成制度においては、2010 年 9 月 30 日の法 (2010-1149) に基づき、地方映画館開発事務局 (ADRC) の追加コピー配給に関わる助成金の支給と配分について、Procirep が委託を受けている。

映画の作者	Auteur de l'œuvre cinématographique	フランスにおいて著作権 (droit d'auteur. 伝統的には、propriété littéraire et artistique (文学的および芸術的所有権) という言い方も使われている) は、知的財産法典 (code de la propriété intellectuelle [CPI]) によって規定されている。同法典 L第 112 条 2 項において、視聴覚作品 (œuvre audiovisuelle) とは、「音の有無にかかわらず、動いている画像の連続からなる映画作品ないしはその他の作品」と定義されている。L第 113 条 7 項において、視聴覚作品で考えられる作者とは、脚本の作者/脚色の作者/台本の作者/詞の有無にかかわらず、特にその作品のために作られた楽曲の作者/映画の監督/原作の作者 (小説、リメイクの場合の最初の作品の作者)。 視聴覚作品は、「協同作業によるもの」(de collaboration) と呼ばれている。その意味は、作品の活用にあたっては、全ての共作者の全員一致した同意によってのみ可能となる、ということである (CNC Ressources auteurs: législation et droits d'auteur [30 Novembre 2009])。
SMAD		オンデマンド・オーディオビジュアル・メディア・サービスの項へ
欧州経済領域	European Economic Area, EEA	欧州自由貿易連合 (European Free Trade Association, EFTA) 加盟国が EU に加盟することなく EU の単一市場に参加できることを決めた枠組み。現在、EU 加盟国 28 か国と、スイスを除く EFTA 加盟国 3 か国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー)、以上 31 か国が協定を結んでいる。
オーディオビジュアル・メディア・サービス指令	Audiovisual Media Services Directive, AVMSD	2010 年 3 月 10 日に EU が制定した指令 (2010/13/EU) で、EU における全てのオーディオビジュアル・メディアを対象とし、適切な機能とともに文化多様性の促進に貢献し、消費者と若年層の適切な保護を確保することを使命としている。視聴覚メディアサービス (Service de média audiovisuel, SMA) とも称される。(追記: 2018 年のオーディオビジュアル・メディア・サービス指令の改正) 上記の指令は 2018 年 11 月 14 日に改正 (2018/1808) された。これにより、EU 加盟国は他の加盟国で設立され、その領域内で利用できるサービスに対し、国内で適用されているヨーロッパ作品製作のための拠出金制度の対象となった。
オンデマンド・オーディオビジュアル・メディア・サービス	Services Médias Audiovisuels à la demande, SMAD	ビデオオンデマンド、サブスクリプション、見逃し配信など、ユーザーがインターネットやテレビを通して、好きな時間に視聴ができるよう、サービスプロバイダーがプログラムを提供するサービス全般のことを指している。SMAD のサービスプロバイダーには、放送倫理や少数者の保護、番組の制作や宣伝などについて、放送局に適用されるのと同様の義務が課せられており、視聴覚高等委員会 (CSA) は義務の適切な履行を監督する責任を負っている。 フランスでは 2010 年 11 月 12 日に制定されたオンデマンド・オーディオビジュアル・メディア・サービス (SMAD) に関するデクレ (2010-1379) について、2018 年の EU によるオーディオビジュアル・メディア・サービス指令改正に基づき、利用可能な全てのビデオオンデマンド・プラットフォームに適用するための改正が行われる予定である。これにより、Netflix、Amazon プライム、Disney+ などが規制対象に含まれることになる。YouTube、Dailymotion、Tik Tok など、ユーザーが作成した動画をシェアするプラットフォームは SMAD と見なされないが、これらのサービス上の動画共有アカウントは、その定義を満たせばと SMAD とみなされる可能性があり、規則を順守する必要がある。フランス国内における売上高から拠出金への割り当ては、SVOD はフランスで劇場公開されてから 12 か月以内に少なくとも長期的な映画作品 1 本を毎年提供する場合は 25%、その他の場合は 20%、VOD は 15% となっている。
会計院	Cour des comptes	「財政裁判所法典 (Code des juridictions financières)」によって規定された機関で、国の行政機関、国による公設法人、一部の地方公共団体における公会計の監査や、社会保障諸機関の監査も行う会計検査院の機能を有するとともに、公会計書に関する裁判を行う裁判所としての役割も果たしている。監査結果に基づく会計院の所見や指摘を大統領宛てに提出する年次報告書は、社会的にも大きな注目を集める。

可燃性フィルム	nitrate film / film-nitrate	映画の誕生より 1950 年代まで生産され、とりわけ劇場用映画の標準的フォーマットとなった 35mm フィルムにおいて使用されてきた、硝酸セルロースをベースに使用したフィルム。高温多湿の環境において劣化し、可燃性のガスが発生し、自然発火の火災の原因となる。映写機のフィルムゲートを通過する際にも高熱による火災の危険性があり、また密閉された缶など保存条件が適さない場合も自然発火する可能性がある。現在では各国において、法規のもとで保管や取り扱いの基準が決められており、日本では消防法による危険物第 5 類の指定を受けている。
機械的複製権管理協会	Société pour l'administration du droit de reproduction mécanique, SDRM	フランスにおける著作権の集中管理団体の 1 つで、機械による複製を伴う文化・芸術分野における作家、作曲家、編集者の権利を代表し保護する。主たる任務は、同協会が管理している著作物のカタログから、一定の条件を設定したうえで複製に関する権限を付与し、権利料の回収や分配を行っている。
教育芸術分野補充年金機関	Institution de retraite complémentaire de l'enseignement et de la creation, IRCEC	文学、演劇、音楽、パフォーマンス、テレビ、映画、グラフィック、イラストレーター、造形、写真の作者である芸術家の補充年金制度を管理する社会保障機関。基礎年金を扱う機関は別となる。著作権料が支払われている場合が対象となるため、翻訳者や吹き替えのダイアローライターも含まれる。加入基準として、法定最低賃金の 900 時間分以上の著作権料の年間所得を得ていなければならないが、2021 年 1 月の時点では 9135 ユーロとなっている。全分野が対象の強制加入年金 RAAP に加え、演劇、テレビ、映画、舞台芸術の作者と作曲家が対象の RACD と音楽作品の作詞家と作曲家が対象の RACL の 2 つの任意加入年金がある。
競争委員会	Autorité de la concurrence	反競争的な行為を取り締まり、市場の適切な機能の監視を担う独立行政法人。市場競争の保護という経済的公序良俗の尊重を目的とし、不適切な競争行為に対し、差止命令を出し、場合によっては制裁を課す他、裁判所に控訴することもできる。また照会や自らの発意により、政府に意見書や勧告を提出する場合もある。歴史的には、まず 1953 年 8 月 9 日に発令された「国営企業および経済的もしくは社会的目的を持つ機関に対する国家による監視」に係るデクレにより、経済省に協定技術委員会 (Commission technique des ententes) が設置された。その後、1977 年に競争委員会 (Commission de la concurrence) が設立され、1986 年 12 月 1 日に公布された価格と競争の自由に係るオルドナンス (1986-1243) によって管理価格が廃止され、経済主体の市場原理が確立された際に、制裁措置など権限が拡充された。2008 年 8 月 4 日に公布された経済の近代化に関する法 (2008-776) では、独立性が強化され、合併や買収を審査する権限も有するようになった。2015 年 8 月 6 日に発令された「マクロン法」と呼ばれる「経済の機会均等・経済活動・成長のための法律」(loi no 2015-990 du 6 août 2015 pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques) により、法律専門職 (公証人、廷吏、競売人など) の規制に関する追加業務を与えられた。
銀行口座証明	Relevé d'identité bancaire, RIB	銀行口座の保有者の身元と IBAN コードや SWIFT コードなどを含めた銀行情報を記載した書類。口座振替や銀行間決済による送金、請求書や給与の支払いなどを行うために使用される。口座明細書、小切手などに付随しているが、キャッシュディスペンサーからのプリントアウトや銀行のサイトの個人ページからダウンロードすることもでき、場合によっては銀行窓口で手に入れることができる。

クリエイティブ・ヨーロッパ	Creative Europe	2013年11月19日に欧州議会によって承認、2013年12月3日に欧州理事会で採択され、2014年1月1日に発効した欧州連合による文化と創造分野に対する7年間の支援プログラム(1295/2013)。欧州における文化的・言語的な多様性や遺産の保護、発展を促進し、文化と創造の分野、特に視聴覚分野の国際的な競争力と経済的可能性を高め、ニーズや課題に対応する活動を支援することを目的とする。映画や視聴覚部門を対象とする「MEDIA (メディア)」、舞台芸術や視覚芸術、遺産などの部門を対象とする「CULTURE (カルチャー)」そして「CROSS-SECTORAL (他分野間の連携)」の3つのサブプログラムに分かれている。2014年～2020年は14億7,000万ユーロの予算が組まれ、その内訳は、「MEDIA」が56%、「CULTURE」が31%、「CROSS-SECTORAL」が13%であった。新たに2021年～2027年のプログラムが更新され、予算は24億4,000万ユーロに増額された。
経済的共同体	communauté d'intérêts économiques	RGA 第232条9項における記述に従い、映画館所有者は異なるが、それぞれの映画館が映画館の営業権を持つ経営者と主要な株主を同じくする興行会社に属している場合、それを1つの経済的利益共同体と見なすことができる。
元老院	Sénat	国民議会の項へ
公開ライセンス	visa d'exploitation	Code L.第211条1項により、フランス国内で上映される映画作品は、フランス映画・外国映画、長篇映画・短篇映画、本篇・予告篇の違いにかかわらず、一般公開前に公開ライセンスの交付を受けなくてはならない。映画レイティング委員会 (comités de classification と commission de classification の2段階がある) の意見を受けて、文化相が決定する。交付は作品が完成し、映画テレビ登録制度 (RCA) に登録されていることが前提条件。申請は、一般公開の1か月前までに行わなくてはならない。ライセンスの分類は以下の通り。全ての年齢の観客への上映を許可するライセンス / 12歳以下の未成年への上映禁止を伴うライセンス / 16歳以下の未成年への上映禁止を伴うライセンス / 18歳以下の未成年への上映禁止を伴うライセンス / RGA L. 第311条2項に記載されている映像記録を含むことにより18歳以下の未成年への上映が禁止されていることに伴うライセンス。これらの映画は、文化相のデクレにより「ポルノ映画、ないしは暴力を惹起するもの」、いわゆる「X」指定として分類される。RGAの条項では、自動支援、選択支援による助成を受けられない対象として、「ポルノ映画ないしは暴力を惹起する作品」が言及されている。公開時期が迫っている作品については、暫定的なライセンスの交付を受けることも可能である。映画祭での上映、非商業的な上映、シネクラブやシネマテークでの上映、公共サービスの一環として行われる上映、病院内での上映、映画館主や劇場経営者が行う無料上映、野外上映についてはライセンスの申請は必要ない。
公設法人	établissement public	CNCの法的地位である公設行政法人は、公設法人 (établissement public) の分類の1つ。公設法人は大きく、フランス国立図書館 (Bibliothèque nationale de France [BnF]) やルーブル美術館 (Musée du Louvre) のような行政的な性格を有する公設行政法人と、フランス国立映画学校 (École nationale supérieure des métiers de l'image et du son [FEMIS]) やフランス国立視聴覚研究所 (Institut national de l'audiovisuel [INA]) のような産業・商業的な性格を有する公設商工業法人 (établissement public industriels et commerciaux) の2つに分類されるが、いずれも国民一般の利益に応えるために、監督官庁との連携により、運営面ならびに財政面で一定の自律性を持っている機関である。現在、文化省が所管する公設法人は、国立建築大学、地域圏の国立美術大学、文化科学・職業訓練的な性格を有する公設法人を含め、75の機関がある。また、上記の分類以外に、文化関連ではたとえば、2002年から、公共文化事業のために国や複数の地方自治体によるパートナーシップ形成を可能にする「文化協力公設法人」が設定されている。

Code	Code	Code は、フランスにおける法秩序の階層のなかで制定される法などの体系を指し、「法典」と訳される。法 (loi)、オルドナンス (ordonnance。国会の授権による立法)、デクレ (décret (政令))。命令制定権を行使できる大統領または首相によって執行され、共和国大統領デクレ、国務院デクレなどがある)、アレテ (arrêté (行政命令))。大臣、県知事、コミューンの長、その他行政機関による命令、規則、処分などの総称) からなる。 本報告書において Code という略記は、映画映像法典 (Code du cinéma et de l'image animée) のことを指し、映画映像法 (Partie législative)、映画映像法施行令 (Partie réglementaire)、CNC による資金助成の一般規則 (Règlement general des aides financières du Centre national du cinéma et de l'image animée。RGA と略す) の 3 部から構成されている。
国際税額控除	Crédit d'impôt international, C2I	税制の国際的な競争が激化する中、撮影や特殊効果などのポストプロ作業をフランス国内で行うことを促すための税制優遇措置。製作の全体もしくは一部がフランス国内で行われる外国主導の作品は製作費の一部を税額控除でき、製作総指揮を担当するフランス国内に設立された会社が対象となる。専門家で構成された委員会による作品の選定後、フランスの文化、遺産、地域と作品の関連性を検証する点数に基づいて、CNC が付与する。税額控除率は 30% だが、2020 年 1 月 1 日以降、実写で製作され、15% 以上のショット (1 分間に平均 1.5 ショット) がデジタル処理されている作品で、視覚効果のデジタル制作にかかるフランスでの支出が 200 万ユーロを超える場合、40% のボーナスレートが適用されている。
国際標準視聴覚番号	International Standard Audiovisual Number, ISAN	ISO 15706-1 (2002)、157-6-2 (2007) に基づき、映画、ビデオ、テレビ、デジタル作品など全ての視聴覚作品を対象に、一意に付される番号。24 桁の数字から成り、冒頭の 16 桁が作品を同定するもの、続く 8 桁が同作品の特定のバージョンを指示するもの。さまざまなメディアやフォーマットに基づいた映画やテレビ番組等のデジタル配給が急速に進行するなかで、作品とそのバージョンの同定、作品公開や権利者の登録、権利侵害に関する係争への対応が必要とされることから生まれた。CNC では、2017 年 1 月 1 日より、自動支援、選択支援に関係するあらゆる作品について、ISAN 番号の取得を求めている。
「国境なきオーディオ・メディア・サービス」指令	Audiovisual Media Services without frontiers Directive / Directive 《Services de médias audiovisuels sans frontières》	技術の発展とオーディオビジュアル市場の構造の変化を考慮し、2007 年 12 月 11 日に「国境なきテレビ」(TVWF) 指令の規則が改訂された (2007/65/EC)。視聴覚サービスの提供者に対する規制の負担の軽減と、ヨーロッパの視聴覚コンテンツの資金調達を容易にすることも目的としている。視聴者が受動的に受信するテレビ、インターネット、携帯電話をリニア・サービス、選択できるビデオオンデマンドをノンリニア・サービスと区別している。広告の挿入規制の柔軟化、プロダクト・プレイスメントの法的な枠組みの確立、メディアの多元性の促進、文化多様性の促進が盛り込まれている。
「国境なきテレビ」指令	Television Without Frontiers, TVWF / directive 《Télévision sans frontières》, TVSF	フランスの提唱により、1989 年 10 月 3 日に制定された EU による視聴覚政策の指令 (89/552/EEC)。EU 各国のテレビ番組に対する規制を調整し、共通化させることと目的とし、EU 域内でのテレビ産業の発展と、国境を超えた番組の自由な流通を保証し、また、実現が可能な限り、適切な方法において放送時間の 50% 以上を欧州の作品が確保するという、2 つの基本原則に基づいている (ただし、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く)。文化的多様性、未成年者、反論権など公益に関する重要な課題の解決にも貢献している。
国際フィルムアーカイブ連盟	Federation internationale des archives du film, FIAF	世界の映画保存機関から構成される国際機関。1938 年 6 月 17 日、パリにてシネマテーク・フランセーズ (パリ)、ライヒスフィルムアルヒーフ (ベルリン)。1945 年に消滅)、英国映画協会 (ロンドン)、近代美術館フィルムライブラリー (ニューヨーク) が「国際フィルムアーカイブ連盟のための協定」署名し、設立された。現在はブリュッセルに本部を置き、79 カ国 171 機関が加盟している。映画保存のための倫理規定とアーカイブ作業の全分野における実用的な基準を設け、世界の映画遺産の救出、収集、保存、上映、普及に取り組み、相互協力による国際的な遺産の利用を可能にしている。また国際レベルでの歴史研究の促進や、保存およびアーカイブ作業のトレーニングと専門知識の育成などにも力を入れている。

国民議会	Assemblée nationale	フランスにおける現行の第五共和制憲法（1958年制定）は、議会内閣制と大統領制の中間的な政治体制を定めているが、議会は国民議会（下院）と元老院（上院）の二院制を敷いている。国民議会は、小選挙区制による直接選挙で選ばれた任期5年の議員によって構成され、政府を構成する首相およびその他の大臣は、国民議会に対して責任を負う関係にある。直接選挙によって選ばれ、議会の信任を要しない大統領は、国民議会の解散権や首相の任命権を持つ。元老院は、各県単位の選挙人団による間接選挙によって選ばれた任期6年の議員によって構成され、大統領の不在ないしは執務不能の際には、元老院議長が大統領の職務を行使する。
元老院	Sénat	
国務院	Conseil d'État	1799年に創設された国務院は、政府からの諮問を受けて、法案や政令案に対する答申や、行政問題や公共政策に対する研究を行うとともに、行政裁判所の最上級審としての機能も果たしている。憲法において、その存在と権限が示され、細目は「行政裁判法典（Code de justice administrative）」によって規定されている。
国立統計経済研究所	L'Institut national de la statistique et des études économiques, INSEE	1946年4月27日の財政法によって設置され、現在経済・財政省所管の独立した専門機関として、フランス全土における経済と社会に関する情報を収集・分析し、周知させる任務を担っている。国勢調査や各種アンケート調査を行うとともに、公認指数の発表や、個人ならびに企業・団体についての情報の管理も行っている。
財務法案	Projet de loi de finances, PLF	毎年秋にフランス政府は、経済的および財政的均衡に従い、翌年の国家財源と財政負担の金額、性質、配分を文書にまとめて提出する。その後、国務院、財政高等評議会での審議を経て、閣僚会議に提出される。閣僚会議で採択された法案は、政府によって10月の第1火曜日までに国民議会に提出され、国民議会は40日、上院は20日以内に財務法案の審査と投票を行う。国民議会での期間内に採択されなかった場合、上院は15日で討議して採択する。この期間を超えても採択されなかった場合、政府は条例によって財務法案を実施する権限が与えられている。
作業員	ouvriers	作業員とは「撮影クルーとして従事する者」および「撮影セットに従事する者」を指している。
視聴覚技術高等委員会 (CST) RT043 によって明らかにされている技術推奨	Recommandation Technique CST-RT043	視聴覚技術高等委員会（Commission supérieure technique de l'image et du son, CST）のワーキンググループが公表している、「映像作品の継続的な上映・映写を保証するための保管契約に関するベストプラクティスについての技術推奨」。2016年10月の業界団体による合意を受け、知的財産法第132条27項の適用に合わせ、同年10月7日にアレテが公布。製作者に対し、完成作品の主たる素材の保存について、その調査結果の履行を求めることと、それらの素材を現時点で利用可能にしておくための措置の履行義務を定めることが、改めて確認された。これに基づき、CSTはこの技術推奨により、使用技術（LTO、ハードディスク、ストレージサービス）にかかわらず、主たる保存機関の専門職員が留意すべき必要な事項を公表している。詳細な仕様については、現在2018年版の附則（CST-RT-043-annexes）で明らかにしている。視聴覚技術高等委員会は、映画テレビ分野におけるフランスの専門職の公益法人。組織の目的は、映画における映像ならびに音響の製作、放送の技術的クオリティを確保することとあり、CNCの所管の下、映画上映施設事業者に対して営業許可を与えるのに先立ち、技術的な標準と仕様が、上映のための全ての技術的な装置において遵守されることを保証している。
視聴覚高等委員会	Conseil supérieur de l'audiovisuel, CSA	1989年に創設された、フランスの視聴覚メディアの規制を担当する独立公的機関。個人の権利と自由の尊重の保護、市場の経済的および技術的規制、社会的責任に基づき、視聴覚コミュニケーションにおいて、一般市民とプロフェッショナルの利益のために表現の自由を保障することを使命としている。2013年11月15日に公共放送の独立性に関する法律（2013-1028）が制定され、公共放送に法人格と独自の財源が与えられ、その地位が強化されている。デジタル時代に対応するために、CSAと2009年に設置された「インターネットにおける著作物の頒布および権利の保護のための高等機関」を統合する「視聴覚・デジタル規制機関」（Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique, ARCOM）が2022年1月1日に創設されることになっている。

視聴覚メディアサービス	Service de média audiovisuel, SMA	オーディオビジュアル・メディア・サービス指令 (Audiovisual Media Services Directive, AVMSD) の項へ
シネナム	Cinenum	2010年9月30日に発布された「映画上映施設のデジタル設備に係る法」(2010-1149)に基づき、映画館のデジタル化のためのデジタル機器購入の資金調達を目的に、CNCが地方自治体の支援を受けて2010年より実施した前貸制度の助成。申請は2013年7月30日で締め切られている。対象は1～3スクリーンの映画施設から、2012年6月には年間平均で週五回以下の上映回数の映画館、2012年10月には移動巡回型の映画上映施設にも広がられた。2013年5月30日発表のCNCの報告によると、2012年12月31日までに認可された950施設の1280スクリーンがデジタル化された。
シネマ・オンブズマン	Le Médiateur du Cinéma	1982年7月29日の法により設置された、映画館での映画配給に関する係争の事前調停を任務とする団体で、配給会社と映画館経営者との仲介役を果たしている。2009年以降、その業務はCode L. 第213条1～8項のなかで明文化されている。
シネマテーク・フランセーズ	Cinémathèque française	1936年9月2日にアンリ・ラングロワ、ジョルジュ・フランジュ、ジャン・ミトリ、ポール＝オーギュスト・アルシによって創設された私立の映画機関。映画文化の発展への貢献のために、作品の収集、保存、上映を目的としており、脚本、ポスター、写真、衣装、デッサン、機材なども収集し、そのコレクションは世界有数のものとなっている。2005年にパリ12区のベルシー地区に移転し、2007年には1994年創立の映画文献資料図書館 (Bibliothèque du Film, BIFI) を統合した。近年では定期的に企画展を開催すると同時に、子供向けの映画教室、奨学金や研究者の受け入れなど、教育面にも力を入れている。
社会保険・家族手当保険料徴収組合	Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales, URSAFF	フランスの社会保障制度の財源となる従業員と雇用者からの社会保障負担金を徴収することを主な業務とする公共サービス任務の委託を受け、1960年に設立された民間組織。疾病保険、家族扶助、年金、労災保険といった一般的な社会保障制度、およびその他の組織や機関 (失業保険制度、国民住宅支援基金、高齢者連帯基金、普遍的医療給付基金、補足年金制度および家事労働者の生活保障など) の徴収を行う。自営業者やフリーランスなども登録ができる。社会保険の申告登録を行わない場合は、URSAFFが業務を所掌する概要一覧 (tableau recapitulatif TR) の作成を求められる。また、URSSAFのネットワークを統括する公法上の機関として、社会保険機構中央機関 (Agence Centrale des Organismes de Sécurité Sociale, ACOSS) がある。
社会保険記名申告	déclaration sociale normative, DSN	2017年1月1日以降、これまで雇用者から社会保障機関に対し行うことが必要だったさまざまな申告を、オンライン上で一元化することを可能にしたシステム。
社会保険年間申告	déclaration annuelle de données sociales, DADS	被雇用者を有する全ての会社が行わなければならない申告手続き。税務当局や社会保障機関との間で共有される本文書において、雇用者は会社と被雇用者に関する情報を提供する。それぞれの被雇用者は、仕事の内容や資格、給与が支払われる期間の初日と最終日、支払われる時間数、雇用条件 (フルタイム、パートタイムなど)、報酬の支払額などの情報を申告する。なお、2018年分の給与について、2019年1月に「社会保険記名申告 (DSN)」を行っている場合は、社会保険年間申告は不要になっており、DADSからDSNへの切り替えが進行している。

上映プログラム編成への関与	Les engagements de programmation	2016年5月13日にカンヌにて締結されたプロフェッショナル間協定。映画映像法典（Code R）第212条30項に基づき、フランス国内の主要な興行会社は、社会全般の利益のためにフランス国内での映画作品の提供によって多様性を保障し、広く普及させることを誓約する義務を負う。大衆的な作品の上映回数を制限し、逆にヨーロッパ作品および鑑賞機会の少ない作品ならびに独立系の弱小な配給会社の作品の上映を促進することが掲げられている。自由競争と作品の可能な限り広域な公開の障害とならないよう、興行会社の活動やプログラム編成の合意を規制する目的も担っている。この誓約はCNCの代表により承認されなければならない。6スクリーン以上を所有する映画館、もしくはその地域内や国内での総入場者数における占有率が高い映画館が対象となり、映画映像法典（Code L）第212条23項2にその事業者が記載されている。
商業・会社登記簿	Le registre du commerce et des sociétés, RCS	商業裁判所書記課が管理する登記簿で、フランス国内において商業活動を行う法人ならびに個人は全て、この登記簿に登記することが義務付けられている。
職業別協定	Accord Professionnel	職業別協定とは、フランスにおける労働協定のうち、特定の職業を対象としたもの。労働協定にはその他、交渉レベルと適用範囲に応じて、複数の職業・産業を対象として全国レベルで締結される「職際全国協定」（accord national interprofessionnel）、特定の産業部門を対象として締結される「部門別協約」（convention collective de branche）、特定の企業を適用範囲とする「企業協定」（accord d'entreprise）、事業場を適用範囲とする「事業場協定」（accord d'établissement）がある。
製作会社代表	producteur délégué	CNCが2013年12月に出版した報告書 <i>L'économie des films française</i> , p. 5 では、製作会社代表を、以下のように定義している。「製作会社代表とは、製作に対して責任を負う者である。共同製作者とともに、そのイニシアティブと、資金調達、技術、芸術の各方面での責任を共有し、作品完成を保証する。製作会社代表は、映画の作者との契約に基づいて、映画の上映権によって発生する利益を得る。つまり、製作会社代表とは製作の支柱であり、著作権の管理者である」
創作上の技術協力者	techniciens collaborateurs de création	「創作上の技術協力者」とは、以下の業務に従事する技術者を指している。監督以外の演出／制作進行／撮影／装飾／音響／編集／メイク。 映画製作の分野における専門職としての「創作上の技術協力者」という地位は、CNCからの助成金や税額控除の恩恵を受けたいと考えている作品にとって、大きな影響力を有している。たとえば、この専門職に従事するフランスの技術者を最低限の人数、雇用することが求められる。つまり、映画製作の拠点が外国に移されるようなときに、この専門職としての地位は、その雇用を簡単に外国人に依存させないための仕組みとして働くことになる。
SOFIE 情報処理技術	Soutien Financier Extranet, SOFIE	CNCが助成申請や申告の受付にあたり使用しているエクストラネット。
地域圏文化行政局	Directions regionales des affaires culturelles, DRAC	1977年以降、フランス文化省は18の地域圏に国の政策を地方レベルで調整する役割を担う文化局を設置している。1992年2月6日に「共和国の地方行政に関する指針法」（1992-125）が制定され、DRACも地方に分権されたサービスとなった。2010年に建築・遺産部門と統合。遺産に対する知識と保存、活用、建築の振興、全分野における芸術的創造と普及の支援、芸術と文化の教育と知識の伝達、文化的多様性の促進と観客の拡大、文化経済と文化産業の発展、フランス語とフランスにおける他言語の振興など、国の文化政策を実施する責任を負っている。

地方映画館開発事務局	Agence pour le development regional du cinéma, ADRC	文化省の主導により、1983年2月11日に設立された公益法人。映画館経営者を中心に、現在約1,400の会員を擁し、映画館と映画へのアクセシビリティを高めるための情報提供を目的に、コンサルティング事業を行うとともに、追加コピー作成への助成や、映画遺産・短篇映画・子供向け映画の配給支援などもおこなっている。地域に根ざした文化活動としての映画館、「近所映画館」というアイデンティティの強化と発展を旨として、活動している。なお、『文化庁「芸術創造推進事業（アーツプラン21）」芸術創造基盤整備 21世紀の芸術振興策を考える～芸術振興のための法と制度 中間報告書 ヨーロッパの映画振興を中心に』（財団法人国際文化交流推進協会、2002年）67～69ページにおいて、日本語でADRCが紹介されている。
デクレ	Décret	1958年10月4日制定の第五共和国憲法に定められた、命令制定権を持つ大統領もしくは首相によって行使される一般的または個別的効力のある執行命令。日本の政令にあたる。法体系としては、憲法、法、オルドナンス (ordonnance) の下位となり、アレテより上位にあたる。国民議会や上院での審議を通す必要はない。形式としては閣議を経て大統領が署名するデクレ (Décret en Conseil des ministres)、内閣の承認を得たデクレ (Décret en Conseil d'Etat)、単純デクレ (Décret simple) があり、行政立法としてのデクレと、法律の施行令としてのデクレに分類される。
テレビ番組	œuvres audiovisuelles	テレビで放送されている作品で、以下のカテゴリーに含まれないもの—長篇映画作品、ニュース、バラエティ、ゲーム、セットで制作されるフィクション以外のプログラム、スポーツ放送、広告、テレビショッピング、プロモーション、文字多重放送。
テレビ番組産業支援会計	Compte de Soutien aux Industries de Programmes, COSIP	伝達の自由に関わる1986年9月30日法(1986-1067)に基づいて設立された、CNCが管理するテレビ番組への金融基金。受信料、ライセンス料、広告収入などテレビ放送事業者の売上に課せられた税金によって運営されており、納税額は売上高の5.5%を上限とした累進課税方式になっている。テレビ番組の制作を奨励し、遺産価値のある作品の資金不足を補てんする目的を持っている。2007年からはニューメディアのためのプロジェクト、2008年からはテレビとインターネットの両方のための「ミックス」のプロジェクトも対象となった。また2011年4月に発令されたデクレ「web COSIP」はフランスで設立されたプラットフォームの番組制作を対象としているが、プラットフォームだけに事前購入(プレバイ)されたプロジェクトには適用されない。
テレビ番組の革新に対する助成基金	Fonds d'aide à l'innovation audiovisuelle, FAIA	テレビ番組のジャンル(フィクション、アニメーション、クリエイティブ・ドキュメンタリー)を超えたCNCの助成プログラムで、脚本の執筆段階(創作[コンセプト作り、共同者とのコンセプト作り、執筆]、リライト、国際共同製作における共同執筆を含む)と開発段階を対象に、助成が行われる。
登記簿抄本	extrai kbis	商業裁判所の書記課が管理する商業・会社登記簿から作成される抄本のことを言う。
当初予算法	Loi de finances initiale, LFI	1959年1月2日に制定されたオルドナンス(59-2)で、2001年8月1日に改正(有機法2001-692)された予算法に関連する予算組織法(la loi organique relative aux lois de finances, LOLF)に基づく新たな予算規則。予算の一年制の原則に基づき、年間の国家財源と予算を規定し、あらゆる種類の課税(税金と関税)の徴収を認可する法律。国が自ら資金を調達するために借入れをすることも認めている。全ての省庁の予算は公共政策に貢献する「ミッション」という形のプログラムで提示される。
ドラマティック・コンテンツ	Contenu dramatique	一般税法典第220 quaterdecies 条第2項1.bに基づき、国際税制控除の資格を有する作品には、ドラマティック・コンテンツとして、フランスの文化、遺産、領土に関連する要素を含まなければならないとされ、その程度についてポイント計算が行われている。
2018年のオーディオビジュアル・メディア・サービス指令(AVMSD)		オーディオビジュアル・メディア・サービス指令の項へ

破毀院	Cour de cassation	フランスにおける司法裁判所の最上級審。下級裁判所の判決に対し、例外的な不服申し立てである破毀の申し立てを管轄する。事実審理はなく、法律問題のみを審理の対象とする。「破棄院」と表記される場合もある。
普及活動への関与	Les engagements de diffusion	2016年に締結されたプロフェッショナル間協定に基づき、2017年1月1日から施行された、配給会社側による誓約。アール・エッセイ映画に推奨される「有望な」作品を、社会全般の利益のために、人口5万人以下の市町村に所在する175以上の映画施設で作品を上映する公開計画を立てることを義務付けている。これにより、現在フランスでは当該作品の17%が全国で175～250の映画施設、25%が250以上の映画施設で上映されるという成果を出している。
フランス・アール・エッセイ映画館協会	Association française des cinémas art et essai, AFCAE	1955年に映画監督、映画批評家らによって結成され、アンドレ・マルロー文化相のもと、公的な地位を得て、活動が本格化した。現在では、1,130の映画館（2,400スクリーン）と25の地域圏ないしは県の公益法人を会員としてネットワーク化し、アール・エッセイ映画の推薦業務にあたるほか、地域における映画館の多様性の維持や、作家映画の擁護、若年層の観客へのトレーニングなどを目的とした事業を展開している。アール・エッセイ映画の推薦は、配給会社からの推薦に基づき、公開を6～8週間後に控えた作品について、推薦審議（50名）が行われる。その後、専門委員会（15名）による判定により、推薦が決定する。推薦には、公開ライセンスの取得と、国内公開のため最低3本のコピーを作成していることが条件。封切後、AFCAEのサーチエンジンにおいて公表される。
フランス映画撮影監督協会	Association française des directeurs de la photographie cinématographique, AFC	1990年にアンリ・アルカン、ラウル・クタールらによって設立された、プロフェッショナルの撮影監督の協会。会員の招待による入会システムを取っており、現在は100人以上のメンバーを有している。CNCが支援し、映画技術産業やサービス提供者が準会員としてサポートしていることにより、この三者による連携がクオリティの高い映像の維持と新しいテクノロジーの導入を実現している。またヨーロッパ内で32、世界からは15の協会が所属する国際撮影監督連盟（Imago）の共同設立者でもある。
フランス映画輸出業者協会	Association des exportateurs de films, ADEF	1999年3月に設立された非営利団体。公的機関に対するフランスの映画輸出業者を代表する窓口的役割を担っており、現在、30社近くが会員となっている。作品の輸出に関する技術的な問題の検討、フランスもしくはヨーロッパ映画の輸出のためのさまざまな助成の審議への参加、輸出業者の利益に関するあらゆる問題を調査する目的を持っている。
フランス海外県	Départements d'outre-mer	フランスの海外領土のうち、グアドループ、マルティニーク、ギアナ、レユニオン、マイヨットの5県を指し、基本的には本土と同じ法律下に置かれている。一方、ポリネシア、ウォリス＝エ＝フツナ、サン＝ピエール＝エ＝ミクロン、サン＝マルタン、サン＝バルテルミーは海外準県（Collectivité d'outre-mer）、ニューカレドニアは特別共同体（Collectivité sui generis）と呼ばれ、本土とは異なる法制が敷かれる場合がある。
フランス規格協会	Association française de normalization, AFNOR	1926年に設立されたフランスの標準化団体で、1947年設立の国際標準化機構（International Organization for Standardization, ISO）の創立メンバー。2009年6月16日のデクレに基づき、各業種の関連団体を会員として、フランスにおける標準化システムを主導するとともに、情報提供、トレーニング、認定、評価などの業務を行っている。
フランス公的投資銀行	Bpifrance	中小企業に対する公的支援を一元化するために、2013年に設置され、中小企業に対する融資・保証、長期にわたる出資、輸出保証の3つを業務の中心としている。融資は中長期の融資と成長企業に対する無担保融資だが、民間金融機関との協調融資が原則となっている。また、保証について、民間金融機関からの融資に対して、損失額の40～70%を保証している。

フランス国立視聴覚研究所	L'Institut national de l'audiovisuel, INA	1975年に設立された、産業・商業的性質を持つフランスの公的機関。文化省の監督下に置かれている。1974年8月7日に制定されたラジオ放送とテレビに関わる法（1974-696）により、フランス放送協会（Office de Radiodiffusion Télévision Française、ORTF）の解散、フランス・テレビジョン（France Télévisions）やラジオ・フランス（Radio France）など公共放送会社7社の設立とともに、INAの設置も決められた。INAは、テレビ番組のアーカイブ、制作、研究、教育を目的にしており、プロフェッショナルや研究者だけでなく、一般向けにもサービスを行っている。1992年にテレビとラジオの番組の法定納入が開始され、2002年にはケーブルテレビと衛星テレビ、2005年には地上デジタルテレビ、2016年にはウェブメディアも対象となった。
フランス・フィルムコミッション	Film France	CNCの支援により、フランス本土および海外県におけるフィルムコミッションのネットワーク組織として、フランスにおける撮影とポストプロダクション作業のプロモートを行っている独立機関。労働許可や撮影許可に関する当局との交渉のサポート、技術者やサービスプロバイダー、スタジオ、ポストプロダクション業者などの確保の協力、地方当局による経済的支援への助言、などを主な業務としている。
ブルム＝バーズ協定	Accord Blum-Bynes/Blum-Bynes Agreements	1946年5月28日、米国務長官ジェームズ・バーズと仏代表レオン・ブルムによって署名された米仏間の貿易に関する諸条約で、アメリカに対するフランスの戦争負債を帳消しにするために、アメリカの産品に対する市場開放を約束した協定。このとき定められたクォータ制に対し、フランスで映画の製作・配給・興行に関わる映画人やフランス共産党は、自国の映画産業を弱体化させ、将来大量失業を招きかねないと反発した。映画研究者の中村秀之によれば、この協定の結果、「46年上半年に上映されたアメリカ映画は38本に過ぎなかったのが、協定締結後の同年下半期には144本に急増し、翌47年上半年には388本に達した。興行収入に占めるフランス映画の割合は、38年の65%、43年の85%に対して、38%にまで落ち込む。このため「フランス映画防衛委員会」を中心とする抗議運動が高まり、48年1月には1万人デモも行われたほどである」と述べている（中村 2003: 93）。その後、クォータ制改正に向けた再交渉により、48年9月に締結されたキャプリー＝シューマン協定では、四半期ごとのフランス映画の上映期間を5週間に延長するとともに、映画輸入に伴う数的なクォータも導入された。 ところで、このクォータ制は現在でも公式には破棄されていないと言われているが、実際にはもはや機能していない。「ブルム＝バーズ協定から数年のうちに、フランスが映画支援プログラムを創設したことで、協定の規約は実質的に時代遅れになってしまった」（Jeancolas 1998: 51）と考えられている。ただし、このクォータ制によって始まった、できるだけ多くのフランス映画を一定の期間内にまとめて公開するという興行上の慣習は、今でも残っており、土曜の夜にハリウッドの大作がシネコンの多くのスクリーンで上映されている一方、自国の映画はオフピークの時間帯に時折上映される、といった現象に繋がっている。 上に引用した文献は、下記の通り。 Jeancolas, J.-P. (1998). From the Blum-Bynes Agreement to the GATT Affair, in G. Nowell-Smith & S. Ricci (Eds.), Hollywood and Europe: Economics, Culture, National Identity 1945-95. London: Bfi Publishing. 中村秀之 (2003) 『映像／言説の文化社会学—フィルム・ノワールとモダニティ』 岩波書店
フレンチ・イニシアティブ作品	Film d'initiative française	フランスで設立された製作会社1社、ないしは複数社による共同製作で過半数をフランスが占め、著作権がフランスの会社に帰属する作品。
フレンチ・オリジナル作品	œuvres d'expression originale française	オリジナル版の全篇ないしは主たる部分が、フランス語ないしはフランスの方言言語が使われている作品。

文化創造産業のための債務保証	Cultural and Creative Sectors Guarantee Facility	文化創造産業において、資金調達のためのアクセスが限られていることから、EUのクリエイティブ・ヨーロッパ・プログラム（2014～2020年）では、文化創造産業におけるさまざまな構想に対し銀行が行う融資を保証するためのメカニズムとして、ヨーロッパ協議会のヨーロッパ投資基金から1億2,100万ユーロを充当している。このような触媒的な機能により、6億ユーロの貸し付けが見込まれている。
文化多様性条約 （文化的表現の多様性の保護 および促進に関する条約）	Convention sur la protection et la promotion de la diversité des expressions culturelles	2005年10月20日にUNESCOが採択し、2007年3月18日に発効した国際法。「文化的例外」の概念のパラダイムシフトとして新たに生まれた概念で、急速に進化したグローバル化を踏まえ、文化表現の多様性を保護する必要性を唱えている。自国内での政策および措置を維持、採用、実施するための国の主権的権力を再確認するだけでなく、発展途上国との国際協力と連帯を強化し、支援することも明記されている。2020年の時点で批准国は149カ国となっている。
文化的例外	Exception culturelle	文化の創造は商業的財産には相当せず、国際法や文化政策において、自由貿易の規定から視聴覚作品および製作を保護するという概念。ウルグアイ・ラウンドの交渉時にフランスから主張された。現在、フランスの文化・芸術創造に対する国の支援制度では、この概念に基づき、テレビ・映画・音楽を含む全ての文化分野に関する一連の法規制措置が定められている。
包括的一括適用免除規則	General Block Exemption Regulation, GBER	EUの市場競争に関する根拠法は、EUの機能に関する条約(Treaty on the Functioning of the European Union, TFEU)であるが、特定の業界や協定には適用されない場合があり、国家補助は、必要不可欠なインフラに対する地域援助という観点から、適用が緩和されている。本規則の第53条は、公権力によって文化的ないしは自然遺産として認められたものに関する条文である。
法定最低賃金	Salarie minimum interprofessionel de croissance, SMIC	フランスでは従業員が受け取らなければならない全職種最低成長賃金が法律で定められている。週35時間を基準に計算される月額最低賃金と時給最低賃金がある。実習生や勤務6か月以内の18歳未満の従業員などは控除される場合もある。最低賃金は毎年1回から数回、政府が物価指数や賃金の上昇に応じて再評価し、政令にて定めている。
メディアのタイムライン	Chronologie des médias	映画作品の劇場公開、テレビ放映、オンライン配信など、さまざまな展開のタイムラインを定める規制。映画館での公開を保護することを第一の目的としている。フランスでは1982年7月29日に制定された視聴覚通信に関する法律（1982-652）の第89条に基づき、1983年1月4日付けのデクレ（1983-4）にて発令されたが、その後、2019年1月25日付けのアレテで改正された。欧州ではEUによる「国境なきテレビ」指令（89/552/CEE）でその基礎が築かれたが、1997年6月30日の改正（97/36/CE）によって、このタイムラインは権利者と放送局の間の相互協定によって設定されることになった。フランスは現在でも国レベルで規制しており、近年の配信プラットフォームの台頭により、国を超えた問題に発展している。フランスではコロナ禍によって映画館の閉鎖が続いたため、2020年3月23日に「新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法（2020-290）」が公布され、この中で2020年3月14日の時点において映画館で公開されていた作品に対する例外措置として、ビデオオンデマンド（VOD）およびDVDでの流通を認めた。この措置は2020年11月27日のデクレによって、2回目のロックダウンの際も2020年10月29日の時点で公開されていた作品も対象となった。これにより、CNCは封切から4週間目の劇場入場者数が10万人に満たない作品に対し、申請によるビデオ販売の規制の免除認定を行った。
ユニフランス	Unifrance	1949年に設立された、フランス映画の海外での振興を目的とした独立組織。製作者、海外セールス、監督、俳優、脚本家、芸能事務所など1000人近い会員を有している。CNCなど公的機関の監督下にあり、役員会が提出する年間予算に基づき、CNCからの補助金を中心に、外務省からの財政支援に加え、会員費、パートナーシップなどの独自の財源によって運営されている。独自の専門知識の活用、国際的な存在感を使った関わり、イベントの開催、世界での公開の支援などを活動の機軸としている。

UNESCO による映像の保護および保存に関する勧告	Recommendation for the Safeguarding and Preservation of Moving Images	国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が1980年10月27日に採択した文書で、「映像（moving image）を諸民族の文化的独自性の一表現として、その教育的、文化的、芸術的、学術的および歴史的価値のゆえに、一国の文化遺産の一部を構成する」ものと捉え、「映像遺産を時間および環境のもたらす破壊の危険から守るため、適当な物資的保護が与えられることを確保する適切な手段がとられるべき」との観点から、映画保存のための措置を勧告している。文部科学省のHPで和訳が公開されている（ここでは「moving image」を「動的映像」と訳している）。世界の映画保存活動における基本文書の1つ。																																				
ヨーロッパ作品	œuvre européenne	EU加盟国原産の作品、ないしは特定の条件により、欧州協議会の「国境なきオーディオ・メディア・サービス」指令にとって第三国となる国の作品。																																				
ヨーロッパ・フィルム・エージェンシー・ディレクターズ協会	European Film Agency Directors Association, EFAD	ヨーロッパ諸国の政府の映画機関が集まり、協力、調整、意見交換を行うために2014年にブリュッセルに創立された非営利団体で、年間約30億ユーロの資金を拠出している。EU加盟国だけでなく、アイスランド、ノルウェー、北マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、スイス、イギリスも参加し、現在は35カ国が加盟している。ヨーロッパの映画作品およびテレビ番組の創作、製作、振興、配給、公開を促進し、表現の自由と文化の多様性をサポートすることを使命とし、映画遺産を含め、作品が多くの人にとって適切であり、アクセスが可能であることを目指している。																																				
ヨーロッパ・ポイント	Le barème européen	<p>CNCは製作認定や助成を行う際に、審査の基準としてさまざまなポイント制度を設けている。そのうち、ヨーロッパ作品としての資格を得るためのポイント制度はRGA第211条7項に記載されている。</p> <table border="1" data-bbox="791 1048 1404 1765"> <thead> <tr> <th>フィクション</th> <th>アニメーション</th> <th>ドキュメンタリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督：3</td> <td>コンセプトもしくは作者：1</td> <td>監督：2</td> </tr> <tr> <td>脚本：2</td> <td>脚本：2</td> <td>作者：1</td> </tr> <tr> <td>他の作者：1</td> <td>出演者のデッサン作成：2</td> <td>撮影：1</td> </tr> <tr> <td>主演：3</td> <td>監督：2</td> <td>録音：1</td> </tr> <tr> <td>助演：2</td> <td>絵コンテ：2</td> <td>編集：1</td> </tr> <tr> <td>他の俳優の報酬の50%：1</td> <td>美術：1</td> <td>他の給与の50%：4</td> </tr> <tr> <td>撮影：1</td> <td>美術の施行：1</td> <td>撮影もしくはポストプロ技術の50%：4</td> </tr> <tr> <td>録音：1</td> <td>アニメーターの給与の50%：2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>編集：1</td> <td>トレース・着色の給与の50%：2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美術：1</td> <td>ロストラム・カメラ：1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラボ、オーディトリウム、撮影スタジオ：2</td> <td>ポストプロ：2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	フィクション	アニメーション	ドキュメンタリー	監督：3	コンセプトもしくは作者：1	監督：2	脚本：2	脚本：2	作者：1	他の作者：1	出演者のデッサン作成：2	撮影：1	主演：3	監督：2	録音：1	助演：2	絵コンテ：2	編集：1	他の俳優の報酬の50%：1	美術：1	他の給与の50%：4	撮影：1	美術の施行：1	撮影もしくはポストプロ技術の50%：4	録音：1	アニメーターの給与の50%：2		編集：1	トレース・着色の給与の50%：2		美術：1	ロストラム・カメラ：1		ラボ、オーディトリウム、撮影スタジオ：2	ポストプロ：2	
フィクション	アニメーション	ドキュメンタリー																																				
監督：3	コンセプトもしくは作者：1	監督：2																																				
脚本：2	脚本：2	作者：1																																				
他の作者：1	出演者のデッサン作成：2	撮影：1																																				
主演：3	監督：2	録音：1																																				
助演：2	絵コンテ：2	編集：1																																				
他の俳優の報酬の50%：1	美術：1	他の給与の50%：4																																				
撮影：1	美術の施行：1	撮影もしくはポストプロ技術の50%：4																																				
録音：1	アニメーターの給与の50%：2																																					
編集：1	トレース・着色の給与の50%：2																																					
美術：1	ロストラム・カメラ：1																																					
ラボ、オーディトリウム、撮影スタジオ：2	ポストプロ：2																																					
預金供託金庫	Caisse des Dépôt et Consignations, CDC	民間の預金保護を目的に、1816年に設立された公設法人。従来、郵便預金などの非課税貯金を原資とした公共金融や投資・保険業務などを行ってきたが、1980年代以降、民間との競争関係にある部門の分離・子会社化が進み、現在では預金の管理運用、供託金や保険の管理、公共政策への融資などに業務を特化している。公共政策支援では、都市の再開発、中小企業育成、地域振興などを、主要なターゲットにしている。																																				

おわりに

フランス国立映画映像センター（CNC）が主体となって設計し、実行している映画振興のための助成システムについては、日本においてもこれまで、映画研究者や映画ジャーナリストによる詳しい紹介や分析がなされてきた（2000年以降に出版されたものとして、たとえば、中川洋吉『生き残るフランス映画—映画振興と助成制度—』[希林館、2003年]、林瑞絵『フランス映画どこへ行く——ヌーヴェル・ヴァーグから遠く離れて』[花伝社、2011年]がある）。映画人や業界人たちの口からは、しばしばCNCによる助成額の潤沢さや支援内容の分厚さを賞賛する発言がなされてきた。また、欧米のメディア政策について調査を行っている研究者らにとっても、フランスの映画支援制度とその動向は、恰好の題材として取り上げられることが多い。

しかしながら、CNCが映画、テレビ、その他の視聴覚メディア、および映像技術業界を対象に、100以上提供している支援プログラムの具体的な内容と、プログラムを運用するうえで必要となる諸制度、そして、それらを法的に規定し明文化している法令や規則との関係、これらを巨視的な視点で取り上げ、大きな見取り図として提示して見せるような作業には、これまで出会ったことがなかったように思う。

今回の調査が自ら掲げた目標に対し、十分な成果を達せられたかどうかは、正直心もとないが、少なくともその方向性は、上のような認識に立って、長篇映画を対象としたCNCの支援プログラムの全容を細部に至るまで明らかにし、何がその支援制度を支えているのかを提示することによって、フランスにおける映画振興のあり方についての地図を描くことにあったのである。

当初の調査計画からの転換

当初、調査チームで想定していたコンセプトは、個々の支援プログラムの内容やそれを支える法的規定などを十分に把握したうえで、支援制度が具体的にどのように運用されているのかを、担当者へのヒアリングを通して明らかにしていく、という方針だった。日本芸術文化振興会が行った「イングランド及びスコットランドにおける文化芸術活動に対する助成システム等に関する実態調査」において実践され、報告書の支柱ともなっている、助成する側の立場から見た支援制度の運用実態を明らかにする、という視点である。

しかし、2020年2月以降本格化した新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、その方針は大きな転換を迫られることになる。はじめのうちは、まだ現地調査を実施できるかできないか、見通しが立たない状態であったので、双方の可能性を見越しながら計画を立てていたが、現地がバカンスに入る頃には、もはや現地取材は断念。ならば、オンラインによるヒアリングを、と考えるはみたものの、CNC側の窓口をさせていただいた欧州国際関係局長のマチュー・フルネ氏も、コロナ禍における復興計画の立案に追われることとなり、メールのやりとりすら、思うように運ばない事態となった。

こうしたなか、まずはCNCによる映画支援制度を理解するうえで、最も基本的な文書になると思われた刊行物『年鑑』（Bilan）の公的資金（Les financements publics）に関する章と、フランスの映画・

映像に関する法令と CNC による助成金に関する一般規則をまとめた映画映像法典 (Code du cinéma et de l'image animée) の見出しの翻訳を依頼し、制度の概観を捉えることにした。この助走段階で、CNC が実施している支援プログラムが 100 以上に及び、それぞれに助成対象や申請資格、申請方法を詳述した文書が存在するとともに、対象や資格と直結する制度についての文書もまた、大量に存在することが判ってきたのである。

現地調査や現場担当者から生の声を聞くことがほぼ不可能な状況である一方、膨大な数の文書の存在を眼前にした調査チームとしては、CNC による映画支援制度の全体像と、制度が運用されるに必要な基盤的な制度を明らかにすることを報告書の骨格とし、それを裏付けている文書を丹念に翻訳し、骨格に合わせて構成し直すことで報告書を仕上げていく、という方針を立てることにした。担当者の肉声を聞くことがかなわず、具体的な映画作品に言及することもほとんど行わないなかで、支援制度の実態を血の通った姿として見せることはできないが、その骨格を末端に至るまで可視化し、骨を支え動かすために必要な筋肉の役割は明らかにすることはできるのではないか。このような姿勢へと、調査方針を転換させたのである。

膨大な文書群から見えてきたものは

現在、CNC の助成システムが対象としている領域は、映画のみならず、テレビ、ビデオ、デジタルコンテンツ、テレビゲームと、オーディオビジュアル・メディア全般に及んでいる。本調査では、文書の翻訳から支援制度の全体像とその実際的な運用を明らかにするという方法論を現実的なものにするために、そのターゲットを、CNC による支援プログラムの原点ともいえる劇場公開用の長篇映画に絞ることにした。

そのうえで、報告書では支援制度のあり方を論じることより、支援プログラムとそれを支える諸制度に関する情報を、可能な限り漏らさずに、的確に伝えることを心がけた。その結果、報告書は思いがけず、大部なものになった。ここに記された膨大な情報に対しては、さまざまな切り口により分析が可能であろうし、それは調査チームが望んだところでもある。ここでは、あくまでも私見として、調査から見えてきた CNC による助成システムの特徴と言えるものを、いくつか挙げておきたい。

- ① 自動支援と選択支援という 2 種類の制度を設計することによって、産業としての映画の振興と文化としての映画の振興を、両輪として展開させている。
- ② 興行、放送、配信という映画のバリューチェーンにおける出口が、入口となる映画の創作や製作を支援する仕組み、すなわち、助成の財源を、映画館の入場料やテレビの広告・配給、ビデオ販売やビデオオンデマンドのサービスに対する税で充当することにより、産業としてのサステナビリティを維持している。
- ③ とはいえ、創作や製作支援だけでは、産業のサステナビリティと文化の多様性を維持することは困難であるため、配給、公開、ビデオ販売、ビデオオンデマンド・サービス、海外プロモーション、映画遺産の保存・活用といったバリューチェーン全般にわたるきめ細かな支援プログラムを充実させている。また、新たな才能の出現や、製作や普及における新たなイノベーションを支える姿勢は、制度全体を通して一貫している。
- ④ 巨大で複雑な助成システムを支えている基盤には、財源となる税制のみならず、認定制度や法定納付、税制優遇や融資制度などがあるが、その入口にあたるのが、映画やテレビ番組の登録制度である。また、登録や認定を通して得られる膨大なマスターデータは、CNC の統計資料として活用されることになる。

- ⑤ CNC の存在理由としては、当初より現在に至るまで、アメリカ資本や国際資本の進出に対する国内産業の防衛があり、防波堤としての機能を、一国単位ないしはヨーロッパ単位で果たしていこうとする戦略を維持し続けている。
- ⑥ 組織としての CNC は、大統領の任命による総裁のもと、特別税という固有の財源を有することにより大きな独立性を享受しているが、会計上の透明性を保証するために、議会や政府によって重層的に制度化された監査や統制を受けている。

本調査にご協力いただいた皆さま

本調査ならびに報告書作成にあたり、前述の CNC 欧州国際関係局長マチュー・フルネ氏には、コロナ禍復興計画の立案や実行で多忙を極めるなか、CNC で発行している文書の翻訳と公開について許可をいただくとともに、CNC に対する議会や行政当局による監査や統制の仕組みについてご教示をいただいた。また、先方との連絡に際しては、フランス大使館オーディオビジュアル担当官映像・音楽部門主任のオリヴィエ・デルプ氏に、仲介の労を執っていただくとともに、随時相談に乗っていただいた。

文書資料を要とする調査研究となったため、フランス語からの翻訳作業は肝となった。法典や『年鑑』、支援プログラムに関するガイドブックやマニュアルと、広範な文書群の翻訳には、フランスの文学・文化の研究者である小柏裕俊氏と橋本知子氏に担当していただいた。また、作業途中からは、久保田ゆり氏、フランス在住のジャーナリスト・田中裕子氏にも、支援プログラムに関する翻訳や校正に加わっていただき、田中氏には最終段階での執筆補助をお願いした。

調査を進めるなかで、フランス政府ならびに CNC によるコロナ禍への対策が具体的に発表されてきたため、報告書のなかでも一節を割いて紹介することにした（第6章第3節「フランス映画界におけるコロナ禍復興施策」）。これに伴い、フランスの映画人からの激しい政府批判も含めた反応が伝わってきたこともあり、映画祭関係者や上映施設のプログラマー、セールスエージェント、映画監督らに、メールにてアンケートを送り、コロナ対策とともに CNC による支援制度への評価を尋ねることにした。また、報告書の内容がほぼ整ったところで、フランスの映画人との豊富なネットワークを持つアンスティチュ・フランセ日本・映画プログラム主任の坂本安美氏には、全文に目を通していただき、映画人の目から見た支援制度への評価や助成システムの現状分析について、貴重なコメントをいただくことができた。助成する側からの声を拾うことは最後までできなかったが、助成される側として、CNC と並走しているフランスの映画人による評価や見解が加わったことによって、多少なりとも報告書から生身の人間の体感を伝えることができたのではないかと、思っている。

調査や報告書作成の作業を進めるなかで、日本芸術文化振興会の皆さまには、幾度となく、貴重なコメントとアドバイスをいただいた。皆さまからの的確なご指導がなければ、本調査の目的に適うような成果は達成できなかったかもしれないと思う。心より御礼を申し上げます。

フランスの助成システムから学ぶこととは

前述したように、CNC による映画振興のための助成システムについて、日本では羨望の念で語られることが多い。支援規模の大きさや支援対象の幅広さと分厚さ、そして芸術的、文化的価値は認められるものの収益力の乏しい作品や活動に対する優先的なサポートが、しばしば注目を集める。しかし、羨望の後に来るものはもっぱら、日本ではとても実現困難であるという、あきらめの言葉である。

今回の調査によって明らかになったことの1つに、フランスにおける映画支援制度が他の社会制度

との間で密接なつながりをもって設計されている、ということがある。申請者の有資格性や申請内容の適格性の判断において、雇用や労働、社会保険、納税、技術標準などを条件としていることは言うまでもないが、近年とりわけ、ジェンダーや人種・民族、居住地域を超えた平等 (égalité)、均等 (parité)、多様性 (diversité) の原則を、支援プログラムの細部に至るまで徹底していこうとする意志が、明確に打ち出されている。芸術文化への支援が、社会制度を支えている原理原則や通念から懸け離れたものではないことを可視化させ、制度化することによって、映画が日々の生活の一部として不可欠なものであることを主張している、と言ってよい。現在の日本において、フランスの助成システムから学べることは多い。しかし、その核心は、社会制度の1つとして映画支援制度を機能させるというありかたが何によって実現されているのか、という点にあるのではないだろうか。

思いがけず大部の報告書になってしまったが、お読みいただいた方々にはぜひとも、フランスにおける映画支援制度の構造とこれを動かしている仕組み、そして支援プログラムの具体性のなかに宿っている思想から、多くのことを学び取っていただければと思う。もはや羨望とあきらめのスパイラルから脱け出し、この学びの成果が、日本における映画振興のための助成システムに関する新たな発想と、実現に向けた現実的なアクションへとつながっていくことを期待して、おわりの言葉としたい。

「フランスにおける映画振興に対する助成システム等に関する実態調査」

調査・報告書作成業務責任者

とちぎあきら

坂野ゆか (川喜多記念映画文化財団)

「フランスにおける映画振興に対する助成システム等に関する実態調査」は、以下の体制によって実施されました。

「フランス映画振興策等実態調査」コンソーシアム
特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO）
公益財団法人川喜多記念映画文化財団

統括責任者 榎田寿文（VIPO）
事業運営管理統括 山崎尚樹（VIPO）、金承美（VIPO）
運営管理事務局 VIPO
調査・報告書作成統括 武田和（川喜多記念映画文化財団）
調査・報告書作成業務責任者 坂野ゆか（川喜多記念映画文化財団）、とちぎあきら
調査・報告書作成事務局 川喜多記念映画文化財団
報告書編集責任者 佐々木淳

協力者・協力団体（敬称略）
戸田桂（文化庁参事官（芸術文化担当）付芸術文化調査官）
入江良郎（国立映画アーカイブ学芸課長）
マチュー・フルネ（CNC 欧州国際関係局長）
オリヴィエ・デルプ（フランス大使館オーディオビジュアル担当官映像・音楽部門主任）
小柏裕俊
橋本知子
久保田ゆり
田中裕子
坂本安美（アンスティチュ・フランセ日本・映画プログラム主任）
公益財団法人ユニジャパン／TIFFCOM

**フランスにおける映画振興に対する
助成システム等に関する実態調査
報告書**

[委託元] 独立行政法人日本芸術文化振興会

〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1
<https://www.ntj.jac.go.jp>

[受託先] 特定非営利活動法人映像産業振興機構

〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1
<https://www.vipo.or.jp/>

発行日 令和 3 年 2 月
改訂日 令和 4 年 3 月

無断複写・転載はお断りします。
